

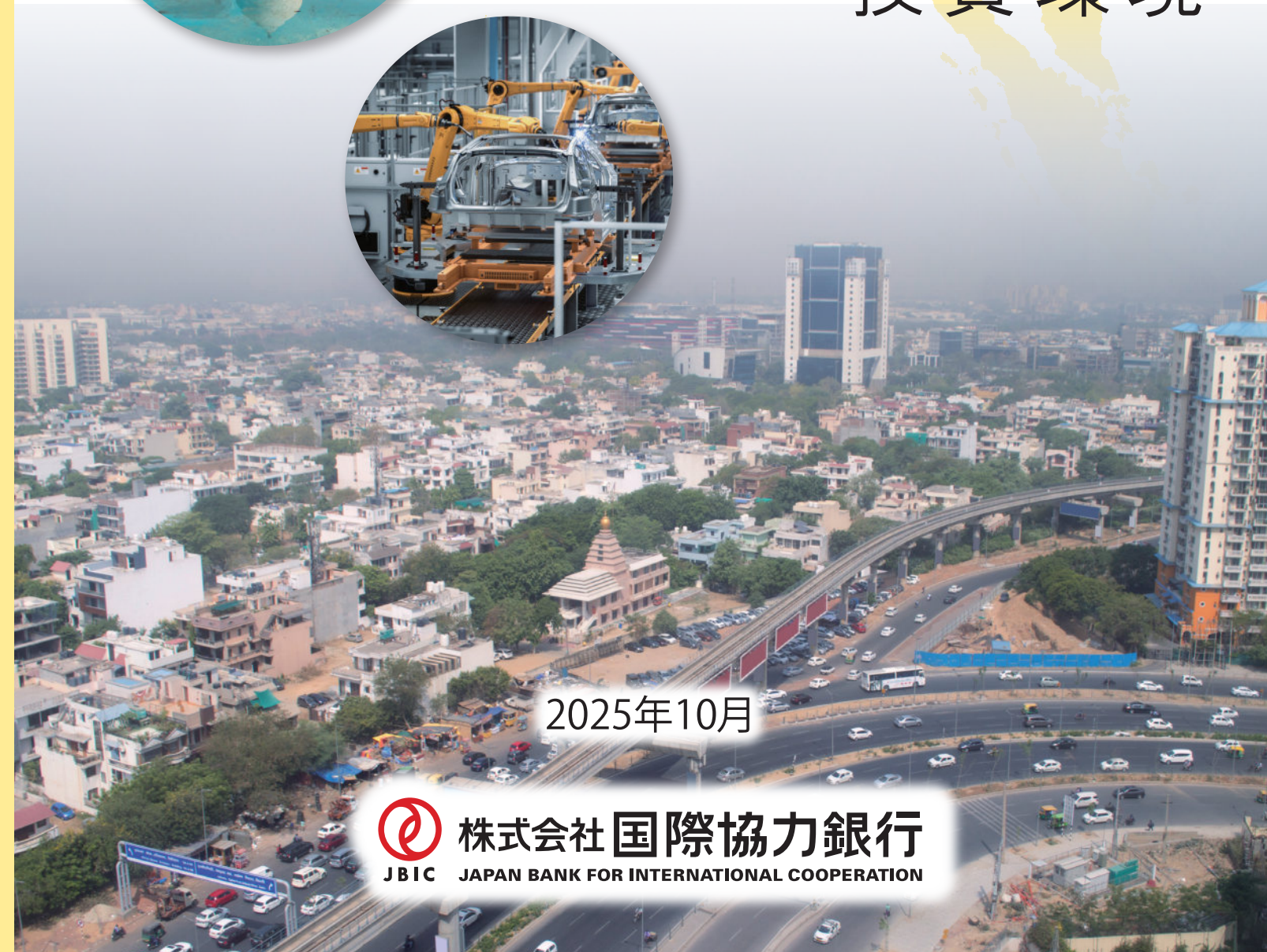


インドの投資環境

2025



インドの投資環境



2025年10月

リサイクル適性

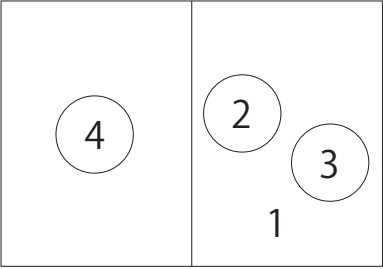
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

国際協力銀行



株式会社 国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION



- 1. **グルガーオンの街**
- 2. **タージ・マハル**
- 3. **自動車産業**
- 4. **ガネーシャ**

はじめに

本資料は、インド向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、インドの投資環境について、その概要を参考資料として取りまとめたものです。初版を 2008 年 11 月に発行して以降、数次にわたり改訂を実施しております。第 6 版となる本資料は、2023 年 2 月に発行された第 5 版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報 (2025 年) を反映いたしました。

インドは、世界第 1 位の人口を誇り、成長市場としての期待が高く、2025 年 4 月発行の IMF の World Economic Outlook に拠ると、2024 年は 6.5% の経済成長を達成する見通しであるなど、高い成長率を維持しております。また、国際協力銀行が実施している海外投資アンケート (2024 年度) の有望国調査においても、「現地マーケットの今後の成長性」及び「現地マーケットの現状の規模」等を理由に、3 年連続有望国第 1 位を維持するなど、引続き進出先国として高い人気を有しております。一方で、「法制運用の不透明性」、「他社との厳しい競争」及び「インフラが未整備」といった問題も挙げられており、更なる投資呼び込みに向けた政府による事業環境整備等も課題となっております。

このような状況下で、本資料は、インドの全体像を把握すべく、はじめにインド全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、企業の方々の関心の強い地域について、その特色等を説明する形式で構成されております。本資料がインド向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、進出日系企業・金融機関、JETRO など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、インドに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2025 年 10 月

株式会社国際協力銀行

産業ファイナンス部門

中堅・中小企業ファイナンス室

1. 目 次

ひとくちメモ一覧	iv	10. 外交	21
図表一覧	vi	11. 国防	26
略語一覧	xii	第3章 経済概況	27
		1. 経済概観	27
		2. 産業構造	31
		3. 貿易構造	34
		4. 人口大国の中のインド	40
<総論>		第4章 直接投資受入動向	45
1. 目 次	i	1. 外国直接投資受入動向	45
第1章 概観	1	2. 国別受入動向	46
1. 正式国名	1	3. 業種別受入動向	47
2. 人口	1	4. 投資先地域別流入動向	48
3. 国土	2	5. 日本からインドへの直接投資	49
4. 首都	2	第5章 日インド経済関係	51
5. 気候	3	1. 経済関係と貿易の概要	51
6. 民族	4	2. インドにおける日系企業	53
7. 言語	4	3. 日本・インド包括的経済連携協定	57
8. 宗教	5	第6章 外資導入政策と管轄官庁	61
9. 教育	6	1. 管轄官庁	61
10. 通貨	7	2. メイク・イン・インディア	62
11. 歴史	8	3. 自立したインド政策	67
第2章 政治・外交・軍事	13	第7章 主要関連法規	69
1. 政体	13	1. 会社など設立・運営に関する法律	69
2. 元首	13	2. 労務に関する法律	70
3. 首相	13	3. 税制に関する法律	70
4. 内閣	14	4. 知財・情報に関する法律	71
5. 行政組織	14	5. コンプライアンスに関する法律	71
6. 地方行政制度	17	6. 紛争解決に関する法律	71
7. 国会	19		
8. 政党	20		
9. 司法	20		

7. BIS 規制.....	73	第 15 章 環境規制.....	108
第 8 章 投資形態.....	75	1. 環境保護.....	108
1. 代表的な進出形態.....	75	2. 大気汚染防止.....	108
2. 進出形態の概要.....	75	3. 水質汚濁防止.....	109
第 9 章 主要投資インセンティブ.....	78	4. 廃棄物処理.....	109
1. 特別経済区 (SEZ).....	78	第 16 章 貿易管理・為替管理.....	112
2. 輸出型企業に対する優遇措置.....	79	1. 輸出入規制.....	112
3. その他の主な投資奨励業種.....	80	2. 関税制度.....	113
第 10 章 外資規制業種.....	82	3. 通関手続.....	116
1. 外国投資の禁止業種.....	82	4. 貿易における諸問題.....	117
2. 出資規制がある業種.....	82	5. 為替相場.....	118
第 11 章 許認可・進出手続き.....	86	6. 為替管理制度.....	120
1. 進出手続き.....	86	第 17 章 金融制度.....	122
2. 撤退・倒産処理手続き.....	90	1. 金融機関.....	122
第 12 章 税制.....	93	2. 金融市場.....	128
1. インドの税体系.....	93	3. 資本市場.....	128
2. 法人所得税.....	93	第 18 章 資金調達.....	132
3. 最低代替税.....	95	1. インドでの資金調達.....	132
4. 個人所得税.....	96	2. 現地での銀行借入.....	133
5. 配当に対する源泉徴収税.....	98	3. 海外からの借入.....	134
6. モノ・サービスの流れと間接税.....	98	4. 社債市場での資金調達.....	138
7. 関税.....	100	5. 株式上場での資金調達.....	138
第 13 章 用地取得.....	102	第 19 章 労働事情.....	139
1. 州工業団地への入居.....	102	1. 労働法の体系.....	139
2. NICDC 工業団地への入居.....	103	2. 労働市場と雇用情勢.....	139
3. 民間保有の土地の取得.....	103	3. 賃金.....	140
第 14 章 知的財産権.....	104	4. 雇用関係.....	142
1. 知的財産権保護の状況.....	104	5. 労働条件.....	145
2. 技術援助に係る関連法令.....	105	6. 年金・社会保険.....	146
3. 個人情報保護法に関する動向.....	106	7. 労使関係.....	148

8. 労働紛争の解決	149	1. 地域分類と地域別の人口	232
9. 外国人就労規制と労働許可取得	151	2. 地域別の GDP	234
第 20 章 物流・インフラ	153	3. 地域別の経済動向	236
1. 道路	154	【参考】地域別気候	239
2. 鉄道	154	第 25 章 地域編①：デリー首都圏	241
3. 港湾	157	1. 地域概要	241
4. 空港	160	2. 主要工業団地	251
5. 通信	162	第 26 章 地域編②：マハーラーシュトラ州	254
6. 水	164	1. 地域概要	254
7. 電力	165	2. 主要工業団地	260
8. インフラ開発計画	169	第 27 章 地域編③：グジャラート州	265
9. デリー・ムンバイ間産業大動脈構想	170	1. 地域概要	265
第 21 章 インド投資の優位性と留意点	173	2. 主要工業団地	272
1. 日本企業からの投資環境評価	173	第 28 章 地域編④：カルナタカ州	279
2. 米国国務省「投資環境報告」	174	1. 地域概要	279
3. インド投資の魅力と留意点	175	2. 主要工業団地	285
第 22 章 主要産業の動向と FTA の影響	181	第 29 章 地域編⑤：チェンナイ都市圏	292
1. インドの主要産業	181	1. 地域概要	292
2. 自動車	181	2. 主要工業団地	301
3. バイク	189	付録 1 進出企業へのアドバイス	308
4. 食品	191	付録 2 よくある質問（FAQ）	313
5. 小売	196	付録 3 日本国内での相談窓口	318
6. 不動産（居住用）	202	付録 4 インド国内の相談窓口	318
7. エアコン	204	1. 外国投資主要行政機関	318
8. FTA、EPA の進捗状況	206	2. 主要業界団体	319
第 23 章 最近のトピックス	214	3. 州産業開発公社など	320
1. インドのスタートアップ概況	214	4. 日本政府関連機関など	322
2. インドの脱炭素戦略	220	5. 金融機関	324
3. インドの半導体市場	228		
第 24 章 地域別の概要	232		

ひとくちメモ一覧

第1章 概観

ひとくちメモ 1: ベジタリアン大国のインド	6
ひとくちメモ 2: インドのカースト	12
ひとくちメモ 3: 国民的スポーツ「クリケット」	12

第7章 主要関連法規

ひとくちメモ 4: 破産倒産法を活用した地場企業の買収	72

第8章 投資形態

ひとくちメモ 5: 独資 vs 合弁	77

第12章 税制

ひとくちメモ 6: 日系企業の税務に関する悩みはやや改善	151

第19章 労働事情

ひとくちメモ 7: インドにおける禁酒政策	1521
ひとくちメモ 8: インドの人材の特徴と採用上の留意点	1522
ひとくちメモ 9: 世界最古の大学	1522

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ 10: 現地での通信手段	172

第21章 インド投資の優位性と留意点

ひとくちメモ 11: インド桁電卓: ツボを押さえた日本メーカーのヒット商品	178

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

ひとくちメモ 12: 電気自動車 (EV) 重視の政策	187
ひとくちメモ 13: インドのデリバリーサービス	213

第23章 最近のトピックス

ひとくちメモ 14: 「IT 職種は、カーストは関係ない」という言説は本当か?	227

第25章 地域編①: デリー首都圏

ひとくちメモ 15: 充実する日本食レストラン	243
ひとくちメモ 16: グルグラム/グルグルム? : インドの地名事情	250

第26章 地域編②: マハーラーシュトラ州

ひとくちメモ 17: 英雄シヴァージー	264

第 27 章 地域編③：グジャラート州

ひとくちメモ 18： マンダルでの日本式ものづくり教育	275
ひとくちメモ 19： インドのワイナリー	278

図表一覧

図表 1-1	主要国の人口推移（2020～2055 年）	1
図表 1-2	インドの人口構成（左：2025 年、右：2055 年）	2
図表 1-3	インド主要都市の気温と降水量	3
図表 1-4	インドの識字率	7
図表 1-5	インドの歴史	10
図表 2-1	行政組織（2024 年時点）	14
図表 2-2	中央省庁（2025 年 6 月時点）	15
図表 2-3	モディ内閣閣僚一覧（2025 年 6 月時点）	16
図表 2-4	インド憲法が定める行政階層	17
図表 2-5	インドの行政区域	18
図表 2-6	第 18 回連邦下院選挙（2024 年）の議席数	20
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移（2024 年の実質 GDP は予測値）	27
図表 3-2	実質 GDP 成長率と要因分解	29
図表 3-3	主要経済指標	30
図表 3-4	実質 GDP 成長率（四半期）の推移（2016 年度～2023 年度第 3 四半期）	31
図表 3-5	第 1～3 次産業の構成比の推移（1970 年～2023 年）	32
図表 3-6	産業別名目 GDP の構成比（2013 年度及び 2023 年度）	33
図表 3-7	輸出・輸入と貿易収支の推移	34
図表 3-8	主要輸出品目	35
図表 3-9	主要輸入品目	36
図表 3-10	主要輸出相手国	38
図表 3-11	主要輸入相手国	39
図表 3-12	国別の貿易収支の推移	40
図表 3-13	インドと世界の人口大国との比較表（2023 年）	41
図表 3-14	SAARC 諸国間の貿易額の変化（2008 年→2024 年）	42
図表 3-15	インド・中国・ASEAN 諸国・南アジア主要国との賃金コストなどの比較	44
図表 4-1	対インド直接投資の推移（実行額ベース。2024 年度は暫定値）	45
図表 4-2	インドの直接投資受入状況（投資国別・2000～2024 年度累計）	46

図表 4-3	直接投資の業種別流入動向(右の構成比は、全直接投資額に対する割合を指す).....	48
図表 4-4	州・連邦直轄領別の投資受入動向（上位 10 州・連邦直轄領）	48
図表 4-5	日本からの対インド直接投資の推移（実行額ベース）	50
図表 5-1	日本の対インド輸出入の推移	51
図表 5-2	インドの対 ASEAN 貿易の推移	52
図表 5-3	日本の対インド輸出入品目別構成比（2023 年）	53
図表 5-4	進出日系企業数及び地域別拠点数の推移	54
図表 5-5	地域別の日系企業拠点数の状況	56
図表 5-6	日インド包括経済連携協定における協力分野	60
図表 6-1	メイク・イン・インドの重点 25 産業	62
図表 6-2	PLI が適分野用される 14 分野と品目	63
図表 6-3	メイク・イン・インドの事業環境改善の諸施策	64
図表 6-4	「自立したインド」政策の変遷	68
図表 8-1	現地法人の設立形態	75
図表 8-2	株式有限会社の設立形態	76
図表 9-1	SEZ 入居企業における租税優遇措置	78
図表 10-1	ネガティブ・リスト対象業種	82
図表 10-2	出資規制がある業種	83
図表 11-1	非公開会社設立の流れ	86
図表 11-2	現地法人設立後に実施すべき主な事項	87
図表 11-3	駐在員事務所・支店の設立の流れ	88
図表 11-4	プロジェクト・オフィス設立の流れ	89
図表 11-5	設立形態別の閉鎖の容易性	91
図表 12-1	法人所得税の税率	93
図表 12-2	最低代替税（MAT）の税率	95
図表 12-3	納税者の居住区分	97
図表 12-4	個人所得税の税率	98
図表 12-5	GST の分類	99
図表 12-6	関税の構成要素	100
図表 15-1	環境保護に関する主要な法規則	108

図表 15-2	大気汚染防止に関する主要な法規則	109
図表 15-3	水質汚濁防止に関する主要法規則	109
図表 15-4	廃棄物処理に関する主要法規則	110
図表 16-1	輸出入品目規制	113
図表 16-2	関税体系の概要	114
図表 16-3	関税算出例	115
図表 16-4	主な関税減免スキーム	116
図表 16-5	関税引き上げの主な対象品目及び関税率	118
図表 16-6	為替レートの推移	119
図表 16-7	外貨準備高の推移（2010 年-2023 年）	120
図表 16-8	送金自由化スキームの対象使途	121
図表 17-1	インドの金融機関（2024 年 3 月末）	123
図表 17-2	指定商業銀行の総資産ランキング（2024 年 3 月末）	124
図表 17-3	近年の国営銀行の合併状況	125
図表 17-4	政策金利（INREPO）の長期推移（2008 年 1 月-2025 年 6 月）	128
図表 17-5	株価指数（SENSEX）の推移	130
図表 17-6	インド債券市場の残高推移	131
図表 18-1	インドでの主な資金調達方法	132
図表 18-2	政策金利と貸出基準レートの推移	134
図表 18-3	邦銀と地場銀行の貸出基準レート	134
図表 18-4	対外商業借入（ECB）の概要	137
図表 19-1	インドの人口構成の変化	140
図表 19-2	インド主要都市の賃金水準及び法定最低賃金（月額、米ドル、基本給）	142
図表 19-3	ワーカーの解雇手続き	145
図表 19-4	連邦法・州法の定める労働条件の概要	146
図表 19-5	社会保障関連法規の概要	147
図表 19-6	社会保障負担率	148
図表 19-7	インド州別の労働争議件数及びその概要（2022 年）	149
図表 20-1	主要な国際空港とメジャーポートの位置	153
図表 20-2	道路の総延長距離推移	154

図表 20-3	鉄道輸送量と軌道延長の推移	155
図表 20-4	DFC プロジェクトマップ	156
図表 20-5	メジャーポート・ノンメジャーポートにおける総取扱貨物量の推移.....	158
図表 20-6	メジャーポートにおける港湾別貨物取扱量（2023、2024 年度）	158
図表 20-7	メジャーポートのターンアラウンドタイム	159
図表 20-8	インドの空港における総取扱貨物量の推移	160
図表 20-9	インドの空港における旅客輸送量の推移	161
図表 20-10	デジタル・インド・プログラムの重点分野	163
図表 20-11	インドにおける電話・インターネットの普及状況.....	164
図表 20-12	インドの発電設備容量（2024 年 3 月末時点）	165
図表 20-13	電力の需給状況と不足率	166
図表 20-14	ピーク時電力の需給状況と不足率	167
図表 20-15	各州の電力需給と需給ギャップ（2023-2024 年度）	168
図表 20-16	BJP のマニフェストに盛り込まれた主なインフラ関連事項	170
図表 20-17	DMIC の主なプロジェクト	171
図表 21-1	中期的有望事業展開先国・地域（2024 年度）	173
図表 21-2	有望理由と課題	174
図表 21-3	インドの対アフリカ貿易の推移	177
図表 21-4	都市別投資コストの比較（月額、単位：ドル）	179
図表 22-1	インドの産業構成比（名目）	181
図表 22-2	自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移	182
図表 22-3	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	183
図表 22-4	自動車のメーカー別販売シェア（2024 年）	184
図表 22-5	自動車部品の輸出入額の推移	188
図表 22-6	バイクの生産台数の推移	190
図表 22-7	バイクの種類別販売シェアとメーカー別生産シェア（2023~24 年度）	191
図表 22-8	加工食品の売上高と伸び率の推移	192
図表 22-9	加工食品の売上高と品目別構成比（2014 年→2024 年）	193
図表 22-10	加工食品の売上高と構成比（2024 年→2029 年）	195
図表 22-11	小売販売額の推移	197

図表 22-12	業態別販売額構成比（2014 年→2024 年）	198
図表 22-13	小売・卸売市場の外資規制	199
図表 22-14	業態別販売額構成比（2024 年→2029 年）	201
図表 22-15	住宅完工件数の推移	202
図表 22-16	住宅・不動産業の外資規制	203
図表 22-17	日系企業のインド不動産関連市場への進出などの動き	204
図表 22-19	インドの二国間、多国間経済・貿易協定の概要（2025 年 7 月時点）	207
図表 22-20	インドの二国間 FTA・EPA の詳細	209
図表 23-1	グローバルでの VC によるスタートアップ投資額	215
図表 23-2	アジアでの VC によるスタートアップ投資額	215
図表 23-3	セクターごとの資金供給割合	216
図表 23-4	Start-up India のアクションプラン	217
図表 23-5	日本の事業会社によるスタートアップ投資例	219
図表 23-6	2022 年度の発電量の電源別割合	221
図表 23-7	インドのセクター別最終エネルギー消費量の推移	223
図表 24-1	インドの地域マップ	232
図表 24-2	各州の面積、人口比較	233
図表 24-3	地域別名目 GDP（2022 年度）	235
図表 24-4	地域別に見た名目 GDP の産業別構成比（2022 年度）	237
図表 24-5	進出日系企業拠点数	239
図表 24-6	地域別の気温と降水量	240
図表 25-1	インドにおけるデリー連邦直轄領及び隣接州の位置	241
図表 25-2	主要工業団地の概要（2025 年 4 月時点）	252
図表 26-1	インドにおけるマハーラーシュトラ州の位置	255
図表 26-2	シェンドラ・ビドキン工業区の位置	260
図表 26-3	主要工業団地の概要（2025 年 3 月時点）	261
図表 27-1	インド西部におけるグジャラート州の位置	266
図表 27-2	グジャラート州への進出日系企業拠点数の推移	267
図表 27-3	アーメダバードの気温と降水量	270
図表 27-4	ドレラ特別投資区の位置	273

図表 27-5	マンダル工業団地の位置	274
図表 27-6	マンダル工業団地の貸工場スペースレイアウト	274
図表 27-7	主要工業団地の概要（2025 年 6 月時点）	276
図表 28-1	インドにおけるカルナタカ州の位置	280
図表 28-2	カルナタカ州進出日系企業の拠点数推移	281
図表 28-3	主要工業団地の概要（2021 年 3 月時点）	287
図表 29-1	インド南部におけるチェンナイ都市圏の位置	294
図表 29-2	タミル・ナドゥ州進出日系企業の拠点数推移	296
図表 29-3	アンドラ・プラデシュ州進出日系企業の拠点数推移	296
図表 29-4	チェンナイ都市圏の日本工業団地の分布	302
図表 29-5	ワンハブ・チェンナイ工業団地内の様子	303
図表 29-6	スリ・シティ工業団地の様子	304
図表 29-7	主要工業団地の概要（2024 年 8 月時点）	305

略語一覧

A	AAI	インド空港局	Airport Authority of India
	ACMA	インド自動車部品工業会	Automotive Component Manufacturers Association of India
	AIADMK	全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟	All India Anna Dravida Munnetra Kazhagam
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
B	BIMSTEC	環ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアチブ	Bay of Bengal Multi-Sectoral Economic and Technical Cooperation
	BIP	投資促進局	Bureau of Investment Promotion
	BJP	インド人民党	Bharatiya Janata Party
	BPO	ビジネス・プロセス・アウトソーシング	Business process outsourcing
	BRICs	ブリックス (ブラジル、ロシア、インド、中国)	Brazil, Russia, India, China
	BSE	ボンベイ証券取引所	Bombay Stock Exchange
C	CIF	運賃・保険料込み条件	Cost, Insurance and Freight
	COMCASA	通信互換性保護協定	Communications Compatibility and Security Agreement
	CPCB	中央汚染管理委員会	Central Pollution Control Board
D	DDT	配当支払税	Dividend Distribution Tax
	DFCCIL	貨物専用鉄道公社	Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited
	DGFT	商工省商務局・外国貿易部	Directorate General of Foreign Trade
	DICDL	ドレラ産業都市開発会社	Dholera Industrial City Development Limited
	DIN	取締役識別番号	Director Identification Number
	DMIC	デリー・ムンバイ間産業大動脈	Delhi-Mumbai Industrial Corridor
	DMICDC	デリー・ムンバイ間産業大動脈開発公社	Delhi-Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited
	DMK	ドラヴィダ進歩同盟	Dravida Munnetra Kazhagam
	DPIIT	商工省産業国内取引促進局	Department for Promotion of Industry and Internal Trade
	DSIR	ドレラ特別投資地域	Dholera Special Investment Region
	DTA	国内関税一般区域	Domestic Tariff Area
E	ECB	対外商業借入	External Commercial Borrowings
	EDB	経済開発庁	Economic Development Board
	EEFC	居住者外貨預金	Exchange Earners Foreign Currency
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPC	輸出促進協議会	Export Promotion Council
F	FDI	海外直接投資	Foreign Direct Investment
	FEMA	外為管理法	Foreign Exchange Management Act
	FOB	本船積込渡し	Free on Board
	FPI	外国ポートフォリオ投資家	Foreign Portfolio Investment
	FRRO	外国人登録局	Foreigner Regional Registration Office

	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
	FTP	外国貿易政策	Foreign Trade Policy
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GST	物品・サービス税	Goods & Services Tax
I	IEC	輸出入業者コード	Importer-Exporter Code
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	INC	インド国民会議派	Indian National Congress
J	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JSG	日印共同研究会	Joint Study Group
K	KIADB	カルナタカ州工業団地開発局	Karnataka Industrial Areas Development Board
L	LLP	有限責任事業組合	Limited Liability Partnership
	LRS	送金自由化スキーム	Liberalised Remittance Scheme
M	MAT	最低代替税	Minimum Alternate Tax
	MCLR	資金調達の限界コストに基づく貸出金利	Marginal Cost of Funds based Lending Rate
	MeitY	エレクトロニクス・情報技術省	Ministry of Electronics and Information Technology
	MIDC	マハーラーシュトラ州産業開発公社	Maharashtra Industrial Development Corporation
	MRP	最大小売価格	Maximum Retail Price
N	NABARD	全国農業農村開発銀行	National Bank for Agriculture and Rural Development
	NCLT	会社法審判所	National Company Law Tribunal
	NHB	全国住宅銀行	National Housing Bank
	NRI	非居住者インド人	Non-Resident Indians
	NSE	ナショナル証券取引所	National Stock Exchange
O	OBC	その他後進階級	Other Backward Classes
P	PAN	納税者番号	Permanent Account Number
	PPP	官民パートナーシップ	Public Private Partnership
R	RBI	インド準備銀行	Reserve Bank of India
	RCEP	東アジア地域包括的経済連携	Regional Comprehensive Economic Partnership
	RCMC	登録証兼会員証	Registration cum Membership Certificate
	RIICO	ラジャスタン州産業開発・投資公社	Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation
	ROC	会社登記局	Registrar of Companies
	RoDTEP	輸出品に対する関税及び課税免除制度	Remission of Duties and Taxes on Exported Products
S	SAARC	南アジア地域協力連合	South Asian Association for Regional Cooperation
	SAFTA	南アジア自由貿易地域	South Asian Free Trade Area
	SBI	インドステイト銀行	State Bank of India
	SEBI	証券取引管理局	Securities and Exchange Board of India

	SEZ	特別経済区	Special Economic Zone
	SIAM	インド自動車工業会	Society of Indian Automobile Manufacturers
	SIDBI	小規模産業開発銀行	Small Industries Development Bank of India
	SIPB	州投資促進委員会	State Investment Promotion Board
	SIPCOT	タミル・ナドゥ州産業振興公社	State Industries Promotion Corporation of Tamil Nadu Ltd
	SLR	法定流動性比率	Statutory Liquidity Ratio
	SPCB	州汚染管理委員会	State Pollution Control Board
	SPS	衛生植物検疫措置	Sanitary and Phytosanitary Measures
T	TAN	源泉徴収番号	Tax Deduction Account Number
	TRAI	インド電気通信規制庁	Telecom Regulatory Authority of India
	TRIPS	知的所有権の貿易関連の側面	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
U	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UV	多目的自動車	Utility Vehicle
W	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

第1章 概観

1. 正式国名

正式国名はインド（Republic of India）。国旗は、サフラン・白・緑の横三色に中央に「アショーカ・チャクラ（Ashoka Chakra）」という法輪を配している。サフランはヒンドゥー教、緑はイスラム教、白は2宗教の和解とその他の宗教を表す。英国支配からの独立を目指した1921年以降、数回デザインが変更されており、右の国旗は1947年にインド連邦として独立した際に策定されたものである。

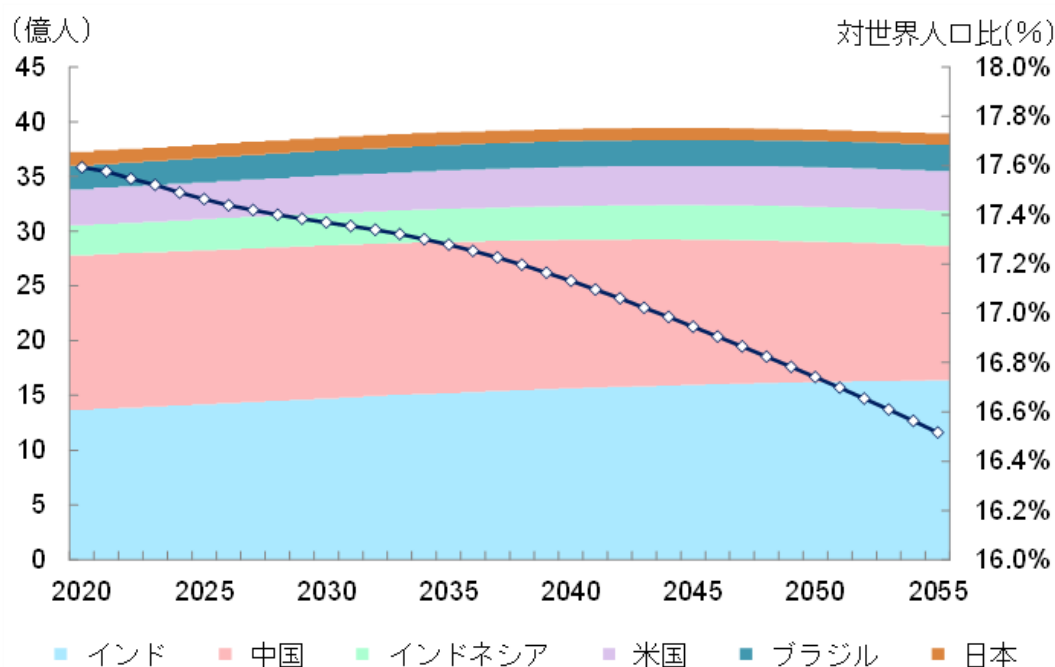


インドの国旗

2. 人口

人口は、2023年に中国を抜き、世界第1位となった。2025年現在の人口は14.55億人（2025年、IMF）となった。2015年から2025年の10年間で、人口は9.96%増えている。一方、世界人口に占めるシェアでは、2020年は17.6%を占めているが、他国における人口増加が進行する影響で、長期的には対人口比は減少し2055年には16.5%の割合となる見込みである（図表1-1）。

図表 1-1 主要国の人口推移（2020～2055年）

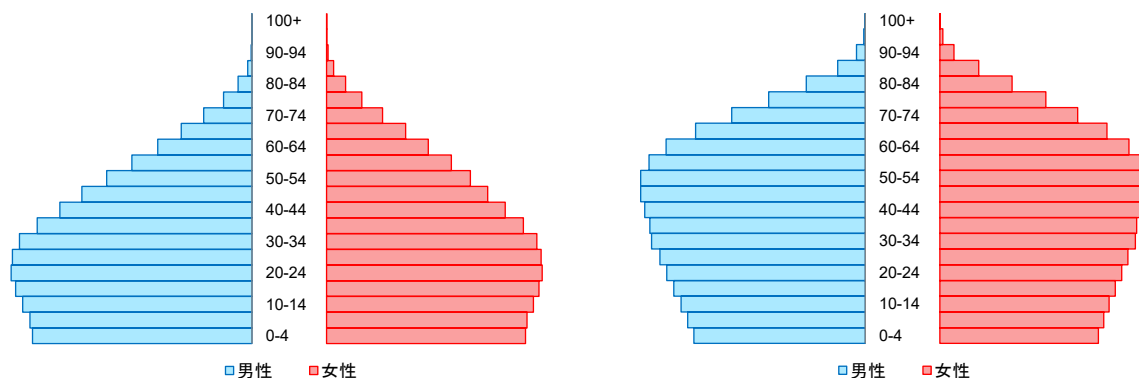


（出所）US Census Bureau “International Data Base”より作成

2025年の平均寿命は72.5歳と推定され、年齢別の人口構成を見ると、若年者人口の比率が高

く、25歳未満の人口が全人口の41.3%を占める。図表 1-2 のとおり、2025 年の人口構成は 20～30 歳代をボリュームゾーンとする釣鐘型である。長期的（2055 年）には 40～50 歳代などの中高年層がボリュームゾーンになるが、将来にわたって豊富な労働力が供給されるものと見ることができる。

図表 1-2 インドの人口構成（左：2025 年、右：2055 年）



（出所）US Census Bureau “International Data Base”より作成

3. 国土

インドの国土面積はパキスタン、中国との係争地を含めて 328.7 万 km²（日本の約 8.7 倍）であり、世界第 7 位の広さである。日本との時差は 3.5 時間で、国内時差はない。インドの本土は、ヒマラヤ山脈のある北部山岳地帯、広大なヒンドスタン平原、及び南部のデカン半島部分の 3 つの広大な領域から成り立っている。

また、インドは、アジア地域の中で地政学的に重要な位置にある。東側は世界第 2 位の経済大国である中国と国境を接しており、高い経済成長を遂げている ASEAN 諸国とも近い距離に位置する。西側は、パキスタン、アフガニスタン、イランなどの西アジア諸国に近く、更に海を隔てた中東・アフリカ諸国との関係も伝統的に強い。

4. 首都

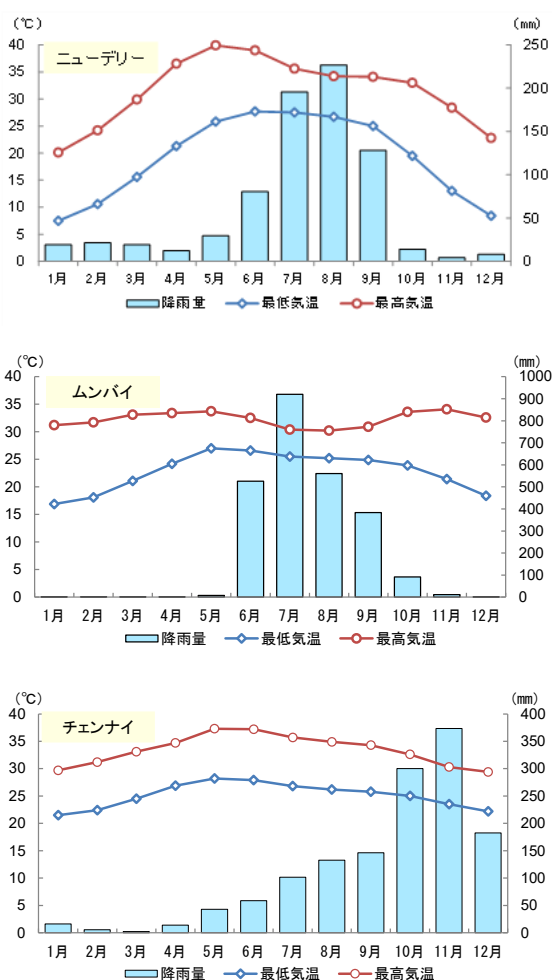
首都はデリー連邦直轄領のニューデリー（New Delhi）である。2025 年時点でのデリー都市圏の人口は 2,867 万人と推定されており、2030 年までには東京を抜き世界最大の人口を抱える都市になると予測されている¹。

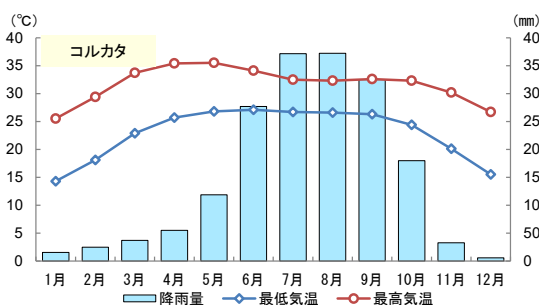
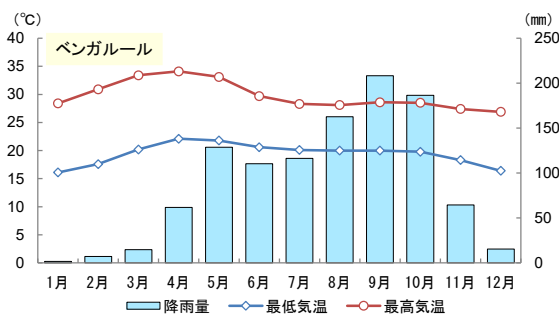
¹ 国連経済社会局 “World Urbanization Prospects 2018: Highlights”
<https://population.un.org/wup/publications/Files/WUP2018-Highlights.pdf>

5. 気候

国土が広大であるため、地域によって多様な気候が見られる（図表 1-3）。北部のニューデリーは内陸のため年間の気温差が大きい。3～6月は気温が40℃以上に達する日もある一方で、11～1月にかけては東京並みに冷え込むこともある。西部沿岸のムンバイでは一年を通じて気温は15～30℃程度で安定しており、6～9月には雨季を迎える。南部沿岸のチェンナイでは、10～11月にかけて多くの降雨があり、サイクロンや洪水に見舞われることもある。南部デカン高原に位置するベンガルールは標高が920mと高いため、一年を通じて温暖な気候である。また、東部のコルカタは、気温は15～35℃程度で推移しており、特に6～9月にかけて雨季を迎える。

図表 1-3 インド主要都市の気温と降水量





(注) 4都市とも 1991-2020 年の 30 年平均より算出

(出所) インド気象庁 (India Meteorological Department) をもとに作成

6. 民族

同国の人口の大半を占めるのが、インド・アーリア人である。続いて、ドラヴィダ人、北東部やヒマラヤ地域に居住する民族集団のほか、東部を中心にアストロアジア語派を話す少数民族も存在し、多様な文化圏を形成している。様々な民族による侵入・定住の歴史の中で、少数民族を含めた多様な民族が存在し、インド人の多くが混血となっている。

インド・アーリア人は、中央アジア方面からインド北部に侵入してきたアーリア人がルーツで、現在、国土の中央部から東西に広く分布している。彼らは主にインド・ヨーロッパ語族に属する言語（ヒンディー語、ベンガル語、マラーティー語など）を話す。一方、ドラヴィダ人は古代からインドに定住していた先住民であり、インド・アーリア人の侵入を経て、現在では主に南部に居住している。彼らはドラヴィダ系言語（タミル語、テルグ語、カンナダ語、マラヤーラム語など）を使う。さらに、北東部やヒマラヤ地域には、チベット・ビルマ語派を話す民族など、多様な集団が暮らしている。

7. 言語

連邦公用語はヒンディー語である。中部・北部を中心に、同国で最も多く話されている言語である。全世界の話者は約 6.09 億人（2025 年）に上り、中国語や英語と並び最も世界で話されている言語の一つである。

また、準公用語として英語が広く普及し、米国に次いで話者数が多い。ほかに共和国憲法の附則では 22 言語が州公用語として規定されているが、言語総数は方言を加えると約 2,000 程度にも及ぶと言われている。そのため、例えば北部出身者と南部出身者では互いの母語が通じず、日常

会話が英語で行われることも少なくない。

8. 宗教

人口の79.8%をヒンドゥー教が占めている。この他は、イスラム教が14.2%、キリスト教が2.3%、シーク教が1.7%、仏教が0.7%、ジャイナ教が0.4%と続く（2011年国勢調査²）。その他の少数派の宗教もコミュニティを持ち、政党を結成したり商売におけるネットワークを築いたりしている。

ヒンドゥー教はインドにおける民族伝統と強い結びつきを持ち、他宗教との垣根が低い。例えば憲法において、シーク教、仏教、ジャイナ教の信者もヒンドゥー教徒として扱われると定められている。ヴィシュヌ、シヴァ、ブラフマーの3大神に象徴される多神教で、不殺生や牛の崇拝などを宗旨とする。

イスラム教は、ジャンム・カシミールやラクシャディープなどの州・連邦直轄領で多数派を占め、近年は増加傾向にある。同国はインドネシアとパキスタンに次ぐ世界第3位のイスラム人口を抱えており、2060年にはインドネシアを抜き世界第1位になる見込みで、インドのイスラム人口は3億人以上に達するとの予測もある³。キリスト教は、旧ポルトガル領のゴアを中心に、北東7州（ナガランド、ミゾラム、メガラヤ、マニプル、アルナチャル・プラデシュ、アッサム）などに多く見られる。シーク教は16世紀に創始された宗教で、総本山があるパンジャブに集中して見られる。富裕層に信者が多く、マンモハン・シン前首相も、パンジャブ出身のシーク教徒である。シーク教は一神教で、カースト制を否定し輪廻からの解放（モクシャ）を目指している。

仏教は同国起源の宗教であるが、13世紀初頭にイスラム教徒の侵攻によって没落した。現在信者が多い地域はカシミールやネパールとの国境付近などにとどまる。ジャイナ教も仏教同様、同国を起源とする最も古いインド宗教の一つである。あらゆるもの全てに靈魂の存在を認め、身体的・言語的・心理的暴力を否定している。

その他の宗教としてゾロアスター教がある。インドではゾロアスター教徒は「パールーシー」と称され、ムンバイやプネなどに集中している。裕福で教育・文化レベルが高く、ネットワーク意識が強いことも特徴的である。同国最大の財閥であるタタ・グループは、パールーシーの一族によって運営されてきた。

² 国勢調査は2021年に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により調査実施が2022年以降に延期された。インド政府によると、次回の国勢調査は2027年に行われる予定。

³ ピュー研究所 “The countries with the 10 largest Christian populations and the 10 largest Muslim populations”

<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2019/04/01/the-countries-with-the-10-largest-christian-populations-and-the-10-largest-muslim-populations/>

ひとくちメモ 1: ベジタリアン大国のインド

昨今の健康ブームを受けて、従来は肉や魚を食する地域でも、ベジタリアンが脚光を浴びている。それらの最近の潮流に先立ち、古くからベジタリアンの食文化が根付いているのがインドである。全人口に占めるベジタリアンの割合は近年低下しつつあるものの、2021 年度時点で 26.5%がベジタリアンであるとの統計もある。

これほどまでベジタリアン食文化が普及している背景には、宗教の教えがある。例えば、ヒンドゥー教では、牛を神聖視して食さないほか、その他の動物も殺生を避ける考え方がある。シーク教や仏教徒も、一部の信者は菜食を実践している場合がある。

なお、ベジタリアンにはいくつか分類がある。インドで最も一般的なのは、「ラクト・ベジタリアン」であり、肉、魚、卵は食わず、乳製品は摂取する。その他、肉・魚は食べないが卵は摂取する「オヴォ・ベジタリアン」や、乳製品を含め、一切の動物性食品を口にしない「ヴィーガン」などがある。

現地の飲食店や食料品においては、ベジタリアン（「ラクト・ベジタリアン」）は緑のマーク、ノンベジには赤のマークを表示するよう義務付けられている。2025 年 6 月に行った実地調査で訪れた飲食店では、おおよそどの店でも、全メニューの半分程度が「ベジタリアン」向けであるなど、日常の食事の選択肢として根付いているようであった。いくつかベジタリアンメニューを試してみたが、チーズや植物性の油をふんだんに使っており、食べ応えがあるものも多かった。

このように、ベジタリアンは日本の食習慣にはあまり馴染まない側面もあるが、これからインドで事業を行う場合は、インド人とのコミュニケーションを円滑にする上でも、認識しておきたい。

9. 教育

インドでは、2020 年に 34 年ぶりに国家教育政策が改訂された。新しい国家教育政策では、2040 年までに全ての学習者が最高水準の教育へ平等にアクセスできるような教育システムを構築することを目標に掲げている。これまでは 6~16 歳の 10 年間の初等・中等教育と、16~18 歳の 2 年間の高等教育という構成であった教育制度であったが、新政策では、3~8 歳までの 5 年間の基礎教育（3 年間のプレスクール（Anganwadi）と 2 年間の初等学校に細分される）、8~11 歳までの 3 年間の準備教育、6~8 歳までの 3 年間の中等教育、そして 14~18 歳までの 4 年間の後期中等教育（Grade 9-10 の第 1 フェーズと Grade 11-12 の第 2 フェーズに細分される）という 4 段階の学校制度に分類し直した。これにより、以前の教育制度には含まれていなかった 3 歳からの幼児教育も含む全体的な教育制度の構築を図っている。

識字率は全国平均で 73.0%だが（2011 年国勢調査²⁾）、州ごとの格差が大きい。最も識字率が高いのは南部のケララ州で、男女とも 90%を越えている。他方、経済的に後発の北部ビハール州では、男女合計で 61.8%、女性のみでは 51.5%にとどまった（図表 1-4）。この識字率の格差にも表れるような教育格差などの解決が必要という問題意識が、2020 年の国家教育政策改訂につながった。国家教育政策 2020 では、識字率 100%達成に向けて成人教育や生涯教育の取組みを進めることも述べられている。

図表 1-4 インドの識字率

州・連邦直轄地	識字率 (%)		
	男女合計	男性	女性
ケララ	94.0	96.1	92.1
ラクシャディープ	91.8	95.6	87.9
ミゾラム	91.3	93.3	89.3
ゴア	88.7	92.6	84.7
トリプラ	87.2	91.5	82.7
ダマン&ディウ	87.1	91.5	79.5
アンドAMAN・ニコバル諸島	86.6	90.3	82.4
デリー	86.2	90.9	80.8
チャンディガル	86.0	90.0	81.2
ボンディシェリ	85.8	91.3	80.7
ヒマチャル・プラデシュ	82.8	89.5	75.9
マハラシュトラ	82.3	88.4	75.9
シッキム	81.4	86.6	75.6
タミル・ナドゥ	80.1	86.8	73.4
ナガランド	79.6	82.8	76.1
ウッタラカンド	78.8	87.4	70.0
グジャラート	78.0	85.8	69.7
マニプラ	76.9	83.6	70.3

州・連邦直轄地	識字率 (%)		
	男女合計	男性	女性
西ベンガル	76.3	81.7	70.5
ダドラ&ナガルハベリ	76.2	85.2	64.3
パンジャブ	75.8	80.4	70.7
ハリヤナ	75.6	84.1	65.9
カルナタカ	75.4	82.5	68.1
メガラヤ	74.4	76.0	72.9
オディシャ	72.9	81.6	64.0
アッサム	72.2	77.8	66.3
チャットティスガル	70.3	80.3	60.2
マディヤ・プラデシュ	69.3	78.7	59.2
ウッタル・プラデシュ	67.7	77.3	57.2
ジャンム・カシミール	67.2	76.8	56.4
アンドラ・プラデシュ	67.0	74.9	59.1
ジャルカンド	66.4	76.8	55.4
ラジャスタン	66.1	79.2	52.1
アルナチャル・プラデシュ	65.4	72.6	57.7
ビハール	61.8	71.2	51.5
全国平均	73.0	80.9	64.6

(注) インドの州別地図は第2章「政治・外交・軍事」図表 2-5 参照、当該データはアンドラ・プラデシュ州分割前

(出所) Census of India (2011 年) より作成

10. 通貨

インドの通貨はルピー (Rupee)。2025 年 8 月頭時点での対ドルレートは 1 ドルあたり 87.42 ルピー。1993 年に「管理変動相場制」に移行した。現在、インド準備銀行 (RBI) は、急激な為替変動が発生した場合に為替介入を行っているが、長期的に見ると、インドルピーは下落を続けている (詳細は第 16 章第 16 章参照)。

11. 歴史

(1) インダス文明からムガル帝国まで

紀元前 25 世紀頃より、現在のインド、パキスタン、中国を流れるインダス川流域でインダス文明が発展したと知られている。紀元前 15 世紀頃よりアーリア人が北部パンジャブ地方に進出して、先住民を征服した。紀元前 10 世紀頃にはガンジス川流域へと勢力を拡大し、農耕社会の形成や商工業の発展が見られるようになった。紀元前 5 世紀には、釈迦によって初期仏教が創始されたと言われている。紀元前 4 世紀後半にはインド初の統一王朝のマウリヤ朝が成立し、紀元前 3 世紀のアショーカ王の時代に最盛期を迎えた。現在インドの国章に見られる獅子のシンボル（右図）は、アショーカ王が建造した塔に用いられていたモチーフである。マウリヤ朝は官僚制に基づく中央集権政治システムを持ち、強固な古代帝国を築いたが、紀元前 2 世紀後半には衰退した。2 世紀にはローマ帝国との活発な交易が展開される一方、南インドにも仏教が広がっていった。4 世紀後半にグプタ朝が北インドを統一し、ヒンドゥー教や文化・学問が発展していったとされる。

10 世紀後半より、イラン系王朝が北インドへ進出し、デリーを中心に、イスラム王朝が樹立された。一方、南インドでは、ヒンドゥー王国がインド洋貿易を通じて繁栄を遂げた。16 世紀には中央アジアのティムール帝国にルーツを持つムガル帝国が誕生し、約 300 年間の安定的な統治体制が築かれた。ペルシア色の強いインド・イスラム文化が発展し、世界遺産のタージ・マハルもこの時代に建設されている。



(2) 英国統治時代から独立へ

17 世紀には英国東インド会社による開発が進められ、1858 年から 1945 年まで英国の支配下となった。1919 年より、マハトマ・ガンディーが人々の支持を拡大しながら非暴力・不服従の独立闘争を展開し、1947 年に独立を果たした。しかし、イスラム教徒とヒンドゥー教徒の対立は根強く、イスラム教徒多数派地域はパキスタンとして分離独立し、インドと 3 度にわたる印パ戦争を戦った。1950 年に共和国憲法が施行されて社会主義共和国へと移行した。

(3) 社会主義国家の建設と挫折

初代首相ジャワハルラール・ネルーは、平和五原則を掲げ、冷戦体制下でも東西いずれの陣営にも属さない非同盟の立場をとった。しかし、冷戦終結後の現在も、パキスタンや中国とは領土問題をめぐり緊張状態が続いている。また社会主義志向のもとで保護貿易や計画経済が進められた結果、経済の停滞を招いた。

(4) 経済の自由化と経済連携の動き

1991 年、経済の長期低迷を打開するため、ナラシンハ・ラーオ首相はインドの経済改革を行った。海外直接投資（FDI）の積極的な受入など経済の自由化を進めた結果、飛躍的な経済成長を遂げ、2000 年代は BRICs の一画として注目された。

英語や数学を強みに多くの情報技術者を輩出し、主に IT 分野における BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）産業が急速な発展を遂げた。また、豊富な労働力を背景に、自動車産業などを中心とした労働集約型産業も集積し始め、各国との自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）を推進し、更なる経済発展を目指している。

2014 年の連邦下院選挙で当時最大野党であったインド人民党（Bharatiya Janata Party : BJP）とその友党が議席の過半数を占め、BJP のナレンドラ・モディ氏が首相に就任した。モディ首相は「Make in India」のスローガンのもと、インドにおける製造業の振興を図りつつ、積年の政策課題であった間接税の一本化やブラックマネーの根絶に向けて、全国的な政治キャンペーンを続々と打ち出した。与党 BJP は 2019 年 5 月に実施された総選挙において、国民の大多数を占める農民や低所得者層に寄り添う政策を公約に掲げて圧勝し、第 2 次モディ政権が成立した。第 2 次政権では、2020 年 5 月に「自立したインド」というスローガンの下、グローバルサプライチェーンでの競争からインドを独立させることを目標に掲げたほか、同年 11 月には国内製造を振興する生産連動型インセンティブを付与する仕組みを始めている。なお、2022 年 7 月には大統領選挙が行われ、BJP 所属のドラウパディ・ムルムー氏が 2027 年まで第 15 代大統領を務めている。

2024 年に実施された総選挙では、BJP は単独過半数を割り込んだものの、与党連合（国民民主連合、NDA）として過半数を獲得し、第 3 次モディ政権が発足した。選挙公約では、「モディの約束 2047」にて、2047 年までにインドを先進国にするというビジョンを掲げ、選出後の政策でも、「メイク・イン・インディア」や「自立したインド」政策を継続しつつ、製造業の強化と雇用創出を重視した政策を推し進めている。

ひとくちメモ 2: インドのカースト

インドの文化を語る上で外せないキーワードの一つが、「カースト」である。

カーストとは、アーリア社会の伝統的な身分や職能を示す概念で、16世紀にポルトガルがインドに進出した際に同地の身分社会を称した「casta」（血統の意）を語源とする。カーストの原型は紀元前12世紀ごろに編纂されたと言われる古代インドの聖典「リグ・ヴェーダ」にも記述があるが、西洋世界との邂逅によって明確に概念化されたという点では、古くて新しい考え方と言える。

カーストは主として「ヴァルナ」と「ジャーティー」から構成される総合的な概念である。カースト制における身分はしばしばバラモン（司祭）・クシャトリヤ（戦士）・バイシャ（庶民）・シュードラ（奴隷）の4職能に要約されることがあるが、これらは厳密には「ヴァルナ」と呼ばれる身分の概念である。時代が下ることでヴァルナが専門分化して同じ職業や姓でまとまった集団が「ジャーティー」と呼ばれ、より具体的な実体を伴った集団をさす。

現在でも、異カースト同士では結婚が許されない、同じ食卓を囲んで食事をすることを忌避する（ヒンドゥー教の価値観では、共食は連帯の重要な証とされる）などの文化的慣習が地方部やヒンドゥー教的価値観が比較的強い北部を中心に見られる。インドに製造拠点として進出した日本企業が現地社員を雇っても、カーストの違いによってミドルマネージャーとワーカーなど社員グループ間の心理的な溝が残るという話がよく聞かれる。これに対する解決策として、マネージャークラスの日本人が率先して社員食堂で食事を取ったり、レクリエーションを企画したりすることで社員同士の連帯を高めることが考えられる。社員集団としてのカーストを、既存カーストに対していわば上書きする努力が有効ということだろう。インド現地日系企業によると、採用などでカーストによるフィルターなどは勿論かけていないものの、日本人にとっては見えない・理解できない側面も多いとのことであった。

また重要な社会問題として残るのが、後発階層をめぐる利権である。インドでは経済的・政治的な不平等を解消するため、後発階層に対するアフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）が採られてきた。憲法に定められている、後発階層に対して連邦や地方自治体の一定数の議席を割り当てる留保制度や、公務員や大学の試験合格枠の一部を指定カースト（SCs）・指定部族（STs）・その他後発階層（OBCs）に割り当てる措置がその代表例である。このように一部の集団は進学・雇用の際に有利になるものの、これらの措置の陰には恩恵にあずかれなかった集団があり、不平等に不満を持つ集団による抗議活動が暴動化し、商店や工場の襲撃事件につながるなどの事態が散見される。

2025年5月には、1931年以来となるカースト調査が実施見込みであることが示された。モディ率いるインド自民党は、こうした調査は人々の分断につながるとして統計を避けてきたが、2027年に実施予定の国勢調査（2011年以降、コロナ禍などの影響で延期されていた）に組み込む形で実施する見込みである。この調査は、格差是正や大学入試、公務員採用の留保制度の見直しなどのために活用されるとのことである。

図表 1-5 インドの歴史

時代	年代	できごと
インダス文明からムガル帝国まで	BC25世紀	インダス川流域でインダス文明が繁栄
	BC15世紀	アーリア人がパンジャブ地方に侵攻
	BC5世紀	釈迦により仏教創始
	BC3世紀	ウマリア王朝アショーカ王によるインド統一
	4世紀	グプタ朝によるインド再統一
	10世紀	イラン系王朝の侵攻によるイスラム王朝の樹立
	1526年	ムガル帝国の誕生
	1600年	カルカッタに英国東インド会社設立
	1857年	ムガル帝国の滅亡

時代	年代	できごと
英国統治時代から独立へ	1858 年	英国による全土の直接統治
	1947 年	第一次印パ戦争：英国統治からの独立・パキスタンとの分離
	1948 年	マハトマ・ガンディー暗殺
社会主義国家の建設と挫折	1950 年	初代首相ネルー就任：新憲法制定、共和制への移行
	1952 年	日印国交樹立
	1962 年	中国との国境紛争
	1971 年	ソ連と平和友好協力条約締結
経済の自由化と経済連携	1991 年	ナラシマ・ラオ政権発足：経済自由化政策への転換
	1995 年	WTO 加盟
	2000 年	インド・スリランカ自由貿易協定締結
	2003 年	ASEAN 包括的経済協力枠組み協定
		インド・アフガニスタン特惠関税協定
	2004 年	マンモハン・シン首相就任
		インド・タイ枠組み協定発効
	2006 年	南アジア自由貿易地域協定（SAFTA）発効
		インド・韓国包括的経済連携協定
	2007 年	インド・シンガポール包括的経済協力協定発効
		インド・チリ経済協力枠組み協定発効
	2009 年	インド・メルコスール特惠関税枠組み協定発効
	2010 年	インド・韓国包括的経済連携協定発効
	2011 年	インド・マレーシア包括的経済協力協定発効
		インド・ASEAN 包括的協力経済連携協定発効
		インド・日本包括的経済連携協定発効
	2012 年	日・印社会保障協定署名
	2013 年	日印共同声明署名
	2014 年	ナレンドラ・モディ首相就任
	2019 年	ナレンドラ・モディ首相が再選される（第 2 次モディ政権）
	2020 年	「自立したインド」政策、生産連動型インセンティブ開始
	2022 年	ドラウパディ・ムルムー第 15 代大統領就任
	2024 年	ナレンドラ・モディ首相が再選される（第 3 次モディ政権）

（出所）外務省インド共和国ページ、各種資料より作成

ひとくちメモ 3: 国民的スポーツ「クリケット」

インド人の国民的スポーツといえば、クリケットであろう。英国植民地時代にもたらされたクリケットは、現在オーストラリア、ニュージーランド、南アジアで人気が高い。ボールとバットを使うという点では野球に似たところもあるクリケットだが、競技時間は野球の比ではなく、真昼の休憩を挟み一日中続くこともある。インドの大きな街にはクリケットスタジアムがあり、街中の至る所で人々が草クリケットに興じている姿が見られる。

プロスポーツとしてのクリケットも人気が高く、テレビでの試合中継にくぎ付けになる人も少なくない。フォーブスが発表した 2022 年の世界のアスリート年収ランキングでは、インドのプロクリケットプレーヤーであるビラット・コーリ選手が 61 位にランクインした。インドのナショナルチームは強豪とされ、1983 年と 2011 年に開かれたワールドカップでの優勝経験もある。

第2章 政治・外交・軍事

1. 政体

1950年1月にインド憲法が施行され、連邦共和制を採用。憲法では、正義・自由・平等・友愛の4つの理念が掲げられ、カースト制度による差別が禁止された。三権分立制度を採用し、立法権は国会、行政権は内閣、司法権は裁判所に属している。中央と州の管轄事項は憲法に定められている。中央は、国防、外交、通信、通貨、関税、州は法と秩序、公衆衛生、教育、農林漁業などを専管事項としている。中央と州との共管事項としては、経済計画、社会保障、貿易、産業などがあり、中央と州で対立が生じる場合には中央の法律が優先される。

2018年末時点では、インドには29の州と7つの連邦直轄領があった。しかし、2019年8月、ジャンム&カシミール州の自治権を認める憲法第370条を廃止し、同州の自治権を剥奪してジャンム&カシミールとラダックの2つの直轄領とする法案が可決された。また、2020年1月26日にダードラー&ナガル・ハヴェーリー連邦直轄領とダマン&ディウ連邦直轄領が合併され、ダードラー・ナガル・ハヴェーリー及びダマン・ディウ連邦直轄領となった。これにより、現在は、28州と8つの連邦直轄領となっている。

2. 元首

大統領が元首であり、任期は5年である。2022年7月の選挙の結果、ドラウパディ・ムルムーが第15代大統領を務めており、任期は2027年までである。所属政党はインド人民党（BJP）。女性としては2人目、指定部族出身としては初の大統領である。先住民族のサンタルの出身者であるムルムー氏は、教員から政治家に転身し、東部ジャルカンド州前知事を経て、大統領選挙に出馬していた。

3. 首相

2024年4月から6月にかけて実施された総選挙でインド人民党が勝利し、ナレンドラ・モディ首相の第3次政権が発足した。モディ首相は1950年9月17日生まれ。グジャラート州ヴァドナガル出身。インド人民党に所属する。2001年から2014年までグジャラート州首相を務め、インフラの整備や外資の受入により高い経済成長を実現した。

2014年に第1次政権が発足し、製造業振興を目指す「メイク・イン・インド」など様々な施策を講じてきた。2019年からの第2次政権樹立当初は、ジャンム&カシミール州に自治権を与えていた憲法370条の廃止や、改正国籍法の制定を進めるなど、ヒンドゥー・ナショナリズムの姿勢を前面に打ち出した政策を実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大に対しては、2020年3月から6月にかけて厳格なロックダウンを実施して感染の封じ込めを行い、その後に到来した第2波に対しては大規模なワクチン接種を進めるといった対応をとってきた。モディ政権では、パンデミックを契機に、国産品の生産拡大や経済自立の重要性を訴えており、「自立したインド」というスローガンのもとで21兆ルピー規模の救済パッケージを発表したり、生産連動型優遇策（Product Linked Incentive：PLI）として助成制度を導入したりしている。

2019 年の総選挙では与党 BJP が圧勝したが、2024 年の総選挙では大きく議席を減らし、与党連合として辛うじて過半数を維持するなど、辛勝といえる結果となった。今後、連立政党との協調が重要な課題となってくる。

4. 内閣

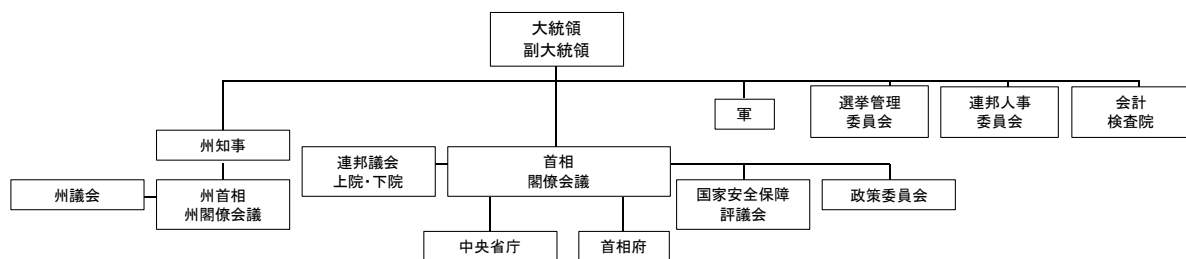
議員内閣制を採用している。首相を長とする閣僚会議（Council of Ministers）において、大統領が首相を任命し、他の大臣は首相の助言に基づいて、大統領が任命する。閣僚会議は実質的な行政権を持ち、国会に対し連帯して責任を負う。

5. 行政組織

2025 年 6 月時点、インドの行政組織は全 53 の省（図表 2-2）と 2 つの局（核エネルギー局、宇宙局）から成る。モディ政権は就任当初「最小政府による最大統治（Minimum Government, Maximum Governance）」をスローガンに、大臣数を抑制する方向をとった。しかし 2016 年 7 月の内閣改造で、首相を除く大臣（閣議に参加しない閣外大臣を含む）は 64 から 78 へ増加した。これには 2017 年 2～3 月の複数の州議会選挙を見据え、同州の出身者を登用する目的があったとされる。また、2020 年 7 月 7 日に実施された第 2 次モディ政権での内閣改造では、新たな 43 名を含む 77 名の大臣（うち閣内大臣は 30 名）が任命された。この内閣改造は、新型コロナウイルス感染症拡大第 2 波への対応に関するモディ首相への批判の高まりを背景としたものとされている。2024 年 6 月に発足した第 3 次モディ政権では、首相を含む閣内大臣 31 名、閣外大臣 41 名の計 72 名が閣僚に任命された。国民民主連合に参加するテルグ・デーサム党（TDP）やジャナタ・ダル統一派（JD（U））などの連立政党の人材を任命するなど、協調を意識した人事構成となっている。

なお、2020 年に人的資源開発省を教育省に改名したほか、2021 年にインド国内での協同組合運動を強化する目的で新たに協同組合省が設立（それまでは農業・農民福祉省が所管）されるなど省庁再編も行われている。

図表 2-1 行政組織（2024 年時点）



（出所）財団法人自治体国際化協会（2024）より作成

図表 2-2 中央省庁（2025 年 6 月時点）

省名（日本語）	省名（英語）
農業・農民福祉省	Ministry of Agriculture and Farmers Welfare
アーユルヴェーダ・ヨガおよび伝統療法省	Ministry of Ayurveda, Yoga and Naturopathy, Unani, Siddha and Homoeopathy (AYUSH)
化学・肥料省	Ministry of Chemicals and Fertilizers
民間航空省	Ministry of Civil Aviation
石炭省	Ministry of Coal
商工業省	Ministry of Commerce and Industry
通信省	Ministry of Communications
消費者問題・食料・公共配給省	Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution
協同組合省	Ministry of Cooperation
企業問題省	Ministry of Corporate Affairs
文化省	Ministry of Culture
国防省	Ministry of Defence
北東地域開発省	Ministry of Development of North Eastern Region
地球科学省	Ministry of Earth Sciences
教育省	Ministry of Education
エレクトロニクス・情報技術省	Ministry of Electronics and Information Technology
環境・森林・気候変動省	Ministry of Environment, Forest and Climate Change
外務省	Ministry of External Affairs
財務省	Ministry of Finance
水産・畜産・酪農省	Ministry of Fisheries, Animal Husbandry and Dairying
食品加工産業省	Ministry of Food Processing Industries
保健・家族福祉省	Ministry of Health and Family Welfare
重工業省	Ministry of Heavy Industries
内務省	Ministry of Home Affairs
住宅・都市問題省	Ministry of Housing and Urban Affairs
情報・放送省	Ministry of Information and Broadcasting
ジャル・シャクティ省	Ministry of Jal Shakti
労働・雇用省	Ministry of Labour and Employment
司法・公正省	Ministry of Law and Justice
零細・中小企業省	Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises
鉱業省	Ministry of Mines
少数派問題省	Ministry of Minority Affairs
新エネルギー・再生エネルギー省	Ministry of New and Renewable Energy
パンチャーヤト制度省	Ministry of Panchayati Raj
議会問題省	Ministry of Parliamentary Affairs
人事・苦情処理・年金省	Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions
石油・天然ガス省	Ministry of Petroleum and Natural Gas
計画省	Ministry of Planning
港湾・海運・水路省	Ministry of Ports, Shipping and Waterways
電力省	Ministry of Power
鉄道省	Ministry of Railways
陸上輸送・幹線道路省	Ministry of Road Transport and Highways
農村開発省	Ministry of Rural Development
科学技術省	Ministry of Science and Technology
技能開発・企業家省	Ministry of Skill Development and Entrepreneurship
社会正義エンパワーメント省	Ministry of Social Justice and Empowerment
統計・事業実施省	Ministry of Statistics and Programme Implementation
鉄鋼省	Ministry of Steel
繊維省	Ministry of Textiles
観光省	Ministry of Tourism
部族問題省	Ministry of Tribal Affairs
女性・児童開発省	Ministry of Women and Child Development
青年問題・スポーツ省	Ministry of Youth Affairs and Sports

（出所）National Portal of India “Council of Ministers”より作成

図表 2-3 モディ内閣閣僚一覧（2025 年 6 月時点）

氏名（英語）	所管
Shri Narendra Modi	首相、人事・苦情処理・年金、原子力（局）、宇宙（局）
Shri Raj Nath Singh	国防
Shri Amit Shah	内務、協同組合
Shri Nitin Jairam Gadkari	陸上輸送・幹線道路
Smt. Nirmala Sitharaman	財務、企業問題
Shri Shivraj Singh Chouhan	農業・農民福祉、農村開発
Dr. Subrahmanyam Jaishankar	外務
Shri Jual Oram	部族問題
Smt. Annpurna Devi	女性・児童開発
Shri Kiren Rijju	少数派問題、議会問題
Shri Piyush Goyal	商工業
Shri Dharmendra Pradhan	教育
Shri G. Kishan Reddy	石炭、鉱業
Shri Jitan Ram Manjhi	零細・中小企業
Shri Jadhav Prataprao Ganpatrao	アーユルベダ・ヨガおよび伝統療法
Dr. Virendra Kumar	社会正義エンパワーメント
Shri Kinjarapu Rammohan Naidu	民間航空
Shri Jyotiraditya M. Scindia	通信、北東地域開発
Shri Chirag Paswan	食品加工産業
Shri C R Patil	ジャル・シャクティ
Shri Arjun Ram Meghwal	司法・公正
Shri Pralhad Joshi	消費者問題・食料・公共配給、新エネルギー・再生エネルギー
Shri Hardeep Singh Puri	石油・天然ガス
Shri Jagat Prakash Nadda	化学・肥料、保健・家族福祉
Shri Bhupender Yadav	環境・森林・気候変動
Shri H. D. Kumaraswamy	重工業、鉄鋼
Shri Rajiv Ranjan Singh alias Lalan Singh	水産・畜産・酪農、パンチャーヤト制度
Shri Gajendra Singh Shekhawat	文化、観光
Shri Ashwini Vaishnaw	鉄道、情報・放送、エレクトロニクス・情報技術
Shri Manohar Lal	住宅・都市問題、電力
Shri Mansukh L. Mandaviya	労働・雇用、青年問題・スポーツ
Shri Giriraj Singh	繊維
Shri Sarbananda Sonowal	港湾・海運・水路
Shri Jayant Chaudhary	技能開発・企業家
Dr. Jitendra Singh	科学技術、地球科学
Shri Rao Inderjit Singh	統計・事業実施、計画

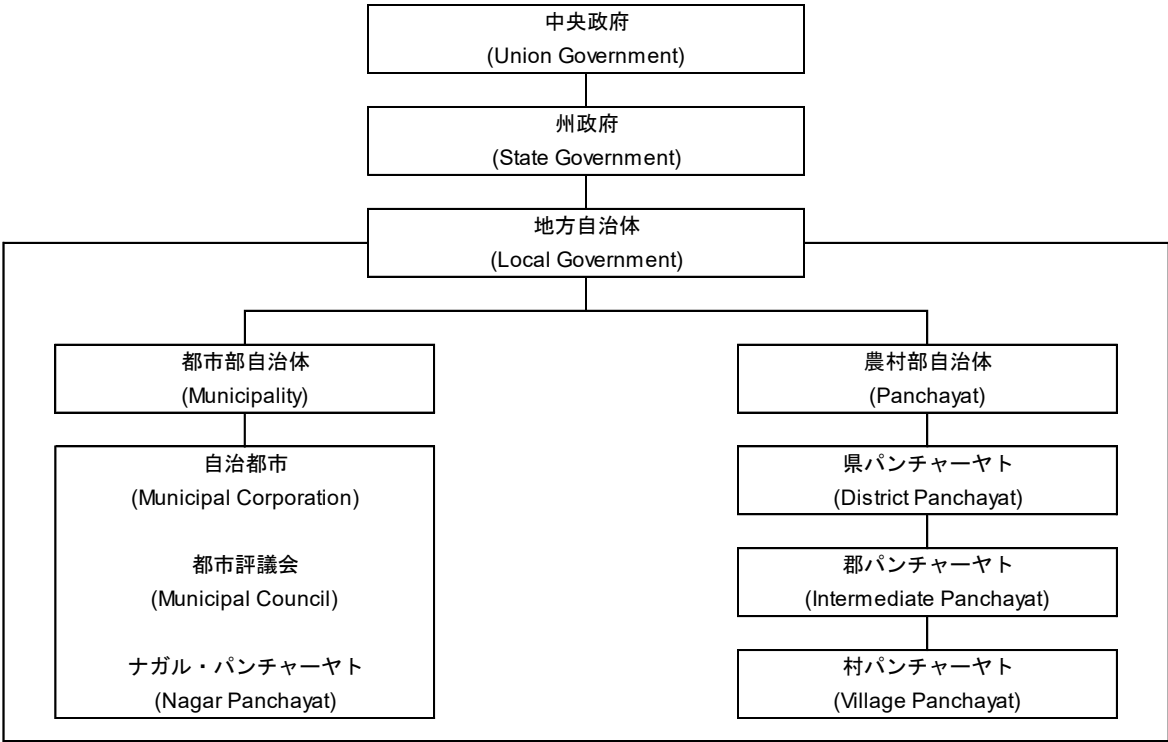
（出所）National Portal of India “Council of Ministers”より作成

6. 地方行政制度

同国の地方行政は、2025 年 6 月現在、28 の州と 8 つの連邦直轄領（図表 2-5）から構成されている（本章「1. 政体」参照）。州には自治権が定められているが、連邦直轄領は中央政府に直接統治されている。同国の行政制度の多くは英国統治時代の影響を強く受けており、権限の分割が行われている。

連邦制の同国の行政組織は、図表 2-4 のとおり、中央・州・地方自治体の三層構造ではあるが、それぞれの州が独立した政府として存在し、各州政府の管轄下に地方自治体がある。そして、地方自治体は、都市部と農村部でそれぞれ異なる制度が採用されている。都市部自治体は、大都市における自治都市、小都市における都市評議会、農村から都市への発展段階にある地域におけるナガル・パンチャーヤトから構成されており、農村部自治体は、県・郡・村の三層構造となっている。

図表 2-4 インド憲法が定める行政階層

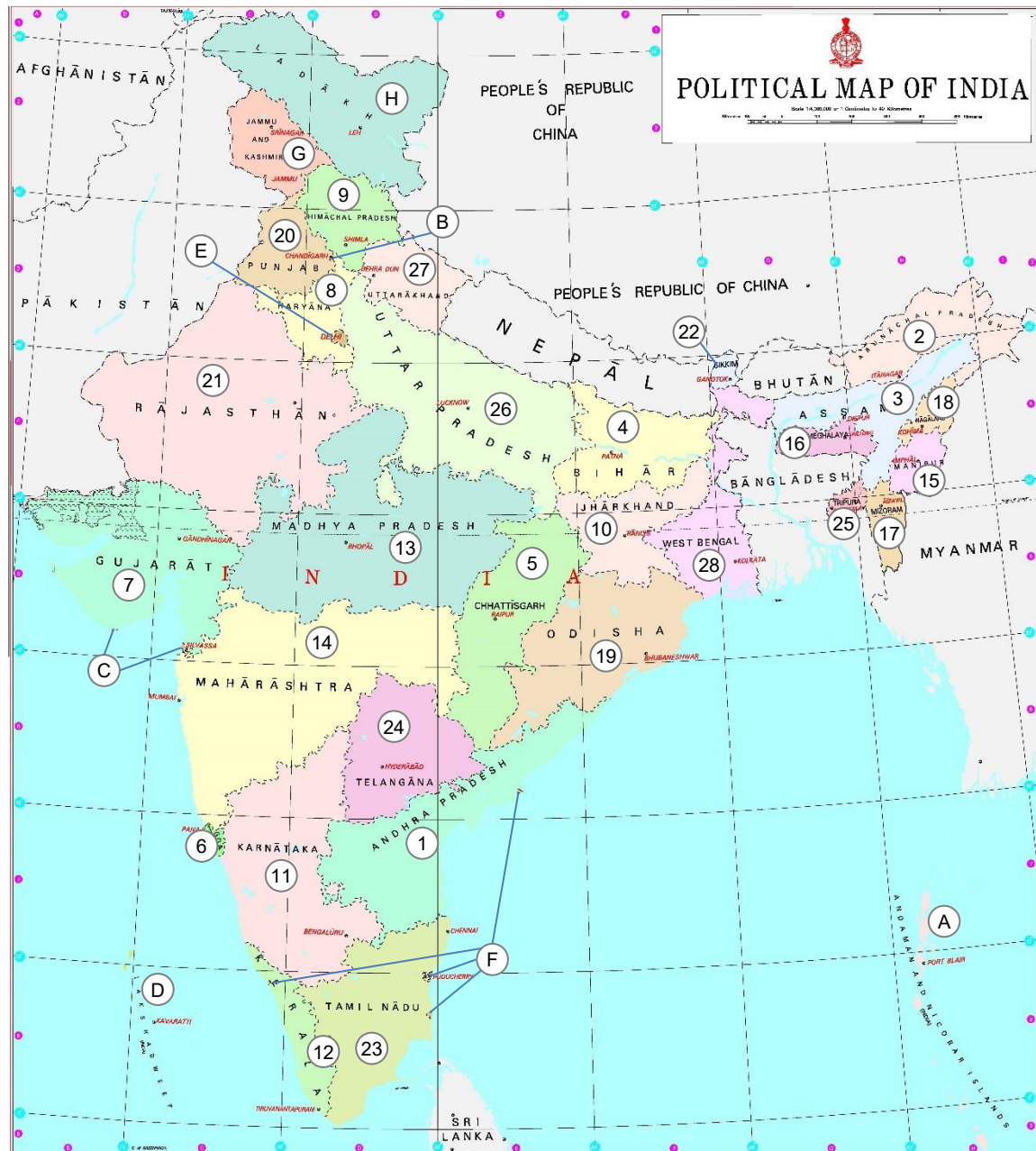


（出所）財団法人自治体国際化協会（2024）より作成

図表 2-5 インドの行政区域

#	州名	#	州名
1	アンドラ・プラデシュ	15	マニプル
2	アルナチャル・プラデシュ	16	メガラヤ
3	アッサム	17	ミゾラム
4	ビハール	18	ナガランド
5	チャットティスガル	19	オディシャ
6	ゴア	20	パンジャブ
7	グジャラート	21	ラジャスタン
8	ハリヤナ	22	シッキム
9	ヒマチャル・プラデシュ	23	タミル・ナドゥ
10	ジャルカンド	24	テランガナ
11	カルナタカ	25	トリプーラ
12	ケララ	26	ウッタール・プラデシュ
13	マディヤ・プラデシュ	27	ウッタラカンド
14	マハーラーシュトラ	28	西ベンガル

#	連邦直轄領名	#	連邦直轄領名
A	アンダマン・ニコバル	E	デリー準州
B	チャンティガルー	F	プドゥチェリー
C	ダードラー・ナガル・ハヴエーリー 及びダマン・ディーウ	G	ジャンム&カシミール
D	ラクシャディープ	H	ラダック



(注) インド内務省が示している地図。数字・記号は筆者が追記。

(出所) 内務省

7. 国会

インドの議会制度は二院制であり、連邦議会は上院・州会議（ラジャ・サバー）と下院・人民会議（ロク・サバー）から構成される。日本における衆議院と同様に、下院の上院に対する優越がある。下院では、国民による直接選挙が行われ、そこで総議席数 543 議席で多数を占める党から首相が選出される仕組みとなっている。なお、大統領は、両院議員と州議会議員による間接選挙で選出される。

8. 政党

2024 年時点でインド選挙管理委員会に登録されていたのは、複数の州に基盤を持つ全国政党 6 党と、その他の地方政党 700 弱である。中でも特に有力なのは、現与党であるインド人民党 (BJP) と、最大野党のインド国民会議派 (INC) である。

2024 年 4 月から 6 月にかけて実施された第 18 回連邦下院選挙の結果は、図表 2-6 のとおりである。インド選挙管理委員会の発表によると、現与党の BJP が 543 議席中 240 議席と単独過半数には届かず、友党による連合「国民民主連合」と合わせて 293 議席と過半数を獲得した。一方、INC は 99 議席を獲得し、前回の 52 議席から増加した。これにより、モディ首相は 3 期目の政権を発足させたが、連立政権となったことで政策決定のスピードや強硬性には変化が生じる可能性がある。

他方で、上院において国民民主連合が過半数を有しておらず、法案の通過には他党との協力が必要な状況が続いている。

図表 2-6 第 18 回連邦下院選挙（2024 年）の議席数

	議席数
国民民主連合	293
インド人民党 (BJP)	240
その他	53
統一進歩連合	234
インド国民会議派 (INC)	99
その他	135
第三勢力、その他	16
総議席数	543

（出所）Election Commission of India、各種報道より作成

2024 年春には、総選挙と同時にアンドラ・プラデシュ州にて州議会選挙が行われ、野党のテルグ・デーサム党 (TDP) が前政権の YSR コングレス (YSRCP) から政権を奪取した。さらに、2024 年後半から 2025 年にかけてはハリヤナ州、マハーラーシュトラ州、デリー準州などでも選挙が行われ、いずれも BJP が勝利している。

9. 司法

同国では、連邦制を採用しているものの、連邦裁判所と州裁判所の区別は無く、全ての裁判所が連邦法と州法の双方に管轄権を持っている。同国の司法制度は、最高位に最高裁判所があり、その下位に、高等裁判所、地方裁判所と続く。最高裁判所は、裁判長及び大統領が指名した 25 名までの裁判官からなり、あらゆる訴訟手続きにおける高等裁判所の判決、決定、命令に対する上告を受ける終審裁判所として機能する。

高等裁判所は、州の司法行政の最高位に位置し、現在 18 か所ある。各高等裁判所は、その管轄内における地方裁判所の監督を担う。2015 年 10 月の大統領令により、高等裁判所に商事専門部と商事控訴部、地方裁判所に商事専門部を設置することが定められた。地方裁判所は各州法で規定されており、名称や階層も多様である。代表的なものとして、治安判事裁判所、民事判事裁判所をはじめ、産業裁判所、労働裁判所、組合裁判所、家族裁判所などが挙げられる。

10. 外交

(1) 基本的外交姿勢⁴

インドは独立後の 1947 年より、非同盟・自主独立を外交政策の柱としてきた。冷戦期においても東西いずれの陣営にも加わらず、非同盟同士のパートナーシップ外交を展開してきた。しかし、高まる米ソ対立と中国及びパキスタンからの脅威を背景に、非同盟方針の転換を余儀なくされた。1970 年代以降は、1971 年 8 月の印ソ平和友好協力条約の締結を皮切りに、印ソ同盟を主軸とする外交政策へと変容していった。その後、1991 年の旧ソ連崩壊と同国の経済自由化政策を受け、米国やアジアを主眼に置く全方位外交を展開した。1992 年から「ルック・イースト政策」を積極的に推進し、東南アジアから東アジアへのプレゼンスの向上を目指すようになった。

2012 年にまとめられたインドの対外政策に関する報告書「NonAlignment 2.0」（非同盟 2.0）では、冷戦期に見られた非同盟方針を、インドの対外政策の原則として再定義している。また同報告書では、その表題の説明において「戦略的自律」という言葉を用い、これが独立以降のインド外交における目標となってきたことを説明している。2014 年にモディ政権が成立して以降は、「非同盟」という言葉は使われておらず、この「戦略的自律」の確保を重視した主要国との全方位外交が展開されている。一方で、中国やパキスタンとの領土問題に対しては断固とした姿勢で臨んでいる。

近年では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を重視し、日米豪印（QUAD）などの枠組みを通じて地域の安定と繁栄に貢献している。また、2023 年には「グローバル・サウス」を対象としたオンラインサミットを開催するなど、グローバル・サウスと呼ばれる新興国や発展途上国の代表格として、国際社会における影響力を増している。

(2) 外交関係

①パキスタンとの関係

インドとパキスタンはカシミール地方の領有権を巡り、1947 年から 1971 年まで、三度にわたって印パ戦争を戦ってきたが、2003 年 4 月の印パ首脳会議を契機に、2010 年代前半までは経済・外交関係の改善が続いてきた。

しかし 2016 年 9 月、インド政府はカシミール地方のインド陸軍施設への襲撃事件をパキスタンの過激派によるものと断定し、同 10 月には両国がお互いの国の外交官を追放するという事態に発

⁴ 近藤則夫編「現代インドの国際関係：メジャーパワーへの模索」調査研究報告書（JETRO アジア経済研究所、2010 年）を参照、一部引用した。

展した。2019年2月にジャンム&カシミール州で発生した自爆テロでインドの治安部隊に40名以上の死者が出たことをきっかけに、インドはパキスタンが関与しているとしてパキスタン側への空爆を実施した。これを受け、パキスタンもインド戦闘機を撃墜するなど、両国の軍事衝突に発展した。その後、インドでの総選挙後の同年8月に、インドが同州の自治権を剥奪し直轄領として統治する法案を成立させ、これを受けたパキスタン側はインドとの貿易を停止する措置をとった。

2025年4月には、カシミール地方でインド人観光客が犠牲となるテロ事件が発生したことをきっかけに、インドとパキスタンの関係は大きく緊張した。インド当局はパキスタンの武装勢力による犯行と断定し、インダス水利条約の停止や国境閉鎖、ビザ発給停止などの強硬措置を発表した。これに対してパキスタンも報復措置を講じ、軍事的な衝突が生じたが、5月中旬に停戦合意がなされた。2025年10月現在、停戦は維持されているものの、対話再開の見通しは立っておらず、両国関係は依然として緊張状態にあり、状況を慎重に注視する必要がある。

②東南アジア・南西アジアとの関係

インドは伝統的に東南アジア、南西アジア諸国といった近隣諸国との通商関係が深く、モディ政権も中国への対抗から同地域におけるプレゼンス強化を目指している。他方で、1985年に発足した「南アジア地域協力連合」(SAARC:インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン)は、インドとパキスタンの対立、アフガニスタンにおけるタリバンの政権復帰などもあり、近年は休眠状態であるとの声もある。その他、1997年に発足した「環ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアチブ」(BIMSTEC:環インド洋の7カ国。インド、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、タイ、ネパール、ブータン)の枠組みなどのもと、広範な分野で経済協力を行っている。

③米国との関係

両国は歴史的に良好な関係を継続してきたとは言えないが、冷戦終結後は関係が改善しており、現在では政治的にも経済的にも重要な戦略的パートナーとして互いを認識している。

モディ首相は2014年9月、2015年9月、2016年1月と立て続けに訪米を実現し、オバマ元米大統領と戦略的パートナーシップを確認、強化してきた。2015年には印米戦略商業対話を開催し、以降、両国の関係の深まりに伴って2017年には印米2+2に発展している。

2017年にはモディ首相がトランプ米大統領と初めて会談し、防衛分野をはじめとする協力を確認した。2017年に印米戦略エネルギーパートナーシップが合意されて以降は、米国からの石油やLNGなどのエネルギー供給も進んでいる。同政権下では、インドが幾つかの産業で米国にとって不公正な措置をとっているとして、2019年3月にインドを一般特惠関税制度の対象から外す大統領布告が発表されたが、両国間の年間貿易額は以降順調に増加している。

バイデン政権との関係では、2022年にバイデン大統領とモディ首相が「米印重要新興技術イニシアチブ(Initiative on Critical and Emerging Technologies:iCET)」を立ち上げるなど、テクノロジーと防衛に関する分野の協力を進めた。2023年6月にはモディ首相が初めて国賓としてアメリカを訪問し、両国の更なる関係の強化を確認した。

2025年には、トランプ大統領（第2次政権）とモディ首相（第3次政権）が再び首脳として会談し、インドに対するアメリカの貿易赤字削減に向けた協議の開始や、防衛面での連携強化について合意した。その後、トランプ政権からはインドに対して一律10%のベースライン関税と26%の上乗せ関税が提示され交渉が進んでいたが、同年8月になっても協定を締結できなかったことから米国はインドに25%の関税を課し、さらに、インドがロシア産原油を大量に輸入していることへの制裁措置として、同月下旬に追加で25%と、合計50%の関税が課されることとなった。これに対してインドは、8月末の上海協力機構（SCO）サミット参加などを通じてロシアとの関係を深化させる動きを見せるなど、米印関係は不安定な状態がしばらく続く可能性がある。

他方、米印間では、両国の貿易額を2030年までに5,000億ドル規模に拡大する『ミッション500』を掲げており、2025年秋までに、2国間貿易協定（BTA）の第1段階の交渉を行うことを目指している。製造業、環境エンジニアリング、エネルギー、及びIT分野での貿易障害の排除や二国間貿易協定締結に意欲を見せるなど、さらに貿易関係を深化させるための取組みが進められている。両国の貿易額は過去10年間、インドの輸出超過で推移しており、2021年以降は年間1,000億ドルを超える水準で推移している。2024年の貿易額は1,200億ドルに達し好調であったが、2025年度は関税障壁を受けて減速する可能性がある。

軍事面でも、2018年9月に通信互換性保護協定（COMCASA）を締結するなど、緊密化を図ってきている。2016年にインドは米国から主要防衛パートナーとして認識されており、防衛技術への最大限のアクセス（STA-1ステータス）を供与されているほか、2019年には両国の陸海空軍が初めて統合軍事訓練を行っており、防衛・安全保障の観点でのつながりも強化されている。さらに、2020年2月には両国で「包括的・グローバル戦略的パートナーシップ」を締結している。2025年現在では、両国間の防衛技術協力がさらに進展しており、AI、量子技術、宇宙防衛分野での共同研究が始まっている。第2次トランプ政権下では、バイデン政権による技術協力の枠組みiCETの後継となるTRUST（Transforming the Relationship Utilizing Strategic Technology）の枠組みのもと、鉱物回収や製薬分野での供給網強化など、より産業的協力を踏み込んだ取組を進めている。

④欧州との関係

EUは2021年9月、インド太平洋地域におけるEUのプレゼンス向上を目指して、「インド太平洋地域戦略」を発表した。この戦略においてEUはインドとの技術協力やパートナーシップの強化を図るとしている。2022年4月にはインド・EU間での安全保障分野の協力拡大に向けた貿易技術評議会（Trade and Technology Council）の設置が合意された。

経済面では、インドと欧州は重要な貿易パートナーであり、特にEUはインドにとって最大の物品貿易相手国である。2013年以降交渉が事実上停止していたインドEU間のFTA交渉については、2025年中の締結を目指して最終調整中であり、農業や自動車、医薬品、環境規制等が主な争点となっている。なお、インドは2024年に欧州自由貿易連合（EFTA）との間で貿易経済連携協定（TEPA）を締結している。こちらには関税の撤廃や引下げ、雇用創出等の内容が含まれ、EUとのFTA交渉にも影響を与える可能性がある。

⑤中国との関係

同国は、中国との1962年の国境紛争以降、長期にわたり対立関係が続いていたが、1988年当時のラジブ・ガンジー首相の訪中を契機に関係改善が図られた。モディ政権下では、2017年には非公式首脳会談が立ち上げられたほか、上海協力機構へ正式加盟をするなど、対中関係の改善を図り「Cold Peace」と呼ばれる関係の構築に向けての動きが見られたが、2020年5月に両国の国境紛争地帯で起きた衝突により、世論の反中感情が高まることとなった。これにより、中国を含む隣接国からの投資には中央政府による承認が義務付けられたほか、中国系アプリ（TikTok など）の禁止、5G関連の主要機器からファーウェイをはじめとする中国製品を除外するなどの措置がとられている。なお、国境問題に関しては、2024年にBRICsサミット場で5年ぶりに両国首脳会談が実施され、一部国境地帯での巡回警備に関する合意が成立したが、全面的な国境問題の解決には至っていない。

中国企業を締め出す動きは以降も続いており、例えば2022年にはスマートフォン大手の vivo や Xiaomi の資産差し押さえがなされた。また、中国からの投資に関しては、2020年4月から2022年6月までの間の申請件数は382件で、うち許可が下りた件数は2割弱の80件であり、そのほとんどが香港からの投資案件であった。中国企業の締め出しは2025年現在も続いており、スマートフォンメーカーに対するインド国籍の役員任命やインド資本のパートナー導入を求める等、規制が強化されている。

インドにとって中国は最大の輸入相手国であり、第2の輸出相手国でもあるなど、両国の経済関係は緊密である。一方で、モディ政権は中国のシーレーン戦略「真珠の首飾り」への対抗姿勢を示しており、「一帯一路」構想に含まれる中国パキスタン経済回廊がカシミールを通過することに対して、主権と領土保全を損なうものとして反対を表明している。モディ政権が推進する「メイク・イン・インド」や「自立したインド」政策などにより「脱中国」の動きがさらに進展すれば、インドが恒常的に抱える貿易赤字の改善にもつながるものと考えられる。

⑥ロシアとの関係

1971年に平和友好協力条約を締結して以来、インドは旧ソ連と政治、経済、軍事面において緊密な関係を維持してきた。1973年の第一次石油ショック以降、高騰した原油の手当て先としてソ連産兵器を多く調達するようになった。旧ソ連崩壊後もロシアと軍事面における取引関係が続けられてきており、両国の関係は2000年には戦略的パートナーシップに、2010年には「特別で特権的な戦略パートナーシップ」に昇華している。一方、インドの兵器調達先としては米国や西側諸国の割合も増してきている。2019年から2023年までの間の武器輸入のうち、ロシアからの輸入は36%にとどまり、50%を下回ったのは60年ぶりとの情報もあるなど、印露関係の重要性は相対的に低下していると見られる。

2022年2月から発生したロシアによるウクライナ侵攻に関しては、軍事侵攻が始まった同日にモディ首相がプーチン大統領と電話会談を行い、自制と停戦を要求した。国連安全保障理事会で採決に付されたロシア軍撤退を求める決議や、ウクライナ東部・南部4州のロシアによる併合を非難する決議案等に対しては、「対話が紛争解決の唯一の答えである」などとして棄権するなど、ロシアを名指しで非難することには消極的な姿勢も見られていた。他方、2022年9月のウズベキスタンでの首脳会談では、モディ首相がプーチン大統領に「今は戦争の時代ではない」と述べ、

懸念を表明するなど、「戦略的自律外交」の立場から、ロシアとの関係を維持しつつ、西側諸国との協力も模索している。

経済関係については、ウクライナ侵攻が始まって以降、インドは安価なロシア産原油や石炭の購入を急増させている。2024年現在、インドの原油輸入の36.6%がロシア産であり、最大の原油供給国になっている。米国との関係においても指摘したように、この原油輸入は米国による関税50%の経済制裁の要因となっており、その結果、インドのBRICsへの傾倒を強める一因となっている。

⑦日本との関係

日本とインドは1952年の国交樹立以来友好的な関係を維持している。外交面では、日印首脳は2006年から1年ごとに両国を訪問し合うシャトル外交を行っており、2014年にモディ首相が就任後最初の先進国への訪問として訪日した機会には、両国の関係は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」へと格上げされた。安倍総理とモディ首相との間では計15回の首脳会談が開催され、日印原子力協定への署名のほか、日本の新幹線方式が採用されるムンバイ・アーメダバード間高速鉄道の開業に向けた協力、製造業の人材育成の強化などを進めた。2022年3月に岸田首相がインドを訪問した際には、今後5年間で日本からの対インド投資を5兆円とする目標を掲げることで一致した。また、この訪問に際して、「産業競争力パートナーシップロードマップ」や「持続可能な都市開発分野における協力覚書」などの文書締結や「クリーン・エネルギー・パートナーシップ」の発表を行っている。2024年の第3次モディ政権発足後には、同年10月にラオスにおけるASEAN関連首脳会議の機会に石破茂首相との会談が実現しており、防衛、安全保障、人的交流の分野で更なる協力を進めていくことに合意している。

経済面では、2011年8月1日に発効した日本・インド包括的経済連携協定は、両国の経済関係を大きく前進させた取組みの一つである。同協定の発効により、日本に輸出する鉱工業製品のほぼ全ての品目の関税と、多くの非関税障壁が撤廃されることとなり、韓印FTAやASEAN・インドFTA（AIFTA）と比較しても、自由化水準の高い協定内容となった。

日本とインドが米国及びオーストラリアと4ヵ国で実施している日米豪印戦略対話（QUAD）においては、4ヵ国の間で「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の実現に向け、ワクチン、インフラ、気候変動、及び重要・新興技術などの分野での協力を進展させてきた。2024年9月に開催されたQUAD首脳会合では、岸田総理とモディ首相を含む4首脳が対面で会い、FOIPや法の支配に基づく国際秩序の堅持に対するコミットメントを改めて確認するとともに、地域情勢やワクチン、人道支援・災害支援、海上保安など様々な分野における協力関係についての意見交換を行った。2025年1月の第2次トランプ政権発足直後の会合に続き、同年7月にも外相会合が開催された。この会合では、海洋・越境安全保障、経済的繁栄・経済安全保障、重要・新興技術、人道支援・緊急対応の4分野での協力推進が確認されるとともに、「重要鉱物イニシアチブ」の立ち上げが発表された。さらに、原料の中国依存リスクを踏まえ、サプライチェーンの多様化を進めることで一致した。

なお、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）とは、2016年8月に安倍元総理が提唱した考え方であり、自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連結性を向上させることで地域全体の安定と繁栄を促進することを目指している。インドは、米国やカナダ、オーストラリ

アなどの欧米諸国とともに FOIP というビジョンを共有しており、日米印での共同訓練の実施や、日印間で閣僚級 2+2 を実施するなど、FOIP 実現にむけ積極的に協働する姿勢を見せている。2024 年 3 月、岸田前首相はニューデリー訪問時、FOIP に関する新たな構想を発表し、その中で、海洋安全保障やエネルギー安全保障、人的交流やインフラ整備等の分野での協力について明言した。2025 年 8 月、石破総理は TICAD9 にて、FOIP を支える戦略の一部として「インド洋・アフリカ経済圏イニシアチブ」を提唱し、インドや中東諸国といったインド洋を囲む国々と協働し、アフリカの域内統合や産業発展の貢献党を目指すことを発表した。

11. 国防

インド軍は国防省の管轄のもとで、大統領が最高司令官として全軍を統帥するが、事実上の指揮権は首相が有する。兵役は志願制であるが、国防上の必要がある場合は徴兵措置が取られる。兵力は 2022 年 1 月 1 日時点（海軍のみ 2021 年 12 月末時点）で陸軍約 121 万人、海軍約 7.4 万人、空軍約 15 万人である。2025 年度の国防予算案は前年度 9.53% 増の約 6.81 兆ルピーである。

第3章 経済概況

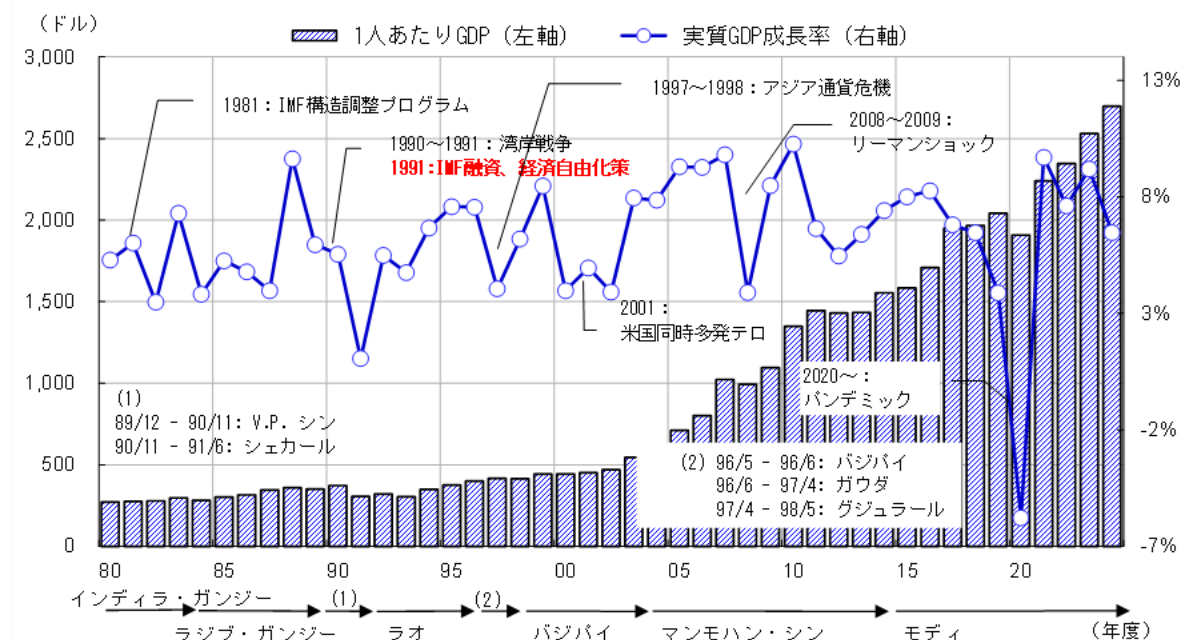
1. 経済概観

(1) インド経済の歩み

インドでは1947年の独立から1991年の経済自由化まで、ほぼ一貫して社会主義的な色彩の濃い経済運営が行われてきた。1951年には産業（開発・規制）法が制定されて新工場の建設や生産能力の増強、新製品の製造、工場の移転にはライセンスの取得が義務づけられ、1956年には産業政策決議が成立して民間企業の活動が可能な産業分野が定められた。同決議では、国家が主体となって開発を行う分野として、鉄道運輸、空運、石炭、石油・ガス、鉄鋼、通信、電力が、民間資本と国家が共に開発を行う分野として、海運、化学、アルミニウム、工作機械などが割り当てられた。また、高関税率やライセンス制による輸入規制を通じて国内産業を保護し、これによって工業化を進める戦略（輸入代替化）がとられた。しかし、このような社会主義的且つ閉鎖的な経済システムは工業部門の停滞・低生産性を招き、1950年度（1950/4～1951/3）から1980年度（1980/4～1981/3）の実質GDP成長率は年率3.7%に留まった。

1980年代に入ると、部分的にはあるが、経済自由化策がとられはじめた。1982年、1985年と輸入制限の部分的緩和が図られ、産業分野においてはエレクトロニクス分野での外資導入も図られた。1980年代の経済成長率（実質GDP成長率）は5.6%と押し上げられた。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移（2024年の実質GDPは予測値）



（出所）IMF、世界銀行より作成

しかし、1990年に湾岸危機が発生すると、インドは経済危機を迎えることとなる。原油価格の急騰や中東諸国の出稼ぎ労働者からの送金が急減したことで、外貨準備高は1991年1月には輸入相当額の2週間分の水準まで減少した。また、対外債務の返済にも窮してしまい、インド政府はIMFから緊急融資を得ることとなった。

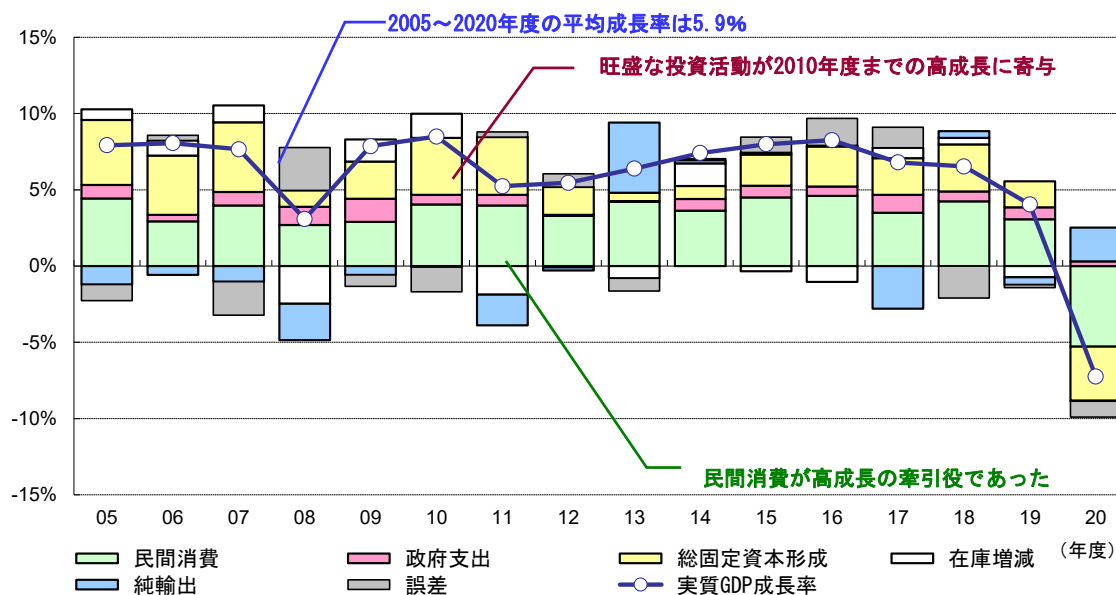
経済危機の打開に向け、インドでは1991年に経済の自由化が始まった。1991年6月に発足したラオ政権の下、金融・財政緊縮政策、通貨切り下げに加え、貿易制度の自由化や外資導入を中心とした経済の自由化が進められた。貿易制度の自由化では、資本財や原材料輸入に関するライセンス制度の撤廃、ルピーの交換性導入、輸入関税の引下げ、輸出入規制品目の見直しなどであり、外資導入では34業種において出資比率51%を上限とする外国直接投資は、中央銀行（インド準備銀行）により自動的に認可されるようになった。

経済自由化以降、1997～1998年のアジア通貨危機、2001年の米国同時多発テロ、2008～2009年のリーマン・ショックを契機とする世界同時不況はインド経済の成長率を鈍化させたものの、1992年度から20年間の経済成長率（実質GDP成長率）は6.8%と1980年代を上回り、2014年度には1人あたりGDPが1,500ドルを超えた（1,610ドル）。2014年にモディ政権が成立して以降2018年までは6～8%台の成長率を維持してきたが、2020年の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大や印中の国境対立の影響を受け、経済は一時大幅に縮小し、同年のGDP成長率は▲5.8%と、40年ぶりのマイナス成長を記録した。他方、モディ政権による大規模な経済施策が同年から実施されたことで2021年には成長率が9.7%のプラスに転じており、パンデミック以前の水準に回復した。2024年には、総選挙を控えた第2次政権下での製造業振興策が功を奏し6.5%を記録した。2025年度の経済成長見通しは、IMFは6.2%、世界銀行は6.3%程度と、新型コロナ流行以来の低めの水準と予想されているが、以前から継続している製造業振興策や農村部を中心とした民間消費を背景に、他国に比べると順調な経済成長が続くと見込まれる。

（2）「BRICs」として注目されるインド経済

2000年代に入ると、インド経済に対する注目度も高まった。2001年には、著しい経済発展を遂げるブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国のイニシャルから「BRICs」の呼称が初めて使われ、金融市場の機関投資家だけでなく、事業会社からの注目度も高まった。インドへの海外からの年間直接投資は、2001～2004年度の50億ドル前後から増加し、2007～2014年度には300億～400億ドルの間で、2015～2018年度では500億～600億ドル、2019年度以降は700億～800億ドル前半で推移しており、特に2021年度は848億ドルと過去最高額を更新した。2022～2023年度には700億ドル台前半と一時的な落ち込みを見せたが、2024年度は810億ドルと回復を見せている（第4章参照）。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



インドの高い成長率を支えてきたのは、安定した民間消費の高い寄与であり、2001～2018 年度の間は、民間消費だけで毎年度 4.2%分の成長をもたらした。また、設備投資や建設投資などの総固定資本形成も成長に大きく寄与してきた。米国同時多発テロ（2001 年 9 月）、リーマン・ショック（2008 年 9 月）のように世界的に景気が悪化した際には投資が停滞してインドの経済成長率も鈍化したが、翌年度には投資が回復し、GDP 成長率は 8%前後の水準にまで回復した。

2001 年や 2008 年の外的要因以外での景気減速局面は 2011～2012 年度に訪れた。2011 年度は民間消費や総固定資本形成の成長率に対する寄与度は前年度を上回っていたが、旺盛な消費・投資活動による輸入の拡大（純輸出の悪化）が成長率を押し下げた。また、2010 年初頭から 2011 年末にかけて政策金利が 3.75 ポイント引き上げられた影響が徐々に表れ（4.75%→8.50%）、2012 年度には民間消費、総固定資本形成の伸びも鈍化した。しかし、2013 年 4 月に政策金利が 8.00%に引き下げられて以降、2013 年 8 月まで計 1.25 ポイントの利下げ効果で投資の減速も一服し、また貿易赤字も 2012 年に減少に転じたことで、再び GDP 成長率は 8%前後の水準にまで回復した。

2014 年度から 2018 年度にかけては 6～8%の成長率水準を維持してきた中、2019 年度は減速し実質 GDP 成長率が 3.9%となった。この主な理由はインドの銀行セクターにおける不良債権問題を通じた流動性の収縮や金融信用不安にあると考えられている。これに対してインド政府では倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code : IBC）を導入し、それによって不良債権処理が進んだことにより、新型コロナウイルスの影響下でも直接投資流入額は増加傾向にあった。2021 年から 2022 年度には、メイク・イン・インド政策による製造業への投資や、デジタル、IT 分野への投資増を背景として 850 億ドル弱の最高額を記録した。その後は、世界的な金融環境の変化などを背景に 2022 年度から 2024 年度まで 700 億ドル台前半まで落ち込んだが、2025 年 5 月末の商務省の発表によると、2024 から 2025 年度には、約 810 億ドルまで回復している。

他方、図表 3-3 より、2023 年（暦年）の消費者物価上昇率は 5.6%で、過去 10 年間ではやや高い水準であった。背景としては、世界的な原油価格の上昇とインド国内の燃料税政策により、LPG

やディーゼル、ガソリンの価格が高水準で移行していることが挙げられるが、2024 年から 2025 年にかけての消費者物価上昇率は安定または低下傾向にあり、IMF は、インド準備銀行が定める目標値（ $4 \pm 0.2\%$ ）以内に収まるだろうと予測している。

貿易収支（商工省統計）は、2020 年は新型コロナウイルスの影響により赤字幅が少し減少したものの、2016 年初より原油価格が上昇基調に転じたことや、中国からの電機製品の輸入増の影響で、赤字幅は拡大傾向にある。2023 年（暦年）の貿易赤字は 2,411 億ドルと、過去最大だった 2022 年（2,649 億ドル）に続く二番目の高水準となった。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名目GDP (*)	億ドル	20,391	21,036	22,948	26,515	27,029	28,356	26,749	31,673	33,461	36,385
1人あたりGDP (*)	ドル	1,560	1,590	1,714	1,958	1,974	2,050	1,916	2,250	2,361	2,547
実質GDP成長率 (*)	%	7.4	8.0	8.3	6.8	6.5	3.9	-5.8	9.7	7.6	9.2
人口 (*)	100万人	1,307	1,323	1,339	1,354	1,369	1,383	1,396	1,408	1,417	1,429
消費者物価上昇率	%	6.7	4.9	4.9	3.3	3.9	3.7	6.6	5.1	6.7	5.6
輸出額	億ドル	3,103	2,623	2,759	3,035	3,301	3,134	2,918	4,220	4,511	4,371
輸入額	億ドル	4,480	3,810	3,844	4,656	5,141	4,747	3,944	6,131	7,160	6,782
貿易収支 (*)	億ドル	-1,376	-1,187	-1,085	-1,621	-1,840	-1,613	-1,026	-1,910	-2,649	-2,411
経常収支 (*)	億ドル	-269	-222	-144	-487	-573	-247	239	-388	-671	-233
直接投資流入額 (*)	億ドル	451	556	602	610	620	744	820	848	714	709
外貨準備高 (*)	億ドル	3,416	3,602	3,700	4,245	4,129	4,778	5,770	6,073	5,784	6,464
為替レート（年平均）	ルピー/ドル	61.03	64.15	67.20	65.12	68.39	70.42	74.10	73.92	78.60	82.60

（注）（*）は年度で算出。2023 年の数値は 2023 年 4 月から 2024 年 3 月までの年度を表す。

（出所）IMF、商工省、インド準備銀行より作成

（3）新型コロナウイルス感染拡大の影響とその後の経済の力強い回復

世界的な流行と同じく、インドでも 2020 年 3 月から新型コロナウイルス感染症が拡大したため、この第 1 波に対してインド政府は、都市間移動を制限したほか、生活必需品（食料品や医薬品など）以外を販売する店舗を営業禁止にするなど、厳格なロックダウンを実施した。これにより、特に民間消費と総固定資本形成（投資）が大きく影響を受け、2020 年度第 1 四半期（2020/4～6）の実質 GDP 成長率（前年同期比）は▲23.1%と大幅に低下し、第 2 四半期（2020/6～8）も前年同期比▲5.8%と低迷が続いた。第 1 波の影響が続く中、インド政府では、特に影響を受けると考えられる低所得者層への現金支給や食料品供給、中小企業向けの無担保ローン、農林水畜産業関連のインフラ整備、医療のデジタル化などを含む総額 20 兆ルピーの経済対策パッケージを展開すると発表し、パンデミックの影響下においても経済の活性化を行うことを表明した。

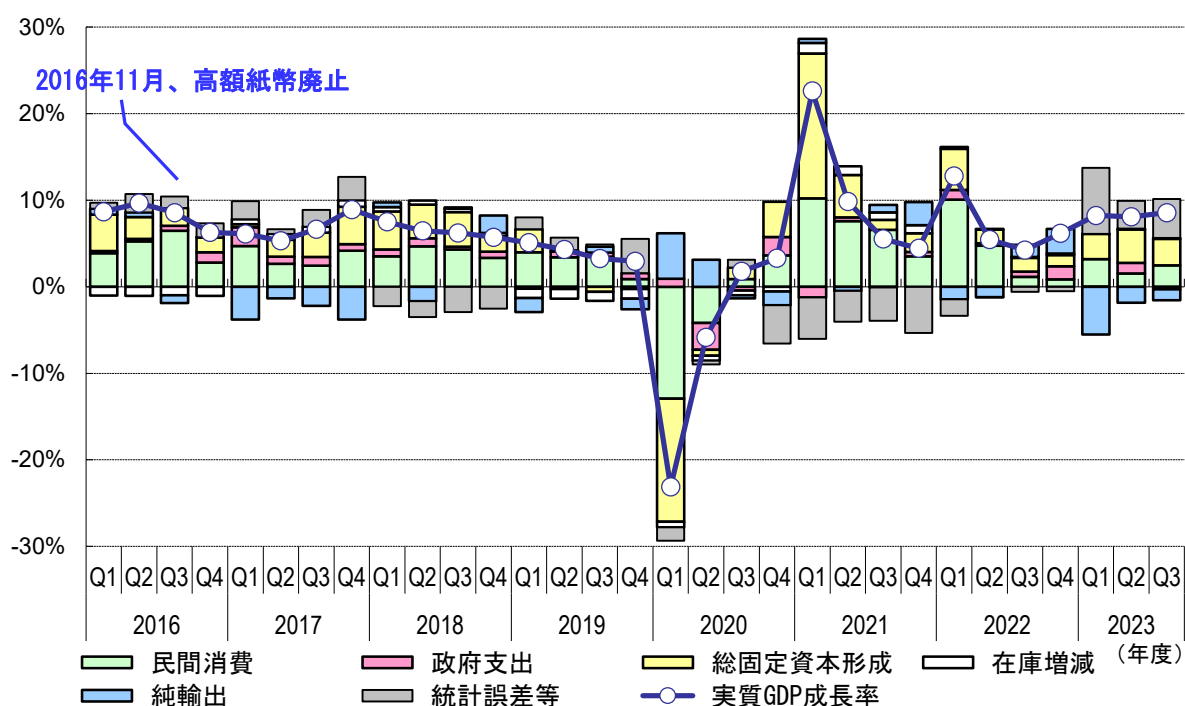
その後も変異種流行や医療崩壊に見舞われる中、モディ政権はワクチン接種の普及に力を入れ、2021 年 3 月から到来した感染第 2 波にはパンデミック当初のようなインド全土でのロックダウンを行わず、経済活動の正常化を模索する方針をとった。この第 2 波による経済への悪影響を軽減するため、政府は 2021 年 6 月に総額 6.3 兆ルピーの追加経済対策を発表した。

これには、中小企業向けの保証枠拡大や、肥料補助金による農業支援、外国人観光客のビザ手

数料免除による観光業支援などが含まれる。

このような経済政策の結果、2021年度第1四半期以降、特に2023年度は各四半期ともおおそ8%と、手堅い成長を見せている。今後も、製造業振興策や農村部を中心とした民間消費を背景に順調な成長が続くと考えられる。

図表 3-4 実質 GDP 成長率（四半期）の推移（2016 年度～2023 年度第 3 四半期）



（出所）国家統計局より作成

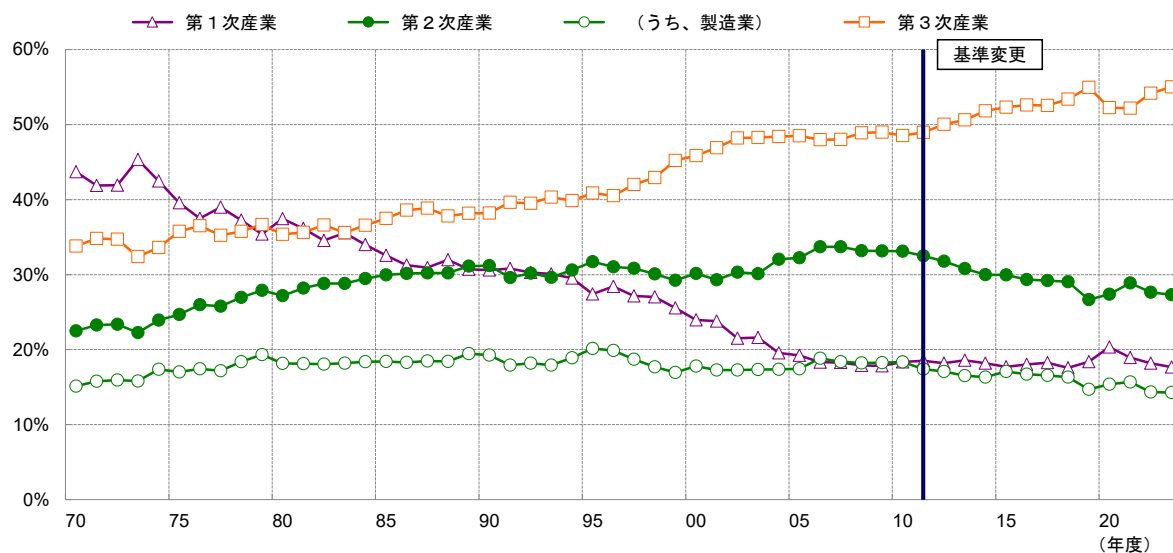
2. 産業構造

1970年代前半のインド経済では、第1次産業がGDP全体の4割、第3次産業が同3割、第2次産業は同2割を占めていた。名目GDPの算出基準が2011年に改訂されたため、産業別構成比の連続性を判断するには留意が必要だが、①第1次産業は1974年度から現在に至るまで長期にわたって比率が低下、②第2次産業に含まれる製造業では、1974年度以降、比率はほぼ一定、③第2次産業全体では、1974年度から2007年度にかけて比率は緩やかに上昇するも、2006年度をピークとした低下基調、④第3次産業は1974年度以降の上昇基調が継続、などの特徴が窺える（図表3-5）。

2023年度の産業別GDPの構成比について、2013年との変化幅を見ると（図表3-6）、第2次産業（▲3.0%）から第3次産業（+3.8%）へのシフトが継続していることが分かる。第1次産業については、農業（▲2.4%）が縮小する一方で、畜産業（+1.4%）の伸びがあり、第1次産業全体としては縮小した。第2次産業においては、繊維・衣料・皮革製品（▲0.9%）や金属製品（▲0.6%）、鉱業・採石業（▲0.9%）での縮小が目立ち、製造業全体では2.2%のマイナスとなった。他方、第

3 次産業では不動産・専門サービス (+2.8%) や公共サービス (+1.4%) での伸びが目立った。

図表 3-5 第 1～3 次産業の構成比の推移 (1970 年～2023 年)



(出所) 国連統計部 National Accounts – Analysis of Main Aggregates より作成

図表 3-6 産業別名目 GDP の構成比（2013 年度及び 2023 年度）

(金額：10億ルピー)	名目GDP			構成比		
	2014/3	2024/3	(年率)	2014/3	2024/3	(差分)
全体	103,632	274,129	10.2%	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第1次産業	19,264	48,779	9.7%	(18.6%)	(17.8%)	(-0.8%)
農業	12,488	26,529	7.8%	(12.1%)	(9.7%)	(-2.4%)
畜産業	4,227	15,056	13.5%	(4.1%)	(5.5%)	(+1.4%)
林業	1,567	3,512	8.4%	(1.5%)	(1.3%)	(-0.2%)
漁業	982	3,681	14.1%	(0.9%)	(1.3%)	(+0.4%)
第2次産業	31,909	76,220	9.1%	(30.8%)	(27.8%)	(-3.0%)
鉱業・採石業	2,958	5,323	6.1%	(2.9%)	(1.9%)	(-0.9%)
製造業	17,135	39,216	8.6%	(16.5%)	(14.3%)	(-2.2%)
食品・飲料・タバコ	1,757	3,802	8.0%	(1.7%)	(1.4%)	(-0.3%)
繊維・衣料・皮革製品	2,464	4,178	5.4%	(2.4%)	(1.5%)	(-0.9%)
金属製品	2,870	5,859	7.4%	(2.8%)	(2.1%)	(-0.6%)
機械	3,434	9,747	11.0%	(3.3%)	(3.6%)	(+0.2%)
その他製造業	6,610	15,629	9.0%	(6.4%)	(5.7%)	(-0.7%)
公益業	2,602	7,664	11.4%	(2.5%)	(2.8%)	(+0.3%)
建設業	9,215	24,016	10.1%	(8.9%)	(8.8%)	(-0.1%)
第3次産業	52,459	149,130	11.0%	(50.6%)	(54.4%)	(+3.8%)
商業・ホテル・運輸・通信・放送	18,745	48,285	9.9%	(18.1%)	(17.6%)	(-0.5%)
商業・ホテル・レストラン	11,846	31,285	10.2%	(11.4%)	(11.4%)	(-0.0%)
商業	10,784	28,120	10.1%	(10.4%)	(10.3%)	(-0.1%)
ホテル・レストラン	1,061	3,165	11.5%	(1.0%)	(1.2%)	(+0.1%)
運輸・倉庫・通信・放送	6,899	17,000	9.4%	(6.7%)	(6.2%)	(-0.5%)
鉄道輸送	787	1,787	8.5%	(0.8%)	(0.7%)	(-0.1%)
道路輸送	3,383	7,736	8.6%	(3.3%)	(2.8%)	(-0.4%)
水上輸送	65	225	13.3%	(0.1%)	(0.1%)	(+0.0%)
航空輸送	69	331	17.1%	(0.1%)	(0.1%)	(+0.1%)
輸送関連サービス	757	1,834	9.3%	(0.7%)	(0.7%)	(-0.1%)
倉庫	60	282	16.7%	(0.1%)	(0.1%)	(+0.0%)
通信・放送	1,778	4,804	10.4%	(1.7%)	(1.8%)	(+0.0%)
金融・不動産・専門サービス	20,695	62,442	11.7%	(20.0%)	(22.8%)	(+2.8%)
金融サービス	5,993	15,982	10.3%	(5.8%)	(5.8%)	(+0.0%)
不動産・専門サービス	14,702	46,460	12.2%	(14.2%)	(16.9%)	(+2.8%)
公共サービス	13,019	38,404	11.4%	(12.6%)	(14.0%)	(+1.4%)
行政・防衛	6,019	15,997	10.3%	(5.8%)	(5.8%)	(+0.0%)
その他サービス	7,000	22,406	12.3%	(6.8%)	(8.2%)	(+1.4%)

(注) インドでは鉱業・採石業を第2次産業として分類しているため、第1次産業と第2次産業の構成比は図表 3-5 と一致しない。

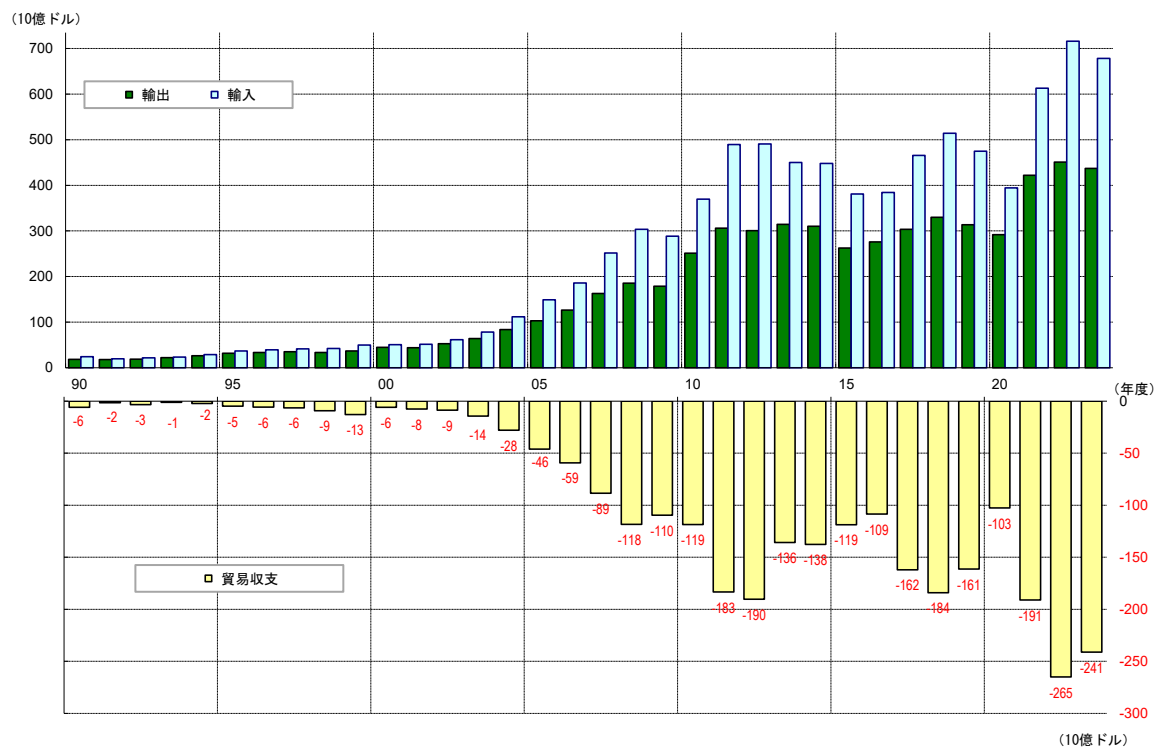
(出所) 統計・計画実施省 National Accounts Statistics 2025 より作成

3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

インドは恒常的な貿易赤字国である。インド準備銀行（RBI）の貿易統計によると、同国は1976年度における7,700万ドルの貿易黒字を最後に、2023年度まで47年連続で貿易赤字が続いている。インドは石油製品や石炭の純輸入国であるため、2004年以降の原油価格上昇に伴い、赤字幅は拡大した。2020年度はパンデミックの影響で輸入が減少したことにより貿易赤字も一時的に縮小したが、それ以降は石炭・石油やプラスチック等の化学製品、機械類・輸送用機器の輸入増加により拡大傾向にある。

図表 3-7 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) 商業情報統計総局 (DGCI&S) より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

UNCTAD（国際連合貿易開発会議、United Nations Conference on Trade and Development）の統計によると、2023年（暦年）の輸出額は4,314億ドルと、前年よりは212億ドル減少したものの、4,000億ドル以上を記録し、2010年以降の各年と比較しても、2022年に次ぐ高水準となった。

セグメント別に見た主な輸出分野では①自動車・バイクなどを含む「機械類・輸送用機器」（構成比：20.8%）、②石油や石油製品を含む鉱物性燃料等（同 20.7%）、③素材製造品（皮革、紙、鉄鋼など）（同 20.2%）の比率が高い。

中でも、石油や石油製品を含む鉱物性燃料等に関して、インドは原油を加工したガソリンや航

空燃料、ディーゼルなどの石油製品を輸出しているが、世界的なエネルギー価格の高騰などを受けて石油製品の価格も上昇し、輸出額は2020年と比較して300%以上伸びた。次いで、自動車・バイクなどを含む「機械類・輸送用機器」に関してもPLIスキーム等を通じた奨励策のもとで生産、輸出共に増加傾向にある。

図表 3-8 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸出総額	220,408	301,483	289,565	336,611	317,545	264,381	260,327	294,364	322,492	323,251	275,489	394,814	452,684	431,412
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	15,494	23,228	26,842	33,565	31,969	26,330	25,537	30,395	30,132	29,802	31,199	40,339	45,274	42,111
	(7.0%)	(7.7%)	(9.3%)	(10.0%)	(10.1%)	(10.0%)	(9.8%)	(10.3%)	(9.3%)	(9.2%)	(11.3%)	(10.2%)	(10.0%)	(9.8%)
魚介類・同調製品	2,403	3,345	3,362	4,728	5,500	4,778	5,499	7,019	6,811	6,766	5,746	7,453	7,631	7,022
穀物・同調製品	3,136	5,704	9,132	11,405	10,598	7,380	6,096	7,883	8,284	7,647	9,309	13,103	15,044	12,096
飲料・たばこ	1,006	970	1,126	1,325	1,189	1,153	1,224	1,163	1,224	1,203	1,070	1,178	1,491	1,655
	(0.5%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)
食料に適さない原材料	15,449	16,351	18,977	16,054	12,773	9,280	9,081	10,546	10,831	10,560	11,532	14,486	11,013	12,372
	(7.0%)	(5.4%)	(6.6%)	(4.8%)	(4.0%)	(3.5%)	(3.5%)	(3.6%)	(3.4%)	(3.3%)	(4.2%)	(3.7%)	(2.4%)	(2.9%)
鉱物性燃料等	37,976	56,554	54,377	69,567	62,347	31,387	27,704	35,871	48,591	44,532	27,633	56,398	98,470	89,328
	(17.2%)	(18.8%)	(18.8%)	(20.7%)	(19.6%)	(11.9%)	(10.6%)	(12.2%)	(15.1%)	(13.8%)	(10.0%)	(14.3%)	(21.8%)	(20.7%)
石油・同製品	37,558	55,784	53,903	69,052	61,970	30,986	27,411	35,498	47,959	43,514	26,805	54,796	96,858	87,204
動植物性油脂	788	1,181	1,038	1,119	1,008	1,063	950	1,419	1,328	1,370	1,574	1,939	2,326	2,228
	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.6%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)
化学製品	23,577	31,257	34,502	39,430	37,118	35,946	36,689	40,916	50,071	53,104	52,693	62,291	65,166	62,161
	(10.7%)	(10.4%)	(11.9%)	(11.7%)	(11.7%)	(13.6%)	(14.1%)	(13.9%)	(15.5%)	(16.4%)	(19.1%)	(15.8%)	(14.4%)	(14.4%)
有機化合物	7,735	10,154	11,564	12,171	10,967	10,124	10,083	12,320	16,462	16,736	15,987	19,770	20,320	17,883
医薬品	7,124	9,503	10,860	13,174	12,935	13,903	14,391	14,276	15,755	17,859	20,030	21,012	21,521	23,166
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	62,439	75,685	67,158	83,032	76,837	68,751	68,058	79,101	81,139	76,241	66,775	107,651	100,626	87,029
	(28.3%)	(25.1%)	(23.2%)	(24.7%)	(24.2%)	(26.0%)	(26.1%)	(26.9%)	(25.2%)	(23.6%)	(24.2%)	(27.3%)	(22.2%)	(20.2%)
織物用糸・繊維製品	12,833	15,340	15,274	18,907	18,266	17,263	16,121	17,078	18,115	17,189	15,042	22,233	19,339	18,042
非金属鉱物製品	24,395	34,771	24,979	33,011	27,496	25,456	27,787	28,668	30,419	27,167	20,476	32,274	32,067	26,248
鉄鋼	10,612	10,471	10,885	12,725	11,540	8,289	8,245	13,905	12,147	12,064	12,562	23,610	18,399	15,070
非鉄金属	7,104	4,562	4,382	5,261	6,003	5,747	4,497	7,091	6,808	5,882	6,455	11,606	11,449	9,458
金属製品	4,169	6,063	6,777	7,430	7,953	7,113	6,546	7,065	7,551	7,737	6,793	9,492	10,466	10,256
機械類・輸送用機器	31,931	41,921	39,729	46,100	48,579	43,325	43,358	48,881	57,014	61,678	50,630	68,289	79,470	89,614
	(14.5%)	(13.9%)	(13.7%)	(13.7%)	(15.3%)	(16.4%)	(16.7%)	(16.6%)	(17.7%)	(19.1%)	(18.4%)	(17.3%)	(17.6%)	(20.8%)
原動機	2,335	2,855	2,816	3,511	3,991	3,637	4,205	5,780	8,308	8,819	7,697	9,072	10,539	10,882
専門機械	2,230	3,342	3,465	3,931	4,233	4,101	3,866	4,428	5,276	5,036	4,406	6,930	7,991	7,913
その他産業機械・部品	3,886	4,856	5,171	6,292	6,137	6,179	6,115	7,015	7,890	8,466	7,316	10,035	11,487	12,254
電気機器	5,522	5,576	5,330	6,227	6,218	5,975	6,077	6,631	8,387	8,934	7,673	10,133	12,754	13,909
自動車・バイク等	8,746	9,501	11,420	12,871	13,519	13,079	14,098	15,302	17,354	16,661	12,298	17,667	19,788	19,795
その他輸送用機器	5,804	9,457	6,012	7,916	11,405	7,923	6,422	7,216	6,083	7,631	5,696	5,777	4,774	6,528
雑製品	27,174	40,026	43,174	38,937	42,297	39,522	42,563	43,171	41,968	44,433	31,995	42,138	46,922	44,804
	(12.3%)	(13.3%)	(14.9%)	(11.6%)	(13.3%)	(14.9%)	(16.3%)	(14.7%)	(13.0%)	(13.7%)	(11.6%)	(10.7%)	(10.4%)	(10.4%)
衣類・同附属品	11,229	14,672	13,833	16,843	17,650	18,168	17,932	18,313	16,552	17,160	12,973	16,150	17,641	15,366
その他	4,576	14,310	2,641	7,482	3,427	7,624	5,163	2,901	194	327	388	106	1,926	110
	(2.1%)	(4.7%)	(0.9%)	(2.2%)	(1.1%)	(2.9%)	(2.0%)	(1.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.0%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

2023年の輸入総額は6,721億ドルとなり、前年2022年に続き、2010年以降2番目に高い金額を記録した。セグメント別に見た主な輸入分野は①「鉱物性燃料など」(構成比:28.8%)、②「機械類・輸送用機器」(同:24.2%)、③「素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)」(同12.6%)である。

輸出と同様、世界的なエネルギー価格の高騰を受け、石炭や石油、天然ガス等の「鉱物性燃料など」の輸入額が大きく伸びている。その他、インフラ整備や製造業の強化に伴い、「機械類・輸送用機器」や「素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)」の輸入額も大幅に伸びている。

図表 3-9 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸入総額	350,029 (100.0%)	462,403 (100.0%)	488,976 (100.0%)	466,046 (100.0%)	459,369 (100.0%)	390,745 (100.0%)	356,705 (100.0%)	444,052 (100.0%)	507,616 (100.0%)	478,884 (100.0%)	367,980 (100.0%)	570,402 (100.0%)	732,566 (100.0%)	672,140 (100.0%)
食料品・動物	5,767 (1.6%)	6,014 (1.3%)	6,700 (1.4%)	6,684 (1.4%)	7,960 (1.7%)	9,610 (2.5%)	10,403 (2.9%)	11,557 (2.6%)	7,923 (1.6%)	7,839 (1.6%)	8,229 (2.2%)	9,429 (1.7%)	10,249 (1.4%)	12,408 (1.8%)
生きた動物	13	16	15	14	13	13	10	10	12	13	12	10	10	14
肉類・同調製品	7	8	9	10	18	7	11	18	12	8	10	13	15	15
酪農品・鳥卵	195	227	82	41	53	55	47	52	42	49	44	43	51	73
魚介類・同調製品	55	111	64	47	83	139	86	81	99	119	128	143	179	168
穀物・同調製品	183	89	99	163	208	253	706	1,190	163	271	192	185	301	282
果実・野菜	3,209	4,306	4,635	4,684	5,305	6,991	6,883	7,215	4,907	4,901	5,077	6,026	6,624	7,701
飲料・たばこ	260 (0.1%)	337 (0.1%)	338 (0.1%)	364 (0.1%)	424 (0.1%)	414 (0.1%)	440 (0.1%)	512 (0.1%)	581 (0.1%)	620 (0.1%)	379 (0.1%)	605 (0.1%)	1,006 (0.1%)	1,195 (0.2%)
食料に適さない原材料	17,186 (4.9%)	22,974 (5.0%)	25,397 (5.2%)	23,033 (4.9%)	24,021 (5.2%)	20,367 (5.2%)	17,773 (5.0%)	21,923 (4.9%)	24,222 (4.8%)	22,126 (4.6%)	17,221 (4.7%)	28,376 (5.0%)	36,499 (5.0%)	33,386 (5.0%)
金属鉱・くず	9,861	12,874	13,769	12,859	13,235	10,826	8,372	11,738	12,869	10,637	8,630	15,236	19,266	18,674
鉱物性燃料等	99,258 (28.4%)	148,559 (32.1%)	169,958 (34.8%)	161,202 (34.6%)	159,322 (34.7%)	95,221 (24.4%)	80,637 (22.6%)	109,559 (24.7%)	151,979 (29.9%)	137,582 (28.7%)	90,941 (24.7%)	148,584 (26.0%)	250,207 (34.2%)	193,608 (28.8%)
石炭・コークス・練炭	10,871	16,440	15,973	15,870	16,507	13,826	12,527	20,555	25,179	22,399	15,474	24,187	47,739	35,381
石油・同製品	81,101	118,764	138,752	129,941	124,079	69,827	58,257	75,478	109,323	99,628	61,235	101,869	173,708	136,243
天然ガス・製造ガス	7,286	13,355	15,143	15,391	18,736	11,496	9,854	13,475	17,434	15,555	14,232	3	28,747	21,975
動植物性油脂	7,557 (2.2%)	10,253 (2.2%)	11,457 (2.3%)	10,470 (2.2%)	11,286 (2.5%)	10,836 (2.8%)	10,728 (3.0%)	12,632 (2.8%)	10,943 (2.2%)	10,377 (2.2%)	11,127 (3.0%)	18,300 (3.2%)	22,906 (3.1%)	15,944 (2.4%)
植物性油脂	7,301	9,914	11,194	10,171	10,988	10,607	10,384	12,044	10,200	9,740	10,554	17,288	21,763	15,126
化学製品	38,265 (10.9%)	47,342 (10.2%)	46,847 (9.6%)	46,535 (10.0%)	51,994 (11.3%)	47,963 (12.3%)	44,192 (12.4%)	51,310 (11.6%)	60,351 (11.9%)	59,292 (12.4%)	54,650 (14.9%)	78,917 (13.8%)	94,196 (12.9%)	83,107 (12.4%)
有機化合物	11,835	14,464	15,162	16,335	18,470	14,886	14,010	17,780	21,062	19,348	17,381	26,158	28,183	24,932
プラスチック（成型前）	6,566	6,898	7,945	8,256	10,382	9,045	9,057	10,812	11,702	11,028	9,300	15,134	17,613	17,989
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	61,027 (17.4%)	75,976 (16.4%)	58,302 (11.9%)	66,223 (14.2%)	67,452 (14.7%)	62,105 (15.9%)	59,799 (16.8%)	70,082 (15.8%)	74,414 (14.7%)	68,085 (14.2%)	48,452 (13.2%)	75,024 (13.2%)	94,012 (12.8%)	84,953 (12.6%)
非金属鉱物製品	33,445	39,332	26,802	32,197	30,354	26,157	29,319	34,073	32,064	28,300	20,712	34,353	39,085	35,163
鉄鋼	10,687	12,192	11,236	8,984	10,594	10,414	8,050	9,011	10,983	10,501	6,617	10,409	13,699	14,149
非鉄金属	5,585	10,174	7,037	10,881	11,582	10,792	8,026	10,968	13,447	11,432	8,108	12,050	19,420	15,260
機械類・輸送用機器	71,813 (20.5%)	86,508 (18.7%)	81,872 (16.7%)	80,866 (17.4%)	80,172 (17.5%)	84,421 (21.6%)	86,162 (24.2%)	102,921 (23.2%)	117,034 (23.1%)	113,574 (23.7%)	93,776 (25.5%)	124,849 (21.9%)	148,652 (20.3%)	162,440 (24.2%)
専門機械	7,695	9,743	8,679	8,011	7,665	7,601	8,224	9,134	10,458	10,039	7,550	10,642	12,870	13,628
その他産業機械・部品	11,090	14,246	13,225	12,027	12,106	12,284	12,762	13,006	15,598	15,341	12,529	16,325	18,268	19,647
事務用機器・コンピュータ	6,436	7,694	7,695	8,311	8,029	8,666	7,620	22,500	22,110	21,397	19,518	26,705	24,546	24,774
通信・音響機器	13,991	15,071	13,441	15,188	17,763	21,018	20,969	14,556	15,163	11,331	10,589	11,057	15,537	14,863
電気機器	12,055	16,334	14,729	14,987	14,245	15,375	17,128	21,192	27,818	29,494	24,550	36,695	46,235	54,562
雑製品	12,280 (3.5%)	15,776 (3.4%)	20,499 (4.2%)	16,775 (3.6%)	17,656 (3.8%)	18,212 (4.7%)	19,072 (5.3%)	21,677 (4.9%)	21,707 (4.3%)	22,308 (4.7%)	16,938 (4.6%)	22,747 (4.0%)	29,134 (4.0%)	33,512 (5.0%)
その他	36,617 (10.5%)	48,664 (10.5%)	67,606 (13.8%)	53,893 (11.6%)	39,082 (8.5%)	41,595 (10.6%)	27,500 (7.7%)	41,879 (9.4%)	38,461 (7.6%)	37,081 (7.7%)	26,268 (7.1%)	63,571 (11.1%)	45,706 (6.2%)	51,586 (7.7%)

（出所）UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の相手国別動向

石油製品の輸出入が多いため、インドの貿易相手国の構成比は原油価格によって大きく変動する。

2023 年の主な輸出相手国は、①米国（構成比：17.6%）、②UAE（同 7.7%）、③オランダ（同 5.4%）、④中国（同 3.8%）、⑤シンガポール（同 2.8%）である。2010 年の米国向けの構成比は 10.7%であったが、その後「医薬品」、「衣類関連（衣類、繊維製品）」、「自動車」の増加が牽引し、2023 年には 17.6%に高まっている。中国は、2020 年時点では第 2 位の輸出相手国であったが、現在は第 4 位に下がっている。背景として、2020 年 6 月に発生した国境係争地ラダック地方での衝突による政治的緊張が、貿易にも波及していると考えられる。

他方、主な輸入相手国（2023 年）は、①中国（構成比：18.0%）、②米国（同 6.5%）、③UAE（同 5.9%）、④サウジアラビア（同 5.2%）、⑤イラク（同 4.6%）となっている。中国の構成比は 2010 年の 12.9%から大幅に上昇しており、2018 年には 16%を下回ったものの、2023 年には 18.0%と再び上昇している。インド政府は 2020 年 5 月より「自立したインド」政策による国内製造業の振興を図っているが、依然として中国からの輸入依存度は高い。エネルギー資源国であるサウジアラビアや UAE、イラク、オーストラリアからの輸入はおおよそ 2 倍以上に増えており、インド国内での需要増とエネルギー価格の高騰が影響していると考えられる。また、それ以外ではインドネシアからの輸入額も、ここ 2-3 年で 2 倍以上に増えており、内訳としては「食料品全般」や「機械類及び輸送用機器」が顕著に増加している。

国別の貿易統計をもとに、貿易額の大きい国との貿易収支を見ると、インドは恒常的な貿易赤字国であり、特に中国との貿易赤字は、2020 年には約 468 億ドルであったが、ここ 2、3 年で赤字が急拡大し、2022 年から 2 年連続で 1,000 億ドルを突破している。貿易赤字全体のうち、4 割以上が中国からのものである。2014 年に始まったメイク・イン・インディア施策の目標の一つとして、国内製造業の育成による輸入依存や貿易赤字からの脱却が掲げられていたが、スマートフォンや IC チップ、記憶媒体等のエレクトロニクス製品や医薬品の原材料を中心に中国への輸入依存が依然続いており、貿易赤字は解消されていない。他方、アメリカやオランダとの貿易は好調で、安定して黒字である。また、南アジアの近隣諸国（スリランカ、バングラデシュ、ネパール、パキスタン）に対する黒字傾向も継続している（図表 3-12）。

図表 3-10 主要輸出相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸出		317,545 100.0%	264,381 100.0%	260,327 100.0%	294,364 100.0%	322,492 100.0%	323,251 100.0%	275,489 100.0%	394,814 100.0%	452,684 100.0%	431,412 100.0%
先進国	日本	5,757 1.8%	4,530 1.7%	3,827 1.5%	4,498 1.5%	4,741 1.5%	4,816 1.5%	4,043 1.5%	6,077 1.5%	5,700 1.3%	5,084 1.2%
	韓国	4,795 1.5%	3,610 1.4%	3,465 1.3%	4,377 1.5%	4,807 1.5%	4,654 1.4%	4,516 1.6%	7,103 1.8%	7,498 1.7%	6,285 1.5%
	香港	13,412 4.2%	12,147 4.6%	13,210 5.1%	15,021 5.1%	13,140 4.1%	11,478 3.6%	9,537 3.5%	11,290 2.9%	9,798 2.2%	8,731 2.0%
	シンガポール	9,677 3.0%	7,805 3.0%	7,355 2.8%	11,560 3.9%	10,451 3.2%	10,739 3.3%	8,295 3.0%	10,650 2.7%	11,831 2.6%	12,036 2.8%
	米国	42,685 13.4%	40,313 15.2%	41,992 16.1%	46,018 15.6%	51,661 16.0%	54,288 16.8%	49,321 17.9%	71,510 18.1%	80,230 17.7%	75,805 17.6%
	フランス	5,093 1.6%	4,819 1.8%	4,868 1.9%	5,037 1.7%	5,279 1.6%	5,434 1.7%	4,364 1.6%	6,130 1.6%	8,048 1.8%	7,188 1.7%
	イタリア	5,446 1.7%	4,228 1.6%	4,464 1.7%	5,655 1.9%	5,522 1.7%	5,190 1.6%	4,348 1.6%	7,704 2.0%	8,509 1.9%	8,399 1.9%
	オーストラリア	2,594 0.8%	3,253 1.2%	2,948 1.1%	3,876 1.3%	3,734 1.2%	2,974 0.9%	3,471 1.3%	6,917 1.8%	8,208 1.8%	7,722 1.8%
	オランダ	6,762 2.1%	4,877 1.8%	4,868 1.9%	5,431 1.8%	8,660 2.7%	8,907 2.8%	6,261 2.3%	10,284 2.6%	18,500 4.1%	23,108 5.4%
発展途上国	アジア	160,846 50.7%	130,527 49.4%	127,519 49.0%	148,053 50.3%	158,868 49.3%	154,920 47.9%	128,922 46.8%	179,526 45.5%	193,619 42.8%	177,743 41.2%
	中国	13,434 4.2%	9,577 3.6%	8,916 3.4%	12,495 4.2%	16,376 5.1%	17,279 5.3%	19,008 6.9%	23,037 5.8%	15,084 3.3%	16,245 3.8%
	スリランカ	6,435 2.0%	5,501 2.1%	4,118 1.6%	4,413 1.5%	4,668 1.4%	4,227 1.3%	3,224 1.2%	4,800 1.2%	6,334 1.4%	3,578 0.8%
	バングラデシュ	6,255 2.0%	5,522 2.1%	5,669 2.2%	7,210 2.4%	8,745 2.7%	8,243 2.6%	7,913 2.9%	14,093 3.6%	13,834 3.1%	11,253 2.6%
	ネパール	4,193 1.3%	3,195 1.2%	4,526 1.7%	5,518 1.9%	7,301 2.3%	7,109 2.2%	5,855 2.1%	9,190 2.3%	8,531 1.9%	7,248 1.7%
	タイ	3,439 1.1%	3,114 1.2%	2,962 1.1%	3,589 1.2%	4,386 1.4%	4,332 1.3%	3,777 1.4%	5,516 1.4%	6,039 1.3%	5,057 1.2%
	ベトナム	6,527 2.1%	5,357 2.0%	5,958 2.3%	8,115 2.8%	6,702 2.1%	5,513 1.7%	4,501 1.6%	6,638 1.7%	5,881 1.3%	5,652 1.3%
	マレーシア	4,642 1.5%	4,892 1.9%	4,189 1.6%	5,546 1.9%	6,554 2.0%	6,269 1.9%	6,194 2.2%	6,704 1.7%	7,191 1.6%	6,678 1.5%
	インドネシア	4,445 1.4%	2,869 1.1%	3,132 1.2%	3,763 1.3%	4,793 1.5%	4,515 1.4%	4,364 1.6%	8,089 2.0%	9,867 2.2%	7,398 1.7%
	中東	32,920 10.4%	29,990 11.3%	30,042 11.5%	28,636 9.7%	28,540 8.8%	29,539 9.1%	17,953 6.5%	25,447 6.4%	31,323 6.9%	33,021 7.7%
	サウジアラビア	13,064 4.1%	6,971 2.6%	5,045 1.9%	5,218 1.8%	5,490 1.7%	5,974 1.8%	6,154 2.2%	8,245 2.1%	10,153 2.2%	10,832 2.5%
	サブサハラ・アフリカ	28,725 9.0%	20,946 7.9%	18,168 7.0%	19,583 6.7%	21,569 6.7%	23,707 7.3%	21,367 7.8%	31,522 8.0%	41,434 9.2%	38,490 8.9%
	南アフリカ共和国	5,722 1.8%	3,814 1.4%	3,243 1.2%	4,072 1.4%	4,019 1.2%	3,983 1.2%	3,498 1.3%	5,989 1.5%	8,266 1.8%	8,020 1.9%
	ナイジェリア	2,872 0.9%	2,287 0.9%	1,743 0.7%	2,064 0.7%	2,746 0.9%	3,679 1.1%	2,954 1.1%	4,523 1.1%	5,340 1.2%	3,959 0.9%
	メキシコ	2,921 0.9%	2,768 1.0%	3,375 1.3%	3,697 1.3%	3,832 1.2%	3,735 1.2%	3,046 1.1%	4,162 1.1%	4,939 1.1%	5,284 1.2%
	ブラジル	7,141 2.2%	3,099 1.2%	2,300 0.9%	2,867 1.0%	3,579 1.1%	4,114 1.3%	3,676 1.3%	6,262 1.6%	9,724 2.1%	6,665 1.5%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-11 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸入		459,369	390,745	356,705	444,052	507,616	478,884	367,980	570,402	732,566	672,140
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	9,759	9,527	9,543	10,321	12,500	12,597	10,120	14,340	15,857	17,999
		2.1%	2.4%	2.7%	2.3%	2.5%	2.6%	2.8%	2.5%	2.2%	2.7%
	韓国	14,170	13,493	12,554	16,577	16,979	16,574	12,647	17,185	21,178	20,763
		3.1%	3.5%	3.5%	3.7%	3.3%	3.5%	3.4%	3.0%	2.9%	3.1%
	香港	10,012	10,889	11,833	17,122	17,986	17,461	14,583	18,777	22,476	17,267
		2.2%	2.8%	3.3%	3.9%	3.5%	3.6%	4.0%	3.3%	3.1%	2.6%
	シンガポール	9,918	9,796	8,803	9,745	14,183	13,998	10,810	16,207	20,498	14,750
		2.2%	2.5%	2.5%	2.2%	2.8%	2.9%	2.9%	2.8%	2.9%	2.2%
	米国	22,900	22,590	22,330	26,557	35,138	36,776	28,245	42,834	52,973	43,592
		5.0%	5.8%	6.3%	6.0%	6.9%	7.7%	7.7%	7.5%	7.2%	6.5%
発展途上国	ドイツ	13,234	12,177	11,835	13,264	15,247	13,794	11,503	14,579	15,846	18,258
		2.9%	3.1%	3.3%	3.0%	3.0%	2.9%	3.1%	2.6%	2.2%	2.7%
	オーストラリア	9,689	9,337	8,558	13,594	13,530	10,592	7,496	15,236	20,995	17,829
		2.1%	2.4%	2.4%	3.1%	2.7%	2.2%	2.0%	2.7%	2.9%	2.7%
	スイス・リヒテンシュタイン	22,775	22,790	15,582	21,550	19,034	18,995	11,621	32,022	16,717	18,933
		5.0%	5.8%	4.4%	4.9%	3.7%	4.0%	3.2%	5.6%	2.3%	2.8%
	アジア	266,215	224,641	212,136	259,566	302,424	288,255	226,636	341,943	457,859	411,183
		58.0%	57.5%	59.5%	58.5%	59.6%	60.2%	61.6%	59.9%	62.5%	61.2%
	中国	60,687	64,347	63,266	74,792	79,902	76,073	65,836	97,024	118,222	121,304
		13.2%	16.5%	17.7%	16.8%	15.7%	15.9%	17.9%	17.0%	16.1%	18.0%
	スリランカ	686	821	680	735	1,207	935	691	984	1,046	1,008
		0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%
	バングラデシュ	542	632	717	606	945	1,212	1,026	1,752	2,041	1,888
		0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	ネパール	629	492	419	435	458	695	658	1,394	979	868
		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%
	タイ	6,079	5,857	5,538	6,906	8,091	7,556	5,604	8,980	11,591	10,892
		1.3%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%
	ベトナム	2,841	2,766	3,069	4,220	7,306	7,500	5,664	7,017	9,057	9,335
		0.6%	0.7%	0.9%	1.0%	1.4%	1.6%	1.5%	1.2%	1.2%	1.4%
	マレーシア	11,174	9,498	8,672	9,047	10,305	10,408	7,681	12,089	13,907	11,473
		2.4%	2.4%	2.4%	2.0%	2.0%	2.2%	2.1%	2.1%	1.9%	1.7%
	インドネシア	14,822	13,753	11,837	16,192	15,798	14,539	11,755	15,786	27,823	24,140
		3.2%	3.5%	3.3%	3.6%	3.1%	3.0%	3.2%	2.8%	3.8%	3.6%
	中東	24,632	18,955	18,000	22,006	24,374	27,570	21,496	39,623	49,182	39,497
		5.4%	4.9%	5.0%	5.0%	4.8%	5.8%	5.8%	6.9%	6.7%	5.9%
	サウジアラビア	30,892	19,035	16,156	17,251	23,022	22,563	14,516	24,054	47,810	34,992
		6.7%	4.9%	4.5%	3.9%	4.5%	4.7%	3.9%	4.2%	6.5%	5.2%
	イラク	17,032	11,921	10,374	16,046	24,015	23,004	16,687	27,380	41,122	30,659
		3.7%	3.1%	2.9%	3.6%	4.7%	4.8%	4.5%	4.8%	5.6%	4.6%
	サブサハラ・アフリカ	35,830	28,496	21,895	30,226	34,785	31,735	20,888	34,461	41,404	31,296
		7.8%	7.3%	6.1%	6.8%	6.9%	6.6%	5.7%	6.0%	5.7%	4.7%
	南アフリカ共和国	5,266	5,105	4,416	5,891	5,885	5,687	5,178	8,018	8,813	8,391
		1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%
	ナイジェリア	16,313	9,818	6,947	8,597	11,254	10,377	6,100	8,867	8,733	4,581
		3.6%	2.5%	1.9%	1.9%	2.2%	2.2%	1.7%	1.6%	1.2%	0.7%
	ケニア	127	109	129	69	118	79	89	138	102	112
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	南米	3,298	2,416	2,419	3,729	5,036	3,946	2,506	3,497	3,535	2,784
		0.7%	0.6%	0.7%	0.8%	1.0%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%
	ブラジル	5,572	4,155	3,488	5,213	4,527	3,083	3,205	5,096	7,190	5,798
		1.2%	1.1%	1.0%	1.2%	0.9%	0.6%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%
	ベネズエラ	14,030	7,002	5,231	6,124	7,645	5,874	2,403	101	235	192
		3.1%	1.8%	1.5%	1.4%	1.5%	1.2%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-12 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)			2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
貿易収支			-141,825	-126,364	-96,378	-149,688	-185,124	-155,633	-92,492	-175,588	-279,882	-240,728	
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
先進国	日本		-4,002	-4,997	-5,716	-5,823	-7,759	-7,782	-6,077	-8,263	-10,157	-12,915	
			2.8%	4.0%	5.9%	3.9%	4.2%	5.0%	6.6%	4.7%	3.6%	5.4%	
	韓国		-9,376	-9,883	-9,089	-12,200	-12,171	-11,920	-8,130	-10,081	-13,680	-14,478	
			6.6%	7.8%	9.4%	8.2%	6.6%	7.7%	8.8%	5.7%	4.9%	6.0%	
	米国		19,785	17,722	19,662	19,461	16,523	17,512	21,076	28,677	27,257	32,213	
			-14.0%	-14.0%	-20.4%	-13.0%	-8.9%	-11.3%	-22.8%	-16.3%	-9.7%	-13.4%	
	オーストラリア		-7,096	-6,085	-5,609	-9,718	-9,796	-7,618	-4,025	-8,319	-12,788	-10,107	
			5.0%	4.8%	5.8%	6.5%	5.3%	4.9%	4.4%	4.7%	4.6%	4.2%	
	オランダ		3,950	2,676	2,857	2,902	5,319	5,577	3,585	6,455	13,417	19,381	
			-2.8%	-2.1%	-3.0%	-1.9%	-2.9%	-3.6%	-3.9%	-4.7%	-4.8%	-8.1%	
発展途上国	アジア		-105,369	-94,114	-84,617	-111,513	-143,556	-133,335	-97,714	-162,417	-264,239	-233,440	
			74.3%	74.5%	87.8%	74.5%	77.5%	85.7%	105.6%	92.5%	94.4%	97.0%	
		中国		-47,253	-54,770	-54,350	-62,297	-63,526	-58,795	-46,827	-73,987	-103,137	-105,058
				33.3%	43.3%	56.4%	41.6%	34.3%	37.8%	50.6%	42.1%	36.9%	43.6%
		スリランカ		5,749	4,680	3,438	3,678	3,461	3,292	2,533	3,816	5,288	2,570
				-4.1%	-3.7%	-3.6%	-2.5%	-1.9%	-2.1%	-2.7%	-2.2%	-1.9%	-1.1%
		バングラデシュ		5,714	4,889	4,951	6,604	7,800	7,031	6,887	12,341	11,793	9,364
				-4.0%	-3.9%	-5.1%	-4.4%	-4.2%	-4.5%	-7.4%	-7.0%	-4.2%	-3.9%
		ネパール		3,565	2,703	4,107	5,083	6,844	6,414	5,196	7,796	7,552	6,380
				-2.5%	-2.1%	-4.3%	-3.4%	-3.7%	-4.1%	-5.6%	-4.4%	-2.7%	-2.7%
	パキスタン		1,673	1,551	1,164	1,370	1,855	1,114	281	501	619	520	
			-1.2%	-1.2%	-1.2%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	
	タイ		-2,641	-2,743	-2,576	-3,318	-3,705	-3,224	-1,827	-3,464	-5,551	-5,836	
			1.9%	2.2%	2.7%	2.2%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.4%	
	ベトナム		3,685	2,591	2,888	3,895	-604	-1,987	-1,164	-378	-3,176	-3,684	
			-2.6%	-2.1%	-3.0%	-2.6%	0.3%	1.3%	1.3%	0.2%	1.1%	1.5%	
	マレーシア		-6,532	-4,606	-4,483	-3,501	-3,751	-4,140	-1,487	-5,384	-6,717	-4,795	
			4.6%	3.6%	4.7%	2.3%	2.0%	2.7%	1.6%	3.1%	2.4%	2.0%	
	インドネシア		-10,377	-10,884	-8,706	-12,430	-11,006	-10,024	-7,391	-7,697	-17,956	-16,743	
			7.3%	8.6%	9.0%	8.3%	5.9%	6.4%	8.0%	4.4%	6.4%	7.0%	
	中東	U A E		8,287	11,034	12,042	6,631	4,167	1,969	-3,542	-14,176	-17,859	-6,476
				-5.8%	-8.7%	-12.5%	-4.4%	-2.3%	-1.3%	3.8%	8.1%	6.4%	2.7%
		サウジアラビア		-17,829	-12,065	-11,110	-12,033	-17,531	-16,589	-8,362	-15,808	-37,657	-24,160
				12.6%	9.5%	11.5%	8.0%	9.5%	10.7%	9.0%	9.0%	13.5%	10.0%
		イラン		-5,212	-2,473	-4,778	-6,834	-9,226	266	1,760	490	1,154	372
				3.7%	2.0%	5.0%	4.6%	5.0%	-0.2%	-1.9%	-0.3%	-0.4%	-0.2%
	サブサハラ・アフリカ			-7,105	-7,550	-3,727	-10,643	-13,216	-8,028	480	-2,939	30	7,194
				5.0%	6.0%	3.9%	7.1%	7.1%	5.2%	-0.5%	1.7%	0.0%	-3.0%
		ナイジェリア		-13,441	-7,531	-5,204	-6,533	-8,507	-6,698	-3,147	-4,344	-3,392	-623
				9.5%	6.0%	5.4%	4.4%	4.6%	4.3%	3.4%	2.5%	1.2%	0.3%
南米	ベネズエラ		-13,792	-6,843	-5,158	-6,043	-7,572	-5,633	-1,645	211	-47	-37	
			9.7%	5.4%	5.4%	4.0%	4.1%	3.6%	1.8%	-0.1%	0.0%	0.0%	

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

4. 人口大国の中のインド

(1) 世界第1位の人口大国であるインド

IMF の「World Economic Outlook」(2025 年 4 月)によると、2023 年時点のインドの人口は 14 億 2,863 万人と、中国を抜いて世界第 1 位の人口大国となった (図表 3-13)。

人口の多いインドは経済規模も大きい。2023 年の名目 GDP は 3.6 兆ドルと、世界第 6 位の規模を誇っている。他方、1 人あたり GDP で表される所得水準は低い。同年のインドの所得水準は 2,547 ドルと、比較可能な 193 カ国・地域中、145 位と下位に位置している。

人口の多い上位10カ国の中には、インドと同じ南アジアに位置するパキスタン（5位）とバングラデシュ（8位）が含まれているが、所得水準はインドとほぼ同程度か低い水準にあり、また南アジア諸国の多くが4,000ドルを下回っている。

図表 3-13 インドと世界の人口大国との比較表（2023年）

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP billion USD	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
インド	142,863 (1)	3,287	3,638	36,385 (6)	2,547 (145)
中国	140,967 (2)	9,600	18,270	182,704 (2)	12,961 (65)
米国	33,701 (3)	9,834	27,721	277,207 (1)	82,254 (6)
インドネシア	27,870 (4)	1,892	1,371	13,712 (17)	4,920 (117)
パキスタン	23,145 (5)	796	338	3,378 (43)	1,459 (160)
ナイジェリア	22,218 (6)	924	364	3,638 (32)	1,637 (151)
ブラジル	21,170 (7)	8,510	2,191	21,911 (13)	10,350 (87)
バングラデシュ	17,028 (8)	148	452	4,515 (42)	2,652 (149)
ロシア	14,630 (9)	17,098	2,060	20,598 (11)	14,079 (66)
メキシコ	13,114 (10)	1,964	1,794	17,938 (16)	13,679 (73)
【参考】					
ASEAN	67,977	7,168	3,797	37,971	5,586
EU28	51,829	4,377	21,980	219,798	42,408
EU28（除く英国）	44,979	4,132	18,609	186,087	41,372
USMCA（3カ国）	50,812	21,783	31,688	316,879	62,363

（注） 面積は2023年のデータ（世界と台湾のみ2020年のデータ）

（出所）IMF、“World Economic Outlook (2025/4)”、国際連合資料より作成

（2）近隣諸国との間の貿易額の変化

ASEAN域内で関税撤廃の動きがあるように、インドをはじめとした南アジア諸国の間でも、二国間FTAや南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation：SAARC）加盟国による南アジア自由貿易地域（South Asian Free Trade Area：SAFTA）など、関税撤廃の動きが見られる。ただし、2006年に発効したSAFTAはセンシティブリスト品目数が多く、ASEANの域内FTA（ASEAN Trade In Goods Agreement：ATIGA）並みの動きには至っていない。

しかし、それでも近隣諸国との貿易額は増えている。SAARC8カ国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アフガニスタン、モルディブ、ブータン）間の貿易額は2008年の149億ドルから2024年には341億ドルと、2.29倍に増加している（図表3-14）。

インドはこの間に、パキスタンとアフガニスタンを除く近隣諸国向けの輸出額を増やしており、インドからSAARC8カ国向けの輸出額は146億ドル増加した（図表3-14を縦方向に合計）。特に、バングラデシュやネパールへの輸出の増加が大きく影響している。一方、パキスタンを除く各国からのインド向け輸出も成長しており、8カ国合計でのインド向け輸出（図表3-14を横方向に合計）はこの間で20億ドル増えている。つまり、インドは当該16年間で、近隣諸国からの輸出先

となる以上に、近隣諸国向けの輸出を増やしたことになる。他方、パキスタンとアフガニスタンを除く近隣諸国では、インドからの輸入がインドを含む近隣諸国向けの輸出を上回っている。

図表 3-14 SAARC 諸国間の貿易額の変化（2008 年→2024 年）

		輸出元国								
		(単位：100万ドル)								
輸出先国	年	インド	パキスタン	バングラデシュ	スリランカ	ネパール	アフガニスタン	モルディブ	ブータン	Total
インド	2008		354.64	318.82	418.67	562.91	132.00	1.96	495.78	2,284.78
	2024		0.14	1,655.35	886.48	746.49	218.45	3.85	780.90	4,291.67
	Diff		-354.50	1,336.53	467.81	183.58	86.45	1.90	285.12	2,006.89
パキスタン	2008	1,779.27		78.50	71.41	1.18	264.32	-	-	2,194.68
	2024	1,183.10		58.06	75.86	1.38	121.46	0.02	0.02	1,439.90
	Diff	-596.17		-20.44	4.45	0.20	-142.86	0.02	0.02	-754.78
バングラデシュ	2008	2,969.72	422.34		23.12	66.50	-	-	14.60	3,496.28
	2024	11,317.82	780.22		239.29	6.03	0.09	2.90	3.25	12,349.59
	Diff	8,348.10	357.89		216.17	-60.47	0.09	2.90	-11.35	8,853.32
スリランカ	2008	2,880.51	216.72	11.05		1.32	-	12.03	-	3,121.63
	2024	4,715.24	429.14	57.15		0.21	-	1.56	0.02	5,203.31
	Diff	1,834.73	212.42	46.10		-1.11	-	-10.47	0.02	2,081.68
ネパール	2008	1,706.86	0.75	6.01	0.19		-	-	4.52	1,718.33
	2024	6,951.28	2.45	40.00	3.86		-	-	5.40	7,003.00
	Diff	5,244.42	1.70	34.00	3.67		-	-	0.88	5,284.67
アフガニスタン	2008	362.27	1,447.62	2.32	0.35	0.04		-	-	1,812.60
	2024	333.52	1,305.64	12.82	0.73	0.11		-	-	1,652.82
	Diff	-28.75	-141.98	10.50	0.38	0.07		-	-	-159.78
モルディブ	2008	109.70	6.36	-	47.70	0.06	-		0.26	164.08
	2024	825.06	9.41	5.03	151.36	0.30	-		-	991.16
	Diff	715.36	3.05	5.03	103.66	0.24	-		-0.26	827.07
ブータン	2008	109.10	0.02	3.16	-	2.36	-	-		114.65
	2024	1,173.23	0.00	12.12	0.00	3.44	-	-		1,188.78
	Diff	1,064.12	-0.01	8.95	0.00	1.08	-	-		1,074.14
Total	2008	9,917.44	2,448.44	419.86	561.44	634.37	396.32	13.98	515.16	14,907.02
	2024	26,499.26	2,527.01	1,840.52	1,357.58	757.95	339.99	8.33	789.59	34,120.23
	Diff	16,581.82	78.56	1,420.66	796.13	123.58	-56.32	-5.65	274.43	19,213.21
輸出増－輸入増 (注)		+14,574.93	+833.34	-7,432.66	-1,285.55	-5,161.09	+103.45	-832.72	-799.70	

(注) 統計誤差などのため、輸出から見た上記図表 3-14 は、輸入から見た数値とは必ずしも一致しない
(出所) IMF 資料より作成

(3) 賃金コストで比較したインドの位置付け

図表 3-15 は、JETRO の投資コスト比較調査（2024 年度調査）をもとに、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与などの年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を示している。これによると、インドの賃金コストの特徴として、①国内大都市の賃金コストの高さと都市間格差の大きさ、②アジアの他都市と比べた職種間の賃金格差の大きさなどを指摘できる。

1 点目のインド国内での賃金格差については、日系企業が多く進出しているインドの主要 5 都市（ニューデリー、ムンバイ、ベンガルール、チェンナイ、アーメダバード）で比較すると、製造業のワーカーに関しては、人口が相対的に多いニューデリー、ムンバイ、ベンガルールの給与水準が、チェンナイやアーメダバードに比べて高い傾向にあり、チェンナイ、アーメダバードの水

準は、ベトナムやフィリピンと同水準にある。ただし、エンジニアや中間管理職に関しては、近年チェンナイやアーメダバードの賃金が伸びており、ニューデリーなどの大都市と比べても遜色なく、中間管理職に関してはより高い水準となっている。この背景には、両都市が「メイク・イン・インド」の重点地域として、自動車や半導体などの製造業の集積が進んでいることが考えられる。ニューデリー、ムンバイ、ベンガルールにおける製造業のワーカーは、フィリピンとタイの間程度の水準、製造業の中間管理職と非製造業ではタイのバンコクを少し下回る程度の水準となっている。

2点目の特徴である「職種間の賃金格差」を見ると、インド（ニューデリー）の場合、製造業のエンジニアの給与水準はワーカーの約1.5倍、中間管理職では約3.0倍である。前回2022年の調査時点の格差は、それぞれ2.0倍、6.0倍だったことを考慮すると、ここ2〜3年で給与格差は大幅に縮小したといえる。インド以上に格差が大きいのは、南アジアのパキスタン（カラチ）、スリランカ（コロンボ）、バングラデシュ（ダッカ）、東南アジアのラオス（ビエンチャン）、カンボジア（プノンペン）、ミャンマー（ヤンゴン）と、インドよりも所得水準が低い国に集中している。

図表 3-15 インド・中国・ASEAN 諸国・南アジア主要国との賃金コストなどの比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
インド 2,711 ドル	ニューデリー 3,223 万人	448 (460)	673 (745)	1,359 (1,735)	735 (919)	1,850 (2,357)
	ムンバイ 2,497 万人	337 (476)	543 (843)	1,490 (2,003)	696 (779)	1,777 (1,981)
	ベンガルール 1,539 万人	396 (547)	587 (893)	1,347 (1,975)	720 (895)	2,116 (2,556)
	チェンナイ 1,240 万人	289 (361)	555 (688)	1,505 (1,994)	735 (1,073)	1,862 (2,196)
	アーメダバード 801 万人	287 (353)	589 (725)	1,524 (1,771)	- -	- -
中国 13,313 ドル	北京 1,852 万人	970 (1,440)	1,119 (1,661)	1,946 (2,770)	1,455 (2,156)	2,855 (4,087)
	上海 2,407 万人	832 (1,512)	1,434 (2,016)	2,217 (3,008)	1,291 (1,911)	2,625 (3,907)
	広州 2,694 万人	721 (1,324)	1,013 (1,786)	1,662 (2,621)	1,246 (1,867)	2,888 (4,452)
マレーシア 12,541 ドル	クアラルンプール 891 万人	490 (699)	917 (1,246)	1,773 (2,427)	1,023 (1,363)	2,179 (2,945)
タイ 7,492 ドル	バンコク 1,801 万人	437 (644)	781 (1,112)	1,622 (2,173)	844 (1,098)	1,709 (2,276)
インドネシア 4,958 ドル	ジャカルタ 3,376 万人	475 (695)	600 (841)	1,295 (1,966)	545 (848)	1,289 (1,744)
	パタム 151 万人	318 (468)	432 (646)	955 (1,160)	380 (528)	1,456 (1,847)
フィリピン 4,079 ドル	マニラ 2,492 万人	314 (382)	478 (594)	1,042 (1,343)	567 (779)	1,472 (2,040)
	セブ 252 万人	243 (315)	380 (478)	873 (1,092)	633 (867)	1,366 (1,649)
ベトナム 4,536 ドル	ハノイ 755 万人	278 (383)	520 (693)	1,121 (1,491)	797 (988)	1,688 (2,174)
	ダナン 157 万人	301 (392)	450 (619)	666 (869)	523 (749)	1,240 (1,819)
	ホーチミン 1,514 万人	329 (457)	619 (839)	1,215 (1,644)	759 (983)	1,537 (1,997)
ラオス 2,066 ドル	ピエンチャン 71 万人	115 (175)	203 (277)	672 (739)	336 (334)	751 (1,063)
カンボジア 2,755 ドル	プノンペン 246 万人	243 (300)	453 (557)	1,049 (1,267)	656 (759)	1,398 (1,622)
ミャンマー 1,114 ドル	ヤンゴン 687 万人	148 (180)	351 (454)	713 (849)	508 (600)	1,381 (1,682)
パキスタン 1,581 ドル	カラチ 1,574 万人	151 (235)	391 (515)	824 (1,064)	411 (521)	924 (1,142)
スリランカ 4,325 ドル	コロンボ 358 万人	139 (232)	236 (473)	640 (565)	296 (360)	765 (872)
バングラデシュ 2,622 ドル	ダッカ 1,863 万人	95 (143)	241 (370)	567 (871)	370 (487)	885 (1,171)

(注1) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給（ドル）、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む年間総支給額」を12か月で割った実質月間コスト（ドル）

(注2) 1人あたりGDPは2024年、人口は2022年のデータ

(出所) IMF、JETROより作成賃金コストで比較したインドの位置付け

第4章 直接投資受入動向

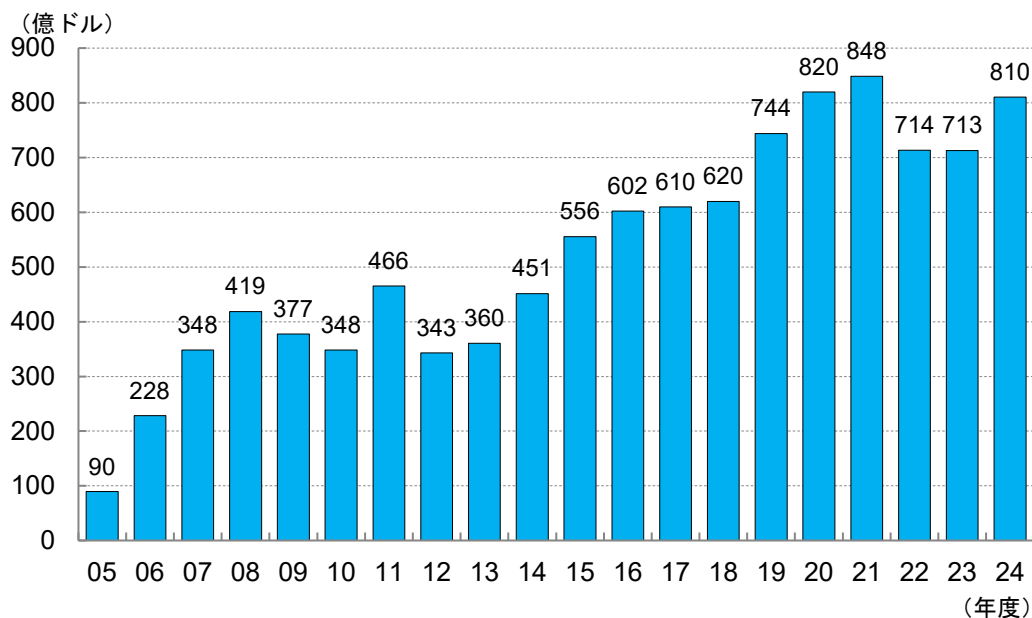
1. 外国直接投資受入動向

インド向け直接投資は、1991年の経済改革以降、おおむね順調に拡大してきており、特に2019年度～2021年度の伸び幅が目立っている。2021年度の対インド直接投資（実行額ベース）は2000年度以降で最も多い848億ドルとなった（図表4-1）。2022、2023年度は一次的に流入額が減少したが、2024年度には800億ドル以上の水準に回復している。

2010年代からの対インドFDI額の伸びは、インド政府による投資呼び込みの積極的な姿勢を背景としている。モディ政権では2020年10月に防衛、航空、保険などの産業分野へのFDI規制の緩和や一部の手続きの簡素化を行ったほか、国営インフラファンド（NIIF）や国営企業の民営化を図るなど、海外投資家からの投資を促進する策を講じている。地場企業への金融投資やマイノリティ出資という形態での進出が多く、UNCTADによれば、2020年は特にICT、医療、インフラ、エネルギー関連へのクロスボーダーM&Aが増加した。2022年以降については、特にテクノロジースタートアップへの投資が増えている。

他方で、2022年、2023年に流入額が減少した背景には、保護主義の強まりがある。インドは2020年に、コロナ禍での中国企業などによるインド地場企業の過剰な買収を防ぐため、国境を接する隣国からの直接投資を自動認可制から個別認可制に切り替えた。この政策は現在も継続されており、東南アジア諸国では圧倒的地位を誇る中国の自動車メーカーBYDの工場建設が拒否されるなど、特に製造業へ大きな影響を及ぼしている。

図表 4-1 対インド直接投資の推移（実行額ベース。2024年度は暫定値）



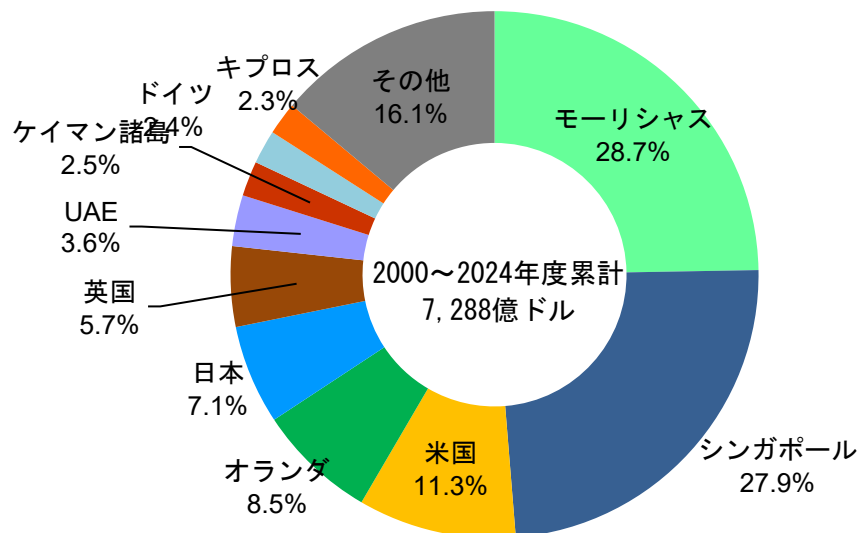
（注） 再投資による収益を含む

（出所） Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

2. 国別受入動向

2000 年度以降の直接投資流入の累計額（2000～2024 年度）を投資国別に見ると、①モーリシャス、②シンガポール、③米国、④オランダ、⑤日本の順となっている。

図表 4-2 インドの直接投資受入状況（投資国別・2000～2024 年度累計）



（出所）Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

モーリシャスは非居住者インド人（Non-Resident Indians : NRI）と呼ばれるインド系移民が国民の約 7 割を占めており、インド政府は伝統的に NRI を税制面で優遇してきた。このため、投資額ではモーリシャスが全体の 3 割弱を占めている。1980 年代に 2 国間で締結された二重課税を防止するための租税条約では、モーリシャスの現地居住者である企業に対して税制面の優遇が設けられていた。具体的には、モーリシャスを経由した株式投資のキャピタルゲインは、インド非居住者（モーリシャス国籍企業）の場合はインド国内で課税対象とならないなどの恩典が存在した。欧米を中心とする企業は、節税など租税条約上のメリットを享受するためにモーリシャス経由でインドに迂回投資を行っており、モーリシャスからの投資額を押し上げてきた。これに対し、2016 年 5 月、インド政府は租税回避の横行を理由にモーリシャスとの租税条約を改正し、2017 年 4 月 1 日以降に取得した株式のキャピタルゲインに対しては、2019 年 3 月までの移行期間以降は国内と同等の税率（15%）がインド税務当局から課せられることになった（移行経過期間中は税率が半分）。また、2017 年 4 月より適用された GAAR（General Anti-Avoidance Rule）により、株式に限らない全ての租税回避的な取引があった場合、税務当局により否認することができるようになった。加えて 2024 年には、インドとモーリシャスの間に Principal Purpose Test（PPT）を導入する新たなプロトコルが署名され、租税条約の恩典を受ける主目的が節税であると判断された場合は、恩典が否認される可能性がある。

また、シンガポールからの直接投資も大きな割合を占めている。その背景として、インド・シンガポール包括的経済協力協定の発効に伴う投資自由化措置があり、金融や不動産業界での投資

が多い。加えて、インドとシンガポールは租税条約を締結しており、上のインド・モーリシャス租税条約と同様のキャピタルゲインなどに関する優遇措置が取られてきた。インド・シンガポール租税条約のキャピタルゲイン優遇措置は、かつてはインド・モーリシャス租税条約の恩典を前提としていたが、現在は独立した条項に基づいているため、モーリシャス側の条約変更が影響するとは限らない。また、モーリシャスと同様に、2017年4月以降に取得したインド株式のキャピタルゲインについては、インド国内で課税対象となることが規定されている。さらに、LoB 条項（Limitation of Benefits）や GAAR の強化により、実態を伴わない租税回避目的の取引への制約が強まっている。また、オランダも同様に租税条約による免税が存在していたことにより、歴史的に割合が高い。

なお、インド、シンガポール、及びオランダを経由して別の国が投資しているという構造であり、実際にどの国から直接投資が行われているのかという判別は難しい。例えば、オランダからの投資にはその他の欧米諸国からの投資が含まれているものと考えられる。

3. 業種別受入動向

業種別の海外直接投資（FDI）受入を 2000～2024 年度の累計ベースで見ると、サービスが 1,188.4 億ドル（シェアは 16%）と最も多く、ソフトウェア・ハードウェア（1,107.0 億ドル、同 15%）、貿易（475.7 億ドル、同 7%）が続いている（図表 4-3）。全般的に、2023 年度には世界経済の減速や地政学リスクの上昇を受け、インドに限らず他のアジア諸国などでも FDI 受入金額が大きく落ち込んだことから、2024 年度にはその反動により受入金額が増えた業界も多い。中でも最もシェアの最も高いサービス業は、2023 年の反動を受け、2024 年度は前年比 40%以上の伸びとなった。背景には、AWS によるデータセンター投資の拡大や Microsoft による大型投資、加えてコンサルティング企業や IT 企業によるインドへの拠点設立や R&D 拠点の拡張などがある。次に大きなシェアを占めるのはソフトウェア・ハードウェア領域であるが、受入金額は 2023 年度からほぼ横ばいである。目立つ投資としては、半導体や IT ハードウェア（PC やネットワーク機器など）の現地生産増加に伴う工場設立などの大型投資であり、例えば Tata Electronics と PSMC（台湾）がグジャラート州に半導体製造工場設立のための大型投資を行っている。

その他、金属産業や、都市開発・住宅などの建設分野での増加が見られる。背景として、金属産業では、ルクセンブルクの ArcelorMittal と日本の Nippon Steel による合弁会社 ArcelorMittal Nippon Steel India が製鉄能力を拡張したことに加え、EV、再生可能エネルギー向け鋼材製造ラインの建設などを目的とした大規模投資を実施しており、これが FDI 増加に大きく寄与している。建設分野では、インド政府による全国的な住宅供給プログラム「Pradhan Mantri Awas Yojana」の下、海外企業を巻き込んだ大規模な住宅建設及びインフラ整備が進展したことが FDI 増加に影響していると考えられる。

図表 4-3 直接投資の業種別流入動向(右の構成比は、全直接投資額に対する割合を指す)

(億ドル)	2022年度	2023年度	2024年度	2000-2024年度	
				累計	構成比(%)
サービス	87.1	66.4	93.5	1188.4	16%
ソフトウェア、ハードウェア	93.9	79.7	78.1	1107.0	15%
貿易	47.9	38.6	41.8	475.7	7%
通信	7.1	2.8	7.5	400.7	5%
自動車	19.0	15.2	15.9	378.5	5%
建設活動（インフラ）	17.0	42.3	22.4	361.6	5%
建設開発（都市、住宅、インフラ等）	1.5	2.5	5.3	271.4	4%
医薬	20.6	10.6	8.9	234.2	3%
化学（化学肥料除く）	18.5	8.4	10.6	232.1	3%
金属産業	25.0	37.6	40.1	219.0	3%

(出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

4. 投資先地域別流入動向

地域別海外直接投資（FDI）流入は、図表 4-4 のとおり。2019 年 10 月～2025 年 3 月までの累計投資額は、インド最大の商業都市ムンバイや自動車産業の集積地のプネを擁するマハーラーシュトラ州が 88,676 百万ドル（シェアは 31.0%）と最大である。

次いで、カルナタカ州に 20.0%のシェアを占める 57,650 百万ドルの投資がなされている。このほか、グジャラート州（44,912 百万ドル）、デリー準州（37,807 百万ドル）、タミル・ナドゥ州（14,619 百万ドル）、ハリヤナ州（12,877 百万ドル）などの地域を中心に投資が流入している。

図表 4-4 州・連邦直轄領別の投資受入動向（上位 10 州・連邦直轄領）

州・連邦直轄領	2022-23年	2023-24年	2024-25年	2019年10月～2025年3月	
	(4～3月)	(4～3月)	(4～3月)	累計	構成比
マハラシュトラ	14,806	15,116	19,589	88,676	31.0%
カルナタカ	10,429	6,571	6,619	57,650	20.0%
グジャラート	4,714	7,300	5,711	44,912	16.0%
デリー準州	7,534	6,523	6,091	37,807	13.0%
タミル・ナドゥ	2,169	2,436	3,681	14,619	5.0%
ハリヤナ	2,600	1,908	3,147	12,877	5.0%
テランガナ	1,303	3,029	2,994	10,768	4.0%
ラジャスタン	910	265	374	2,718	1.0%
ジャルカンド	6	11	7	2,674	1.0%
ウッタル・プラデーシュ	420	334	436	2,071	1.0%

(注) 以下出所のデータ上で、各年度の合計が累計と一致していない点に留意。単位は 100 万米ドル
(出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

5. 日本からインドへの直接投資

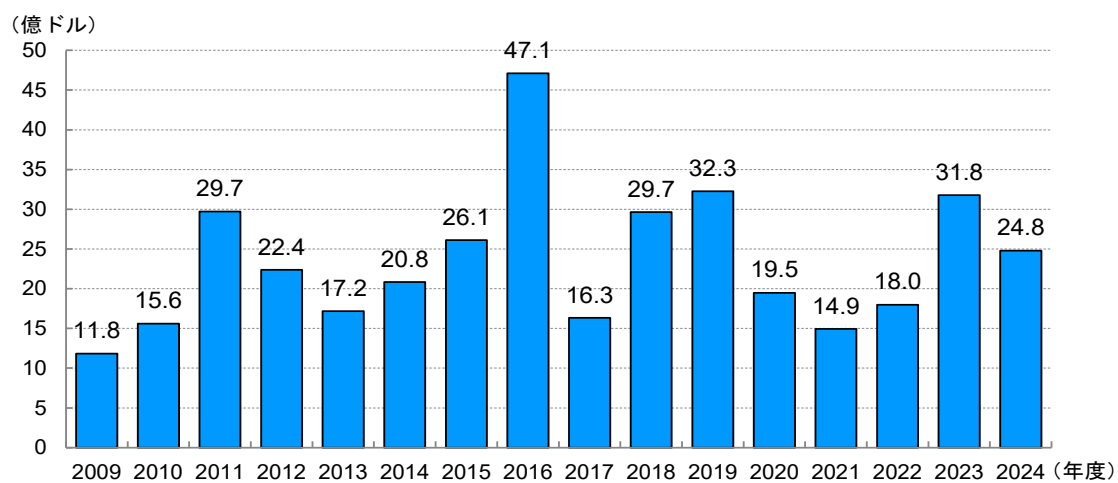
インドの投資国別直接投資統計（実行額ベース）は利益の再投資を含まないため、実際よりも低めに表示されている可能性があることに留意が必要である。日本からの対インド投資は1998年のインド核実験以降低迷していたが、2010年度以降は15億ドル程度以上で推移している。特に、2014年度以降はモディ政権の積極的な産業振興政策や外資規制緩和の追い風を受けて、直接投資の対象となる業種の多様化が進み、2016年度には47.1億ドルと過去最高額を記録した。他方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は日本からの直接投資にも表れており、2020年度は前年比▲40%の19.5億ドルまで落ち込んだ。また、2021年度も前年比▲23%の14.9億ドルとなっている。

2020年から2025年3月までの日本からインドへの直接投資は約109億ドルである。2020年には、オリックスによるインドの大手再生可能エネルギー事業者 Greenko Energy の株式取得（9億6100万ドル）、2021年にはクボタによる農機大手 Escorts Limited への追加出資が行われたほか、三井住友フィナンシャルグループがインドのノンバンク Fullerton India Credit Company Limited の買収（20億ドル）を発表している。なお、同グループは、2024年に7億ドル相当の追加出資を発表し、Fullerton India Credit Company Limited を完全子会社化した。2023年には、自動車をはじめとする製造業の直接投資が目立った。試薬・検査機器を手掛けるシスメックスがグジャラート州にて生産拠点を新規設立したほか、日清紡ホールディングスとトヨタ自動車の現地子会社がそれぞれ自動車関連の工場を設立した。非製造業では、ユニクロや良品計画によるムンバイへの店舗設立があった。

2024年には印刷大手のDICがプネにて樹脂系塗料の新工場を設立したほか、物流分野のロジスティードがムンバイに新物流拠点を設立した。また、インド国立投資基盤基金（NIIF）と日本の国際協力銀行（JBIC）により、6億米ドル規模の日印協力ファンドが設立され、Mahindra Last Mile Mobility への出資が行われた。

なお、日本からインドへの投資は、事業会社系の投資家である戦略投資家（ストラテジックインベスター）によるものが大半を占めている。他方、プライベートエクイティやベンチャーキャピタルのように純投資を目的とした金融投資家からの投資は少ない。

図表 4-5 日本からの対インド直接投資の推移（実行額ベース）



(出所) Department of Industrial Policy & Promotion 「FDI Statistics」より作成

第5章 日インド経済関係

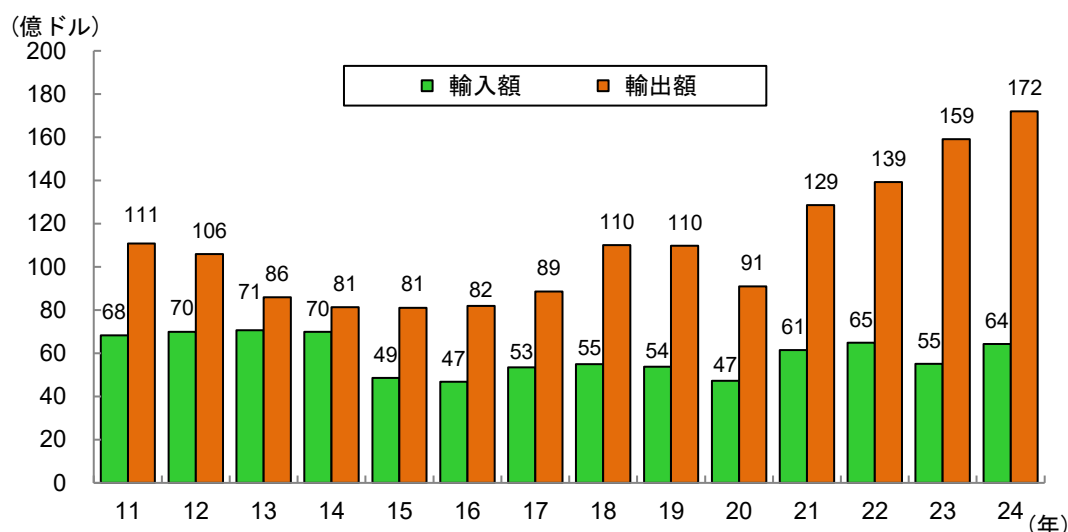
1. 経済関係と貿易の概要

2024 年の貿易を 2011 年と比較すると、日本からインドへの輸出が 1.55 倍の 172 億ドル、日本のインドからの輸入が 0.94 倍の 64 億ドルとなっている（図表 5-1）。2011～12 年にかけて 100 億ドルを超えていた日本の対インド輸出は、その後数年間にわたって 80 億ドル台に落ち込んだ。その後、2018 年～2019 年に 110 億ドルを突破した後、2020 年には新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり一時的に減少したが、2021 年以降は順調に増加している。一方、日本のインドからの輸入については 2015 年から 2020 年にかけては 50 億ドル前後程度で安定していたが、2021 年以降は 55 億～65 億ドルと微増している。

また、インドの相手国別貿易構造において、ASEAN 及び日本との貿易に着目すると、2020 年は新型コロナウイルスの影響を受け双方とも貿易額が減少したが、2021 年以降は回復基調にあり、対 ASEAN の貿易額は 1,000 億ドルを突破している。2015 年から 2024 年までの 10 年間で、対日貿易は約 1.7 倍、対 ASEAN 貿易は約 1.6 倍と、いずれも順調に伸びている。2024 年時点で ASEAN との貿易額は日本の約 4.6 倍程度であり、2015 年の約 5 倍弱に比べると日本の相対的な存在感はやや高まったともいえるが、為替やエネルギー価格の変動などによる影響も大きいいため、長期的なトレンドが変化したとまでは断定できない。（図表 5-2）。

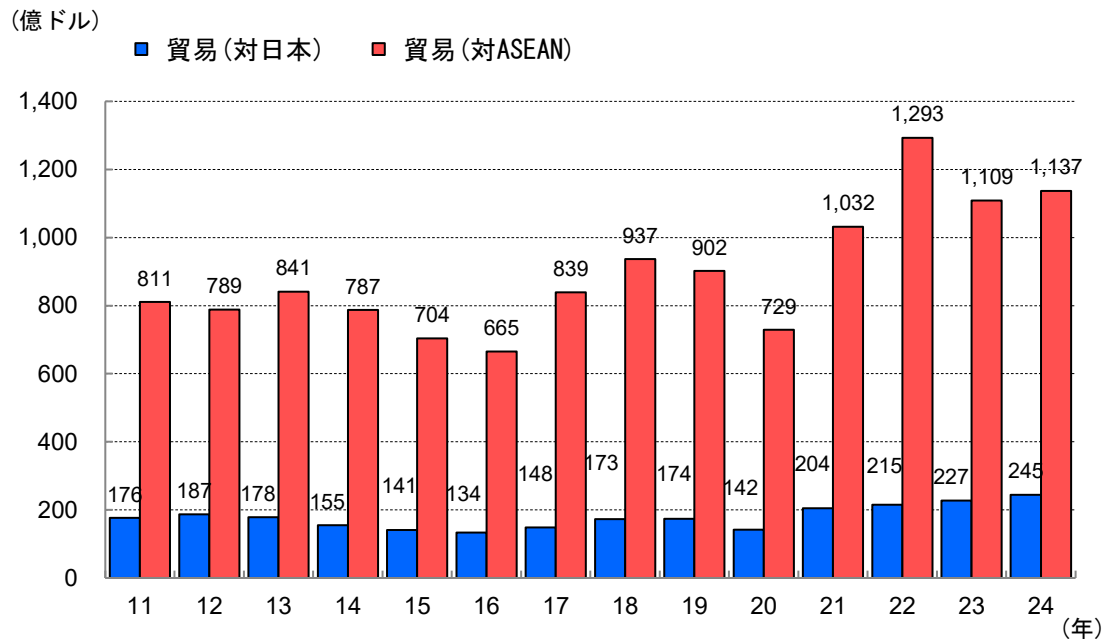
ただし、ASEAN からインドへの輸出には、1985 年のプラザ合意以降 ASEAN に本格進出を始めた日本企業の現地法人によるものも含まれると考えられる。

図表 5-1 日本の対インド輸出入の推移



（出所）UNCTAD Stat より作成

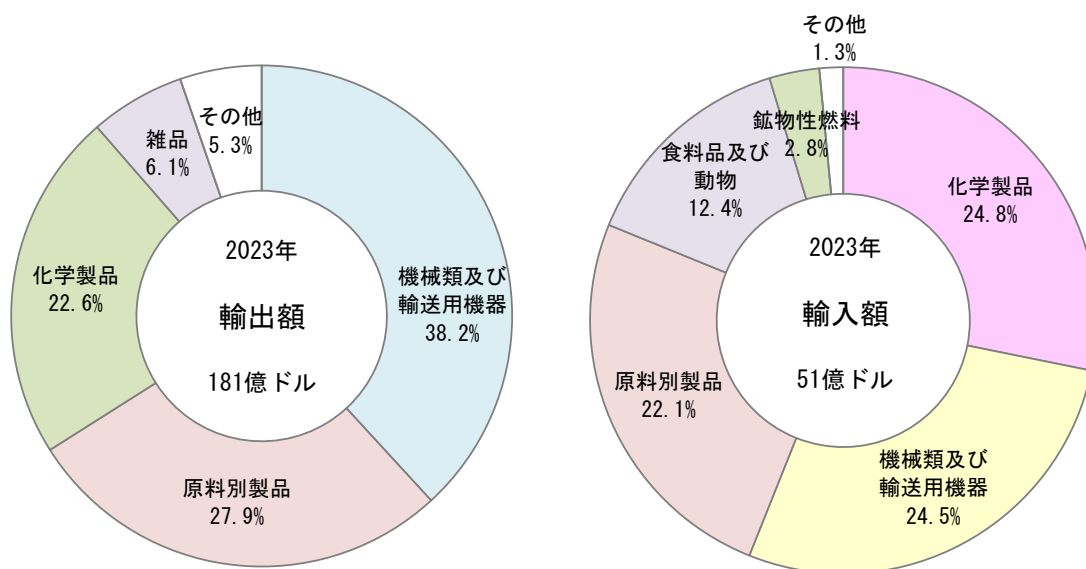
図表 5-2 インドの対 ASEAN 貿易の推移



(注) 上記はインドから見た輸出入であるため、図表 5-1 の日本からの輸出入と不具合が生じている
 (出所) UNCTAD Stat より作成

貿易の品目別構造を見ると、日本からインドへの主要輸出品目のカテゴリーは、エンジンなどの自動車部品をはじめとした「機械類及び輸送用機器」(2023 年輸出額シェア : 38.2%)、圧延鋼などの「原料別製品」(同 : 27.9%)、ポリマー・プラスチックなどの「化学製品」(同 : 22.6%) の順で、この 3 カテゴリーで全輸出額の 85%以上を占めている。他方、日本のインドからの主要輸入品目のカテゴリーは、化合物などの「化学製品」(2023 年輸入額シェア : 24.8%)、「機械類及び輸送用機器」(同 24.5%)、宝石類・紡績糸などの「原料別製品」(同 22.1%) の順であった。

図表 5-3 日本の対インド輸出入品目別構成比（2023 年）

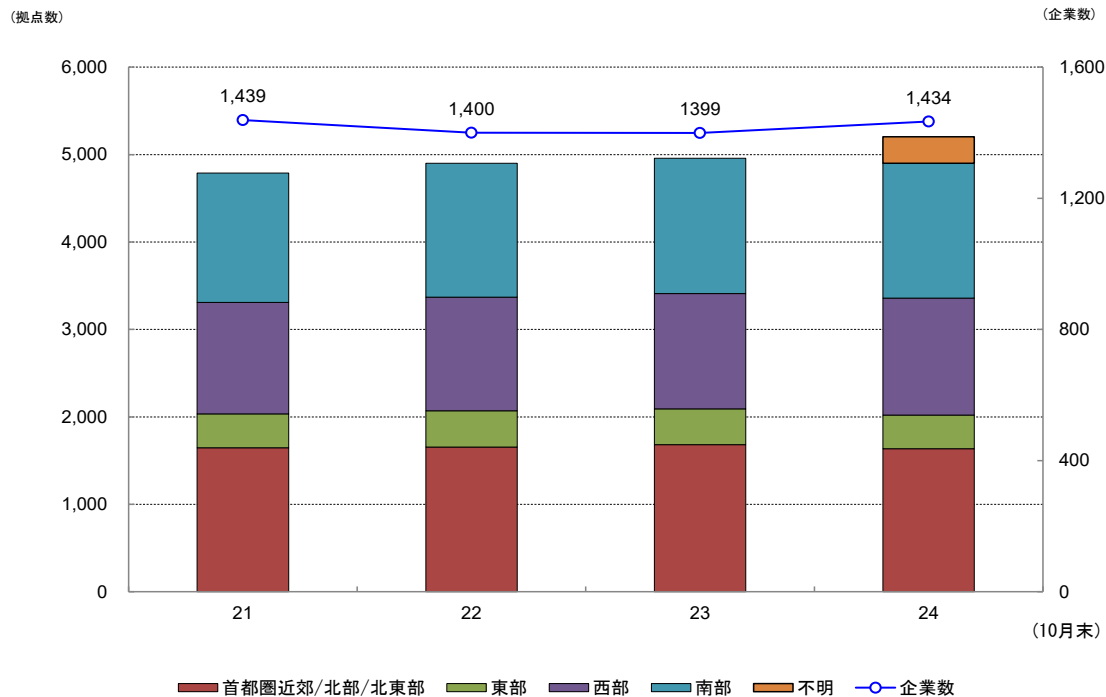


（出所）UNCTAD Stat より作成

2. インドにおける日系企業

インド進出日系企業のリストについては、在インド日本国大使館がインド各地の日本商工会などの協力を受けて情報を収集し、JETRO と集計を行って毎年大使館ウェブサイト上で公表している。2025 年 6 月の発表によれば、インド進出日系企業（インドで登記した企業数）の総数は 1,434 社（2024 年 10 月時点）と、2023 年の 1,399 社から 35 社増加した。また、インドにおける日系企業の拠点数の合計も 5,205 拠点と、前年の 4,957 拠点と比較して 248 拠点増加（前年比 5.0%増）であった。

図表 5-4 進出日系企業数及び地域別拠点数の推移



（出所） 在インド日本国大使館、ジェトロ「インド進出日系企業リスト」より作成

インド主要州における進出日系企業の拠点数は、2024 年 10 月末時点でデリー連邦直轄領 311、ハリヤナ州 601、グジャラート州 360、マハーラーシュトラ州 813、カルナタカ州 543、アンドラ・プラデシュ州 127、タミル・ナドゥ州 583、西ベンガル州 197 で、西部のマハーラーシュトラ州が最大である（図表 5-5）。

デリー連邦直轄領の日系企業拠点数は 311 で、首都ニューデリー近郊地域では、ニューデリー市内に家電・機械などメーカーの販売会社、商社の地域本社、各社の駐在員事務所、登記上の事務所などを置くケースが多い。

ハリヤナ州には 601 の日系企業の拠点があり、完成車メーカーのスズキ、本田技研工業（ホンダ）と、そのサプライヤーである AGC（旭硝子）や日東電工のような自動車部品メーカー、家電メーカーのキヤノンなどがグルグラムに拠点を置いているほか、スズキや日東電工などの自動車部品メーカーなどがマネサルにも拠点を置いている。インドの中心部とも呼ばれるウッタル・プラデシュ州には、ホンダ、ヤマハ発動機、自動車部品メーカーなどが拠点を持つノイダを中心に、286 の日系企業の拠点が持つ。

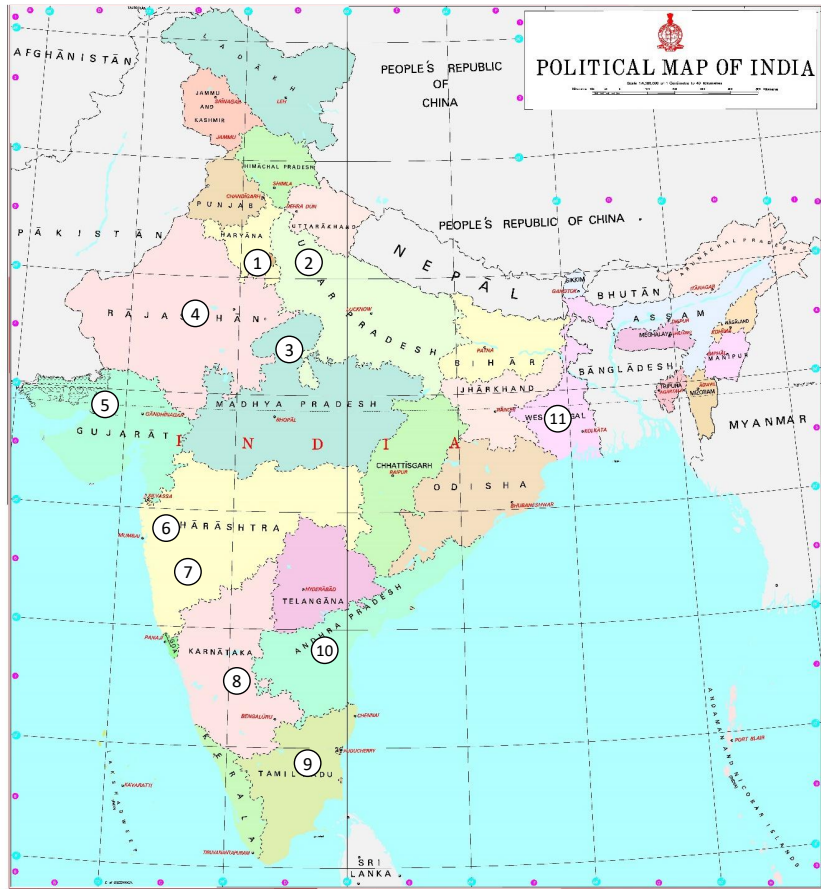
金融・商業都市ムンバイへの進出企業は金融・サービス業、商社・海運のような貿易・運輸業が中心で、マハーラーシュトラ州には 813 の日系企業の拠点が置かれている。同州の内陸部のプネには、自動車関連メーカー（ブリヂストン、イーグル工業）の生産拠点などが展開している。

南部カルナタカ州のベンガルールにはトヨタ自動車（トヨタ）、ファナック、日清食品、横河電機、安川電機、日本通運などが拠点を置いており、同州の進出日系企業の拠点数は 543 となっている。

タミル・ナドゥ州には、チェンナイに拠点を持つ日産自動車（日産）、パナソニック、東芝などをはじめ、583 の日系企業が拠点を有している。

最近では、他州に比べて電力や港湾インフラが整備されており、西部沿岸州のため中東やアフリカへの輸出拠点としても立地が良いグジャラート州には 360 拠点が集まっている。グジャラート州はモディ首相が州首相を務めたことでも知られ、2016 年 2 月にホンダが二輪車の工場を、2017 年 2 月にスズキが四輪車の工場をそれぞれ稼働させたことで、自動車部品を中心にメーカーの集積が進んでいる。

図表 5-5 地域別の日系企業拠点数の状況



No.	州・連邦直轄地名	中心都市・地域	拠点数	主な進出企業、業種
①	デリー	ニューデリー	311	家電・機械メーカーの販売会社、商社、サービス企業
②	ウッタル・プラデシュ	ノイダ	286	ホンダ（四輪）、ヤマハ、自動車部品
③	ハリヤナ	グルガオン、マネサル	601	スズキ、ホンダ（二輪）、自動車部品、商社、家電
④	ラジャスタン	ニムラナ	177	ダイキン、ユニ・チャーム、自動車部品
⑤	グジャラート	アーメダバード	360	スズキ、ホンダ、自動車部品
⑥	マハラシュトラ	ムンバイ	813	日本郵船、TOTO、コクヨ、旭化成、金融、海運 シャープ、堀場製作所、ブリヂストン、イーグルブルグマンジャパン
⑦		プネ		
⑧	カルナタカ	ベンガルール	543	トヨタ、豊田通商、ファナック、日本通運、日清食品
⑨	タミル・ナドゥ	チェンナイ	583	日産、味の素、東芝、コマツ、機械商社
⑩	アンドラ・プラデシュ	スリ・シティ	127	エーザイ、コベルコ
⑪	西ベンガル	コルカタ	197	日新、日立建機、ホンダ、コベルコ、商社

（注） インド内務省「Political Map of India」より作成。数字は筆者が追記。

（出所）内務省、JETRO、在インド日本国大使館「インド進出日系企業リスト」（2025年6月）より作成

製造業がインドに進出する際、インドでは自力での土地収用が難しいため、現地での工場設立が必要な場合は工業団地への入居が一般的となる。

工業団地や周辺インフラの整備に関しては、日本が積極的に関与しており、例えばデリーとム

ンバイの間で計画されている 1,483 km の貨物専用鉄道の一部区間では、その両側 150 km の地域において工業団地などのインフラを集中的に整備する日印両国共同のプロジェクト、「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」が進行中であり、2030 年ごろの完了を見込んでいる。本構想において、国際協力銀行は、インド政府、インド政府系 3 機関とともに、開発主体であるインド法人のインド産業回廊開発公社（NICDC）に出資し、支援を行っている。NICDC では、2024 年 8 月に新規で 12 の産業都市が承認され、2025 年 8 月現在、11 の産業回廊で 44 プロジェクトの開発を行っている。例えば、近年はラジャスタン州のニムラナ工業団地やギロット工業団地、グジャラート州のマンダル日系企業専用工業団地やサナンドⅢ（コーラジ）工業団地の日本専用エリア、及びマハーラーシュトラ州のスパ日本企業専用工業団地など、日系企業向けの工業団地への人気が高まっている。例えば、ニムラナ工業団地では、2025 年 5 月にモーター関連製品を手掛ける Nidec が 3 つ目の工場を設立し、同工業団地に進出した日系企業数が 51 となるなど、進出が加速しているといえる。また、同工業団地における日本専用ゾーンが飽和しつつあるため、ギロット工業団地に約 200ha の日本専用ゾーンを開発している。マンダル日系企業専用工業団地やサナンドⅢ（コーラジ）工業団地では、主に EV や自動車部品関連での進出が増加している。また、日本企業が開発に関与した工業団地として、タミル・ナドゥ州でみずほ銀行と日揮が、シンガポール企業のアセンダス・シンブリッジ（2019 年 7 月にシンガポールの不動産企業キャピタランドと統合）や地場不動産大手のアイレオと共同開発した「ワンハブ・チェンナイ総合工業団地」、住友商事と地場マヒンドラ・グループが開発した「オリジンズ・チェンナイ工業団地」、双日と地場自動車部品メーカーのマザーソンが共同開発した「双日マザーサン工業団地」も進出候補先として関心が高まっている。オリジンズ・チェンナイ工業団地に関しては、2025 年 7 月に住友商事が大阪府、大阪産業振興機構と提携し、大阪にある企業のインド進出を支援する枠組みを作るなど、これからの進出加速が期待される。

3. 日本・インド包括的経済連携協定

日・インド両国間における貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を進めるため、2011 年、日本・インド包括的経済連携協定が締結された。交渉は 2004 年 11 月に日印共同研究会（JSG）を立ち上げてから約 7 年の歳月をかけて進められ、2011 年 2 月 16 日に署名、同年 8 月 1 日に発効した。同協定は、日本からの輸出品に対するインド政府の高関税を撤廃すること、輸出の促進と製造業の調達活動の自由化を図ることを目指したものであり、2011 年時点で関税率 10%であった自動車や 7.5%であった織機は 10 年で、5%であった鉄鋼製品は 5 年で関税撤廃とすることが規定された。

これにより、協定発効から 10 年間で、往復貿易額の 94%相当の品目が関税撤廃されることとなった⁵。同協定では合同委員会を設置することを規定しているが、2021 年 1 月にウェブ会議方式で開催された同委員会の第 6 回会合でも日印双方の関係者が今後の同協定の運用や実施について協議し、両国間の経済関係に関する意見交換も実施した。

⁵ 経済産業省「2019 年版不公正貿易報告書」（2019 年 6 月）

JETRO が 2023 年 4 月に発表した「輸出に関する FTA アンケート調査結果概要」によると、日・インド貿易に携わっている企業のうち、インドへ輸出を行っている企業の 50.3%が当該 FTA を活用しており、23.0%が当該 FTA の利用を検討している。

同協定で規定されている主要分野は以下のとおりである⁶。

(1) 市場アクセス改善

日本側の市場アクセスについては、鉱工業品におけるほぼ全ての品目の関税を即時撤廃。ドリアン・アスパラガスなどの農産品、製材などの林産品、えびなどの水産品の関税を即時撤廃した。なお、マグロなど一部の水産品や米・小麦など穀物の一部、酪農品などがセンシティブ・トラック品目（関税の議論をする際に特段の配慮を要する品目）に分類されている。

インド側の市場アクセスについては、鉱工業分野における鉄鋼製品や電気電子製品、一般機械などの一部品目を発効後 5～10 年間で関税撤廃、農林水産品においては、桃、いちご、柿などの関税を今後 10 年間で撤廃するとした。ただし、乗用車、エアバッグなどの一部の自動車部品、エアコンや全自動洗濯機など一部の一般機械、繊維・衣類、化学品などがセンシティブ・トラック品目に分類されているため、注意が必要である。

(2) 物品一般ルール

内国民待遇の供与、関税の撤廃または引下げなどを義務付け、二国間セーフガード措置の適用のための規則を規定する。

(3) 原産地規則

迂回貿易防止の観点から、一般規則として、関税番号変更基準と付加価値基準の双方を満たす必要を定めた厳格なルールを採用した⁷。また本協定に基づく関税上の特惠待遇を付与するために必要な原産地証明に関わる証明方法として、日本商工会議所を証明書発給機関とする第三者証明を採用している。

(4) 税関手続

税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化と調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進する。

⁶ 外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011 年 8 月）を参照、一部引用した。

⁷ 原産地規則を証明するためには、(1)完全生産品、(2)非原材料を用いて生産される製品、(3)原産材料のみから生産される製品のいずれかに該当する原産品を示す必要がある。(2)に該当する場合は、①関税番号変更基準（CTC: Change in Tariff Classification）、②付加価値基準（VA: Value Added）、③加工工程基準（SP: Specific Process）が設けられる（詳細は経済産業省「原産地規則解説」を参照）。当該 FTA においては①及び②の双方を満たすことが求められる。

(5) サービスの貿易

基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズの参入自由化、邦銀による支店設置申請に対して好意的配慮を払う旨を約束した。また、市場アクセス義務及び内国民待遇義務に適合しない規制のリスト化に向けて努力することについて合意した。近年の FDI ポリシーの緩和により、通信サービス業、シングルブランド小売業は 100%まで外資の出資が可能となっている。ただし、双方とも出資比率によっては自動認可ではなく、政府による認証取得が必要な場合もある。

(6) 自然人の移動

入国及び一時的な滞在に必要な手続などの透明性及び円滑化・迅速化を確保し、インド人看護師・介護福祉士の将来における受入について継続して協議する。社会保障協定については、3年以内の交渉などの完了を目的として、事前協議及び締結交渉を実施予定としていたが、2016年10月1日に「日・インド社会保障協定」が発効し、駐在員の社会保障費の二重払いや、インドでの加入期間が短いために年金を受け取れないといった問題が解消された。

なお、インド人の介護人材受入に関しては、厚生労働省主導でインド介護人材受入に向けたワーキンググループが設置されており、2025年現在、受入に向けた検討が行われている。

(7) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置（SPS）

情報交換、相互承認の取決めに至る段階的アプローチなどの協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査に関しては、他方の締約国からの申請に対し、国内法令の要件を満たしている場合、内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了することを規定する。

(8) 政府調達

自国の法令に従い、透明性の確保と情報交換を図るとともに、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って非締約国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定する。

(9) 投資

投資家及び投資財産に対する投資財産設立前及び後の内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）の禁止などを定め、投資活動の更なる自由化を推進する。また、投資家対国の紛争解決手続、収用などに関わる公正な補償、資金の移転などを定め、投資家及び投資財産を保護する。

(10) 知的財産

コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性、広く認識されている商標の更なる保護、

商標出願の早期審査などを規定し、知的財産の効果的かつ無差別的な保護を確保する。2013 年、インドが国際商標登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟したことで、日本企業はインドにおける商標登録を廉価かつ簡便に行えるようになった。

(11) 競争

反競争的な行為に関し、両国の競争当局が適切な措置をとること及び規制分野で協力を行うことを規定する。また、競争法の適用に関する国籍による無差別の原則、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の促進などを規定する。

(12) ビジネス環境の整備

ビジネス環境の整備に関する小委員会が、両国の協議グループからの情報をもとに、両国政府関係当局に報告・勧告を行える仕組みを規定する。当委員会には、地方政府代表者及び民間部門を含むその他の関係団体の有識者などを招請可能である。2012 年 10 月に東京で第 1 回会合が開催され、日本側からは税制、金融規制、物流、インフラ、土地収用、強制規格などのビジネス環境の改善が申し入れられ、他方インド側からはインド産エビの輸入に際しての検査や水産物の貿易手続、ジェネリック医薬品、IT 技術者の就労ビザに関する改善の要望があった。

(13) 協力

両国の貿易・投資の自由化・円滑化及び関係強化のために、以下の 12 の視点から相互の利益に資する協力を行う。

図表 5-6 日インド包括経済連携協定における協力分野

1	環境	7	観光
2	貿易及び投資の促進	8	繊維
3	公共基盤	9	中小企業
4	情報通信技術	10	保険
5	科学技術	11	娯楽及び情報
6	エネルギー	12	冶金

（出所）外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011 年 8 月）より作成

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

(1) インド準備銀行 (RBI)

中央銀行であるインド準備銀行 (Reserve Bank of India : RBI) は、海外直接投資 (FDI) のうち自動認可ルート of 投資案件の窓口であり、自動認可ルートの FDI は RBI への事後の届出のみを必要とする。また、支店 (Branch Office) や駐在員事務所 (Liaison Office) の設立に関する許認可権限を持つ。更に、国の金融政策を管轄する政府機関として、外為管理規則をはじめとする外国投資関連の規則の制定・発表を行う。なお、現地法人の設立については、RBI ではなく、会社法に基づき企業省 (Ministry of Corporate Affairs) が所管している。

(2) 商工省産業国内取引促進局 (DPIIT)

インドにおいて、FDI 規則を管轄するのが、商工省内局の産業国内取引促進局 (Department for Promotion of Industry and Internal Trade : DPIIT) である。同局は産業別の FDI 規制である「統合 FDI ポリシー」 (Consolidated FDI Policy Circular of 2020) を発表している。最新の統合 FDI ポリシーが公表される前の FDI ポリシーの変更については、随時プレスノート (Press Note) として公表される。

2014 年 10 月、同局内に日本企業のインド投資支援チームとして、ジャパン・プラス (Japan Plus) が設置され、日本企業のインド投資へのサポートを行っている。主に、インドでの事業パートナーの紹介、販売先の紹介、関係する役所 (中央・地方レベル) への紹介、インドへの投資に関心を持つ日本の中小企業や起業家への総合的なサポート、国営企業とのミーティングの設定などでサポートを実施している。ジャパン・プラスはモディ首相の肝いりで設立されたインドの政府機関である。インド商工省内の一部門として設立された専門組織であり、申請受理後の手続きの進捗状況の確認などのフォローも可能である。後に、ロシアプラス、台湾プラス、韓国プラス、UAE プラスなどが設立されているが、これらは、商工省傘下の非営利組織として設立されたインベスト・インディア (次項) に所属するカントリーデスクであり、ジャパン・プラスとは組織形態が異なる。

(3) インベスト・インディア

インベスト・インディア (Invest India) は、DPIIT、各州政府、商工組合連合会 (Federation of Indian Chambers of Commerce & Industry) によって設立された省庁横断的な組織で、産業別・州別の専門スタッフが外国企業・機関の投資相談や投資手続に関わる窓口紹介などを行っており、日本語のホームページも開設している。また後述の「メイク・イン・インディア」プログラムにおける投資相談窓口でもある。

また、中央政府のみならず、州政府にも投資誘致機関が存在するケースがある。代表的な州の投資誘致機関については、付録 4「インド国内の相談窓口」を参照のこと。

2. メイク・イン・インド

(1) メイク・イン・インドの重点産業と関連政策

モディ首相は2014年9月、「メイク・イン・インド」(Make in India)と称される一連の製造業振興プログラムを公式に発表した。インドのこれまでの経済発展は、IT分野やビジネス・プロセス・アウトソーシング(Business Process Outsourcing : BPO)などのサービス産業が牽引してきた。このため、2014年当初、製造業の成長率は相対的に低く、総付加価値の16%であった。このような中、政府は同プログラムを通じてGDPに占める製造業のシェアを2025年までに25%まで引き上げることを目標に掲げ、国内製造業保護と高付加価値の部品の国産化を推進し、特定製品への基本関税引き上げや輸入規制などを行った。一方、インド国内に進出する外資企業に向けては、多くの分野を開放、投資を積極的に誘致してきた。特に、重点産業として指定された自動車、化学、繊維など25分野の重点産業(図表6-1)においては、国内投資のみならずFDIの積極的な呼び込みを図ってきた。

図表 6-1 メイク・イン・インドの重点 25 産業

No.	産業	No.	産業
1	自動車	14	鋁業
2	自動車部品	15	石油・ガス
3	航空	16	医薬品
4	バイオテクノロジー	17	港湾・海運
5	化学	18	鉄道
6	建設	19	再生可能エネルギー
7	防衛	20	道路・高速道路
8	電子機器	21	宇宙
9	電子システム	22	繊維・衣料
10	食品加工	23	火力発電
11	IT・BPO	24	観光
12	皮革	25	健康
13	メディア・エンターテインメント		

(注) ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略

(出所) Make in India ウェブサイトをもとに作成

また、インド政府は、2020年4月に国内生産を促す生産連動型優遇策(Product Linked Incentive : PLI)の導入を発表した。PLIスキームは、インド国内で製造された製品の売上高の増加分を補助金として企業へ支払うという政策であり、同政策を通して外国企業によるインドでの拠点設立、既存拠点の拡大を促し、雇用機会を創出するほか、インドの海外輸入への依存を減らすことを目的とした政策である。PLI導入当初は、携帯電話や電子機器・電子部品の分野に焦点を当てた形で始動していたが、その後、国内外で需要拡大が見込まれる化学電池や太陽光発電モジュールといった分野、インド経済への貢献度が高い自動車や医薬品、繊維製品などの分野、農家の収入増加につながる食品といった分野が加えられていった。PLIは分野ごとに異なる省庁が管轄し、各省庁が実施している。そのため、分野ごとにPLI適用を受けるための条件が異なる。2025年6月時点で対象となっている分野は図表6-2に示す通りである。

これらの様々な分野では日本企業も多く申請しており、例えば、白物家電の分野では、ダイキン工業、日立と米ジョンソンコントロールズによる合弁会社や日本電産、パナソニックなどが申請を行っている。鉄鋼分野では、JFE スチールやアルセロール・ミタル日本製鉄（合弁会社）などが同インセンティブの承認を受け、投資を拡大している。

図表 6-2 PLI が適用される 14 分野と品目

分野	品目・項目
自動車及び自動車部品 (Automobiles and Auto Components)	自動車及び自動車部品
先端化学セル電池 (Advanced Chemistry Cell (ACC) Battery)	高度な化学電池
携帯電話及び特定電子部品 (Mobile Manufacturing and Specified Electronic Components)	携帯電話、付属部品
食品加工 (Food Processing)	(1) Ready to Eat・Ready to cook 食品 (2) 水産加工品 (3) 加工青果・野菜 (4) モッツアレラチーズ
医療機器製造 (Manufacturing of Medical Devices)	医療機器製品
特殊鋼 (Specialty Steel)	(1) めっき鋼 (2) 高張力鋼 (3) 鉄道レール (4) 合金鋼 (5) 電磁鋼
医薬品 (Pharmaceuticals)	カテゴリー1： (1) バイオ医薬品 (2) 複合ジェネリック医薬品 (3) 特許取得済み医薬品 (4) 細胞・遺伝子治療製品 (5) 希少疾病用医薬品 (6) 特殊カプセル (7) 賦形剤（ふけいざい） (8) フィトファーマ (9) その他承認された医薬品 カテゴリー2： 医薬品有効成分・重要な出発原料・薬剤中間体 カテゴリー3： (1) 既存薬の別の疾患への適用 (2) 免疫関連・がん・糖尿病・感染症・心臓血管・精神疾患などの医薬品 (3) 体外診断用医療機器 (4) その他承認された医薬品 (5) その他インドで生産されていない医薬品
重要基材／医薬品中間体及び医薬品有効成分 (Critical Key Starting materials/Drug)	発酵ベースの重要基材・医薬品中間体、発酵ベースのニッチ重要基材・医薬品中間体・医薬品有効成分、主要化学合成ベースの重要基材・医薬品中間体、その他の化学合成ベースの重要基材・医薬品中間体・医薬品有効成分

g Intermediaries & Active Pharmaceutical Ingredient)	
高効率太陽光 発電モジュール (High efficiency solar PV modules)	高効率太陽光発電モジュール
通信・ネットワーク (Telecom & Networking Products)	(1) コア伝送装備 (2) 4G・5G・次世代無線アクセスネットワーク・無線機器 (3) アクセス&カスタマー構内設備・IoT アクセス端末・その他無線機器 (4) 企業向け機器 (スイッチ・ルーター) (5) その他の製品
繊維 (Textiles)	人造繊維・人造織物・産業用繊維製品
電子・技術部品 (Electronic/Technology Products)	(1) ノート PC (2) サーバー (3) タブレット (4) オールインワン PC
白物家電 (White Goods)	エアコン・LED
ドローン・関連部品 (Drones and Drone components)	ドローン、ドローンを構成する部品

(出所) Invest India ウェブサイトをもとに作成

並行して、行政手続の電子化や ICT インフラ整備を行う「デジタル・インド」(Digital India)、人材開発プログラムの「スキル・インド」(Skill India) も進められ、製造業の振興に向けて包括的な体制が構築されている。ただし、GDP に占める製造業のシェアは、2023 年 3 月時点で 14.3% であり、政府の掲げる 25% の目標には達していない。

他方で、インド政府は、海外からの投資誘致を目的に、世界銀行が実施している世界各国の事業環境評価である「Ease of Doing Business」におけるインドのランキング向上を目指し、多方面にわたるビジネス環境の改善に向けた施策を打ち出してきた (図表 6-3 参照)。その結果、ビジネスのしやすさランキングにて、インドは 190 カ国中 142 位 (2014 年) であったのが、「Ease of Doing Business Ranking 2020」では 63 位にランクアップしており、大幅な改善が見られた。なお、本ランキングは、データの取り扱いに問題が発覚し、2021 年以降は更新せず、廃刊となっているためその点留意されたい。

図表 6-3 メイク・イン・インドの事業環境改善の諸施策

カテゴリー	制度改革内容
事業の 開始	会社設立時に必要な PAN コード (納税者番号)、TAN コード (源泉徴収番号)、DIN コード (取締役識別番号) の申請フォームが単一フォームに統合

カテゴリー	制度改革内容
	授權資本金額 150 万ルピーまでの会社設立手数料を撤廃 登記手続の簡素化 従業員年金・保険手続のオンライン化 ムンバイとデリー都市圏においては、店舗・施設法に基づく登録前検査が不要 共通社印使用義務の撤廃
建設許可の取得	デリー、ムンバイ都市圏における建設許可の高速承認システム導入 デリーにおける統一的な建設条例の施行：30 日以内の建設許可発行 建設許可の取得期間について、ムンバイでは 128.5 日から 98 日、デリーでは 157.5 日から 113.5 日に短縮。また手続きにかかる件数も縮小 建設許可取得にかかる費用は一人あたり所得の 23.2% から 5.4% に減少
越境貿易	中央税関によるシングルウィンドウプロジェクト：税関における手続きのオンライン化、一元化 必要書類の簡素化：船荷証券、パッキングリスト付インボイス、輸入申告書 工場でのコンテナの電子セルフシーリングにより、輸出企業の時間とコストが削減 コンピュータ化されたリスク管理システムにより、透明性が向上し、税関検査の頻度が大幅に減少 中央税関は、事前入国申告を行うための機能を提供
契約の履行	高等裁判所における商事部、商事控訴部の設立 NJDG：判例検索システムの整備 デリーとムンバイでは、地方裁判所の新しいケースが自動システムによりランダムに裁判官に割り当てられる。また、電子申告を導入 弁護士への通知、裁判所命令や判決の閲覧、ケースの状況追跡などの機能を備えた管理ツールを開発
信用の供与	証券化可能な資産の幅を拡大 統一された電子レジストリで、債務者名による検索が可能 所有権に、無形資産だけでなく固定資産も含まれるように定義を拡大
電力へのアクセス	デリー、ムンバイにおける配電公社による電力供給：15 日以内の電力供給と必要書類の簡素化 デリーでは、サービスラインと開発費の上限を 339.84 ドルに設定
不動産登記	固定資産税と登記データの電子化による紐付け デリーとムンバイでは、土地紛争の件数に関する統計がオンラインで取得可能
破綻処理	倒産・破産法の施行（2016 年） 中規模企業向けの手続きでは、倒産に関する手続きは 90 日以内に完了し、さらに最大 45 日猶予期間が設けられている
租税の支払	中規模企業の法人税を 30% から 25% に引き下げ 従業員保険に関する申告の電子化 e-Verification：所得税当局への書類申請の電子化 物品サービス税申告の頻度が減少

(注) 「カテゴリー」は世界銀行グループ「Ease of Doing Business」の指標のカテゴリーに準拠

(出所) Make in India ウェブサイトをもとに作成

なお、インドは原則として投資における内外無差別を掲げており、メイク・イン・インディアプログラムにおいても外国投資の受入は重要な柱の一つである。ただし、一部政府承認ルートを要する分野があるほか（防衛関連、通信サービス、セキュリティ、金融など）、BIS 認証制度による国内産業保護などの非関税障壁があることから、外国企業が内国企業と同等の条件で競争するには一定の制度的・実務的な課題が存在する。外国企業は、重点産業への投資に際して、内国企業との競争に加え、こうした制度的環境にも留意する必要がある。

(2) メイク・イン・インディアの成果

2014 年のメイク・イン・インディア開始から、2025 年時点で 10 年以上が経過した。ここ 10 年を振り返っての成果と今後の課題について概観する。

まず、製造業全体での実質付加価値は 10 年間で約 2 倍に拡大し、主に医薬品や金属、自動車などの輸送機械部門が牽引役となり、インドの製造業は大きく発展した。特に、2020 年の PLI（生産連動型インセンティブ、詳細は第 9 章参照）導入後はスマートフォンなどの IT ハードウェア、家電、EV、医療機器などで外資や国内大手による新規投資が相次いでいる。

他方で、経済全体に占める製造業のシェアは 10 年間で低下しており、2025 年度までにシェアを 25%に引き上げるという当初目標は未達成に終わった。また、経常赤字の課題も解消されておらず、部品や原材料の多くを中国や東南アジアからの輸入に依存している状況が続いている。輸出拡大についても、医薬品やスマートフォンなどの特定の分野に限られており、メイク・イン・インディアは当初の期待ほどの成果には至っていないのが実情である。

次に、メイク・イン・インディアの目玉政策として、2020 年度から導入された PLI の投資への影響について、主な産業分野を中心に見ていく。まず、自動車・EV 分野においては、PLI 導入を契機に主に EV や先端部品分野への投資が増加している。特に EV では二輪、三輪が中心であり、FAME などの各種補助金も受けて生産を拡大している。他方、自動車部品の市場規模は 2020 年以降拡大しているものの、貿易収支は大きく変わっておらず、国内調達率の向上の課題は解消されていない。

エレクトロニクス・IT ハードウェア分野においても、PLI を契機にスマートフォンの国内生産や輸出が増加しており、その他 IT 機器の現地生産も増加している。近年ではフォックスコンがテランガナ州、カルターナカ州で iPhone 製造工場の新設や拡大を行うなど、半導体関連に留まらず、意欲的な投資を続けている。他方、インド国内では、生産工程の中でも組立が中心であり、高度部品や半導体の生産は輸入に依存しているという課題がある。医療機器分野では、PLI により画像診断装置、がん治療・放射線治療用医療機器などの現地生産が奨励されていることから、外資系企業による開発拠点設立が増えている。PLI の対象製品以外にも、2023 年の国家医療機器政策（National Medical Devices Policy 2023）や 2024 年の医療機器産業強化スキーム（Scheme for Strengthening the Medical Device Industry）において、インドをグローバルな医療機器製造拠点にする旨の目標が掲げられていることから、血圧計などの予防診断機器や在宅医療機器等の製造も拡大している。

特殊鋼に関しても、自動車やインフラ分野での需要増を背景に生産や投資が進んでいる。仕上鋼の国内生産は2021年以降順調に伸びており、2023年度には前年比13増加した。他方、多岐にわたる産業での鉄鋼需要から国内消費も増えており、2023年度の貿易収支では、輸出747万トンに対して輸入832万トンと、輸入超過となっている。このように、インドの特殊鋼市場は伸長が見込まれるものの、生産技術や機械、エンジニア等のリソースは国内需要に対して依然として不足しており、現地に製造拠点を構える場合は投資コストがかさむことが懸念される。

最後に、繊維市場に関しては化学繊維や産業用繊維を中心に投資が進んでおり、2023年には2021年の2倍以上となる約400億ドルの市場規模に達した。中でもポリエステルは世界2位を誇り、周辺国や欧米に輸出している。製品の用途としては、包装用が約半分を占め、次いでインテリア、化学・工業用途となっているが、今後は化学・工業やモビリティの製品需要が伸びていくと見込まれる。他方で、近年は人件費の高騰により、近隣国のベトナム、バングラデシュに比べ価格優位性が低下している。また、世界の衣料品貿易においては合成繊維製品が70%を占めるのに対し、インドの衣料品市場は綿への依存度が高い。このような状況を踏まえると、インドの繊維産業が国際的な競争力の強化を目指すためには、綿からの脱却と合成繊維へのシフトを加速させることが重要であると考えられる。

このように、メイク・イン・インディア政策は、PLIの後押しも相まって、ここ10年各産業で国内生産を推し進めてきた。他方で、2017年に導入されたGSTへの対応コストやBS6による主に輸出機械に対する環境規制などにより、製造業のGDPシェアは思ったほど増えなかった。その他、インフラ不足や用地取得の困難さなど、事業環境という観点ではまだ改善の余地がある。こうした中で、今後はローカル調達率の改善と、物流や労働市場の改革、先端技術を中心とした人材育成がカギとなる。

3. 自立したインド政策

モディ首相は、2020年5月に新型コロナウイルスの影響で低迷する国内経済を回復させるため、総額20兆ルピー（約28兆2,300億円）に上る経済対策を発表した。この政策は、「自立したインド（Atmanirbhar Bharat / Self-reliant India）」という新たなスローガンのもと、国内産業の強化とグローバルサプライチェーンへの参画、そして輸入に頼らない産業構造への転換による国際競争力の強化を目指すものである。

「自立したインド」政策パッケージは、2020年の発表当初は中小零細事業者向け資金繰り支援や出稼ぎ労働者や農民を含む貧困層向け生活支援、金融機関への流動性供給が中心だったが（図表6-4）、2020年から2021年にかけて同パッケージに農業部門や石炭鉱業、防衛、民間航空、電力、社会インフラ、宇宙、原子力エネルギーの8部門が段階的に盛りこまれた。さらに、2025年時点では原子力・AI・量子技術などの先端分野への投資やスタートアップ支援など、成長戦略へと重点が移っている。

図表 6-4 「自立したインド」政策の変遷

時期	政策フェーズ	主な支援内容
2020年	緊急支援	・新型コロナワクチンの研究開発センターへの支援 ・中小企業への融資 ・貧困層、出稼ぎ労働者への食料・住宅支援 ・金融機関への流動性供給（インド準備銀行による量的緩和）
2021～2023年	産業強化	・PLISキームによる製造業振興 ・インフラ投資（鉄道・電力） ・農業改革
2024～2025年	技術革新	・AI・量子技術・スタートアップ支援 ・原子力分野への民間参入 ・「Viksit Bharat（先進国インド）」構想（2023年12月に提唱）

（出所）インド政府発表資料、各種報道をもとに作成

その一例として、電力部門では、再生可能エネルギーの導入拡大と送配電網の近代化が進められており、再生可能エネルギーの中でも特に太陽光・風力発電の普及が進められている。他方で、石炭供給が競売ベースに変換され、全ての発電事業者が石炭供給枠を保証されるなど、事業の活性化や発電容量の増加が見込まれる。

防衛分野では、自動認可ルートで認められる防衛製造業の外国投資出資上限が 49%から 74%に引き上げられた後も、国内調達比率の向上や国産兵器開発の推進が続いており、2025 年の国内調達比率は 75%となっている。航空分野では、空域制限の緩和に加え、空港の PPP（官民連携）運営が拡大し、2025 年中までに 25 空港が民間運営に移行する見込みである。航空機の MRO（整備）産業も、税制優遇とインフラ整備により急成長している。

近年は成長戦略に力を入れており、例えば量子技術分野では 2023 年から 2030 年にかけて国家量子ミッションにより、量子コンピュータの開発や半導体デバイスの開発を行う企業や研究機関の支援を行っている。また、スタートアップ支援においては、商工省による認定や特定条件を満たす企業への所得税免除、インキュベーター整備などの多様な支援を行っている。

モディ首相は 2014 年の政権発足以来、製造業振興策「メイク・イン・インド」を経済政策の柱としてきた。メイク・イン・インドはビジネス環境を改善することによって国内外の投資を呼び込み、産業競争力の強化を図る取組みである。かたや、「自立したインド」はインドがグローバルサプライチェーンにおける輸出ハブとなることを目指したものであり、メイク・イン・インドとの親和性が高い政策であると言える。

第7章 主要関連法規

1. 会社など設立・運営に関する法律⁸

(1) 会社法

会社の設立、運営、組織変更、閉鎖などについて定める法令である。1956年に制定された旧会社法が、2013年に約60年ぶりに改正された。その後、複数回にわたり改正がなされている。現在の会社法では、居住取締役、独立取締役、女性取締役に係る規定の追加、重要な管理職の導入、一人会社の導入、CSR（企業の社会的責任）義務化、監査人のローテーション、簡易な合併手続などが導入された。2021年3月の改正では、企業活動におけるCSR活動の透明性と実効性の向上を目指し、CSR対象外活動の明確化が行われた。また、2020年から2021年にかけて複数回出された通達では、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、取締役会や年次総会などのビデオ会議開催の容認や各種申告フォームの提出期限延長などの一時的な措置がなされた。2023年10月の改正では、非公開会社に対する株券の電子化が義務付けられ、旧会社法下で発行された新株予約権も電子化の対象となった（その後、2025年6月まで電子化義務は延期された）。また、指定人（Designated Person）制度が導入され、株主などの情報提供に関するコンプライアンスを担当する役職が新設された。さらに、2025年5月末の改正では、CSRやセクシャルハラスメント、母体福祉給付に関する情報開示が義務化されるとともに、電子提出制度の導入により、財務諸表や取締役会報告書などの提出は電子フォームで行うことが規定された。

(2) 有限責任事業組合契約に関する法律

2011年に外国企業が有限責任事業組合（LLP）でインドに進出することが条件付きで認められた。LLP形式での進出には、配当支払税（DDT）が課されないという税制上のメリットがあったが、2020年4月以降DDTが廃止され、配当は株主レベルで課税される形式に移行したため、この点でのLLPの優位性は現在なくなっている。

(3) 外為管理法

1999年に制定された、外国投資を含む外国為替取引の規制について定める法令である。インド準備銀行は、本法律に基づいて為替管理を実施している。2024年には、関連する非債務証券規則（NDI規則）が改正され、居住者と非居住者の株式スワップ取引の容認、外国投資の定義の明確化、投資制限の緩和などが行われた。

⁸ 詳細については第11章を参照。

2. 労務に関する法律⁹

(1) 店舗施設法

店舗または施設に従事する労働者に関する労働条件などを定めた法律である。州法であるため、その規定内容は州により異なる。

(2) 産業紛争法

1948年に制定された、「ワークマン」（「第19章 労働事情」参照）の労働条件、紛争解決について規定する法令である。2019年から2021年にかけての労働法制改正によって、2020年労使関係法に統合された。

(3) 工場法

1948年に制定された、工場における労働者の労働条件、安全衛生管理などについて規定する法律である。労働法制改正により、2020年労働安全衛生法に統合された。

(4) 賃金法

一定の基準の労働者に関する最低賃金、賃金の支払方法などについて定める法令である。なお、現行の賃金支払法、最低賃金法、賞与支払法、平等給与法が2019年賃金法（未施行）に統合され、賃金に関する定義の統一や賃金体系の見直しなどが行われた。

3. 税制に関する法律¹⁰

(1) 所得税法

1961年に制定された、法人及び個人の所得税に関する法律である。

(2) 物品サービス税法

インド国内の物品やサービスの提供に対して課される税を規定する法律である。税率は、物品またはサービス類型に応じて異なる。

(3) 関税法・関税率法

1975年に制定された関税法は、改正を経て、基本関税、社会福祉課徴金、統合物品サービス税、GST 補償税、追加（相殺）関税、特別追加関税について規定するものである。関税の分類は、1988

⁹ 詳細については第19章を参照。

¹⁰ 税制の詳細については、第12章を参照。

年より HS 分類に準拠している。

4. 知財・情報に関する法律

(1) 情報技術法

2000 年に制定された電子商取引を規制するための法律で、デジタル署名の認証や認証機関の規制を規定するものである。2006 年には、データ保護及びプライバシー保護の観点から、個人情報情報を扱う機関に対し、セキュリティ対策を義務づける規定を盛り込んだ改定がなされた。2023 年には、個人データ保護を強化するため、情報技術法とは別にデジタル個人データ保護法 (DPDP 法) が制定され、個人データ収集の際の同意取得や目的の限定、越境移転に関する規定が明確になった。ただし、同法律は 2025 年 8 月現在、施行には至っていない。

(2) 特許法・商標法・意匠法

知的財産権の保護に関する法律である。特許法は 1970 年の制定以降、2005 年に TRIPS 協定上の義務を履行するため大幅に改正された。特許保護の対象は、「進歩性を含み、産業上利用可能な新しい製品またはプロセス」と定められている。商標法は 1999 年、意匠法は 2000 年に制定され、保護対象は物品に応用された形状、配置、模様、装飾、または線や色彩の組み合わせである。

各法とも商工省産業政策・産業振興局のインド特許意匠商標総局特許庁が所轄官庁である（詳細は「第 14 章 知的財産権」参照）。

5. コンプライアンスに関する法律

(1) 競争法

2002 年に成立し、2009 年に施行された競争法では、反競争的協定の禁止、支配的地位の濫用の禁止、企業結合規制及び違反時の執行手続などが規定されている。また、リニエンシー（事前申告による課徴金減免）制度も導入されている。

(2) 汚職防止法

贈収賄に関する禁止行為を規定する法律である。2018 年に、贈賄行為も正面から犯罪行為として規定する改正法が成立、施行された。

6. 紛争解決に関する法律

(1) 民事訴訟法

インドの民事訴訟手続について定める法律である。

(2) 商事裁判所法

2015年に制定された、高等裁判所などにおける商事裁判所または商事部設置及びその手続きに関する法律である。訴額が一定金額を超える商事裁判については、商事裁判所または商事裁判部における迅速な審理が受けられることが規定された。2018年には、調停前置制度の導入を含む改正がなされた。

(3) 仲裁調停法

1996年に制定された仲裁調停法が2015年に改正され、仲裁人の公平性の確保、仲裁手続の迅速化などに関する規定が置かれた。

(4) 破産倒産法

2016年に、インドで初めてとなる包括的な破産倒産法が施行された。同法は会社の任意清算についても規定している。

ひとくちメモ 4：破産倒産法を活用した地場企業の買収

2016年末に導入された破産倒産法（IBC: Insolvency and Bankruptcy Code）によって、取引先に対する債権額が10万ルピー以上ある企業は、この問題企業の倒産申し立てをすることができるようになった。この法律によって、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルは共同でインドの鉄鋼メーカー、エッサー・スチールの再建計画を進めることが可能となった。2016年末に導入された破産倒産法（IBC: Insolvency and Bankruptcy Code）によって、取引先に対する債権額が10万ルピー以上ある企業は、この問題企業の倒産申し立てをすることができるようになった。この法律によって、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルは共同でインドの鉄鋼メーカー、エッサー・スチールの再建計画を進めることが可能となった。

エッサー・スチールは、5,000億ルピー以上の負債が不良債権化していた。2017年に破産倒産法の適用を受けて再建手続が始まり、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルによる再建計画は2018年10月に金融機関を中心とする債権者委員会の承認を取得し、2019年3月には会社法審判所（National Company Law Tribunal: NCLT）の承認を得た。しかしながら、事業債権者が異議を申し立てていた。それが、2019年11月にインドの最高裁判所から共同買収の最終決定が下り、同年12月にエッサー・スチールの共同買収が完了した。

アルセロール・ミタル会長兼CEOは、今回の共同買収におけるコメントの中で、破産倒産法に関して、「今回の取引はまた、インドが破産倒産法から受ける恩恵、すなわち破産倒産法がインド経済全体に広くプラスの影響を及ぼす、真に前向きな改革であることも表しています」と言及している。また、これまで複数の法令が絡む企業の倒産・清算手続を一体的に扱えるようにした点について、モディ政権は高く評価されている。

2020年にインド政府は、破産倒産法に基づく申し出ができる債権の基準を10万ルピーから1,000万ルピーに引き上げた。背景として、コロナ禍による不況から企業を守りたいという政府の意向があり、この法改正でかなりの数の企業が守られた（破産手続が行われなかった）と言われる一方、基準額上げにより債権者側としては制度の使い勝手がやや悪くなった。

なお、2025年8月に破産倒産法の改正法案が国会に提出され、2016年の施行以来の大規模な改正となることが予測されている。主な改正点としては、グループ倒産処理の導入やクロスボーダー倒産対応の枠組み導入、新制度CIIRP創設（Creditor-Initiated Insolvency Resolution Process）による倒産処理の迅速化、プレパック型倒産手続の対象企業の拡大などがある。2025年3月時点での会社法審判所の未処理案件数は14,961件と、ピーク時（2019～2020年）の21,532件よりはいくらか減少したが、

依然として解決までには約 716 日（2023～2024 年度の平均）かかるようである。本改正により、倒産・再建プロセスの迅速化が進むことが期待される。

なお、インドには、倒産処理とは別に、DRT（債権回収審判所）という不良債権処理と債権回収を担う機関があり、100 万ルピー以上の債権を簡易・迅速に処理し、財産を差し押さえることができる。ただし、2025 年現在でも全国で 10 万件以上の案件が滞留し、処理率は年間 10%未満と低迷している。政府は、DRT 規則の改正や電子申請の義務化などの改革を進めているが、依然として人員不足などにより処理が追い付かない側面もあるようである。

7. BIS 規制

(1) 背景と概要

BIS 規制は、インド国内の規格を統括するインド規制局（Bureau of Indian Standards）により 2016 年に導入された、インド国内で製造販売、またはインドに輸入される製品に対し、一定の品質・安全基準を満たすことを義務付ける制度である。当初は鉄鋼製品や電子製品が規制の主な対象品目であったが、その後対象品目の拡大が進み、現在では自動車部品、化学製品など幅広い製品が対象となっている。

認証には「強制認証」と「任意認証」の二種類が存在する。「強制認証」については、インド政府による品質管理命令（Quality Control Orders：QCO）により対象製品の範囲とその取得期限が規定されており、インド国内での製造・販売、あるいは海外からのインドへの輸入に際し、当該製品が BIS 認証を取得していることが義務付けられる。他方、「任意認証」については、QCO の対象外となる製品に対して製品の製造者が自発的に取得するものであり、認証を取得することで、製品の品質や安全性をアピールでき、インド市場での信頼性向上や販路拡大につながることを期待される。

(2) 強制認証の対象品目と近年の動向

強制認証対象となる製品群は、自動車部品や電気製品、化学品など多岐にわたる。具体的な品目は、BIS のウェブサイトの Products under Compulsory Certification というページで確認可能であるが、2025 年 6 月時点で 679 品目が強制認証対象となっている。

BIS 認証を取得するための評価方法やルール体系を定めたものは Scheme と呼ばれ、例えば一般消費財や産業製品は Scheme I (ISI Mark Scheme)、電子・IT 製品や太陽光関連製品は Scheme II (CRS: Compulsory Registration Scheme) というようなカテゴリーが設けられている。認証対象品目のうち、600 余りは Scheme I に該当する製品である。2025 年には、新たに低電圧機器や産業機械、制御機器などの機械類に焦点を当てた Scheme X の詳細要件が発表され、2025 年 8 月末からの義務化を予定していたが、準備不足などを考慮し、義務化開始が 2026 年 9 月に延期された。認証にリスクアセスメントや設計審査を要求する点で、他の Scheme よりも厳格な認証基準となっている。

(3) 認証取得の手続き

認証取得にあたっては、半年から、場合によっては 1 年以上かかる場合もあり、想定よりも製

品の市場投入が遅れる要因となるため注意が必要である。まずは、自社製品が強制認証の対象に該当するかを判断した上で、該当する場合は、製造業者自身で BIS のオンラインポータルで申請し（輸入業者などによる代行申請は不可）、当局とのコミュニケーションを担うインド現地の代理人を任命する必要がある。BIS 担当者による書類審査と、必要に応じた工場監査（製造拠点がインド国外の場合も現地監査を行う）、そして指定試験場での製品サンプルの試験を経て、基準を満たしていれば認証書が発行される。

（4）日系企業が直面する課題と対応策

自社で扱う製品が BIS 規制対象となった場合、当該製品の国内販売や輸入は認証取得まで行うことができないため、それまでの間は BIS 認証済みの代替品や国内調達に切り替える必要がある。ただし、場合によっては最終製品と原料の両方に対して認証が必要になる場合もあり、この場合は認証取得までのリードタイムが長期化するため注意が必要である。

さらに、BIS の基準は製品の細かい特性を十分考慮していない場合があり、製品や素材によっては基準を満たすことが実質的に困難な場合もある。その際には、認証なしで輸入、販売できるよう例外申請を行う、あるいは業界団体や JETRO、大使館などを通じたロビー活動を行う場合もあるようである。

なお、2025 年 6 月の現地調査では、BIS の規制や日々のアップデートに自社で対応することは困難なため、専門のコンサルタントを雇用して調査、対応を進めている日系企業も見られた。

第8章 投資形態

1. 代表的な進出形態

インド進出にあたっては、主に、現地法人、駐在員事務所 (Liaison Office)、支店 (Branch Office)、プロジェクト・オフィス (Project Office)、有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership) の5形態がある。

2. 進出形態の概要

(1) 現地法人

現地法人の設立形式は図表 8-1 のとおり、構成員の責任範囲によって3つに分けられる。多くの日系企業は株式払額を限度とする株式有限会社の形態をとる。

図表 8-1 現地法人の設立形態

会社の形態	条件等
株式有限会社 (company limited by shares)	株主が有する株式の引受価額を限度とする責任を負う会社形態
保証有限会社 (company limited by guarantee)	株主の責任が基本定款にあらかじめ定めた金額に限定される会社形態
無限責任会社 (unlimited company)	会社債権者に対して会社とともに無限連帯責任を負う会社形態

(出所) JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

株式有限会社は、図表 8-2 のとおり、公開会社と非公開会社に分類される。

日系企業が進出するにあたっては、コンプライアンス面で遵守義務などが少なくなるため、非公開会社とする場合が多い。非公開会社を選択する場合には、基本定款において、株式譲渡制限、株主数は原則2名以上200名までであることを規定する必要がある。

図表 8-2 株式有限会社の設立形態

会社の形態	条件等
公開会社	非公開会社でない法人。株主は7人以上、取締役は3名以上、うち1人は居住取締役である必要がある。（居住取締役：当会計年度中182日以上インドに滞在した取締役のこと。）
非公開会社	社債の公募はできず、株式譲渡が制限されている。株主数は2名以上200名までの制約がある。 取締役は2名以上、うち1人は居住取締役である必要がある。

（出所）JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

（2）駐在員事務所（Liaison Office）

駐在員事務所は、一般的に海外の本社とインドの潜在的な顧客との間の連絡拠点として設立され、営業活動や売買活動を直接的・間接的に行うことを禁止されている。事業活動として認められているのは、外国親会社・グループ会社の代理業務、インドとの輸出入促進業務、外国親会社・グループ会社とインド地場企業との技術・資本提携促進業務、連絡調整業務などである。全ての経費は本国からの銀行経由の送金により賄う必要があり、インド国内での借入はできない。

設立には、インド準備銀行（RBI）による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、過去3年間の各年度において利益を計上していて、純資産額が5万米ドル相当以上であることなどが条件となっている。承認期間は通常3年間で、3年ごとの更新が必要である。

（3）支店（Branch Office）

本国本社を代理して貿易、または各種サービス（コンサルティングサービス、技術支援など）の提供などの商取引を目的とする場合に選択されることが多い形態である。一定の営利活動は認められているが、インド国内での製造・加工活動は禁止されている。全ての経費は本国からの銀行経由の送金及び現地獲得利益で賄う必要があり、インドでの借入はできない。支店は製造ができないこと及び借入ができないことを除き、ほぼ現地法人形態と同様の業務を行えるが、親会社の活動（商品の輸出入、法律業務の実務を除く専門的・コンサルティングサービスの提供、調査活動など）の範囲内の業務に限定される。

設立には、駐在員事務所の設立と同様にインド準備銀行（RBI）による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、過去5年間の各年度において利益を計上していて、なおかつ純資産が10万米ドル以上であることなどが条件となっている。

（4）プロジェクト・オフィス（Project Office）

大規模な建設事業などのプロジェクト実施を目的に設立される形態である。その活動はプロジェクトの遂行業務に限定され、プロジェクト終了後は撤退することが前提となっている。プロジェクト実施のための契約をインド企業と締結していること、プロジェクトが必要な規制当局の承認を得ていることに加え、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。

- ・ 海外からの送金によって直接資金提供されている。
- ・ プロジェクトが二国間もしくは多国間の国際金融機関により資金提供されている。
- ・ 契約相手方となるインドの企業または事業体が、プロジェクトのためにインドの公的金融機関または銀行からタームローンを付与されている。

経費は、インド準備銀行（RBI）の許可を得た本国からの送金やプロジェクトの対価などで賄うこととされている。

設立にあたっては、一定の条件のもとインド準備銀行（RBI）の事前承認は不要となっている。

(5) 有限責任事業組合（Limited Liability Partnership : LLP）

出資者が出資額までしか責任を負わないという有限責任制を有しつつ、パートナーシップ契約に基づき比較的自由に内部を運営することが可能な形態である。

外国直接投資が自動承認ルートで 100%認められ、かつ投資にあたり条件付けのない分野については、自動承認ルートで設立可能である。ただし、その場合であっても、外国直接投資の受入れに際しては、政府または外国投資促進委員会（FIPB）の事前承認が必要である。それ以外の分野については、LLP の設立は認められていない。

ひとくちメモ 5：独資 vs 合併

インド進出にあたり、独資で進出するか、合併会社を設立するか、どちらが良いのだろうか。インド進出済み企業に聞いてみると、独資で進出する場合は、相応の資本量や現地の運営体制が必要であるため、よほど体制が整っている企業でなければ困難である、という声が聞かれた。日本では名の通った企業であっても、最初はマイノリティ出資から始めるケースや、現地に進出する以前に販売代理店を通した自社製品の販売から入り、現地ニーズとのフィットを確認する場合もある。

他方で、合併会社を設立する場合も、資本比率 49%のマイノリティ出資の場合は、インドの現地企業の意向に左右され、自社の意向を反映した意思決定が難しいため、マジョリティ出資を推奨するとの意見もあった。

合併で進出する場合は特に、自社の意向に沿った経営ができるよう、現地の合併相手を慎重に選ぶことや、後ほどトラブルにならないよう、諸条件を詳細に定めることが重要である。

第9章 主要投資インセンティブ

インドでは、輸出促進、外貨獲得及び雇用創出を振興するため、様々なインセンティブが設けられている。主には、特別経済区への優遇措置、輸出型企業に対する優遇措置、そして特定分野やスタートアップ企業に対する優遇措置である。いずれも、国家予算案発表などによる変更が多いため、活用にあたっては最新情報を確認する必要がある。

1. 特別経済区（SEZ）

(1) 概要

特別経済区（Special Economic Zone：SEZ）は、輸出・雇用振興を目的とした「みなし外国地域（貿易活動や関税などに関して外国領域と同様とみなされる、国内に特別に設置された免税地区）」のことである。ここに立地する入居企業は、一定の条件のもとで各種の税制上の恩典を受けることができる。

こうした連邦ベースの SEZ 施策のほか、各々の州において、州内の工業団地に進出する企業に対し州独自の優遇措置を与えているケースもある。優遇措置の内容は州ごとに、また州との交渉により進出する企業ごとに異なる（日系企業の集積が進む工業団地は「第5章 日インド経済関係」を、各州の工業団地一覧は「地域編」を参照）。

(2) 優遇内容

法人税をはじめとする税の優遇が受けられる。詳細は図表 9-1 のとおりである。

図表 9-1 SEZ 入居企業における租税優遇措置

項目	入居企業への恩典
法人税	製造活動または役務提供開始から最初の 5 年間は 100%免税、続く 5 年間は 50%免税。収益を再投資することを条件に、さらに 5 年間の 50%免税。ただし、最低代替税は適用される。なお、製造活動またはサービスを 2021 年 4 月 1 日以降に開始する企業に対しては免税措置の適用なし。
最低代替税（MAT）	適用（法人税に代わり、約 15%の MAT を支払う必要がある）。
関税	インド国外から調達する商品に対して、100%の免税。 SEZ から海外へ輸出する商品に対して、100%の免税。 （※なお、SEZ 内企業からインド国内企業への販売は輸出と見なされ、関税及び GST の課税対象となる。）
GST（物品・サービス税）	SEZ 企業が認可業務のために国内関税一般区域（DTA）から物品及びサービスを調達する場合、その供給は IGST 法第 16 条に基づきゼロ税率供給とされ、供給者は IGST（統合物品サービス税）を支払って還付請求するか、手続保証書または承諾書（Bond, LUT）提出して無税で供給するかを選択できる。SEZ 企業から DTA への販売は、関税

項目	入居企業への恩典
	法上の輸入とみなされ、DTA 側で関税及び IGST が課される。他方、SEZ 企業間の取引は通常の州間供給として IGST 課税対象となり、ゼロ税率ではない。なお、海外への輸出はゼロ税率供給となる。
物品税	原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては 100%免税 (GST 導入後、上記以外の物品に課される物品税が GST に包含された)。
中央販売税	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に関しては 100%免税 (GST 導入後、上記以外の物品に課される中央販売税が GST に包含された)。
VAT (付加価値税)	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に関しては 100%免税 (GST 導入後、上記以外の物品に課される VAT が GST に包含された)。

(出所) JETRO レポート「インド 外資に関する奨励」を参考に作成

(3) 入居申請

SEZ への入居申請には、自動承認の場合には申請書を SEZ 開発長官 (Development Commissioner : DC) へ提出すると、通常 15 日以内に決定がなされる。個別認可の場合には中央政府の商工省商業局承認委員会 (Board of Approval : BOA) 及び商工省産業国内取引促進局 (Department for Promotion of Industry and Internal Trade : DPIIT) に回付され、45 日以内に決定がなされる。

2. 輸出型企業に対する優遇措置

(1) 概要

インド国内で製造した製品全てをインド国外に輸出する場合には、原則として輸出指向型企业 (Export Oriented Unit : EOU) の認定を受けることで、その保有工場を保税工場扱いとすることが可能となる。

なお、IT 機器 (電子ハードウェア並びにソフトウェア及び IT サービス) の輸出を加速的に促進させるため、インド政府は電子ハードウェア技術パーク (Electronics Hardware Technology Park : EHTP) 及びソフトウェア・テクノロジー・パーク (Software Technology Park : STP) を導入している。EHTP は、電子ハードウェアの製造及び輸出企業を補助するためのスキームであり、STP はコミュニケーションリンクや物理データを利用した専門サービスの輸出を含むコンピュータウェアの輸出促進のための 100%輸出特化型スキームである。EHTP や STP といった IT 機器に特化した輸出企業への優遇措置の他、バイオ・テクノロジー・パーク (Biotechnology Park : BTP) といったバイオ技術に特化した輸出企業への優遇措置もある。これらのスキームが適用された企業に対しても、以下に示す EOU と同じ優遇措置が適用されるが、申請先や運用機関が異なるため、詳細は制度ごとに確認が必要である。

(2) 優遇内容

EOU としての認定を受けることで、製造に必要な原材料・部品の輸入関税、製造に関する統合 GST (Integrated Goods and Service Tax) などが免除される。ただし、免税を受けるためには、所定の条件を満たす必要がある。また、DTA (国内関税一般区域) から GST 対象物品を調達する場合、GST 法により「みなし輸出」として扱われ、調達する側は適用される GST 及び付加税 (CESS) の支払いが必要である。他方、供給側は GST の還付を申請することができる。

(3) 留意事項

EOU 認定を受けた場合のインド国内向け販売は、所定の輸入関税などを支払えば、輸出総額 (FOB 価格) の 50% を上限として認められる (宝石・宝飾品については 10% が上限)。ただし、販売には正の純外貨獲得要件 (Positive NFE) の達成など、所定の条件を満たす必要がある。なお、自動車、アルコール飲料、書籍、紅茶葉、紙製品などについては、国内関税一般区域 (DTA) 向け販売は認められていないか、当局の特別な許可が必要である。

3. その他の主な投資奨励業種

(1) 特定分野に対する生産連動型インセンティブ (Production Linked Incentive)

2020 年以降、インド政府は戦略分野において、製造業の国際競争力を高め、輸出の強化・輸入の削減を図る目的の下、インセンティブを設けている (対象の分野は「第 6 章 外資導入政策と管轄官庁」を参照)。具体的には、各企業がそれぞれの分野で定められた一定額の投資と売上増を達成した場合に、5 年程度の期間において、当該売上増加分に一定の比率を掛けたインセンティブを受けることができる仕組みとなっている。管轄省庁が設けた募集期間中に、各企業が投資計画を申請し、予め承認を得る必要がある。

(2) 雇用連動型イニシアチブ (Employment Linked Incentive)

2025 年 7 月、インド政府は雇用連動型イニシアチブ (Employment Linked Incentive : ELI) を閣議で承認し、2025 年 8 月から 2027 年 7 月末までの雇用を対象として、制度の適用を開始した。特に製造業分野での雇用促進を目的としており、就業者側と雇用者側双方に一定期間の補助金を支給するものである。また、補助金の支給にあたり、金融リテラシー講座の受講が求められるほか、受領した補助金は一定期間引き出しができず、預金口座に保管されるなど、個人の資産形成を促すものである。これにより、主に失業率の高い若年層を中心とした雇用創出が期待される。

(3) スタートアップ企業に対するインセンティブ

モディ政権は、企業活動の促進、スタートアップ企業の保護を進めている。ただし、ここで言うスタートアップ企業とは、技術革新、新製品・新サービス開発、雇用や価値の創出をもたらして拡大する高い潜在性のある事業を営む企業であり、日系企業の新規進出自体が必ずしも条件に

合うとは限らない点について注意が必要である。

第10章 外資規制業種

外国投資規制は大きく 2 つに分類される。外国投資自体を禁じる規制及び出資上限による規制である。インド準備銀行（RBI）が所管する外為管理法（FEMA、1999 年）に基づき、商工省産業国内取引促進局（DPIIT）が発表する統合版 FDI ポリシー（Consolidated FDI Policy）に、外国投資規制に該当する業種が定められており、統合版 FDI ポリシーは随時改訂、また、不定期に緩和措置が発表されている。

インドへの投資を検討するにあたっては、予定する業種が規制対象に該当しないか、該当する場合にはどのような規制の対象となるかを確認する必要がある。

1. 外国投資の禁止業種

2020 年の統合版 FDI ポリシーにおいて外国投資が禁止されている業種（ネガティブ・リスト）は図表 10-1 のとおりである。このネガティブ・リストに該当しなければ、次項に述べる出資上限規制その他の規制の範囲内で外国投資が可能である。

図表 10-1 ネガティブ・リスト対象業種

No.	業種
1	宝くじ（民間・政府宝くじ、オンライン抽選を含む）
2	ギャンブル、賭博、カジノ（賭博場）を含む
3	チット・ファンド
4	ニディ会社（互助金融会社）
5	譲渡可能開発権の取引
6	不動産業または農家の建設（「不動産業」には、タウンシップの開発や住宅・商業施設の建設、道路や橋などのインフラ建設、2014 年の SEBI 規則で規制された不動産投資信託（REITs）は含まれない）
7	タバコまたはその代替品から生成された葉巻、チェルート、たばこ及びシガリロの製造
8	原子力及び鉄道事業などの民間部門の投資が認められていない分野
9	いかなる形態での外国の技術協力は、宝くじ、ギャンブル、賭博において禁止

（出所）2020 年版統合 FDI ポリシーより作成

2. 出資規制がある業種

個別に出資規制を設けている主な業種は、図表 10-2 のとおりである。

なお、一定の外資規制を超えて外資による会社を設立する場合には、第 11 章に示す設立手続の前に DPIIT が設置する外国投資ファシリテーションポータル（Foreign Investment Facilitation Portal: FIFP）に申請し、関連する規制分野を管轄する官庁の審査を受けなければならない。FIFP で公開

されているフォームに指定される必要書類を添付して申請する必要がある。

図表 10-2 出資規制がある業種

業種	規制概要
民間銀行	民間銀行に対して、外国直接投資は上限 74%。49%以下の出資は自動認可ルートで、49%超の出資は政府認可ルートになる。
その他の金融サービス	次の機関で規制されている金融サービス活動について、FDI は出資比率に応じた最低資本金などの条件の下、自動認可ルートで 100%まで可能。ただし、公営銀行や証券市場のインフラ企業（証券取引所など）は別途セクター別条件があるため、「その他の金融サービス」には含まれない。 ・ インド準備銀行（RBI） ・ 証券取引管理局（Securities and Exchange Board of India : SEBI） ・ 保険規制開発庁（Insurance Regulatory Development Authority : IRDA） ・ 積立基金規制開発庁（Pension Fund Regulatory and Development Authority : PFRDA） ・ 全国住宅銀行（National Housing B : NHB） ・ 政府が認めるその他の金融セクター
信用情報会社（CICs）	CIC への外国投資は、100%自動認可ルートのもとで許可。外国投資は、2005 年信用情報会社（規制）法及び RBI からの規制上の認可を条件として許可されており、2020 年の FDI 政策及び 2019 年の NDI 規則に定められたその他の条件にも従う必要がある。
保険	保険規制開発庁（Insurance Regulatory & Development Authority : IRDA）からのライセンス取得及び〔1938 年保険法〕の遵守を条件に、規定された保険事業では 74%を上限に自動認可ルートで出資が可能。保険ブローカー、再保険ブローカー、保険コンサルタント、法人代理店、第三者管理人、調査員、損害査定員、または IRDA が随時通知するその他の団体を含む、仲介業者または保険仲介業者への外国投資は、自動認可ルートで 100%まで出資が許可されている。
民間航空	定期便（定期航空・地方航空サービス）の場合、外資（外国の航空会社を含む）は、自動認可ルートで 49%を上限に出資が可能。 （49%超の出資は政府の認可により認められる。ただし、民間航空省のガイドラインに従う必要がある。）
空港	空港地上業務の場合、外資は自動認可ルートで 100%まで出資可能。また、テクニカルサポート、研修に関する事業も 100%まで自動認可ルートで出資可能。 空港開発の場合、既存及び未開発の空港プロジェクトでは、自動認可ルートで 100%の出資が可能。
通信サービス	固定電話、携帯電話、関連付加サービスなどへの外資出資は 100%自動認可ルートで出資が可能だが、電気通信省が随時定めるライセンスやセキュリティ、その他の条件を遵守する必要がある。%%
石油（精製以外）	石油精製品（ガソリン、ディーゼル、LPG、ケロシンなど）の販売業、小規模・中規模の石油発掘業、石油パイプライン、天然ガス及び LNG パイプラインの分野に対して、自動認可ルートで 100%の外資出資が可能。

業種	規制概要
	(ただし、いずれの分野でも、業種ごとに別途定められている条件、ガイドラインに従う必要がある。)
石油精製及び天然ガス	石油精製については、国営企業への出資は上限 49%を条件に、自動認可ルートで出資が可能。 一方、民間企業へ投資する場合には、100%まで自動認可で認められる。
建設開発： タウンシップ、 ハウジング、 インフラ整備 建設	建設開発プロジェクト（タウンシップの開発、住宅／商業施設の建設、道路または橋、ホテル、リゾート、病院、教育機関、レクリエーション施設、都市及び地域レベルのインフラが含まれる）は、政府のガイドラインに従うことを条件に、自動認可で 100%まで出資が可能。建設開発プロジェクトの各フェーズは、個別のプロジェクトとみなされる。
石炭・褐炭	電力プロジェクト、鉄鋼・セメント事業、その他適格な活動による自家消費用の石炭・褐炭の採掘は、一定の規定に従うことを条件に、100%まで自動認可の対象となる。 洗炭場などの石炭加工事業については、石炭採掘をしないこと、洗炭・整粒状の石炭を市場に売却しないことなどの条件を満たせば、100%まで出資可能。さらに、石炭の販売、関連する処理インフラを含む石炭採掘活動については、自動認可で 100%まで出資が可能。
商業	卸売業（中小企業からの調達を含む）及びキャッシュアンドキャリー（C&C）（注）のビジネス形態については、自動認可ルートで 100%まで出資が可能。 卸売業では、取引日報の記録、ライセンス・登録の取得義務などの条件のほか、同じグループ内の企業・業者への卸売も認められているが、当該卸売が卸売事業の総取引高の 25%を超えてはならないと規定されている。
電子商取引分野	電子商取引分野については、FDI 政策の要件を満たす場合、自動認可ルートで 100%まで出資が可能。ただし、事業者自身による消費者向け電子商取引（B2C）は認められず、企業間取引（B2B）に限られる。 例外として、実店舗を持つ単一ブランドの小売業は、消費者に自社製品をオンラインで販売することはできる。一方、マーケットプレイス型電子商取引は 100%自動認可ルートで許可されているが、事業者が行えるのは倉庫・物流管理や注文処理などのサポート業務に限られ、販売される商品の所有権を持つことはできない。
防衛機器	自動認可ルートで 74%を上限に出資が可能。なお、当該投資実施より、防衛産業に現代的な技術へのアクセスが見込まれる場合、またはその他の理由が記録される場合に、政府承認ルートで 74%超の投資も可能。
農業、畜産業、 プランテーション	以下の農業活動については、一定の条件を満たせば、自動認可ルートで 100%出資が可能。ただし、これら以外の農業・栽培分野・活動への直接投資は認められていない。 1. 管理下での花卉、園芸、野菜、キノコの栽培 2. 種子、植付け資材の開発・生産 3. 畜産、養魚、養殖、養蜂 4. 農業及び関連分野に関するサービス 5. 茶園、コーヒー園、カルダモン園、ヤシの木、オリーブの木の農園（プランテーション）
印刷出版	ニュース・時事を扱う新聞、定期刊行物の印刷出版、ニュース・時事を

業種	規制概要
	扱う外国雑誌のインド版発行については、一定の条件を満たせば、政府認可ルートで 26% を上限に出資が可能。
放送	ニュース・時事を扱う TV チャンネルのアップリンク事業については、政府認可ルートで 49%。それ以外のニュース・時事を扱わない TV チャンネルのアップリンク事業及びテレビチャンネルのダウンリンク事業については、自動認可ルートで 100% まで出資が可能。
薬品・医薬品	薬品・医薬品については、未開発プロジェクト (Greenfield Project) において自動認可ルートで 100% まで出資が可能。開発済みプロジェクト (Brownfield Project) では、74% 以下の出資は自動認可ルートで、74% 超の出資は条件付き政府認可ルートで、外資が認められる。
鉱業	〔1957 年鉱業及び鉱物（開発・規制）法 (Mines and Minerals (Development and Regulation) Act, 1957)〕の規定を条件に、ダイヤモンド、金、銀、貴石を含む（チタンを含む鉱物及びその鉱石を除く）各種金属・非金属鉱石の探鉱・採鉱は 100% まで自動認可。 しかし、チタン関係鉱石・鉱物の探鉱及び鉱石の分離、加工については、〔1957 年鉱業及び鉱物（開発・規制）法〕の規定及びその他に規定されたルールに従うことを条件に、政府認可により 100% まで出資が可能。
単一ブランドの小売	単一ブランドの小売は 100% まで自動認可ルートで出資が可能。 ただし、これら小売は特定の条件に適合する必要がある。
総合小売（複数ブランド小売）	出資比率 51% を上限に、総合小売への投資が政府認可で可能。
免税品店	保税地域で営業する免税品店については、1962 年関税法の規定を満たすことを条件に、自動認可ルートで 100% まで出資可能。
電力取引所	Central Electricity Regulatory Commission (Power Market) Regulations, 2010 への登録を条件として、電力取引所については、49% まで自動認可で外資出資可能。
年金	外資は FDI 政策の条件を満たし、かつインドで年金基金資産運用管理活動の従事に関して、Pension Fund Regulatory and Development Authority Act, 2013 (PFRDA 法) に基づき必要な登録を行う場合には、49% を上限に自動認可ルートで可能。
製造	セクターごとのキャップまたは条件などが設定されている場合を除き、自動認可ルートにて 100% まで可能。 また、製造業者は政府認可なしに、電子商取引を含む小売・卸売のいずれの方法でも販売できる。
White Labelled ATM (WLA)	WLA の運用について、最新の監査済み財務諸表において 10 億ルピー以上の純資産を持つ海外の NBFC (Non-Banking Financial Company) は、自動認可ルートで 100% まで出資が可能。

(注) キャッシュアンドキャリー：現金問屋。卸売業者の一種で、店舗や倉庫に商品を展示して、小売業者・業務用需要者などの顧客に現金で販売し、商品を持ち帰ってもらう仕組み。通常の卸業者のように、信用供与や配送は行わないが、商品の価格を抑えて販売可能な点が特徴。

(出所) 2020 年統合 FDI ポリシーや関連する Press Notes より作成

第11章 許認可・進出手続き

1. 進出手続き

(1) 現地法人（新法人設立）

現地法人を設立するにあたって多くの企業が選択する非公開（株式有限責任）会社の設立の流れは図表 11-1、設立後の主な手続きは図表 11-2 のとおりである。

図表 11-1 非公開会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
会社名の承認	会社名の申請は、会社登記局（Registrar of Company : ROC）に Form No. INC-32（SPICe+）を提出して申請を行う必要がある。商号については、ウェブで予約して Reserve Unique Name を申請し、ROC の中央登録局（Central Registration Center : CRC）から予約の承認がなされる。予約は承認後 20 日間有効である。 なお、SPICe+はウェブベースでのフォームであるため、提出にはデジタル署名証明書（DSC）が必要である。DSC の取得後、基本定款及び附属定款の作成を行うこととなる点に留意が必要である。 Form No. INC-32（SPICe+）に添付して提出すべき書類は以下のとおりである。 ・ 新会社の基本定款または電子基本約款（会社名や登記上の事務所を置く州、会社の目的、株主の責任の有限性、授權資本金額が含まれている必要がある） ・ 附属定款または電子附属約款（取締役会の規定、株式譲渡などの会社内部の運営上の事項を記載するもの） ・ AGILE-PRO、INC-9、DIR 2 などの各種フォーム ※ SPICe+のバージョンは 2023 年 1 月に V2 から V3 に移行しているため、申請方法に変更が生じている点に注意する。
会社設立証明書の取得及び資本金の受領・株式の発行に関する報告	各会社の設立・存在を法的に証明する「会社設立証明書」（Certificate of Incorporation）を、企業登録局の代理となる CRC より取得する必要がある。会社設立証明書を取得後、銀行口座を開設し、株主より資本金の受領後 30 日以内に、RBI に対して資本金の送金額を事後報告する必要がある。また、会社設立から 2 か月以内に株式証書を発行する必要がある（ただし、現在は電子化）、終了後 30 日以内に同じく RBI に報告する必要がある。

	なお、会社法に基づき、事業年度は原則として全ての会社が3月末を事業年度として定める必要がある。ただし、インド国外の親会社の決算期に合わせるなど会社法に規定された例外要件に当てはまる場合には、地域局（Regional Director）に対して e-Form RD-1 を用いて申請することで、3月以外を決算月とすることが可能である。なお、地域局からの承認命令を受け取った会社は、その日から30日以内に、e-Form INC-28 を用いて登記官（Registrar）に報告する必要がある。

（出所）JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

図表 11-2 現地法人設立後に実施すべき主な事項

項目	概要・特記事項
取締役会の開催	設立日から30日以内に開催。議事録作成が必要。 その後は暦年ごとに4回の開催が必要であり、2つの取締役会の間隔が120日を超えてはならない。
資本金の振込、株式発行	銀行口座を開設、出資者が資本金を振り込む。 株式発行後30日以内に、インド準備銀行（RBI）に対して直接投資の事後報告を行う必要がある。
PAN、TANの取得	法人所得税の申告書など記載する会社の基礎番号であるPAN（Parmanent Account Number）や、源泉徴収番号であるTAN（Tax Deduction Account Number）は、SPICe+提出後に発行される。
その他	業態に応じて、輸出入を行う際に必要となる「Import Export Code」、サービス税を支払う際に必要となるGST登録等が必要。

（出所）JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

なお、業種によっては事前に産業ライセンスやインド政府の許認可を取得しなければならない。その制限は少なくなってきており、現在は以下のいずれかに該当するのみとなっている。

- ・ ライセンスが義務付けられている業種：航空宇宙産業・防衛機器産業・通信サービス業・卸売業（規制対象品目を取り扱う場合のみ、許認可必要）など。なお、防衛装備品の製造ライセンスに関しては、インド国営企業に限定される場合が多い。
- ・ 規制地域への進出：グレイタームンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイ、ベンガルールなど、1991年国勢調査時点における人口100万人超の23都市から25km以内に立地する場合。ただし、①1991年7月25日以前に工業地域として指定された場所に立地する場合、または②電子機器、コンピュータソフトウェア、印刷業、その他将来的に「非汚染産業」として指定される可能性のある産業については、規制の対象外となる。
- ・ 1986年環境保護法で提示された特定産業：殺虫剤、大量薬品・製薬、石綿及び石綿製品など。
- ・ 一定の金額基準を超えたプロジェクト：河川・溪谷に位置するプロジェクト、石油化学コンビナート、新規工業団地建設など。
- ・ 森林保護区域や国立公園、保護区域、政府の管理下にある土地から半径10km以内のプロ

ジェクト。

(2) 現地法人（インド地場企業からの株式取得）

インドに現地法人を設立するには、自ら直接投資を行う以外に、設立済み法人の株式を取得する方法もある。

インド居住者からインド非居住者に対して現地法人の株式を譲渡する場合には、インド準備銀行（RBI）が定める株式発行譲渡価格規制（いわゆる「プライシング・ガイドラインズ」、以下同様）の対象となる。これらの規制では、上場企業の株式譲渡価格については、証券取引管理局（SEBI）の価格決定ガイドライン（Preferential Issue に関する規定）を参照することが求められている。なお、2022 年 1 月 14 日付で、SEBI 規則が改正され、その中で上場株式の第三者割当価格に関する規制が改正された。具体的には、上場企業の場合には、証券取引管理局（SEBI）の価格決定ガイドラインに従って行われる株式の第三者割当（Preferential Issue）の割当価格を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。また、非上場企業の場合は、SEBI の登録を受けたカテゴリー 1 のマーチャントバンカー、公認会計士、または実務経験のあるコスト・アカウンタントが算出する公正評価額（fair value）を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。

(3) 駐在員事務所・支店

駐在員事務所や支店の設立手続の流れは、図表 11-3 のとおりである。ポイントとなるのは、インド準備銀行（RBI）からの許可取得である。なお、非居住者企業は、特定の条件を満たす場合において、インドの特別経済区（SEZ）に支店を設立することは一般的に許可されている。具体的には、①支店が 100% の FDI が認められている分野で事業を行っていること。②支店が会社法（Companies Act, 2013）の第 22 章に準拠していること。③支店が他のインド国内拠点と連携せず、独立で運営されていること、の 3 つの条件を満たす必要がある。

図表 11-3 駐在員事務所・支店の設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への申請と許可の取得	インド準備銀行（RBI）の個別許可が必要となる（承認は、実質 RBI の認可した承認取引銀行（AD-Category-I Bank）が行い、RBI は一意の識別番号の付与を行う）
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）からの開設許可後 30 日以内に、外国企業の登録に必要な書類を添付の上、様式 FC-1 を提出する。届け出が完了すると、営業拠点設立証明書が交付される。
PAN、TAN の取得	PAN（Permanent Account Number）、源泉徴収番号である TAN（Tax Deduction Account Number）の取得を行う。

（出所）JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

(4) プロジェクト・オフィス

プロジェクト・オフィスの設立にあたっては、インド国内でのプロジェクト遂行に関する契約をインド企業と締結し、かつ、下記の 4 条件のうちの一つを満たす場合にはインド準備銀行(RBI)の承認は不要であり、承認取引銀行(AD-Category-I Bank)による承認で良い。いずれの条件も満たさない場合は個別承認が必要となる。また、プロジェクト・オフィスは契約に基づいた活動のみが許可されるため、他の業務や情報収集などを行うことはできない。

- ① プロジェクトのための資金が、海外からの送金により賄われる
- ② プロジェクトのための資金が、国際金融機関（世界銀行など）の融資などにより賄われる
- ③ プロジェクトが管轄当局から許可を取得している
- ④ プロジェクト契約を発注する企業が、インドの公的金融機関または銀行からタームローンの設定を受けている

プロジェクト・オフィスの設立手続は、図表 11-4 のとおりである。

図表 11-4 プロジェクト・オフィス設立の流れ

項目	概要・特記事項
開設届出	Form FNC と呼ばれる様式に会社名、受注したプロジェクト内容などの必要事項を記入し、承認取引銀行(AD-Category-I Bank)への申請を行う。
企業登録局(ROC)への登録	インド準備銀行(RBI)からの開設許可後 30 日以内に、登録に必要な書類を添付の上、様式 FC-1 を提出する。届け出が完了すると、営業拠点設立証明書が交付される。
PAN, TAN の取得	PAN (Permanent Account Number) や TAN (Tax Deduction Account Number) の取得を行う。

(出所) JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

なお、外国法人がインドに恒久的施設(Permanent Establishment: PE)を持っていればインドにて課税される。

日印租税条約では、例えば以下のものが PE に該当するとされ、物理的施設のみならず一定期間の建設工事監督や代理人がいることが PE に該当することもあるため、注意が必要である。

- ・ 支店、事務所、工場、作業場などの事業を行う一定の場所
- ・ 鉱山、油井・ガス井、採石場、その他天然資源の採取場所
- ・ 他人に保管施設を提供する者に関連する倉庫
- ・ 農場・プランテーション、その他農業・林業・プランテーション関連活動の場所

- ・ 店舗またはその他の販売拠点
- ・ 天然資源の探査に使用される設備・構造物（ただし 6 か月超使用の場合に限る）
- ・ 建築工事現場または建設・据付・組立工事で 6 か月以上存続する場合
- ・ 建築工事などに関連して監督活動を 6 か月超行う場合
- ・ 契約締結、在庫管理、注文取得活動を行う代理人（独立した代理人は除く）

インド税務当局に PE 認定された場合、あるいは PE 組成が確実と認められる場合は、PE としての税務コンプライアンスを満たさなければならない。また、当該 PE に関して出張し、PE が費用負担する場合の出張者は、短期滞在者免税制度を提供することができず、インドで個人所得税の納税義務が発生する。

2. 撤退・倒産処理手続き

(1) 概要

インドにおける会社の清算方法は、以下の 4 パターンに大別される。

- ① 任意清算（Voluntary Liquidation）：株主総会決議に基づく清算
- ② 強制清算（Liquidation）：債務超過や法定報告を行わなかった場合などにおいて会社法審判所が主体となって行う清算
- ③ 除名（Strike-Off）：ROC からの除名による会社清算で、特に事業運営が既に停止している、あるいは停止に近い状況にある企業が検討できるメカニズム
- ④ 合併・企業統合（Merger / Amalgamation）：合併・企業統合により、保有するインド法人を他のインド法人に統合して事業を継続させる場合、合併に伴う株式の発行、売却に関しては、インド準備銀行のプライシングガイドラインに準拠した公正市場価格での評価が求められる。また、これに基づくバリュエーションレポートは、AD 銀行を通じて提出する必要がある。

インドでの事業からの撤退・拠点閉鎖の障害になりうる法令上の制限としては、1947 年産業紛争法が存在する。2020 年労使関係法（Industrial Relations Code, 2020）により、従業員数が 300 人を上回る企業は、閉鎖 90 日以上前に州政府に申請し、許可を取得する必要がある。

また、従前、1956 年会社法下で運用されていた会社清算は、任意清算にせよ強制清算にせよ裁判所が関与する手続であり、関係当局から残債務のないことやコンプライアンス違反のないことの確認を要するなど、その完了までに極めて長期の時間がかかり、撤退・拠点閉鎖の手法としては必ずしも現実的な選択肢ではなかった。また、統一的な倒産法は存在していなかった。しかし、後述する 2016 年に施行された破産倒産法により、任意清算は同法に基づき行われることになった。会社再建手続は、原則として手続開始決定から 180 日以内に完了する必要がある、裁判所の許可により一度だけ 90 日の延長が可能である。同手続内において再生計画が承認されない場合には、清算手続に移行するが、清算手続開始から 1 年以内に清算手続が完了するタイムラインが定められたことにより、大幅な清算処理の迅速化が図られた。ただし、現実には法定のタイムライ

ンよりも時間がかかる。さらに、破産倒産法においては、これまでより強い権限が債権者に認められている。管財人としてインド破産倒産委員会のメンバーとして登録されている倒産専門家が任命される。

(2) 設立形態別の閉鎖の容易性

設立拠点の形態によって、閉鎖の容易度は大きく異なる。詳細は図表 11-5 のとおり。

図表 11-5 設立形態別の閉鎖の容易性

拠点の形態	閉鎖の容易性
駐在員事務所	閉鎖を前提としているため、閉鎖の手続きは容易である。
プロジェクト・オフィス、支店	駐在員事務所と同様に比較的容易ではあるが、営業利益を上げることが前提であるため、それに係る税務上の承認に若干のリスクがある。
現地法人	閉鎖は前提とされておらず、清算には国家会社法審判所の承認が必要である。

(出所) JETRO ウェブサイト「インドへの進出事業体の形態ごとの留意点 (2024 年 2 月)」を参考に作成

(3) 有限責任会社の拠点閉鎖にあたっての現実的な対処例

現実的な対処方法としては、合併パートナーまたは第三者への株式譲渡などが利用されている。また、従業員数が 300 人未満の場合には政府へ通知するだけで良いとされているため、分社化などにより従業員数の調整が行われることもある。

なお、撤退時に伴う問題を最小限に抑えるためには、進出時から撤退基準・撤退要件を明確に把握しておく必要がある。その上で、例えば、インド法人の株式を日本の親会社が直接保有するのではなく、間接的に保有する形とすることや、合併で出資をする場合は、パートナーとの合併契約書に撤退要件などを定めておくことなどの対策が考えられる。

(4) 破産倒産法

2016 年 12 月 1 日、破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016。以下、「破産倒産法」という) の主要部分が施行された。破産倒産法が制定される前、インドにおいては統一的な倒産法制が存在せず、シックカンパニー (経営不安に陥った企業) に関する SICA (Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985)、会社法などの複数の法令が適用されていた。SICA は特定の業種の会社のみ (主として製造業) を対象としていたものの、インドの倒産手続の中で中心的な役割を果たしてきた。もっとも、実務上は SICA 以外にも複数の倒産手続が並行して係属することも多く、実効的かつ単一の倒産法制の必要性が議論されていた中で、破産倒産法はそのような問題意識に応えるものとして制定された。なお、破産倒産法の施行に伴い、SICA は 2016 年 12 月 1 日付で失効し、同時にシックカンパニーの再建手続を管轄していた財務省の「産業金融再生委員会」

(Board for Industrial and Financial Reconstruction : BIFR)¹¹も廃止された。

¹¹ インド財務省金融サービス局 (Government of India, Ministry of Finance, Department of Financial Services) に設置されていた委員会であり、規制当局の性質を有しながらも公的な見地からシックカンパニーの再建手続を主宰する役割を担っていた。

第12章 税制

1. インドの税体系

インドの税制には、主に法人税、個人所得税、最低代替税、源泉徴収税のほか物品・サービス税（Goods and Services Tax：GST）、付加価値税、関税などが含まれる。

物品・サービス税（Goods and Services Tax：GST）は 2017 年 7 月に導入されたものである。それまで、インドの税体系は非常に複雑であると言われてきたが、その多くは、間接税の税体系（物品税、州付加価値税、中央販売税、サービス税など）に起因するものであった。これらが GST に統合されたことで、企業は業務プロセスを大幅に簡素化することが可能となったと言われている。この章では、GST をはじめ冒頭に記載したインドの主な税について紹介する。

なお、インドではこれまで、配当実施の際に配当支払法人に対して配当分配税という税が課されていたが、2020 年度税制改正により、2020 年 4 月 1 日以降に行われる配当について配当分配税が廃止され、他国と同様に配当時には株主に対して課税が行われることとなった。

2. 法人所得税

法人所得税（以下、法人税）は法人所得に対する税金であり、内国法人（現地法人）・外国法人（支店・プロジェクトオフィス）の区分に応じて課税される。なお、駐在員事務所は法人税を納付することはない。会社法に基づき登録された会社、またはインド国内で設立された法人は、インド内国法人として取り扱われる。それ以外でインドにて活動する法人は、外国法人として取り扱われる。内国法人に対しては全世界所得が法人税の対象所得となり、外国法人に対してはインド国内で獲得したあるいは発生した所得が対象所得となる。

法人税率は、基本税率の他、目的税（Cess）と追加税（Surcharge）が課され、2025 年インド財政法及び 1961 年所得税法に基づき以下に示す実効税率となる。

図表 12-1 法人所得税の税率

区分			基本税率	実効税率
内国法人	基準年度 ¹² の総収入金額や総受領高が 40 億ルピー超	総所得 1,000 万ルピー以下	30%	31.20%
		総所得 1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下		33.384%
		総所得 1 億ルピー超		34.944%
	基準年度の総収入金額や総	総所得 1,000 万ルピー以下	25%	26.00%
		総所得 1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下		27.82%

¹² 財政法により指定される年度であり、2025 年 3 月期の基準年度は 2023 年 3 月期。

区分		基本税率	実効税率
	受領高が 40 億ルピー以下		29.12%
外国法人	総所得 1,000 万ルピー以下	35%	36.4%
	総所得 1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下		37.128%
	総所得 1 億ルピー超		38.22%

(出所) 各種報道を参考に作成

上記に加え、税制の優遇措置を通じた投資と経済成長に向けた取組の一環として、所得税法第 115BAB 条及び第 115BAA 条により、内国法人に限り 2019 年以降より新たな法人税制度が整備されている。新制度では、既存の企業は 22%の税率（実効税率 25.168%）、2019 年 10 月 1 日以降に設立／登記され、2024 年 3 月 31 日までに製造・生産を開始した新設製造会社は 15%（実効税率 17.16%）を選択することができる¹³。ただし、当該制度を選択した場合には、所定の税額控除及び免税などは利用できなくなるとともに、最低代替税も適用されなくなる。さらに、総所得額に関わらず一律で納税額に対して目的税 4%と追加税 10%が適用される。なお、2020 年財政法により、15%（実効税率 17.16%）の軽減税率は発電事業に従事する内国法人にも適用される。

また、外国法人に対する取組として、2024～25 年度の予算案にて、法人税の税率が 35%に軽減されることが発表された。ただし、税額+追加税に対する 4%の目的税と所得に応じて 2%～5%の追加税が適用されるため、外国法人の 2024～25 年度の所得に対する%実効税率は所得額に応じて 35%を超えて課税されることとなる。

なお、税務の課税年度は所得税法上 4 月 1 日から 3 月 31 日と定められており、インド所得税法第 139 条に基づいて企業は法人税申告書を翌年の 10 月末までに提出しなければならない。ただし、移転価格税制における移転価格証明書（Form 3 CEB）の提出が必要な企業¹⁴については、期限が 11 月末までに延長されている。所得税の申告が遅延した場合、提出期限の翌日から提出日または査定完了日までの期間において、未納税額に対し月 1%の利息が、そのほか 5,000 ルピー（総収入額が 50 万ルピー以下の場合は 1,000 ルピー）のペナルティが発生する。また、インドでは、法人税は期中に年間見積額の間納付（前納）を行わなければならない。納付期限は 6 月、9 月、12 月、翌 3 月のそれぞれ 15 日で、納付税額は年間見積税額の 15%、45%、75%、100%となっている。

なお、2022 年財政法に基づいて、2022 年 4 月 1 日より更新申告（Updated Return）と呼ばれる新たな制度が導入された。所得が正しく申告されていなかったなどの場合に限り確定申告の修正

¹³ 製造・生産の開始期限である「2024 年 3 月 31 日」の延長はなされていないため、実質的に 2024 年度以降に法人設立を行う企業に関してはこの新税率を選択できないこととなる。

¹⁴ 移転価格証明書は、関連当事者間の国際取引（取引額問わず）及び国内取引（2 億ルピー超）を行う全ての納税者において提出が必要となる。

が可能となる制度であるが、課税年度から 12 か月以内に未納税額及び利息の合計に対して 25%、12 か月超かつ 24 か月以内に 50%の追徴課税が発生する。2025 年の財政法の改正により、課税年度の終了から最大 48 か月以内に申告書を提出できるよう改正された。24 か月超 36 か月以内で 60%、36 か月超 48 か月以内に 70%の追徴課税があるものの、提出が可能である。

税務上の欠損金は最大 8 年間の繰り越しが可能で、将来の事業所得と相殺することができる。ただし、損失が発生した年度に申告書を期限内に提出できない場合は繰り越しできず、また非上場会社の場合は株主構成が 49%を超えて変動した場合、繰越金は失効する。

国際課税の分野では、OECD/G20 の BEPS プロジェクトが進展しており、Pillar 1（巨大多国籍企業の利益配分の再設計）と Pillar 2（グローバル・ミニマム課税）の二本柱から成るものである。Pillar 1 は市場所在国への超過利益の再配分を可能にする枠組みであるが、その中核である Amount A を実装する多国間条約（MLC）は依然として交渉中であり、2025 年 9 月時点でインドは署名していない状況である。

一方の Pillar 2 は、連結売上 7 億 5,000 万ユーロ超の多国籍企業に対し、各法域で実効税率 15%を下回る場合に不足分を回収する仕組み（GloBE ルール）である。2025 年 9 月時点でインドは Pillar 2 に関する国内規制を導入しておらず、OECD の「適格」法制の中央レコードにもインドの掲載は確認できない。もっとも、Ind AS 12（所得税）に Pillar 2 関連の開示要求を組み込む改正が行われるなど、将来的な導入を見据えた準備は進んでいると思われる。このため、日本企業においては、グローバル実効税率（ETR）の管理体制の整備及び GloBE Information Return（GIR）提出を見据えたデータ基盤・内部統制の構築を進めることをお勧めする。

3. 最低代替税

最低代替税（Minimum Alternative Tax : MAT）は、帳簿上の利益の 15%が法人税額を上回る場合に、法人税に代えて、MAT を納付するものである。納付された最低代替税は、所得税法の規定に基づき、15 年間繰り越して、将来の法人税から控除することができる。なお、本章の 2. で記載した新法人税制度を選択した企業は、税額計算時に様々な税額控除や税制優遇を考慮できないことに鑑み、MAT は適用されない。

MAT に関しては、基本税率の他、目的税及び追加税が課され、以下のような実効税率となる。ただし、実態としては、ほとんどの外国法人はインドで帳簿を維持する義務がないため、MAT の規定は適用されない。帳簿を維持する義務がある一部の外国法人には適用されるが、外国法人の税率は 35%と、MAT の税率である 15%よりもはるかに高いため、通常は MAT の規定を利用して税金を支払うことはないとされている。

図表 12-2 最低代替税（MAT）の税率

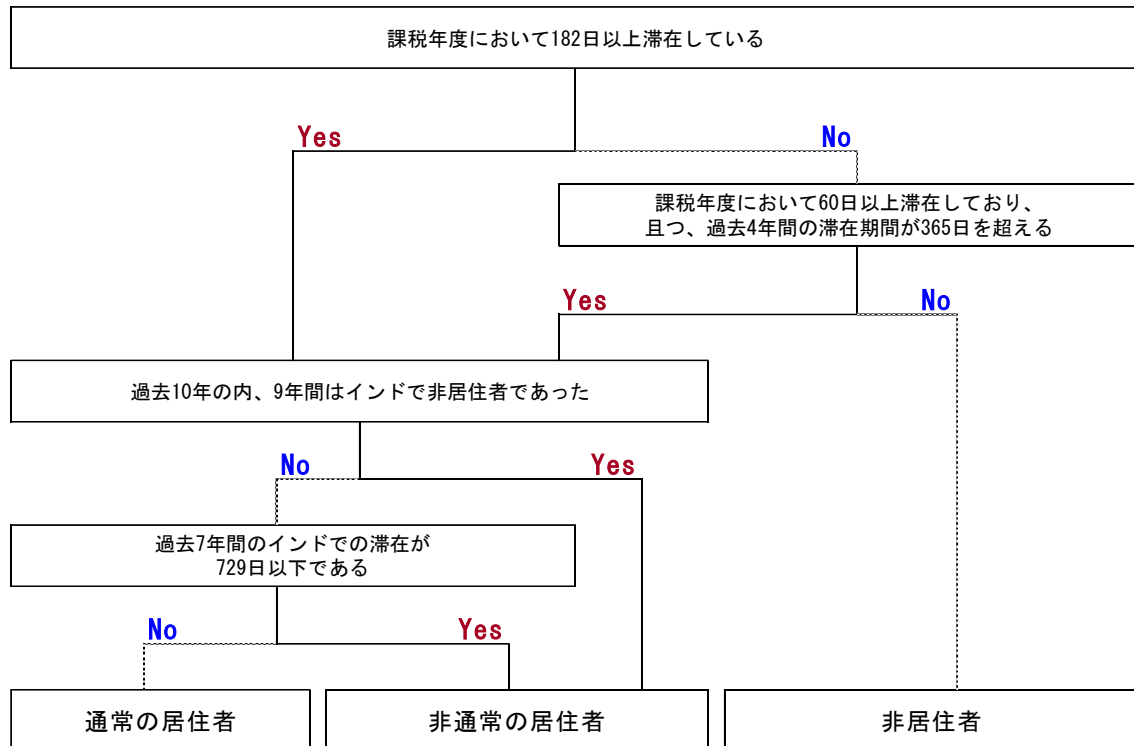
課税所得の範囲	内国法人	外国法人
1,000 万ルピー以下	15.60%	15.60%
1,000 万ルピー超～1 億ルピー以下	16.692%	15.912%
1 億ルピー超	17.742%	16.38%

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

4. 個人所得税

個人所得税は、個人所得に課される税金である。居住者の区分（通常の居住者、非通常の居住者、非居住者）に応じて課税範囲が異なり、通常の居住者であれば前年度（2026年4月の所得税法導入後は課税年度で読み替え）におけるインド国内を含む全世界の所得が、非通常の居住者はインドにて受領した（または受領したとみなされる）所得、インドで発生した（または発生したとみなされる）所得、インド国外で発生・受領した所得のうち、インドからコントロールされている事業またはインドで開業した専門職に起因するものが、非居住者の場合はインドにて受領した（または受領したとみなされる）所得、またはインドで発生した（または発生したとみなされる）所得が、それぞれ課税範囲となる。

図表 12-3 納税者の居住区分



(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

インド政府は2020年度より新個人所得税制度を導入しており、個人は旧制度もしくは新制度のどちらか一方を選択することが可能となっている。2023年財政法により、新しい制度がデフォルトの税制となったため、納税者が選択を行わない場合、新制度で課税される。また、事業所得がない場合は、申告書を作成する際にどちらか一方を選択することが毎年可能となる。

ただし、事業所得または専門職所得がある場合は、新個人所得税制度を選択した後は毎年の選択が不可能となり、1回のみ旧個人所得税制度への切替えが可能であるが、その場合、新制度に戻ることができるのは1回だけである。新制度に戻した後は、将来にわたり旧制度を選択することはできない。他方、事業所得を持たない個人は、新制度と旧制度を毎年切り替えることが可能である。ただし、旧制度を選択するのであれば、所得税法1961年の第139条(1)に基づく申告期限までに選択を行う必要がある。旧個人所得税制度及び新個人所得税制度の税率は以下のとおりである。ただし、旧個人所得税制度に関して、下記表の税率が適用されるのは60歳未満の居住者か非居住者であり、60歳以上の居住者に関しては別の税率が適用される。

図表 12-4 個人所得税の税率

旧個人所得税制度の税率	新個人所得税制度の税率
25 万ルピー以下：免税	40 万ルピー以下：免税
25 万ルピー超～50 万ルピー以下：5%	40 万ルピー超～80 万ルピー以下：5%
50 万ルピー超～75 万ルピー以下：20%	80 万ルピー超～120 万ルピー以下：10%
75 万ルピー超～100 万ルピー以下：20%	120 万ルピー超～160 万ルピー以下：15%
100 万ルピー超～125 万ルピー以下：30%	160 万ルピー超～200 万ルピー以下：20%
125 万ルピー超～150 万ルピー以下：30%	200 万ルピー超～240 万ルピー以下：25%
150 万ルピー超：30%	240 万ルピー超：30%

（注）総所得が 500 万ルピーを超える場合は課徴税及び健康・教育目的税が課される。

（出所）JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

なお、これまで紹介してきた法人税、個人所得税に関する動きとして、2025 年所得税法がインド国会で可決され、2025 年 8 月 21 日に大統領の承認を得て成立、2026 年 4 月 1 日の発効予定となっている。この新法の制定により、60 年ぶりに現行法が置き換わることとなる。新法案は現行の規定から大幅な変更はなく、類似既定の統合や、廃止規定の削除、一部情報の表形式化などによる所得税法の簡素化を目指すものである。この簡素化により、現行法 47 章 819 節が新法では 23 章 536 節に縮小される。また、年度の呼称に関しても、「前年度 (Previous Year)」が「課税年度 (Tax Year)」へと変更になり、「評価年度 (Assessment Year)」が廃止となる。

新法では多くの規定について具体的なルールの新設が必要であるため、今後個々のルールが公表される可能性があり、各日系企業においては状況を注視していくことが重要である。

5. 配当に対する源泉徴収税

以前は、配当支払税 (Dividend Distribution Tax : DDT) があり、内国法人から受け取る配当金は非課税所得となっていた一方で、配当支払法人においては、支払配当金に対して 15% の税率 (目的税や追加税も考慮すると実効税率は 20% 超) が課されていた。しかしながら、2020 年に配当税は廃止され、株主へ配当所得に対し課税されることが可決され、配当の支払企業は配当に対する源泉徴収をする必要が出てきた。配当所得に対して適用される税率は、インド居住者に対する配当の場合、通常の所得税率 (図表 12-4 参照) % に従って課税され、非居住者に対する配当の場合 20%、もしくは租税条約上の軽減税率となる。

6. モノ・サービスの流れと間接税

2017 年 7 月 1 日に物品・サービス税 (Goods and Services Tax : GST) が導入された。GST は、それまでの多岐にわたる間接税を統合したもので、中央と州 (または連邦直轄領) の 2 階層の構造となっている。なお、特定の物品 (原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン

燃料、アルコール飲料）は GST の対象外となることから、旧法の付加価値税、中央販売税、相殺関税、追加関税、特別追加関税が引き続き課税されることに留意が必要である。

GST の税率は、5%（必需品）、12%（常用品）、18%（一般商品）、28%（嗜好品）と乳製品や梱包されていない穀類（一部例外あり）は免税%にて適用されていたが、2025 年 9 月の税制改革にて 5%（必需品）と 18%（一般商品）の 2 段階に集約される見込みである。従来 28%が適用されていた家電製品や二輪車などの嗜好品は 18%に引き下げられ、12%が適用されていた常用品は 5%に移行する。また、たばこなどの一部の嗜好品については、新たに 40%の特別税率が新設される。そのほか、パン類や石鹸などの一部の必需品が非課税となり、医薬品（12%から 5%または非課税へ）や農機具（12%から 5%へ）などでも減税が進むなど、これらの措置は、生活必需品の価格低下を通じた消費刺激に加え、インド国内の労働人口の大半を占める農業従事者層への経済的支援を意図したものと見られており、2025 年 9 月 22 日より施行された。なお、特定の物品・サービスに対しては、州の税収を補償する目的で、GST 補償税（GST Compensation Cess）が追加で課税される。GST 補償税は、当初 2022 年 6 月末に終了予定であったが、2025 年 8 月現在、終了予定は 2026 年 3 月末に延長されている。

図表 12-5 GST の分類

区分	課税される GST
州内での物品・サービスの販売・提供	SGST+CGST
州をまたぐ取引	IGST
国外からの調達	IGST

（注） SGST：州物品・サービス税（State Goods and Services Tax）
 CGST：中央物品・サービス税（Central Goods and Services Tax）
 IGST：統合物品・サービス税（Integrated Goods and Services Tax）

（出所）JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

当該課税制度（4 月～翌年 3 月）の総売上高が 200 万ルピーを超える場合、物品・サービスの提供者は物品・サービス提供対象の全ての州で GST に登録する必要がある。ただし、一部の特別な分類の州の基準額は 100 万ルピーとなる。そのほか、次のケースでは基準額が適用されず、物品・サービスの提供者は売上高に関わらず、当該年度内に登録をする必要がある。

- ・ 課税対象となる州間の資産の譲渡及びサービス提供に従事している者
- ・ 臨時的に事業として、時折資産の譲渡及びサービス提供を行う課税対象者
- ・ リバースチャージ制度¹⁵に基づき納税義務がある者
- ・ 電子商取引運営者経由で、資産の譲渡及びサービス提供を行っている個人・法人

¹⁵ 物品・サービス提供の受領者が、提供者への GST の支払いではなく、自ら GST 当局へ納付する方式を指す。

- ・ 課税対象の資産の譲渡及びサービス提供を行っている非居住者である課税対象者
- ・ インプット・サービス・ディストリビューター (ISD) ¹⁶
- ・ インドに居住する GST 未登録者である個人・法人に対して、インド国外からオンライン情報及びデータベースのアクセス・検索サービスを提供している個人・法人
- ・ GST に基づき税金を源泉徴収する義務がある者
- ・ 他人に代わって、代理人などとして課税対象の供給を行う者
- ・ TCS (源泉徴収) を行う義務がある電子商取引事業者
- ・ インド国外からインド国内の者に対してオンラインマネーゲームを提供する者

なお、事業での使用を目的に物品・サービスの提供を受ける GST 登録者は、GST 法に基づき、当該仕入品・サービスに支払われた税額分について、課税売上に係る税額との相殺という形で税額控除を受けることが可能である。

7. 関税

関税は輸入品または輸出品に対して、中央政府により課税される。税額の計算にあたっては、輸入品または輸出品の取引価格が基となる。基本的には取引価格の評価方法は WTO の評価方法と一致しているが、中央政府は独自の評価方法を公表している。評価額は、FOB 価格＋輸入地までの輸送費＋保険料＋輸入品目に関する荷揚げ費用・手数料で計算される。なお、関連者からの輸入については、特別評価局 (Special Valuation Branch) によって輸入額の査定が行われる。

GST の導入により、インドの関税は、基本関税、社会福祉課徴金、農業インフラ・開発目的税、IGST、GST 補償税で構成されることとなった。

図表 12-6 関税の構成要素

種別	税率
基本関税	原則 0～10%
社会福祉課徴金	基本関税に対し 10%
農業インフラ・開発目的税	特定の商品に対して、0～100%
IGST	輸入品目によって 0～28%
GST 補償税	特別な嗜好品に対して、物品ごとの既定の税率

(出所) JETRO ウェブサイト「税制」を参考に作成

¹⁶ 物品・サービス提供を行う事務所で、Distinct Persons (同一法人が同一州内また別州内で 2 つ以上の GST 登録をしている者) に代わってまたは Distinct Persons のために、サービス提供の請求書 (リバースチャージ方式で納税する請求書を含む) を受領し、CGST 法第 20 条に基づいてその仮払 GST (Input GST) を配賦する必要がある者を指す。

ひとくちメモ 6：日系企業の税務に関する悩みはやや改善

進出日本企業には、関税や移転価格税制など、税務問題への対応に悩みを抱えている企業も多い。税務監査は、対応を誤ると事後的に多額のペナルティが発生する懸念もあり、インドの日系企業の事業活動の経営課題の一つと言えるだろう。以下は、各企業に聞いたインドの税務問題の事例である。

インド法人 Northern Operated System (NOS) で勤務する、海外グループ会社からの出向者への給与支払いに関し、これがサービスの輸入として見なされ、企業がサービス税を支払わなければならないとの判断がなされた。(2022 年 5 月の最高裁判例) NOS 判決以降、特に海外グループ会社が自社のインド法人へ従業員を出向させる事案について、税務当局が課税対象性の有無を検討する調査を開始している。企業はまず自社事案の実態を精査し、NOS 判決と事実関係が異なる場合には、当局の主張に対して争う余地がある。

税務当局の権限が強い。調査官との交渉余地はなく、書面やメールによる一方的な通知が多い。翌日から当該ルールが適用される場合もあるなど、突発的な対応を求められる。

税務に関しては様々な制度上の課題はあるものの、近年は若干の改善の動きも認められるようである。モディ政権は、税務訴訟の早期解決を政府の一つの目標としており、現地日系企業のコメントによると、CITA (Commissioner of Income Tax Appeals) など、税務裁判所が機能することで、長期にわたる係争も以前よりは少なくなっているようである。移転価格税制については、2012 年に事前確認制度 (Advance Pricing Agreement : APA) が導入されており、日系企業の中にも既に活用している企業や申請準備中の企業も多い。APA については、申請手続に多少手間がかかるが、それでも事後的な訴訟リスクを考えると、申請のメリットは大きいとのこと。実務面では、税務については日本人ではなく、経験豊富な現地ローカル人材に一任している企業が多く、また、各種の申請などの専門的知識が必要な業務については、専門の税理士やコンサルタントに外部委託している企業が多かった。現地の人材は税務当局の担当者とパイプを持っている場合もあり、それがポジティブに働くこともあるようである。また、インド現地法人で働く日本人など、インド法人に直接雇用され給与が発生している場合は、原則 GST の課税はされないが、税務調査や訴訟リスクを避けるためにあえて GST を支払うという対応を取ることもあるようである。なお、GST 法に明文規定はないが、納税者側の課税に納得できない場合でも、当局の求めに応じて一旦納税し、その際に「under protest (異議あり)」と明記した書面を併せて提出することで、後に課税の正当性を争い勝訴した場合には、under protest を表明した後に支払った税金が還付されるケースもある。

今後も税務問題への取組みが日系企業にとっての重要課題である点に変わりはないものの、APA などの制度活用や柔軟な人材活用により、税務リスクを管理し、課題を克服していくことが日系企業に求められている。

第13章 用地取得

一般に、外国企業がインドで土地を取得するのは難しいと言われる。その要因としては、主に土地登記制度と土地収用手続の問題がある。日本同様、インドにも土地の権利を管理する制度が存在するが、それは土地所有権ではなく、過去の権利関係の変遷にかかる土地取引関連書類を登記するシステムであり、州法に応じた制度の相違やローカル言語で作成される書類もある。また、州や地域によってはその整備状況が不十分で、例えば登記情報が電子化されていない地域では現地に赴いての物理的な権利調査が必要なケースもあるなど、土地の権利関係の確認は容易ではない。また、日本企業がインド国内に拠点を設立した場合、事業目的で土地を所有・賃借することは認められているが、土地の値上がりなどを見据えた投資目的の不動産取得（不動産業）は認められていない点にも留意が必要である。

政府による土地収用においても、収用要件である公的目的（Public Purpose）の該当性や、収用補償金を巡る地域住民との紛争が少なくない。工業用水・排水の設備、電気の供給手段についても、事前に入手した情報と実態が異なることが多く、現地での確認が必須である。

日系企業が独資¹⁷で進出する場合には、自前での土地の取得を検討する可能性があるが、その場合、①州政府が収用した土地を取得する方法（具体的には州工業団地への入居）、②産業回廊開発公社（NICDC）から土地を取得する方法（具体的には NICDC 工業団地への入居）、及び③民間の土地所有者（デベロッパー）から土地を取得する方法（民間の工業団地への入居）のいずれかが一般的である。多くの日系企業は、州政府が整備した工業団地に入居することで大きなトラブルを事前に回避しようとしているが、それでも停電や地元住民からの苦情などは頻発しているため、信頼できる州政府担当者やデベロッパーとの関係を構築・維持することが必須である。

なお、2014 年 1 月 1 日付で、旧土地収用法（Land Acquisition Act, 1894）を改正する新土地収用法（Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013）が施行され、収用目的に応じた手続詳細が定められ手続きの透明性が向上した。また、被収用者らに対する補償の拡充などにより権利保護が図られている。さらに、NICDC 工業団地への入居が増えたことにより土地収用問題のほとんどが解決されている。

1. 州工業団地への入居

法令に基づく政府の土地収用がなされた土地の場合には、基本的に収用された土地の所有権が州政府に帰属することが明確となる。しかし、州開発公社との契約において、「収用対象となった土地所有者から州政府に対し追加の補償金請求などがなされた場合には（州開発公社からの）買主が当該追加金額を最終的に負担する」、「買主は州政府に代わりあるいは協力して補償金請求に対応する」などの条項が、州との契約書フォームに含まれていることが多い。また、實際上、州開発公社との間で条件変更の交渉余地は乏しい。また、州政府が土地所有権に関する表明保証や補償に合意することはまずないため、その結果として、買主は州政府や元土地所有者からの金銭

¹⁷ 土地の取得が難しいインドでは、インド側パートナーの有する土地に進出すべく合弁形態がとられることも多い。

請求を受けるリスクを負担させられることがある。

州政府が開発した工業団地は、以前はほぼ原野のまま譲渡され、インフラ整備は原則入居者に任されていたが、最近では中央政府主導の産業回廊プロジェクトや、一部の州で電力や水道、道路などの基本インフラを整備した上で譲渡する事例が増えている。それでも、団地事に整備状況には大きな差があり、追加のインフラ整備や煩雑な各種許認可の手続きもあるため、実際、工業団地を購入・賃借してから操業までには時間がかかることにも留意しなければならない。物流インフラが劣るインドでは、工業団地の選定にあたって、道路インフラ（渋滞を勘案した販売・調達先へのアクセス、輸出入に利用する港湾や空港へのアクセス）、港湾のキャパシティ、州ごとに異なる電力・水道などユーティリティ事情も含めた判断が必要である。一方で、日系企業が開発主体である、または日系専用工業団地など日系企業を誘致する目的で特別に造成された工業団地については、これらの問題について一定程度改善されている場合もある。

2. NICDC 工業団地への入居

産業回廊開発公社（National Industrial Corridor Development Corporation : NICDC）は、商業省の強力なイニシアチブのもと、インド全土にわたる産業回廊計画に取り組んでいる。産業回廊開発計画は、スマートシティとして新しい産業都市を開発しインフラセクターで次世代技術を結集することを目的とした、野心的な未来型産業都市開発計画であり、様々な産業回廊プロジェクトが開発されている。例えば、デリー・ムンバイ間の基幹インフラ整備計画であるデリー・ムンバイ間産業大動脈（Delhi Mumbai Industrial Corridor : DMIC）構想においては、沿線に 8 件の工業団地プロジェクトが進められており、グジャラート州のドレラ特別投資地域、マハーラーシュトラ州のシェンドラ・ビドキン工業地区、グレート・ノイダの統合工業地区、マディヤ・プラデーシュ州の統合工業地区の 4 地域では主要インフラが完成している。このような、産業回廊計画は、州レベルではなく中央政府自らが予算と開発コンサルを供与することにより、世界レベルの工業団地を確立し、各州政府や民間事業者に対して質の高いモデルケースを示すという取り組みである。そのため、州政府による工業団地で見られるような問題（電力・水道などのユーティリティ事情）に直面することは、ほとんどない。

3. 民間保有の土地の取得

近時、インドでは、日系企業の参画を含む民間デベロッパーにより造成、運営される工業団地も増えてきている。

前述の土地登記制度上の要因もあり、民間保有の土地を取得する場合、インドでは特に、売主の所有権（売主への前者からの所有権移転など）をより慎重に確認（Due Diligence）する必要がある。民間デベロッパーとの間では、基本的には、補償問題を含め土地所有権に瑕疵のないことなどについての表明保証、補償条項の交渉を行うことが可能である。実務上は、過去 30 年程度の土地取引関連書類で所有権の変遷をたどり、所有権の確認を行うことが多い。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

経済発展に伴い、同国の模倣活動は、特定の地域に限定されたものではなく、全国に分散的に広がってきている。インドに進出している日本のメーカーによると、自社や競合する外国メーカーの製品の模倣品が流通していることが少なくなく、場合によってはオリジナル製品よりも模倣品の方が売れているという。現在、模倣品の多くは主に中国からの流入品であり、ネパールやバングラデシュを経由して入ってきており、近年、中東（ドバイ）からの流入も増えている。また、JETRO の調査¹⁸によると、インド全体のうち 20%ほどの模倣品はインドで作られていると推定される。今後、地場企業の資金力が高まり技術水準が向上するにつれ、同国製の模倣品が更に広がる恐れもある。

インドの知財関連法は TRIPS 協定¹⁹に準拠して定められているが、法執行面、特に特許権侵害や刑事での商標・著作権侵害摘発においては、課題が残っている。米国通商代表部（United States Trade Representative : USTR）は毎年「スペシャル 301 条報告書」を公表しており、この中で、米国通商法 182 条に基づき、知的保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定している。警戒レベルとして「優先監視国（Priority Watch List）」と「監視国（Watch List）」の 2 段階に分かれている。例えば、2025 年 4 月に更新された「2025 年版スペシャル 301 条報告書」において、インドは引き続き「優先監視国」リストに含まれ、知財の更なる保護強化が求められており、中国やロシア、インドネシアと同じリストに分類されている。一方で、商標・著作権・意匠に関する民事訴訟を取り扱う裁判所は整備されてきている。

また、知的財産の種類別に出願件数を見てみると、特許、商標、意匠いずれも増加傾向にある。特許出願件数は 2020 年には約 5 万 6,000 件であったところ、2023 年には 6 万 4,480 件となった。商標出願件数に関しては、中小企業からの出願も増えており、2020 年の約 41 万件から 2023 年には約 52 万件に増加している。意匠登録の出願件数に関しても、2020 年は約 1 万 2,800 件であったのに対し、2023 年は 2 万 8,479 件と 2 倍以上に増加している。

デリー高裁、ムンバイ高裁には毎年 600～1,000 件ほどの知的財産権訴訟が提訴されており、2023 年にはデリー高裁へ 758 件、ムンバイ高裁へ 245 件が提訴された。訴訟のうち商標権関連が 6 割、著作権関連が 3 割程度となっている。原告の国籍はインドが約 8 割、欧米が約 2 割となっており、特許権訴訟のうち欧米が約半分を占めている。商標権、著作権、特許権、意匠権いずれにおいてもアジア国籍の原告の割合は 1～2%のみである。

¹⁸ （出所）JETRO ニューデリー事務所「インド・バングラデシュ 模倣品サプライチェーン調査（2024 年 3 月）」

¹⁹ TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）は、WTO のもとで発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」である。加盟国は、同協定を通じ知的財産権保護に関する最低基準（ミニマムスタンダード）の遵守を義務づけられている。

2. 技術援助に係る関連法令

日本企業が自社の技術についてインド企業に対し技術援助を行う契約を締結する際、関連する法令の概要及び留意点は以下のとおりである。

(1) 特許法

特許法は、2005 年に TRIPS 協定上の義務を履行するため大幅に改正され、現在では、一般的に TRIPS 協定の規定に完全に則っている。

特許権とは、発明を保護するために付与される権利を指し、発明とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを指す。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するもので、新規性、進歩性を有し、工業的に応用可能な場合において特許が許諾される。特許に対する権利は申請者に帰属し、出願日を起算点として 20 年間保護される。

なお、2024 年 3 月に 2024 年改正特許規則が施行され、出願の審査請求期限が 48 か月から 31 か月に短縮されたほか、実施報告書の提出頻度が 1 会計年度ごとから 3 会計年度ごとへ変更となるなどの改正が行われた。この改正により、今後更にインドでの特許出願件数の増加が見込まれる。

日系企業のインドにおける特許出願はこれまであまり進んでいないが、その背景として、インドにおける研究開発（R&D）活動や設計業務、ハードウェアとソフトウェアの融合といった技術活動を行ってこなかった企業が多いことが挙げられる。しかしながら、近年はインドで研究開発などを行う日系企業が増加しており、今後は日本企業による特許出願の件数も増えることが予想される。

(2) 著作権法

著作権法は、著作者の著作権とその原作品を、他人による違法な使用から保護することを目的とする。保護の対象は、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容である。著作権は、著作物によるものの、おおむね著作者の存命中及び著作者の死後 60 年間存続する。なお、著作権は、著作物を登録しなくても保護される唯一の知財である。

(3) 商標権

商標とは、ある者の商品またはサービスを識別することができる標章である。標章は、単語、文字、数字、図形、記号、形状や色彩などから構成される。商標権により、その標章の所有者に対して専用使用権が付与される。商標の出願は、商標登録局（Registrar of Trade Marks）で行い、異なる種類の商品またはサービスに対する商標の登録を、一つの出願で行うことも可能である。また、登録商標権の存続期間は 10 年間であるが、申請により 10 年ごとの更新が認められている。2017 年には商標登録規則が改正され、登録手続が簡素化された。

(4) 意匠権

物品の形状、模様、色彩の組み合わせ、またはその材質によって、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらが産業上利用可能で新しい場合に工業意匠として登録されうる。登録意匠権の存続期間は、登録日から 10 年間である。ただし、期間満了前に、意匠庁長官（Controller General of Designs）に申請することで、5 年間延長することができる。

(5) 技術援助契約にあたっての一般的な留意点

技術援助と一口に言っても、その内容はケースバイケースであるが、一般的な法的な留意点として以下のような項目が挙げられる。

まず、援助対象となる「技術」、ライセンス対象となる「知的財産」、援助に伴い提供されるであろう「技術サポート」の範囲を、契約上可能な限り明確にして定義を置くことが重要である。

また、契約の相手方に何をどの範囲で認めるのかについて、期間、地理的範囲、権利の範囲、独占的な権利とするか否かなどの契約条件は明確に規定しておくべきである。

秘密保持義務については契約の相手方だけでなく、相手方の従業員その他秘密情報にアクセスできる者に対しても課しておくことができるよう手当しておく必要がある。

契約解除事由についても具体的に規定しておくことが望ましく、また解除を含め契約が終了した場合の情報の破棄や返還義務も明示的に規定しておくべきである。

以上のような契約上の手当のほかにも、技術援助契約の交渉において一定の秘密情報を開示することもあるため、契約の前段階で相手方に秘密保持義務を負わせるよう、秘密保持誓約書の提出を求める、自社でできる範囲で登録出願をするなど、知的財産の権利化を進めておくことも検討すべきである。

慎重を期するのであれば、秘密保持義務を相手方に負わせる前提として、相手方の情報セキュリティ体制について相手方の協力によりデューデリジェンスを行うことも考えられる。なお、インドには日本の不正競争防止法のように、営業秘密の漏洩に対して刑事罰をもって禁じる明確な法制がない点には留意されたい。

3. 個人情報保護法に関する動向

EU が一般データ保護規則（GDPR）によって個人データ保護を強化したことを受け、データ脆弱性対策の実施や、ユーザープライバシーの侵害防止を求める声が世界中に広がっており、インドも例外ではなく、この領域における取組みを行っている。

インドにおいては、2019 年 12 月 11 日に国会に個人情報保護法案（the Personal Data Protection Bill）が提出されたが、数年にわたる議論の末、2022 年 8 月 3 日に白紙に戻された。その後、2022 年 11 月 18 日に 2019 年当時の法案より大幅に簡素化された新法案が発表され、最終的に 2023 年 8 月 11 日に 2023 年デジタル個人データ保護法として成立した（DPDP 法）。しかしながら、成立から 2 年経った現在も具体的な施行日は未定となっており、動向を注視する必要がある。なお、この法律はその名の通り、デジタル形式の個人情報及び非デジタル形式で取得されたものの後にデジタ

ル化された個人情報のみを対象としている点にも留意が必要である。

本法においては、デジタル個人データの処理²⁰に関して、合法的な目的でありデータ主体（個人データを提供した当該個人）が同意した場合または DPDP 法に規定される特定の正当な使用の場合のみ可能とされている。同意を根拠とする場合は、個人データを取得・使用する前に、データ主体に対し個別に通知し同意を得る必要がある。また、本法施行前に取得された個人データについても、可及的速やかに同様の通知を行う必要があるとされている。

上記の通り、個人情報を取り扱う企業にとっての懸念事項である通知や同意取得に関しては、GDPR と類似する義務が課されているといえる。企業が従業員データを取り扱うためにデータ主体である従業員から明示的な同意を取得するにあたっては、雇用契約に反映させるのが実務上現実的な手段の一つであるため、雇用契約書の見直しを行う日系企業も増えている。なお、インドの従業員のデータを他国に送付するにあたって、同じく同意が必要な点には留意が必要である。

また、データ受託者である企業が負う義務・責任として、セキュリティ措置の導入、個人データ漏えい時の個人情報保護委員会・データ主体に対する通知、データ主体が同意を撤回した時点、または特定された目的がもはや果たされていないと見なされる時点のいずれかにおける個人データの消去などが定められている。なお、データ漏えい時の報告に関しては、以下に記載する IT 法ではインシデント発覚後 6 時間以内に当局へ報告することと定められており、当該規定は現在も有効であるため 6 時間報告義務も併存する形となる。個人情報漏えいを防止するためのセキュリティ措置義務の遵守違反では最大 25 億ルピー、個人情報漏えい時のデータ主体への通知義務の遵守違反では最大 20 億ルピーの制裁金が科せられるため、法令遵守を徹底する必要がある。

そのほか、データの越境移転に関しては、現時点ではデータ主体の同意があれば可能であるが、法令では中央政府が通達によって個人情報のインド国外への移転を制限することができるとされているため、政府からの通達を注視する必要がある。また、IT 法によるデータ移転後 180 日間の国内保管義務は廃止されていないため、当該義務も併存することとなる。

デジタル個人データ保護法のほか、個人情報保護に関する法律として 2000 年に制定された情報技術法（Information Technology Act）（IT 法）も有効であるが、IT 法は個人情報保護に特化しておらずインドの情報技術産業全般に関する法律となっている。なお、デジタル個人データ保護法の成立により、IT 法でこれまで定められていたセンシティブな個人情報を扱う際の手続きや補償に関する規定は廃止となっている。サイバーセキュリティに関する規定などは引き続き有効である。

²⁰ 収集、記録、整理、構造化、保管、適応、検索、使用、整列または結合、インデックス作成、共有、送信、普及、開示、制限、消去または破棄などの操作を指す。

第15章 環境規制

インドの環境関連法の制定は、アジア新興国諸国の中では比較的進んでいる。1986年に環境保護法が制定され、環境規制に対する体系的な方針が示されたことを受けて、各種法令が制定または整備された。近時は、電気自動車、廃棄物のリサイクルやクリーン・エネルギーなどへの関心も高まりつつあり、様々な視点から環境負荷を抑えるための取組みが展開されている。また、環境問題に対する市民の関心も高まっており、環境問題に関する公益訴訟も増えている。

1. 環境保護

1986年に制定された環境保護法は、環境保護に関する中央政府と州政府の基本的な役割分担や権限などを規定し、各種個別の環境保護法令の根拠法令となるものである。同法に関する主要な法規則は図表 15-1 のとおりである。

図表 15-1 環境保護に関する主要な法規則

法規則名	概要
環境保護法	1986年制定。環境保護に関する基本法で、環境汚染の防止・管理及び削減のための中央政府、州の権限などを規定
環境保護規則	1986年制定。環境保護法に基づいて制定される。工場等設置の条件や工場等から排出される汚染物質の排出基準を規定
森林法	1980年制定。森林保護に関する法律

（出所）各種ウェブサイト情報を参考に作成

2. 大気汚染防止

大気汚染に関する主要法令である大気汚染防止法は、州汚染管理委員会（State Pollution Control Boards : SPCB）と中央汚染管理委員会（Central Pollution Control Board : CPCB）による大気汚染の排出基準の策定権限などを規定する。工場などの建設に先立ち、同法に基づく SPCB または CPCB の建設許可及び操業許可を取得する必要がある。近年は、自動車の排ガス基準も強化されている。大気汚染防止に関する主要な法規則は図表 15-2 のとおりである。

図表 15-2 大気汚染防止に関する主要な法規則

法規則名	概要
大気汚染防止法	1981年制定。大気汚染の防止、管理及び削減の促進を目的とした法律。インド中央汚染管理委員会（CPCB）及び州汚染管理委員会（SPCB）の権限を規定。例えば、州汚染管理委員会には汚染管理地域を指定し、その地域における工業活動を制限する権限が付与されている
大気汚染防止規則	1982年制定

（出所）各種ウェブサイト情報を参考に作成

3. 水質汚濁防止

水質汚染防止及び管理法は、水質汚濁を防止し管理するため、許可制度及び同意手続について定めたものであり、規制対象となる事業者は定期的な水消費量の届出と納税が義務付けられている。また、SPCB が定める有毒物、有害物または汚染物を、水路（地下水を含む）、河川、井戸、下水道、海、潮汐水、土地にて処分することが禁じられている。水質汚濁防止に関する主要な法規則は図表 15-3 のとおりである。

図表 15-3 水質汚濁防止に関する主要法規則

法規則名	概要
水質汚染防止及び管理法	1974年制定。水質汚染の防止や制限及び水質の向上を目的とした法律であり、水質及び排水に関して基準を規定。水質汚濁防止規制のための中央及び州の汚染管理委員会の権限や機能を定める他、河川を排水路として使用する場合は取り決め及び排水口の設置等についても規定する
水質汚染防止及び管理規則	1975年制定。インド中央汚染管理委員会（CPCB）の機能を詳細に規定。インド中央汚染管理委員会（CPCB）が所有する分析機関で水質分析を行う場合等についても規定する

（出所）各種ウェブサイト情報を参考に作成

4. 廃棄物処理

インドにおける廃棄物は、都市廃棄物、有害廃棄物及び生物・医療廃棄物に分類される。近年、事業者にもリサイクルシステムの構築や各関係者の責任を明記した個別の法整備が進められている。廃棄物処理に関する主要な法規則は、図表 15-4 のとおりである。

図表 15-4 廃棄物処理に関する主要法規則

法規則名	概要
有害廃棄物管理処理規則 (Hazardous and Other Wastes (Management and Transboundary Movement) Rules, 2016)	2016 年制定。個別法令で規制される排水、排ガス、放射線廃棄物などを除く廃棄物全般に関する管理及び処理に関する規則。2022 年改正により、廃棄物の再利用・処理方法が明確化。
生物・医療廃棄物管理処理規則 (Bio-Medical Waste Management Rules, 2016)	2016 年制定。医療診断、治療、疫学研究、バイオ製品の生産と実験などの過程で排出される廃棄物の運搬、収集、貯蔵、処理などの管理について規定。
固形廃棄物管理規則 (Solid Waste Management Rules, 2016)	2016 年制定。一般の家庭、事業者などから排出される固形廃棄物の保管・分別・処理などの管理について規定。廃棄物排出者、地方自治体、中央・州政府の義務や役割についても明記。
電池管理処理規則 (Battery Waste Management Rules, 2022)	2022 年制定。鉛蓄電池の制作、処理、販売、購入、使用などを行う生産者、輸入業者、リサイクル業者などの責任を明記。2025 年の改定により、バッテリー製造・輸入・販売事業者は製品・包装へ拡張生産者責任 (Extended Producer Responsibilities : EPR) 登録番号を QR コードまたはバーコードとして印字する義務が追加。
廃電気・電子機器管理取扱規則 (E-Waste (Management) Rules, 2022)	2022 年制定。廃電気・電子機器のリサイクル、処理に関して、メーカー、リサイクル施設など各主体の責務、リサイクル施設などへの許可取得のプロセス、保管方法、規則の対象となる品目、製品中への有害物質の使用抑制などを規定。
プラスチック廃棄物管理改正規則 (Plastic Waste Management Rules, 2016)	2016 年制定。プラスチック廃棄物の削減及びリサイクルの推進を目的とし、プラスチックの原料や規格などが定められているほか、プラスチックの生産・製造・輸入者が拡大生産者責任 (EPR) を果たすための義務を規定。また、プラスチック廃棄物排出者について、廃棄物の分別や、地方自治体や登録された廃棄物収集者、リサイクル業者、廃棄物回収業者などへの引き渡し、地方自治体の定める料金の支払いなどについても規定。
汚染サイト管理規則 (Environment Protection (Management of Contaminated Sites) Rules, 2025)	2025 年施行。土壌や土地が有害物質により汚染された地域の特定、評価、浄化、再利用に関する手続きを規定。対象外となる廃棄物や他法令との関係も明記され、環境リスクの低減と公衆衛生の保護を目的とする。

(出所) 各種ウェブサイト情報を参考に作成

なお、インド政府は「クリーン・インド（Swachh Bharat）ミッション」計画を 2014 年から 2019 年まで実施した。この計画は農村部における屋外排泄の根絶（Open Defecation Free : ODF）を目指し、トイレの普及などによるインド全国における衛生環境の改善を行ったものである。活動の結果、1 億以上の個人世帯トイレが建設されたほか、60 万以上の村が ODF を宣言するなど大きな成果を残した。この計画の第 2 期が 2021 年に発表され、ODF の維持のほか、固形廃棄物、液体廃棄物管理に力を入れ、インド全土でごみの無い都市を目指すことが掲げられている。廃棄物発電などの廃棄物処理施設の設置も推進されており、2022 年時点で稼働している廃棄物発電プラントは 249 か所あり、日系企業によるプラントもいくつか存在する。インドの廃棄物発電市場の規模は、2023 年時点で約 10 億 9 千万ドルと推定されており、2029 年まで年間 2.56%以上の成長率を維持すると予想されている。

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

貿易政策や貿易管理制度は、商工省商務局・外国貿易部（Directorate General of Foreign Trade : DGFT）が管轄する。根拠法は「1992 年外国貿易（開発・規制）法」（The Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992）で、実務的な規則は同法に基づいて DGFT が発表する「外国貿易政策（Foreign Trade Policy : FTP）」とその手続きガイドブック（Handbook of Procedures）であり、これらにおいて輸出入政策を包括的にカバーする外国貿易政策を発表している。

インド商工省は従来、原則 5 年ごとに FTP を策定してきた。しかしながら、2023 年 4 月 1 日から発効している最新の FTP は、期限を定めず、必要な際に見直すこととなっている。最新の FTP は、(1) 補助金から免税への移行、(2) 輸出促進のための関係者連携、(3) ビジネス環境の改善（取引コストの軽減、手続きの電子化促進）、(4) 成長分野（E コマース輸出拠点）の開発と輸出管理制度の合理化の 4 点を軸にしている。特に (3) ビジネス環境の改善の観点では、特定輸出許可手続に必要な日数の短縮（最大 1 か月から最短 1 日）、輸出促進スキーム手数料の一部引き下げ、原産地証明書発行の電子化などが盛り込まれている。

(1) 輸入品目規制

インドの輸入品目は①輸入自由品目、②輸入制限品目、③輸入禁止品目、④輸入業者指定品目から構成される（図表 16-1）。工業製品を含め、ほとんどの品目が輸入自由品目に該当する。なお、上記の分類に限らず、一部の特定品目については輸入港が限定されている。

また、インド国内の法規制には特定国からの輸入禁止・制限措置などは設けられていないが、イラクからの武器輸入、ソマリアからの木炭輸入などについては国連決議に基づいて制限されている。さらに一部品目についてはイラク、イラン、北朝鮮や特定団体などとの貿易が制限または禁止されている。

図表 16-1 輸出入品目規制

品目区分	内容
輸出入自由品目 (Free)	自由に輸入できる品目
輸出入制限品目 (Restricted)	輸入に際し、ライセンス、輸入許可、もしくは各種証明書の取得が必要な品目。一部の農産品、鶏肉関連製品、中古品などが含まれる。輸入に際しては、DGFT への申請が必要
輸出入禁止品目 (Prohibited)	輸入が禁止されている品目。動物や一部の農産品、武器、牛肉関連品などが含まれる
輸出入業者指定品目 (Canalized)	国有企業など指定された業者 (State Trading Enterprises : STE) にのみ輸入が許可されている品目。原油、石油、一部の穀物等が含まれる

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出品目規制

インドの輸出品目は、輸入品目とともに示した図表 16-1 の通りである。

輸出品目と同様、特定国への輸出禁止・制限措置などは設けていないものの、イラクへの武器輸出などについては国連決議に基づき制限されている。また、一部品目については、イラク、イラン、北朝鮮及び特定団体などとの貿易が制限または禁止されている。

(3) 輸出入関連法・規制

輸出入業者は「輸出入業者コード」(Importer-Exporter Code : IEC) の取得を義務づけられており、IEC は DGFT にオンラインで申請可能である。ライセンス品目の輸入、輸出促進のための免税スキームの適用には、通関前に必要書類を通関に提出する必要がある。

また、外国貿易政策で定められている各種免税スキームなどを活用するには、所属する業界を管轄する輸出促進協議会 (Export Promotion Council : EPC) が発行する「登録証兼会員証」(Registration cum Membership Certificate : RCMC) を所有していなければならない。

2. 関税制度

財務省の中央関税局 (Central Board of Indirect Taxes & Customs) が関税及び関連制度を所管している。根拠法は、「1962 年関税法」(Custom Tariff Act, 1962)、「1975 年関税率法」(Custom Tariff Act, 1975) 及び「2017 年物品・サービス (州への税収補償) 税法」(Goods and Services Tax (Compensation to States) Act, 2017) である。

(1) 関税制度

インドの関税制度は、物品・サービス税（GST）導入に伴い、基本関税、社会福祉課徴金、統合物品・サービス税（IGST）、GST 補償税から構成されている（図表 16-2）。なお、GST の対象外となる原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール（特定物品に指定）には、旧法下の付加価値税、中央販売税、相殺関税、追加関税、特別追加関税が課税される。関税分類は 1998 年よりおおむね HS 分類に準拠している。

図表 16-2 関税体系の概要

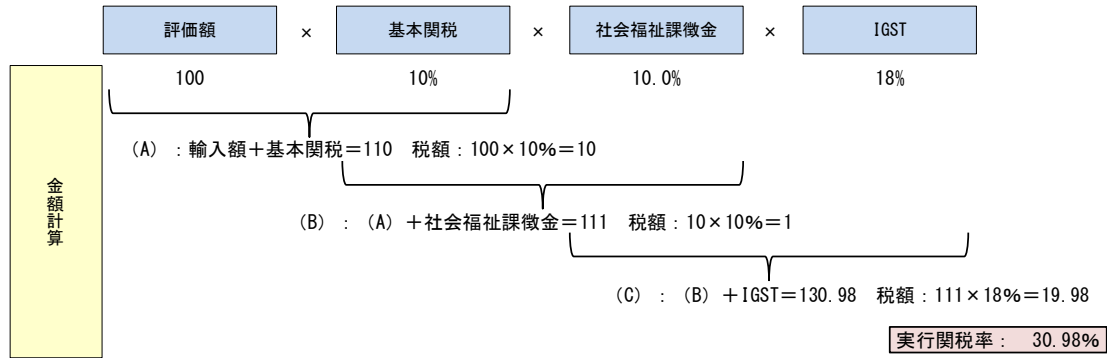
関税名	概要
基本関税 (Basic Custom Duty)	原則、0-10%の税率。但し、一定の例外品目にはこの範囲を超える高関税が課せられる品目もある。評価額の計算は以下のとおり： 基本関税額＝基本関税率×評価額（Assessable Value） 評価額＝FOB 価格＋輸送費＋保険料＋荷揚げ費用 輸送費（実額を算出できない場合）＝FOB 価格×20% 保険料（実額を算出できない場合）＝FOB 価格×1.125% 荷揚げ費用（実額を算出できない場合）＝（FOB 価格＋輸送費＋保険料）×1%
社会福祉課徴金 (Social Welfare Surcharge)	基本関税に 10%（特定の物品に対しては 3%）。ただし、関税総額がゼロの場合、免税品でなくても社会福祉割増金は課されないことが明確化されている。
統合物品・サービス税 (Integrated Goods and Services Tax : IGST)	2017 年 IGST 法第 5 条に基づく。税率は輸入品目により 0-28%（最高税率は 40%）。 2017 年 6 月 28 日付通知 No. 2/2017-Integrated Tax(Rate)において、豆類、野菜、食肉、手織物、新聞、書籍など IGST 免税対象物品を規定。
物品・サービス（GST）補償税 (GST Compensation Cess)	タバコ、炭酸水、高級車等特別な嗜好品などに対して、2017 年 GST 補償税法第 8 条に基づき課税。GST 対象外の原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては、引き続き旧法の相殺関税、追加関税・特別追加関税が課される。GST 補償税が適用となる物品の利用許諾権または所有権などの譲渡の一定のサービスに対しては、GST 補償税が適用される。

（出所）JETRO より作成

(2) 関税算出方法

評価額（CIF 価格＋陸揚費用）が 100、基本関税率 10.0%、社会福祉課徴金 10.0%、IGST18%の品目の場合、関税算出方法は図表 16-3 のとおりで、実行関税率は 30.98%となる。州への税収補償のための物品・サービス（GST）補償税が課される品目については、同税の税率が 10%の場合、（輸入額 100＋基本関税 10＋社会福祉課徴金 1）×10%＝11.1 を加算し（130.98＋11.1＝142.08）、実行関税率は 42.08%となる。社会福祉課徴金は控除できない。輸入時に課される IGST に係る仕入れ税額控除は、GST 課税売上に係る税額と相殺可能である。また、輸入時に課せられる GST 補償税に係る仕入れ額控除は、GST 補償税の租税債務とのみ相殺可能である。

図表 16-3 関税算出例



(出所) JETRO をもとに作成

(3) 主な関税減免スキーム

インドの外国貿易政策は、輸出振興のため、輸出目的に生産される部材に対して複数の関税減免スキームを定めている（図表 16-4）。

図表 16-4 主な関税減免スキーム

スキーム名	概要
事前認可スキーム (Advance Authorization Scheme : AAS)	特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部品の免税輸入を許可するスキーム。免税対象は、追加関税、教育セス、反ダンピング関税、相殺関税、セーフガード関税、移行品目別セーフガード関税である。一部の高額製品を除き、インド国内での最低付加価値基準15%を達成することが条件となる。
免税輸入許可スキーム (Duty Free Import Authorization Scheme : DFIA)	AASと同様、特定の輸出製品の製造にかかる中間財・部材の免税輸入を許可するスキーム。基本関税と社会福祉課徴金が免税可能である。AASが製造業者・輸出業者のみを対象にしているのに対し、DFIAによる免税輸入許可は、製造業者の輸出入業務を代行する貿易業者に対しても発行される。インド国内の最低付加価値基準は20%である。
輸出促進目的資本財輸入スキーム (Export Promotion Capital Goods Scheme : EPCG)	ゼロ関税EPCGスキーム：免除された関税額の6倍の輸出量を6年以内に達成することを条件に、輸出製品にかかる資本財輸入に対するゼロ関税が認められる。当該資本財の輸入は、EPCG許可日から18ヵ月以内に行う必要がある。
	Post Export EPCGスキーム：輸入時に関税が適用されるが、基本関税が譲渡可能なクレジットとして充当可能になる。
関税払い戻しスキーム (Duty Drawback Scheme)	輸出者が、輸出用製品をインドで製造した場合、当該製品の原材料や部品、または生産に用いる機械を輸入した際に支払った、関税の払い戻しを受けることができるスキーム。同スキームを使って関税の払い戻しができる品目は約4,000品目である。
サービス輸出スキーム (Service Exports From India Scheme : SEIS)	一定条件下でサービスの輸出を行う場合に適用される。当該事業者はサービス輸出後に、ネット外貨収入の一定割合をクレジットとして取得でき、基本関税、追加関税の支払に充当可能である。
輸出品に対する関税および課税免除制度 (Remission of Duties and Taxes on Exported Products : RoDTEP)	輸出時に還付されていなかった中央・州・地方税を補填する制度で、2021年1月から全品目に適用。還付は電子台帳にクレジット(e-scrip)として記録され、基本関税の支払いに利用可能であり、譲渡も可能。還付率は品目ごとに0.5~4.3%でFOB価格に基づく。申請は各輸出品目にかかる船荷証券または輸出手形で行う必要がある。なお、この制度による払い戻しは、すでに免除、送金、あるいは支払われている関税や税金については適用されない。

(出所) JETRO より作成

3. 通関手続

インド国内において輸出入を行う場合には、輸出入業者コード (IEC) が必要となる。輸入通関には、①税関申告書、②インボイス (商用)、③パッキングリスト (インボイスと併せることも可能)、④船荷証券 (Bill of Lading : B/L) または航空貨物運送状 (Airway Bill) が必要である。

通関手続については、「ICEGATE」(Indian Customs Electronic Commerce/Electronic Data Interchange (EC/EDI) Gateway) と呼ばれるポータルサイトで電子申告が可能となっている。ただし、インドに進出する日本企業へのヒアリングによると、貨物について係官の検査が必要になるために通関手続の完了に時間がかかり、インボイスやパッキングリストなどの書類は原本が必要との意見もある。なお、輸出による代金回収は船積みから 9 か月以内、輸入による代金支払は船積みから 6

か月以内が原則とされている。

4. 貿易における諸問題

経済産業省の「不公正貿易報告書」(2025 年 1 月)などによると、日本・インド間の貿易においては、主に以下のような問題点が指摘されている。

(1) 高関税率

インドの実行関税率は 30% 近く (図表 16-)、日本企業がインド向けに輸出を行う場合や現地の生産拠点がインド国外から部材を調達する場合、関税費用が価格競争上のネックになっている。また、この税率はインド政府が WTO 協定交渉の場で提示する基本税率 (10%) と乖離している。なお、インドの 2023 年時点の非農産物における譲許品目 (関税上限が設定されている品目) の平均譲許税率 (平均の関税上限) は、36.0% の高水準となっている。また、非譲許品目 (関税上限が設定されていない品目) として乗用車 (125%)、モーターサイクル (100%)、衣類 (20%) などの高関税品目が存在し、繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

最近の動きとしては、中国からの安価な輸入品の急増を抑制する目的で、合金鋼及び非合金鋼のフラット製品 (鋼板) に対し、2025 年 4 月 21 日から 200 日間にわたり 12% のセーフガード (緊急輸入制限) 関税を課することが決定している。また、インド財務省は 2024 年 1 月 22 日、金や銀を使用したフック、ピンなどの貴金属留め具部品、貴金属でできたコイン、貴金属を含む廃触媒や灰などの輸入関税及び目的税を合わせて 15% 程度にまで引き上げると発表した。

(2) エアコンの輸入禁止措置

2020 年、インド政府は、冷媒封入済みのエアコンに関する輸入禁止措置を公布し、経過措置なく即日施行した。インドは、この輸入禁止措置はモントリオール議定書上の同国の義務と整合していると説明している。ただし、モントリオール議定書上のインドの削減・撤廃義務及びインド国内法上のオゾン層破壊物質フロンガス規制の対象外である冷媒を使用するエアコンを対象に含む点で、正当化の要件を満たさないと考えられる。

日本政府はインド政府に関して、上記の国際ルール上の問題について二国間で懸念を表明し、WTO における TRIMs 委員会、物品貿易理事会、市場アクセス委員会にて問題提起を行っている。

なお、2022 年の省エネルギー (改正) 法 (Energy Conservation (Amendment) Act、2022 年 12 月 20 日公布、2023 年 1 月 1 日施行) により、エアコンの最低エネルギー効率基準が厳格化した。業務用エアコン (Light Commercial Air Conditioner : LCAC) については、2023 年 7 月よりラベル表示が義務化され、任意制度から強制制度へ移行している。

(3) ICT 製品に対する関税引き上げ

インド政府は、インド国内における生産を促進するために、インドの WTO 協定譲許表において無税 (0%) を約束している ICT 製品について、2014 年以降、繰り返し関税引き上げを実施し

ている。

図表 16-5 関税引き上げの主な対象品目及び関税率

主な対象品目	インドの HS 番号	関税率
スマートフォン	8517.1211	0%から 20%に引き上げ
フィーチャーフォン	8517.1219	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用基地局	8517.6100	0%から 20%に引き上げ
デジタルマイクロ波通信装置	8517.6290	0%から 20%に引き上げ
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.7010	0%から 10%に引き上げ
スマートフォン用 LCD モジュール	8517.7090	0%から 15%に引き上げ (一部 20%)

(注) いずれもインドの WTO 協定譲許表の税率は 0%。

(出所) 経済産業省の「不公正貿易報告書」(2025 年 6 月) より作成

日本政府は、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品理事会の場において、また現地大使館などから、繰り返し懸念を表明し、事務レベル会合を開催し、関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府による状況の改善は見られない状況にある。

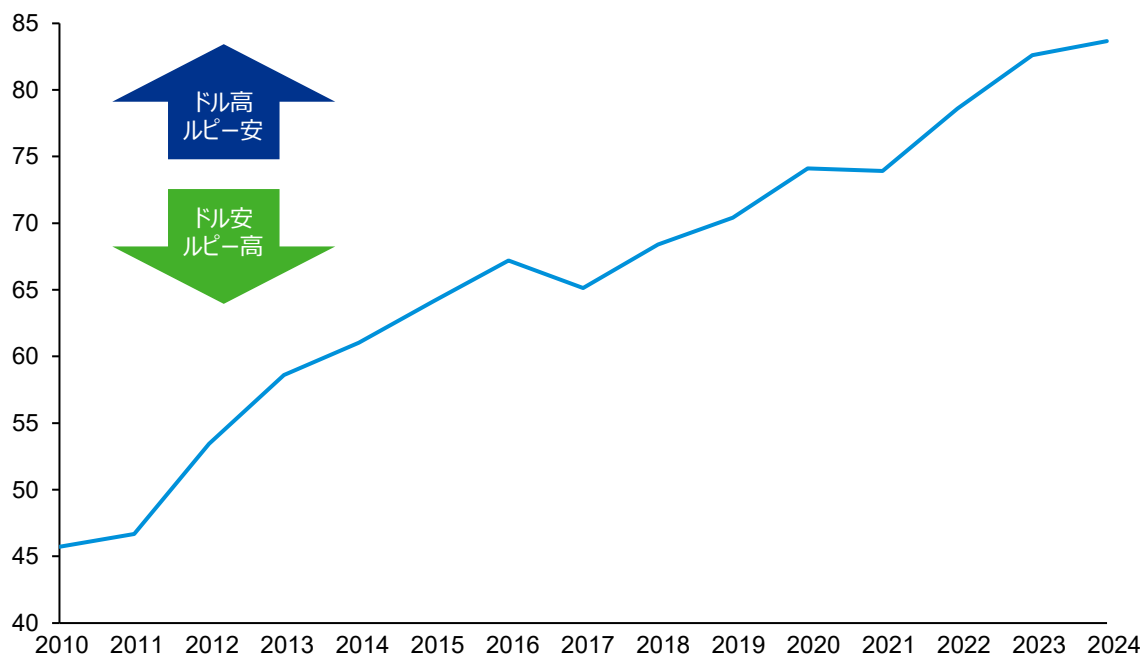
5. 為替相場

1991 年の外貨準備急減に対応した 2 回の通貨切り下げ、1992 年の二重為替相場制の廃止と市場レートへの一本化、1993 年の管理変動相場制への移行など、インド政府は市場メカニズムを前提とした為替変動を徐々に容認してきた。他方、物価安定を優先するインド準備銀行 (RBI) は、必要に応じて為替介入を行っている。

対ドル相場は 2011 年後半以降、一時 2016～2017 年にかけてルピー高傾向になったことがあったものの、ルピー安基調が継続している。また、2020 年から 2021 年にかけて世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け一時的にルピー高の傾向が見られたものの、2022 年以降は安定したルピー安の傾向が続いている。

図表 16-6 為替レートの推移

(INR/USD)

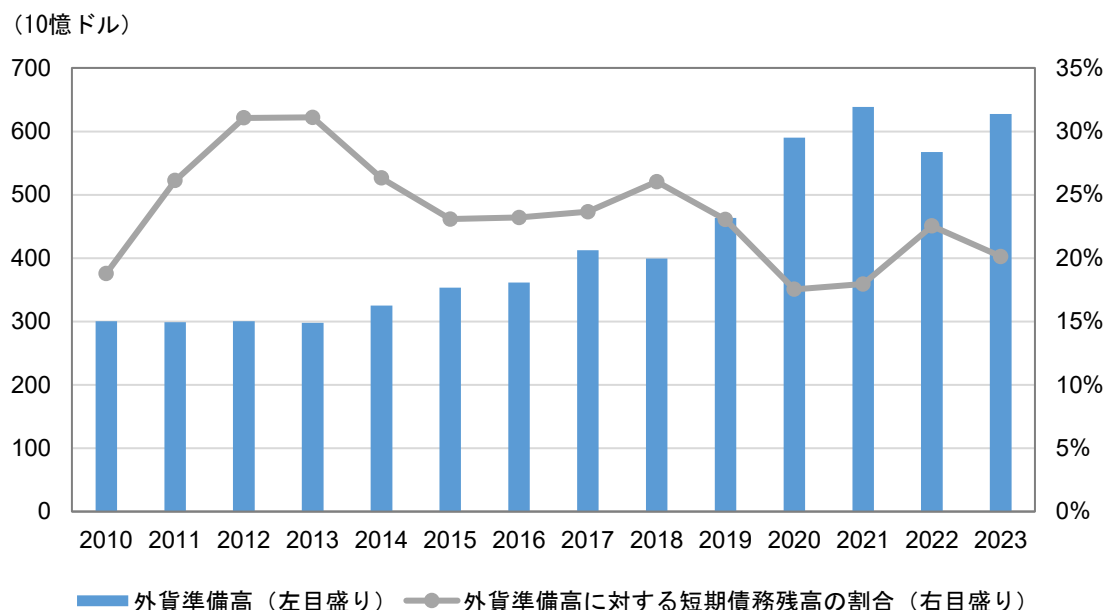


(出所) World Bank より作成

なお、外貨準備高は、2020 年末に 5,902 億ドル（対前年比約 27%増）となり、外貨準備高に占める短期債務残高の割合も 17% 台の水準まで減少している（図表 16-8）。

これは、2019 年時の原油価格の急落や米国の FRB (Federal Reserve Board) のハト派化によって、ルピーを含む新興国通貨を買い戻す動きが広がったほか、積極的な投資誘致策などによりインドへの資金流入の勢いが続いていることを背景に、インド準備銀行 (RBI) がドル買い介入で外貨準備を積み増していったためである。その後、2021 年には外貨準備高は 6,385 億ドルと最高水準に達した。2022 年以降は、ウクライナ危機によるエネルギー価格の高騰などをうけた世界的な金融引き締めやインドの国内需要増などによる貿易赤字拡大により、外貨準備高はわずかに減少傾向にあるものの、2020 年、2021 年と同水準を維持している。

図表 16-7 外貨準備高の推移（2010 年-2023 年）



（出所）世界銀行より作成

6. 為替管理制度²¹

インドにおける為替取引はインド準備銀行（RBI）が管轄する。根拠法は 1999 年外為管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999 : FEMA）で、詳細な運用については同法に基づいて RBI が公布する諸法令により定められる。

（1）貿易取引

経常勘定における為替取引は原則として自由化されており、日本との貿易の場合はドル・ベースが基本となる。ただし、ネパールとブータンとの輸出入では、インドルピーで決済することが義務づけられている。また、輸出で獲得した利益は全額、居住者外貨預金（Exchange Earners Foreign Currency : EEFC）口座に外貨で保有が可能である。

（2）貿易外取引

RBI は 2015 年 6 月、居住者の海外送金について定めた「送金自由化スキーム」（Liberalized Remittance Scheme : LRS）を緩和した。

これにより、以下を目的とする外貨獲得の場合は、一年度あたり 25 万ドルまでの金額についてはインド準備銀行（RBI）からの事前認可が不要となった（図表 16-9）。これを超える場合は事前

²¹ 法人の対外商業借入など、資本取引に区分される取引については、「第 18 章 資金調達」を参照。

認可が必要となる。なお、出稼ぎ、海外での治療に関連するサービス、留学を目的とした支出については 25 万ドルを超える場合でも RBI の事前認可は不要であるが、当該目的に関連した証憑の提出が必要である。

図表 16-8 送金自由化スキームの対象使途

	目的
1	私的な海外旅行（ネパール及びブータンを除く）
2	ギフトや寄付
3	雇用のための海外渡航
4	海外移住
5	海外の親類への生活支援
6	海外出張、海外での会議・専門的な研修への参加、同行に関する渡航費用
7	海外での治療、健康診断に関連する費用（同行者の渡航費用も対象）
8	留学
9	その他（美術品の購入、海外有価証券・不動産投資など）

（出所）インド準備銀行「Master Direction - Liberalized Remittance Scheme (LRS)」より作成

第17章 金融制度

1. 金融機関

インドの金融機関は、銀行部門、ノンバンク金融機関（Non-Banking Financial Institutions）に大別される。銀行部門はさらに指定商業銀行（Scheduled Commercial Banks）、地域銀行（Local Area Banks）、地域農村銀行（Regional Rural Banks）、協同組合信用機関（Credit Cooperatives）に分類される（図表17-1）。銀行部門の総資産を見ると、指定商業銀行が圧倒的であり、その中でもインドステイト銀行（State Bank of India : SBI）をはじめとする国有銀行 12 行で構成される公営銀行のシェアが大きい。インドでは、2017 年から 2020 年にかけて公営銀行を中心に銀行の再編・統合が進み、2017 年に 21 行あった公営銀行は、12 行まで減少した。今後、民間企業の間で統合が進むと予測されており、大手銀行が事業規模の拡大に向け、財務状況や経営状況に問題を抱える中小銀行の買収を行うとの見方がある。

図表 17-1 インドの金融機関（2024 年 3 月末）

業態 (英名・機関数)			総資産 (10 億ルピー)
銀行部門 (Banking Sector, 109,569)	指定商業銀行 (Scheduled Commercial Banks, 91)	公営銀行 (Public Sector Banks, 12)	154,932
		民間銀行 (Private Sector Banks, 21)	105,214
		外国銀行 (Foreign Banks, 45)	17,060
		小規模ファイナンス銀行 (Small Finance Banks, 12)	3,353
	地域銀行 (Local Area Banks, 2)		16
	地域農村銀行 (Regional Rural Banks, 43)		80,401
	協同組合信用機関 (Credit Cooperatives, 109,433)	都市協同組合銀行 (Urban Co-operative Banks, 1,472)	7,077
		農村協同組合信用機関 (Rural Co-operative Credit Institutions, 107,961)	16,188
ノンバンク金融 機関 (Non-banking Financial Institutions, 9,452)	全インド金融機関 (All India Financial Institutions, 5)	全国農業農村開発銀行 (NABARD) (※2023年3月時点)	9,109
		インド輸出入銀行 (EXIM Bank)	1,920
		全国住宅銀行 (NHB)	1,122
		小規模産業開発銀行 (SIDBI)	5,225
		金融インフラと開発のための国立 銀行 NaBFID	551
	ノンバンク (Non-banking Financial Companies, 9,420)	最上層 (Top Layer, 0)	NA
		上層 (Upper Layer, 15)	13,595
		中層 (Middle Layer, 493)	37,091
		基礎層 (Base Layer, 8,912)	NA
	資産形成型 (Asset Reconstruction Companies, 27)		NA

(出所) インド準備銀行各種資料より作成

図表 17-2 指定商業銀行の総資産ランキング（2024 年 3 月末）

順位	和名	実名	分類	総資産 (兆ルピー)
1	インドステイト銀行	STATE BANK OF INDIA	公営銀行	61.8
2	HDFC 銀行	HDFC BANK LTD.	民間銀行	36.2
3	ICICI 銀行	ICICI BANK LIMITED	民間銀行	18.7
4	バロダ銀行	BANK OF BARODA	公営銀行	15.9
5	パンジャブ・ナショナル銀行	PUNJAB NATIONAL BANK	公営銀行	15.6
6	カナラ銀行	CANARA BANK	公営銀行	14.9
7	アクシス銀行	AXIS BANK LIMITED	民間銀行	14.8
8	ユニオン銀行	UNION BANK OF INDIA	公営銀行	13.9
9	バンク・オブ・インド	BANK OF INDIA	公営銀行	9.1
10	インディアン銀行	INDIAN BANK	公営銀行	7.9

（出所）インド準備銀行ウェブサイトより作成

(1) 中央銀行

インド準備銀行（RBI）は中央銀行として 1935 年に準備銀行法（Reserve Bank of India Act, 1934）に基づき設立された。設立当初は民間銀行であったが、1949 年にインド準備銀行法の改正を受け国有化された。1949 年銀行規制法により、銀行への規制、監督、検査の権限が付与され、銀行、支店の新設には、いかなる場合も同行の許可が必要となった。

1994 年 11 月に、金融監督委員会（Board for Financial Supervision）がインド準備銀行内に設立され、金融機関とノンバンク及びその他全ての金融組織を監督している。金融監督委員会の指導のもとに、インド準備銀行にある個別の監督局²²が金融機関を監督している。

2025 年 7 月時点の総裁はサンジャイ・マルホトラ（Sanjay Malhotra）氏である。2018 年から総裁を務めてきたシャクティカーンタ・ダース氏の後任であり、2024 年 12 月から 3 年間の任期を務める。ダース氏と同じく財務次官出身であるマルホトラ氏は、米プリンストン大学の公共政策学修士号を保有しており、公共政策分野で 30 年以上の経験を持つ人物である。電力、金融、税制などの分野に精通しており、銀行業界における新技術の採用や重点化を強く推し進めてきたほか、以前には金融サービス部門の代表としてインド中銀の理事会にも在籍していた。ダース氏と同様に長年に亘って官僚として政府の政策立案などに携わってきたこともあり、現実的なアプローチによる政策運営を維持する可能性が高いと見込まれている。

(2) 商業銀行

商業銀行は、公営銀行（Public Sector Banks、12 行）、民間銀行（Private Sector Banks、21 行）、外国銀行（Foreign Banks、45 行）、小規模ファイナンス銀行（Small Finance Banks、12 行）に分類される。

公営銀行であるインドステイト銀行（State Bank of India）は、単体で 61.8 兆ルピーの総資産規

²² 銀行監督局（Department of Banking Supervision）、ノンバンク監督局（Department of Non-Banking Supervision）、金融機関監督部（Financial Institutions Division）の 3 つ。

模を有するインド最大手の銀行である。同行は 1806 年にインド初の銀行として設立されたカルカッタ銀行 (Bank of Calcutta)、1921 年に設立されたインド帝国銀行 (Imperial Bank of India) を前身とし、1955 年に政府の経済開発方針に基づき国有化された。インドステイト銀行は、その関連銀行 5 行と「インドステイト銀行グループ」を形成していたが、2017 年 4 月、国営銀行の体制を問題視している政府の主導により、関連銀行 5 行と公営銀行である Bharatiya Mahila 銀行を吸収合併した。その他の国営銀行の合併を含め、近年の公営銀行の合併状況を整理したものが下表となる。

図表 17-3 近年の国営銀行の合併状況

発表時期	合併母体となる銀行	吸収された銀行
2017 年 2 月	インドステイト銀行 (State Bank of India)	ビーカーネル・アンド・ジャイプル・ステイト銀行 (State Bank of Bikaner and Jaipur) マイソール・ステイト銀行 (State Bank of Mysore) トラバンコール・ステイト銀行 (State Bank of Travancore) パティヤーラー・ステイト銀行 (State Bank of Patiala) ハイデラバード・ステイト銀行 (State Bank of Hyderabad)
2019 年 4 月	バロダ銀行 (Bank of Baroda)	ビジャヤ銀行 (Vijaya Bank) デーナ銀行 (Dena Bank)
2020 年 4 月	パンジャブ・ナショナル銀行 (Punjab National Bank)	オリエンタル商業銀行 (Oriental Bank of Commerce) インドユナイテッド銀行 (United Bank of India)
	カナラ銀行 (Canara Bank)	シンジケート銀行 (Syndicate Bank)
	インドユニオン銀行 (Union Bank of India)	アーンドラ銀行 (Andhra Bank) コーポレーション銀行 (Corporation Bank)
	インディアン銀行 (Indian Bank)	アラハバード銀行 (Allahabad Bank)

(出所) JETRO 資料より作成

公営銀行の合併は 2020 年 4 月に完了し、公営銀行は当初の 27 行から 12 行へスリム化された。政府としてはこれ以上の公営銀行の合併に否定的で、2020 年 4 月以降の合併は行われていない。今後は民間への売却が選択肢となっており、インド政府は 12 行ある公営銀行の民営化²³を進める方針であることを示しているが、いまだに実現に至っていない。

こうした政府主導による公営銀行における合併や民営化促進の背景には、インド政府による不良債権問題への取組みの強化がある。当局は 2015 年以降、銀行に対する検査を厳格化して貸出債権の区分を見直すとともに、引当金の積み増しを指示した。結果、公営銀行部門ではインフラ関

²³ 民営化の優先候補は、政府が直接・間接的に過半数株を保有するバンク・オブ・インディア、セントラル・バンク・オブ・インディア、インディアン・オーバーシーズ・バンク、パンジャブ・アンド・シンド銀行、バンク・オブ・マハラシュトラ (BOM)、UCO 銀行の 6 行

連プロジェクトを中心に不良債権が大幅に増加し、不良債権比率は 2015 年 3 月末の 4.96%から 2016 年 3 月末の 9.27%へと急上昇、2018 年 3 月末も 14.58%と高水準を維持することとなった。破産倒産法の下、債権回収が進んだことで、2021 年には不良債権比率は 8.2%へと減少した。その後もインド政府がいわゆるバッドバンクである National Asset Reconstruction Company Limited (NARCL) を設立し、銀行から不良債権買取・資産再構築を行う動きを進めたり、インド準備銀行がストレステスト²⁴の導入や不良債権に関する早期報告の義務付け (Early Warning Signals) など不良債権削減に向けた規制強化を行ったりしている。これらインド政府やインド準備銀行による取組の影響もあり、不良債権の比率は更に縮小し、2025 年 3 月時点では 2.3%となっている。

なお、外国銀行支店は国内銀行、民間銀行と同等の業務を行うことが認められている。日本のメガバンク 3 行もインドにおけるフルバンクライセンスを取得し支店を展開している。従来は進出日本企業への融資や貿易金融が中心で、リテール業務は行っていなかった。しかしながら、インド市場の成長を取り込むべく、近年はいずれのメガバンクも事業拡大を図っており、現地銀行や現地日系新興企業との連携によりリテール業務にも着手している。具体的には、三井住友銀行が 2021 年にインドリテール金融のフラトン・インディア・クレジット・カンパニー (現 SMFG インディア) を買収したのち 2024 年に完全子会社化したほか、2025 年 5 月に民間第 6 位の規模を誇る商業銀行である Yes Bank Limited の株式を 20%取得し、リテールビジネスにも取り組んでいる。三菱 UFJ 銀行は、2021 年 2 月にインドの ICICI 銀行との覚書を締結し業務連携を進めており、2024 年 8 月にはインドでデジタル金融サービスを提供するノンバンク事業者の DMI Finance Private Limited への出資を実施した。そのほか、三菱 UFJ 銀行は「MUFG ガネーシャファンド」と呼ばれる総額 300 百万ドルの投資枠によりインド国内のスタートアップを対象にした投資を進めている。みずほ銀行は 2024 年 2 月にクレディセゾンのインド子会社でありデジタル技術を活用した融資業務を手掛ける「キセツ・セゾン・ファイナンス・インディア」への出資を実施し、インドのリテール市場に参入した。

小規模ファイナンス銀行は、政府の金融包摂政策の一環として、金融サービスへのアクセスに制約がある層（地方部、低所得者）に対してサービスを提供している。

(3) 非銀行金融機関

非銀行金融機関 (Non-banking Financial Institutions) には、国策的な融資を提供するための政府系金融機関である「全インド金融機関」(All India Financial Institutions)、非銀行与信機関であるノンバンク (Non-banking Finance Companies)、国債引受を行う政府公認のプライマリーディーラー (Primary Dealers) が含まれる。全インド金融機関には中小企業向け融資を目的に設立された小規模産業開発銀行 (Small Industries Development Bank of India : SIDBI)、農業、地方開発向け融資を目的に設立された全国農業農村開発銀行 (National Bank for Agriculture and Rural Development : NABARD)、貿易金融を行うインド輸出入銀行 (EXIM Bank)、住宅金融を提供する全国住宅銀行 (National Housing Bank : NHB) の 4 行に加え、後述のインフラ開発金融銀行 (National Bank for

²⁴ 金融機関や経済全体の財務健全性を評価するために行われるシミュレーションであり、特定の不利な経済状況や市場の変動が発生した場合、その金融機関がどの程度耐えられるかを測るもの。

Financing Infrastructure and Development : NaBFID) が含まれる。なお、2018 年秋には大手ノンバンクである IL&FS (インフラストラクチャー・リーシング・アンド・ファイナンシャル・サービス) や、DHFL (デワン・ハウジング・ファイナンス) の債務不履行が相次いだ。さらに 2021 年には Srei グループの二社 Srei Infrastructure Finance Limited と Srei Equipment Finance Limited、また Reliance グループの金融部門である Reliance Capital が債務不履行に陥った。

結果、IL&FS に関しては経営破綻に陥り、政府の介入により同社の経営陣が刷新された。DHFL、Srei Infrastructure Finance Limited と Srei Equipment Finance Limited、Reliance Capital に関してはインド準備銀行 (RBI) が同社の破綻処理に乗り出し、経営陣を更迭した。ノンバンク業界の流動性不安が顕在化し業界全体として株価の下落や格付けの引下げが続く中、新型コロナウイルス感染の影響で債務不履行に陥る企業の増加を見越して、零細企業向けや個人向けの無担保ローンの新規取扱いを停止、住宅ローンや自動車ローンの審査が強化されるなどの貸し渋りが深刻化した。こうした状況に対して、インド準備銀行は「条件付き長期資金供給オペ (TLTRO)」や「特別流動性スキーム」といった流動性支援策やリスク管理強化などを通じて危機の緩和を図るとともに、ノンバンク業界の健全性を維持するための取組を継続している。

(4) 投資基金

インド政府は、インフラ整備を着実に進めるべく、行政手続の簡素化とともに、投資を呼び込むためのさまざまな事業手法を導入している。その一環として、国家インフラ投資基金 (National Investment and Infrastructure Fund : NIIF) を設立した。NIIF は、アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB)、アジアインフラ投資銀行 (Asian Infrastructure Investment Bank : AIIB)、アラブ首長国連邦のアブダビ投資庁、カナダ年金基金投資委員会 (Canada Pension Plan Investment Board : CPPIB) などの国際開発金融機関や他国からの融資を受け、資金を確保している。

さらに、インド政府は、国内外のインフラ事業への投資を進めるべく、2021 年に開発金融機関として、インフラ開発金融銀行 (National Bank for Financing Infrastructure and Development : NaBFID) を設立し、2,000 億ルピーの出資を拠出、500 億ルピーの助成金を交付しており、今後数年間で 3 兆ルピーの資金調達を目指している。長期にわたる事業への融資に消極的な銀行とは異なる役割を持つ。

(5) 金融包摂政策

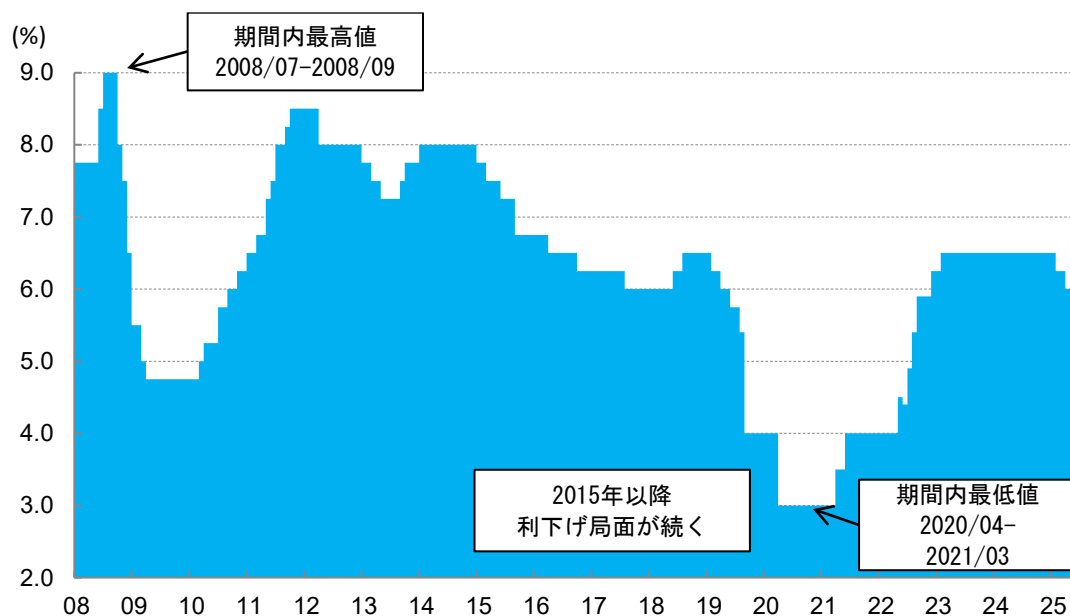
インドはもともと地方や低所得者層において金融サービスへのアクセスができない人口が多かった。そんな中、政府によるデジタル化への促進、金融包摂政策や通信料引下げなどによるスマートフォン普及率の上昇によって、デジタル金融サービス (フィンテック) を利用できる人口が増加した。フィンテックによる個人ローンの平均融資額は 1 万ルピー以下まで低下し、耐久消費財ローン (分割支払い) も増加した。インドのフィンテックの市場は 2024 年で約 1,111 億 4,000 万ドルと推測されているところ、さらに 2029 年には 4,214 億 8,000 万ドルまで成長すると見込まれている。

2. 金融市場

インド準備銀行は、2016 年からインフレ目標を重視した金融政策の枠組みを導入している。その枠組みにおいては、インフレ目標値 4%とし、それに対して±2%以内の許容幅を設定している。インフレ目標は中央政府により 5 年ごとに見直される。インド準備銀行は、インフレ抑制と経済成長促進の両立が求められており、特に新型コロナウイルス感染拡大の収束後の経済安定成長は重要課題である。

直近の動向としては、2025 年 2 月の金融政策決定会合において、約 5 年ぶりとなる政策金利（レポ金利）の利下げが実施され、6.5%から 6.25%となった。その後、2025 年 4 月、6 月にも再度利下げを行い、6 月時点の政策金利は 5.5%となっている。インド準備銀行のマルホトラ総裁は、景気浮揚のため、物価高の局面でも利下げを実施し、景気を刺激した。なお、2025 年 8 月時点の会合では、2025 年 6 月の消費者物価指数（CPI）上昇率が前年同月比 2.1%と 77 か月ぶりの低水準を記録したことが指摘され、インド準備銀行は政策金利を 5.50%で据え置くことを全会一致で決定している。マルホトラ総裁は声明で、累計 100bp（ベーシスポイント、1bp=0.01%）の利下げの効果はなお信用市場や実体経済全体へ十分には行き渡っていないとの認識を示し、現時点での追加利下げは時期尚早であり、今後は波及効果の進展やインフレ・成長の動向を慎重に見極める姿勢を明らかにした。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大期に 4%以下まで引き下げられた実績があることも踏まえ、今後 5%程度までは利下げが行われる可能性もある。また、利下げサイクルが終焉しても、インド準備銀行は緩和的な金融政策を続けると見込まれている。

図表 17-4 政策金利（INREPO）の長期推移（2008 年 1 月-2025 年 6 月）



（出所）インド準備銀行（RBI）より作成

3. 資本市場

(1) 株式市場

資本市場の規制・監督機関であるインド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）

は、投資家が金融上の不正行為から保護されるよう、市場を監督する権限を与えられている。損害を受けた投資家は、現在ではインド証券取引委員会が運営するオンラインプラットフォーム「SCORES」を通じて苦情を申し立てることができる。オンライン化により救済を求める手続きが簡素化されており、迅速な対応が可能となっている。投資家保護のためのインド証券取引委員会の規制に加えて、2013 年会社法 (Companies Act, 2013) 及び 1956 年証券契約 (規制) 法 (Securities Contracts (Regulation) Act, 1956) には、投資家の利益保護のための規定が含まれている。対内証券投資については、海外機関投資家に対して発行市場及び流通市場で取引される証券に対する投資が許可されている。2014 年 6 月より、従来 3 つに区分されていた海外投資家のカテゴリーが「外国ポートフォリオ投資家」(Foreign Portfolio Investors : FPI) という新たなカテゴリーに統一され、制度の簡素化が図られた。FPI によるインド企業への出資比率は 10%を超えてはならず、当該企業に他の海外投資家が出資している場合には、海外投資家合計で出資比率が 24%を超えてはならないことから、依然として規制の強い市場である。

インドには数多くの証券取引所が存在するが、時価総額が大きいボンベイ証券取引所 (Bombay Stock Exchange : BSE)、ナショナル証券取引所 (National Stock Exchange : NSE) が主要な取引所である。ボンベイ証券取引所の上場企業数は 5,595 社 (2025 年 2 月時点)、ナショナル証券取引所の上場企業数は 2,379 社 (2025 年 3 月時点) である。特に海外投資家にとっては、インドの浮動株比率の低さが投資拡大の妨げになっていることから、2019 年 7 月、政府はインド証券取引委員会に対し、浮動株比率の下限を 25%から 10%程度引き上げることを検討するように指示したと報じられている。

さらに、証券取引管理局 (Securities and Exchange Board of India : SEBI) は、市場のリスク要因を定期的に公表する方向で検討を進めている。これが実現すれば、世界で初めての試みとなる。このような検討に踏み込む理由としては、インドでは個人投資家が増加しており、パニック売りのような値動きが見られることを踏まえ、過度に不安定な市場の値動きを抑制するためである。ただし、これが導入されるまでには多くの時間を要すると思われる。

ボンベイ証券取引所が公表する「S&P BSE SENSEX」はインドを代表する株価指数である。ボンベイ証券取引所に上場する代表的な 30 銘柄の時価総額加重平均指数であり、1978~1979 年の時価総額を 100 として算出される (図表 17-5)。

図表 17-5 株価指数（SENSEX）の推移



（出所）ボンベイ証券取引所より作成

（2）債券市場

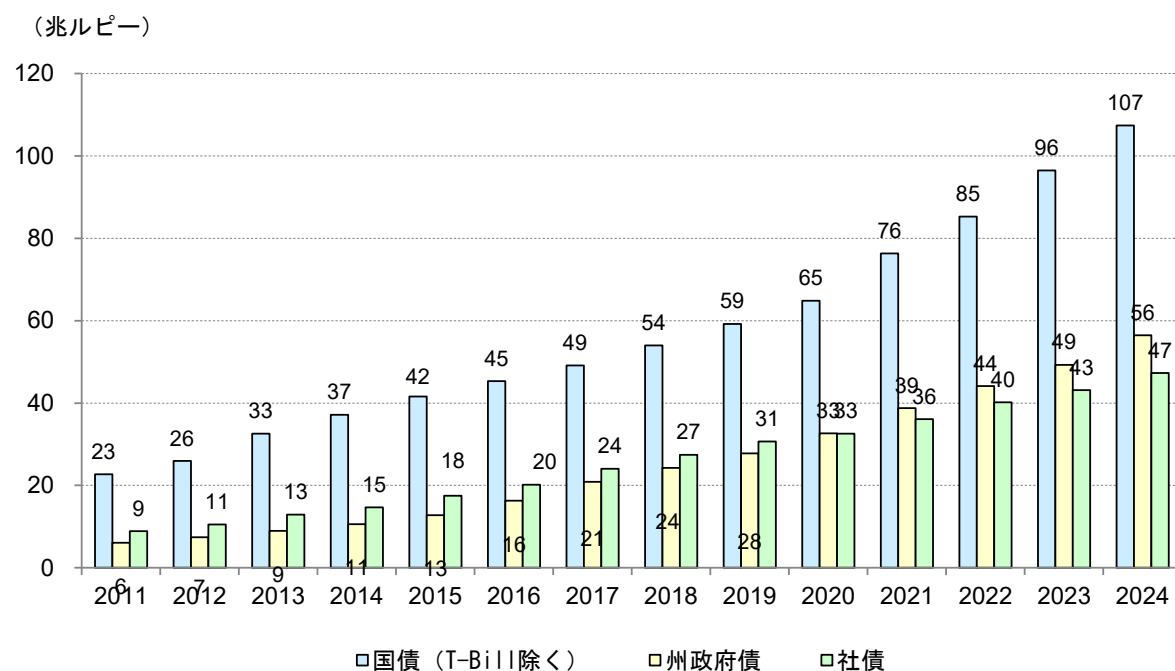
インド準備銀行、インド証券取引委員会によれば、2024年3月末のインド国内市場の債券発行残高は、中央政府債 107.4 兆ルピー、州政府債 56.5 兆ルピー、社債 47 兆ルピーであった（図表 17-7）。インドの債券市場においては、伝統的に国債などの公債が大部分を占めているが、これは恒常的な歳入不足を補うために国債が発行され、それが国内市場で消化される仕組みが作られていたためである。

インドでは、非居住者の債券投資に対する規制が設けられる一方で、国内の金融機関に対しては一定割合の国債保有を義務づけるなどの政策がとられてきた。国債の保有比率を見ると、商業銀行が首位（約 37%：2024 年 3 月末）であるが、これはインド準備銀行の定める法定流動性比率（Statutory Liquidity Ratio：SLR）規制により、銀行は負債の一定割合を政府債で調達する義務を課せられているためである。

また、インド企業は社債ではなく、銀行借入や株式による資金調達を選好してきた経緯があり、社債の発行による長期資金の調達が必要な場合も公募ではなく私募が選ばれてきたため、国内社債市場の発達が遅れたと言われている。

インド国債市場は、2021 年 5 月頃から軟調な展開が続いている。インド準備銀行（RBI）が政策金利の利下げを行うなど、緩和的な金融環境が市場を一定程度支えているものの、米国の長期金利の上昇や原油価格の高騰が外部環境の不透明感を強め、インド債券市場に下押し圧力を与えている。一方で、新型コロナウイルスの感染が収束し、経済活動が正常化に向かう中、インド経済の構造的な強さや成長ポテンシャルが再評価されつつあり、相対的に高い利回り水準を持つインド国債への関心が再び高まる可能性もある。

図表 17-6 インド債券市場の残高推移



(出所) インド準備銀行、インド証券取引委員会より作成

第18章 資金調達

1. インドでの資金調達

(1) 資金調達方法

インドでの資金調達方法を大別すると、①現地での銀行借入、②インド国外からの銀行や企業からの借入（対外商業借入、External Commercial Borrowings : ECB）、③社債発行、④株式発行の4種類となる。図表 18-1 は、4 種類の資金調達方法について、資金提供者、調達通貨、為替リスクや金利コストの相対比較、資金使途の制約の有無を表したものである。特に②ECB ローンの場合は、資金使途、平均借入期間、借入可能業種などの制約がある点には留意が必要である。

図表 18-1 インドでの主な資金調達方法

	現地銀行借入	対外商業借入 (ECBローン)	社債	増資 (株式)
主な資金提供者	現地銀行	日本の親会社 インド国外の銀行	日本の親会社 インド国外の 投資家	日本の親会社 現地合弁会社 不特定多数の投資家
主な調達通貨	インド・ルピー	米ドル 日本円 インド・ルピー	インド・ルピー	インド・ルピー
為替リスク	小	大	小	小
金利コスト	高	低	高	低
資金使途の制約	特になし	設備資金 運転資金	特になし	特になし

（出所）現地ヒアリングをもとに作成

(2) ヒアリングに基づく現状（2022 年、2025 年）

進出日系企業（中堅規模）の資金調達の手段としては、親会社からの出資（増資など）や借入が多い。出資の大半が普通株による増資だが、一部には配当権なしの優先株もある。また、対外商業借入（ECB ローン）は払込資本金及び内部留保（外貨建てで受取った株式プレミアムを含む）（paid-up capital and free reserves including the share premium received in foreign currency）に応じて借入額の上限が決められているため（ECB Liability-Equity Ratio の上限は、2018 年の ECB 規制の変更により 4 倍から 7 倍に緩和された）、ECB ローンで新たに資金調達することが難しい場合には、転換社債の発行を利用するケースもあるようである。

現地企業や邦銀へのヒアリングによると、日系企業もその進出形態によって資金調達方法を使い分けている。初期投資や設備資金については、親会社からの出資や借入のほか、ECB ローンを借入して邦銀や JBIC などから長期で調達しているケースが多い。他方、ルピーの金利が高いた

め、初期段階で現地銀行から借り入れる例はあまり多くないようである。また、PLI の補助金は直接企業に送金される仕組みであるところ、地場銀行から借りることが有利／前提となる補助金制度は利子補給などの一部の限られた事例であるとみられる。しかしながら、短期の運転資金については、現地銀行から借り入れるケースもあり、特に地場企業と JV を組んでいる場合は、JV 企業の信用力が活かせるため、現地での銀行借入も有力な資金調達の選択肢となっている。

運転資金目的の場合は、例えば仕入から製品売上までの時間的なギャップを埋めるために 1~3 か月程度の借入で回していく手元資金としての性格が強く、為替リスクはあるもののルピー建てで借りるケースが多い。為替ヘッジは可能だが、ルピーの信用力が低いために 1 年以上の市場の流動性が乏しく、1 年未満で行うことが多いようである。

長期リースの場合は、土地など現地の担保評価が困難なため、親会社の保証や借款契約を以って担保に替えることが多い。

2. 現地での銀行借入

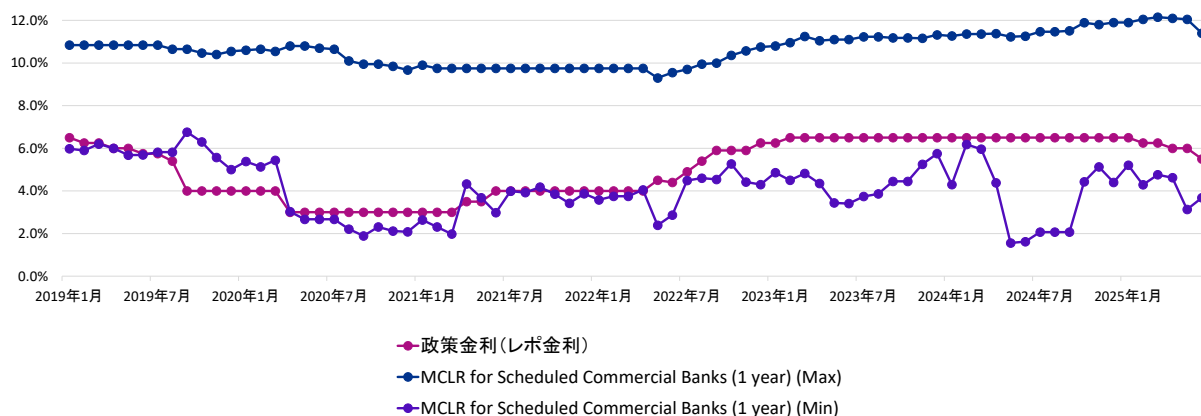
(1) 現地での借入のメリット・デメリット

現地での銀行借入のメリットに、インドの通貨ルピーを機動的に調達しやすいこと、支払利息を損金算入できること、売上の殆どがインド国内で発生する企業では、為替変動による収支計画の変動リスクを抑制できることが挙げられる。一方、日本からの借入と比較すると金利水準が高い点や日本の親会社保証を求められるケースが多い点がデメリットとなっている。

(2) 足下の金利水準

2016 年 4 月、インド準備銀行は、貸出基準金利の計算ガイドラインとして、MCLR (Marginal Cost of Funds based Lending Rate) を定めた。各行はガイドラインで定められた計算式に従い、短期（翌日、1 か月、3 か月、6 か月、1 年）の貸出基準金利を設定している。当時の目的は、政策金利の引下げにより市中金利を押し下げることにあったが、銀行側が新規貸し出しのリスクプレミアムを引き上げて貸出金利の引下げを回避したため、意図したほどの効果は出なかったようである。図表 18-2 は政策金利（レポ金利）と MCLR（1 年物、レンジ）の推移を示す。

図表 18-2 政策金利と貸出基準レートの推移



(出所) インド準備銀行より作成

図表 18-3 は、2025 年 9 月 16 日時点の各行ウェブサイトに掲載されている MCLR を示している。これによると、邦銀 3 行はいずれも地場大手銀行より金利水準が低いことが分かる。ただし、MCLR は時点によって変わる点に留意が必要。また、上に記載した通り、MCLR は必ずしも実際の貸出金利を示していない。現地での邦銀支店へのヒアリングを踏まえると、邦銀の実際の貸出金利が地場銀行より安いとは一概には言えないようである。

図表 18-3 邦銀と地場銀行の貸出基準レート

	邦銀			地場銀行	
	三井住友	三菱 UFJ	みずほ	SBI	ICICI
実効日	8/30	9/1	9/6	9/15	8/22
翌日物	6.45	5.90	7.10	7.90	7.80
1 か月	6.45	6.35	7.10	7.90	7.85
3 か月	6.50	6.60	7.10	8.30	8.10
6 か月	6.65	6.75	7.35	8.65	8.30
1 年	6.80	6.85	7.50	8.75	8.35
2 年	—	6.95	7.70	8.80	—
3 年	—	—	7.90	8.85	—

(出所) 各行ウェブサイトの 2025 年 9 月 16 日掲載中の資料より作成

3. 海外からの借入

(1) 対外商業借入 (External Commercial Borrowings : ECB) の概要

ECB には、インド準備銀行の認可が不要な「自動認可ルート」と、同行の事前認可を必要とする「政府認可ルート」がある。規制に定められた要件を満たす範囲の商業借入であれば、「自動認可ルート」に則り、銀行による審査のみで借入できるが、資金使途、金利、借入限度額などが要件から逸脱する場合は、事前にインド準備銀行から承認を得なければならない。

ECB の枠組みは 2019 年 1 月に大幅に改正された。従前は「外貨建て中期」、「外貨建て長期」、「ルピー建て中長期」の 3 つのカテゴリーでガイドラインが構成されていたが、新規制では「外貨建て」と「ルピー建て」の 2 つに統合された。

また、借入対象業種が FDI を受け入れられる全ての業種に開放されたため、これまで制限を受けていた商社、販売会社、販売金融会社も ECB の活用が可能になった。最低平均借入期間 (Minimum Average Maturity : MAM) は特定の場合を除いて原則 3 年となっている。なお、平均借入期間とは、元本返済スケジュールに基づいて加重平均で算出される平均的な返済期間である。返済期間は厳密に計算されており、最低平均借入借入期間を下回ると規定違反となる。実際、小数点第 2 位で基準を満たしていなかったケースで、インド準備銀行から借入期間の延長を求められたケースもあるようである。資金の用途についてはネガティブ・リストが定められている (図表 18-4)。従来、運転資金や経費性資金、インドルピー建て現地借入の返済を目的とした ECB の利用は、「外国株主」からの借入に限定されていた。しかし、2019 年 7 月の規制緩和では、貸付人の対象が「ECB 規定を満たした貸付人 (インドの銀行の外国支店、子会社を除く)」に拡大された。その他、主要な要件を以下に示す。

オールインコスト上限金利：外貨建ての場合、新規 ECB はベンチマークレート²⁵+500bps、既存 ECB はベンチマークレート+500bps。ルピー建ての場合は、ベンチマークレート+450bps。

上限借入金額：外貨建て・ルピー建てともに 750 百万ドル相当

ヘッジ義務：インフラ関連企業である場合かつ平均借入期間 5 年未満の場合、70%のヘッジ義務

(2) ECB による資金調達のメリット・デメリット

ECB による資金調達のメリットには、①金利水準の低い通貨で借入することで支払利息を抑制できる、②原材料価格がドル建ての商品市況に連動し、販売価格もドル建てにリンクする場合、ドルの借入とすることで事業計画の安定化を図ることができる、③通貨ルピーが増価した場合には利息や元本の実質的な返済負担が減少する、などがある。

一方、デメリットとしては、①為替変動リスクを負うことになるため、想定以上のルピー安になった場合は為替差損が膨らんでしまう、②ECB で定められた金額を上回る借入を求める場合は、インド準備銀行の事前認可が必要となる、などが挙げられる。邦銀へのヒアリングによると、為替リスクを考慮した場合、現地での借入と比較してどちらがコスト面で有利か日本企業側にて検討することとなるが、結果的に親子ローンを選択するケースが多いという話もある。また、多くの場合は外部のコンサルタントを活用するため大きな負担にはならないものの、インドで ECB を実行した企業は Form ECB と呼ばれる ECB 契約の詳細報告、ローン登録番号を取得するための申請フォームの提出が AD 銀行 (承認取引銀行) 経由で求められるほか、毎月 Form ECB-

²⁵ 外貨建ての場合、広く受け入れられているインターバンク・レートまたは 6 か月物期間の代替参照レート。ルピー建て E の場合、対応する満期のインド政府証券の実勢利回り。

2 を用い AD 銀行を通じてインド準備銀行への返済状況などの報告を行う必要がある点も留意が必要である。

図表 18-4 対外商業借入（ECB）の概要

	外貨建て	ルピー建て
平均借入期間	- 以下の特定の場合を除き、原則3年以上 - 製造業者による5,000万ドル以下の借入の場合は1年以上 - 外国株主からの借入で、使途が運転資金、一般的な事業資金、ルピー建て借入の返済の場合は5年以上 - 使途が運転資金、一般的な事業資金、ノンバンク金融会社（NBFC）による、運転資金または一般事業資金を使途とする再融資は10年以上 - 設備投資のためのルピー建て国内借入への返済を使用使途とする場合（NBFCによる同使途での再融資含む）は7年 - 設備投資以外のためのルピー建て国内借入への返済を使用使途とする場合（NBFCによる同使途での再融資含む）は10年 これら特定のケースに当てはまる場合は、インドの銀行の外国支店／子会社からECBを調達することはできない	左記に同じ
借入の種類	- 借入（銀行借入を含む） - 変動・固定利付債、社債（強制転換条件付きを除く） 3年超のトレードクレジット - 外貨建て転換社債（FCCB） - 外貨建て転換条項付社債（FCEB） - ファイナンス・リース	- 借入（銀行借入を含む） - 変動・固定利付債、社債（強制転換条件付きを除く） 3年超のトレードクレジット - 外国発行のルピー建て普通社債（発行した国の規制に基づき私募債または取引所への上場により発行可能）
借入資格者	- FDIを受けることができる全ての事業体 - ポートトラスト - 特別経済地区（SEZ）入居企業 - インド中小企業開発銀行（SIDBI） - 輸出入銀行（EXIM Bank）	- 左記のすべての事業体 - マイクロファイナンスに従事する登録事業体（登録NPO、NGO等）
貸出資格	- 金融活動作業部会（FATF）または証券監督者国際機構（IOSCO）の加盟国の居住者 - インドの銀行の外国支店／子会社（FCCBとFCEBを除く）	金融活動作業部会（FATF）または証券監督者国際機構（IOSCO）の加盟国の居住者
オールインコスト上限金利	- 新規：借入通貨に適用される、広く受け入れられているインターバンク・レートまたは6カ月物期間の代替参照レート + 500bps - 既存：借入通貨に適用される、広く受け入れられているインターバンク・レートまたは6カ月物期間の代替参照レート + 550bps	対応する満期のインド政府証券の実勢利回り + 450bps
資金使途	次の用途に使用不可 - 不動産事業 - 資本市場への投資 - エクイティ投資 - 運転資金（上記「平均借入期間」に該当の使途は除く） - 一般的な事業資金（同上） - ルピー建ての借入の返済（同上） - 前記を使途とした再融資	左記に同じ
借入上限額	750百万米ドル相当	左記に同じ
負債資本比率	ECB額が500万米ドル相当額超の場合、負債資本比率は7:1を超えることはできない	規定なし

（出所）JETRO ウェブサイトより作成

4. 社債市場での資金調達

(1) 債券発行による資金調達のメリット・デメリット

社債の発行による資金調達には、①インド国外でルピー建ての社債を発行し、日本本社などが引き受ける方法と、②インドの証券取引所に上場する社債を海外投資家向けに発行する方法がある。これらの調達方法に関する管轄は、①がインド準備銀行（ECB 適用あり）で、②は証券取引管理局（Securities and Exchange Board of India : SEBI）である。なお、上場にあたって非転換社債（株に変換されない通常の社債）を発行する場合は、SEBI に登録済みの格付機関から外部格付を取得する必要があるが、格付基準の制限はない。また、①の場合は償還までの期間は最低 3 年以上、②の場合は 90 日以上 1 年以内でなければならない。

社債発行による資金調達のメリットには、①ルピー建てで発行するので発行体（インドの子会社）は為替リスクを負わないこと、②支払利息の損金算入ができること、③親会社保証がなくても子会社の信用力次第で金利コストを抑えられること、④比較的長期の資金が調達できること、などが挙げられる。

他方、デメリットとしては、①格付取得や発行手続に時間を要するため、銀行からの借入枠がある場合に比べると機動性に劣ること、②債券市場の環境次第では、借入金利よりも高い金利コスト（クーポン・レート）負担となることなどが挙げられる。

5. 株式上場での資金調達

(1) 株式上場によるメリット・デメリット

株式の上場には、証券取引所が求める上場審査基準を満たす必要がある。例えば上場後の払込済資本金や時価総額、過去 3 年間の利益水準、株式の分布など、各証券取引所はメインボード（主に大企業向け）、SME ボード（新興企業向け）などの株式市場ごとに、それぞれ基準を定めている。

株式上場による資金調達のメリットには、資金調達手段の多様化が挙げられる。また、当該企業が安定的に利益を上げており、流通市場（株式市場）で簿価以上の価格で評価されていれば、日本の親会社は保有株式の売却でキャピタルゲインを得る可能性もある。

他方、デメリットとしては、親会社の議決権比率が低下すること、上場証券取引所のルールに則り財務情報などの適時開示を求められることが管理コストの増加につながるなどが挙げられる。

なお、2024 年 1 月 24 日の NDI 改正規則により、インドの公開会社は、上場・非上場を問わず、インド国際取引所（India INX）及び NSE 国際取引所（NSE IFSC）への直接上場が可能となった（従来は非上場公開会社のみ）。これにより、インド企業の国際資本市場での資金調達手段が拡大した。なお、インドと国境を接する国の個人・法人は、中央政府の許可がある場合に限り、国際取引所に上場された株式を所有できる。

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

インド憲法は、中央政府及び州政府にインドにおける雇用と労働を規制する法律制定権を与えており、インドの労働法は各州法を確認する必要がある場合が多い。また、日本における労働基準法や労働契約法にあたる包括法令は未だ存在せず、同じ項目について、業種に応じて異なる法令が存在するなど、連邦レベルでも多数の労働関連の法が存在するため、理解を難しくする要因となっていた。

この問題を踏まえ、インド政府は、29 の連邦労働法をまとめて 4 つの連邦法（(1) 2020 年労使関係法、(2) 2020 年労働安全衛生法、(3) 2020 年社会保障法、(4) 2019 年賃金法）に整理することとした。このうち、2019 年賃金法については、2020 年 12 月 18 日付通知（Notification）により、一部の条文（第 42 条及び、67 条のそれぞれの一部並びに 69 条）が、2020 年社会保障法については、2023 年 5 月 3 日付通知により一部の条文（第 15 条、16 条、143 条及び 164 条のそれぞれの一部）が施行されているが、その他の新労働法は、まだ施行されていない。連邦法と連動した各州の制度改正が進まず、何度も延期を繰り返しており、具体的な時期などは定まっていない。州レベルでは独自の法整備が進んでいるものの、中央法の施行が遅れているため、全体としての運用は不透明な状況にある。

2. 労働市場と雇用情勢

モディ首相は、2014 年の首相就任以降、Make in India 政策の推進により 2022 年までの雇用 1 億人創出を掲げるなど、雇用対策を政策の柱として掲げてきた。2017 年度には失業率が、都市部で 7.7%、農村部 5.3%という過去 45 年間で最悪の水準に達したものの、2023 年度には都市部 5.1%、農村部 2.5%と改善の傾向が見られている。

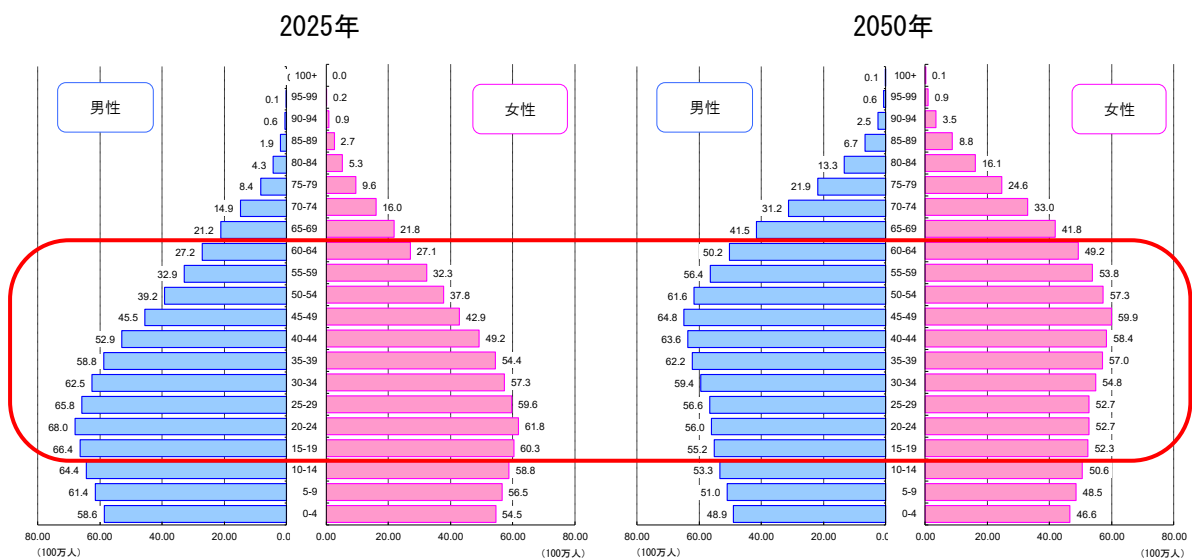
しかしながら、依然として雇用問題は解消されておらず、政治にも大きな影響を及ぼしている。2024 年の総選挙では、モディ首相率いるインド人民党（BJP）が 10 年ぶりに議会過半数を失ったが、その一因には雇用創出の公約を果たせなかったことへの国民の不満があるとされている。特に、大学に進学したにもかかわらず、期待した仕事を得られない若年層の不満が大きいと見られている。国際労働機関（ILO）によると、大学卒業生の 2023 年失業率は 29.1%であると分析されている。また同機関の 2024 年の報告書では、2022 年時点の雇用に関して、正規雇用の割合がわずか 9.7%であり、これは雇用のほとんどが農場や建設現場など非熟練労働者が多い非正規経済であることを示している。これらのことから、労働者のスキルと市場で創出される雇用の間にミスマッチが存在しており、若い労働力に見合う質の高い仕事が不足しているといえる。また、別の視点では、大学の教育の質が低く実学志向でないことから、卒業生が企業の求める能力を満たせていないという問題もある。そのほか、サービス業が発達しておらずホワイトカラーを必要としない産業構造なども若者の高い失業率の要因として挙げられ、引き続き雇用対策はインド経済の課題と言える。

なお、この状況を受け、モディ政権は、2025 年 7 月 1 日、9,944 億 6,000 万ルピー（約 1 兆 6,707 億円）の雇用連動型インセンティブ（Employment Linked Incentive : ELI）スキームを閣議で承認し

た。ELI は初回雇用者への補助金や雇用主への継続雇用支援を通じて、若年層の失業問題に対処し、製造業を中心に雇用拡大を促進するものである。モディ政権は、このスキームにより、2025 年 8 月から 2027 年 7 月までの 2 年間で 3,500 万人の新たな雇用創出を目指すと発表している。

図表 19-1 は、インドの年齢グループ別人口構成を 2025 年と 2050 年で比較したものである。2025 年は緩やかな釣鐘型で、15 才から 64 才までの人口は男女合わせて約 10 億人であると推計されている。2050 年の推計では、釣鐘型が進行しているものの、15 才から 64 才までの労働力人口は約 11.3 億人で、1.3 億人増加している。インドは今後も豊富な労働力の恩恵を得ることができる。

図表 19-1 インドの人口構成の変化



(出所) 国際連合「World Population Prospects 2024」より作成

一方で、宗教的・文化的理由もあり女性の社会進出は遅れており、世界経済フォーラムによる 2024 年のジェンダーギャップ指数は 146 か国中 129 位と、依然として芳しくない状況である。このことから、東南アジアのように工場ワーカーとして女性を大量に採用することは困難であると言われる。ただし、日系企業の中には、女性ワーカーのみの生産ラインを設けるなど、女性登用に積極的に取り組んでいる企業も存在する。歴史的にインドは、男性優位の国と言えるが、近年は徐々に女性の社会進出も進んでいる。女性の深夜労働に関しても、ハリヤナ州やグジャラート州などで個別通知が下され、条件付きで認められている。

3. 賃金

2019 年賃金法では、1936 年賃金支払法、1948 年最低賃金法などの 4 つの賃金関連法が統合された。2019 年賃金法では、賃金の定義や最低賃金額、支払いについて規定されている。原則として全ての従業員がその適用の対象になる。賃金法によると、賃金とは、給与や手当など、支払いの名目に関わらず、金銭あるいは金銭と同視できる全ての報酬を意味し、基本給、物価

調整手当、残留手当などを含む。ただし、2019 年賃金法では、法定賞与、住居手当など、賃金に含まれない手当²⁶が定められており、これらの手当が報酬総額の 50%を超えることはできず、仮に 50%を超えた場合、超過部分は報酬であるとみなされ、賃金の一部に加算されるとされた。

また、報酬の一部が現物支給されている場合、現物支給の価額が賃金総額の 15%を超えない限り、当該現物支給は賃金の一部とみなされる。

(1) 最低賃金

従前、法的拘束力を持たない指針として、全国最低賃金水準が定められていたが、2019 年賃金法では、最低賃金水準に関する規定が設けられた。賃金法では、中央政府で各地域の労働者の生活水準を考慮し最低賃金水準を定めるものとされ、最低賃金水準は地域ごとにその水準が異なる可能性がある。州政府が定める最低賃金率は、中央政府が定める当該地域の最低賃金水準を下回ってはならず、州政府が定める最低賃金率が、中央政府が設定した最低賃金水準よりも高い場合、州政府が定める最低賃金率が基準となる。

(2) 賃金の支払い

1936 年賃金支払法では、賃金期間は 1 か月を超えてはならず、支払期限は、事業所の従業員数に応じて、賃金支払期間の満了日から 7 日目または 10 日目までとされていた。2019 年賃金法では、支払いに関するルールが細分化され、日給・週給・隔週給・月給の各支払方法に応じて、異なる支払期限を定めている。また、使用者は、従業員の解雇や自主退職などの雇用終了時において、雇用終了日から 2 営業日以内に支払いを行わなければならない。なお、1936 年賃金支払法では、使用者は、罰金・立替金の回収などにつき、賃金の 75%を超えない限り賃金から控除できるとされていたが、2019 年賃金法では、控除額の合計が賃金の 50%を超えてはならないとされた。

(3) 賞与

1965 年賞与支払法では、月額賃金が 21,000 ルピー以下の従業員に対して賞与の支払義務があるとされていたが、2019 年賃金法では、各州政府が賞与の支払義務の対象範囲を決定するとされたため、支払対象となる従業員の範囲を確定するには、各州政府の通知を確認する必要がある。また、1965 年賞与支払法上、従業員は、事業所内での詐欺行為、暴動・暴力行為、窃盗・横領・器物損壊により解雇された場合には賞与受給資格を喪失するとされていたが、2019 年賃金法では、これらに加え、セクシャルハラスメントに関する罪での有罪判決を受けたことも喪失事由となった。

²⁶ (a) 法定賞与、(b) 住居手当、光熱、水道、医療、その他の便宜の提供、一般または特別命令により賃金の計算から除外されるサービスの提供、(c) 年金または積立基金拠出金 (Provident Fund) とこれらに対する利子、(d) 通勤手当、(e) 特別経費、(f) 家賃手当、(g) 当事者間の裁定や和解、裁判所や審判所の命令に基づいて支払われる報酬、(h) 時間外手当、(i) 手数料、(j) 退職金、(k) 普通解雇に伴う補償やその他退職に伴う手当。

以下は、インド主要都市と参考としてのバンコクの賃金水準と法定最低賃金をまとめた図表である（図表 19-2）。ムンバイ以外のインドの主要都市では、いずれかの職種において賃金水準がすでにバンコクよりも高くなっている状況である。

図表 19-2 インド主要都市の賃金水準及び法定最低賃金（月額、米ドル、基本給）

			ニューデリー	アーメダバード	チェンナイ	ベンガルール	ムンバイ	【参考】バンコク
賃金	製造業	ワーカー（一般職）	448	287	289	396	337	437
		エンジニア（中堅技術者）	673	589	555	587	543	781
		中間管理職（課長クラス）	1,359	1,524	1,505	1,347	1,490	1,622
	非製造業	スタッフ（一般職）	735	n. a.	735	720	698	844
		マネージャー（課長クラス）	1,850	n. a.	1,862	2,116	1,777	1,709
		店舗スタッフ（アパレル）	178～262	595～654	n. a.	Fresher：297 Experienced：426	n. a.	386
		店舗スタッフ（飲食）	178～297	476～535	n. a.	Fresher：274 Experienced：359	190.3～297.3	386
	法定最低賃金	非熟練工	月額：215	日額：5.38	月額：176	（自動車エンジニアリング業界） 月額：197 （電気電子業界） 月額：214	月額：156（中心部）、148（郊外）	日額：10.16～11.40
		準熟練工	〃：237	〃：5.49	〃：180	（自動車エンジニアリング業界） 月額：212 （電気電子業界） 月額：221	〃：169（中心部）、161（郊外）	
		熟練工	〃：261	〃：5.64	〃：186	（自動車エンジニアリング業界） 月額：217 （電気電子業界） 月額：230	〃：183（中心部）、173（郊外）	
	賞与支給額 （固定賞与+変動賞与、対基本給与：ヵ月分）		1.08	0.47	1.26	1.41	1.35	2.68
	社会保険負担率		事業主：13% ^{*1} （内訳）年金基金：8.33% ^{*2} 、積立基金：3.67% ^{*3} 、管理費：0.5% ^{*4} 、保険料：0.5% ^{*5} 従業員（本人）：12% （内訳）従業員積立基金（EPF）：12%					事業主：5% 従業員（本人）：5% 政府：2.75%
	名目賃金上昇率	2021年	3.9%	6.0%	8.0%	9.4%	8.0%	0.92%
		2022年	11.0%	7.5%	9.2%	8.9%	5.0%	4.36%
		2023年	8.0%	11.5%	13.7%	10.8%	25.0%	0.45%

- （注1） 事業主負担率は適用金額などにより変動
（注2） 年金基金は 8.33%か 1,250 ルピーの低い方
（注3） 積立基金は 12%から年金基金負担分を差し引いたもの
（注4） 管理費は 0.5%か 500 ルピーの高い方
（注5） 保険料：対象上限 15,000 ルピー
（出所）JETRO「2024 年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査（2025 年 3 月）」より作成

4. 雇用関係

（1）従業員の募集

進出日系企業では、インターネット、新聞広告、人材派遣会社などを通じて採用を行っている。特に、携帯電話やインターネットの普及により、人材紹介会社（日系を含む）への登録や相談が一般的となっている。自社で募集する場合には、大学や技術専門学校に直接出向いて卒業生をエンジニア候補として面接・採用したり、学生のインターンシップを受け入れ、条件が合えばそのまま採用したりするなどしている。インド人の従業員の多くが、より高い給与水準を提示されれば他社に転職することを厭わない傾向にあるため、ヘッドハンティングを活用して人材を集めている企業、業界も少なくない。後述のひとくちメモ 8 にも記載のとおり、2025 年 6 月の現地企業ヒアリングによると、特にホワイトカラーの人材については流動性が高いようで、転職により 20~30%年収増となるため、2~3 年ごとに転職しステップアップしていく人材が多いとのことである。

る。しかしながら、企業が毎年 20～30%の昇給を行うことは難しく、実際は 10%程度の昇給幅としているケースが多い。そのかわり、長く働いてもらうためのチームビルディングのイベント等を開催し、従業員との信頼関係の構築に取り組んでいる企業もあるようだ。

ワーカーの雇用では、一般にインドにおいて従業員（正社員）の解雇が困難であることから、日系製造業企業では、まず期間工（契約社員）として採用し、パフォーマンスの良い場合に正社員とする方法が多くとられている。また、特定職業についてはカーストの影響が強く、企業のニーズに合った人材が採用しにくいというケースもある。

東南アジア諸国などで多く見られる、工場のワーカーの大半を女性従業員が占めるような工場は、繊維関連の工場の一部あるようではあるが、日本企業では殆ど見られないようである。女性ワーカーを採用する場合は、犯罪に巻き込まれるのを防止するなどのため、通常勤務は日中のみとすること、残業があった場合は自宅まで当人を送ること、などの措置が必要となることもある。しかしながら、上述の通り、女性の深夜労働に関しては、ハリヤナ州やグジャラート州などでは個別通知が下され、条件付きで認められている。

インドには、幾つかの就労経験と組み合わせた人材育成制度があり、進出日系企業の中には、こうした制度を活用・連携しながら、人材育成と人材確保に取り組んでいる企業もある。日本政府は、2016 年 11 月には、日印首脳会談で「ものづくり技能移転推進プログラムに関する協力覚書」を取り交わし、日本式ものづくり学校（Japan-India Institute for Manufacturing : JIM）と、インド国内大学への寄附講座（Japanese Endowed Courses : JEC）からなる JIM&JEC プロジェクトにて、以下の NEEM や Apprenticeship などの制度と連携した取組みを行っている。2024 年 7 月には株式会社ミツバ、フジテック株式会社、キヤノン株式会社、アイティップス株式会社、株式会社デンソーによりインドに新たに設置された 5 つの人材育成機関が JIM として認定されている。

また、独自に教育機関との提携に取り組んでいる日系企業もある。企業が教育機関に対してツールキットを提供することで、学生が早いうちから専門知識や企業の製品に対する知識を深められるよう支援するというものである。これにより採用のスキルギャップを減らし、効率的な人材育成につなげている。

- ・ 国家雇用拡大ミッション（National Employability Enhancement Mission : NEEM）

インド政府認可の教育制度で、家庭の事情で教育を受けられない若者に実践的な教育を施し、雇用を促進することを目的とし、2013 年にインド技術教育委員会（All India Council for Technical Education : AICTE）により開始されたスキーム。学びながら稼ぐ「Learn and Earn モデル」を特徴とし、教育機関と企業が共同でものづくり学校を運営するもの。規定のプログラムを修了した生徒には、教育内容に準じたディプロマ（高等専門学校の卒業資格に相当）が与えられたが、2022 年末にプログラムの廃止が決定され、2025 年 7 月末現在では実施されていない

- ・ 徒弟訓練（Apprenticeship）

1961 年徒弟訓練法（Apprenticeship Act, 1961）が特定の産業の使用者に、6 か月から年間の徒弟訓練制度（Apprenticeship Training Scheme）を実施することを義務づけている。対象者は中途退学者及び産業訓練研修所の卒業生で 5～12 学年と同等の学歴を有する者である。徒弟訓練契約を締

結し、中央または州の徒弟訓練相談所に登録する。訓練中は、基礎訓練や OJT を行い学齢や訓練期間に応じて最低手当が支払われる。年に複数回全インド職業検定が実施され、それに合格すると国家徒弟訓練証明書を付与され、就職先を見つけやすくなる。

(2) 雇用契約の締結

インドでは労働者を雇用する場合、労働者に対してオファーレターという形で雇用条件を記載した書面を交付し、または会社と労働者の間で書面の雇用契約を締結することが一般的である。実務上は全ての被雇用者に共通する出退勤時間や休暇などの雇用条件をサービス規定（Employee Handbook や Employee Manual などと呼ばれる）として策定している。個別契約では給与や手当などの個別条件のみを規定し、「その他の勤務条件はサービス規定に従う」旨を記載することが多い²⁷。

2020 年労使関係法上、「労働者（Worker）」は、企業が雇っている全ての従業員ではなく、一定の従業員に限定されている。同法上、「労働者（Worker）」とは、手作業的、非熟練的、熟練的、技術的、作業的、事務的または監督的業務を行うために雇用されている者のうち、月額賃金が 18,000 ルピーまたは中央政府が定める金額を超えており監督的立場で雇用されている者、経営的または管理者の立場にある者などを除いた者とされる。なお、1947 年産業紛争法では、労働法の保護の対象となる「労働者」は、「Workman」という用語で定義されていたが、新法では、「Worker」という用語を用いている。従来、月額 10,000 ルピーを超える賃金を受領しているかが金額基準とされていたが、これが月額 18,000 ルピーまたは中央政府が定める金額に変更された。

(3) 従業員の解雇

1947 年産業紛争法上の解雇規制は原則、「労働者（Workman）」のみに適用される。「非労働者」については、一部の州法を除き一般に法令上の解雇規制が存在しないため、解雇は雇用者と非労働者の間の契約の規定に従って行われる。労働者の解雇については、1947 年産業紛争法が規制しているが、日本と同様、解雇の実体規定は記載されておらず、解雇の手続き内容のみの規定に留まる。解雇の日に先立つ 1 年間に継続的雇用されていた労働者を解雇するためには、図表 19-3 の条件を満たす必要がある。また、日本と同様、インドでも解雇手続に加え、労働裁判所（Labor Court）における判例上、解雇には相当な理由が必要とされる。少なくとも、労働者については整理解雇や能力不足などによる解雇は簡単ではなく、実際は自主退職を促すのが一般的と言える。実際に、2025 年 6 月のヒアリングの際、問題のある従業員を解雇してしまうと訴訟に発展するリスクが高いため、自己都合退職の形を取るよう配慮していると企業の声が聞かれた。ほかには、解雇にあたり訴訟に発展するのを防ぐため、予め雇い入れ時の規則として解雇条項を盛り込むようにしている企業の事例も見られた。

なお、従業員からの意思表示により雇用関係を終了（退職）する場合、従業員が会社に対して退職届を提出する。使用者側が退職届をドラフトすることが一般的であるが、退職届の記載内容を誤ると事後的に紛争に発展するケースもありうるため、その内容は慎重に検討する必要がある。また、従業員がドラフトするケースにおいては、退職理由欄に会社側に問題があった（ハラスメ

²⁷ 日本とは異なり、一定の場合を除き、サービス規定の策定が法律上要求されているわけではない。

ントなど)などの記載があった場合、これを受理すると当該従業員が退職後に労働審判所や裁判所に「退職を強制された」として会社を訴える可能性もあるため、従業員がドラフトした退職届の確認も重要である。

なお、1947 年産業紛争法上、使用者は、過去 12 か月間において 1 営業日平均 100 人以上の労働者が雇用されている事業所で雇用されている労働者の解雇、人員削減、または事業所の閉鎖をする場合、州政府から事前の許可を得なければならないとされていた。2020 年労使関係法では、同様の規制枠組みが維持されているものの、適用対象となる事業所における労働者の人数要件が 100 人から 300 人（または州政府が定める 300 人を超える人数）に引き上げられ、規制が緩和されている。

図表 19-3 労働者の解雇手続

No.	条件
1	最低 1 ヶ月前までに解雇の理由を示した書面による通知が行われること または、通知に代えて通知期間の賃金相当額が支払われること
2	継続的雇用にあった期間の 1 年ごと、または 6 ヶ月を超える 1 年について、「平均給与（月払いの労働者の場合、過去 3 ヶ月の賃金の平均）」の 15 日分の割合で計算した解雇補償金が解雇時に支払われていること
3	所定の様式による通知が、政府当局に、条件 2 の通知から 3 日以内に書留郵便で送付されること

（出所）アンダーソン・毛利・友常法律事務所資料より作成

5. 労働条件

2020 年労働安全衛生法は、1948 年工場法、1952 年鉱山法、1951 年プランテーション労働法などを含む 13 の法律を統廃合するかたちで制定され、労働時間などの労働安全衛生について規定した。労働安全衛生法では、原則 1 日あたりの労働時間を 8 時間と規定しており、1948 年工場法では、1 日 9 時間までの労働が認められていたところ、1 時間短縮された形となった。

図表 19-4 連邦法・州法の定める労働条件の概要

	2020年労働安全衛生法	デリー店舗及び商業施設法	タミルナドゥ店舗及び商業施設法
基本労働時間	1日あたりの労働時間を8時間とし、週6日を超えて労働者を働かせてはならない。(26条(1)) (今後、更に州政府が定める可能性有)	所定の繁忙期を除き、原則として、1週間に48時間、1日に9時間まで(8条。ただし18才以上の場合)	原則として1日8時間、1週間に48時間(9条。ただし17才以上の場合)
休憩	(今後、更に州政府が定める可能性有)	5時間の労働の後、少なくとも30分(10条)	4時間の労働の後、少なくとも1時間(9, 14条)
時間外労働	時間外労働については、2倍の賃金を支払わなければならない。(27条) (今後、更に州政府が定める可能性有)	1日に9時間、または1週間に48時間以上労働した場合、当該時間外労働部分について通常賃金の2倍の賃金(8条)	1日に8時間、または1週間に48時間以上労働した場合、当該時間外労働部分について通常賃金の2倍の賃金(31条)
年次有給休暇と買取義務	年間180日以上を労働に従事した全ての労働者は、20日毎に1日の有給休暇を取得。(32条(1)(ii)) 30日を超えない限度で、次年に持ち越すことが可能。 年間累積休暇日数が30日を超える場合、買取りを使用者に請求できる。 解雇または退職時等に、未消化の有給休暇の買い取りを使用者に対して請求できる。(32条(1)(viii)、(ix))	4ヵ月間の連続勤務の後に5日以上、12ヵ月間の連続勤務の後に15日以上、ほか(22条) 消化未了で解雇または退職した場合には、使用者は日数相当分の賃金支払い義務あり(22(2)条)	12ヵ月の連続勤務の後に12日間(25条) 消化未了で解雇または退職した場合には、使用者は日数相当分の賃金支払い義務あり(25(3)条)
賃金支払原則	規定なし(賃金法に従う)	支払単位は毎月またはそれより短い期間とする必要があり、かかる期間終了後7日以内に原則現金での支払が必要(19条)	支払単位は毎月またはそれより短い期間とする必要があり(30条)、かかる期間終了後5日以内に原則現金での支払が必要(32条)

(出所) 各種ウェブサイト情報を参考に作成

6. 年金・社会保険

2020年社会保障法は、これまでの社会保障に関する法律を改正して統合するために制定された。従業員及び労働者に加え、ギグワーカー、プラットフォームワーカー、非組織ワーカーなどもその対象に含め、社会保障の範囲を拡張している。また、一定規模以上の使用者に対して、従業員積立基金制度、従業員国家保険制度、退職金や出産給付金などの支給を義務付け、労働者の社会保障の拡充を図っている。

なお、インドに駐在する日本人労働者については、2016年10月1日付で日印社会保障協定が発効したことにより、日本とインドでの社会保険料の二重負担が解消されるなど、インド現地の日系企業と日本人駐在員のインド側での社会保障料の負担が大幅に軽減された。

図表 19-5 社会保障関連法規の概要²⁸

法規	概要
従業員積立基金制度	工場、その他施設で雇用されている従業員、かつ月額賃金が 15,000 ルピー以下の者は加入義務がある。雇用者が支払う拠出金は、毎月、基本賃金、物価補償手当及び引止手当の 12%（中央政府が定める一定の施設の場合は 10%）に相当する金額となる なお、2020 年社会保障法は、20 人以上の従業員が所属する全ての事業所まで適用範囲を拡大している
従業員年金制度	従業員積立基金及び雑則法が適用される工場、その他の施設で雇用されている従業員に対して適用される。雇用者は、従業員積立基金制度に基づく雇用者の拠出金から、従業員による支払いの 8.33%に相当する拠出金の一部を従業員年金基金に送金しなければならない。これに対して、中央政府が、従業員の賃金の 1.16%分の拠出を行う。従業員年金制度に基づき、従業員は、退職、定年退職、並びに恒久的及び全面的障害などの場合に年金を受け取ることが可能
従業員預金リンク保険制度	適用条件は従業員年金制度と同様。従業員預金リンク保険制度上、従業員は拠出を行う必要がない。雇用者は、従業員の賃金の 0.5%に相当する額を拠出する。当制度は基本的に生命保険プランであり、このプランに従い、従業員が雇用中に死亡した場合、当該従業員が指名した者またはその家族に対して一括金が支払われる
退職金支払法	原則、以下に掲げる事由が生じた場合に従業員に退職金が支払われる ・ 定年退職 ・ 退職（解雇含む）または辞職 ・ 事故または疾病による死亡または障害
従業員州保険法	疾病給付金、出産給付金、雇用中の傷害または死亡による障害給付金、扶養家族給付金、医療給付金及び葬儀給付金などの給付金について定めた法。当法は全従業員に適用されるが、月額賃金が 21,000 ルピーを超える従業員には適用されない。従業員州保険法に基づき設立された保険基金に対する雇用者及び従業員の拠出金は、それぞれ賃金の 3.25%及び 0.75%である

(出所) JETRO「インド投資ガイド」より作成されたものを一部改訂

²⁸ 2008 年に従業員積立基金制度及び従業員年金制度が改正され、国際労働者にも適用されることとなった。

図表 19-6 社会保障負担率

事業主		従業員	
負担率	: 13% (注1)	負担率	: 12%
(内訳)		(内訳)	
年金基金	: 8.33% (注2)	従業員積立基金 (EPF)	: 12%
積立基金	: 3.67% (注3)		
管理費	: 0.50% (注4)		
保険料	: 0.50% (注5)		

(注1) 事業主負担率は適用金額などにより変動

(注2) 基金は 8.33%か 1,250 ルピーの低い方

(注3) 基金は 12%から年金基金負担分を差し引いたもの。また、年金基金はインド最高裁判所より、従来の 8.33%に 1.16%追加分を含め 9.49%に引き上げる指示が出ている (外国人を除く、2023 年 5 月 3 日 付労働雇用省通達 S.O. 2061(E))

(注4) 管理費は 0.5%か 500 ルピーの高い方

(注5) 保険料: 対象上限 15,000 ルピー

(出所) JETRO「2024 年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査 (2025 年 3 月)」より作成

7. 労使関係

2020 年労使関係法は、1926 年労働組合法、1946 年産業雇用（就業規則）法、及び 1947 年産業紛争法が統合されたものである。解雇に関する制限規制や、就業規則の作成義務などに加えて、労働組合やストライキ、ロックアウトなどの集団的労使関係を整理した労働者の定義などが示されている。2020 年労使関係法では、団体交渉の主体が明確化されており、事業所に労働組合が一つしか登録されていない場合には当該労働組合、複数の労働組合が登録されている場合には事業所において 51%以上の労働者の支持を得ている労働組合が交渉の相手方となる。複数の労働組合が設置されているもののいずれの労働組合も 51%以上の労働者の支持を得ることができていない場合、使用者は、事業所における 20%以上の労働者が支持する労働組合の代表者で構成される交渉評議会 (Negotiating Council) を構成し、交渉評議会との交渉を行う。

労働組合を組成するにあたり特別な要件はなく、いかなる労働者も労働組合を組成することができる。ただし、労働組合法 (Trade Unions Act, 1926) 上の登録を受けるためには一定の要件を満たすことが必要である。登録は義務ではないが、登録された労働組合のみが、労働争議に関して民事及び刑事上の免責を受けることができる。労働者 (「Worker」) を組合員とする労働組合の場合、「①その労働組合に関係する施設に従事する労働者のうち 10%または 100 人のうちいずれか少ない方の人数が組合員であって、且つ、②その施設に従事する労働者のうち少なくとも 7 人が組合員であること」が労働組合法に基づく登録の要件とされている。

労務管理における組合対策としては、日系企業の対応としては、総務や人事担当にインド人を置き、労働者の賃金交渉などを任せるケースが多い。特に英語が話せない労働者が多い場合には、現地人に任せる利点は大きい。その観点からは、総務・人事を現地ローカルパートナーに依頼できる合弁形態の進出にメリットがあるとも言えるが、一方で 100%出資による進出で優秀な総務・人事担当者を新規採用し、日本的な訓練を施す方が事業の現地化を進める観点からも良いとの意見もある。また、日系企業への過去のヒアリングによると、労働争議防止の観点から、従業員が

地元出身者や特定の地域出身者に偏ってグループ化しないよう、州外・域外からも人材を採用するという企業もあった。

なお、労働・雇用省の「Statistics on Industrial Disputes, Closures, Retrenchment and Lay-offs In India During the Year 2022」によると、2022 年のインド州別の労働争議件数及びその概要は図表 19-7 のとおりである。

図表 19-7 インド州別の労働争議件数及びその概要（2022 年）

州名	件数（件）	参加人数（人）	損失日数（日）
Andhra Pradesh	1	534	55,536
Assam	2	1,265	5,865
Bihar	(注1)	10,255	20,510
Chandigarh (注2)	(注1)	2,296	2,296
Chhattisgarh	1	1,512	1,751
Gujarat	6	22,568	63,308
Haryana	3	500	41,133
Karnataka	1	11,568	18,893
Kerala	3	19,906	192,656
Madhya Pradesh	(注1)	59,731	59,731
Maharashtra	6	6,309	128,882
Rajasthan	3	114,090	212,931
Tamil Nadu	13	6,391	85,116
Telangana	2	340	53,176
Uttar Pradesh	(注1)	4,817	9,634
Uttarakhand	(注1)	35,570	68,570
West Bengal	(注1)	367	734
Total	41	298,019	1,020,722

(注 1) 2022 年には 3 件の全国ストライキ（All India Strike）が発生したが、損失労働日数（mandays lost）が最も多かった州／連邦直轄地域にその件数が計上されているため、(注 1) の州、連邦直轄地域（Union Territory）ではカウントされていない。ただし、この全国ストライキについてこれらの州／連邦直轄地域において関与した参加人数、損失日数はカウントされているため、該当する州／連邦直轄地域に含まれている。

(注 2) パンジャブ州、ハリヤナ州、ヒマチャル・プラデシュ州、ジャンム・カシミール州、及びチャンディール（連邦直轄地域）にある事業所を管轄しており、労働者の州別分布が不明なため、チャンディール連邦直轄地域に分類されている。

(出所) 労働・雇用省「Statistics on Industrial Disputes, Closures, Retrenchment and Lay-offs In India During the Year 2022」

8. 労働紛争の解決

(1) 個別労使紛争

訴訟社会であるインドにおいて、労使関係に不満を持った労働者が使用者を提訴する訴訟は多く、日系企業もその例外ではない。

訴訟解決の方法は、大きく分けて労働者（「Workman」）と非労働者（「Non-Workman」）で異なる。

ノンワーカーマンの場合、原則として労働契約の規定に従った紛争解決がなされ、仲裁合意をすることも可能である。一方、ワーカーマンの場合には、原則として産業紛争法が定める労働調停官、労働裁判所などが使用者との紛争を管轄する。労働者、非労働者の場合を問わず、インドでは、一般に労働者に有利な判断がなされる傾向にあるとされる。

(2) 集団的労使紛争

インドにおける団体交渉のプロセスは地域性があるが、一般的には以下のように整理される。

- ① 交渉開始 (Charter of Demands) : 労働組合が使用者との交渉を求める事項 (賃金、ボーナス、労働時間、福利厚生など) について要求事項を書面で提示。
- ② 団体交渉 (Negotiation) : Charter of Demands の提示を踏まえた労使間交渉。
- ③ 労使協定の締結 (Collective Bargaining Agreement) : 交渉で合意に至った事項に関する労使協定の締結。合意に至らない場合には、労働組合がストライキなどの手段に出ることもある。
- ④ 調停手続 (Conciliation) : ストライキなどの通知を受けると調停官 (Conciliation Officer) が選任される。調停官は事案を調査して調停を実施し、労使に対する和解案 (Settlement) の提示または労働裁判所 (Labour Court) もしくは産業紛争審判廷 (Industrial Disputes Tribunal) への事件回付を行う。
- ⑤ 裁判・仲裁 (Dispute Resolution) : 調停が不調に終わった場合、当該紛争は、労使間の同意を不要とする仲裁 (Compulsory Arbitration)、労働裁判所 (Labour Court) または産業紛争審判廷 (Industrial Disputes Tribunal) に付される。

2020 年労使関係法では、一定の場合のストライキが禁止され、違法であると明記された。労働者がストライキを実施するためには、ストライキの開始前 14 日前から 60 日前までの間に使用者に通知をしなければならず、事前通知のないストライキは違法なストライキとなる。また、ストライキの開始日が当該通知に記載されている場合、当該開始日前に実施されたストライキは違法なストライキとなる。違法なストライキまたはそのストライキの継続に対しては、1 万ルピー以下の罰金、1 か月以下の禁錮、またはその両方が科せられる。

なお、ストライキの定義は、2020 年労使関係法上、拡張されており、あらゆる業界で雇用される労働者の集団が共同して行う作業の停止、集団での作業の拒否、または現に雇用されもしくは雇用されたことのある者が共通の理解のもとに作業の継続または雇用の承諾を拒否することに加えて、50%以上の労働者が共同して臨時休暇をとる場合を含むものとされた。

他方、使用者が実施するロックアウトについても、ストライキ同様の通知要件を満たさないなどの一定の場合違法となる。違法なロックアウトを開始または継続した場合、10 万ルピー以下の罰金、1 か月以下の禁錮またはその両方が科せられる。

2020 年には労働雇用省により、ネット上で労働紛争について申し立てを行うことができる「SAMADHAN」と呼ばれるポータルサイトが開設された。違法な解雇、賃金不払い、支払い遅延などについて苦情申し立てを行うプラットフォームとなっており、ここ数年において

SAMASHAN 経由で受理、処理された労働紛争件数は増加している。

9. 外国人就労規制と労働許可取得

インドでは、外国人の就業規制は特に設けられていない。就労ビザは原則、初回は上限 1 年間有効の数次ビザが発給されることが多い。以降、最大 10 年まで延長が可能である。延長手続は、外国人登録局（Foreigner's Regional Registration Office : FRRO）で行う必要がある。

ひとくちメモ 7: インドにおける禁酒政策

インドに特徴的な政策として禁酒政策がある。国全体では飲酒は禁じられていないものの、州ごとに禁酒政策が実施されている場合がある。また、飲酒が禁止されていない場合も、飲酒が社会悪とみなされるような場合もあり、禁酒習慣に慣れてない日本人にとっては、後ろめたい思いをすることもああるかもしれない。

例えば、グジャラート州では、1949 年から一部の例外特区を除いて全面禁酒である。ビハール州は 2016 年から全面禁酒となっており、違反した場合は厳罰が課される。また、ナガランド州やミゾラム州の一部地域でも禁酒政策が実施されている。州ごとの政策以外にも、選挙日や宗教の祝祭日（ガンディーの生誕日など）にも酒類販売が制限され、レストランでの提供も制限される場合もある。このように、販売が制限される日をドライデーと呼ぶ。販売可能な場合も、販売期間が決まっていたり、日曜や祝日に販売禁止の州もあるため、注意が必要だ。

以上を踏まえ、飲酒が想定される接待やイベントの計画時には、これらを念頭において計画すると良い。

ひとくちメモ 8： インドの人材の特徴と採用上の留意点

現地に進出する日本企業へのヒアリングを通じて見えてきたインド人材の特徴と、マネジメント上の留意点としては以下が挙げられる。

まず、人材レベルのばらつきが大きく、優秀層とそうでない層の差が大きいという声が多く聞かれた。以下に現地人材の特徴をいくつか挙げるが、いずれも業種などの人材層によって該当しない場合もある。

コミュニケーションの特徴として、曖昧さはあまり理解されず、Yes, No を明確に伝えることが重要とされている。また、概して交渉や議論を好む傾向があり、交渉ごとが比較的得意な人材もいる。他方で、途中で話がそれてしまう場合もあるため、論点を常に明確にして話し、合意を取ることが重要である。

次に、業務の進め方の特徴として、特にワーカーの場合は、自ら考えて動くよりも、年長者や上司の指示を重視する傾向があるようだ。上位者に迷惑をかけまい、との考えから事象の共有、報告が遅くなってしまう場合もあるため、報告体制の仕組み化や日ごろの関係性の構築などによる対策が重要である。また、特に製造業においては標準化やプロセスの見える化に課題がある場合もあり、駐在員が積極的に介入し、仕組み化を進める必要がある場合もある。

最後に、人材採用の観点では、日本と比較して短期間での転職が一般的である。試用期間を設けることも一般的であり、その期間中にパフォーマンスが出なければ、企業側もあまり躊躇なく人材の入れ替えを行う。他方、求職者側に関しても、近年のインドでは年率 10% 程度の給料アップが一般的であり、転職により 20% 程度以上上がる場合もあるため、短期間での転職が多い。人材の流出を防ぐためには、研修や福利厚生など、給与以外の面での定着の取組みも重要だ。また、インドの人件費が安いというのは、ワーカーははじめ一定レベルの人材には当てはまるが、優秀層には必ずしも該当しない。優秀な人材の確保には、相応の給与が必要になってくる。

ひとくちメモ 9： 世界最古の大学

仏教発祥の地として知られるインドでは、仏教研究や修行僧に対する仏教教育も盛んであった。とりわけ北東部ビハール州で運営されてきたナーランダ・マハーヴィハラ（ナーランダ大学）は一流仏教教育機関として名高く、インド国内のみならず国外からも留学僧を受け入れていたほどである。

ナーランダ大学は紀元 5 世紀ごろ設立され、世界最古の大学の一つとされる研究・教育機関である。最盛期には 1 万人以上の学生、2,000 人の教師がいたとされ、12 世紀末ごろにイスラム王朝の征服を受けて破壊されるまで仏教研究・教育の中心地として栄華を誇った。その文化的価値が評価され、2016 年には「ビハール州ナーランダのナーランダ・マハーヴィハラ（ナーランダ大学）の考古遺跡」として世界遺産にも登録された。同大が破壊されてから約 8 世紀後、当時のインドの大統領であったアブドゥル・カラーム氏が 2006 年、再びアジアの軸となる教育機関の設立を目指し、ナーランダ大学の復興に関する議論を開始した。ほぼ同時にシンガポール外相（当時）のジョージ・ヤオ氏によるナーランダ大学復興計画の提案がインド政府に対してなされ、日本を含む諸外国の協力も受けて 2014 年に第 1 期の学生を受け入れ、大学院教育が開始された。

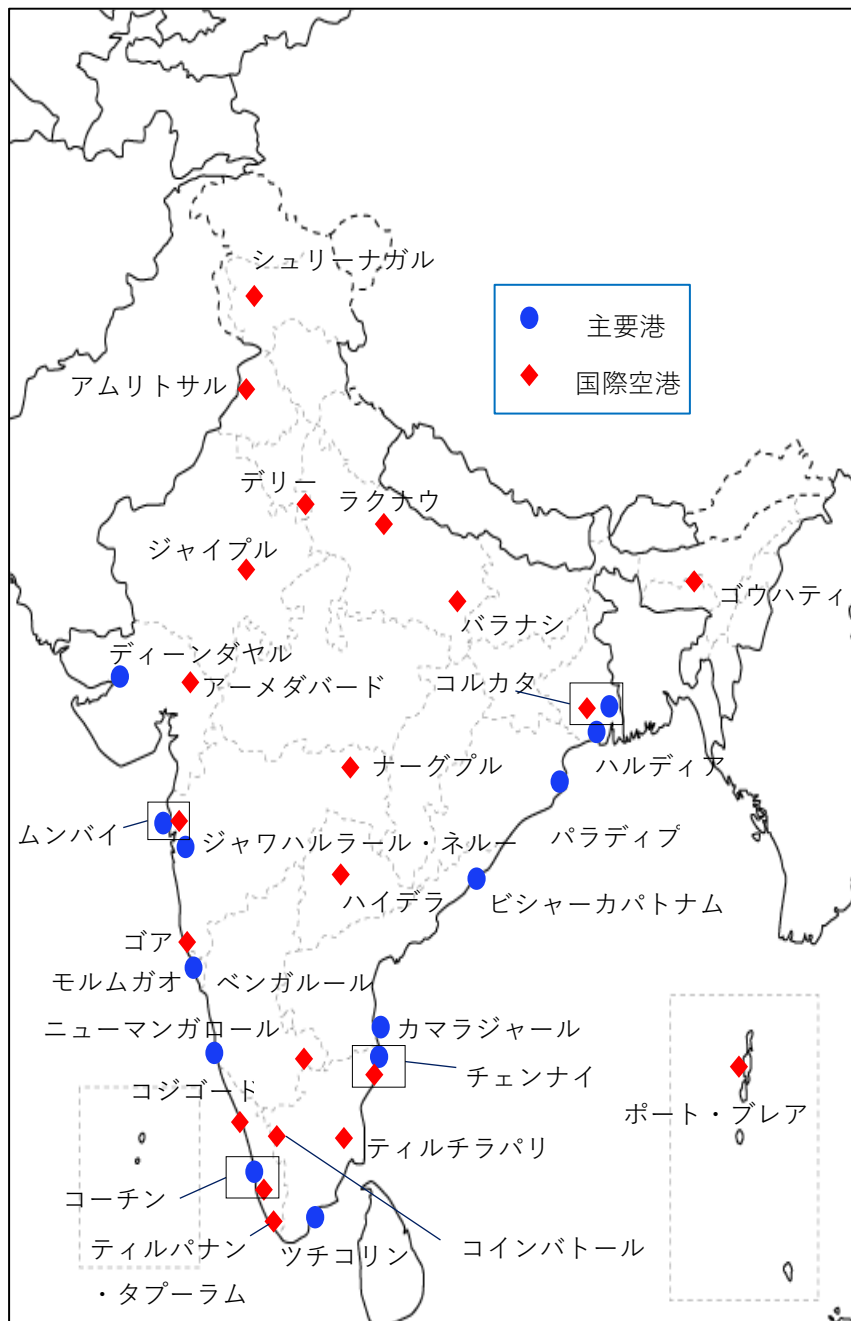
現在のナーランダ大学は歴史学、環境学、仏教学・哲学・比較宗教学、人文科学部、経営学部の 5 学部制を採っており、旧ナーランダ大学と同様留学生の受入にも熱心である。キャンパスは旧ナーランダ大学跡と同じビハール州に建設された。

参考文献：ゴープ・サバロワール「ナーランダ大学の復興計画」（所収：東洋哲学研究所『東洋学術研究』第 50 巻 2 号、2011 年）

第20章 物流・インフラ

図表 20-1 にて、インドにおける主要な港湾と国際空港の位置を示した。

図表 20-1 主要な国際空港とメジャーポートの位置



(出所) インド海運省、インド空港局ウェブサイトより作成。

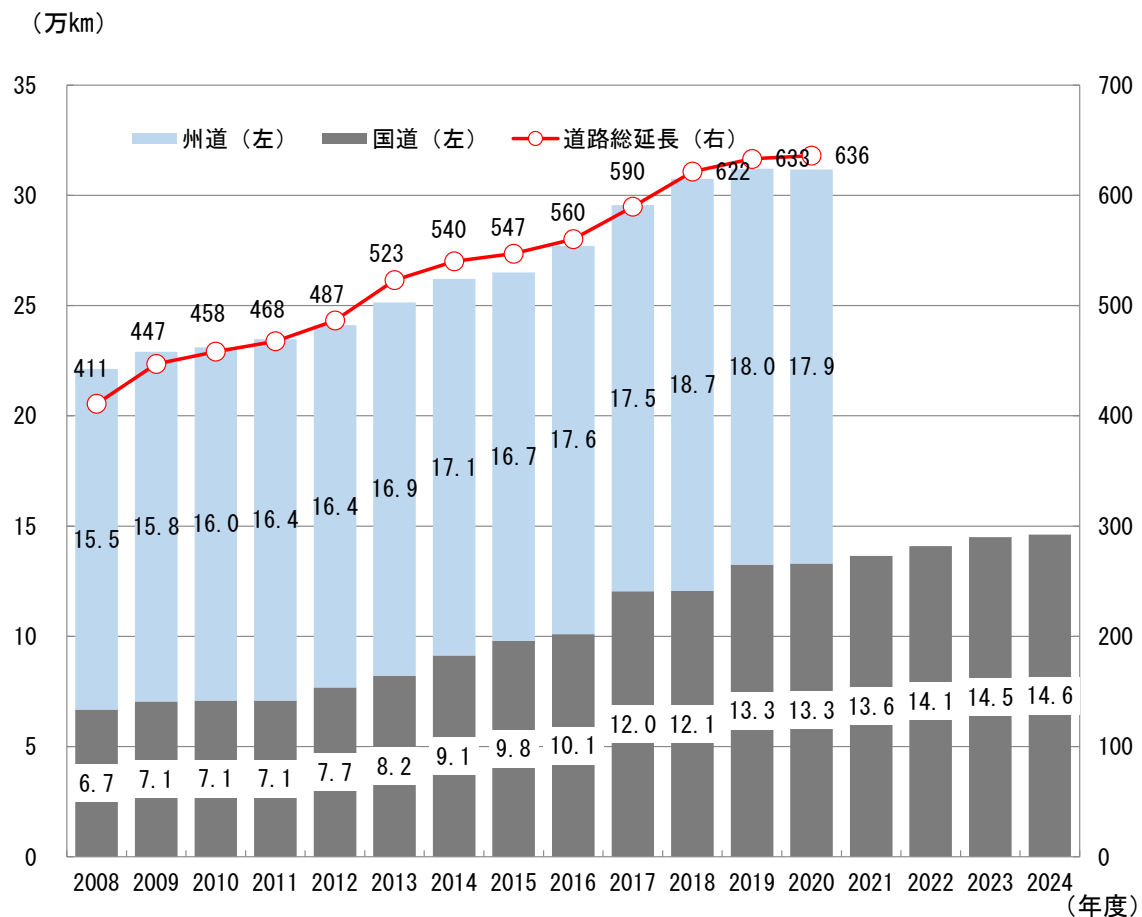
白地図は白地図専門店 (<http://www.freemap.jp/>) よりダウンロード、加工して掲載

1. 道路

インド道路交通省によると 2019 年 3 月末時点のインドの道路総延長距離はおよそ 637 万 km であり、これは当時米国に次いで世界第二位の長さであった。総延長のうち、約 13 万 km（総延長の 2%）が国道で、州道は約 18 万 km（同 3%）であった。しかしながら、道路総延長及び州道延長については、統計調査が終了している可能性が高く、2020 年以降のデータは入手が難しい状況である。国道延長に限ると 2024 年まで微増が続いており、2024 年は 14.6 万 km であった。

舗装率に関しても最新のデータは公開されていないが、2019 年時点の舗装率は国道が 100%、州道で 99% であった。しかし、道路全体では、2019 年 3 月末時点でも 64.6% に過ぎなかった。このため、工業団地周辺であっても道路が未舗装の場合もある。

図表 20-2 道路の総延長距離推移



(出所) Ministry of Road Transport and Highways より作成

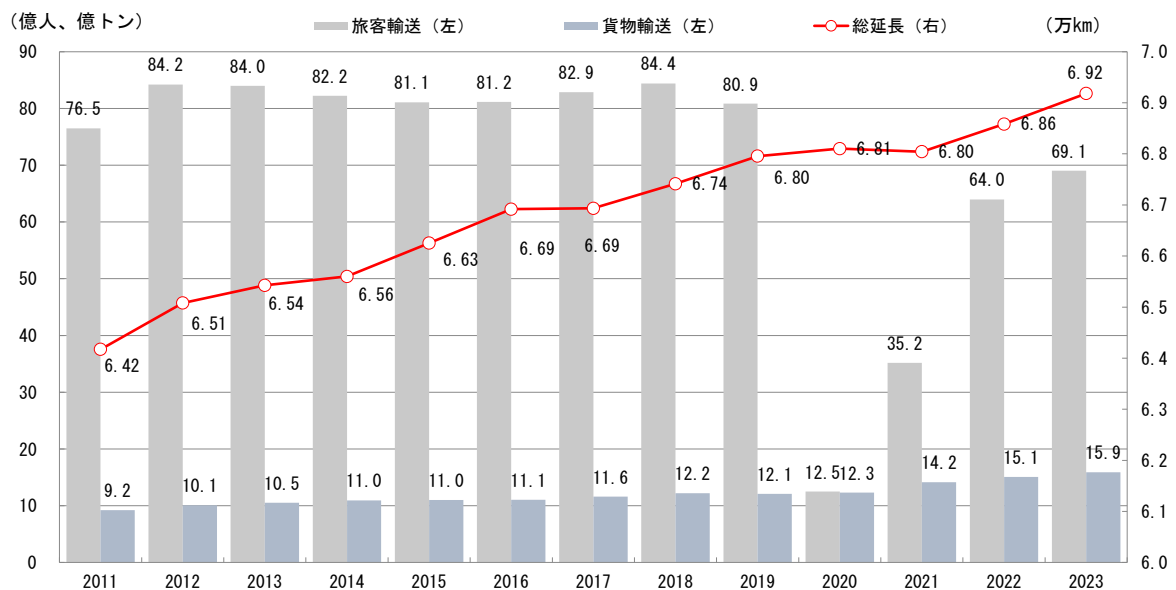
2. 鉄道

インドの鉄道は国有企業であるインド国鉄 (Indian Railways) の独占事業であり、鉄道省 (Ministry of Railways) が管轄している。インド国鉄は、英国統治時代の 1853 年に創業し、2023 年 2 月時点で約 118 万人の従業員を抱える、世界有数の巨大鉄道事業者である。

2023-24 年度における鉄道の総延長は対前年度比 0.1%増の 69,181 km である。同年度の貨物輸送量は対前年度比 5%増の 15.9 億トン、旅客輸送数はコロナ禍の影響で一時大きく減ったもののその後回復し 2023-24 年度は対前年度比 8%増の 69.1 億人であった。(図表 20-3)。

中央政府は、原則として鉄道事業に対する外国企業の出資を禁止しているが、2014 年頃から高速鉄道、貨物専用鉄道、信号機など、鉄道開発や関連する事業への FDI 規制の緩和を進めてきた。

図表 20-3 鉄道輸送量と軌道延長の推移



(出所) MINISTRY OF RAILWAYS 「railway yearbook」より作成

(1) 貨物専用鉄道 (Dedicated Freight Corridor : DFC)

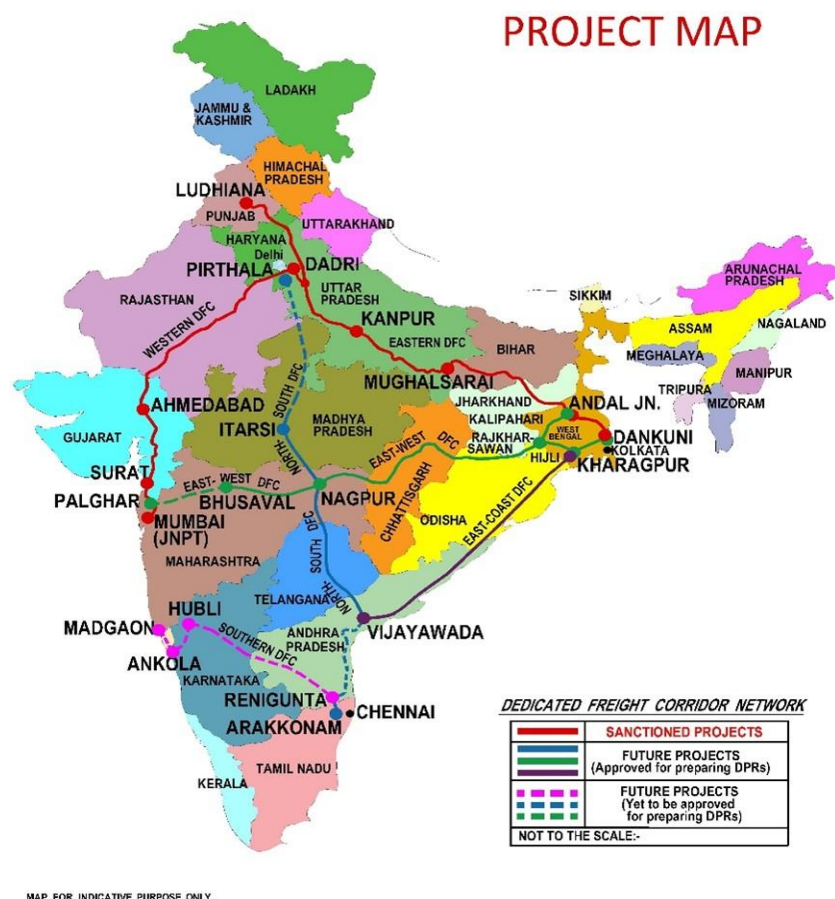
DFC は、インド貨物輸送を担う西回廊（デリー～ムンバイ間）と東回廊（ルディアナ～デリー～コルカタ間）における貨物輸送力を強化するための貨物専用鉄道を建設する計画である。2008 年 10 月の日印首脳会談において、日本は本邦技術活用条件（STEP）を活用した円借款をインド政府に提供し、DFC 西回廊を、日印協力の新たな象徴的プロジェクトとして実現することについて合意が形成された。DFC 西回廊が完成すれば、デリー～ムンバイ間でこれまで 3 日かかっていた輸送時間を 1 日に短縮することができるため、物流効率を大幅に改善し、インド経済の発展に大きく寄与することできる。DFC は、後述するデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想の根幹をなす計画であり、DMIC では、DFC をその背骨とし、周辺に工業団地、港湾、空港、電力、物流ネットワークを整備することが想定されており、これらのインフラ開発は日本企業の対インド進出促進にも有意義と考えられる。

DFC 西回廊の工区全体は、フェーズ 1（両端を除くレワリ～ヴァドダ間 947 km）とフェーズ 2（ダドリ～レワリ間 127 km、ヴァドダ～JNPT 間 430 km）から構成されている。2021 年 1 月には、レワリ～マダル間の第 1 工区 306 km が部分開通した。DFC では、海上コンテナを 2 段積みで輸送できる世界初の広軌電化鉄道であり、世界でも最高水準の自動列車制御システムなどの最新技術が導入されており、安全で効率の良い列車運行システムの実現が図られている。建設

工事は、土地収用の問題などにより、全体的に計画に遅れがあり、全線開通は2027年以降になる見込みである。DFCにより貨物輸送量と速度の双方が大幅に改善することとなり、日系企業を含むインド経済に大きなメリットを与えるものと期待される。

また、DFCの沿線200kmの地域において工業団地などのインフラを集中的に整備する日印両国共同のプロジェクト、「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」が進行中である。このDMICにも、日本のスマート技術（ICTサービスやエネルギープラントの建設）の導入や、スマートシティの管理・運営などにおいて複数の日本企業が様々な方法で参画している（詳細は後述の「9. デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」参照）。なお、国際協力銀行は、インド政府、インド政府系3機関とともに、開発主体であるインド法人のインド産業回廊開発公社（NICDC）に出資し、支援を行っている。NICDCでは、2025年8月現在、11の産業回廊で32プロジェクトの開発を行っている。

図表 20-4 DFC プロジェクトマップ



（出所）Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited

（2）ムンバイ～アーメダバード間高速鉄道

インド第2の大都市マハーラーシュトラ州のムンバイと、商工業都市であるグジャラート州の

アーメダバードこの 2 都市を結ぶ約 500 km の区間において、日本の新幹線システムを利用した高速鉄道の建設が進められている。高頻度の大量旅客輸送システムの構築により、旅客の交通利便性を向上し、交通公害の減少、地域連結性の強化及び対象地域の経済発展に寄与することが期待されている。高速鉄道の完成により、在来線で約 6 時間かかった両都市間の移動が約 2 時間に短縮される。

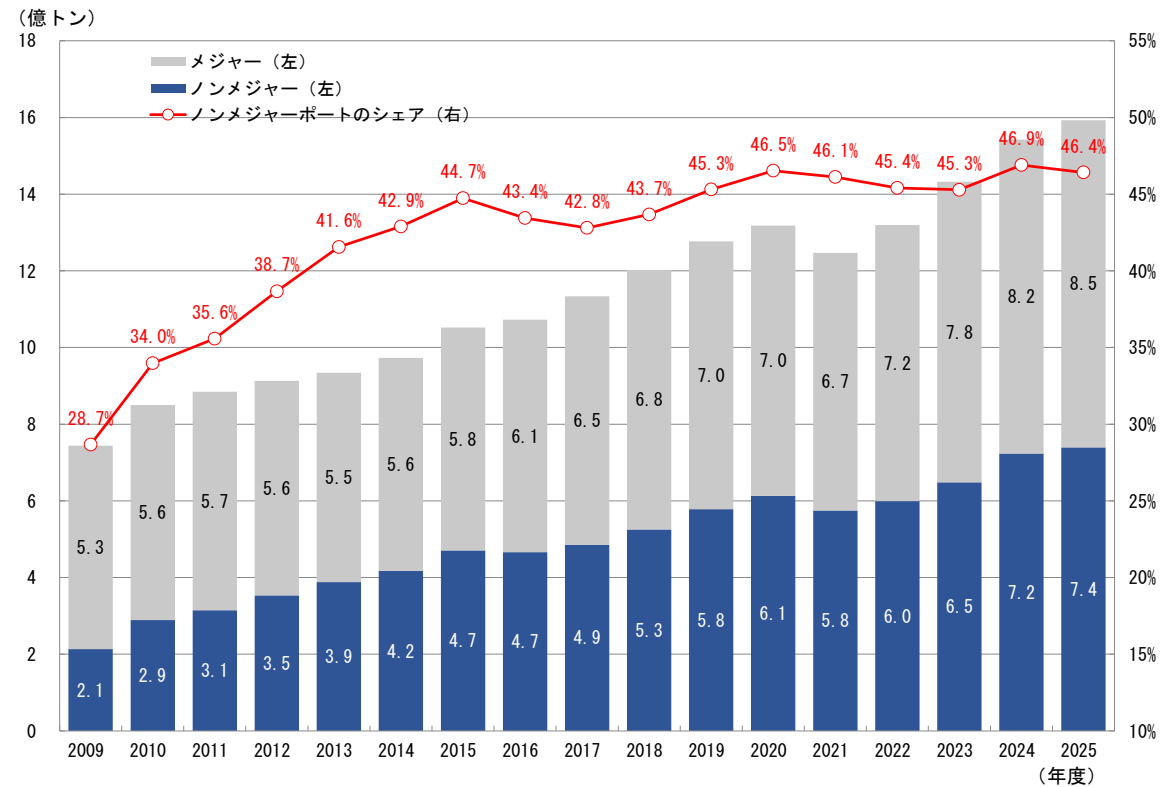
高速鉄道は、当初 2023 年の開通を目指し、2017 年 9 月に起工式が行われたが、2020 年に土地収用の問題などにより完成を 5 年程度延期する旨がインド政府より発表されている。現在も引き続き、日本の支援を活用した同鉄道の建設が進められている。

3. 港湾

インドは 7,517 km に及ぶ長い海岸線を有しており、歴史的に海上輸送が発展してきた。現在インドには、中央政府・海運省が管轄する主要港湾（メジャーポート）12 港と、州政府の管轄によるノンメジャーポート約 200 港がある。メジャーポートにおける総取扱貨物量とノンメジャーポートの総取扱貨物量はいずれも右肩上がり で拡大している。全体に占めるノンメジャーポートの総取扱貨物量は増加傾向で推移している。2008-2009 年度時点では、ノンメジャーポートの貨物量は 2.1 億トンでメジャーポートの 5.3 億トンの半分以下、全体の 28.7%を占めるにすぎなかったが、2024-2025 年度にはメジャーポート 8.5 億トンに対しノンメジャーポートが 7.4 億トンで、メジャーポートの 8.7 割の水準に達し、全取扱貨物量の半分近くを占めるに至っている。

港湾別の総取扱貨物量（2023-24 年度）を見ると、南東部オリッサ州のパラディプ港が最大で、総取扱量は約 1 億 4,537 万トン、メジャーポート全体の 17.74%のシェアを占めた。2022-2023 年度までは 16 年連続で中西部グジャラート州ディーンドヤル港の貨物取扱量が首位を維持していたが、パラディプ港が業務効率の改善などを進めた結果、2023-2024 年度においてディーンドヤル港を抜き国内最大の貨物取扱港となった。なお、ディーンドヤル港が位置するグジャラート州に関しては、タタやフォードなど内外の自動車メーカーが操業しているため、自動車や自動車部品の取扱いが多い。同州には地場の新興財閥企業であるアダニグループが開発・運営するマイナーポートのムンドラ港も存在する。インド随一の国際港湾であるジャワハルラール・ネルー港が伸び悩む中、国際貨物の取扱いにおいて、パラディプ港、ディーンドヤル港がインドの主要港湾へと急成長している（図表 20-6）。

図表 20-5 メジャーポート・ノンメジャーポートにおける総取扱貨物量の推移



(出所) Ministry Of Ports, Shipping And Waterways - Government Of India より作成

図表 20-6 メジャーポートにおける港湾別貨物取扱量（2023、2024 年度）

港		貨物取扱量（100万トン）		
		2023-24	2024-25 （～24年12月までの暫定）	2023/24構成比
パラディプ	東海岸	145.379	109.517	17.74%
ディーンダル（カンドラ）	西海岸	132.374	108.724	16.16%
ジャワハルラール・ネルー	西海岸	85.818	68.373	10.47%
ビシャーカパトナム	東海岸	81.090	60.476	9.90%
ムンバイ	西海岸	67.261	51.406	8.21%
チェンナイ	東海岸	51.598	40.502	6.30%
ハルディア	東海岸	49.536	32.923	6.05%
ニューマンガロール	西海岸	45.707	32.346	5.58%
カマラジャール（エノール）	東海岸	45.277	35.332	5.53%
V. O. チダンバラナル	東海岸	41.402	30.621	5.05%
コーチン	西海岸	36.315	27.692	4.43%
モルムガオ	西海岸	20.628	12.572	2.52%
コルカタ	東海岸	16.909	11.276	2.06%
	東海岸 計	431.191	320.647	52.63%
	西海岸 計	388.103	301.113	47.37%
計		819.294	621.76	

(出所) インド海運省「Annual Report 2024-25」より作成

インドの港湾が抱える問題に、自然的・地理的問題と制度・オペレーションの問題がある。まず、自然的・地理的問題としては、水深が浅いために大型船舶が接岸できないこと（コルカタ港など）、モンスーンの被害を受けやすいこと（チェンナイ港など）が挙げられる。制度・オペレーションの問題として、メジャーポートの場合、各港湾が独自に貨物取扱料金（Tariff）を設定でき

ないために長年サービス向上のインセンティブが乏しい状況が続いたことが挙げられる。この点については、「Major Port Authorities Act, 2021」の制定により、各メジャーポートの理事会（Board）が、自らサービス提供に関する料金体系（scale of rates）を定めることができるようになり、規制が緩和された。また、ストライキも混雑・滞貨を悪化させる要因となっていた。近年の事例では、2022 年 7 月にチェンナイ港において、労働組合が燃料費高騰による運賃の引き上げを要求し事前通知なしでストライキを敢行したことで、コンテナの配送に影響が出た模様である。本ストライキ以降はストライキの発生は確認されていないものの、2024 年 8 月末にも全国的なストライキが予告されていた。本ストライキが計画されたのは 2021 年労使間の協約が期限切れとなったものの新労働協約の交渉が難航し締結に至っていなかったことが背景であったが、インド港湾協会（IPA）が賃金や手当の改定などの項目に関して労働組合側の要求を反映した修正案で 5 年間の新労働協約に合意したため、ストライキは中止となった。

海を隔てた隣国のスリランカが海運立国を目指し港湾の整備に注力する中で、中央政府は港湾の国際競争力を高めるため官民パートナーシップ（Public Private Partnership：PPP）の導入を積極的に進めている。また、ターンアラウンドタイム（入港後から積み下ろしにかかる日数）の短縮も進んでおり、メジャーポート全体の平均ターンアラウンドタイムは、2011-12 年度には 107.3 時間であったが、2024-25 年度（2024 年 12 月までの暫定）には 50.41 時間まで短縮されている。しかしながら、2023-24 年度のターンアラウンドタイムと比較すると若干長く、未だオペレーションの効率化が貨物量の増加に追いついていないことが窺える。（図表 20-7）。

図表 20-7 メジャーポートのターンアラウンドタイム

	2023-24	2024-25 (2024年12月まで)
コルカタ	82.61	82.48
ハルディア	50.12	47.51
パラディプ	41.61	48.08
ビシャーカパトナム	65.86	69.33
チェンナイ	44.92	49.77
V.0 チダンバラナル	51.36	55.44
コーチン	33.40	32.31
ニューマンガロール	40.44	39.43
モルムガオ	65.61	70.85
ジャワハルラール・ネルー	26.00	26.67
ムンバイ	62.97	68.35
ディーンダヤル（カンドラ）	54.24	60.07
カマラジャール（エノール）	44.37	47.35
メジャーポート全体	48.06	50.41

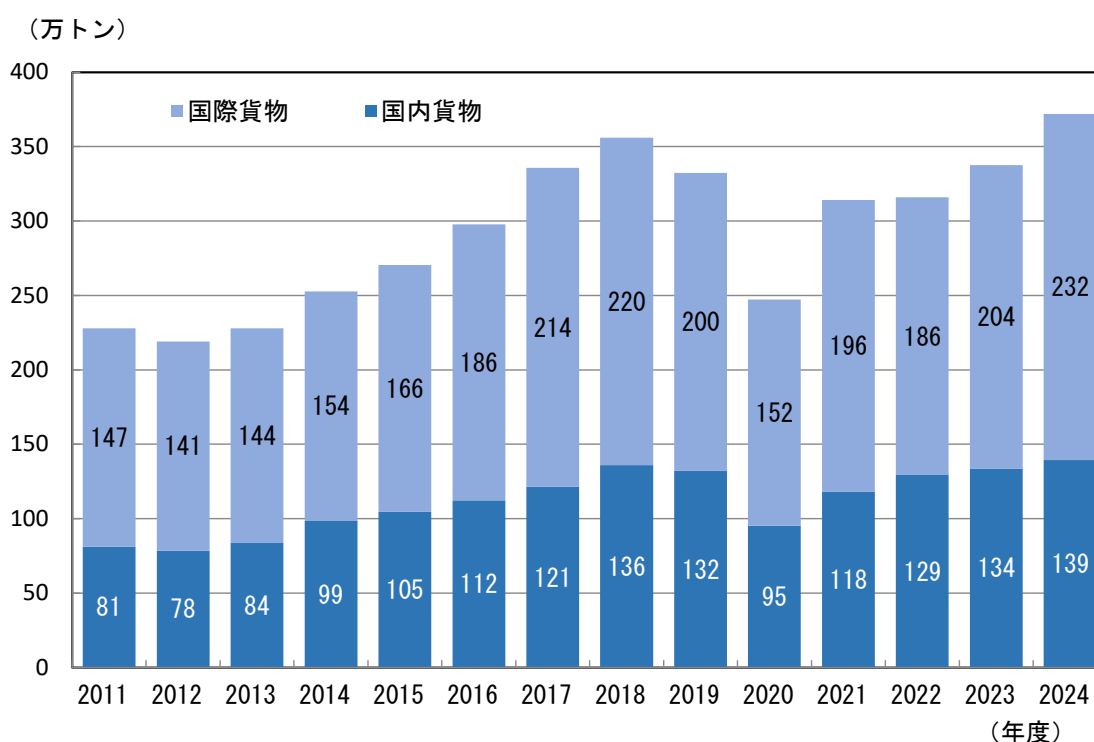
（出所）インド海運省「Annual Report 2023-24」「Annual Report 2024-25」より作成

なお、港湾の政府管理体制について、2020 年 11 月 8 日、海運省（Ministry of Shipping）の名称を、港湾・海運・水路省（Ministry of Ports, Shipping and Waterways）に変更することがモディ首相により発表され、これにより同省が海運だけでなく、港湾・内陸水路の責任機関であることが明確化された。

4. 空港

インド空港局（Airport Authority of India : AAI）によると、インドには空港が 159 存在する（2024 年度）。同国の空港の取扱貨物量は、2013 年度以降のトレンドとしては増加基調にあった。しかしながら、COVID-19 の影響により、貨物量は 2018 年度の 356 万トンから、2019 年度には 333 万トン、2020 年度には 247 万トンにまで落ち込んだ。その後貨物量は回復し、2024 年度には過去最高の 372 万トンを記録している。（図表 20-8）。

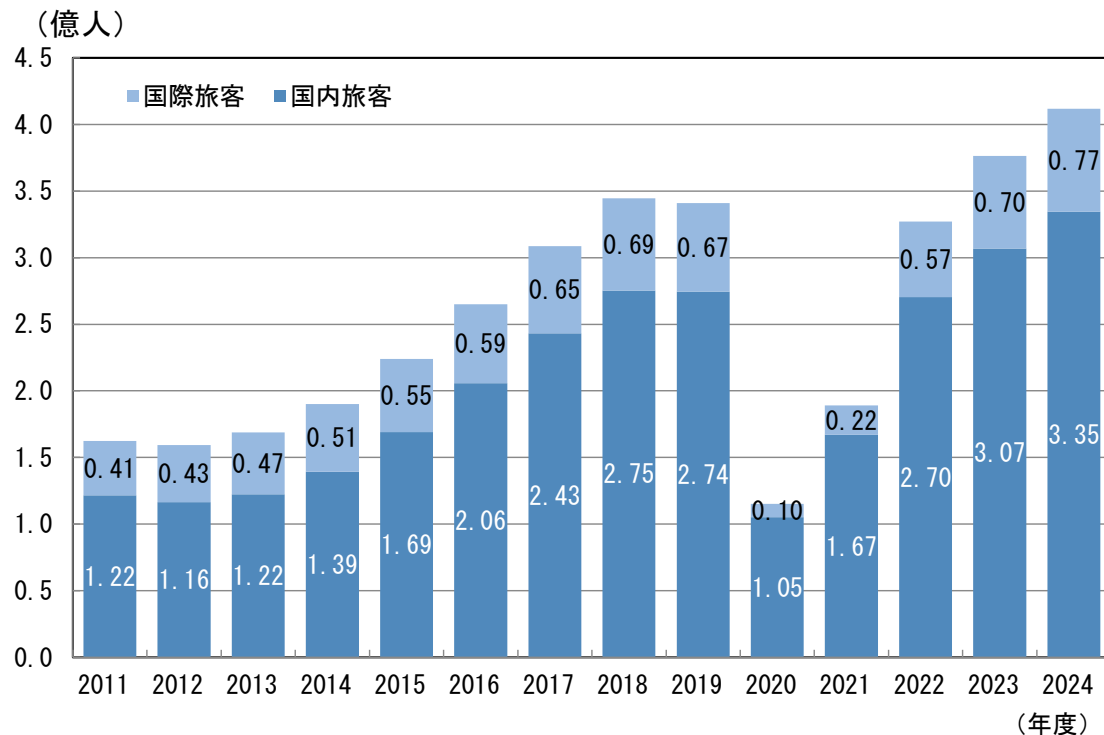
図表 20-8 インドの空港における総取扱貨物量の推移



（出所）Airports Authority of India より作成

旅客輸送量も同様に、2013 年度以降は増加傾向にあったものの、COVID-19 の影響を受け、2020 年度には 1.15 億人と大きく縮小している。（図表 20-9）。その後は右肩上がりで増加し、2024 年度の内訳は国内旅客が 3.35 億人（シェア 81%）、国際旅客輸送が約 0.77 億人（同 19%）の計 4.12 億人となっている（図表 20-9）。

図表 20-9 インドの空港における旅客輸送量の推移



(出所) Airports Authority of India より作成

現在は、インド空港局が各空港の管理を行っているが、港湾と同様に PPP に基づく民営化が積極的に進められている。第 11 次 5 カ年計画では、ベンガル、ハイデラバード、デリー、ムンバイでの新たな空港整備に加え、チェンナイとコルカタの主要空港と 35 都市における空港の拡充が進められた。2021 年にはモディ首相が大型インフラ投資計画 Gati Shakti Master Plan (「8. インフラ開発計画」参照) を発表し、空港を含む物流インフラの整備を進めている。特に空港に関しては、モディ政権により 2016 年に策定された 10 年計画「国家民間航空政策」(National Civil Aviation Policy : NCAP) のもとで立ち上がった、UDAN (Ude Desh ka Aam Nagrik) と呼ばれる地域航空輸送網整備スキームに基づいた開発が精力的に進められている。UDAN スキームとは、地方空港を整備し、各地域のサービスが行き届いていない空港を航空便でつなぐことにより、中小規模の都市の経済発展を狙った計画である。

インド国内の就業者の増加や中間所得層の拡大の影響による需要拡大を受け、新規施設の整備や既存施設の再開発、改修目的で 2024 年以降 3~4 年間で約 5,500 億~6,000 億ルピーの投資が見込まれている。なお、現在新たに建設が進んでいる国際空港は、西部マハーラーシュトラ州のナビムンバイ国際空港、北部ウッタル・プラデシュ州のノイダ国際空港、南アンドラ・プラデシュ州のボガプラム国際空港 (GMR ビシャカパトナム国際空港) の 3 空港である。

インドの航空会社は 1990 年には国営航空会社 2 社 (Indian Airways と Air India) のみであったが、1993 年の規制緩和以降、格安航空会社 (Low Cost Carrier : LCC) を中心に参入が進んでおり、現在はエア・インディア (Air India) の他、2000 年代に相次いで設立された LCC のインディゴ (IndiGo : 2005 年)、スパイスジェット (SpiceJet : 2006 年) などが運航している。同時に、外資

の国内線参入事例も散見されるようになっており、マレーシアの LCC 大手エアアジア（AirAsia）は同国最大手の財閥であるタタ・グループと組んで 2014 年 6 月から就航し、また、シンガポール航空も同じくタタ・グループと組んで、2014 年 10 月よりビスタラ（Vistara）の名称で国内線に就航した。

航空会社の競争が激化する中、1992 年に設立された民間大手のジェットエアウェイズ（Jet Airways）は経営が悪化し、2019 年 4 月、取引先銀行グループの金融支援が拒否されたことを受け、運行を停止した。その後、民間航空省からライセンスの再交付を受け、経営陣を入れ替えて運航を再開している。2005 年に設立されたゴーエア（GoAir）も 2023 年に経営破綻し破産申請を行ったほか、2003 年に設立されたインドのビールブランド King Fisher が手掛けたキングフィッシャー航空も過度な投資と不適切な経営により、設立から 9 年後の 2012 年に運行を停止することとなった。2022 年にはタタ・グループがエア・インディアの買収を完了させるなど、航空会社業界に再編の動きが見られている。

5. 通信

インドの電気通信事業は、2016 年 7 月に情報通信技術省が 2 つに分割されて誕生した通信省（Ministry of Communication）とエレクトロニクス・情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology : MeitY）、独立行政機関のインド電気通信規制庁（Telecom Regulatory Authority of India : TRAI）の 3 機関が主に管轄する。モディ政権はデジタル・インド・プログラム（Digital India Program）と呼ばれる情報化プログラムを打ち出し、デジタルインフラの強化、行政手続の電子化、デジタル技術を通じた市民のエンパワーメントを目標に、9 つの重点分野（pillars）を設定し取組みを行っている（図表 20-10）。また、インド政府は「クラウドファースト」を推進し、公共調達などの政府システムのクラウド化を進めている。様々な情報がネットワーク化されていく流れは必然であり、企業に対してはより強固な通信インフラ構築やセキュリティ管理が求められる。

なお、日本政府は、インド政府との間での ICT／デジタル分野での連携・協力の取組みを進めている。2021 年 1 月 15 日に日本側総務省は、インド側通信省との情報通信技術分野における協力覚書に署名し、5G や海底ケーブルなどの技術開発に協力すること、サイバーセキュリティ分野などで人材育成や両国の産業間の対話を促進していくことについて合意した。

図表 20-10 デジタル・インド・プログラムの重点分野

No.	内容
1	ブロードバンド整備
2	ユニバーサルアクセスに向けたモバイルコネクティビティ
3	公衆インターネットアクセス拠点の整備
4	電子政府
5	サービスの電子的提供
6	オープンデータプラットフォーム
7	国内での電子機器製造
8	ICT関連産業による雇用創出
9	全大学におけるWi-Fi構築

(出所) インド 電子情報技術省より作成

2021 年 12 月、インド政府は次世代高速通信サービス「5G」を 2022 年から国内 13 都市で始めると発表し、5G 商用化に向け動き出した。スウェーデンの大手通信機器メーカーである Ericsson の「Ericsson Mobility Report」(2025 年 6 月発行)によると、2024 年にはインドの 5G 加入数は 2 億 9,000 万件に達し、全モバイル契約の 24%を占めるまで急成長を遂げた。これにより、インドにおける 5G 人口カバレッジは 90%以上にまで達している。インドでは、大規模な 5G 固定無線アクセス (Fixed Wireless Access : FWA) の導入が進んでおり、特に農村部や準都市部での広範なブロードバンド提供により、農村部と都市部でのデジタル格差解消が推進されている。なお、2030 年にはインドの 5G 加入数は 9 億 8,000 万件に達すると予測されており、全モバイル契約の 75%を占めることが見込まれている。5G は自動運転や人工知能などの新技術に不可欠であり、今後もインドの経済発展に大きく寄与する要素であると言える。

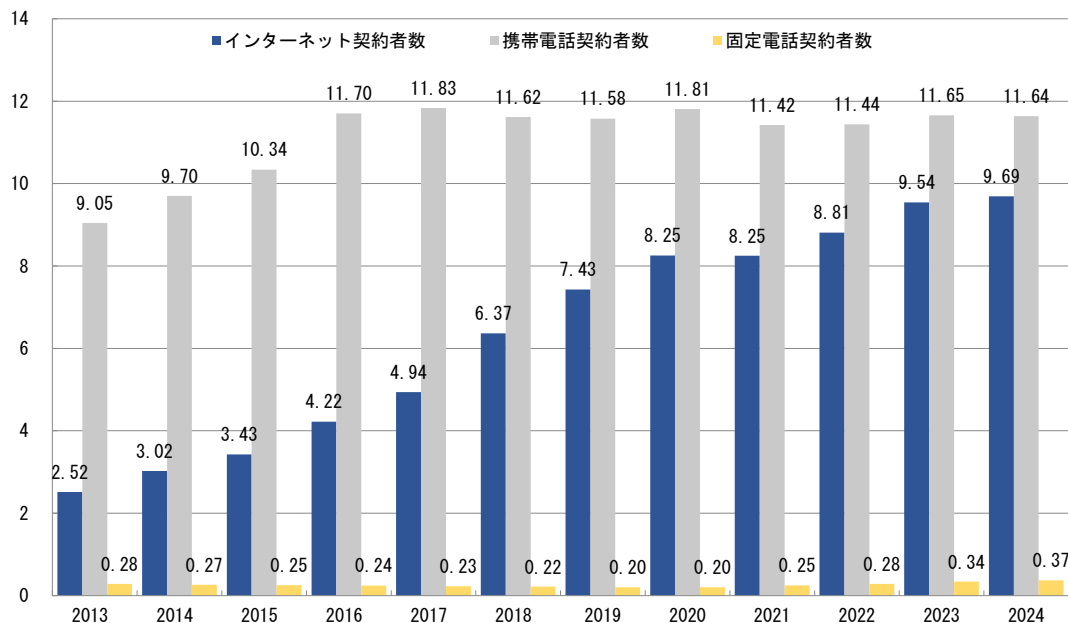
(1) 電話

インドでは、2000 年代前半から携帯電話の普及が進み、2024 年時点の契約者数は約 11.6 億人 (図表 20-11) で、固定電話の契約者数の 31 倍の規模となっている。

(2) インターネット

2024 年時点のインターネット契約者数は 9.7 億人で、年々増加傾向にある。2024 年時点で、2014 年時点の 3.2 倍の規模となっている。

図表 20-11 インドにおける電話・インターネットの普及状況



(出所) Telecom Regulatory Authority of India より作成

(3) 郵便・宅配

郵便事業は、情報通信省 (Ministry of Communication) 傘下の「インディア・ポスト」(India Post) によって行われている。郵便局数は減少傾向にあるものの、全国約 16.5 万 (2025 年 3 月時点) の拠点と約 41.5 万人 (2021 年末時点) のスタッフを有する世界最大の郵便ネットワークが維持されている。郵便局では送金、決済のようなサービスを受けたり、預金、保険、投資信託などの金融商品を購入したりできる。約 90% にあたる 149,164 拠点の郵便局は農村部に存在し、農村部の重要な情報伝達手段、金融手段として機能している。近年はサービスの電子化を進めており、追跡システムの導入などによって、安定的な配送システムが整備されつつある。

6. 水

インドでは、半乾燥地帯である北部を中心に、水不足が深刻な問題となっている。その背景には、農業用水の需要増や、工業化・都市化による水需要の増大で、帯水層の自然涵養水量を上回る規模で地下水を過剰に揚水してきたことがある。また、井戸を深く掘ることで、ヒ素などの不純物が基準値を超えて検出されたり、井戸に塩水が流れ込む塩害被害も出たりしている。インド政府も安全な水の供給に向けた取組みに注力している。水省 (Ministry of Jal Shakti) による National Rural Drinking Water Programme/Jal Jeevan Mission では、情報・教育・コミュニケーションなどの要素を取り入れたコミュニティアプローチにより、2024 年までにインドの農村部の全世帯に家庭の蛇口から安全で十分な飲料水の供給を実現することを目指した。なお、2024 年までに 100% に達しなかったものの、2025 年時点で蛇口からの安全な水の供給は農村世帯の 79.7% にまで拡大している。進出日本企業へのヒアリングによると、上水道での水供給に不安がある場合は、業者

と契約し、年に数回タンクで水を購入する場合もあるとのことである。

7. 電力

インド全体の発電設備容量は 2024 年 3 月末時点で 442GW である。電源別内訳を見ると、火力発電が 243GW と全体の約 55% を占める。次いで、水力を除く再生可能エネルギーが 144GW（総発電容量に占めるシェア 33%）、水力が 47GW（同 11%）、原子力が 8GW（同 2%）である（図表 20-12）。再生可能エネルギーの容量は 2021 年 3 月末時点では 94GW であったため、わずか 3 年で 1.5 倍となっており、インド政府が再生可能エネルギー普及に注力していることが見て取れる。

地域別では、西部の発電容量が 146W と最も多く、次いで南部が 129GW、北部が 125 GW、東部が 35 GW となっている。また、地域によって、電源別発電設備構成に特徴が見られ、東部は石炭火力への依存度が最も高く全体の 80% を占める。一方、南部は再生可能エネルギーの構成比が比較的高く、南部では 42% となっている。

図表 20-12 インドの発電設備容量（2024 年 3 月末時点）²⁹

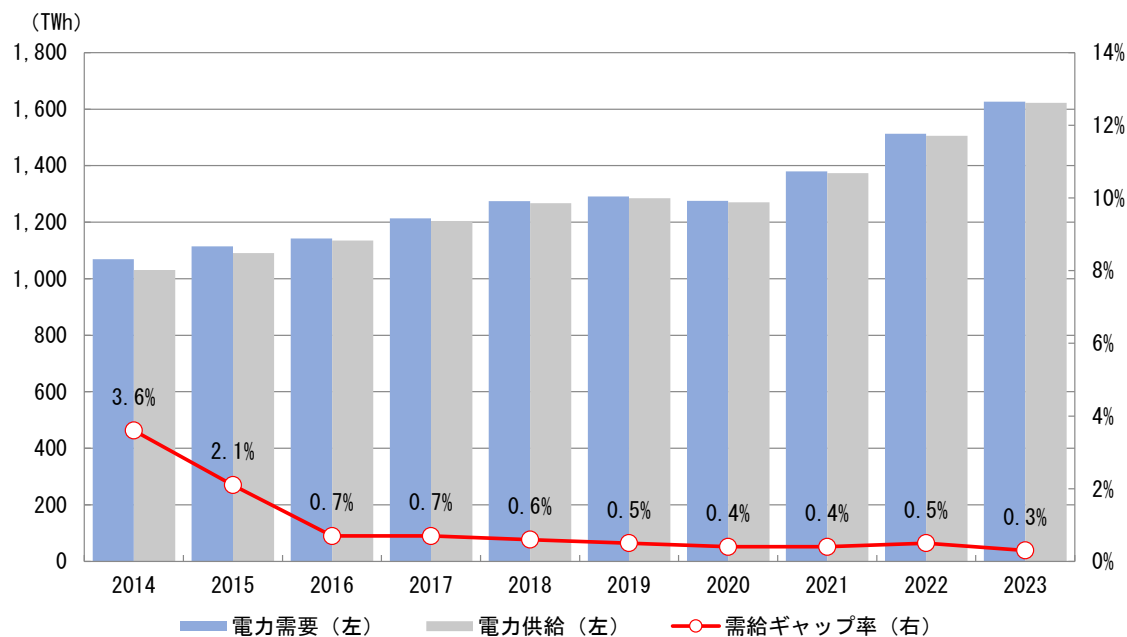
(単位: GW)	火力				原子力	水力	再生可能 エネルギー	計
	石炭	ガス	ディーゼル	計				
北部	58.53	5.99	0.00	64.53	1.62	20.83	38.49	125.47
西部	76.06	10.81	0.00	86.87	3.24	7.56	48.71	146.38
南部	53.53	6.49	0.43	60.46	3.32	11.83	53.82	129.43
東部	28.51	0.08	0.00	28.59	0.00	4.76	2.01	35.37
北東部	0.95	1.66	0.04	2.65	0.00	1.94	0.57	5.17
島嶼部	0.00	0.00	0.12	0.12	0.00	0.00	0.04	0.16
計	217.59	25.04	0.59	243.22	8.18	46.93	143.64	441.97

（出所）Central Electricity Agency「Annual Report 2023-24」より作成

インド全体では、経済成長と人口増加を背景に電力需要が増加している一方、電力インフラ整備に伴い電力供給量も増加傾向にある。需要に対する供給不足は近年解消されてきており、2014 年に 3.6% だった需給ギャップ率は、2023 年度には 0.3% まで縮小している（図表 20-13）。

²⁹ 自家発電（キャプティブプラント）を除いた数値である。

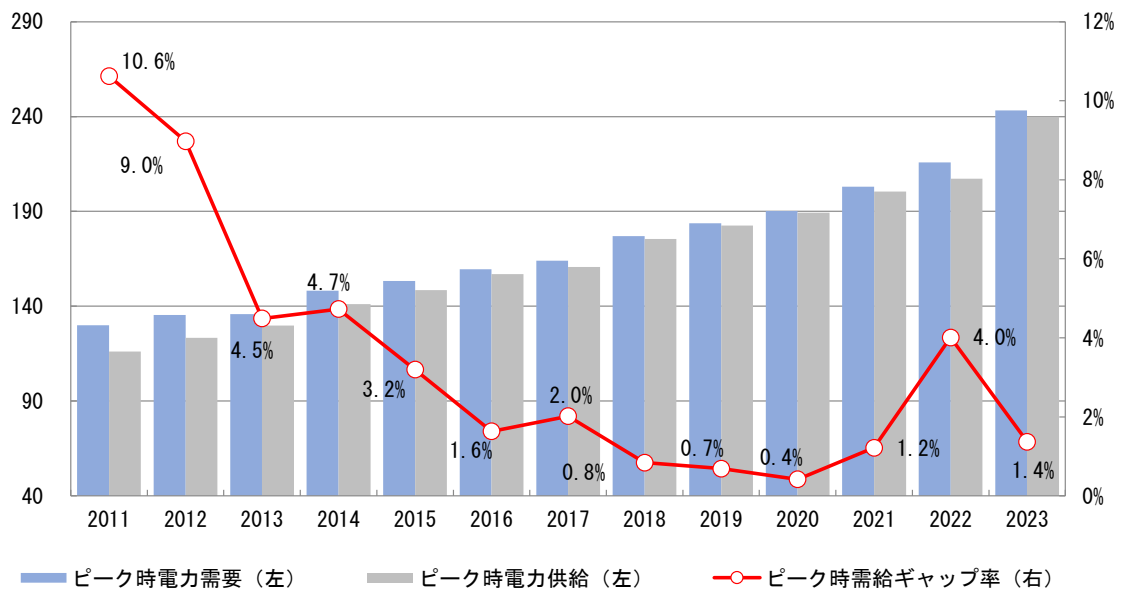
図表 20-13 電力の需給状況と不足率



(出所) Central Electricity Authority 「Annual Report 2023-24」より作成

ピーク時の電力需給状況も同様であり、電力供給の伸長率が需要の伸長率を上回ってきたことから、ピーク時の電力不足は改善される傾向が見られる。しかしながら、2022年には4.0%と一時的に需給ギャップ率は増加している。これは需要が伸長している状況に対し、インド国内の天然ガスの供給が不足したこと、ロシアのウクライナ侵攻などさまざまな要因により輸入LNGが高価格となったことから火力発電所に対する燃料制限が発生したためと見られる(図表20-14)。

図表 20-14 ピーク時電力の需給状況と不足率



(出所) Central Electricity Authority 「Annual Report 2023-24」より作成

図表 20-15 では、電力供給超過を正の値、需要超過を負の値で示している。ジャルカンド、アンダマン・ニコバル、メガラヤでは電力供給が大きく不足し、うちジャルカンドとアンダマン・ニコバルはピーク時の供給不足の比率も高い。また、ウッタラカンド、マハーラーシュトラ、ビハールではピーク時の電力供給不足率が比較的高くなっている。

図表 20-15 各州の電力需給と需給ギャップ（2023-2024 年度）

地域	州・連邦直轄領	電力需要 (GWh)	電力供給 (GWh)	需給 ギャップ (%)	ピーク時 需要 (MW)	ピーク時 供給 (MW)	ピーク時 需給ギャッ プ (%)
北部	チャンティガルー	1,789	1,789	0.0%	411	411	0.0%
	デリー	35,501	35,496	0.0%	7,437	7,437	0.0%
	ハリヤナ	63,983	63,636	-0.5%	13,088	12,844	-1.9%
	ヒマチャル・ブラデシュ	12,805	12,767	-0.3%	2,181	2,181	0.0%
	ジャンム&カシミール	20,040	19,763	-1.4%	3,181	3,133	-1.5%
	パンジャブ	69,533	69,528	0.0%	15,293	15,293	0.0%
	ラジャスタン	107,422	106,806	-0.6%	18,128	18,128	0.0%
	ウッタル・ブラデシュ	148,791	148,287	-0.3%	28,704	28,284	-1.5%
	ウッタラカンド	15,644	15,532	-0.7%	2,635	2,405	-8.7%
西部	チャッティスガル	39,930	39,872	-0.1%	6,148	6,148	0.0%
	グジャラート	145,768	145,740	0.0%	24,829	24,544	-1.1%
	マディヤ・ブラデシュ	99,301	99,150	-0.2%	18,252	17,817	-2.4%
	マハラシュトラ	207,108	206,931	-0.1%	31,178	27,996	-10.2%
	ダドラ&ナガルハベリとダマン &ディウ	10,164	10,164	0.0%	1,327	1,327	0.0%
	ゴア	5,111	5,111	0.0%	776	776	0.0%
南部	アンドラ・ブラデシュ	80,209	80,151	-0.1%	13,237	13,237	0.0%
	テランガナ	84,623	84,613	0.0%	15,622	15,622	0.0%
	カルナタカ	94,088	93,934	-0.2%	17,212	17,212	0.0%
	ケララ	30,943	30,938	0.0%	5,284	5,284	0.0%
	タミル・ナドゥ	126,163	126,151	0.0%	19,045	19,045	0.0%
	ブドゥチェリー	3,456	3,455	0.0%	524	524	0.0%
	ラクシャディープ	64	64	0.0%	12	12	0.0%
東部	ビハール	41,514	40,918	-1.4%	8,049	7,420	-7.8%
	DVC	26,560	26,552	0.0%	3,451	3,451	0.0%
	ジャルカンド	14,408	13,858	-3.8%	2,193	2,020	-7.9%
	オディシャ	41,358	41,333	-0.1%	6,443	6,443	0.0%
	西ベンガル	67,576	67,490	-0.1%	11,626	11,626	0.0%
	シッキム	544	543	-0.2%	133	133	0.0%
	アンダマン・ニコバル	386	374	-3.1%	65	60	-7.7%
北東部	アルナチャル・プラデシュ	1,014	1,014	0.0%	186	186	0.0%
	アッサム	12,445	12,341	-0.8%	2,413	2,413	0.0%
	マニプール	1,023	1,008	-1.5%	258	248	-3.9%
	メガラヤ	2,236	2,066	-7.6%	405	405	0.0%
	ミゾラム	684	684	0.0%	162	162	0.0%
	ナガランド	921	921	0.0%	174	174	0.0%
	トリプーラ	1,691	1,691	0.0%	362	362	0.0%
計		1,614,796	1,610,671	-0.3%	280,424	274,763	-2.0%

（注） DVC (Damodar Valley Corporation) : ダモータル河谷開発公社。西ベンガル州、ジャルカンド州に水力・火力発電を行う。

（出所） Central Electricity Authority 「Annual Report 2023-24」より作成

インドの電力消費量は 2023 年時点で 150 万 GWh であり、中国、米国に次いで世界第 3 位である。なお、同データによると、インド全体の電化率に関しては 2022 年時点で 99%を超えている。

インドに進出した日本企業に対するヒアリングによると、依然として電力供給の安定性が課題

であり、都市部でも停電が発生することがあるとの声が聞かれた。製造業ではなく工場などでの電力使用などがない企業からは、「停電は頻発するものの、業務に支障をきたすほどではない」という意見も出た。ある企業では、工場や駐車場に太陽光パネルを設置し電力の 3 割以上を賄いつつ、停電時にはジェネレーターを使用しているとのことであった。他の企業では UPS（無停電電源装置）を活用しているとの情報もあった。なお、インドでは再生可能エネルギーによる発電量が増えているものの、これを安定的に供給するための送電網が追いついておらず、インフラ整備が急務となっているとのことである。

また、政治的・社会的配慮から農民向けの電力料金が極めて低く抑えられていることや、無料となっている地域がある。そのため、州の配電公社（DISCOM）は電力の供給コストを回収できず、財務状況が常態的に厳しく、新規の設備投資や設備の更新を行う体力を欠いていることが多い。そのため、老朽化して効率の低い設備を使い続けざるを得ないことも少なくない。

更に 2015 年 11 月、中央政府は UDAY（Ujwal DISCOM Assurance Yojana）と呼ばれる配電公社の経営健全化に関する政策を打ち出した。これは配電公社の負債の 75%を各州政府が負担し、残りの 25%を配電公社の債券発行によって証券化するスキームで、並行して中央政府による石炭価格や売電契約の適正化を進めることで、州による電力供給能力の引き上げを図るものである。2020 年には UDAY の次のステップとして更なる収益性改善やスマートメーター普及などの施策を目的とした UDAY2.0 が打ち出されたが、その後承認されないまま棚上げとなり、代わりに RDSS（Revamped Distribution Sector Scheme）が 2021 年より開始された。本スキームは 2025-26 年度までに配電部門の財務健全化を図ることを目指しており、2025 年時点で 32 の州と連邦直轄領が参加している。

また、DISCOM の財務状況悪化に伴い、発電事業者への多額の未払いも課題になっており、2024 年末時点で DISCOM は発電業者に対し計 6,730 億ルピーの未払い金を抱えている。このような状況を受け、2022 年からは LPS（Late Payment Surcharge）というルールが適用開始となった。本ルールは DISCOM の支払い遅延の抑制を目的とし、未払金に対する返済方法の見直し、一定の罰則規定を設けるなどの対策が図られている。

8. インフラ開発計画

モディ首相は 2019 年 8 月 15 日の独立記念日の演説で、国民の「暮らしやすさの向上」を最終目標に掲げた。これに基づき、政府は「国家インフラパイプライン（NIP）」を策定し、2020 年度から 2025 年度にかけて総額 111 兆ルピーを超える投資を計画している。重点分野はエネルギー、道路、都市開発、鉄道であり、これらで全体の約 70%を占める。なお、2024 年までの実績として、3,000 万戸以上の貧困層のための住宅建設、農村部での約 1.5 億世帯への水道接続、全体の約 8 割にあたる 21.3 万の村落自治体への光ファイバー接続が実現している。

また、インド政府は、NIP の数千件に及ぶインフラプロジェクトをデジタルプラットフォーム上で統合管理すること、関係する多数の省庁の協調を促進することを目的に、2021 年に Gati Shakti Master Plan を発表した。

2024 年に実施された総選挙の際の BJP（インド人民党）のマニフェスト（図表 20-16）にも、様々なインフラ開発に関する内容が盛り込まれている。

図表 20-16 BJP のマニフェストに盛り込まれた主なインフラ関連事項

毎年5,000km以上の新線路追加など、鉄道・メトロ網を拡充する
国内初の新幹線ルートを建設中。今後全国展開を推進する
高速道路や環状道路の拡張、道路安全対策の強化に取り組む
EVの普及とEVインフラの整備を進める
新空港を整備し、国際空港の数を拡大する
既存空港を近代化しマルチモーダル・ハブとして機能させる
ウォーターメトロサービスの導入を拡張する
海運業の発展に向け法制度を刷新する
5Gネットワークの拡張とともに6G技術の開発に注力する
「土地記録デジタル化」を実施し関連機関を統合する
再生可能エネルギーへの移行、原子力の比率拡大などにより2047年までに石油輸入の削減とエネルギー自立を達成する
蓄電インフラの整備やグリーン水素の生産拡大を促進する
都市ガスをすべての主要都市や町に拡大する

（出所）Bharatiya Janata Party 「manifesto 2024」、日本総研「第 3 次モディ政権が直面するインドの経済・社会課題」（2024 年 6 月 5 日）より作成

9. デリー・ムンバイ間産業大動脈構想

国家産業回廊開発計画（National Industrial Corridor Development Programme : NICDP）は、スマートシティとして新たな産業都市を開発し、インフラ部門全体で次世代技術の融合を目指す、野心的なインフラ計画である。同計画のもと、インド政府は、さまざまな産業回廊プロジェクトを開発しており、これにより、雇用機会が創出され、社会経済全体の発展につながる経済成長が期待されている。現在、11 回廊で 4 フェーズ・32 プロジェクトが実施されている。

デリー・ムンバイ間産業大動脈開発公社（Delhi-Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited : DMICDC）は、デリー・ムンバイ間の回廊開発を目的とした商工省の行政管理下における特別目的事業体として 2008 年 1 月に法人化された。同公社は、2020 年 2 月に国家産業回廊開発公社（National Industrial Corridor Development Corporation : NICDC）に改名し、様々な産業回廊プロジェクトの開発と州政府の支援を担っている。

デリー・ムンバイ間産業大動脈（Delhi-Mumbai Industrial Corridor : DMIC）は、国家産業回廊開発計画の根幹を成す構想であり、デリー・ムンバイ間に貨物専用鉄道を敷設し、周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備する、日印共同のインフラ開発プロジェクトである。同計画は 2006 年 12 月、シン首相（当時）が訪日した際の日印首脳会談で合意され、経済産業省とインド商工省の間でタスクフォースが重ねられた。各事業のマスタープランの作成や案件形成調査の実施などは NICDC が担当し、屋台骨となる貨物専用鉄道の建設は貨物専用鉄道公社（Dedicated Freight Corridor Corporation of India Limited : DFCCIL）が担当している。日系企業の参画動向としては、DMIC の根幹を担う貨物専用鉄道（DFC）

プロジェクトには、双日が軌道敷設工事を行う他日系建設各社が関与している。また、NEC による RFID タグを用いた物流可視化サービス展開や豊田通商によるグジャラート州でのテクノパーク開発などの事業も遂行されている。

DMIC 構想の対象となるのはウッタール・プラデシュ、ハリヤナ、ラジャスタン、グジャラート、マディヤ・プラデシュ、マハーラーシュトラの 6 州であり、雇用、工業生産、輸出量の拡大を目標としている。DMIC 構想のもとでは、面積 200 km² 以上の投資地域が 13 か所、面積 100 km² 以上の工業地域が 13 か所建設される予定となっている。主なプロジェクトは以下の通り（図表 20-17）。

図表 20-17 DMIC の主なプロジェクト

番号	対象地域	プロジェクト	面積
①	グジャラート州	ドレラ特別投資地域 (DSIR)	22.5 km ² / 5,560 エーカー
②	グジャラート州サナンド	マルチモーダルロジスティクスパーク	500 エーカー
③	グジャラート州	マンダル-ベチャラジ特別投資地域 (MBSIR)	2,849 エーカー
④	マハーラーシュトラ州アウランガーバード近郊	シェンドラ・ビドキン工業地域 (SBIA)	18.55 km ² / 4,584 エーカー
⑤	マハーラーシュトラ州	ディギ港工業地帯	5,935 エーカー
⑥	ウッタール・プラデシュ州	グレーター・ノイダ工業団地 (IITGN)	747.5 エーカー
⑦	ウッタール・プラデシュ州	マルチモーダルロジスティクスハブ (MMLH) 及びマルチモーダル輸送ハブ (MMTH)	1,208 エーカー
⑧	マディヤ・プラデーシュ州	ヴィクラム・ウディオグプリ工業団地 (IITVU)	1,100 エーカー
⑨	ラジャスタン州	ジョードプル・パリ・マルワール工業地帯 (JPMIA)	6,570 エーカー
⑩	ラジャスタン州	クシュケラ・ビワディ・ニムラナ工業地域	1,625 エーカー

（出所）経済産業省「インド国半導体/電子産業向け工業団地調査事業」（2023 年 2 月）より作成

NICDC のウェブサイトによると、このうち、①、④、⑥が完成に近い状態となっており、すでに一部企業の進出が始まっているとされている。なお、①のドレラ特別投資地域は DMIC の中で

も最重要ノードに位置付けており、グリーンフィールドからのスマートシティ開発計画として、工業団地と居住地域の都市整備が進んでいる。最近ではグジャラート州が他州に先駆けて半導体製造産業の集積を目指す「半導体・エレクトロニクスハブ構想」で注目を集めており、ドレラ工業団地に半導体産業を集積させていく方針を打ち出している。日印による半導体分野での協力促進のため、NICDC への出資者である国際協力銀行は、日系企業を対象にしたドレラ工業団地視察ツアーの実施、また、日本政府及び政府関係機関のイニシアチブにより 2024 年 4 月に発足したインド日本商工会の半導体委員会会合の実施などを通じ、積極的に企業誘致を行っている。

ひとくちメモ 10： 現地での通信手段

日本国内の携帯は、2025 年現在全て SIM フリー端末であることもあり、現地での通信手段として、Wi-Fi ルーターだけでなく SIM カード（または eSIM）を購入する場合も多い。デリー空港（インディラ・ガンディー国際空港）をはじめ主要空港では、到着ロビー内に現地大手 Airtel、Jio、Vi (Vodafone Idea) のカウンターがあり、プリペイド SIM を購入できる。同じく、市内の通信会社のコンビニでも取り扱っており、入手は比較的容易である。

他方、2020 年頃以降から徐々に eSIM が普及しており、近年発売された端末は対応している場合が多い。物理のカードを必要とせず、渡航前にインストールすることができるため、現地到着後速やかに通信環境を確保できる。また、渡航期間終了後はそのまま元の物理 SIM が使えるため、ルーターの返却などの手間がなく便利である。

第21章 インド投資の優位性と留意点

1. 日本企業からの投資環境評価

国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 –2024 年度 海外直接投資アンケート結果（第 36 回）」によると、海外現地法人 3 社（うち生産拠点 1 社以上を含む）以上を有する製造業企業 936 社を対象とするアンケート調査（回答社数：495 社、回答率：52.9%）では、中期的（今後 3 年程度）な有望事業展開先国・地域として 2022 年以降インドが首位を維持している（図表 21-1）。

図表 21-1 中期的有望事業展開先国・地域（2024 年度）

順位	2021			2022			2023			2024		
	国・地域	回答者数 n=345	得票率 %	国・地域	回答者数 n=XXX	得票率 %	国・地域	回答者数 n=XXX	得票率 %	国・地域	回答者数 n=XXX	得票率 %
1	中国	162	47.0	インド	148	40.3	インド	192	48.6	インド	206	58.7
2	インド	131	38.0	中国	136	37.1	ベトナム	119	30.1	ベトナム	110	31.3
3	米国	113	32.8	米国	118	32.2	中国	112	28.4	米国	92	26.2
4	ベトナム	105	30.4	ベトナム	106	28.9	米国	107	27.1	インドネシア	89	25.4
5	タイ	77	22.3	タイ	85	23.2	インドネシア	97	24.6	タイ	66	18.8
6	インドネシア	67	19.4	インドネシア	77	21.5	タイ	85	21.5	中国	61	17.4
7	フィリピン	31	9.0	マレーシア	31	8.4	メキシコ	42	10.6	メキシコ	37	10.5
8	メキシコ	30	8.7	フィリピン	28	7.6	フィリピン	35	8.9	マレーシア	26	7.4
9	マレーシア	27	7.8	メキシコ	27	7.4	マレーシア	26	6.6	フィリピン	25	7.1
10	台湾	19	5.5	台湾	23	6.3	ドイツ	21	5.3	ドイツ	20	5.7

（出所）国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（2024 年）」より作成

2009 年から 2021 年の推移を見ても、インドは 2014～2016 年、2019 年で 1 位、それ以外は 2 位（2009～2013 年、2017～2018、2020～2021 年）と、高く評価されている。インドを有望に挙げた社数の比率を表す得票率でも、インドは 40%～60%の間での比較的安定した推移となっている。ただし、2021 年度の調査では、前年度の 45.8%から 38.0%となり、大きくポイントを下げた。COVID-19 の感染爆発が影響したものと考えられる。

長期的な有望国（今後 10 年程度）としても、インドは 15 年連続で世界第一位と評価されている。

上記の国際協力銀行の調査では、回答企業の考えるインドの有望理由の第 1 位は「現地マーケットの今後の成長性」（回答比率 84.7%）で、全ての年度において最大の有望理由となっている。次いで「現地マーケットの現状規模」（同 43.6%）が挙げられており、人口増加や所得水準の向上に裏打ちされた消費の伸びを期待しての将来・現在の市場規模を有望視する企業が多いことが窺える。また、第 4 位の「優秀な人材」は 21 年度では上位 5 位に入っていなかったことから、インドの人材の能力に期待を寄せる日本企業が増えていることが読み取れる。なお、日系 VC へのヒアリングにおいて、インドには高い技術力を持つ人材が多く、特にアメリカの巨大テック企業での経験を持つインディアン・リターンニーズ（Indian Returnees）が起業するケースが増えているとのコメントがあった。直近はトランプ政権の影響で、アメリカから母国へ帰国する優秀な人材が更に増えているようである。

一方、課題については、1位が「他社との厳しい競争」（回答比率 40.3%）、2位が「法制の運用が不透明」（同 39.8%）、3位が「インフラが未整備」（同 29.5%）であった。2021 年度では、2位と3位が逆であり、「インフラが未整備」の得票率が 45.8%であったことから、未だ課題は多いものの、ここ数年でインフラの整備状況の前進を感じている日本企業が増えていることが窺える。

図表 21-2 有望理由と課題

順位	有望理由(回答者数 130 社)	社数	比率(%)
1	現地マーケットの今後の成長性	171	84.7%
2	現地マーケットの現状規模	88	43.6%
3	安価な労働力	72	35.6%
4	優秀な人材	47	23.3%
5	組み立てメーカーへの供給拠点として	34	16.8%

順位	課題(回答者数 118 社)	社数	比率(%)
1	他社との厳しい競争	71	40.3%
2	法制の運用が不透明	70	39.8%
3	インフラが未整備	52	29.5%
4	税制システムが複雑	47	26.7%
5	技術系人材の確保が困難	47	26.7%

(出所) 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（2024 年度）」より作成

2. 米国国務省「投資環境報告」

米国国務省（Department of State）は、毎年主要国の投資環境に関する基礎情報の集約と定性的な評価を含む「投資環境報告」（Investment Climate Statements）を発表している。2024 年版では、①外国投資に対する開放性と規制（Openness to, and Restrictions Upon, Foreign Investment）、②二国間投資協定と租税条約（Bilateral Investment Agreement and Taxation Treaties）、③法制度（Legal Regime）、④産業政策（Industrial Policies）、⑤財産権保護（Protection of Property Rights）、⑥金融セクター（Financial Sector）、⑦国有企業（State-Owned Enterprises）、⑧責任ある事業行為（Responsible Business Conduct）、⑨汚職（Corruption）、⑩政治・セキュリティ環境（Political and Security Environment）、⑪労働政策・慣行（Labor Policies and Practices）、⑫海外民間投資公社、その他の投資保険プログラム（U.S. International Development Finance Corporation (DFC), and Other Investment Insurance or Development Finance Programs）、⑬海外直接投資と海外証券投資統計（Foreign Direct Investment Statistics）、の 13 項目について、インドの現状を解説している。

同報告では、2023 年のインドの経済成長率が約 7%を記録し急成長を続けていることに触れつつ、インド準備銀行が過去 1 年半にわたりインフレ圧力をうまくコントロールしたことも評価している。また、モディ首相が 2047 年のインド独立 100 周年までにインドを先進国とすることを目標に掲げていることを踏まえ、その実現可能性は不透明であるものの目標に向けて間違いなく大

きく進展すると多くの専門家が見込んでいるとしている。なお、インドの潜在能力実現の鍵を握るのは、健全なマクロ経済政策と規制、女性のエンパワーメント、そして人材の技能向上にかかっていることが記載されている。

他方、高い関税率、製造業の国内化を推進する「Self-Reliant India」政策、外国製品やサービスを事実上排除するインド特有の基準や規制など保護主義的な政策が引き続き二国間貿易の拡大を妨げており、インド国内の製造業者がグローバル供給網に参加するのを困難にしていると評価している。また、エネルギー問題も課題であり、石炭発電の割合が高い状況は輸入原油への依存と価格変動に対するリスク脆弱性を生み出し、同国のエネルギー安全保障を脅かしていることが懸念点として挙げられている。

エネルギー問題に関連して、ウクライナ侵攻を続けるロシアからインドが原油や石油製品を輸入していることを理由に、米国のトランプ政権は、インドからの輸入品についてインドへの相互関税に 25%の関税を上乗せする形で 2025 年 8 月 27 日から税率を 50%に引き上げることを決定した。これに対し、インド側は不公正であると主張しつつも、今後も国民 14 億人を守るための最良の取引を選択するとして、ロシアからの石油購入を続ける姿勢を示している。しかしながら、インドは衣料品、ダイヤモンド、エビなど多くの物品をアメリカへ輸出しており、関税が輸出産業型産業に従事する国民の生活に大きな影響を及ぼすことが見込まれる。そのため、モディ首相は関税の影響を和らげるための減税を約束するとしつつ、繰り返し国民に対して「自立」の必要性を訴えており、「メイク・イン・インディア」や「自立したインド」政策がより一層推進されることが見込まれる。インドを拠点とするシンクタンクによると、今回の関税措置の影響で来年度のインドの対米輸出金額がおおよそ 4 割減となる可能性があると指摘している。

なお、その後の動きとして、2025 年 9 月 18 日には、インド政府の首席経済顧問アナント・ナグスワラン氏が米国と「前向き」で「建設的」な貿易協議を 9 月 16 日に行ったと発表しつつ、近く米国がインド製品に対する懲罰的輸入関税を撤廃するとともに、相互関税も現行の 25%から 10-15%に引き下げる可能性があるとの見方を示した。

3. インド投資の魅力と留意点

(1) インド投資の魅力

日本の 10 倍の広大な国土を有し、連邦制で州政府の権限が強いインドでは、投資環境の面でも地域間・地域内の差が生じつつある。主要地域別の詳細は＜地域編＞で言及するが、インド全体の投資環境を概観した際、その魅力や優位性は主に以下の 3 点に集約される。

- ① : 巨大な消費市場・豊富な労働力
- ② : モディ政権の製造業・インフラ開発への積極投資
- ③ : 対中東・アフリカ輸出拠点

まず、「巨大な消費市場・豊富な労働力」であるが、第一にインドは 14.55 億人という世界一の人口を有している。世界銀行の統計によると、2024 年時点でのインドの 1 人あたり GDP は約 2,697 ドルであり、世界平均（約 13,673 ドル）と比較すると依然として低水準にある一方で、スイスの金融大手である UBS の「Global Wealth Report 2025」によると、世界全体の個人資産のうち 3.4%

をインドが占めており、また、インドの総資産 100 万ドル以上の富裕層は約 92 万人に達している。以下の通り、現在インドが人口ボーナス期であることを踏まえると、今後、インドの個人資産市場としての重要性や、富裕層を対象としたビジネス機会は着実に増加していくと考えられる。

年齢別人口構成は富士山型から徐々に釣鐘型へと移行しているが、24 歳以下が全人口の約 42%（2017 年推計）を占める若年層中心の人口構成で、人口ボーナス期は 2050 年ごろまで持続すると予測されている。英語話者や技術系人材も豊富であることから、単純ワーカーのみならず高度人材の調達先としてもインドは有望である。特に高度人材に関しては、インドの優秀なエンジニアを活用するための IT 分野の企業の進出が目立つ。インドにおいて IT エンジニア職は（様々な意見はあるものの）カーストに影響されない職種として若者から人気を集めており、インドは多数の IT エンジニアを抱えており、そのレベルも高い。スキルを有する IT エンジニアの場合、人件費の要求水準や昇給率も高いものの日本と比べるとまだまだコストメリットがある。日系企業の中には、地場の有力 IT 企業を買収し、豊富な内需を取り込もうとしている IT 企業も存在する。日本や欧米などの先進国向けにインドをグローバルなオフショア拠点として活用するといった戦略も考えられるだろう。

第 2 に「モディ政権の製造業・インフラ開発への積極投資」である。モディ政権は製造業振興に向けて「Make in India」キャンペーンを始め、人材育成や ICT 技術の振興など各種の全国的な政治的キャンペーンを打ち出している。自動車、電機・電子、化学など日本企業の進出数の多い分野も重点分野に指定されているため、投資機会の拡大が期待されている。

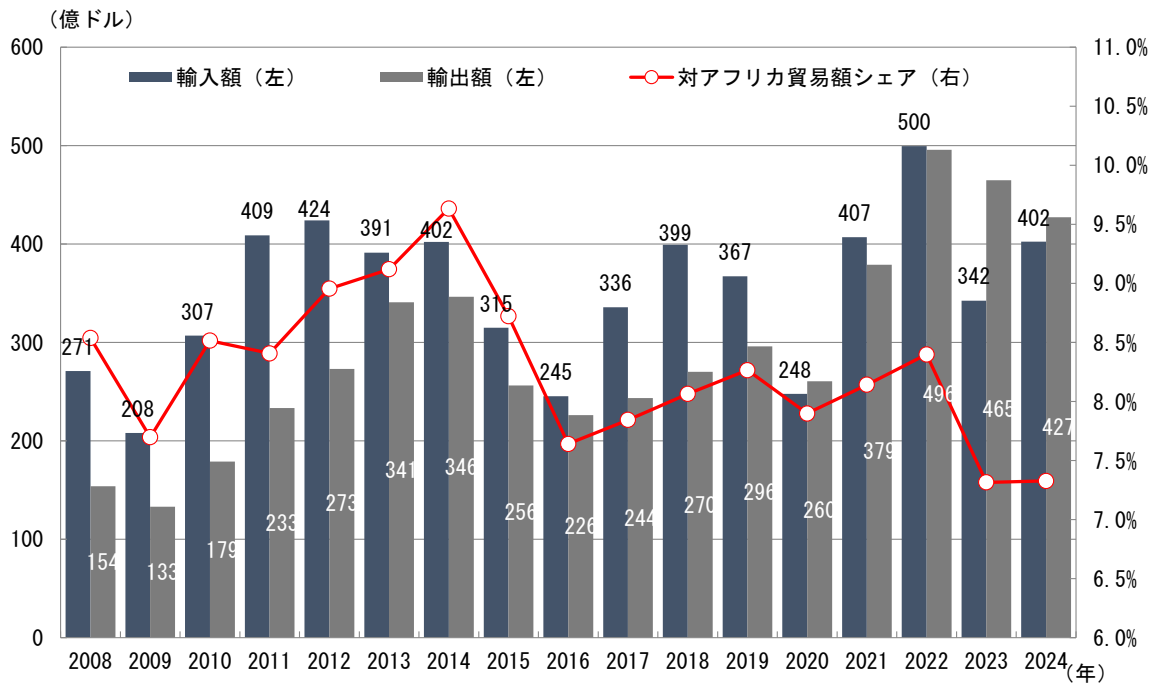
インフラについても、モディ首相はグジャラート州首相時代に同州の電力改革や道路・港湾インフラ整備を成功させてきたことで知られており、連邦レベルでもインフラ開発に意欲的である。インフラの分野では、日本政府による協力が積極的に行われている。具体的なプロジェクトとしては、日本がパートナーとなって進めてきたデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想における貨物専用鉄道に関して日本企業の受注が目立つ。

また、モディ首相は主要都市間に日本の新幹線方式の高速鉄道を整備することを決定し、第 1 弾となるムンバイ・アーメダバード間の整備が円借款により進められている。

最後に「対中東・アフリカ輸出拠点」での優位性である。アフリカには、インド人ディアスポラが 300 万人以上住んでいると言われる。インドとアフリカの間には、アフリカの独立運動や人種差別反対運動に対してインドが支援を行ってきたという歴史的背景があり、また、インド政府は、アフリカ諸国との関係強化のためのインド・アフリカ・フォーラムが 2008 年（ニューデリー）、2011 年（アディスアベバ）、2015 年（ニューデリー）の三度にわたり開催されるなど、アフリカとのつながりの強化を図っている。なお、第 4 回サミットは 2020 年に開催が予定されていたが新型コロナウイルス拡大の影響で延期された。インド政府は可能な限り早期に開催する方針を表明している。

インドの対アフリカ貿易は、図表 21-3 の通り近年増加してきており、全貿易額に占めるアフリカのシェアは 8%~10%程度で推移している。

図表 21-3 インドの対アフリカ貿易の推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

インドに進出する外資製造業企業の中には、既に中東・アフリカ市場への輸出をかなりの割合で行っている企業もあるという。南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、ケニア、モザンビーク、タンザニアなどの国々が、インドのアフリカ向け輸出の主要な目的地であり、品目別では石油製品が最も多く、医薬品、自動車、穀物などが続く。

最近では、生産連動型優遇策（Product Linked Incentive : PLI）の恩恵を受け、アップル社やサムソン社による携帯電話の輸出が急増している。現時点での最大の携帯電話の輸出先は UAE であるが、アフリカ各国への輸出も増加している。

日系企業では、ダイキンがエアコンを、マルチ・スズキが「フロンクス」「バレーノ」「ジムニー」などのモデルの自動車を中東・アフリカ向けに輸出している。また、2022年にインドの現地メーカーである Escorts を買収したクボタは、世界のトラクター市場の半分を占めるインドを基盤に、今後アフリカで2030年に4,000台の販売を目指すとの目標を掲げている。

ただし、日本企業の輸出拠点としてのインドの活用は遅れており、JETROによる「2024年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」では、インド進出日本企業のうち、半分近く（43.3%）の企業が完全な内販型（売上高に占める輸出比率0%）で、売上高に占める平均輸出比率は18.9%と、対象のアジア・オセアニア諸国19ヵ国の中で、最も低かった。インド国内競争の激化を懸念する日本企業も増える中で、中東・アフリカ市場を見据えた輸出拠点としてのインドの活用も今後は視野に入りうると考えられる。

ひとくちメモ 11： インド桁電卓：ツボを押さえた日本メーカーのヒット商品

人口約 14.5 億人をはかえるインドは、企業にとっても魅力的な市場だ。例えば、自動車メーカーのスズキは、車種や車体サイズにおける徹底したローカライズで、インドでのシェア獲得に成功している。また、インドの消費財市場は、複雑で厳格な外資規制もあり、地場企業や多国籍メーカーの支配力が強いものの、日本企業がインド市場のニーズに合わせた商品を市場投入した例が散見される。

その代表例が、カシオ計算機の電卓である。インドでは 10 万をラーク (lakh)、1,000 万をクロール (crore) などと表示し、1,000 以上の場合は数字 2 つおきに桁区切りを挿入する独特の命数法が用いられているが、同社はインドの桁区切りに合わせた数表示が可能な電卓を市場に投入し、検算機能とも併せて消費者のニーズを掴んだ。特に検算電卓は、年間 100 万台以上売れており、同社の検算電卓販売では世界一の市場となっている。

このように、伝統的文化や慣習面で、伝統と革新が混在するインドにおいて、インド人のニーズを掴むアイデア商品については、まだまだ開発の余地がありそうである。

(2) 留意点

一方、インド投資に際して留意しなければならない点もある。

第 1 に、インドで利益を出すことは概して容易ではないということである。先述のとおり、国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 -2024 年度 海外直接投資アンケート結果 (第 36 回)」によると、インドでの事業の課題として最も多い回答は「他社との厳しい競争」で、79 社、全体 (190 社) の 41.6%が課題として挙げている。また、JETRO の「2024 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」でも、インドにおいて「進出先市場における競合はいない」と回答している企業は 223 社のうちわずか 0.9%である。

進出日本企業の多くが、東南アジアや中国での日本の成功モデルがインドでは通用しないと述べている。東南アジアでは地場産業の存在しなかった国に日本企業が進出し、産業育成を目的とした現地国政府の保護・支援政策を受けて事業を発展させてきた (タイの自動車産業など) が、インドの場合は 1947 年の独立後、約半世紀にわたる閉鎖的な経済政策の下、自動車や自動車部品を含む多くの産業が育成されてきた歴史がある。品質の面では先進国に及ばないものの、価格の面では地場企業が概して有利な立場にあり、低価格を重視するインド人の消費マインドとも相まって、外資企業にとって厳しい競争環境が待ち受けている。

このような環境下で利益をあげられるようになるには、時間がかかることを認識する必要がある。日系 VC のヒアリングにおいても、インド市場で短期的な成功を求めるのは難しく、中長期的に取り組む姿勢が必要とされているとのコメントが出ている。また、地場企業をパートナーとして販売網や調達ルートを活用する、税制や法務関連の様々なトラブルに対処できる有能なインド人スタッフを雇用する、インド人の消費者に有効な宣伝・広告方法を吟味するなど、幅広い事業上の工夫が求められる。

第 2 に、輸送や電力といったインフラが質・量ともに日本企業の求める水準に達していないことがある。都市部の道路渋滞や、港湾・通関に関する手続の長期化は依然として課題である。電力については近年大幅な供給不足は解消されつつあるものの、スポット的な停電による工場装置の停止を防ぐため、自家発電設備によるフルバックアップが必要な場合もある。なお、工業団地に入居する場合でも、東南アジアや中国と異なり、分譲時には土地収用が完了しているというだけで、電力・上下水道などは自前で用意しなければならないといったケースもあり、土地代が安

価でも設備投資の費用が負担になる恐れもある。民間の工業団地は土地代が比較的高いものの、デベロッパーが質の高い基礎インフラを整備してから分譲することもあるため、最終的な費用や時間を考えて政府開発か民間開発かを選択することが重要である。

第 3 に、法制度の運用における不透明さが広範な分野にわたって挙げられる。例えば、用地取得については、正式な手続きを経て土地を収用し工業用地として開発された後になって、地権者であった農民が値上がり益を要求してくるようなケースが生じている。また税制面では、税金の還付手続が長期にわたり完了せず、キャッシュ・フローを圧迫しているケースや、州政府が外資企業向けの優遇税制を突然廃止しようとするなどの事例があるとのことである。制度自体の変更が必要な場合でも、州政府の独立性が強く、統治システムが複雑で政策の意思決定に時間がかかるため、民意反映の意思決定は極めて遅い。

第 4 に、近年は、高成長の持続や投機的な不動産取引の活発化などを背景に、地価や賃金が上昇していることがある。図表 21-4 は、JETRO の「2024 年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査（2025 年 3 月）」から、インド各都市（ニューデリー、アーメダバード、チェンナイ、ベンガルール、ムンバイ）とバンコク（タイ）の投資コストを比較したものである。マーサーの「Mercer Cost of Living Survey – Worldwide Rankings 2024」によると、インドで駐在員の生活コストが最も高いのはムンバイ（136 位）で、ニューデリー（165 位）、チェンナイ（189 位）、ベンガルール（195 位）、コルカタ（207 位）と続いた。

図表 21-4 都市別投資コストの比較（月額、単位：ドル）

		ニューデリー	アーメダバード	チェンナイ	ベンガルール	ムンバイ	【参考】バンコク
地価・事務所賃料等	工業団地(土地)購入価格(1m ² 当たり)	ニムラナ:54 ギロット:43 IMTパワル:155	サナンドⅡ:54.47 マンダル:41.74 バガプーラ:51.14	バラム・バダガル:60 スリ・シディ:29~41	ヴァンサンタ・ナラサ ブラ、トゥムクル:40 ハロハリ:75	パタルガンガ:57.6	チョンブリ:231
	工業団地借料(1m ² 当たり、月額)	マネサール:5	ESR Jalasana Industrial & Logistics Park:2.44~2.69	2.8~3.8	ナラサブラ:3.33 クリシュナギリ:2.95 スーリベレ:3.72	5.87	チョンブリ:7
	事務所賃料(1m ² 当たり、月額)	グルグラム ABW Tower:24	Prahladnagar地区: 7.14~10.70	11	ベンガルール市中心 街:21 アウトターリングロード 沿い:14 市郊外南部:12	BKC地区: 家具付き26.3~50.2 家具なし27.9~35.2	タイムズスクエア 230m ² ~:20 エクスチェンジタワー 250m ² ~:37
	市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 (1m ² 当たり、月額)	サウス・デリー モール内店舗:22 ウェスト・デリー モール内店舗:44 グルグラム モール内店舗:9	Alpha One Mall/ Nexus Ahmedabad Mall:10.70~11.13	15~23	MGロード:32 インディラナガル: 42 コラマンガラ:25	38.1~57.1	オール シーズンズ・ ブレイス(ウィットタ 通り):43~55 エイトンロー(トン ロー通り):52~77
	駐在員用住宅借上料(月額)	デリー、ディフェン ス・コロニー地区 戸建住宅の1フロア 130.0m ² (3寝室): 1,784	Bodakdev地区 家具付き: 1,525~1,793 家具なし: 1,017~1,195	チェンナイ中心街 マンション 1,500~2,000平方 フィート:1,070~ 1,784	ラジャジョナル: 1,308~2,616 ノバベル: 2,081~3,568	Powai地区(ムンバイ) アパートメント 小規模120m ² : 家具付き2,022~2,973 1,017~1,787 家具なし1,784~3,211 大規模198m ² : 家具付き3,330~4,281 家具なし2,973~4,162	サービスアパート 54~96m ² : 1,017~1,787 アパート 170~210m ² : 2,618~3,697

- (注1) 事業主負担率は適用金額などにより変動
(注2) 年金基金は 8.33%か 1,250 ルピーの低い方
(注3) 積立基金は 12%から年金基金負担分を差し引いたもの
(注4) 管理費は 0.5%か 500 ルピーの高い方
(注5) 保険料：対象上限 15,000 ルピー
(出所) JETRO「2024 年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査（2025 年 3 月）」より作成

第 5 に、労務管理の難しさが挙げられる。ワーカー管理について、インドでは、元来労働者の権利が強く、労働関連制度も労働者寄りの立場をとっているとされる。労働運動も活発で、組合が結成され、労使関係に争点が生じると、その対応に多大の負担を強いられるため、労使関係

を円滑に回すための取組みと仕組みが必要となる。

他方、専門職・管理職レベルの人材については、ジョブホッピングが一般的で離職率が高いという問題があり、結果として、社内の人材育成が困難となっている。こうした人材に関しては、高水準の給与と福利厚生と、キャリア構築支援に取り組むことで、優秀な従業員をつなぎとめて、モチベーションを上げる仕組みが必要と思われる。ただし、給与に関しては、インフレ率に合わせた昇給と、能力・実績に応じた昇給の双方が必要となるため、雇用者側には大きな負担となる。さらに、広大なインドにおいては、地域によって文化や慣習が異なるため、地域特性に応じた労務管理が必要となる。

このように、インドにおける労務管理には様々な難しさがあるが、日系企業にインタビューしたところ、工夫を講じながら良好な労務管理を実現している企業も幾つかあった。効果的なローカル人材活用は、インドにおける労務管理の重要ポイントであると言える。日系企業には、ローカル人材の活用が進んでいる会社と進んでいない会社の双方があるが、労務管理がうまくいっている会社は、総じてローカル人材への権限移譲が進んでいる社であるようだ。インドには、肩書や役職を重んじる文化背景があるため、人材に責任と権限を与えることでモチベーション向上にもつながる。また、地元の文化や目には見えないカースト制の名残なども含め、現地事情に精通した人材の存在は、日系企業にとって大きな武器となる。

最後に、日本人にとって生活面でのハードシップが高いことがある。在留邦人数は、デリー首都圏を中心に拡大しているものの、インド全土で8,102人（2024年10月時点：外務省「海外在留邦人数調査統計」）である。この数字は中国（97,538人）12分の1、タイ（70,421人）の約9分の1、ベトナム（17,410人）の半分程度と、日本企業の進出が多いアジア新興国と比べると少ない。この背景として、日本人学校や日本語対応の病院が非常に少ないため、駐在員が家族を同伴して赴任するケースが少ないことが考えられる。生活環境一般でみても、地方都市では日本食レストランが少なく、日本食の食材の入手が困難であること、ゴルフや映画を除くとカラオケのような娯楽に乏しく、州によっては肉や酒類が入手しにくいなど、日常生活面の不自由は依然として多い。ただし、最近は日本人にとっての住環境にも改善が認められる地域もあり、特にインドで最も日本人が多いと言われるデリー近郊のハリヤナ州グルグラムについては、日本料理店や日本人学校など含め、日本人向けの生活インフラも数年前と比べて非常に充実している。

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. インドの主要産業

2023-24 年度の名目 GVA（総付加価値）の産業構成比は、第 1 次産業が 17.8%、第 2 次産業が 16.2%、第 3 次産業が 66.0%と、第 3 次産業の比率が高い（図表 22-1）。2019-2020 年度、2020-2021 年度にかけて、COVID-19 パンデミックに伴い、貿易、宿泊、輸送、通信、放送サービスの GVA が大きく減少したが、その後は全ての産業で総付加価値が上昇している。モディ首相は「Make in India」の推進などにより、製造業振興政策の推進を掲げており、今後の動向が注目される。そこで、次節以降に取り上げるインドの主要産業として、製造業からは「自動車（EV 含む）」、「バイク」、「食品加工」、「エアコン」を取り上げる。また、構成比が上昇しているサービス業の中から「小売業」、「不動産業」を挙げる。

図表 22-1 インドの産業構成比（名目）

産業		2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	前年度比	
								2022-23	2023-24
第一次産業									
	1. 農業、林業、漁業	3,016,277	3,394,033	1,542,462	4,099,473	4,449,332	4,877,867	8.53%	9.63%
第二次産業									
	2. 鉱業、採石業	377,171	355,833	292,129	439,339	510,682	532,343	16.24%	4.24%
	3. 製造業	2,805,330	2,712,269	2,586,740	3,392,605	3,534,867	3,921,596	4.19%	10.94%
第三次産業									
	4. 電気、ガス、水道、その他 公共サービス	450,631	483,644	484,477	577,793	609,068	766,435	5.41%	25.84%
	5. 建設	1,349,795	1,368,638	1,282,048	1,835,674	2,171,401	2,401,618	18.29%	10.60%
	6. 貿易、宿泊、輸送、通信、 放送サービス	3,200,285	3,480,240	2,941,477	3,674,918	4,412,008	4,828,505	20.06%	9.44%
	7. 金融、不動産、専門サービス	3,542,458	3,915,848	3,950,786	4,645,873	5,600,440	6,244,153	20.55%	11.49%
	8. 行政、防衛、その他	2,419,266	2,750,837	2,761,996	2,969,909	3,358,901	3,840,370	13.10%	14.33%
	名目 GVA	17,161,213	18,461,343	17,915,167	21,635,584	24,646,699	27,412,887	13.92%	11.22%

（注） 単位は 1,000 万インドルピー（₹ Crore）

（出所） NATIONAL STATISTICAL OFFICE, MINISTRY OF STATISTICS & PROGRAMME

2. 自動車

(1) 自動車産業の歴史

インドの自動車産業は植民地時代の 1920 年代に GM とフォードがノックダウンによる組立生産を行ったことが始まりである。1940 年代には財閥グループの参入が相次ぎ、ビルラ・グループがヒンドスタン・モーターズを、タタ・グループがタタ・モーターズを、マヒンドラ・グループがマヒンドラ&マヒンドラをそれぞれ設立した。

その後、1947 年の独立後の国内産業保護政策のもとで GM とフォードは撤退したが、1980 年代に入ると部分的自由化が行われ、日系のスズキが乗用車部門（インド政府との合弁でマルチ・ウドヨグを創設、その後 2007 年 9 月に社名をマルチ・スズキ・インドに変更）に、ホンダが二輪部門（ヒーロー・グループと合弁企業を設立。ただし、2010 年 12 月、ヒーローとホンダは合弁を解消）にそれぞれ参入した。

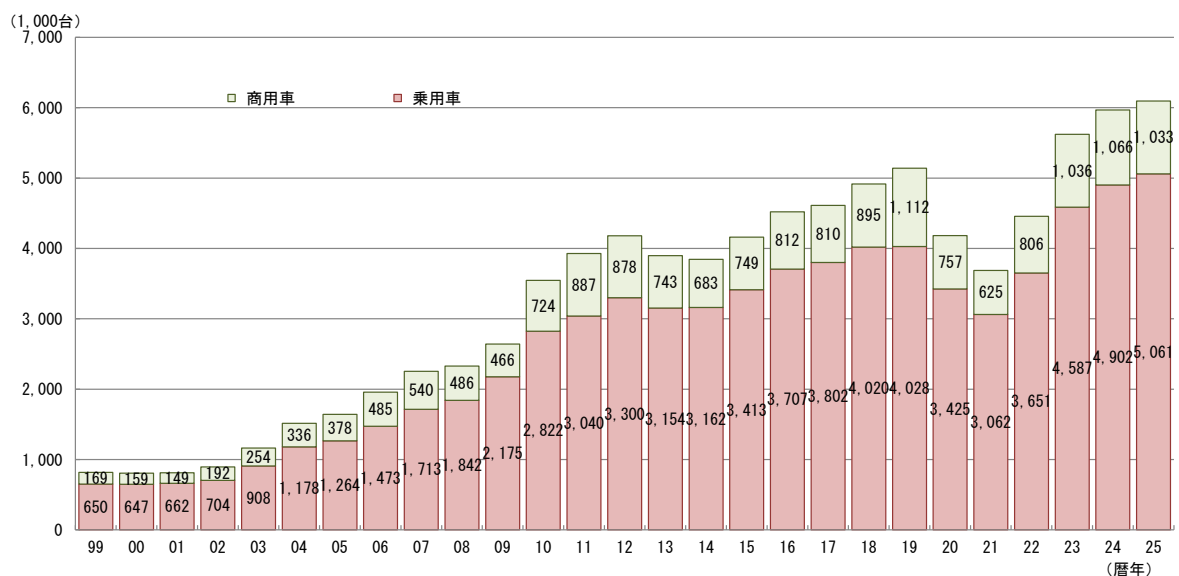
このような歴史的経緯からインドの自動車産業は、新興国としては稀なことに一定の技術ベースを備えている。1991 年以降の自由化政策のもとで、自動車産業に関しては 1993 年に乗用車部

門のライセンスを撤廃し、2000 年に輸入枠規制を撤廃した。また、外資について自動認可制のもとで 100%出資を容認するようになったため、外資系企業の参入が相次いだ。

(2) 足元のインド自動車市場は回復基調だがリスク要因も存在

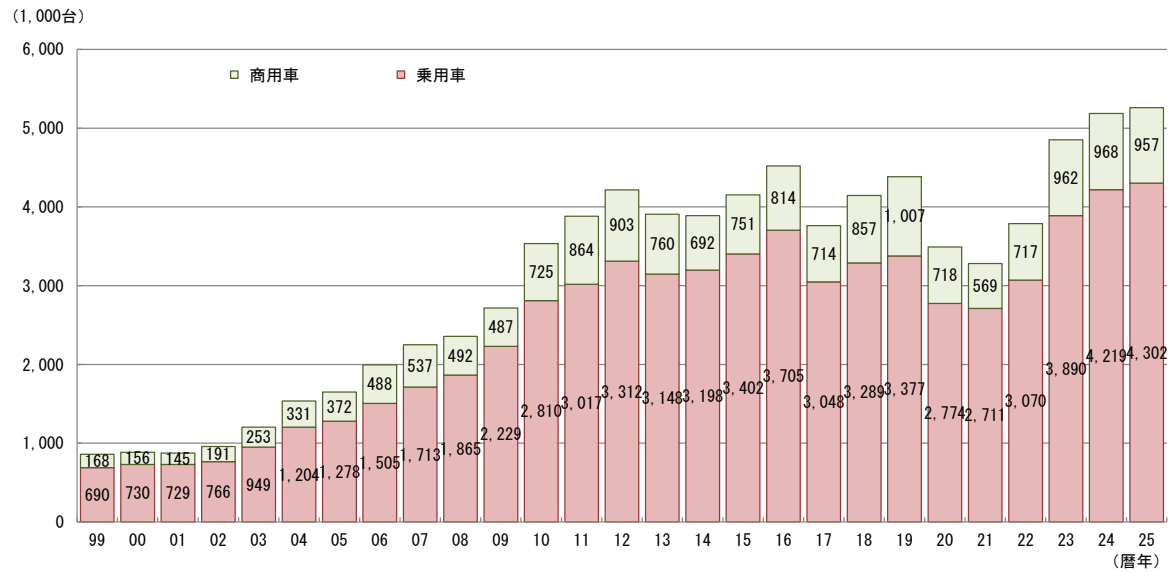
インド自動車工業会（Society of Indian Automobile Manufacturers：SIAM）が公表する統計の内、乗用車（Passenger Vehicle）と商用車（Commercial Vehicle）を合算した「自動車」の生産台数は、COVID-19 の影響を受け、2019 年度から 2020 年度にかけて大きく減少したが、2021-22 年度以降は回復基調にあり、直近 2024-25 年度の生産台数は 600 万台を突破した。

図表 22-2 自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

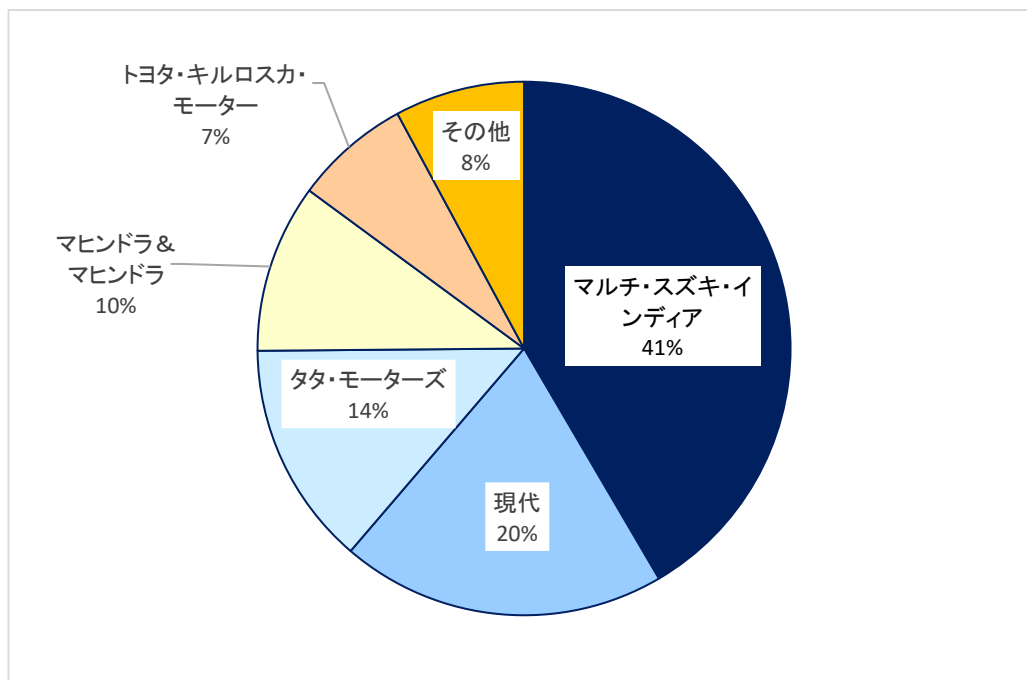
図表 22-3 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移



(出所) インド自動車工業会より作成

自動車販売台数については、歴代最高の乗用車販売台数の伸び率を示した 2022 年度（成長率 26.7%）、引き続き高成長であった 2023 年度（同 8.4%）と比べると成長率は鈍化したものの、2024 年度も前年比 2.0% の伸びであった。メーカー別の販売シェア（台数ベース）を見ると、Maruti Suzuki（以下、マルチ・スズキ）がシェア 1 位となる 41%を確保している。第二位の現代のシェアは 20%、第三位の Tata Motors のシェアは 14%である。マルチ・スズキ以外の日系メーカーのシェアは、トヨタ 7%、ホンダ 1.6%、日産 0.7%、いすゞ 0.2%と、2022 年と比較していずれも若干シェアを落としている。

図表 22-4 自動車のメーカー別販売シェア（2024 年）



（出所）Mark Lines より作成

なお、インドの乗用車市場で最も成長している車種はユーティリティビークル（UV）（全乗用車販売に占める割合は、2020 年 19.4%→2021 年 22.6%→2023 年 59.8%）である。車種ごとの販売台数でも、首位はマルチ・スズキのコンパクトモデルであるが、2〜7 位は各社の UV が占めている（2 位はタタ・モーターズ、3〜4 位はマルチ・スズキの UV である）。

（3）2026 年に向けた自動車・二輪車産業のターゲット及び環境規制

インド自動車工業会（Society of Indian Automobile Manufacturers：SIAM）は、2006 年に立案された「年次行動計画（Automotive Mission Plan：AMP）2006-16」に続くターゲットとして「Automotive Mission Plan 2016-26」（AMP 2016-26）を掲げている。「AMP 2016-26」では、インドの自動車関連産業（Automotive industry）について、①今後新たに 6,500 万人の雇用機会を創出すること、②モディ首相の進める「メイク・イン・インド」や製造業の中での牽引役となること、③車両輸出を 5 倍に、同部品輸出を 7.5 倍に増やすことを企図すること、④インドの名目 GDP の 12%超を占めること、⑤2015 年比で産業規模を 3.5〜4.0 倍とすること、などが記されている。また、製造業の競争力を維持・強化し、環境や安全性の問題に対処するために、特定の（政府）介入が想定されるとも示されている。

（4）排ガス規制

インドの排ガス規制は、2017 年 3 月末まで、大都市が BS4（欧州基準の「ユーロ 4」相当）、大都市以外では BS3（「ユーロ 3」相当）が適用されてきた。その後、2017 年 4 月からはインド全国で

BS4 が適用されていたが、2020 年 4 月には当初 2024 年に導入の予定だった BS6（「ユーロ 6」相当）が前倒して適用され、BS5 を経ずに一気に環境規制を強化することとなった。具体的には、排ガス中の窒素酸化物（NOx）を、ガソリンエンジン車、ディーゼルエンジン車で大幅に削減することが求められることとなった。さらに、2023 年 4 月からは、BS6 のフェーズ 2 が導入され、実際の走行に即した排出量の測定が義務化されるなど、より厳格化された。これに伴い、各メーカーが対応に追われているが、基準を満たせないディーゼル車については、排ガスに含まれる有害な窒素化合物を削減するなどの対応をするか、対応できなければモデルを廃止する必要も出てくるかもしれない。

（5）政府の EV 推進策

インド政府は国内の EV 普及を奨励するために、2015 年 4 月から 2019 年 3 月まで、電動バス、電気自動車・ハイブリッド車、電動二輪車・三輪車を対象としたインセンティブによる FAME (Faster Adoption and Manufacturing of Electric Vehicles in India) I を実施した。後続の FAME II は、2019 年 4 月から 2024 年 3 月末まで実施され、その内容としては、EV の購入補助金と、充電ステーションの整備、EV をとりまく諸制度の整備から成る。実際に補助金が支給された EV の台数は、ひとくちメモ 12 に記載の通りであり、当初の予定よりも多くの二輪車に補助金が投入された。なお、2024 年 10 月には後継となるインセンティブ（PME-DRIVE）が開始され、2026 年 3 月末までの適用を予定している。こちらも消費者向けインセンティブと、充電ステーションなどのインフラ、制度の整備に関わる補助金から構成されるが、電動四輪車が購入補助金の対象外となるなど、FAME II の結果を受けて少し内容が変化しているため、今後の販売動向に影響する可能性もある。

また、インド政府は、自動車・自動車部品産業向けの生産連動型優遇策（Product Linked Incentive : PLI）を導入し、これにより、先進自動車技術製品の国内製造を促進している。自動車産業の PLI には、優良 OEM 優遇策と、優良部品メーカー優遇策という 2 つの構成要素があり、優良 OEM 優遇策は、全てのセグメントのバッテリー電気自動車（BEV）と水素燃料電池車に適用されるスキームである。2025 年 3 月時点で 82 社（OEM18 社、部品 64 社）が承認を受けている。そのうちの日系企業は、OEM メーカーではスズキ・モーター・グジャラート 1 社のみ、部品メーカーでは 12 社が承認を受けている。

（6）EV 化に係る OEM 各社の動向

インドでの EV 販売は増加基調であり、FADA（自動車ディーラー連合会）によると、EV の国内登録台数（新車、中古車含む）は 2024 年に過去最高のおおよそ 195 万台となり、前年比 27%以上の増加となった。そのうち過半数の 115 万台弱が二輪車で、35%程度の 69 万台が三輪車、四輪自動車などは 5%あまりの 10 万台程度である。メーカー別で見ると、四輪車に関してはタタ・モーターズが圧倒的であるが、二輪車に関しては首位がオラ・エレクトリック（約 35%）、次に TVS（約 20%）と続く。主要 OEM の動向は以下のとおりである。

- Tata Motors

2021 年 12 月、完全子会社である Tata Passenger Electric Mobility Limited (TPEML) を設立。

2026 年までに約 20 億ドルを投じて 10 車種の新型 BEV を投入し、インド国内に充電インフ

ラを整備するための積極的な投資をグループとして行う予定。すでに新型の EV「Punch.ev」を市場に投入済みであるほか、2025 年初めにはラグジュアリーモデルである「Avinya X」のコンセプトモデルを発表した。他方で、競合の成長を受け、2025 年にはシェアを減らしている。

- **MG Motor**

上海汽車傘下の MG Motor は、インドで第 2 位の EV メーカーであるが、2025 年時点で 1 位のタタに迫る生産台数であり、2025 年 5 月には、前年同月比 150% 弱の増加を記録した。市場シェアは 30% を突破しており、主力の製品は「Comet」、「ZS EV」、「Windsor」などである。EV 部品分野での教育と人材育成、インド工科大学（IIT）デリー校との提携による研究開発などに取り組んでいる。

- **Maruti Suzuki**

2022 年 3 月、親会社のスズキがインドのグジャラート州と、BEV 及び BEV バッテリーの現地製造に約 1,044 億ルピーを投資する覚書（MOU）を交わした。2022 年 8 月には、グジャラート州に建設予定の BEV 向け車載用電池工場及びハリヤナ州カルコダに建設を予定している新工場の定礎式を実施した。BEV 向け車載用電池工場は 2026 年、カルコダ四輪工場は 2025 年の稼働予定となっている。さらに、将来的なインドの自動車市場の拡張に備え、2030-2031 年度までに約 400 万台の生産能力の確保を目指し、2024 年以降も新工場の設立を発表している。上記 OEM の他、ヒュンダイや KIA など、完成車輸入によりインドで既に EV を販売している。国際的な EV 化の潮流とインド政府の EV 普及政策、排ガス規制への対応の必要性などから、今後も OEM 各社は強力に EV 化を推進していくものと思われる。

ひとくちメモ 12： 電気自動車（EV）重視の政策

2013 年 1 月、電動車の普及や現地生産の促進を目指す「National Electric Mobility Mission Plan 2020」が発効し、バイクを中心に新車販売台数 600~700 万台が目標とされた。その実現に向けた電動車普及策（FAME-India）の第 1 フェーズ（期間は 2015 年 4 月から 2019 年 3 月まで）のもと、電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）の購入への補助金給付やインフラなどの設備投資が実施された。

2019 年 4 月から 2024 年 3 月末までの FAME-India の第 2 フェーズでは、国産化率（バス：40%、その他車両：50%）などを条件に、補助金が支給された。FAME II には約 13.5 億ドルの予算が割当てられ、最終的にはハイブリッドを含む電動 4 輪車約 22,500 台、電動 3 輪車 16.5 万台、電動二輪車 143 万台の購入に対して補助金が充当された。当初の想定と比較すると、電動 4 輪、3 輪よりも、二輪車の購入に充当されることとなった。そのほか、7,432 基の充電ステーションが整備され、6,862 台の電気バスが認可された。後続の政策として発表された EMPS2024（2024 年 4 月~9 月末までの電動モビリティ促進スキーム）と、そちらを組み込む形で 2024 年 10 月に発表された PM E-DRIVE は、2026 年 3 月末までの適用期間において、FAME II と同じく電動自動車の購入補助金（電動四輪車は対象外となった）、充電ステーションの拡充を打ち出している。加えて、前の施策にはなかった EV 技術の試験機関の拡充も補助金対象となった。

なお、インドにおける 2023 年時点での電動化率は約 5.3%で、日本の 32.2%、アメリカの 20.5%と比べると遅れを取っているとも言えるが、インドにおける EV 市場は急速に拡大の兆しを見せており、2015 年には 2 万台程度だった EV の販売台数は、2020 年に 30 万台、2023 年に 85 万台、2024 年には 72 万台弱となっており、近年急激に増加している。EV はモーターを使用するため、内燃機関を要するガソリン車よりも生産の技術的難易度が低く、今後も様々なメーカーが参入してくるだろうとの日系企業の声もあった。現在、政府が掲げる電動化の目標値は 2030 年までに自家用車の新車発売の 30%、2 輪車・3 輪車の 80%である。

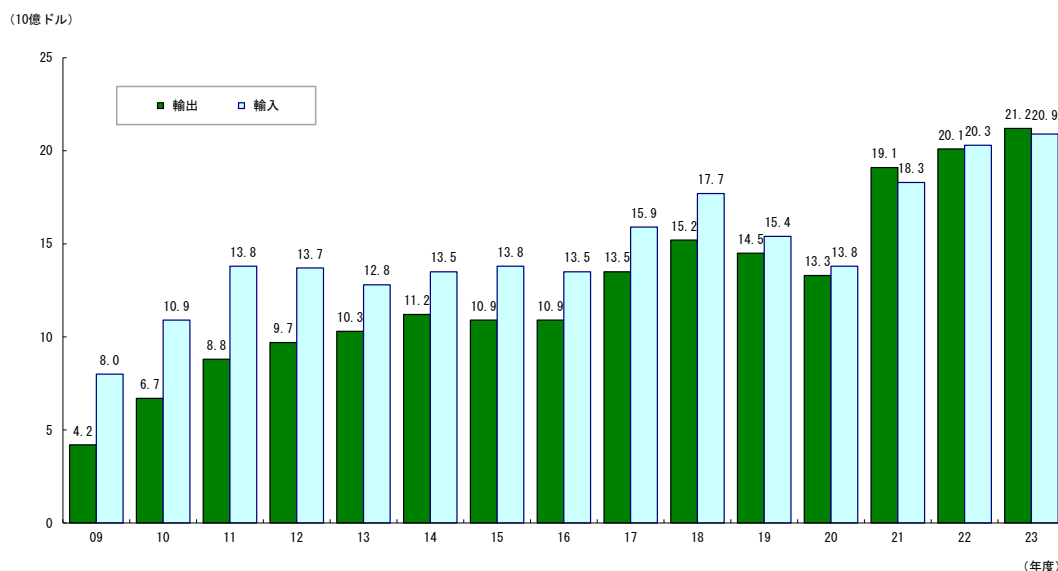
(7) 自動車部品産業は輸入超過が続く

2015年9月に発表された「Automotive Mission Plan 2016-26」(AMP2026)の中で、車両の輸出を5倍、車両部品の輸出を7.5倍にするとの目標を掲げており、その実現には自動車産業の集積が一段と進む必要があると推察される。インドの自動車部品産業では、業界団体としてインド自動車部品工業会 (Automotive Component Manufacturers Association of India : ACMA) があり、加盟企業 (外資系を含む) 数は800社以上となっており、当該企業全体の売上高は、自動車部品産業の85%以上を占めている。

日系自動車部品メーカーへのヒアリングによると、インドの自動車・自動車部品セクターでは、設備や金型については、ある程度現調化が進んでおり、ローカルサプライヤーもレベルアップしているとのこと。Make in India 政策を推進するインドにおいて内国生産を促進していくことは、メーカーにとっての命題でもあり、日系自動車・自動車部品メーカーとしては、一定程度の生産・技術支援によりローカルサプライヤーの強化に取り組んでいくと思われる。

ACMA の Annual Report によると、インドの自動車部品産業の輸出額は2023-24年度で212億ドルであった。過去2年の輸出額は増加基調で推移している。貿易収支としては2020年まで輸入超過が続いていたが、2021年より輸出超過に転換した。2023-24年度は212億ドルの輸出に対し、輸入は209億ドルと輸出を下回った (図表 22-5)。日系完成車メーカーも基幹部品、特に日本品質の維持に妥協はできない部品であるエンジンやトランスミッション、電装品などは輸入に依存していたが、日系サプライヤーのインド進出と現地生産も徐々に進んでおり、輸出超過への転換に寄与していると思われる。

図表 22-5 自動車部品の輸出入額の推移



(出所) インド自動車部品工業会より作成

(8) 拡大する自動車部品生産

自動車の項でも述べた通り、先進自動車技術製品の国内製造を促進するため、優良部品メーカーに対しても PLI によるインセンティブが与えられる。2025 年 3 月時点で 62 社の自動車部品メーカーが PLI の承認を受けており、うち 12 社が日系メーカーである（マルチ・スズキ・インドシア、アイシン・オートモーティブ・ハリヤナ、デンソー・テン・ウノ・ミンダ・インドシア、トヨタ・インダストリーズ・エンジン・インドシアなど）。日系自動車部品メーカーからのヒアリングでも、特に EV 関係の受注が増えている様子が見て取れた。

日系部品メーカーはコロナ禍により投資計画を先延ばしした例もあるが、取引先からの要請やインド市場の中期的拡大を見越した生産体制の増強を図っている。2025 年の動きとしては、東洋電装による現地企業との JV による二輪用スイッチ類の合弁設立や、愛知製鋼による現地の鉄鋼メーカーへの出資、パイオラックスによる現地工場設立などがある。生産の拡充や投資以外に、開発機能の拡充を行った企業もある。エアバッグを生産する豊田合成はハリヤナ州の開発拠点を拡張し、エアバッグの評価設備を整備した。これにより、日本で試験を行い、結果をインド側に共有する手間を省けるようになった。

3. バイク

(1) バイク生産は回復傾向

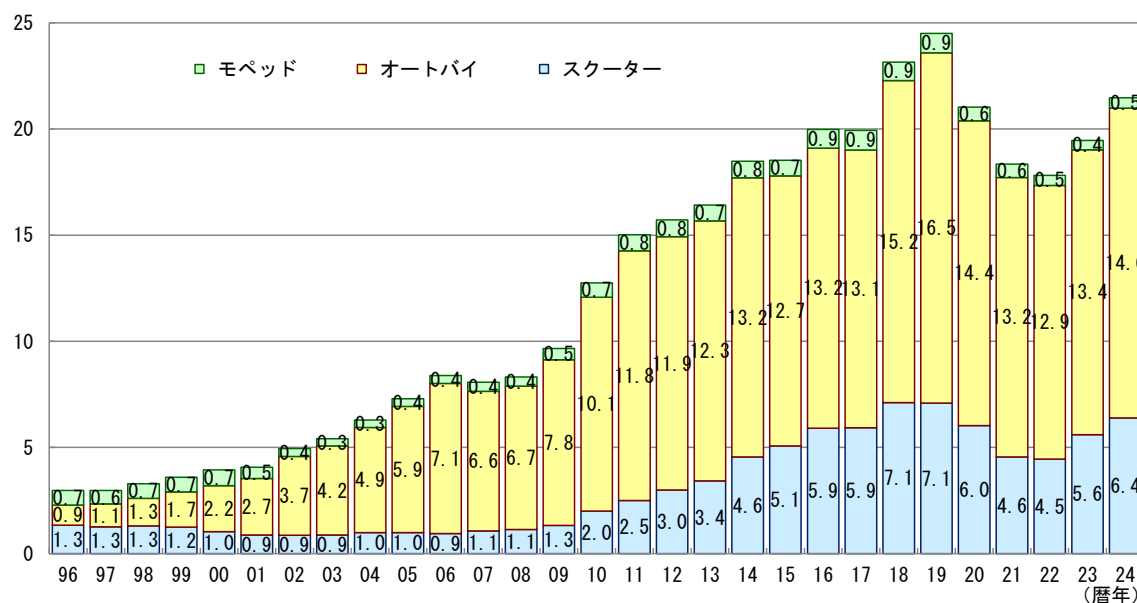
インドは、2017 年 4 月にユーロ 3~4 と同等の BS4 を導入してから 3 年で BS6（2020 年 4 月導入）に移行し、また安全規制でも、2019 年 4 月から 125cc 以上のバイクにアンチロック・ブレーキ・システム（ABS）の装着が義務化された。2026 年 1 月からは排気量に関係なく、全ての新型二輪車に対して ABS の搭載が義務付けられる。これは、新たに ABS 搭載車両への切り替えを迫られる製造業者にとっても、ABS を搭載したことにより見込まれる価格上昇の影響を受ける消費者にとっても、一定のハードルとなりうる。

それでも、公共交通機関が不足しているインドでは、引き続きバイクに対する需要は大きい。政策の面でも、2021 年から継続中の PLI スキームや、輸出促進インセンティブである RoDTEP（Remission of Duties and Taxes on Exported Products）、電動二輪車に関しては PM E-DRIVE など、製造業者に対するインセンティブは継続している。

マクロ経済状況の改善や農村部での需要の回復などを受け、直近のインドの二輪生産台数は前年度比で大きく増加した。2024 年度（2023/4~2024/3）の生産台数は 2,150 万台（前年度比 10.8% 増）となっている。2024 年度の生産台数に占めるセグメントの比率は、スクーター 29.7%（約 640 万台）、オートバイ 67.9%（約 1,460 万台）、モペッド 2.3%（約 50 万台）であり、2022 年にかけて縮小していたスクーターの比率がやや増加している。

図表 22-6 バイクの生産台数の推移

(100万台)



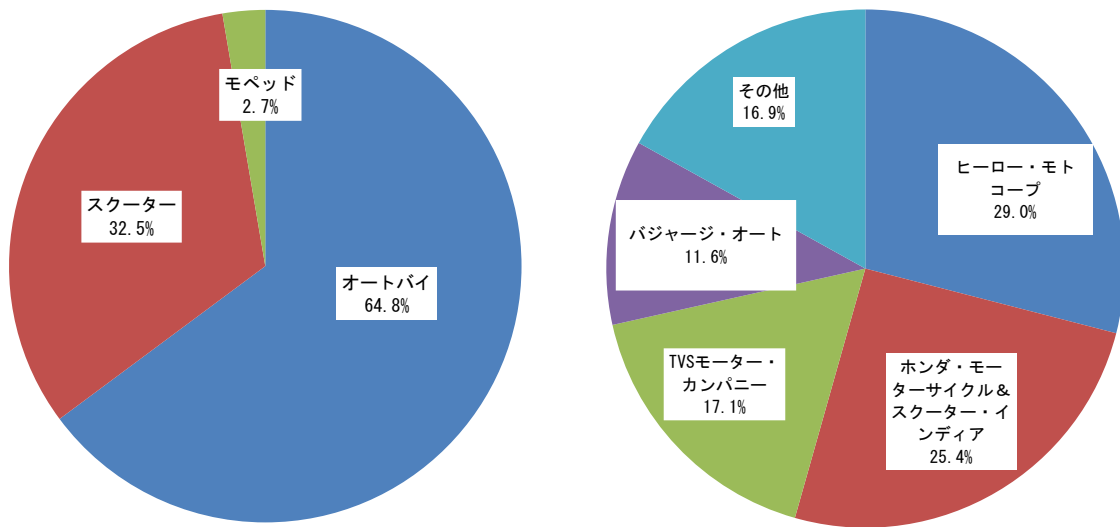
(出所) インド自動車工業会より作成

(2) バイクの販売市場は大手 4 社で生産台数約 9 割を占める

2024 年度 (2023/4~2024/3) のメーカー別の生産台数を見ると、最大手がヒーロー・モトコープ (29.0%)、2 位がホンダ・モーターサイクル&スクーター・インド (以下、「ホンダ」、25.4%)、3 位が TVS・モーター・カンパニー (17.1%)、4 位がバジェージ・オート (11.6%) となっている。これら上位 4 社で全体の 83.1% を占めている (図表 22-7)。

ホンダ以外の日系メーカーでは、5 位にスズキ (スズキ・モーターサイクル・インド : 5.1%)、7 位にヤマハ (インド・ヤマハ・モーター : 3.5%) となっている (図表 22-7 では「その他」に含まれる)。

図表 22-7 バイクの種類別販売シェアとメーカー別生産シェア（2023~24 年度）



（出所）Mark Lines より作成

（3）二輪車における電動化トレンド

インドでは、世界的な電動モビリティのトレンドに合わせて、電気自動車の普及に向けた取り組みが推進されている。世界最大の二輪市場の一つであり、通勤・通学手段として広く活用されている二輪車は、電動化トレンドを受け入れる最初のカテゴリーになると予想されている。

インドでは、電動自動二輪車の市場シェアは 2022 年時点では二輪車総販売台数の 1% 未満であったが、2025 年 1 月時点の統計では 6.4% まで拡大している。成長を牽引している主な要因には、政府の政策、充電インフラの改善、燃料価格の高騰、現地製造の増加、e コマースの導入などがある。日系企業でも、ホンダが 2024 年 11 月に電動スクーターモデル「ACTIVEA e:」、「QC1」を発表し、電動二輪市場に本格参入した。

なお、電動二輪車導入の課題としては、1 回の充電で限られた距離しか走行できないという航続距離に対する懸念が挙げられる。また、充電時間が長いことも使用を制限している。事実、電動二輪車は都市部市場に比べて、充電インフラが不十分な地方では普及率が低い。こうした課題を受け、道中でバッテリーを交換できるバッテリーシェアリングサービスは、インドにおける電動二輪車普及の原動力になり得る可能性があると考えられている。

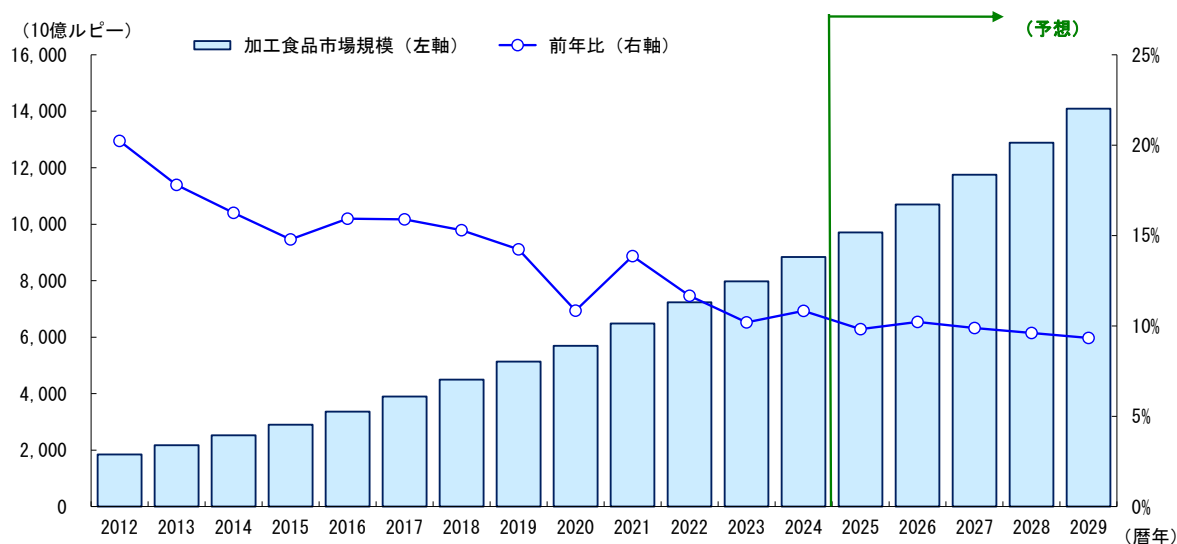
4. 食品

（1）食品加工業の市場規模とその推移

2024 年のインドの加工食品市場規模は約 8.8 兆ルピーである（図表 22-8）。2013 年以降、インドの加工食品市場の年成長率は、途中 2020 年には COVID-19 による経済的混乱から大きな影響を受けたものの、2026 年前後までは年率 10% 程度と安定した成長が続く見込みである（ただし、伸びは徐々に鈍化している）。また、直近では、都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、主に

若年層を中心に包装された食品やレトルト・インスタント食品への需要が高まっていることから、これらも食品加工業の成長に寄与していくと思われる。

図表 22-8 加工食品の売上高と伸び率の推移



(出所) Euromonitor より作成

図表 22-9 加工食品の売上高と品目別構成比（2014 年→2024 年）

分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2014	2024	年率成長率	2014	2024	差分
加工食品	2,528	8,838	13.3%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	692	2,502	13.7%	27.4%	28.3%	0.9%
食用油	585	2,027	13.2%	23.2%	22.9%	-0.2%
パームオイル	194	574	11.5%	7.7%	6.5%	-1.2%
菜種油	70	314	16.2%	2.8%	3.5%	0.8%
大豆油	102	336	12.7%	4.0%	3.8%	-0.2%
ひまわり油	78	353	16.3%	3.1%	4.0%	0.9%
その他の食用油	136	436	12.3%	5.4%	4.9%	-0.5%
レディー・ミール	6	18	12.7%	0.2%	0.2%	-0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	88	392	16.1%	3.5%	4.4%	1.0%
調味料	18	59	12.5%	0.7%	0.7%	-0.1%
スープ	4	14	14.7%	0.1%	0.2%	0.0%
スプレッド	9	51	18.2%	0.4%	0.6%	0.2%
乳製品等	802	2,835	13.5%	31.7%	32.1%	0.4%
ベビーフード	35	97	10.8%	1.4%	1.1%	-0.3%
乳製品	767	2,739	13.6%	30.4%	31.0%	0.6%
バター・マーガリン	115	295	9.9%	4.6%	3.3%	-1.2%
チーズ	16	78	17.6%	0.6%	0.9%	0.3%
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	542	1,875	13.2%	21.5%	21.2%	-0.2%
ヨーグルト・乳製品	79	438	18.7%	3.1%	5.0%	1.8% ↑
その他乳製品（コンデンスミルク等）	16	52	12.9%	0.6%	0.6%	-0.0%
菓子等	659	1,721	10.1%	26.1%	19.5%	-6.6% ↓
チョコレート菓子・ガム類	160	350	8.1%	6.3%	4.0%	-2.4% ↓
チョコレート菓子	86	211	9.3%	3.4%	2.4%	-1.0%
ガム	18	22	2.1%	0.7%	0.2%	-0.5%
キャンディ等	56	117	7.6%	2.2%	1.3%	-0.9%
アイスクリーム・冷凍デザート	73	202	10.7%	2.9%	2.3%	-0.6%
ナッツ・クラッカー類	182	585	12.4%	7.2%	6.6%	-0.6%
ソルティー・スナック	101	335	12.7%	4.0%	3.8%	-0.2%
その他	34	125	13.8%	1.4%	1.4%	0.1%
ビスケット菓子類	244	583	9.1%	9.6%	6.6%	-3.0% ↓
ビスケット	221	492	8.3%	8.7%	5.6%	-3.2% ↓
主食	375	1,779	16.8%	14.8%	20.1%	5.3% ↑
パン類	112	293	10.1%	4.4%	3.3%	-1.1%
パン	61	147	9.2%	2.4%	1.7%	-0.8%
ケーキ	43	116	10.4%	1.7%	1.3%	-0.4%
朝食用シリアル	14	60	15.9%	0.5%	0.7%	0.1%
加工果物・野菜	10	27	11.0%	0.4%	0.3%	-0.1%
加工肉・シーフード	13	47	13.7%	0.5%	0.5%	0.0%
米・パスタ・麺類	227	1,353	19.6%	9.0%	15.3%	6.3% ↑
麺	53	173	12.6%	2.1%	2.0%	-0.1%
インスタント麺	46	141	12.0%	1.8%	1.6%	-0.2%
袋タイプ	45	140	12.0%	1.8%	1.6%	-0.2%
常温の非インスタント麺	7	32	15.7%	0.3%	0.4%	0.1%
パスタ	11	58	18.4%	0.4%	0.7%	0.2%
米	163	1,122	21.3%	6.4%	12.7%	6.2% ↑

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 1.5 以上の差分が生じたもの。

(出所) Euromonitor より作成

(2) カテゴリー別に見た加工食品の市場規模

2014 年から 2024 年にかけての大分類で見た加工食品市場の売上高構成比の変化を見ると、4 つの大分類の内、構成比の伸びが相対的に大きかったのは「主食類」(+16.8%) である。中でも、「米」(+21.3%)、「パスタ」(+18.4%) が顕著な伸びを示しており、さらに朝食用シリアル (+15.9%) の伸びも大きい。これらを含む全てのカテゴリーの市場規模が大幅に増加している。

(3) 今後の見通しと日本企業の事業機会

Euromonitor の調べに基づく、インドの加工食品市場は、2029 年までも年平均 9.8%と引き続き高成長が期待される。構成比については、これまでと同様の傾向で、「主食類」と「乳製品など」の成長率が高い（図表 22-10）。

まず主食類に関して、都市化や食生活の国際化に伴い、パスタの需要が今後も増えていくと予測されている。2024 年までの 10 年間では米の伸びの方が大きかったが、今後はパスタの伸びが米を上回ると予測されている。また、米麺（Rice Noodles）の市場も、今後 10 年で年率 10%程度以上成長すると言われており、背景には、グルテンフリー嗜好などがあると考えられる。インドは、東南アジアなどの他国と比較して比較的保守的な食文化、食市場と見られていたが、今後変化していくことが予測されるデリーやグルグラムなどの都市部では近年日本人向けの日本食レストランも増加しており、またインド人の中でも寿司やラーメンなどを中心に人気を集めつつあるとのことで、日本の飲食・食品企業の商機も増えつつある。

今後、日系企業の事業機会として注目される分野として、①インドの農産物を利用した加工食品の製造と在外インド人ネットワークの活用による第三国市場への輸出、②都市部の高所得層をターゲットとした日本食外食産業などの事業展開が挙げられる。

インドは世界有数の農業生産国で、コメ、小麦などの穀物、バナナ、パパイヤ、マンゴー類、ナス、ニンニク、たまねぎ、トマト、カシューナッツ、オクラなどの生産量は、世界でも上位に位置している。コールドチェーンの未熟さに伴う保管・輸送過程でのロス率が高いという問題もあるものの、インドの農産物を利用した食品加工分野には、事業機会があると思われる。輸出先としては、「印僑」と呼ばれるインド系移民や在外インド人が多い中東やケニアなどの東アフリカが有望な候補先となろう。政府もさまざまな制度や有利な補助金によって、この分野への投資を奨励している。例えば、2016 年より、農産物のバリューチェーン強化や加工インフラの整備を目的とした奨励策 Pradhan Mantri Kisan Sampada Yojana(PMKSY)が 2026 年まで進行中であり、食品加工施設や冷蔵物流、食品検査ラボなどへの資金補助が行われている。また、国外輸出促進のための PLI スキーム（PLI Scheme for Food Processing）も 2021 年から 2027 年までの期間で進行中であり、輸出向けの加工食品ブランドのプロモーションや新規投資に対して資金補助が行われ、これにより 25 万人の雇用がうみだされ、90 万の農家が裨益しているとされている。

インドの食文化の特徴に「油物が多い」や「糖分が高い」などが挙げられるが、今後は所得水準の上昇に伴い、富裕層を中心に「健康（ヘルシー）」指向が高まると期待される。「日本食」はヘルシーさに定評があることから、所得水準の高いムンバイやデリー、IT 産業が盛んなベンガルールやハイデラバードなどでは、富裕層を想定した「日本食」の事業展開も有望と思われる。

図表 22-10 加工食品の売上高と構成比（2024 年→2029 年）

分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2024	2029	年率成長率	2024	2029	差分
加工食品	8,838	14,087	9.8%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	2,502	3,722	8.3%	28.3%	26.4%	-1.9% ↓
食用油	2,027	2,921	7.6%	22.9%	20.7%	-2.2% ↓
パームオイル	574	791	6.6%	6.5%	5.6%	-0.9%
菜種油	314	444	7.2%	3.5%	3.2%	-0.4%
大豆油	336	493	8.0%	3.8%	3.5%	-0.3%
ひまわり油	353	537	8.8%	4.0%	3.8%	-0.2%
その他の食用油	436	635	7.8%	4.9%	4.5%	-0.4%
レディー・ミール	18	30	9.9%	0.2%	0.2%	0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	392	657	10.9%	4.4%	4.7%	0.2%
調味料	59	88	8.2%	0.7%	0.6%	-0.0%
スープ	14	25	12.4%	0.2%	0.2%	0.0%
スプレッド	51	90	12.1%	0.6%	0.6%	0.1%
乳製品など	2,835	4,691	10.6%	32.1%	33.3%	1.2% ↑
ベビーフード	97	148	8.9%	1.1%	1.1%	-0.0%
乳製品	2,739	4,542	10.7%	31.0%	32.2%	1.3% ↑
バター・マーガリン	295	428	7.7%	3.3%	3.0%	-0.3%
チーズ	78	138	12.0%	0.9%	1.0%	0.1%
飲料乳製品（ミルク、豆乳など）	1,875	3,117	10.7%	21.2%	22.1%	0.9%
ヨーグルト・乳製品	438	781	12.3%	5.0%	5.5%	0.6%
その他乳製品（コンデンスミルクなど）	52	78	8.4%	0.6%	0.6%	-0.0%
菓子など	1,721	2,418	7.0%	19.5%	17.2%	-2.3% ↓
チョコレート菓子・ガム類	350	459	5.5%	4.0%	3.3%	-0.7%
チョコレート菓子	211	289	6.5%	2.4%	2.1%	-0.3%
ガム	22	27	3.9%	0.2%	0.2%	-0.1%
キャンディなど	117	143	4.0%	1.3%	1.0%	-0.3%
アイスクリーム・冷凍デザート	202	341	11.0%	2.3%	2.4%	0.1%
ナッツ・クラッカー類	585	822	7.0%	6.6%	5.8%	-0.8%
ソルティー・スナック	335	446	5.9%	3.8%	3.2%	-0.6%
その他	125	204	10.3%	1.4%	1.4%	0.0%
ビスケット菓子類	583	797	6.4%	6.6%	5.7%	-0.9%
ビスケット	492	654	5.9%	5.6%	4.6%	-0.9%
主食	1,779	3,256	12.8%	20.1%	23.1%	3.0% ↑
パン類	293	431	8.0%	3.3%	3.1%	-0.3%
パン	147	207	7.0%	1.7%	1.5%	-0.2%
ケーキ	116	176	8.7%	1.3%	1.2%	-0.1%
朝食用シリアル	60	108	12.6%	0.7%	0.8%	0.1%
加工果物・野菜	27	39	7.6%	0.3%	0.3%	-0.0%
加工肉・シーフード	47	76	10.1%	0.5%	0.5%	0.0%
米・パスタ・麺類	1,353	2,603	14.0%	15.3%	18.5%	3.2% ↑
麺	173	290	10.9%	2.0%	2.1%	0.1%
インスタント麺	141	237	10.9%	1.6%	1.7%	0.1%
袋タイプ	140	236	10.9%	1.6%	1.7%	0.1%
常温の非インスタント麺	32	53	10.7%	0.4%	0.4%	0.0%
パスタ	58	122	16.1%	0.7%	0.9%	0.2%
米	1,122	2,191	14.3%	12.7%	15.6%	2.9% ↑

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの。

（出所） Euromonitor より作成

5. 小売

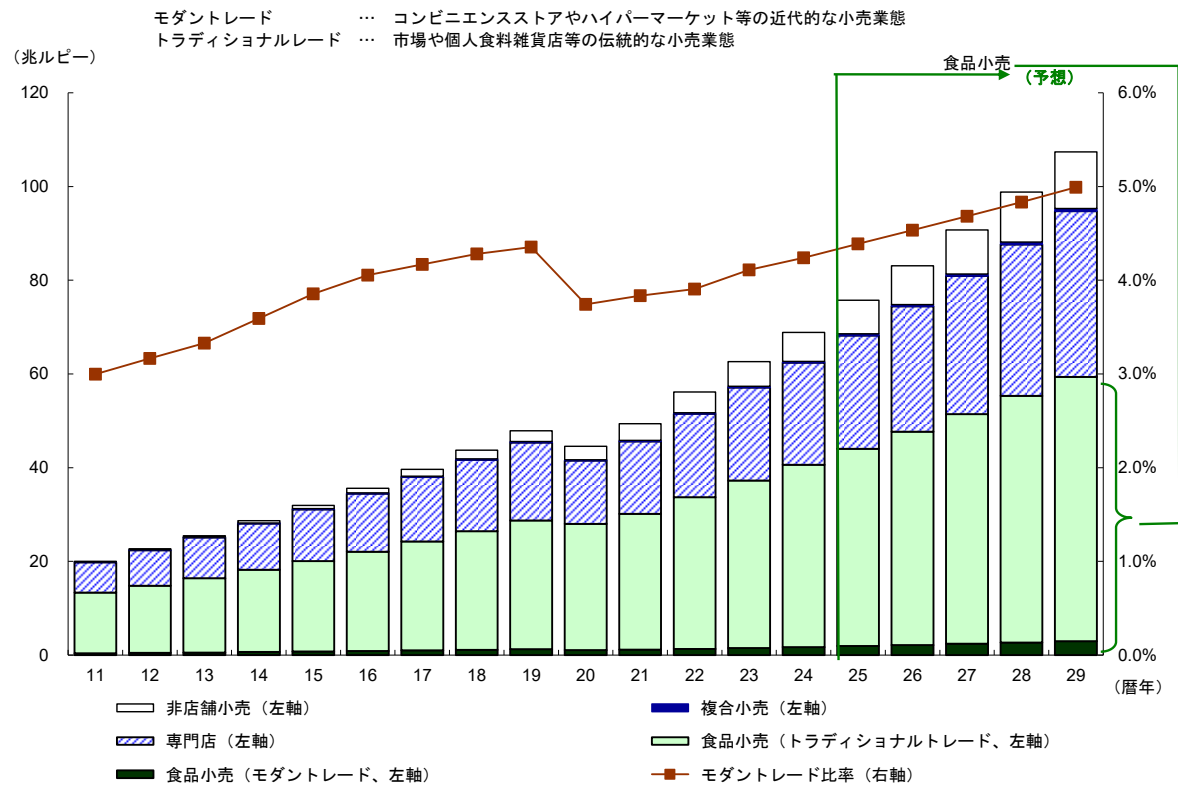
(1) 市場概況

2024 年の小売市場の市場規模は約 68.8 兆ルピー（約 115.7 兆円、Euromonitor 調べ）。市場全体の伸びは 2014 年からの 10 年間で年率 9.1%である（図表 22-11）。

2014 年からの 10 年間での変化としては、①従来小売販売額の大きな割合を占めていた市場や個人食料雑貨店などのトラディショナルトレードの構成比が年々減少し、コンビニエンスストアやハイパーマーケットなどの近代的なモダントレードの割合が年々増加していること、②インターネット小売市場は、過去 10 年で年平均 30.7%と、全セグメントの中でも特出して成長していること、③所得の向上に伴い、非食品専門店では、時計・宝飾品や健康・美容関連製品など、嗜好性の高いセグメントの構成比が拡大していること、が挙げられる（図表 22-12）。なお、モダントレードの割合は全体として増加の傾向にあるが、2020 年は COVID-19 に伴うロックダウンなどの影響を受け、一時的に構成比が下がったものと思われる。

小売市場拡大の陰で、食品市場の近代化は限定的であり、伝統的な小規模小売店であるキラナが強い存在感を持っていると思われる。コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ハイパーマーケットなどの近代的小売（モダントレード）における食品小売は、金額としては年率 10.2%で成長しているものの、小売市場全体に占める割合は 2024 年時点で 2.5%に留まり、2014 年の 2.3%からあまり伸びていない。これは、比較的所得水準の近いベトナムやインドネシアと比べても低い水準と言える。

図表 22-11 小売販売額の推移



(出所) Euromonitor より作成

図表 22-12 業態別販売額構成比（2014 年→2024 年）

分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2014	2024	年率成長率	2014	2024	差分
小売売上高	28,697	68,861	9.1%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	28,288	62,929	8.3%	98.6%	91.4%	-7.2%
食品小売店	18,214	40,593	8.3%	63.5%	58.9%	-4.5% ↓
モダントレード	654	1,721	10.2%	2.3%	2.5%	0.2%
（内、コンビニエンスストア）	21	46	8.1%	0.1%	0.1%	-0.0%
（内、ガソリンスタンド付属店舗）	-	-	-	-	-	-
（内、ハイパーマーケット）	204	618	11.7%	0.7%	0.9%	0.2%
（内、スーパーマーケット）	429	1,057	9.4%	1.5%	1.5%	0.0%
トラディショナルトレード	17,559	38,872	8.3%	61.2%	56.4%	-4.7% ↓
非食品専門店	9,969	22,105	8.3%	34.7%	32.1%	-2.6% ↓
アパレル・靴専門店	2,726	5,351	7.0%	9.5%	7.8%	-1.7% ↓
電化製品専門店	2,219	4,131	6.4%	7.7%	6.0%	-1.7% ↓
健康・美容関連製品専門店	934	2,825	11.7%	3.3%	4.1%	0.8%
（内、美容専門小売店）	13	32	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%
（内、調剤薬局）	703	2,486	13.5%	2.4%	3.6%	1.2%
（内、メガネ等小売店）	219	307	3.4%	0.8%	0.4%	-0.3%
日用品、家具、園芸専門店	1,200	2,588	8.0%	4.2%	3.8%	-0.4%
D I Y	302	632	7.7%	1.1%	0.9%	-0.1%
家具・日用品専門店	893	1,929	8.0%	3.1%	2.8%	-0.3%
レジャー、スポーツ用品専門店	2,490	6,443	10.0%	8.7%	9.4%	0.7%
（内、鞆）	113	214	6.6%	0.4%	0.3%	-0.1%
（内、時計・宝飾品）	2,225	5,879	10.2%	7.8%	8.5%	0.8%
（内、メディア製品）	-	-	-	-	-	-
（内、ペットショップ）	5	27	17.7%	0.0%	0.0%	0.0%
（内、スポーツ用品）	112	267	9.1%	0.4%	0.4%	-0.0%
（内、文具・オフィスサプライ）	-	-	-	-	-	-
（内、玩具・ゲーム）	40	83	7.6%	0.1%	0.1%	-0.0%
その他非食品専門店	259	438	5.4%	0.9%	0.6%	-0.3%
百貨店等	140	329	8.9%	0.5%	0.5%	-0.0%
（内、デパート）	140	329	8.9%	0.5%	0.5%	-0.0%
非店舗型小売	409	5,932	30.7%	1.4%	8.6%	7.2% ↑
訪問販売	106	231	8.1%	0.4%	0.3%	-0.0%
通販（除くインターネット決済）	-	-	-	-	-	-
インターネット小売	409	5,932	30.7%	1.4%	8.6%	7.2% ↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの。

（出所） Euromonitor より作成

(2) 外資規制が残るインド小売市場。当面は単一ブランド小売への外資参入が市場拡大を牽引

インドでは外国企業の参入について、業種ごとに①自動認可、②政府による個別認可、③禁止、の 3 種類に分けられている。①の自動認可される業種は、②の出資比率上限規制やガイドラインがある業種や、③で禁止されている業種以外の業種となる。

流通セクターに関わる業種でいえば、「卸売業」は①の自動認可に該当し、外国資本による完全子会社の設立が可能である（図表 22-13）。一方、小売業は②の政府による個別認可が必要な業種である。ただし、小売業は、単一ブランド小売業と総合小売（マルチブランド）業に分けられ、規制はそれぞれ異なる。

単一ブランド小売業とは、販売する製品を単一ブランドに限定している小売業である。かつては外資比率が 49%を超過するには政府による個別認可を必要としていたが、2018 年 1 月、「2017 年版統合 FDI 政策（Consolidated FDI Policy 2017）」の一部が改訂され、外国企業は完全子会社であっても自動認可ルートで出資が可能となった。2020 年版の統合 FDI 政策以降、小売業については同様の内容が維持されている。既に進出している企業に、家具量販チェーンのイケア、アパレル大手の H&M（以上、スウェーデン）、「ZARA」を有するインディテックス（スペイン）、時計ブランドのフォッシル（米国）などがある。日系企業では、「無印良品」ブランドを展開する良品計画が進出しており、2025 年 7 月末時点で国内に 4 店舗を展開している。2018 年 5 月には、「ユニクロ」のファーストリテイリングがインド初出店を発表し、2019 年 10 月 4 日のインド 1 号店をニューデリーへオープン以降、徐々に店舗網を拡大し、2025 年 8 月末には、インド南部ベンガルールにおいて、国内 16 店舗目をオープン予定である。

図表 22-13 小売・卸売市場の外資規制

	卸売 Cash & Carry	電子商取引 E-commerce activities	単一ブランド小売 Single Brand Product Retail Trading	総合小売 Multi Brand Retail Trading
事業内容	卸売 (B to B)	電子商取引	小売 (B to C)	小売 (B to C)
自動認可	100%まで可能	100%まで可能	100%まで可能	不可
政府認可に基づく上限	(自動認可の対象)	(自動認可の対象)	(自動認可の対象)	51%
国内調達比率 (内、中小企業等からの調達)	規定なし (-)	規定なし (-)	30% (奨励)	30% (必須)
最低投資額	規定なし	規定なし	規定なし	1億ドル
電子商取引	企業間取引のみ可能	企業間取引のみ可能	可	不可

(出所) Consolidated FDI Policy (Effective from October 15, 2020)より作成

単一ブランド小売では、消費者向け e コマースが認められており、2019 年 8 月には、実店舗を運営する前にオンラインストアを開設することも可能となった（オンライン販売の開始から 2 年以内に実店舗をオープンさせることが条件）。

なお、インドでは、電子商取引分野は FDI 政策の要件を満たす場合、自動認可ルートで外国企業の全額出資が可能である。ただし、当該 e コマース企業は、企業間取引は認められているが、消費者向け取引は認められていない（2020 年版統合 FDI 政策、項目 5.2.15.2）。

このため、地場の出店者と消費者を仲介するマーケットプレイス事業や、出店者の商品の保管と配送などを代行する事業が、外資 e コマース企業の主な事業内容となっている。

総合小売業での外資規制は、流通分野で最も厳しいものとなっている。総合小売業とは、食品小売や百貨店など、複数のメーカー、サプライヤーから商品を仕入れ、消費者に販売する小売業で、当該業態への外国企業の出資は全て政府の認可が必要となる。

また、最低投資額は 1 億ドルとされている。ちなみに、単一ブランド小売業に最低投資額規制はない。更に、総合小売としての進出が可能かどうかは州によって異なり、2020 年版統合 FDI ポリシーによると、総合小売店の設立が可能な州は、アンドラ・プラデシュ州、デリー準州、ハリヤナ州、カルナタカ州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州など 11 州と 3 つの連邦直轄地に限られている。

制度的には外資が総合小売業に進出する方法はあるものの、地場零細小売店の保護を優先するという政治的な判断が依然として強く働いており、現実的には困難である。

コンビニエンスストアのような事業内容では、フランチャイズ形式での進出が現実的である。2021 年 10 月、セブン-イレブン・ジャパンは、インドのフューチャー・グループとのマスターフランチャイズ契約を通じ、インド西部・マハーラーシュトラ州の州都ムンバイに一号店をオープンした。その後、2014 年に一度インド市場から撤退したフランスのカルフルが、2024 年にアパレルグループとのフランチャイズ提携を通して再進出する旨の発表があったが、外資の小売業界の進出は非常に限られているとあって良い。

(3) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2024 年から 2029 年までの 5 年間の小売市場の成長率は年率 9.3%と予想されている。インターネット小売市場は、年率 14.7%程度のペースで拡大が続き、2029 年には小売市場全体の 11.0%を占めるまでになると見込まれている。その他では非食品専門店の健康・美容関連製品やレジャー・スポーツ用品などの市場拡大も続くと見られ、今後更に多くのブランドがインドに進出すると期待される。

図表 22-14 業態別販売構成比（2024 年→2029 年）

分類	金額（10億ルピー）			構成比		
	2024	2029	年率成長率	2024	2029	差分
小売売上高	68,861	107,396	9.3%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	62,929	95,627	8.7%	91.4%	89.0%	-2.3%
食品小売店	40,593	59,385	7.9%	58.9%	55.3%	-3.7% ↓
モダントレード	1,721	2,965	11.5%	2.5%	2.8%	0.3%
（内、コンビニエンスストア）	46	64	6.9%	0.1%	0.1%	-0.0%
（内、ガソリンスタンド付属店舗）	-	-	-	-	-	-
（内、ハイパーマーケット）	618	1,048	11.1%	0.9%	1.0%	0.1%
（内、スーパーマーケット）	1,057	1,853	11.9%	1.5%	1.7%	0.2%
トラディショナルトレード	38,872	56,420	7.7%	56.4%	52.5%	-3.9% ↓
非食品専門店	22,105	35,926	10.2%	32.1%	33.5%	1.4%
アパレル・靴専門店	5,351	8,639	10.1%	7.8%	8.0%	0.3%
電化製品専門店	4,131	6,808	10.5%	6.0%	6.3%	0.3%
健康・美容関連製品専門店	2,825	4,665	10.5%	4.1%	4.3%	0.2%
（内、美容専門小売店）	32	53	10.3%	0.0%	0.0%	0.0%
（内、調剤薬局）	2,486	4,158	10.8%	3.6%	3.9%	0.3%
（内、メガネ等小売店）	307	454	8.2%	0.4%	0.4%	-0.0%
日用品、家具、園芸専門店	2,588	4,033	9.3%	3.8%	3.8%	-0.0%
D I Y	632	969	8.9%	0.9%	0.9%	-0.0%
家具・日用品専門店	1,929	3,012	9.3%	2.8%	2.8%	0.0%
レジャー、スポーツ用品専門店	6,443	10,562	10.4%	9.4%	9.8%	0.5%
（内、靴）	214	295	6.6%	0.3%	0.3%	-0.0%
（内、時計・宝飾品）	5,879	9,710	10.6%	8.5%	9.0%	0.5%
（内、メディア製品）	-	-	-	-	-	-
（内、ペットショップ）	27	51	13.9%	0.0%	0.0%	0.0%
（内、スポーツ用品）	267	430	10.0%	0.4%	0.4%	0.0%
（内、文具・オフィスサプライ）	-	-	-	-	-	-
（内、玩具・ゲーム）	83	128	9.0%	0.1%	0.1%	-0.0%
その他非食品専門店	438	647	8.1%	0.6%	0.6%	-0.0%
百貨店等	329	571	11.6%	0.5%	0.5%	0.1%
（内、デパート）	329	571	11.6%	0.5%	0.5%	0.1%
非店舗型小売	5,932	11,770	14.7%	8.6%	11.0%	2.3% ↑
訪問販売	231	316	6.5%	0.3%	0.3%	-0.0%
通販（除くインターネット決済）	-	-	-	-	-	-
インターネット小売	5,932	11,770	14.7%	8.6%	11.0%	2.3% ↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 2.0 以上の差分が生じたもの。

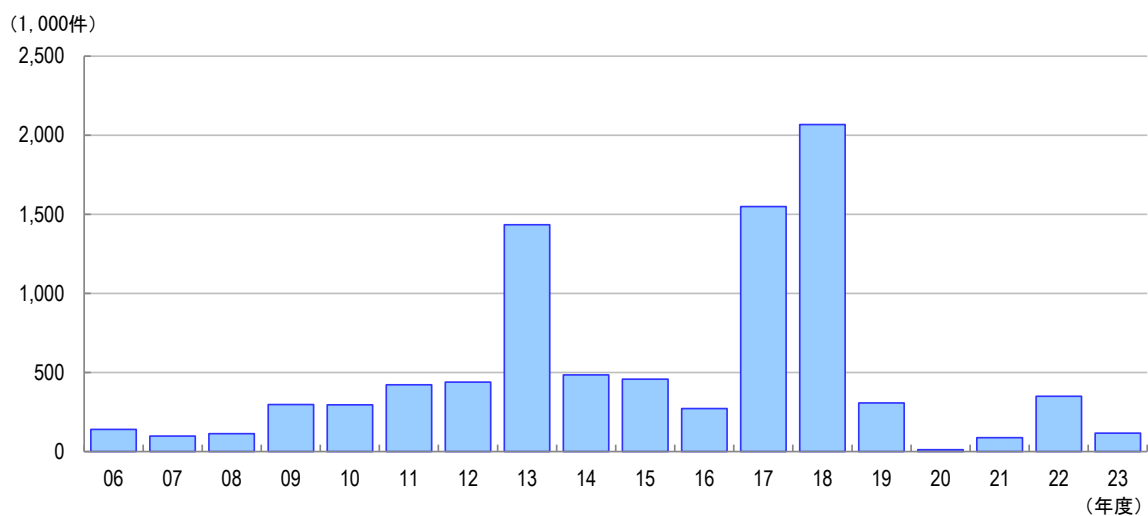
（出所） Euromonitor より作成

6. 不動産（居住用）

(1) 居住用不動産市場

住宅都市開発公社（Housing and Urban Development Corporation）の統計によると、インドでは、2017年度から2018年度にかけて、住宅完工件数は大きな伸びを見せたが、2019年以降はCOVID-19の影響も受けて大きく減少し、その傾向は2023年度まで変わっていない（図表 22-15）。従来は、この内多くの割合が社会的弱者層（Economically Weaker Section）向けの住居であったが、近年の所得向上に伴い、中高所得層向けの住宅需要も増えている。

図表 22-15 住宅完工件数の推移



（出所）Housing and Urban Development Corporation Limited より作成

(2) 日本企業の進出と外国投資に関する課題

新興国の中には、不動産事業について外資規制を厳しくし、外資企業の進出を難しくしているケースがある。しかし、インドでは不動産開発や不動産仲介事業では、外資100%の子会社設立が可能である。

「2020年統合版FDI政策」（項目5.2.10）に、住宅・不動産に関する規制の有無や内容が記されている（図表22-16）。これによると、政府のガイドラインに従うとの条件はあるが、住居、商業施設、ホテル、リゾート、娯楽施設などに関する土地開発・建物建設プロジェクトでは、自動認可で100%まで外国企業の出資が認められている。また、不動産仲介企業は不動産事業とは定義されておらず、自動認可ルートで外国企業の100%出資が可能となっている。

しかし、用地取得が困難なインドで外国企業が不動産事業を行うことは容易ではない。このため、地場財閥や大手デベロッパーと合弁会社を設立するか、または州政府が実施する都市開発の競争入札に参加することが重要となる。

図表 22-16 住宅・不動産業の外資規制

1	タウンシップ、都市・地域のインフラ、住居、商業施設、ホテル、病院、道路と橋、教育機関、リゾート、娯楽施設に関する土地開発・建物建設プロジェクトについては、政府のガイドラインに従うことを条件に、自動認可で100%まで出資が認められる。
2	撤退は、プロジェクトあるいは道路、水道、街灯、下水・排水道等のインフラ主要開発業務を完了した後に可能。尚、当該出資金をプロジェクトを完了せずに出資金を本国送金する場合、各トランシェの拠出時から3年間のロックイン期間が適用される。 しかし、SEZの開発、ホテルならびに観光施設、病院、老人ホーム、教育用施設、非居住のインド人（Non Resident Indian：NRI）による投資に関しては、前述の3年の投資期間の条件は課せられない。
3	不動産事業、農地の建設業、移転可能な開発権（TDRs）のトレーディング事業に従事している（または従事しようとしている）企業に、外資は認められていない。 不動産事業とは、土地等の固定資産の取扱いにより利益を得ることで、タウンシップの開発、住居・商業施設、道路や橋、教育施設、娯楽施設、都市・地域等のインフラやタウンシップの建設を含まない。
4	不動産賃貸またはリースにより収益を得る事業は、不動産事業には該当しない。 なお、不動産仲介企業は不動産事業とはされず、自動認可ルートで100%出資が可能。

（出所）JETRO ウェブサイト、インド商工業省より作成

（3）日本企業の進出と事業機会

近年、日本企業によるインドの不動産開発市場や住宅設備市場への進出が増えている（図表 22-17）。インドでは、2017 年に施行した不動産規制法により、デベロッパーはプロジェクトの工期順守が要求され、計画が遅れた場合は罰則が科されると規定されている。日本企業の製品の多くは、競合する地場企業に比べて価格が高いため、製品コストでは不利となるが、施工方法がシステム化されており、作業時間を大幅に短縮することができる。不動産開発の規制が厳しくなる中、品質の高さに加え、このような短納期実現を可能とする付加価値の高さが、日本企業に有利に働くと考えられる。

近年、不動産開発に進出した日本企業として、三菱地所がある。三菱地所は、2023 年 8 月にチェンナイでのオフィスビル開発プロジェクト「International Tech Park Chennai, Radial Road」への参画を皮切りに、本格的にインドの不動産開発に進出した。また、2025 年にはベンガルールにて分譲住宅事業「Birla Evara」に参画しているほか、2024 年 9 月にはニューデリーの既存物流施設に投資するなど、事業を拡大している。なお、既存物流施設への投資は、日系デベロッパーとしても初の例である。その他、以前からインド市場に参画していた東急不動産や住友商事、丸紅などの商社も住宅分譲事業に積極的に出資している。東急不動産はチェンナイに 1 か所、ムンバイに 3 か所の分譲住宅事業を手掛ける。チェンナイの「Inseli Park」プロジェクトは、IT 関連施設や病院、研究所を擁する地区での大型分譲事業であり、同社にとって初のインド事業となる。ムンバイで進行中のプロジェクトのいずれも国立公園やビジネスパーク、IT パーク、金融街などに近接した地区に立地しており、中高所得者をメインターゲットにした事業である。

住友商事が 2018 年に参画した「Krisumi City」プロジェクトは、2025 年現在佳境を迎えている。現地企業であるクリシュナグループと協働出資で設立した Krisumi Corporation が主体となっており、2025 年全 4 期のうち 2 期までに建設したマンションは既に販売を完了しており、2030 年に最後のマンションが完成予定である。丸紅に関しては、2020 年 3 月のムンバイでの「Atomsphere」プロジェクトを皮切りに、現地デベロッパー-Kolte-Patil Developers との協業で、これまでに 3 件の分譲住宅事業を手掛けている。

一方、住宅設備分野は、不動産開発分野よりも日本企業のインド進出は速い。TOTO は 2011 年にムンバイに現地法人を設立し、2014 年にはグジャラート州に衛生陶器工場を開業し、2019 年にはデリーに直営のショールームをオープンしている。2024 年 8 月に同社は、Tier2～3 の都市への拡販を強化すべく、販売チャネルの強化を発表した。同じく衛生陶器関連では、LIXIL が 2018 年にアンドラ・プラデシュ州を拠点とする地場企業を買収し、衛生陶器工場を稼働している。同社は、ハリヤナ州に住宅サッシなどを主要製品とする「ハウジングテクノロジー事業」の子会社を有しており、2 拠点目のインド工場となる。

この他、2007 年に地場企業を買収し、照明器具や配線器具を生産していたパナソニックは、2018 年にシステムキッチンなどの販売を開始し、住宅部材事業を本格展開すると発表した。また、2023 年には水回りの給湯器のラインナップの拡充や、プネとナシックにおいて住宅用ソーラーキットの発売を行うなど、着実に存在感を高めつつある。

図表 22-17 日系企業のインド不動産関連市場への進出などの動き

年月	企業	場所	内容
2018年2月	住友商事	グルグラム	大規模住宅開発「Krisumi City」 Krisumi Corporation(インド企業とのJV)
2020年3月	丸紅	ムンバイ	現地デベロッパーのWadhwa Group Holdingsが手掛ける 「Atomsphere」プロジェクトに参画
2022年4月	東急不動産	チェンナイ	分譲住宅「Inseli Park」プロジェクトにインド不動産ファンド 経由で参画
2022年4月	東急不動産	ムンバイ	分譲住宅「71 Midtown」「Maverick」「Vaibhavlaxmi」プロジェ クトへ出資
2022年11月	丸紅	プネ	現地の不動産会社Kolte-Patil Developersが手掛ける住宅 開発・分譲事業に参画
2023年8月	三菱地所	ベンガルール	分譲住宅開発「Birla Evara」 現地パートナー: Birla Estates (Aditya Birla Group)
2024年9月	三菱地所	デリー近郊	不動産投資会社Rava Partnersが出資するLogicap Management Pte. Ltd.と共に、ニューデリー首都圏の既存 物流施設2件に投資。
2024年9月	丸紅	プネ	現地の不動産会社Kolte-Patil Developersが手掛ける住宅 開発・分譲事業に参画(同社とは3件目の協業)
2025年2月	三菱地所	チェンナイ	オフィス開発「International Tech Park Chennai, Radial Road」プロジェクトへ参画

(出所) 各種報道資料、各社プレスリリースより作成

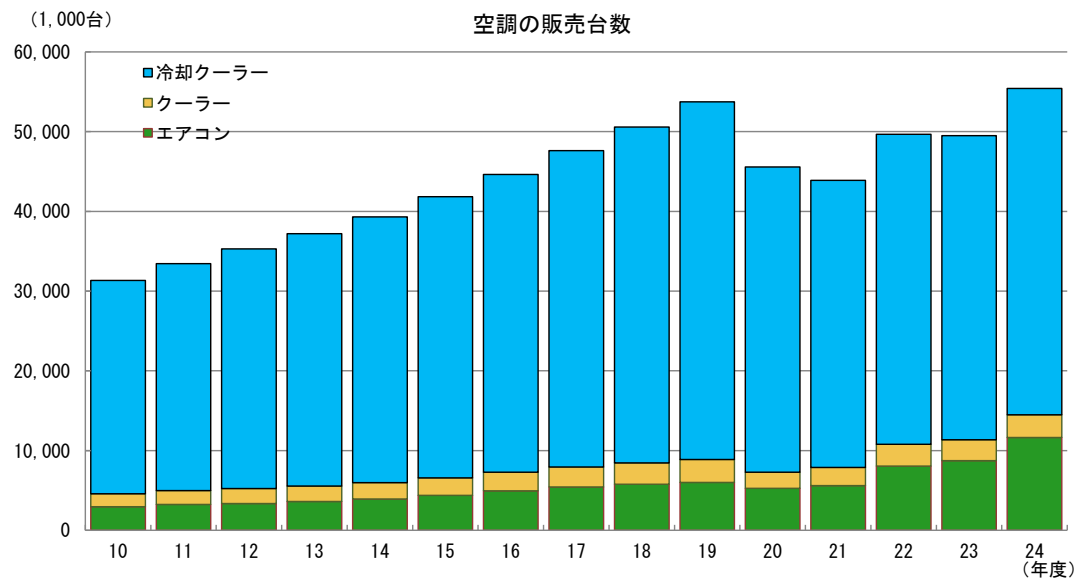
7. エアコン

(1) エアコンの市場規模と推移

2024 年現在のインドのエアコンを含む空調設備の市場規模は約 53.2 億ドルである。冷却ファンやエアクーラー、エアコン、や空気清浄機などの製品があるが、特に近年伸びているのはエアコンとエアクーラーである。なお、エアクーラーとは、自然気化により空気を冷やすものであり、冷却力はエアコンより少し劣る。除湿機能がないものの、その分エアコンよりも設置コスト、電気代ともに安価であり、乾燥した地域で有効である。2024 年現在のインドでは、エアクーラーが

280 万台程度、エアコンが 1,160 万台程度販売されているが、特に 2021 年以降、エアコンの販売台数が急激に伸びている。背景には、ここ 10 年程度で都市部を中心に夏季の気温が上昇しており、贅沢品ではなく必要不可欠な家電としてみなされつつあること、都市世帯を中心とした所得の向上により、手が届きやすくなったことがある。

図表 22-18 インドにおける空調の販売台数



(出所) Euromonitor よりデータ取得のうえ作成

空調全体の主要ブランドとしては、上から順に Crompton (シェア 22.4%) や Usha (同 12.7%)、Havells (同 7.6%)、Bajaj (同 7.5%)、Orient (同 6.5%) であるが、全てインド現地のメーカーである。日系企業としては Daikin がインド市場に進出しており、ブランドシェアとしては 10 位に位置する (同 2.5%)。

ダイキンは、2000 年に地場企業の Usha Shriram との合弁でインドに進出し、2009 年より現地生産を開始しており、現在ニムラナ、スリ・シティに合計 3 つの工場を構えている。直近の動向として、2025 年 4 月にニムラナで R&D センターを新設したほか、2030 年までにインドをグローバル輸出ハブとする方針を公表している。さらに、日経・経済産業省共催の「Japan-India-Africa Business Forum」(2025 年 2 月)では、インドで確立した事業モデルをアフリカへ展開し、同地域でのトップポジション確立を目指す旨を明言した。これらを踏まえ、インド拠点の戦略的重要性は一段と高まっていくと思われる。

ダイキンと同じく、三菱電機もインドのエアコン市場で影響力を持つ。同社は 2010 年にインドに進出し、主に輸入販売を手掛けてきたが、2023 年に、タミル・ナドゥ州で同社初となる空調・圧縮機工場を建設する計画を発表しており、2025 年 10 月ごろの稼働開始を予定している。将来的には海外輸出も視野に入る可能性があるものの、当面はインド国内で拡大する需要への対応が主軸となるとと思われる。

(2) 今後の見通し

Euromonitor の調べによると、所得増や消費者の需要に支えられ、今後エアコン販売は年率約 11.3%程度伸びることが見込まれている。中でも、2024 年にパナソニックがスマートエアコンを発表したように、IoT に対応したエネルギー消費効率の良い製品も、今後中高所得者層を中心に広がっていくと思われる。

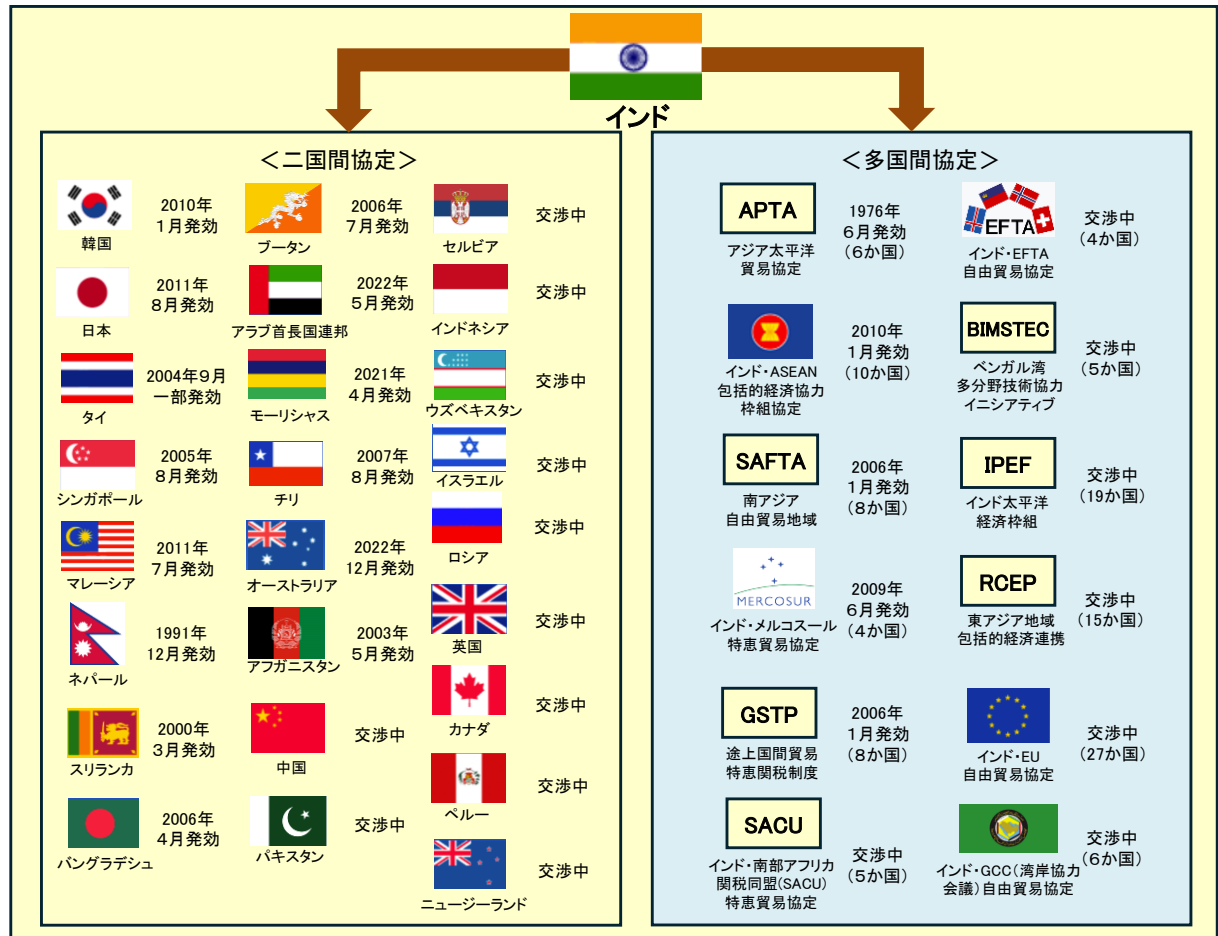
エアコン以外では、導入コストが低い冷却ファン、空気清浄機などの需要増加が見込まれる。インドでは特に天井に取り付ける天井扇（冷却ファンの一種）が広く普及しており、近年都市を中心に住宅需要が増加していること、2023 年頭に開始された環境規制により、省エネルギー型モデルへの注目が高まったことなどをうけ、今後も順調に伸びていくと考えられる。空気清浄機に関しても、大気汚染の影響を受けて需要の増加が見込まれる。

8. FTA、EPA の進捗状況

図表 22-19 から図表 22-21 に、インドの各国との FTA や EPA の交渉・発効の進捗状況をまとめた。インドはアジア諸国を中心に、積極的に経済・貿易交渉を進めている。同国は 2000 年頃まで保護主義的な通商政策をとっていたが、その後は中国による ASEAN への接近に対する警戒感から、選択的自由化（Selective Liberation）と戦略的提携の方向に政策方針を転換したと考えられる。

他方で、関税障壁撤廃などによる自由貿易の拡大に伴う国内産業圧迫への警戒心は産業界にまだまだ根強く、思惑通りに交渉が進まない協定も少なくない。

図表 22-19 インドの二国間、多国間経済・貿易協定の概要（2025 年 7 月時点）



(注) 多国間協定の () 内は加盟国・交渉参加国数。インドが加盟する地域連合ではインドを除いた数 (出所) JETRO「WTO・他協定加盟状況」より作成

最近の二国間協定の進捗として、まず、2022 年 5 月のアラブ首長国連邦・インド包括的経済連携協定（両国間で取引される品目の 80% 近くについて関税を撤廃）が挙げられる。この提携締結後、2024–2025 年までの貿易額が 1,000 億ドル以上と、締結当初の 2 倍以上に増えている。そのほか、ウズベキスタンとは 2022 年 1 月に、英国とは 2022 年 1 月に FTA 交渉開始を発表し、2025 年 7 月には英国との間で包括的経済連携協定を締結した。これにより、英国からインドへの輸出品の 9 割弱で関税の撤廃や引下げが予定されている。なお、ウズベキスタンとの協定については、2025 年 8 月現在も交渉中である。ニュージーランドとの交渉については、2015 年以降約 10 年間交渉が中断していたが、2025 年 3 月に交渉の再開が発表され、2025 年 5 月に再開後の第 1 回交渉が行われた。日本・インド包括的経済連携協定の詳細と直近の進捗については「第 5 章 日インド経済関係」を参照のこと。

多国間協定については、EU との FTA 協定交渉が 2007 年 6 月に始まったものの、EU の主要輸出品（自動車、ワインなど）に対するインド市場の開放、金融サービスの取扱いなどに関して折り合いがつかず、2013 年に一旦交渉は中止となった。2021 年 5 月に開催された EU・インド首脳会議にて、交渉の再開について合意されたのち、2022 年 6 月、EU とインドは正式に交渉再開を発表し、第 1 回交渉会合をニューデリーで開催された。その後も農産品や医薬品などの各項目で交渉ラウンドを重ね、2025 年 2 月、EU 欧州委員会の代表団が訪印し、年内の FTA 締結の目標を再確認した。2025 年 7 月時点で 12 回の交渉ラウンドを終え、サービス分野でのオファーを交換済みである。今後も関税引下げや知的財産、持続的開発条項などを引き続き議論していくと見られる。また、EU 以外にも、EFTA との間にも 2024 年 3 月に貿易・経済連携協定（TEPA）を締結している。

また、東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP）は日本も含めたアジア・太平洋 16 カ国（ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）の経済連携枠組みで、日本にとっては中国への牽制やインドの厳格な原産地規則の緩和などのメリットが期待されていたが、インドは、2019 年 11 月に交渉から離脱した。

インドが RCEP 交渉から離脱したのは、関税撤廃・削減により、安価な輸入品が大量に流れ込み、自国製造業や農業・畜産業、雇用などに悪影響を与える可能性を懸念したことが一因として挙げられる。インドは、RCEP 加盟の多くの国との間で貿易赤字を抱えている。モディ政権は Make in India 政策や「自立したインド」政策により、製造業を振興し、輸入品への依存度を下げ、輸出を促進するイニシアチブを打ち出しているが、広範囲の関税撤廃を求める他の RCEP 加盟国との隔たりは大きいものであった。2025 年 8 月現在もインドは RCEP には加盟していないものの、2024 年以降、世界銀行やインドのシンクタンク NITI Aayog より再加盟を検討する提言が出ている。

政権は、バランスの取れた貿易を実現させるには、発効済みの貿易協定を見直し、更新することとも必要であるとの考えのもと、アジアから米国、欧州に軸足を移し、他国との接続を維持しようとしている。2022 年の EU との FTA 交渉に始まり、2024 年の EFTA との TEPA 締結など、着々と歩みをすすめている。

図表 22-20 インドの二国間 FTA・EPA の詳細

【発効済】				
地域	対象国	名称	発効年月	主な内容
東アジア	韓国	韓国・インド包括的経済連携協定	2010/1	【自由貿易協定】 インドは韓国からの輸入のうち、金額ベースで74.5%を8年以内にゼロ関税とする。韓国はインドからの輸入のうち、金額ベースで84.7%を8年以内にゼロ関税にする。除外品目として、インド側は輸入金額ベースで14.5%、768品目、韓国側は同4.8%、765品目に相当する品目をそれぞれ指定している。共通して除外品目リストに含まれる主な品目には、乗用車、貨物自動車、エアコン、洗濯機（全自動）、ガソリンエンジン等。
	日本	日本・インド経済連携協定	2011/8	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の97%を10年以内に無税化、鉱工業品はほぼ全ての品目を即時関税撤廃。農水産品のうち、ドリアン、製材、エビ等は即時撤廃。カレーや紅茶については10年以内に無税化。インド側は同90%を10年以内に無税化。液晶パネルや衣類などは即時撤廃。鉄鋼製品の多くについては5年以内に関税撤廃。原産地証明制度に関して、第三者証明制度を採用。
東南アジア	タイ	インド・タイ経済協力枠組協定	2004/9 (一部)	【自由貿易協定】 アーリーハーベスト（EH）の82品目については、2006年9月までに関税を撤廃。2012年の第2次改定議定書により1品目が追加され、即時撤廃。2008年12月末の交渉では、原産地規則の一般規則につき、HSコード6桁レベルの変更（CISH）および付加価値基準35%とすることで合意。2012年1月には、EHを規定した「第2次修正議定書」を締結、2ドア冷凍冷蔵庫が対象に加わり即時撤廃、第三国インボイスも利用可能に。サービス貿易や投資なども含む本 FTAについては交渉継続。
	シンガポール	インド・シンガポール包括的経済協力協定	2005/8	【自由貿易協定】 対象分野は、物品貿易、サービス貿易、投資保護協力、二重課税防止、その他保険・教育・メディア・観光分野での協力。インド側は506品目の関税を協定発効時に即時撤廃。2,202品目の関税を2009年4月までに段階的に撤廃。2,407品目の関税を2009年4月までに段階的に50%まで引き下げ。2007年12月の修正議定書により新たに539品目を段階的撤廃・引き下げ。シンガポールはインドからの全ての輸入品の関税を撤廃。原産地規則は、現地調達比率40%以上の付加価値基準とHSコード4桁の関税番号変更基準の併用型。2018年8月には第2回協定議定書が署名、同9月に発効された。
	マレーシア	インド・マレーシア包括的経済連携協定	2011/7	【自由貿易協定】 協定内容は、物品貿易、サービス貿易、投資、経済協力。関税撤廃・引き下げスケジュールでは、ノーマルトラック1が2013年9月撤廃、同2が2016年6月までに撤廃、センシティブトラックは2016年6月までに5%へ引き下げとされており、いずれもASEAN・インド FTAに比べ、早いスケジュールが適用される。
南アジア	ネパール	インド・ネパール貿易協定	1991/12	【特恵貿易協定】 双方からの一次産品輸入に対しては関税が免除されている。さらに、インドはネパールからの輸入品に対して30%の付加価値基準と関税番号4桁変更を条件に関税を免除。インド政府は4%の特別追加関税についても条件付きで免除を決定。両国は協定発効時に、協定の有効期間を7年間と設定し、その後は7年単位で自動更新することに合意している。同協定はインドがネパールの産業振興を支援することが目的であり、現在インドは、サービス貿易や投資を含めた協定を提案している。
	スリランカ	インド・スリランカ自由貿易協定	2000/3	【自由貿易協定】 基本関税が免除される品目、経過措置をとる品目、クォータ制をとる品目、対象外品目に分類されている。すでにインド側196品目、スリランカ側1,180品目を除く品目の関税を撤廃済み。
	バングラデシュ	インド・バングラデシュ貿易協定	2006/4	【自由貿易協定】 2006年4月1日に署名、発効。両国間の貿易において、互いの水路・道路・鉄道の利用ができるようになった。同協定は、2012年3月31日に失効することになっていたが、2015年6月に当該協定の有効期間を5年延長し、その後は5年単位で自動更新することを決定した。両国は貿易投資の促進のため、協定直近の議論が続けられている。2018年10月に、両国が貿易および通航での輸送のために、内陸および沿岸水路ネットワークの拡大について二国間協定を締結した。現在、両国に対する貿易上の恩典のため、インド・バングラデシュ包括的経済連携協定（CEPA）の確定に取り組んでいる。
	ブータン	インド・ブータン貿易協定	2006/7	【特恵貿易協定】 通知書（No.38/96-cus., dated 23rd July 1996 as amended by notification No.70/2006-cus., dated 4th July 2006 and no.41/2012-Cus., dated 14th June 2012, No.43/2017-Customes）により一定の条件を満たせばブータン製造・生産の特定の物をインドに輸入する際、またはインド製造・生産の特定の物をブータンへ輸出する際には関税が免除される。両国の政府は貿易に関して全面的な相互援助と協力を行うことで合意した。
西アジア	アフガニスタン	インド・アフガニスタン特恵貿易協定	2003/5	【特恵貿易協定】 対象品目（インド側38品目、アフガニスタン側8品目）に対し、50～100%の範囲で関税を引き下げる特恵関税を適用。主な対象品目は果実やスパイス等。
中東	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦・インド包括的経済連携協定	2022/5	【自由貿易協定】 両国間で取引される品目の80%近くについて関税を撤廃する。
アフリカ	モーリシャス	モーリシャス・インド包括的経済協力連携協定（CECPA）	2021/4	【自由貿易協定】 インドからの輸出品について、食品や飲料、農産品、繊維製品、電気器具などの310品目が経過措置の対象。モーリシャス側は、砂糖、酒、衣類など615品目のインドへの市場アクセスが改善。
米州	チリ	インド・チリ特恵貿易協定	2007/8	【特恵貿易協定】 2007年8月、HSコード8桁レベルでインド側296品目、チリ側266品目の関税を10～50%の範囲で引き下げることに両国が合意し、本協定が発効した。2017年5月には、本協定の拡大協定が発効した。これにより、チリ産の農産品や果汁が特恵関税の対象となった。さらに2019年9月、両国はさらなる対象品目拡大に向けた協議開始に合意し、2021年4月に第2回協議が行われた。2021年10月には第3回協議が行われている。
オセアニア	豪州	インド・豪州自由貿易協定	2022/12	【自由貿易協定】 2008年4月～2010年5月、FTAの実現可能性に関する共同研究を実施。この共同研究では、FTAが両国の経済成長、モノとサービスの貿易、投資、その他の商業関係などに対してどのような影響を与えるのかについて研究が行われた。2011年5月に交渉開始に合意。2015年9月までに、財貿易、サービス貿易、貿易障壁、通関手続き、衛生・植物検疫（SPS）および技術的貿易障壁（TBT）、市場アクセスについて議論が進められた。2021年9月に交渉再開に合意し、2022年4月に署名、同年12月29日に発効した。なお、本協定は、最終的に目指す包括的経済協力協定（CECA）に向けた暫定協定という位置付けとなっている。 インド政府の発表によると、インド産品のオーストラリア輸入時の関税率は将来的に全品目で無税となるほか、オーストラリアに留学中のインド人学生が卒業後に同国における就労ビザ（1年半～4年）を取得できるようになる。また、オーストラリアにおけるヨガのインストラクターや料理人といった専門職の年間ビザ枠が、インド人に対して設けられる。 他方、オーストラリア政府の発表によると、オーストラリア産品のインド輸入時の関税率は85%以上が無税であり、2026年1月1日までにこれが90%まで上昇。対象となる品目には、野菜・果物や羊毛・羊肉などの農畜産品、ワイン、天然資源などが含まれる。また、オーストラリア企業によるインド向け直接投資においても、高等教育や研究開発（R&D）、通信・建設・エンジニアリングなどを含む31分野において、オーストラリアが最恵国待遇を受けることが保証される。

【交渉中】

地域	対象国	名称	交渉開始年月	経緯
東アジア	中国	インド・中国貿易協定		2003年に二国間協定を見据えた共同研究グループ（JSG）を立ち上げ、同JSGの報告を踏まえ、合同タスクフォースを設置。2007年10月の第6回同タスクフォースで、貿易・投資を含む経済連携可能性調査レポートが作成された。 インド国内では、安価な中国製品が流入することへの警戒感や反発が産業界において強いのは事実だが、両国政府は、ワーキンググループを設置して、貿易経済関係の深化を模索していくことで合意。
東南アジア	インドネシア	インド・インドネシア包括的経済協力協定	2011/10	2005年11月に署名されたMOUに基づき、2007年10月より共同研究グループ（JSG）を開始。2009年9月、JSGは包括的経済連携協定の締結を勧告する報告書を提出。報告書は、物品貿易、投資、サービス貿易、経済協力、結論・提言から成る。2011年1月に交渉開始を発表、同年10月に正式に交渉を開始。
中央アジア	ウズベキスタン	インド・ウズベキスタン特惠貿易協定	2022/1	2022年1月交渉開始。
南アジア	パキスタン	インド・パキスタン貿易協定	2011/4	インドとパキスタンとの貿易協定は存在しない。両国間では、貿易協定締結に向けた議論が2011年4月に開始された。 インドはパキスタンに最恵国待遇（MFN）ステータスを付与し、パキスタンは1,938品目のポジティブリスト方式（インドからパキスタン向けに輸出が可能な品目を規定）を改め、1,209品目のネガティブリスト方式（インドからパキスタン向けに輸出が不可能な品目を規定）に移行した。 同ネガティブリストには、インドが輸出に関心を持つ繊維製品、自動車部品、化学製品や医薬品などが含まれている。インドからの輸出が禁止されている具体的な品目リストは、パキスタン政府のウェブサイトにて参照可能。 なお、同ネガティブリストは、2012年以内に撤廃の予定であったが、パキスタン政府のMFN供与決定の遅れに伴い、継続適用されている。 2019年2月、インドはパキスタンとの政情不安を背景に、パキスタンに供与したMFNステータスを取り消し、パキスタンにて産出される品目に対して適用される関税を200%に引き上げた。
西アジア	イスラエル	イスラエル・インド自由貿易協定	2010/5	2004年12月に両国間の貿易協定締結に向けた交渉が開始され、共同研究グループを立ち上げて議論が続けられている。2010年5月には第1回目の交渉がニューデリーで開催された。2013年11月には第8回目の交渉がイスラエルで開催された。
欧州	ロシア	インド・ロシア包括的経済協力協定	2014/12	2014/12：交渉開始合意
	英国	英国・インド自由貿易協定	2025/1	2022年4月、首脳会談において、2022年10月末までに大部分の交渉を完了する目標を設定。 2024年11月18日、2025年に交渉を再開すると発表。
	セルビア	インド・セルビア貿易・経済協力協定（TECA）	2006/2	2006年2月に、両国の間でTECAに調印。二国間のIT、医薬、自動車部品の貿易促進を目的とする。 また、両国間の新たな貿易領域を模索するための合同経済委員会の設置も目指している。
米州	カナダ	カナダ・インド包括的経済連携協定	2010/11	両国の共同研究結果は、協定はカナダのGDPを60～150億カナダ・ドル、インドのGDPを60～120億カナダ・ドル押し上げると試算。また、貿易面では、カナダの対インド輸出を39～47%、インドの対カナダ輸出を32～60%増加させるとしている。2023年9月以来、交渉中断中。
	ペルー	インド・ペルー自由貿易協定	2017/8	2013年10月に交渉開始が合意され、2017年8月に交渉が開始した。その後、2024年4月までに7回の交渉が行われたが、未だ協定の妥結には至っていない。
オセアニア	ニュージーランド	インド・ニュージーランド自由貿易協定	2010/4	2007年に共同研究を開始することに合意し、2009年2月に共同研究は完了。2010年1月に交渉開始を表明。2010年4月に第1回交渉、2015年2月までに10回の交渉が行われた。交渉範囲は、競争政策、政府調達、労働、環境など多岐にわたる。

【構想段階】

地域	対象国	名称	交渉開始年月	経緯
欧州	トルコ	トルコ・インド自由貿易協定	未定	【自由貿易協定】 2009年9月から交渉開始に向け検討中

（出所）JETRO「WTO・他協定加盟状況（最終更新日：2024年11月18日）」、各種報道より作成

図表 22-21 インドの多国間 FTA・EPA の詳細

【発効済】

地域	対象国	名称	発効年月	主な内容
アジア	中国、韓国、 バングラデシュ、 ラオス、スリランカ、 モンゴル	アジア太平洋貿易協定 (APTA)	1976/6	【 特惠貿易協定 】 アジア太平洋地域の開発途上国間の貿易自由化及び交易の拡大が目的。 第3次関税減免措置が実施され、関税引き下げ品目は合計4,270品目となった。第4次関税減免措置では、バングラデシュは78品目について30～70%の 特惠マージンを提案。 中国、インド、韓国、スリランカ、バングラデシュ、ラオスの参加6カ国 は、10,312品目について平均33%に関税引き下げを行った。 物品のみ適応されていたが、サービスや投資など適応範囲を拡大する予 定。
	ASEAN	ASEAN・インド包括的経済 協力枠組協定	2010/1	【 自由貿易協定 】 2003年10月に包括的経済協力枠組協定に署名。FTAによる関税の自由化・ 引き下げに関するスケジュールに基づき、関税について段階的に2013年末 と2016年末の2つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品の貿易につ いては、2008年8月に、インド側489品目のネガティブリストを含む内容で 合意し、2009年8月に署名、2010年1月に発効。2011年にフィリピン、カン ボジアが批准を済ませ、10カ国すべての国と発効。 一方、インドとASEANは、2012年12月、サービスと投資分野のFTAの締結に 合意。2014年9月にサービスと投資分野のFTAが最終的に締結され、2015年9 月に発効した。
	バングラデシュ、ブー タン、インド、モルディブ、 ネパール、パキスタン、ス リランカ、アフガニスタン	南アジア自由貿易地域 (SAFTA)	2006/1	【 自由貿易協定 】 南アジア地域協力連合（SAARC）内のFTA。域内先進国（インド、パキスタ ン、スリランカ）は、2006年7月から2007年末までに20%以下まで関税を引 き下げ、その後2012年末までの5年間で0～5%まで引き下げた（スリランカ については更に1年延長し6年間で実施）。域内後発開発途上国（バングラ デシュ、ネパール、ブータン、モルディブ）は、2006年7月から2007年末ま でに、30%以下まで引き下げ、2016年末までの8年間で0～5%にまで引き下 げる予定だったが交渉が続いている。関税譲許品目の拡大についても議論 が行われている。
米州	メルコスール加盟国	インド・メルコスール 特惠貿易協定	2009/6	【 特惠貿易協定 】 2004年1月に特惠関税枠組み協定を締結した後、詳細ルールを定めた本協定 が2005年3月に締結された。インド側450品目、メルコスール側452品目の関 税を10～100%の範囲内で引き下げる。インド側引き下げ品目には肉類・肉 製品、有機・無機化学品、染料・塗料、皮革類・皮革製品、ウール、綿 糸、ガラス・ガラス製品、鉄鋼製品、機械類、電気機械・部品、光学機 器、写真・映画用機器等が含まれる。
世界	GSTP42カ国・地域	途上国間貿易特惠関税制度 (GSTP)	1989/4	【 特惠貿易協定 】 GSTPは、1976年にメキシコで開催された677国会において、途上国間の貿易 を促進するために考案された。その後GSTPIは1988年4月13日に署名され、 1989年4月19日に発効した。本制度は途上国間の貿易活性化を目的としてい る。加盟国は貿易特権を含む経済と貿易の特権を享受できる。

【署名済】

地域	対象国	名称	発効年月	主な内容
欧州	EFTA （スイス、ノルウェー リヒテンシュタイン アイスランド）	EFTA・インド自由貿易協定	2024/3	【 自由貿易協定 】 物品貿易（原産地規則および貿易円滑化を含む）、貿易救済、衛生植物検 疫措置（SPS）、貿易の技術的障壁（TBT）、サービス貿易、投資促進および協 力、知的財産、政府調達、競争、貿易と持続可能な開発、紛争解決、制度 規定、最終規定など含む。

【交渉中】

地域	対象国	名称	交渉開始年月	経緯
アジア	タイ、バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、ネパール、スリランカ	ベンガル湾多分野技術協カインシアティブ (BIMSTEC)	2004/9	BIMSTECはASEANとSAARCを橋渡しする経済協力関係として位置付けられている。また、BIMSTECはインドの「ルックイースト戦略」においても重要な位置付けとも考えられている。関税譲許、税関の協力関係の構築、サービスや投資の促進についての交渉も行われている。 2017/8には、第4回BIMSTEC関係会合がネパールで行われた。当該会合において、BIMSTECにおける特定分野における協力活動についての進展・成果の見直し、協力促進方法を巡る議論が行われた。
	オーストラリア、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国、ベトナム	インド太平洋経済枠組み (IPEF)	2023/11	インド太平洋経済枠組み (Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity, IPEF) は、米国が主導で立ち上げたインド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組み。関税削減は盛り込まれない予定。貿易 (柱1)、サプライチェーン (柱2)、クリーン経済 (柱3) 及び公正な経済 (柱4) の4つの柱が存在し、それぞれの柱は独立して妥結、署名、発効される。2023年11月にサプライチェーン協定 (柱2) が署名され、発効に最低限必要な5カ国による寄託を経て2024年2月に発効。なお、インドのみ柱1に不参加。2024年に柱3、4およびIPEF協定が発効。柱1は交渉中。
	日本、中国、韓国、ASEAN、豪州、ニュージーランド	東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	2013/5	2018年の第2回RCEP首脳会合で公表された首脳声明には「2019年に妥結する決意」と明記されたが、2019年中には妥結できなかった。2019/11の第3回RCEP首脳会合の共同声明では、「RCEP参加15カ国が全20章に関する条文ベースの交渉及び15カ国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了したことに留意し、2020年における署名のために15カ国による法的精査を開始するよう指示した」と「インドには、未解決のまま残されている重要な課題がある。全てのRCEP参加国は、これらの未解決の課題の解決のために、相互に満足すべき形で、共に作業していく。インドの最終的な決断は、これらの未解決の課題の満足すべき解決にかかっている」と述べられている。
欧州	EU	EU・インド自由貿易協定	2007/6	2007年から2012年1月までの間に、12回の正式交渉会合が開催され、その間に両首脳間で交渉の加速や早期妥結が繰り返し確認された。しかし双方が目指す自由化のレベルに齟齬が見られるとして、2013年夏以降、交渉は事実上停止していた。2017年に開催されたEUインド首脳会議を受け、EU・インド双方で、交渉再開に向けた適切な条件について評価を実施し、双方で互いの評価結果の精査を行った。2021年5月8日に開催されたEU・インド首脳会議 (オンライン) にて、交渉の再開について合意。EU側としては、引き続きインドとの経済的連携の強化を目指し、互恵的なFTAの締結を求めるとしている。関税引き下げ交渉 (特にアルコール、自動車) のほか、政府調達、医薬品特許、サービス (インドの市場開放、EUの人の移動規制緩和)、持続可能な開発に関する規定を設けるかどうかなどの点で特に交渉が難航しているとみられる。2021年5月、2013年に中断していたFTA交渉を再開させることに合意。2022年6月、EUとインドは正式に交渉再開を発表。第9回交渉会合を2024年9月に開催。
	EFTA (スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド)	EFTA・インド自由貿易協定	2008/1	2008/1: 交渉開始 2009/7: 共同研究報告発表 2017/9: 第17回交渉 ⇒ 第17回交渉では、商品取引、原産地規則、サービス貿易、知的財産権等の部門が継続交渉となった。
中東	GCC (湾岸協力会議) 加盟国	GCC・インド自由貿易協定	2014/12	2004年8月GCC関係会議でインドとのFTA交渉開始を合意。2006年と2008年に2回の交渉会合を開催し、その後交渉は中断していたが、2023年11月に再開。
アフリカ	SACU加盟国	インド・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 特惠貿易協定	2007/10	2004年9月に特惠貿易協定締結に向けた枠組みが共同作業グループにて合意。2010年10月に第5回、2013年3月には第5回会合の第2部が開催。2020年7月に交渉再開。

【構想段階】

地域	対象国	名称	交渉開始年月	経緯
欧州	EAEU (ユーラシア経済連合) 加盟国	EAEU・インド自由貿易協定	未定	【自由貿易協定】 最初の交渉は2020年3月に予定されていたが、新型コロナウイルスの発生により延期。

(出所) JETRO「WTO・他協定加盟状況 (最終更新日: 2024年11月18日)」、各種報道より作成

ひとくちメモ 13： インドのデリバリーサービス

インターネットとスマートフォンの普及率の向上や都市化の進展に伴い、インドのデリバリー業界は急成長を遂げている。Zomato や Swiggy などのフードデリバリー企業は、今や単なる食事のみならず、衛生用品などの日用品の配達も手掛けるなど、インド人の生活インフラの一つとなっている。インドの投資銀行 JM フィナンシャルによると、クイックコマース市場は 4 社が寡占している。首位が Zomato の年間流通総額 1420 億ルピー、2 位が Swiggy、3 位が Zepto、4 位がタタ・グループ配下の BigBasket である。2025 年 6 月のヒアリングにおいても、これらのサービスを利用している日本人駐在員は多く、注文から 10 分程度で配達される場合もあるから驚きである。比較的良好な経済パフォーマンスを主要な推進要因として、電子商取引（e-commerce: EC）の市場が拡大している。Invest India によれば、インドの EC 市場は 2030 年までに流通取引総額で 3,500 億ドルを超え、世界で 3 番目に大きな市場となると予想されている。

背景には、まずインターネットアクセスが普及したことが挙げられる。Internet and Mobile Association of India によると、まだ全人口のカバーには至らないものの、人口の 58%にあたる約 9 億人がインターネットにアクセス可能であり、都市部のみならず農村部にも利用が広がっている。加えて、インドでは統一決済インタフェース（UPI）開発をはじめとして電子決済インフラの整備が進んでおり、現金の介在しない取引が可能となっている点も、デリバリー産業の成長を後押ししている。

社会的背景としては、都市部の低～中所得層が副業として従事していたバイクタクシー運転手が、デリバリー業界のインフラを支えていることや、地域密着型で食品や日用品などを扱う小売店（キラナ）が人々の生活に根付いていたことも、こうしたデリバリーサービスが受け入れられやすい土壌となったと考えられる。

一方で、デリバリー業界には課題もある。その一つが交通渋滞である。バイクタクシーの増加は、朝夕の交通渋滞を悪化させる要因となっている。2025 年 6 月に現地の日系企業へのヒアリングのために渡航した際も、特に南部のベンガルールでは交通渋滞が深刻であった。全てがデリバリー業界に従事する車両とは限らないが、比較的幅の広い道路があるにもかかわらず、車線を越えて走行するバイクタクシーが多く、事故が起きるのではと不安になる場面もあった。もう一つの課題は、バイクタクシーによる排気ガスである。ただし、こちらについては FAME II などの EV 購入補助制度により、電動二輪車の導入が進んでおり、今後の改善が期待される。

このように、元々デリバリーへの親和性の高い土壌があったことに加え、都市化に伴うライフスタイルの変化（利便性を好む若年層や単身世帯などの増加）に伴い、インドのデリバリー業界は引き続き成長していく可能性が高い。

第23章 最近のトピックス

1. インドのスタートアップ概況

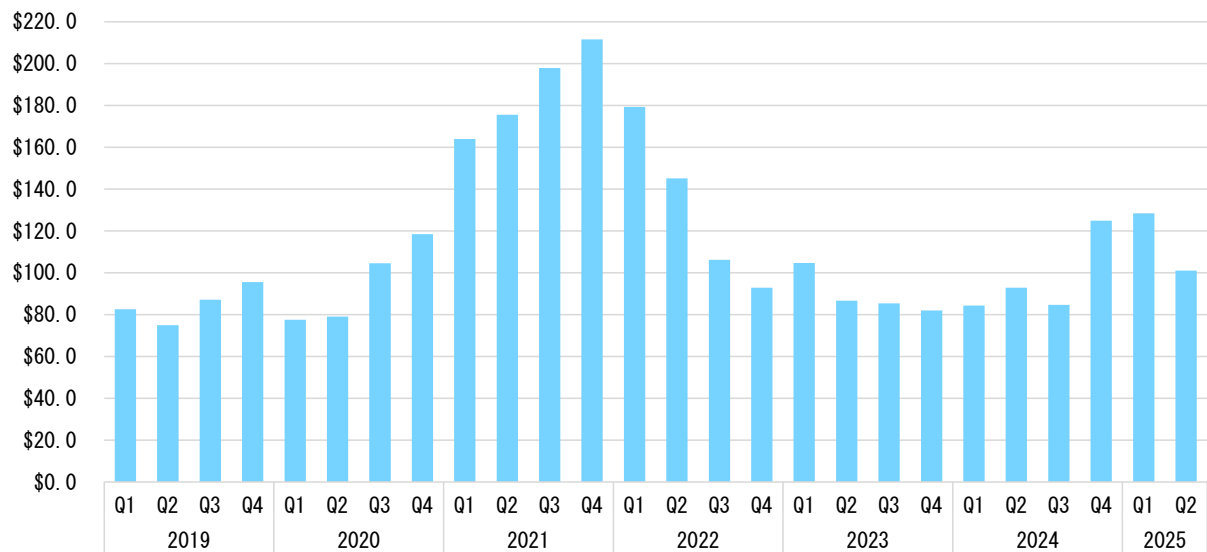
インドは世界でも有数のスタートアップ産出国であり、海外投資家からも熱い視線を集めている。NASSCOM³⁰によれば、2025 年 4 月時点でのテック系スタートアップの数は 32,000～35,000 程度で、前年の 2024 年から 23%増加、2014 年の 3,000 社と比較すると 12 倍に増加したとされている。また、2025 年時点での同国のユニコーン数は 120 社になり、米国、中国に次いで世界 3 位のユニコーン数を誇る。

2025 年 7 月までに新たにユニコーン入りした企業は、個人小売店であるキラナの仕入れや在庫管理などの課題を解決する B2B プラットフォーム Jumbotail やグローバル決済インフラの Juspay、中小規模企業向けのラストマイル EV 配送プラットフォームを提供する Porter などの 5 社である。これらの特徴として、従来のバリエーション重視から、より収益性に特化していることが挙げられる。また、徐々にディープテックや BtoB サービスが増えている傾向にある。

ベンチャーキャピタル（VC）による投資額推移を見ると、グローバルでもアジア地域で見ても、2021 年第 4 四半期には過去最高レベルとなっているものの、2024 年にかけて落ち込んでいく。グローバルでは、2025 年に少し回復の兆しを見せているものの、アジアは引き続き低い水準にある（図表 23-1、23-2 参照）。これは、前述のバリエーション重視による評価額の過大評価や多額の投資をしてきたことへの反動であり、スタートアップ投資全体として、投資先選定、投資額共に慎重になる傾向が 2025 年現在も続いている。なお、KPMG 発行の Venture Pulse Q2 2025 によると、2025 年第二四半期のグローバルでの投資額は 1,010 億ドル、そのうちアジアが 128 億ドルとなっている。インドの投資額は 35 億ドルであり、アジア全体の 2.7 割を占めている。

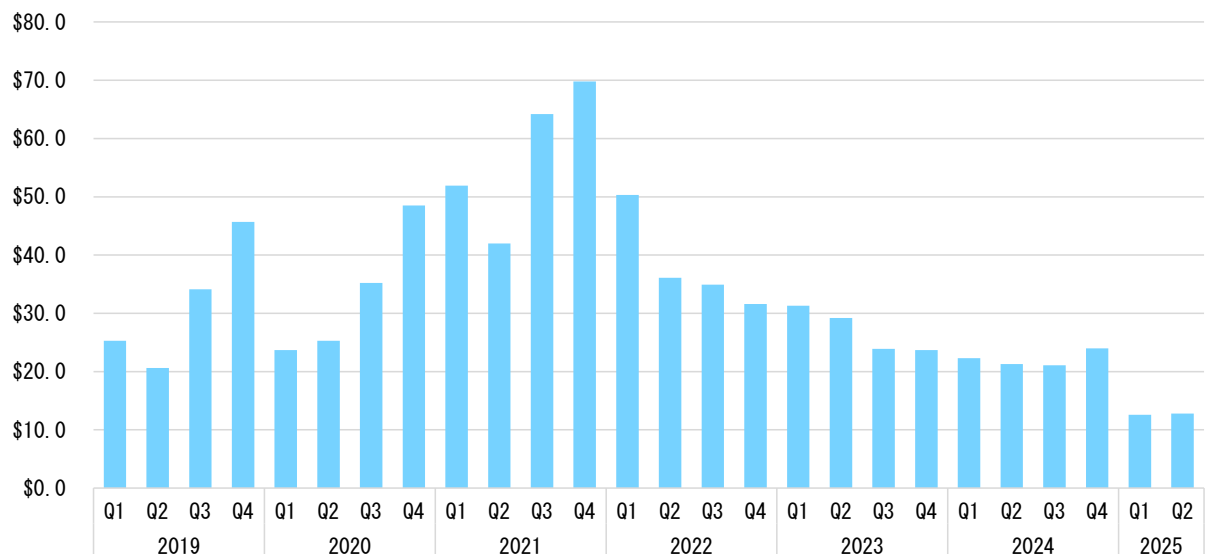
³⁰ National Association of Software and Services Companies（ソフトウェア・サービス企業協会）。インドの主要 IT 関連企業が加盟している団体である。

図表 23-1 グローバルでの VC によるスタートアップ投資額



(出所) KPMG "Venture Pulse Q2 2025"より作成

図表 23-2 アジアでの VC によるスタートアップ投資額



(出所) KPMG "Venture Pulse Q2 2025"より作成

KPMG 「Venture Pulse 2025 (Q2)」によれば、インドでの VC 投資における注目分野としてはヘルステックや AI、EV などのモビリティ、B2B SaaS などの分野に集中しつつあるとされている。また、従来のような大型あるいは初期ラウンドでの投資は減少し、黒字化を目指しより後期ステージの企業へ投資するケースが目立つ。

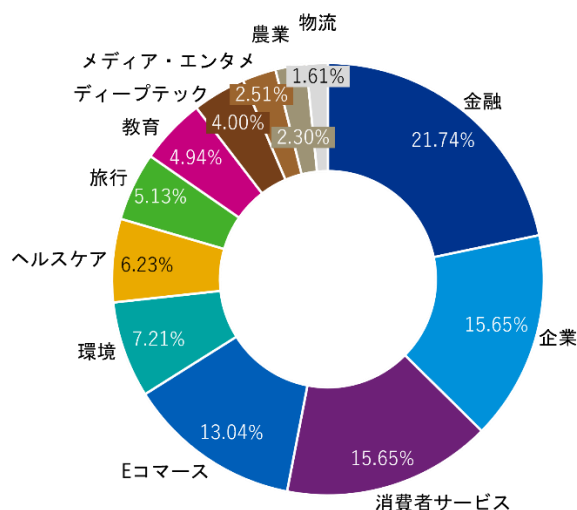
インドは優秀なテック系人材を豊富に擁することや、比較的スタートアップ・エコシステムが

整っていることなどから、インドから有力なスタートアップが今後も数多く誕生すると大いに期待できる。

(1) インドのスタートアップの特徴

インドのテックスタートアップの主なセクターは、金融（Fintech）、企業向け（Enterprise tech）、消費者向けサービス、eコマースなどであり、それらのセクターがスタートアップ全体の 6.5 割を占めている。また、2022 年時点では全体の 12%以上を占めていた教育セクターのシェアが 2024 年現在 5%未満に落ちている一方、ディープテックが 4.0%と少しずつ立場を確立しつつある。昨今の環境への意識の高まりを受け、環境系のスタートアップも 7%以上と主要な位置を占めている。

図表 23-3 セクターごとの資金供給割合



（出所）Inc42 “Indian Tech Startup Funding Report, 2024”より作成

(2) スタートアップ・エコシステム

Startup Genome（シリコンバレーを拠点とするリサーチ会社）による、世界の都市のスタートアップ・エコシステムランキング³¹では、インドの都市のランキングはベンガルール 14 位、デリー 29 位、ムンバイ 40 位（マドリードと同位）となっている。ハイデラバードやチェンナイ、プネの各年も、Emerging Top100 入りするなど、新たなスタートアップの拠点として注目されている³²。

ベンガルールの強みの一つとして、人材の豊富さが挙げられている。Google、アマゾン、マイクロソフトなどのいわゆるテック・ジャイアントが研究開発拠点を構えていることなどから、ベンガルールにはインドのデジタル人材の 4 分の 1 が集まっているといわれているほか、Startup

³¹ Startup Genome “Global Startup Ecosystem Report 2025” <https://startupgenome.com/>

³² 1 位はシリコンバレー。アジアの他都市でランクインしているのは、北京 5 位、ソウル 8 位、シンガポール 9 位、上海 10 位、東京 11 位、など。

Genome によれば、世界で 2 番目に大きな AI 人材のハブであり、60 万人以上の AI/機械学習専門家がいますといわれています。

また、ベンガルールを擁するカルナタカ州では、IT 分野における州政府と民間の連携のための Karnataka Digital Economy Mission が立ち上がっており、インキュベーションセンターの設立を行うなど、州政府も積極的なスタートアップ育成のための施策を行っている。2025 年時点で、同州には 138 以上のアクセラレータ・インキュベーターが存在し、47 のイノベーションハブが稼働している。なお、日系企業のマルチ・スズキ・インディアは、インド経営大学院ベンガルール校 (IIM-Bangalore) と提携して、マルチ・スズキ・インキュベーション・プログラム (MSIP)³³を立ち上げ、有望なアーリーステージのスタートアップ企業を育成する取り組みを行っている。

カルナタカ州に隣接するケララ州は、2022 年を「アントレプレナーシップの年」として、今後 5 年間で 15,000 社の起業を創出するという意欲的な目標を掲げている。インキュベーションやアクセラレーションに関して、ケララ州政府による様々なイニシアチブが立ち上げられているほか、Kerala Technology Innovation Zone³⁴という南アジア最大級のスタートアップ・ハブをコチに設置するなど、スタートアップを育成する環境が整備されている。ケララ州政府機関である Kerala Startup Mission (KSUM)³⁵による、スタートアップと投資家を結びつけるための“Seeding Kerala”³⁶というイベントなども行われている。Startup Genome の分析によれば、ケララ州のスタートアップは製造業の高度化・ロボティクス、AI、ブロックチェーンといった分野に強みを有するとされており、2025 年には、同州のスタートアップ・エコシステムの価値が 147%増加しており、6400 以上のスタートアップが支援対象になっているなど、州肝いりでの支援策が功奏している様子がうかがえる。

中央政府のスタートアップ支援としては、Ministry of Commerce and Industry（インド商工業省）が、2016 年に Startup India を掲げ、下表で示すような 19 の施策を通じてスタートアップ・エコシステムの形成支援を強化している。なお、ファンド・オブ・ファンズは 2024 年末時点で約 1200 弱のスタートアップを支援しているほか、2024 年 9 月には商工業省配下の産業国内取引促進局（DPIIT）が主体となって Bharat Startup Knowledge Access Registry（BHASKAR）というプラットフォームが設立され、起業家、投資家やメンター、政府機関などがより有機的につながることができるようになった。

図表 23-4 Start-up India のアクションプラン

各種手続きの簡素化	- 自己申告制度導入を通じたコンプライアンス関連報告の簡素化 - Startup India Hub の立ち上げ - 政府機関とスタートアップ間の情報交換を促進する、モバイルアプリ/ポータルサイトの導入 - 特許審査手続きの簡素化と各種リーガルサポートの提供 - スタートアップに対する、公共入札への参加要件緩和 - 会社清算手続きの簡素化

³³ <https://www.marutisuzukiinnovation.com/incubation>

³⁴ <https://innovationzone.in/>

³⁵ <https://startupmission.kerala.gov.in/>

³⁶ <https://seedingkerala.com/>

資金援助と インセンティブの供与	▪ ファンド・オブ・ファンズの設定を通じた資金調達支援 ▪ スタートアップへの信用保証制度の整備 ▪ 投資家へのキャピタルゲイン減税スキームの導入 ▪ 3年間にわたる法人税の免除 ▪ 公正価値を超える投資に対する減税スキームの導入
産学連携と イノベーションの促進	▪ スタートアップ関連イベントの企画/開催 ▪ Atal Innovation Mission の立ち上げ ▪ インキュベーター創出に向けた官民協業体制の整備 ▪ 31か所の国立イノベーションセンターの設立 ▪ 7か所の R&D 拠点の設立 ▪ BioTechnology 分野のスタートアップ促進 ▪ 学生の研究・イノベーション活動への資金援助 ▪ 優れた活動を実施したインキュベーターへの表彰制度 / 資金援助

(出所) 経済産業省「東南アジア・インドにおけるスタートアップ投資の現状と日本企業への提言」³⁷

(3) 事業会社によるスタートアップへの投資・オープンイノベーション

海外からのインドのスタートアップへの投資は、米国からの直接投資が最も多く、2位のシンガポールの4倍以上の金額がある。その他、香港や日本、英国からの投資が多い。活発に投資を行っている企業は、ソフトバンク、Google、テンセントなどのグローバル企業やインドの地場企業などが挙げられる。

インドに展開しているベンチャーキャピタルへのインタビューにおいて、日本企業によるインドへのスタートアップ投資について、以下のような助言を得た。インドの優秀な人材を活用して、グローバルビジネスの拠点とするというアイデアは興味深い。

- アメリカなどの巨大テック企業での勤務経験を持つ、能力の高い人材がインドに戻り (Indian Returnees) 起業するケースが増えている。
- インドをグローバルビジネスの拠点として活用することを考えても良いのではないかと。インドのスタートアップの特徴として、創業の初期からアメリカ市場を意識しているケースも多い。
- インド人は語学力に長けており、能力の高い人材も多く、グローバル市場を獲得するための拠点としての条件が良い。
- 米国・中国への投資は、Exit までの期間が短い、インドへの投資は、高いリターンを期待する場合、Exit までの期間が長くなる。
- 自社製品を持つ日系企業が、インドのスタートアップが所有する配送ネットワークを活用して製品を販売するというビジネスモデルが確立されつつある。

³⁷ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kaigaima/kanren/southeastasia_india.html

なお、スタートアップに日本の技術も注入しつつ、インド市場に参入しようとするケースにおいては、日本側の技術の流出について契約内容などで留意が必要となる。また、デューデリジェンスの段階での法令違反発覚するようなケースも存在するようだ。

図表 23-5 日本の事業会社によるスタートアップ投資例

日本企業（出資年）	対象スタートアップ	スタートアップの事業概要
ニチレイ（2018）	Delightful Gourmet Private Limited	オンライン食肉マーケットプレイス「Licious（リシャス）」を運営している。小規模なコールドチェーンの構築と、情報技術を活用した需要予測を行う。
豊田通商（2019）	Super Highway Labs Pvt. Ltd.	グルグルムを拠点に 6 都市で中・長距離バスアプリサービス「Shuttl（シャトル）」を展開している。
村田製作所（2019）	Niramai Health Analytix	乳がん診断支援 AI 技術を提供している。
中部電力（2022）	OMC Power Private Limited	ウッタール・プラデシュ州及びビハール州で 280 か所の分散型電源・グリッド（太陽光+蓄電池）を運営・管理している。
武蔵精密工業（2022）	Booma Innovative Transport Solutions Private Limited	EV 製造。
パナソニック（2024）	Upgrid Solutions Private Limited	二輪・三輪 EV 向けバッテリースワッピングサービス
ヤマハ発動機（2024）	World of River Limited	電動スクーターの開発・製造・販売

（出所）各社ウェブサイト、報道資料より作成

なお、ジェトロでは、日本企業とスタートアップなどの海外企業の国際的なオープンイノベーション創出のためのビジネスプラットフォームである J-Bridge³⁸を運営しており、スタートアップの情報収集や個別の支援を行っている。インドも重点対象国となっており、オンラインでのピッチイベントなども開催されている。

³⁸ <https://www.jetro.go.jp/jdxportal/j-bridge.html>

2. インドの脱炭素戦略

モディ首相は、2021 年 11 月に開催された国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議(COP26)において、2070 年ネットゼロ（温室効果ガス（GHG）純排出ゼロ）を達成すると表明した。非化石エネルギー容量を 2030 年までに 500 GW 導入、エネルギー需要の 50%を再エネでまかなうなどの目標も新たに設定している。一方で、石炭火力発電に関する宣言については、「段階的廃止（phase out）」ではなく、「段階的削減（phase down）」という表現への修正を強く主張し、経済成長に伴う電力需要への安定的な電力供給の確保を優先させる姿勢を見せた形となった。

COP26 でモディ首相が掲げた目標は以下のとおりである³⁹。

- ・ 2070 年までにネットゼロを実現する。
- ・ 非化石エネルギー容量を 2030 年までに 500 GW に拡大する。
- ・ 2030 年までにエネルギー需要の 50% を再生可能エネルギーで賄う。
- ・ 2030 年までに予測されている GHG 排出量を 10 億トン削減する。
- ・ 2030 年までにカーボン・インテンシティ（GDP あたりの排出量）を 45%以上削減する。

このネットゼロ目標に対して、2024 年末に提出された報告では、2020 年の CO2 排出量は 2019 年と比べて 7.93%削減されたが、COVID-19 によるロックダウンが終了した後は一貫して増え続けている。IEA（国際エネルギー機関）のレポートによると、2023 年から 2024 年にかけてのインドのエネルギー由来 CO2 排出量は前年比 5.3% 増加しており、主要経済国の中でも高い上昇率である。なお、インド国内には石炭及び天然ガス資源が存在し、エネルギー供給においては石炭を活用してきたが、経済成長に伴う急速な国内需要の伸びに対して国内生産が追いつかず、化石燃料の輸入量は増加傾向にある。

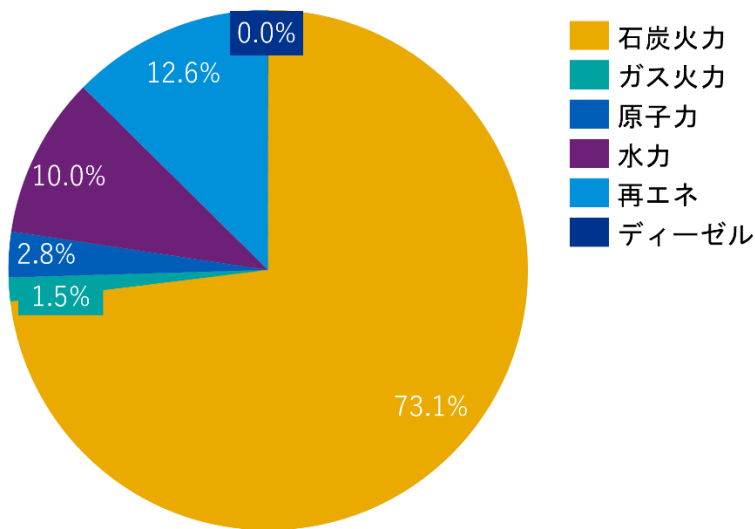
特に石油の輸入依存度は 8 割を超え、米国、中国に次ぐ世界 3 位の輸入国となっている。また、石炭に関しては、国内増産を進めているものの、輸入比率は 2 割、天然ガスも国内供給が不足しており、輸入比率は 5 割となっている。エネルギー安全保障や貿易収支の観点からも、化石燃料の輸入依存度の削減は重要な政策課題となっている。

(1) 電力部門の低炭素化

電力供給に関しては、急激に増加する電力需要に対して石炭火力の開発によって対応しており、2022 年の発電電力量に占める石炭火力の割合は 73.1%となっている。

³⁹ <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1768712>

図表 23-6 2022 年度の発電量の電源別割合



（出所）Central Electricity Authority, All India Electricity Statistics より作成

①再生可能エネルギー

再エネに関し、太陽光発電及び風力発電は、いずれも入札制度に移行しており、逆オークション（reverse auction）という制度により、最も低い価格を提示した入札者が落札する仕組みとなっている。このため、インドの再エネ価格は過去 10 年で大きく低下していたが、近年は太陽光発電のソーラーパネルの価格高騰や金利情報などの影響で、価格低下のペースが鈍化している。

インドでは特に太陽光発電のポテンシャルが高いこともあり、近年は容量ベースでも発電量ベースでもインドにおける変動性再エネの比率は高まっている。2024 年には、太陽光発電設備が前年の 2 倍以上、風力発電設備は 20% 増加し、発電量ベースでも、太陽光で 24.5GW、風力で 3.4GW と過去最高の増加を記録した。2024 年時点で、太陽光発電がトップクラスの州はラジャスタン州、グジャラート州、タミル・ナドゥ州であり、インドの発電総容量の 71% を占める。風力発電容量が多い州は、上からグジャラート州、カルナタカ州、タミル・ナドゥ州である。

電力システムにおける変動性再エネの比率が高まると、電力システムの安定化が課題となる。州間をまたぐ送電網の整備や配電高度化といった送配電網の整備などが進められている。系統用バッテリーなどのエネルギー貯蔵技術に関しては、2025 年現在急速に導入が進んでおり、2025 年前半だけでも 55GWh 超の貯蔵容量の入札が行われた。

再エネとバッテリーを組み合わせたハイブリッド型の入札や、バッテリー単体での入札も、2025 年現在では主流になってきている。例えば、インド電力省は、2023 年 9 月に国家エネルギー貯蔵促進フレームワークを策定し、5MW 以上の再エネプロジェクトに対し、最低 1 時間分のエネルギー貯蔵を組み込むことを義務化した。また、アンドラ・プラデシュ州をはじめとする複数の州政府でも、BESS プロジェクトを優遇するなど積極的な導入を進めている。

国際エネルギー機関（International Energy Agency : IEA）の STEPS（Stated Policies Scenario）シナリオでは、太陽光発電モジュール、風力タービン、リチウムイオンバッテリーのインド国内市場は、合わせて 2040 年までに年間約 400 億ドルに成長する見込みとなっている。現在、インドは

太陽光発電やバッテリーなどの製品の純輸入国であり、主に中国からの輸入に頼っている。このため、国内生産の拡大を目指しており、生産連動型優遇策（Product Linked Incentive : PLI）（第6章参照）でも太陽光モジュールや電池セル製造が対象領域となっている。PLI スキームは、インド国内で製造された製品の売上高の増加分を補助金として企業へ支払うという政策である。

②石炭火力発電の低炭素化

先述のとおり、インド政府は石炭火力発電を引き続き活用していく方針を示しているが、大気汚染緩和や農業残滓（稲わら）の活用を目的として、石炭火力発電へのバイオマス混焼の導入推進にも取り組んでいる。2022年7月には、電力省（Ministry of Power）が各州に対して、石炭火力での混焼のためのバイオマス利用計画を策定するよう指示を出している。この政策は2023年6月に改定され、2024年度から、石炭火力でのバイオマス混焼率を最低5%担保することが義務化されて、2025年度からは7%に引き上げられた。

インドでは、稲わらなど農業残滓の野焼きが大気汚染の原因の一つになっており、これらを野焼きせずに活用することでできれば、大気汚染の緩和にもつながる。また、農業残滓を燃料として売ることができれば農家の追加的な収入にもなる。このような背景のもと、政府は農業残滓のバイオマス燃料としての活用を意欲的に推進しており、インドの政府機関はこの分野の技術導入に非常に高い関心を持っている。例えば、AIを用いて効率的に農業残滓を追跡・収集し、バイオ燃料に変換するという事業を行っているインドのスタートアップも存在する⁴⁰。

なお、現地調査において、この分野に進出するには現地パートナーが必要ではないか、というコメントも聞かれた。

石炭火力発電の低炭素化という点では、日本が開発するアンモニア混焼の実証事業も進められている。IHI 及び興和株式会社は、インドの大手電力事業者 Adani Power（アダニ パワー） Ltd. と3社共同で、アダニ・パワー所有の Adani Power Mundra（アダニ パワー ムンドラ）石炭火力発電所へのアンモニア混焼の適用の技術及び経済性の検証を共同で行う MoU（基本合意書）を2022年3月に調印している。2022年8月には NEDO の実証事業にも採択され、2023年末には、IHI の日本国内試験施設にて、ムンドラ設備を模倣した燃焼試験を開始した旨発表されている。

③原子力発電

インド国内ではウラン資源は乏しいものの、豊富なトリウム資源を有することから、独自の原子力開発を進めている。IAEA によれば、約4.8GW、6基の原子力発電が建設中となっており、中国に次ぐ規模となっている。また、国営電力会社 NTPC は2025年2月、2044年までに30GWの原子力容量を建設する計画を発表した⁴¹。この先の目標として、インドは2047年までに100GWの

⁴⁰ A2P 社。UNDP（国連開発計画）などから賞も受賞している。 <https://www.a2penergy.com>

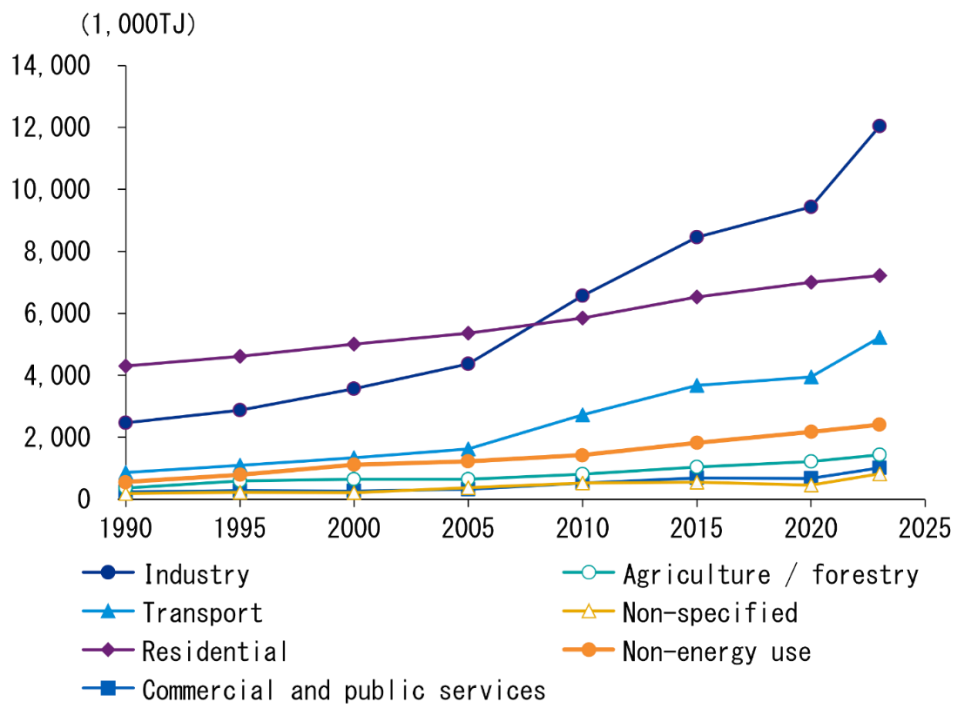
⁴¹ Enerdata 2025年2月21日 <https://www.enerdata.net/publications/daily-energy-news/indias-ntpc-unveils-us62bn-plan-build-30-gw-nuclear-capacity-2044.html>

原子力容量を目指す方針である。なお、2017 年に日本政府はインド政府と原子力発電開発に関する協定を結んでいる。

(2) エネルギー消費の削減・効率化

化石燃料の使用を減らし、ネットゼロを目指す上では、エネルギー使用の効率を高め、エネルギー消費を抑えること（省エネ）も重要である。インドの最終エネルギー消費の 2023 年の部門別内訳は、産業 40%、住宅 24%、運輸交通 17%、農業・林業 5%、商業・公共サービス 3%と、産業部門、住宅部門、運輸交通部門におけるエネルギー消費が大きい（図表 23-7）。

図表 23-7 インドのセクター別最終エネルギー消費量の推移



（出所）IEA データより作成

a) 産業部門

IEA の STEPS シナリオでは、産業部門の最終エネルギー消費は 2030 年には 2019 年の約 1.5 倍、2040 年には約 2 倍となり、インドにおける最終エネルギー消費の約 4 割を占めることになると見込まれている。化石燃料の使用を減らしつつ、産業の発展を推進することは、インド政府にとっても大きな課題となっている。IEA は、重工業セクターのエネルギー効率化において、インドが世界 2 位の生産量を誇る鉄鋼セクターのポテンシャルが高く、また、中小企業も多いテキスタイルや食品加工業などのポテンシャルも高いとしている。

鉄鋼セクターのエネルギー効率化については、鉄鋼省（Ministry of Steel）の関心も非常に高く、

水素を用いた直接還元鉄の製造や高炉へ水素を吹込み、石炭の消費を削減するパイロットプロジェクトが進行中であるが、商用化は 2030 年頃が見込まれている。水素還元製鉄については、日本製鉄などの日系企業も手掛けている技術である。なお、鉄鋼分野では日本鉄鋼協会が中心となって、インドとの協力を推進している。

食品加工業などのエネルギー効率化については、100℃未満の熱需要に対して産業用ヒートポンプを導入することが有効な手段の一つと考えられる、この分野では海外と比較して日本での導入事例が多く、日本企業が強みを持つ分野である。ただ、インドでは電力供給が不安定であることや、特に中小企業は省エネ投資を行う余力がないといった障壁もある。

b) 住宅部門

IEA は、インドでは今後 20 年間で建築面積が 2 倍以上となり、新規建築物の 70%が都市部で建設されるという予測のもと、家電製品の所有率の上昇と冷房需要により、住宅用の電気使用量が増えていくと予測している⁴²。実際に 2024 年には、猛暑による冷房需要の急増や生活水準の向上に伴い、前年度に比べて住宅部門での電力需要が 7%上昇している。このため、この電力消費を抑えることが今後の課題となっている。冷房に関して、インド政府は 2019 年 3 月より India Cooling Action Plan (ICAP) という行動計画を策定しており⁴³、2037-38 年までにセクター全体の冷房需要を 20% ~25% 削減することや、2037-38 年までに冷媒需要を 25%~30% 削減すること、冷却エネルギー要件を 2037-38 年までに 25% から 40% とすることなどを挙げている。また、インドエネルギー効率局 (Bureau of Energy Efficiency) は、全ての大規模な商業（非住宅）建物向けの省エネルギー建築基準 (ECBC) と住宅向けの Eco-Niwas Samhita (ECBC-R) を発表している。なお、エアコン、LED は上述の PLI スキームの対象となっている。他方で、インドは、反射屋根や自然通風、断熱壁などを用いたパッシブ冷却の先駆者としての評価を受けており、ECBC でもパッシブ主要の採用が推奨されているほか、ムンバイ近郊の都市や低所得層向け住宅のリノベーションをはじめ、幅広くパッシブ冷却技術が使われている。

c) 運輸交通部門

インド政府は、大気汚染の緩和と原油輸入依存度の低減を目的として、xEV 普及を推進している。2013 年に「National Electric Mobility Mission Plan 2020 (NEMMP2020)」を掲げ、2020 年までに 600~700 万台の xEV を販売するという目標のもと、研究開発とインフラ構築などを推進する計画を発表した。これをうけて、2015 年から 2019 年まで FAME I (Faster Adoption and Manufacturing of (Hybrid &) Electric Vehicles India) のもと充電インフラ整備や EV 購入のための補助金支給が行われたが、この補助金が実際に支給されたのは 27 万台あまりと、目標台数には届かなかった。

2019 年から 2024 年まで実施された FAME II では乗用車は 22,500 台、3 輪車は 16.5 万台、2 輪車 14 万台の購入に対して補助金が支給された（ひとくちメモ 12 参照）。当初の想定と比較すると、乗用車や 3 輪車よりも 2 輪車の購入に充当された。この後続政策として 2024 年 10 月に始まった

⁴² IEA “India Energy Outlook 2021”

⁴³ <https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1805795>

のが PME-DRIVE である。2026 年 3 月末までの適用期間で、同じく電動車両の購入補助金と、充電ステーションなどのインフラ拡充が掲げられている。

(3) 水素の製造と利活用

水素は、化石燃料の代わりに利用することで産業部門や運輸交通分野などで低炭素化を可能にすること、また、電力を大規模かつ長期間で貯蔵することを可能とするなど、様々な面から低炭素社会を実現するための切り札として大きな期待が寄せられている。

日本は世界に先駆けて 2017 年に水素戦略を発表し、世界的に脱炭素の機運が高まった 2020 年以降は欧州を中心に各国・地域で水素戦略が次々と公表され、国際的に水素への注目度は高まっている。特に再エネを用いた水電解により製造する「グリーン水素」への注目度は大きい（日本政府は CCUS を用いて CO₂ 排出を抑えつつ化石燃料から取り出すブルー水素についても注力している）。

インドは再エネポテンシャルが高いこともあり、グリーン水素の製造コストが将来的に低減しうる国の一つとして注目されている。インド政府は、「Green Hydrogen Mission」を掲げ、水素製造のグローバルハブとなる意欲を示しており、同政策の中で、グリーン水素の製造コストも 2030 年までにキロあたり約 125 ルピー（1.37 ユーロ）まで低減することを目指している。2023 年時点での製造コストが 4.84～6.11 ユーロであることを踏まえると、非常に野心的な目標といえる。併せて、水素の需要創出策として、肥料、石油精製といった分野におけるグリーン水素の使用の義務化や、輸送などの各種技術の実証事業を推進していく方針である。

なお、水素分野では欧州企業が積極的にインド地場企業との提携を進めている。例として、デンマークの Styesdal A/S 社とインド地場の Reliance New Energy Solar は、2021 年 10 月に電解槽の技術開発及び製造に関する協力協定を締結しており、フランスのエネルギー企業 Total は、2022 年 6 月に Adani New Industries Limited とグリーン水素エコシステムを共同構築するためのパートナーシップを締結している。

Adani New Industries Limited は、その他複数の企業とも協業を進めている。例えば、イタリアのエンジニア企業 Maire Tecnimont と提携し、Maire Tecnimont の子会社である NEXTCHEM は、グリーン水素やアンモニアの製造技術提供している。また、オーストラリアの Cavendish Renewable Technology とは、2022 年末に電解槽技術開発におけるライセンス契約を締結し、Cavendish の技術を活用し、中東・インド向けに電解槽水槽の量産体制を構築している。

日系企業の動きとしては、やまなしハイドロジェンカンパニーとスズキが NEDO の実証事業として「インドの工場における効率的な熱運用を実現するための水素技術など実証要件適合性調査（インド・ハリヤナ州）」が採択されている。当該事業は、インド国内の変動性再エネの余剰電力を利用し、Power to Gas（P2G）システムによって水素製造を行い、工場内における最適な熱運用システムの構築の可能性を検討するものであり、2027 から 2028 年の稼働開始を目指して取組中である。その他、2024 年 9 月には三菱パワーが現地の Hygenic Green Energies と MOU を締結し、グリーン水素/アンモニア燃焼のガスタービン複合サイクル（GTCC）発電所の実証と展開に向けた協業を行う。

2025 年 3 月には、IHI、北海道電力、三菱ガス化学、商船三井、みずほ銀行、東京センチュリー

の 6 社がインドの再エネ大手である ACME Group と協業し、オディシャ州に年間 40 万トンのグリーン・アンモニア製造施設を建設し、日本へ輸出することを目指すことを発表した。

(4) ガスエコノミーへの移行

インド政府はガスについて 2030 年にエネルギー消費の 15%に拡大する目標を設定している。そのためにガスパイプライン網（グリッド）、LNG 受入基地、圧縮天然ガス（CNG）ステーションなど関連インフラの整備・拡充を図るとしている。

2021 年 12 月に、大阪ガスがシンガポール子会社（OSAKA GAS SINGAPORE）を通じてインドの都市ガス事業に参入することを発表した。日本企業初のインド都市ガス事業進出事例となる。当初は南インド及びラジャスタン州の 12 地域にて事業を展開していたが、2024 年には住友商事と、交通・都市開発分野海外投資促進機構（JOIN）と合同で対象会社（AG&PLNG Marketing）に対する追加投資を実施し、インド北中部 7 地域にて事業を展開する Think Gas と合併し、事業を 19 地域に拡大した。同じく 2021 年 12 月には静岡ガスがインドで天然ガス供給事業を展開する IRM Energy Private Limited（以下、IRM 社）に出資し、業務提携することで基本合意した。2024 年に同社は、IRM 社と Eximius Resources の合併会社 Farm Gas にも出資し、バイオガス事業に参入した。

ひとくちメモ 14 : 「IT 職種は、カーストは関係ない」という言説は本当か？

よくインドの IT 業界が発展した理由として、IT 職種が「旧来のカーストにない職業」であり、下位カースト出身者も目指すことができるから、というような説明をよく耳にする。この言説は実際のところ正しいのだろうか？

IT 業界で働く技術者のカーストに関する統計はなく、カーストとの関連性をデータとして証明できるものは 2025 年現在でも存在しない（2027 年の国勢調査で、数十年ぶりにカースト調査が実施される見込みである）が、インドの IT 業界とカーストに関する社会研究がいくつかある。2000 年代半ばに行われたベンガルールで働くソフトウェア技術者に関する調査（Carol Upadhy, 'Employment, Exclusion and 'Merit' in the Indian IT Industry', Economic and Political Weekly, Vol. 42, No. 20, 2007）では、132 人の技術者の出身カーストを聞いたところ、48% が最上位カーストのバラモンで、上位カーストである「再生族（バラモン、クシャトリア、ヴァイシャ）」は実に 71% にも上った、とのことである。また、親の学歴では父親の 80%、母親の 56% が大卒以上。技術者の 36% がインドの 5 大都市（德里、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ベンガルール）出身で、29% がマイスールやプネのような 2 級（tier two）と呼ばれる都市の出身であり、農村出身者はわずか 5% であった、ということである。

インドの IT 産業では、採用や昇進時に「メリット主義」が強調されている。メリット主義とは、学歴やスキル、業績などの客観的な能力指標により人材を評価するという考え方だが、英語力や学歴などが含まれることから、教育などの文化資本に依存する。また、ICT デバイスや教育など、デジタルアクセスの格差が参入食壁になっていることも指摘されている。

また、情報科学分野の研究者 Palashi Vaghela らによる論文「Interrupting Merit, Subverting Legibility: Navigating Caste in 'Casteless' Worlds of Computing」では、インド、イギリス、アメリカで働くダリット（アウトカースト）出身エンジニアへのインタビューを実施しているが、仮に就職できたとしても、同僚との会話や振る舞いからある程度カーストを知られる場合があることや、あえてカーストを隠すこともあるなど、必ずしも居心地がよくない場合もあるようである。

近年では米国 IT 業界でもカースト差別が問題となっており、各社が行動指針の策定などの対応に追われているようである。2020 年には、上位カーストに属する 2 人の上司により昇進を阻まれたとする下位カーストに属するエンジニアの申し立てを受け、カリフォルニア州の雇用監督当局が、ネットワーク機器大手シスコシステムズを提訴するという事案が起きている。この訴訟は 2025 年 7 月末時点でも継続しており、米国内インド人コミュニティ内でも議論が続いている。

また、ロイターの取材によれば、米国の IT 産業で働く 20 人以上のダリット出身者は姓や出身地、食習慣や宗教上の習慣といった出身カーストを示す手がかりによって、採用や昇進、社会活動の中で同僚から無視されることになり、仕事を辞める原因になることもあるということであった⁴⁴。

新しい産業においても、古来から続くカースト制度を乗り越えることは容易ではなさそうだ。

参考 : Palashi Vaghela ら「Interrupting Merit, Subverting Legibility: Navigating Caste in 'Casteless' Worlds of Computing」

ロイター「カーストとシリコンバレー、IT 企業が問われる差別対応」（2022 年 8 月 17 日）

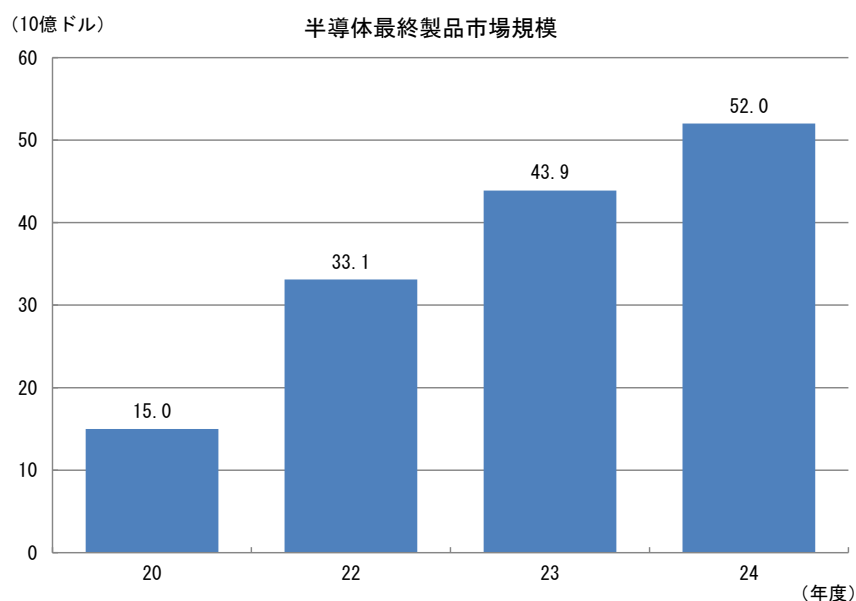
⁴⁴ ロイター「焦点：カーストとシリコンバレー、IT 企業が問われる差別対応」（2022.8.17）
<https://jp.reuters.com/article/tech-caste-idJPKBN2PN052>

3. インドの半導体市場

(1) 半導体の市場概況と推移

インドの半導体市場は 2024 年に約 520 億米ドル規模となり、2020 年の 150 億米ドルから 246% の成長（年平均成長率は約 36.5%）を記録した（図表 23-8 参照）。世界の半導体市場を見ると、2020 年から 2023 年までの変平均成長率は約 9.6% であることから、インドがいかに急激なスピードで発展を遂げているかが分かる。

図表 23-8 インドにおける半導体最終製品の市場規模



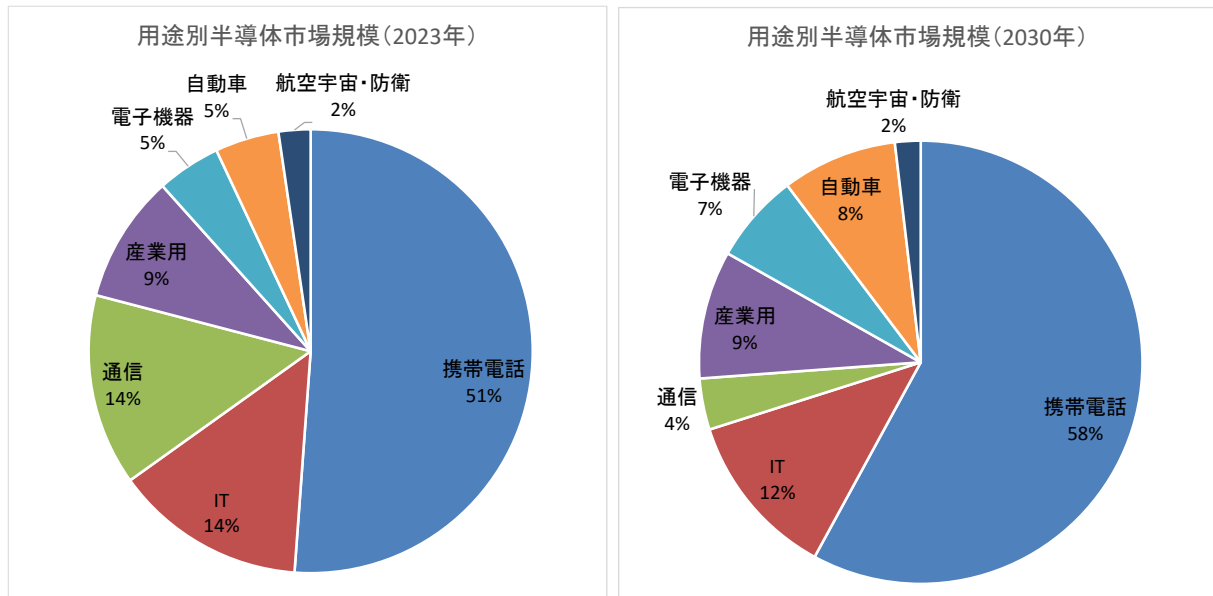
（注）最終製品：半導体が使用されるエレクトロニクス最終製品の合計市場価値を指す。自動車及び航空宇宙・防衛産業は含まない。

（出所）IESA 「India Semiconductor Market Report」より作成

インドの半導体市場における用途ごとの構成比は下記図表 23-9 のとおりである。全体の半分が携帯電話などのモバイル端末向けであり、その傾向は 2030 年には一層強まることが見込まれている。また、EV 需要の増加に伴い、バッテリーやモーター制御の用途で半導体の需要が増加すると予想される。

インドにおける半導体業界を代表する業界団体 IESA によると、国内の市場規模が拡大している一方で、国内の半導体需要に対する国内調達割合は 10% 以下である。産業用や自動車、航空宇宙・防衛用の半導体でも 2~3 割程度、携帯電話や家電向けの調達率は 1 割に満たない。この状況をうけ、インド政府は半導体の国内調達率を上げるべく、種々の奨励策を実施している。

図表 23-9 用途別半導体市場規模（2030 年は予測値）



（出所）IESA 「India Semiconductor Market Report」より作成

（2）インドにおける半導体生産奨励策

現在インド政府が展開している半導体奨励策は下記図表 23-10 のとおりである。これら中央政府による支援以外にも、州政府にて様々なインセンティブを付与している。例えばグジャラート州では、独自に Semiconductor Policy 2022-2027 を策定しており、前工程と後工程の両方を対象に、中央政府の補助に上乗せした資金補助と工場設立に関わる土地取得支援、電力・水道料金の補助、運転資金確保のための融資の支援など、手厚い支援プログラムを持つ。

モディ首相が 2025 年 8 月に訪日した際には、石破総理との会談において、半導体などの重要物資を確保する枠組み「日印経済安全保障協力イニシアチブ」を立ち上げた。同イニシアチブにおいて半導体は重点分野の一つとして位置付けられており、会談の翌日には両首相は東京エレクトロン宮城株式会社を訪問し、サプライチェーン、製造、テストの分野における協力可能性について確認するなど、日印間の半導体分野での連携をアピールした。

なお、半導体製造には、ウェーハ製造や回路パターンの焼き付けを行う前工程と、組み立てやパッケージング、テストなどを行う後工程があるが、現在のインドでは後工程が主流となっている。前工程では、後工程よりさらに安定した電力供給が必要となる。併せて、高い技術力や、品質管理スキルを持った高度な人材が求められることから、今後政府主導での成長が見込まれる。

今後インドに進出する企業は、これらの政府の方向性やインセンティブも比較しつつ拠点を設立していくと思われる。

図表 23-10 インド政府による半導体製造関連の奨励策

年月	政策名	内容
2014年9月	Make in India	製造業の振興を目的とした施策。半導体製造も重点分野に含まれている。
2021年12月	Semicon India Programme	半導体、ディスプレイ製造のエコシステム構築のため、半導体の設計や製造、パッケージングを行う企業に対し、7,600億ルピーの資金援助を実施。
2021年12月	PLI for Semiconductor & Display Manufacturing	Semicon India Programmeの一部。半導体の製造（前工程、後工程）やディスプレイ製造に対して、最大50%の補助金を支給。同時期に立ち上がった、半導体戦略の実行組織であるIndia Semiconductor Missionが主導する。
2021年12月	DLI Scheme (Design Linked Incentive)	Semicon India Programmeの一部。半導体の設計企業に対し、最大5年間財務支援とインフラ支援を行う。中小企業やスタートアップも支援対象として含まれる。
2023年6月	修正 Semicon India Programme	旧制度を改定し、支援領域を拡大。化合物半導体やシリコンフォトニクスを手掛ける企業、半導体のATMP（組立、テスト、マーキング、パッケージング）やOSAT（後工程の外部委託製造）を手掛ける企業に対し、最大50%の補助金を支給するもの。

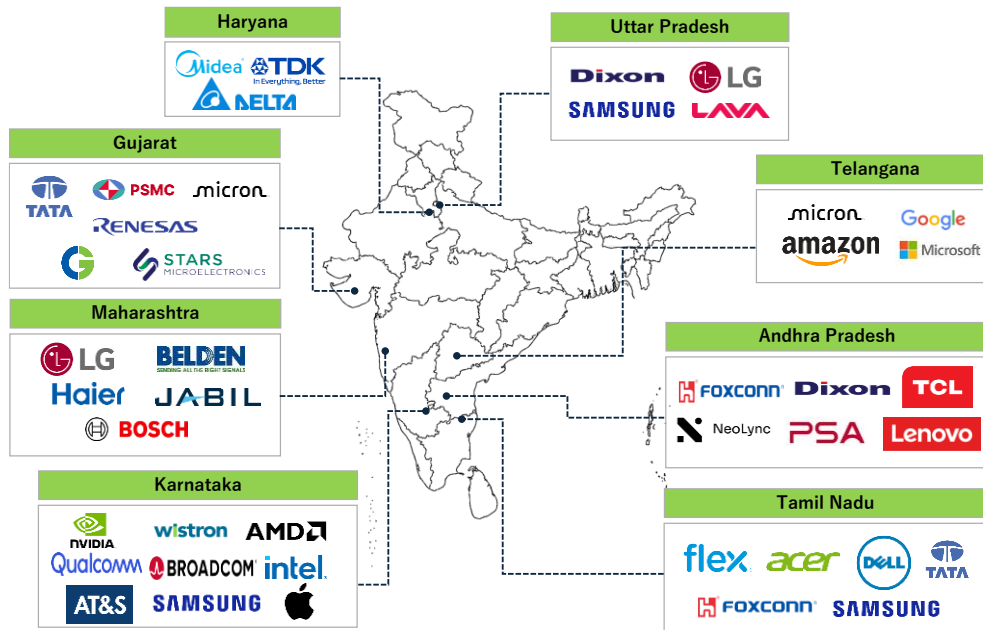
（出所）Invest India「[Electronics Component Manufacturing Scheme & Semiconductor Mission for making India self-reliant in the electronics supply chain](#)」を参考に作成

（3）主要な半導体メーカーと日系企業の動向

Invest India によると、インドにおける主要な半導体プレイヤーは図表 23-11 のとおり。特に、ベンガルールを擁するカルターナカ州やテランガナ州、アンドラ・プラデッシュ州などのインド南部に多くの半導体企業が拠点を構えており、半導体の設計や検証、テストを手掛ける企業が多い。背景として、南部には IIT ベンガルールをはじめとした工学系人材が豊富であることや、IT パークやスタートアップ支援策など、これらの拠点設立にプラスとなるインフラが整っていることなどが挙げられる。また、図表には記載がないが、日系企業の **Renesas Electronics** もベンガルールに進出しており、半導体チップの設計や組み込みシステムなどの設計活動、販売支援などを手掛けている。

その他、インドに進出済みの日系企業としては東京エレクトロンやロームなどが挙げられる。東京エレクトロンは 2024 年 9 月にタタ・エレクトロニクスとの提携を発表し、同社の半導体製造工場やテスト工場の設立や研究開発支援を行う旨発表した。ロームは、2022 年 6 月にベンガルールのテックパークに **Global Application Center** の設立を発表し、グローバル支援の拠点として研究開発、販売、マーケティング部門を設置した。また、これは日系企業のみならず、インドに半導体分野で進出する企業全般に当てはまるが、前工程や後工程など、半導体の製造設備の建設、運営には多額なコストやインフラを要することを踏まえ、半導体人材が豊富であるという利点を生かし、自社の製造設備を構える前に、設計や R&D の拠点としてインド拠点を設立することが多いようである。

図表 23-11 インドにおける半導体業界マップ



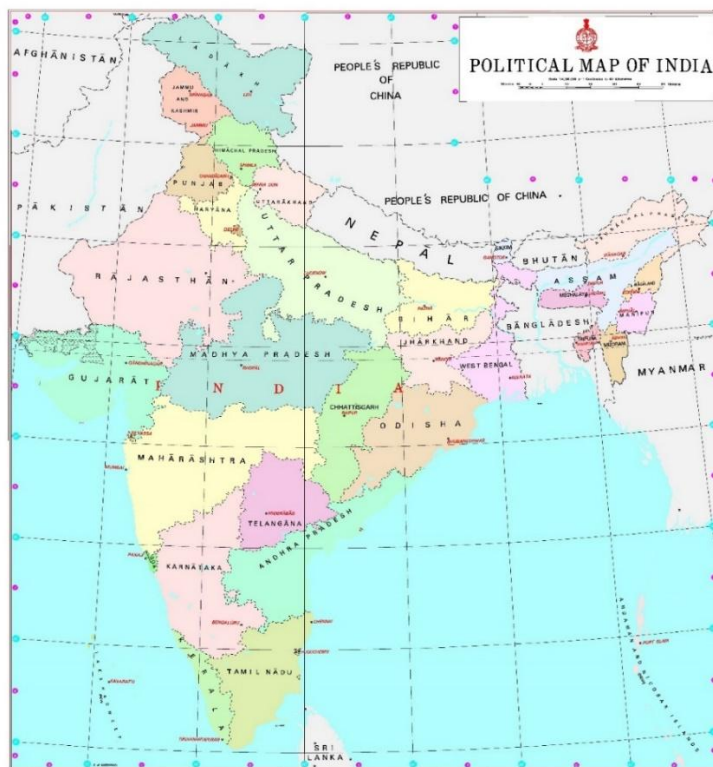
(出所) Invest India 「New India Opportunities for Semiconductor Manufacturing」をもとに作成

第24章 地域別の概要

1. 地域分類と地域別の人口

インドの国土面積は 328.7 万 km²、世界で 7 番目に広く、日本の国土面積の約 8.8 倍に相当する。「第 1 章 概要」で既述のとおり、インドは宗教、文化、言語、気候などの面で著しい多様性が見られるが、本章では便宜的にインドの国土を北部、西部、南部、東部の 4 つに区分した⁴⁵。州別の面積と人口では、それぞれラジャスタン州 (34 万 km²)、ウッタル・プラデシュ州 (約 2 億人) が最大である。なお、これまでインドの国勢調査は 10 年ごとに行われていたが、2011 年の次の回である 2021 年の調査がコロナ禍などの影響で延期されており、現在まで実施されていない。次の調査は 2027 年に実施する旨がインド政府より発表されている。そのため、本章以降の各州の人口情報は 2011 年当時の数値である。

図表 24-1 インドの地域マップ



(注) インド内務省が示している地図。

(出所) 内務省

⁴⁵ インド内務省 (Ministry of Home Affairs) によると、インドの国土は北部、中央部、東部、西部、南部、北東部の 6 つに分類されるが、本書では各州の経済関係や日本企業の進出動向を踏まえ、北部と中央部、東部と北東部とをそれぞれ統合して「北部」、「東部」と区分した。また、上の分類に含まれない島嶼部 (アンダマン・ニコバル諸島連邦直轄領、ラクシャディープ連邦直轄領) については、便宜的に南部に含めた。

図表 24-2 各州の面積、人口比較

	面積		人口	
	km ²	構成比	人	構成比
全国	3,286,835	100.0%	1,210,203,548	100.0%
北部	1,454,174	44.2%	466,963,172	38.6%
ウッタール・プラデシュ	240,928	7.3%	199,812,341	16.5%
ラジャスタン	342,239	10.4%	68,548,437	5.7%
マディヤ・プラデシュ	308,252	9.4%	72,626,809	6.0%
* デリー	1,483	0.0%	16,787,941	1.4%
ハリヤナ	44,212	1.3%	25,351,462	2.1%
パンジャブ	50,362	1.5%	27,743,338	2.3%
チャッティスガル	135,192	4.1%	25,545,198	2.1%
ウットラカンド	53,483	1.6%	10,086,292	0.8%
ヒマチャル・プラデシュ	55,673	1.7%	6,864,602	0.6%
ジャンム・カシミール	222,236	6.8%	12,541,302	1.0%
* チャンディガル	114	0.0%	1,055,450	0.1%
西部	507,659	15.4%	174,272,570	14.4%
マハラシュトラ	307,713	9.4%	112,374,333	9.3%
グジャラート	196,244	6.0%	60,439,692	5.0%
ゴア	3,702	0.1%	1,458,545	0.1%
南部	644,487	19.6%	252,857,699	20.9%
タミル・ナドゥ	130,060	4.0%	72,147,030	6.0%
カルナタカ	191,791	5.8%	61,095,297	5.0%
アンドラ・プラデシュ	275,045	8.4%	84,580,777	7.0%
テランガナ				
ケララ	38,852	1.2%	33,406,061	2.8%
* ボンディシェリ	490	0.0%	1,247,953	0.1%
* アンダマン・ニコバル諸島	8,249	0.3%	380,581	0.0%
東部	680,515	20.7%	316,110,107	26.1%
* 西ベンガル	88,752	2.7%	91,276,115	7.5%
ビハール	94,163	2.9%	104,099,452	8.6%
オリッサ	155,707	4.7%	41,974,218	3.5%
アッサム	78,438	2.4%	31,205,576	2.6%
ジャルカンド	79,714	2.4%	32,988,134	2.7%
トリプラ	10,486	0.3%	3,673,917	0.3%
メガラヤ	22,429	0.7%	2,966,889	0.2%
ナガランド	16,579	0.5%	1,978,502	0.2%
マニプル	22,327	0.7%	2,855,794	0.2%
シッキム	7,096	0.2%	610,577	0.1%
アナチャル・プラデシュ	83,743	2.5%	1,383,727	0.1%
ミゾラム	21,081	0.6%	1,097,206	0.1%

(注) *印は連邦直轄領。ダマン・ディーウ連邦直轄領、ダドラー及びナガル・ハヴエーリー連邦直轄領、ラクシャディープ連邦直轄領を除く

(出所) 中央統計局、World Atlas「The States of India by Land Area」より作成

2. 地域別の GDP

図表 24-3 は、2022 年度の州別名目 GDP である。州別では金融・商業都市ムンバイや製造業の集積が進むプネなど大都市を擁する西部マハーラーシュトラ州が最も GDP が高く、約 4,528 億ドルとなっている。次いで南部タミル・ナドゥ州、北部ウッタル・プラデシュ州と続く。

なお、北東部の諸州（アッサム、アナチャル・プラデシュ、マニプル、トリプラ、ミゾラム、メガラヤ、ナガランド）には経済的な後発州が多いため、中央政府による開発支援が重点的に行われている。

図表 24-3 地域別名目 GDP (2022 年度)

	名目 GDP	
	100万ドル	構成比
全国	3,395,609	100.0%
北部	1,093,420	32.2%
ウッタル・プラデシュ	283,692	8.4%
ラジャスタン	168,649	5.0%
マディヤ・プラデシュ	154,815	4.6%
* デリー	126,027	3.7%
ハリヤナ	122,222	3.6%
パンジャブ	84,613	2.5%
チャッティスガル	57,680	1.7%
ウッタラカンド	37,730	1.1%
ヒマチャル・プラデシュ	23,813	0.7%
ジャンム・カシミール	27,350	0.8%
* チャンディガル	6,830	0.2%
西部	737,569	21.7%
マハラシュトラ	452,828	13.3%
グジャラート	273,670	8.1%
ゴア	11,070	0.3%
南部	1,038,170	30.6%
タミル・ナドゥ	297,262	8.8%
カルナタカ	281,939	8.3%
アンドラ・プラデシュ	161,901	4.8%
テランガナ	162,932	4.8%
ケララ	127,134	3.7%
* ポンディシェリ	5,552	0.2%
* アンダマン・ニコバル諸島	1,449	0.0%
東部	526,450	15.5%
* 西ベンガル	190,248	5.6%
ビハール	92,707	2.7%
オリッサ	94,339	2.8%
アッサム	59,466	1.8%
ジャルカンド	51,837	1.5%
トリプラ	8,986	0.3%
メガラヤ	5,782	0.2%
ナガランド	4,614	0.1%
マニプル	4,998	0.1%
シッキム	5,301	0.2%
アナチャル・プラデシュ	4,360	0.1%
ミゾラム	3,812	0.1%

(注 1) *印は連邦直轄領。ダマン・ディーウ連邦直轄領、ダードラー及びナガル・ハヴエーリー連邦直轄領、ラクシャディープ連邦直轄領を除く

(注 2) 2022 年度平均為替レート (1 ドル=80.5136 ルピー) を用いて換算

(出所) インド準備銀行より作成

3. 地域別の経済動向

(1) 地域別の産業構造の特徴

①北部

中核都市デリーを含む北部では、全国に占める農業の割合（43.2%）が特に高いことが特徴的である。一方で、製造業の割合（26.5%）は西部、南部に比べて低い。これは、自動車など製造業の集積がデリーと周辺都市などに限られ、それ以外の地域では、まだ農業が主要産業であるためと考えられる。

②西部

中核都市ムンバイを含む西部では、北部とは逆に農業の割合（16.3%）が特に低く、製造業の割合（31.0%）が高いことが特徴的である。これは、近年マハーラーシュトラ州のプネやグジャラート州に自動車産業が集積していることが影響している。また、金融都市ムンバイが含まれるため、銀行・保険業の割合（33.0%）も高い。

③南部

中核都市チェンナイ、ベンガルールを含む南部では、建設業の割合（31.9%）やサービス業の割合（33.7%）が高いのが特徴的である。また、南アジアのデトロイトと呼ばれるチェンナイへの自動車企業の集積、インドのシリコンバレーと呼ばれるベンガルールやハイデラバードへの IT 企業の集積があるため、西部について製造業の割合（27.7%）が高くなっている。

④東部

東部の諸州では、州政府が工業化に消極的であったため、道路網や港湾などのインフラが未整備で、製造業など高付加価値産業の発展が遅れている。農業への依存が高く、国全体に占める GDP の割合も他地域に比べて低い。1 人あたり GDP も全国平均を下回っている州が多い。近年は中央政府の支援を受けた工業化の動きが活発になっていることや、東部の各州が鉱物資源（褐炭、鉄鉱石、銅、錫など）に恵まれていることから注目を集めている。

図表 24-4 地域別に見た名目 GDP の産業別構成比（2022 年度）

		農業		製造業		建設業	
		100万ドル	構成比	100万ドル	構成比	100万ドル	構成比
全国		331,104	100.0%	477,536	100.0%	266,498	100.0%
全国	北部	142,996	43.2%	126,628	26.5%	95,570	35.9%
	ウッタル・プラデシュ	43,163	13.0%	29,442	6.2%	32,676	12.3%
	ラジャスタン	20,364	6.2%	17,712	3.7%	15,760	5.9%
	マディヤ・プラデシュ	46,850	14.1%	10,950	2.3%	11,717	4.4%
	* デリー	96	0.0%	5,467	1.1%	6,071	2.3%
	ハリヤナ	9,332	2.8%	21,076	4.4%	8,745	3.3%
	パンジャブ	10,943	3.3%	13,338	2.8%	5,741	2.2%
	チャッティスガル	6,347	1.9%	9,217	1.9%	7,395	2.8%
	ウッタラカンド	1,516	0.5%	11,367	2.4%	3,518	1.3%
	ヒマチャル・プラデシュ	1,822	0.6%	6,433	1.3%	1,608	0.6%
	ジャンム・カシミール	2,560	0.8%	1,486	0.3%	1,983	0.7%
	* チャンディガル	2	0.0%	142	0.0%	354	0.1%
	西部	53,985	16.3%	147,871	31.0%	45,201	17.0%
	マハラシュトラ	28,361	8.6%	61,225	12.8%	28,093	10.5%
	グジャラート	25,317	7.6%	83,697	17.5%	16,642	6.2%
	ゴア	306	0.1%	2,949	0.6%	466	0.2%
	南部	77,301	23.3%	132,151	27.7%	84,897	31.9%
	タミル・ナドゥ	16,257	4.9%	53,782	11.3%	33,456	12.6%
	カルナタカ	22,026	6.7%	33,687	7.1%	14,796	5.6%
	アンドラ・プラデシュ	21,725	6.6%	19,444	4.1%	11,473	4.3%
	テランガナ	12,426	3.8%	14,515	3.0%	7,788	2.9%
	ケララ	4,715	1.4%	9,525	2.0%	16,425	6.2%
	* ボンディシェリ	70	0.0%	1,190	0.2%	790	0.3%
	* アンダマン・ニコバル諸島	82	0.0%	7	0.0%	170	0.1%
	東部	56,822	17.2%	70,886	14.8%	40,830	15.3%
	* 西ベンガル	20,621	6.2%	25,918	5.4%	12,983	4.9%
	ビハール	10,911	3.3%	6,282	1.3%	9,039	3.4%
	オリッサ	9,410	2.8%	19,987	4.2%	6,955	2.6%
	アッサム	7,467	2.3%	5,730	1.2%	4,522	1.7%
	ジャルカンド	3,252	1.0%	10,346	2.2%	4,943	1.9%
	トリプーラ	2,079	0.6%	228	0.0%	398	0.1%
	メガラヤ	659	0.2%	458	0.1%	347	0.1%
	ナガランド	597	0.2%	35	0.0%	388	0.1%
	マニプル	737	0.2%	70	0.0%	301	0.1%
	シッキム	364	0.1%	1,755	0.4%	257	0.1%
	アナチャル・プラデシュ	492	0.1%	59	0.0%	390	0.1%
	ミゾラム	233	0.1%	17	0.0%	308	0.1%

		銀行・保険業		サービス業	
		100万ドル	構成比	100万ドル	構成比
全国		175,307	100.0%	1,624,277	100.0%
北部	ウッタール・プラデシュ	9,658	5.5%	124,496	7.7%
	ラジャスタン	7,195	4.1%	71,849	4.4%
	マディヤ・プラデシュ	4,727	2.7%	52,092	3.2%
	* デリー	15,211	8.7%	94,205	5.8%
	ハリヤナ	4,754	2.7%	53,993	3.3%
	パンジャブ	3,768	2.1%	35,939	2.2%
	チャッティスガル	1,482	0.8%	19,011	1.2%
	ウッタラカンド	1,162	0.7%	15,623	1.0%
	ヒマチャル・プラデシュ	628	0.4%	9,808	0.6%
	ジャンム・カシミール	891	0.5%	15,811	1.0%
	* チャンディガル	752	0.4%	5,775	0.4%
	西部	57,868	33.0%	336,064	20.7%
	マハラシュトラ	46,082	26.3%	248,116	15.3%
	グジャラート	11,348	6.5%	83,545	5.1%
	ゴア	439	0.3%	4,403	0.3%
	南部	47,425	27.1%	547,119	33.7%
	タミル・ナドゥ	15,363	8.8%	144,951	8.9%
	カルナタカ	12,159	6.9%	168,692	10.4%
	アンドラ・プラデシュ	6,243	3.6%	59,726	3.7%
	テランガナ	7,543	4.3%	96,040	5.9%
	ケララ	5,886	3.4%	74,203	4.6%
	* ポンディシェリ	191	0.1%	2,587	0.2%
	* アンダマン・ニコバル諸島	41	0.0%	921	0.1%
	東部	19,787	11.3%	242,491	14.9%
	* 西ベンガル	8,793	5.0%	99,219	6.1%
	ビハール	3,991	2.3%	51,812	3.2%
	オリッサ	2,905	1.7%	29,917	1.8%
	アッサム	1,683	1.0%	22,862	1.4%
	ジャルカンド	1,478	0.8%	20,864	1.3%
	トリプラ	218	0.1%	3,624	0.2%
	メガラヤ	140	0.1%	3,120	0.2%
	ナガランド	255	0.1%	2,693	0.2%
	マニプル	125	0.1%	3,217	0.2%
	シッキム	67	0.0%	1,494	0.1%
	アナチャル・プラデシュ	55	0.0%	1,891	0.1%
	ミゾラム	76	0.0%	1,778	0.1%

(出所) インド準備銀行より作成

図表 24-5 は、在インド日本国大使館と JETRO の集計による、各年 10 月 1 日時点の日系企業の拠点数と日系企業総数である。日系企業の拠点数を州別で見ると、商業・金融都市のムンバイや産業が集積するプネを擁するマハーラーシュトラ州が拠点数 813 拠点（2024 年）で最も多い。次いで、デリー近郊のハリヤナ州が 601 拠点（2024 年）、南インド経済の中心都市であるチェンナイが位置するタミル・ナドゥ州が 583 拠点（2024 年）と続いている。日系企業の数で見た場合、2019 年から 2021 年では、西部ではほぼ横ばいで推移しているが、その他の地域では減少している。

図表 24-5 進出日系企業拠点数

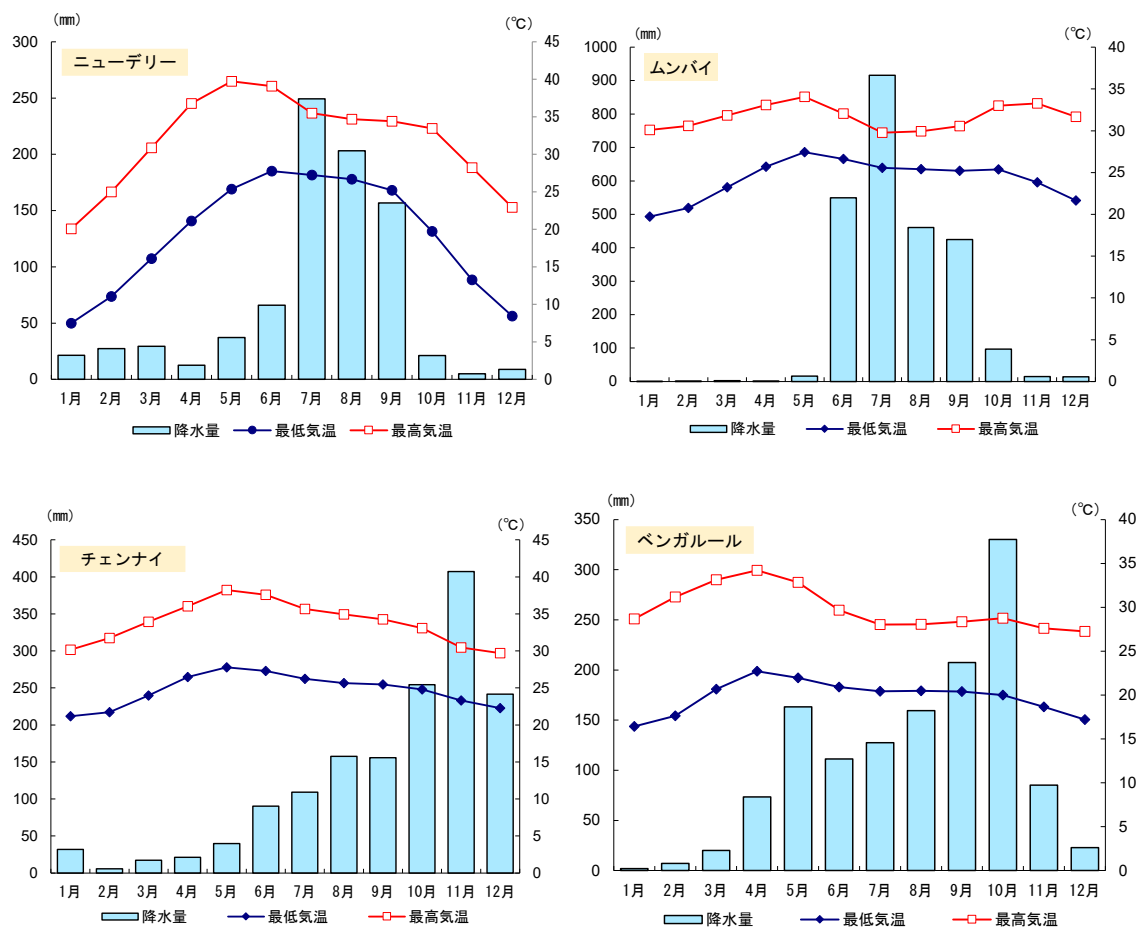
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
デリー準州	320	311	311	313	316	311
ハリヤナ	624	626	600	589	602	601
ウッタル・プラデシュ	316	314	299	306	305	286
ラジャスタン	188	182	170	181	181	177
チャンディガル	31	27	32	24	29	27
パンジャブ	87	85	77	79	80	76
ウッタラカンド	38	40	38	43	47	47
その他	114	113	120	120	122	112
首都圏近郊／北部／北東部インド 計	1,718	1,698	1,647	1,655	1,682	1,637
西ベンガル	202	203	200	212	207	197
ジャルカンド	60	60	59	65	68	61
オディシャ	62	59	58	65	64	58
ビハール	71	69	70	72	70	67
東部インド 計	395	391	387	414	409	383
マハラシュトラ	815	811	787	773	788	813
グジャラート	348	345	332	358	359	360
マディヤ・プラデシュ	117	115	109	115	119	115
ゴア	19	18	17	19	18	15
チャッティスガル	35	31	27	34	33	32
ダマン&ディウ	1	1	1	0	1	1
ダドラ&ナガルハベリ	3	2	2	2	2	2
西部インド 計	1,338	1,323	1,275	1,301	1,320	1,338
カルナタカ	534	519	512	537	528	543
タミル・ナドゥ	600	589	565	579	586	583
アンドラ・プラデシュ	143	129	123	124	132	127
テランガナ	150	161	155	161	168	169
ケララ	133	128	117	119	122	113
ブドゥチェリー	11	10	9	11	10	9
南部インド 計	1,571	1,536	1,481	1,531	1,546	1,544
拠点数 計	5,022	4,948	4,790	4,901	4,957	4,902
日系企業数	1,454	1,455	1,439	1,400	1,399	1,434

（出所）在インド日本国大使館、JETRO より作成

【参考】地域別気候

南北に国土の長いインドでは地域ごとに多様な気候が見られる。一般的に、北部・東部は気温が 40℃から 10℃以下と、年間を通じて気温差が大きく、南部は比較的気温差が小さく温暖である。また、南西部の沿岸はモンスーンの影響を受けやすい。図表 24-6 に主要都市の気温と降水量を示す。

図表 24-6 地域別の気温と降水量



(注) 4都市とも 2005-2024 年の 20 年平均より算出
(出所) 気象庁ウェブサイトをもとに作成

第25章 地域編①：デリー首都圏⁴⁶

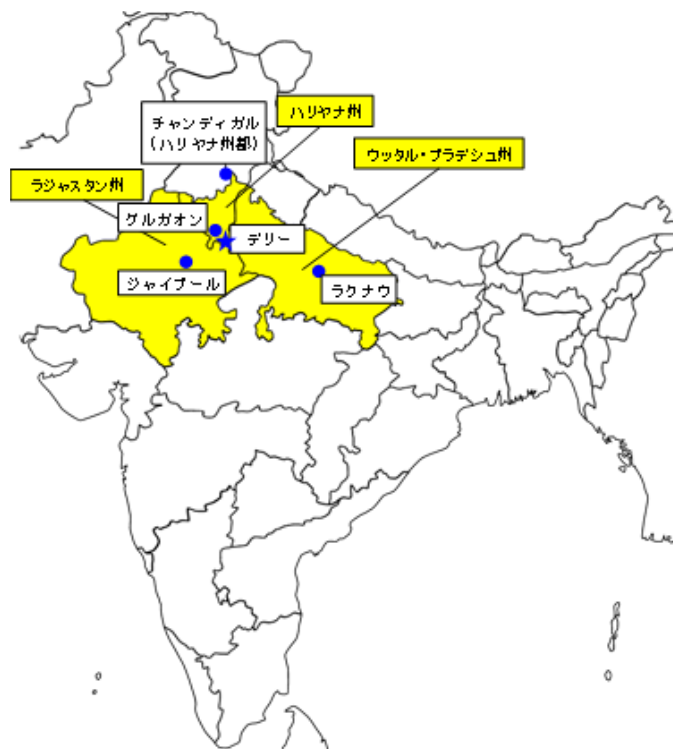
1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

インド北部の政治・経済の中心地であるデリー連邦直轄領は、準国家的行政組織で中央政府に直接統治され、首都機能を有するニューデリー（New Delhi）をはじめとする 9 県で構成される。東側をウッタール・プラデシュ州、それ以外をハリヤナ州と接している。デリー連邦直轄領の面積は 1,483 km² で、東京都の約 70% である。北緯 28 度（奄美大島と同緯度）、東経 77 度に位置しており、広大なインダス・ガンジス平原の分水帯に位置する。東域にはガンジス川支流のヤムナ川が南北に流れている。国連世界推計によると、2025 年時点の人口は推定 3,467 万人である。

図表 25-1 インドにおけるデリー連邦直轄領及び隣接州の位置



(出所) 各種ウェブサイト情報を参考に作成

⁴⁶ ニューデリーを中心とするデリー連邦直轄領をデリー首都圏（NCR Delhi）と呼称する場合もあるが、本書ではデリー連邦直轄領・ハリヤナ州・ラジャスタン州、ウッタール・プラデシュ州を総称して「デリー首都圏」と呼称する。単に「デリー」という場合には、ニューデリーを含む連邦直轄領のことを指す。

2019年の連邦下院総選挙では、デリー連邦直轄領で2019年5月12日に投票が行われた。結果は、デリー連邦直轄領内7つの小選挙区全てでインド人民党（BJP）の候補者が当選となった。

2020年2月に行われたデリー首都圏（準州）の州議会選挙（地方議会にあたるもの）では、州政権を担う庶民党（Aam Aadmi Party：AAP）が70議席中62議席を獲得し圧勝した。中央政府のモディ首相率いるインド人民党（BJP）は5議席増の8議席を獲得したが、地盤の強かった国民会議派は2015年の選挙に引き続き、議席を獲得することができなかった。

また、2025年2月5日の州議会選挙では、前年にAAP党首のアルビンド・ケジリワル（Arvind Kejriwal）氏が、酒類販売を巡る収賄容疑で逮捕され、元々汚職撲滅運動を起源としていた同党への支持に少なからず悪影響を与えたと見られ、AAPは40議席を減らす惨敗を喫した。一方、BJPは議席を大幅に積み増し7割弱を押さえるなど、同州で27年ぶりの与党の座を奪還した。ケジリワル氏は世界で有数に深刻化したデリーの大気汚染に対する取組みなどにより、米フォーチュン誌の選ぶ「世界の最も偉大な指導者」（2016年版）で42位に選出されている。

②工業団地・日系企業進出動向

デリー首都圏地域の工業団地は、総じて土地価格の高騰が常態化している。産業の集積が進む過程で工業団地への需要は大きい、ショッピングモールなどの商業用開発や住宅開発が優先され、工業用地の開発は後回しにされる傾向があったことが、その背景にある。日本企業は、2006年から開発が進められてきた日本専用工業団地のニムラナ、バワル、IMT マネサール、ノイダ工業団地などを中心に入居している。ニムラナやバワル、IMT マネサール、ノイダ工業団地は入居率も高く、新規入居は難しくなっている。現在、ニムラナ工業団地の近くにギロット工業団地の開発が進められており、同工業団地にも日本企業専用エリアが設けられている。同工業団地についてはジェトロが州政府と投資促進に関わる覚書を締結しており、ラジャスタン州産業開発・投資公社（RIICO）ニムラナ事務所に申し込みを行う前にジェトロ担当者へ問い合わせることが推奨されている⁴⁷。

デリー首都圏では自動車産業を中心とした日系企業が多く進出しているが、ここ数年は製造業の新規進出企業によるビジネスの黒字化には時間がかかると考えられている。

(2) デリー首都圏に隣接する主な州の概要

デリー首都圏に隣接する主な州として、ハリヤナ州、ウッタル・プラデシュ州、ラジャスタン州の概要を以下に示す。

①ハリヤナ州

ハリヤナ州は1966年にパンジャブ州から分離して以降、現在の行政区分となった。面積は4.4万km²（九州地方の約1.2倍）で、2011年時点の人口は2,535万人である。北はパンジャブ州とヒマチャル・プラデシュ州、西と南はラジャスタン州、東はヤムナ川を境にウッタル・プラデシ

⁴⁷ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jetro/overseas/in_newdelhi/rajasthan/ghiloth_20210212.pdf

ュ州に接しており、デリーを三方から囲んでいる。州都はチャンディガルー（Chandigarh）で、ハリヤナ州とパンジャブ州両州の州都を兼ね、連邦直轄領に指定されている。

デリーから南西 30 km に位置するグルグラム（Gurugram）（旧称グルガオン：Gurgaon）は、地場不動産開発大手の DLF Ltd. などによる都市開発が進められ、インド有数の近代都市となっている。外資企業の本社や販売拠点、弁護士・会計士事務所、コンサルティングファームなどの専門サービス関連のオフィスが数多く進出している。外国人向けサービスアパートの建設も進んでおり、現在デリー首都圏の企業に勤務する日本企業の駐在員やその家族の多くがグルグラムに居住している。デリーとは高速道路（Delhi-Gurgaon Expressway）とデリーメトロ（地下鉄・高架鉄道）で結ばれている。

2019 年の総選挙では、ハリヤナ州の 10 の選挙区（議席は各 1 議席の小選挙区）全てで BJP が勝利した。一方、同じく 2019 年のハリヤナ州議会選挙では BJP は 90 議席中 40 議席を獲得し、第一党を維持したものの、過半数を獲得できなかったためジャンナヤク・ジャンタ党（JJP）と連立政権を組むこととなった。2024 年 10 月の州議会選挙では、BJP が前回選挙を上回る 48 議席を獲得し、3 期連続で州政権を維持した。最大野党の国民会議派（INC）も、37 議席と前回から議席数を増やした。

ひとくちメモ 15： 充実する日本食レストラン

多くの日本人が居住する北インド・デリー近郊のグルグラムを中心に、インドの日本食レストランが増加している。農林水産省の調査によると、2023 年時点でインドにて展開する日本食レストランは 410 店舗とのことであった。長期間にわたる現地滞在では、どうしても日本食が食べたいこともあると思われるが、この点での駐在員生活は、近年は改善していると言えるだろう。

インドの日本食レストランは、従来は、定食や居酒屋スタイルで広いジャンルの日本食を提供する「総合日本食レストラン」が主流であったが、最近はラーメン、焼き鳥、すしなどの専門店も増加しているとのこと。また、日本のチェーンレストランの展開はまだ限定的ではあるものの、ココイチ、吉野家、すき家などは、既にインドで店舗展開している。また、コロナ禍により特に 2020 年には外食を控える動きがあったが、2022 年の外食産業市場はコロナ前まで回復し、以降は年々成長を続けている。

ビジネスの側面でも、今後も 14 億人超の大市場を狙った日本食レストランの積極的なインド展開が期待される。インド進出においては「現地化」がキーワードとなるだろう。インドは日本とは全く違う食文化であるので、例えば、ベジタリアン対応のメニューを用意したり、現地の人になじみのあるスパイスを取り入れたりなどの対応が重要になってくるだろう。このように、日本食レストランのインド展開にあたっては、州毎にインド人のニーズを把握し、現地の人に受け入れられるメニュー開発も必要になってくるものと思われる。

②ウットル・プラデシュ州

ウットル・プラデシュ州は、日本の本州面積（約 23 万 km²）に匹敵する約 24 万 km² の面積を有している。人口は国内総人口の約 16%に相当する約 2 億人であり、ブラジルの人口とほぼ同じくらいである。北はウッタラカンド、西はハリヤナ、デリー、ラジャスタン、南はマディヤ・プラデシュ、ビハールなどの合計 9 つの州・連邦直轄領と接している。州都は中部に位置するラクナウ（Lucknow）。

同州は農業が盛んで、2023 年における州名目 GDP の 13%が農業であった。また、デリーから南東 20 km、ヤムナ川岸に位置するノイダ（Noida）地区には、1991 年から開発が進められている工業団地（ノイダ工業団地、グレーター・ノイダ工業団地）があり、ホンダなど日本企業の入居も多い。周辺には近代的なショッピングモールも存在し、2018 年に地下鉄のマジェンタラインが全線開通し、ノイダとグルグラムが結ばれた。

2019 年の総選挙では、80 の選挙区で、国民民主連合が 64 議席を獲得（うち、BJP が 64 議席）、統一進歩連合が 1 議席、その他が 15 議席を獲得している。2022 年 3 月の州議会選挙では BJP が勝利をおさめ、403 議席のうち 255 議席を獲得している。2024 年 6 月の総選挙では、BJP と与党連合は過半数を確保したものの、BJP 単独では 2019 年から 63 議席を失い、雇用とインフレへの不満が特に貧困層の多いウットル・プラデシュ州の低所得層の離反を招いたと見られている。

③ラジャスタン州

ラジャスタン州は、ドイツの国土面積（35.7 万 km²）に匹敵する 34.2 万 km² を有するインド最大の面積を誇る州である。パキスタンと国境を接する州西部には、広大な半砂漠地帯が広がっており、乾燥気候に属する。2011 年時点の人口は 6,855 万人で、州都はデリーの南西 260 km に位置するジャイプール（Jaipur）である。西はパキスタン、南西はグジャラート州、南東はマディヤ・プラデシュ州、北東はウットル・プラデシュ州とハリヤナ州、北はパンジャブ州にそれぞれ接している。

伝統的に羊毛・繊維製品の生産地として知られ、絹・綿織物の染色技術に携わる小規模な企業が多く存在している。また、州内には宮殿や城塞などで有名なウダイプール、ジャイサルメール、ジョドプールなどインド有数の観光地が存在する。また、亜鉛や大理石、銅、銀などの鉱物資源も豊富である。ラジャスタン州は太陽光・風力発電の導入も進んでおり、2022 年末時点の太陽光・風力発電の設置容量は 21GW となっている。

2019 年の総選挙では、25 議席が争われ、国民民主連合が全ての議席を獲得した（うち 24 議席が BJP、その他が 1 議席）。2018 年の州議会選挙ではインド国民会議派（Indian National Congress : INC）が 199 議席中 99 議席を獲得し、BJP から政権を奪っている。2023 年 12 月の総選挙では、野党 BJP が全議席の半数以上となる 115 議席を獲得し、INC（69 議席）からの政権交代を果たした。

2019 年に策定されたラジャスタン投資促進スキームが 2024 年に更新されている（Rajasthan Investment Promotion Scheme 2024 : RIPS-2024）。グリーン成長、輸出促進、能力開発の 3 本柱で、国内外の投資家に対して幅広いインセンティブを提供している。対象分野は再生可能エネルギー、観光、航空宇宙、防衛、半導体、データセンターなどの新興産業で、MSMEs（中小企業）、スター

トアップ、女性起業家にも特別優遇措置が提供されている。

また、各種税金の免除や還付などの投資インセンティブが用意されている。RIPS-2024 は 2029 年 3 月まで有効である。製造業へのインセンティブとしては、納付すべき州税の 75% の投資補助金としての還付（7 年間）、電気料金、土地税、印紙税などの免除（7 年間）、雇用創出補助金などがある。その他、セクターごとにインセンティブが用意されている。州の都合によっても変更があるため、随時確認することを推奨する。

ラジャスタン州政府の主な投資関係機関として、直接投資の誘致を目的とする投資促進局（Bureau of Investment Promotion : BIP）、工業団地の開発を行うラジャスタン州産業開発・投資公社（Rajasthan State Industrial Development and Investment Corporation : RIICO）などがある。

（3）進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

デリー首都圏地域では、国道及び周辺のバイパス整備が急速に進められた。しかし、デリー市内中心部グルグラムでは渋滞の解消には至らず、交通事故も多い。そのため物流業者を活用する場合には、所要輸送時間の予測が立てにくく、各企業は在庫を厚くするなどの対応を余儀なくされている。グルグラムでは、高架道路の工事もほぼ完了しており、渋滞が大幅に緩和されている。

自動車の排気ガスなどに由来するデリー市内の大気汚染が深刻化したことを受け、ケジリワル首相は 2016 年 1 月と 4 月にそれぞれ 2 週間の車両規制を行った。車両登録番号の末尾の数字（偶数か奇数か）に応じて、デリー市内を通行可能な日が規制されるもので、違反者には 2,000 ルピーの料金が課される。並行して、2016 年 1 月から排気量 2,000 cc 以上のディーゼル車について新規車両登録を禁止していた（同年 8 月に解除）。なお、デリー首都圏近郊では例年 11 月ごろから、農地での野焼き、ヒンドゥー教徒の新年祝い「ディワリ」の花火や爆竹などに伴い大気汚染が悪化し、このため度々交通規制が起きている。2019 年にも車両のナンバープレートの末尾が偶数か奇数かによって、日替わりで通行が許可されるという走行規制が敷かれている。2021 年には年式の古い自動車のニューデリー入りの禁止、建設工事差し止め、児童生徒の登校停止、企業の出勤見合わせといった指示が出されている。2025 年 5 月には、デリーの空気質指数（AQI）の改善を踏まえ、首都圏の大気汚染対策として導入していた活動規制を全面的に解除している。

【港湾・空港】

デリー首都圏は内陸のため、海外からのデリー向け貨物は、一般にムンバイのジャワハルラー・ネルー（ナバシェバ）港に到着したのち、道路などでデリーまで輸送し、デリーで通関を行うケースが多い。

インド最大級の国際空港であるインディラ・ガンディー国際空港がデリー市内から 15 km 程度の所に位置している。冬季は濃霧の日が多く、便の遅延や欠航が相次ぐことに注意が必要である。また、空港から市街に向かう道路は混雑が深刻である。

2022 年 1 月には国際空港貨物地区内に日系フォワーダー初のロジスティクスセンターが開設さ

れた。

【電力】

ニューデリー市内やグルグラムでは、停電の発生は少なくなっている。ただし、工業団地のある郊外では、未だに瞬間停電が発生するところもあるため、生産設備の停止を防ぐための自家発電設備の設置が必要なことが多い。

近隣の太陽光発電施設の電力の利用や、工場の屋根に太陽光発電設備を設置する日本企業もある。例えばマルチ・スズキ・インドのマネサール工場では 2021 年に太陽光発電設備の拡張を行っており、発電出力を 26.3MW まで拡大している。

【通信⁴⁸】

電話、インターネット環境とも改善が進んでいる。携帯電話については、現地で通話・データ通信を利用可能なプリペイド式の SIM カードが安価で購入でき、一度購入すれば街中の多くの営業店でリチャージ（recharge）可能である。

【不動産】

空きのない工業団地が増えており、デリーから車で 2 時間以上離れた距離でないと、土地の取得が困難となっている。土地を収用された農民が還元要求をするケースも多く、土地を巡るトラブルも多いので注意が必要である。

【水】

乾燥地帯のラジャスタン州などでは砂漠を農地転用して大量の水を使っていることに、溜池などの再利用施設が不十分であることも相まって、水不足が生じやすい。ニムラナ工業団地の用水については、ラジャスタン州産業開発・投資公社（RIICO）より商業ベースで購入することとなる。RIICO 側による給水で間に合わない場合はボーリングする必要がある（ただし地下水取得については中央政府地下水局 CGWA 及び開発主体 RIICO の承認が前提となる）。

②労働事情

【人材】

ワーカーとのコミュニケーション言語は現地語のみであるため、直接の窓口となる総務・人事担当者については、優秀なインド人を確保することが重要となる。また、北部は比較的カースト

⁴⁸ 通信事情の詳細は、デリー日本人会ホームページ「生活の手引き」を参照のこと。

[https://delhinhonjinkai.in/wp-](https://delhinhonjinkai.in/wp-content/uploads/2020/06/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%88%E3%82%99%E7%94%9F%E6%B4%BB%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%952016%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%89%88.pdf)

[content/uploads/2020/06/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%88%E3%82%99%E7%94%9F%E6%B4%BB%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%952016%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%89%88.pdf](https://delhinhonjinkai.in/wp-content/uploads/2020/06/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%88%E3%82%99%E7%94%9F%E6%B4%BB%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%952016%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%89%88.pdf)

制度が根強く残っており、ワーカーと管理職の間の軋轢や、マネージャー層が現場を軽視するといった課題が見られるようだ。2016 年 2 月にはハリヤナ州で特定カーストに対する優遇制度に反発する別カースト集団による暴動が発生し、マルチ・スズキの工場が操業停止に追い込まれるという事件があった。また、ニムラナ工業団地でも、2019 年 1 月に入居企業の一部で従業員の暴動が発生し、電力のケーブルを切られるなどの被害が発生した模様である。

また、インド北部は労働組合の活動が活発であり、労働組合を有する日系企業には、対応に苦慮している企業もある。実務的に、労務コンサルタントを雇上し、労働組合と掛け合ってもらい、コントロールするという方法がとられていることもある。

また、採用時に同じ地方からの出身者で固めず、出身地を分散して採用することで集団化を防ぐという工夫も見られた。現地の事情に通じている日系の法律事務所に相談するなどの対応をお勧めする。

【賃金】

企業ごとに労働組合が結成されるケースが多く、賃上げなどの要求で生産ラインが止まったり、賃金交渉に向けて牛歩戦術を取ったりと、組合の行動は激しい。

若手スタッフ、間接部門の管理職・エンジニアのような高度人材はジョブホッピングが激しいため、優秀な人材を確保するためには、高い賃金を提示しなければならない。

③生活環境

【気候】

デリー首都圏は年間を通じての気温差が大きい。衛生上の問題もあり、蚊や水などを媒介とする赤痢、コレラ、デング熱などに十分な注意が必要である。4 月から 6 月にかけての暑期は気温が 40℃を超える日も珍しくなく、熱波による熱中症にも十分備える必要がある。

【教育⁴⁹】

ニューデリーには 1964 年創立（日本人学校としての認定は 1994 年）の日本人学校があり、駐在員の家族には人気が高い。2025 年 6 月時点の生徒数は、小学部が 182 名、中学部が 76 名である。グルグラム、ノイダにもアメリカンスクール、ブリティッシュスクールをはじめ欧米系のインターナショナルスクールがある。

⁴⁹ 教育機関の詳細は、デリー日本人会ホームページ「生活の手引き」を参照のこと。

http://delhinhonjinkai.in/?page_id=43

【医療⁵⁰】

ニューデリー、グルグラムには総合病院、専門医とも開業している。概して、インドの医師は欧米での勤務経験がある者も多く、英語でのコミュニケーションには不自由しないとのことである。受付や看護師などのスタッフは英語が通じないこともあるが、病院によっては通訳サービスや、外国人対応窓口を備えているところもある。また、外国人向けの公的医療保険制度がないため、渡航前に海外旅行傷害保険への加入が必須である。駐在員向けリスクマネジメントサービスを利用している企業も多い。

外務省のウェブサイト「世界の医療事情」のインド情報では、デリーの病院では Max Super Speciality Hospital、Saket など 5 病院、グルグラムの病院として Max Hospital, Gurgaon や Fortis Memorial Research Institute, Gurgaon など、4 病院を紹介している。

「世界の医療事情 インド」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/india.html>

【治安】

インド北部は南部と比較すると治安が悪いと言われているが、治安は一般的には悪くない。日本人駐在員が凶悪犯罪に巻き込まれるような事件はほとんど起こっていないようである。また、アパートごとに警備員を雇っていることが多いため、空き巣被害も少ない。ただし、2019 年 4 月のヒアリングの際には、ニムラナでは殺人事件も発生しており、日本人の夜間の外出は難しいとの声も聞かれた。また、流しのタクシーやバスなどに乗る時などはスリや痴漢などに注意が必要である。

【住居】

日本人駐在員に人気の地域は、デリー市内のバサントビハール (Vasant Vihar)、ディフェンス・コロニー (Defence Colony) やグルグラムのゴルフ・コース・ロード (Golf Course Road) などである。特にグルグラムには外国人向けサービスアパートが多く、家族と赴任した場合は同地に住むのが一般的である。単身赴任の場合は工業団地内のアパートに住むこともある。

【日本食】

デリーでは日本食材は EC サイト「MAIN DISH」で購入できる。デリー市内に日本食材販売店として「Yamato-ya」（日本米、冷凍魚類、食肉加工品、日本食、日本文具、冷凍品などを販売）があるが、総じて価格は高い。

デリー市内の日本食レストランとしては、「The Metropolitan Hotel and Spa New Delhi」内にある「さくら」などが有名である。

⁵⁰ 医療機関の詳細は、在インド日本国大使館「デリー・グルガオン医療機関情報」も参照のこと。http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/delhihospital.html

【金融】

ニューデリーには、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行の各支店があり、預金、貸付、外為、保証などのフルバンキングサービスを提供している。ただし、リテール業務を行っていないため、給与振込や日常の決済などについては、地場金融機関に口座を開設する必要がある。邦銀 3 行からは駐在員が多数派遣されているため、インドでの業務拡大やインド進出について、日本語での相談が可能である。また、三菱 UFJ 銀行はラジャスタン州のニムラナ工業団地にも出張所を設けている。地場銀行では、インドステイト銀行 (SBI) のニューデリーの支店内にジャパン・デスクが設けられており、日本語対応可能なスタッフが常駐し日本企業からの投資相談を受け付けている。



日本式のコンビニも登場



日本食材を販売している「MAIN DISH」サイト

ひとくちメモ 16： グルガオン/グルグラム？：インドの地名事情

2016 年 4 月、多くの日本人駐在員が居住・勤務するニューデリーの衛星都市グルガオン（Gurgaon）の地名が、グルグラム（Gurugram）へと変更された。グルグラムは同市の本来の呼称で、古代叙事詩「マハーバーラタ」に登場する武芸の師範（グル）が与えられた村（グラム）に由来するとされるが、名称が次第にグルグラムへと変化したとされる。

インドでは独立以降、植民地時代に付けられた都市名を旧称に戻す動きが数多く見られた。主要都市では、ムンバイ（旧称ボンベイ）、コルカタ（旧称カルカッタ）、チェンナイ（旧称マドラス）などがその代表例である。南部の中心都市バンガロールも、2014 年に同地の公用語であるカンナダ語のベンガルールへと改名された。

このように民族意識が興隆する一方で、グルグラムでもベンガルールでも旧称の方が通りやすく、地元の人々も取り立てて気に留めていない様子が窺えた。



ベンガルール空港の案内標識。表記上は「ベンガルール」になっている

なお、本レポートでは、本ひとくちメモ以外は新表記とする。

2. 主要工業団地

(1) ニムラナ工業団地の概要

ラジャスタン州のニムラナ工業団地は 2006 年 7 月のラジャスタン州産業開発・投資公社 (RIICO) ・JETRO 間での MOU に基づき、一部の区画を日本企業専用工業団地として 2007 年より分譲が開始された。2024 年 4 月末時点では、48 社が入居している。入居企業の 4 割以上が自動車関連だが、電機、鉄鋼、一般消費財や物流など、多様な業種が見られる。

ニムラナ工業団地は、ニューデリーとムンバイを結ぶ大動脈の国道 8 号線沿いで、道路に面した好立地である。ニューデリー市内中心部からは片道 2 時間半から 3 時間程度かかる。土地価格は、2025 年 4 月時点で 1m² あたり 4,500 ルピーである。隣接するハリヤナ州では安いパニ帕特工業団地でも 19,650 ルピー、クンドリ工業団地は 47,300 ルピー、ライ工業団地では 33,250 ルピーと高額である。デリー首都圏の工業団地としては十分に競争力のある価格を維持している。入居企業の定例会が開かれており、そこでの改善要求やトラブル事例を、RIICO を通じて州政府に伝えられるようになっている。



ニムラナ工業団地の標識



工業団地内の和食レストラン「小町」

(2) ギロット工業団地の概要

ニムラナ工業団地の入居率が高まるに従い、新たな日本企業向け工業団地開発のニーズが増してきたことから、ニムラナ工業団地の近隣にギロット工業団地が開発され、日本企業専用区画が設けられた。総面積は同区画の 597 エーカーであり、うち日本企業専用区画は 256 エーカーである。分譲価格は 1 平米あたり (99 カ年リース) 単価: 3,600 ルピー (基礎インフラを含む) である。グルグラムと比較すると価格が手ごろとなっている。2025 年 4 月時点で日系企業は進出していない。

(3) 主要工業団地

図表 25-2 主要工業団地の概要（2025 年 4 月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ニムラナ (Neemrana) 日本企業専用工業団地	デリー中心部より南西 約 120 km。ラジャスタ ン州東部、国道 8 号線 沿いに立地。	RIICO ※1	4,500 ルピー /㎡	総面積： 1,161 エーカー 日本企業専用： 596 エーカー 空き区画： 32 エーカー (日系ゾーン約 9 割 割当済)	ダイキン工 業、NIDEC、豊 田合成、ユ ニ・チャー ム、ミクニな ど
チョパンキ/ タプカラ (Chopanki/ Tapukara)	デリー中心部より南西 約 70km。ハリヤナ州と の州境近くに立地。国 道 8 号線まで約 10km。	RIICO	<20,000 ル ピー/㎡>	総面積： 532 エーカー (チョパンキ) 696 エーカー (タプカラ) 空き区画：ほぼ無 (チョパンキ、タプカラ)	(タプカラ) J-TEKT、本田 技研工業など
バワル (IMT Bawal)	デリー中心部より南西 方向に約 90 km。国道 8 号線沿いに立地。	HSI IDC ※2	<16,300 ル ピー/㎡>	総面積：3,365 エーカー 総区画数：1,241 入居可能区画数：24 空き区画：僅少 入居率：約 98%	旭硝子、YKK、 三井金属鉱 業、武蔵精密 工業など
ロータック (IMT Rohtak)	デリー中心部より北北 西方向に約 50 km。国 道 10 号線沿いに立地。	HSI IDC	①IMT, Phase I、 II、III、 FP1&FP2※5 <21,600 ル ピー/㎡> ②Kutana <15,800 ル ピー/㎡>	①総面積：3,986.45 エーカー 総区画数：1,362 入居可能区画数： 942 入居率：約 5 割 ②総面積：167 エーカー 総区画数：270 入居可能区画数：50 入居率：9 割	アイシン精 機、日本カー バイド工業、 スズキモー ターズ、マル チ・スズキ

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
リライアンス MET シティ (ジャジャール) (Reliance MET City, Jhajjar)	デリー中心部より南西方向に約 55 km。州道 15 号線沿いに立地。 KMP Expressway に隣接し道路アクセス改善。	MET City (Reliance Industries の 100% 子会社)	(TBD) Due to temporary hold on new sales	開発総面積：2,500 エーカー 空き区画：あり 入居可能面積：約 75 エーカー	パナソニック、デンソー、都筑製作所、Nihon Kohden, Sanko Gosei, Svam Toyal, Toyotsu Ambika Automotive Safety など
IMT マネサル (IMT Manesar)	デリー中心部より南西方向に約 50 km。国道 8 号線沿いに立地。	HSI IDC	① IMT, Phase I ~ Vth, TH&TP <68,800 ルピー/㎡>	総面積：4,912 エーカー 総区画数：2,223 入居可能区画数：34 入居率：98%	スズキ、デンソー、本田技研工業など

(注) 「土地価格」欄は原則として販売価格。ただし、<>表記価格はオークション開始価格。

※1 RIICO：ラジャスタン州産業開発・投資公社 (The Rajasthan State Industrial Development & Investment Corporation Ltd.)

※2 HSI IDC：ハリヤナ州産業インフラ開発公社 (The Haryana State Industrial and Infrastructure Development Corporation Ltd.)

※3 GNIDA：グレート・ノイダ産業開発局 (Greater Noida Industrial Development Authority)

※4 AKVN：(M. P. Audyogik Kendra Vikas Nigam (Indore) Ltd.(マディヤ・プラデシュ州政府公社))

※5 YIEDA：ヤムナ・エクスプレスウェイ工業団地 (Yamuna Expressway Industrial Development Authority)

(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

第26章 地域編②：マハーラーシュトラ州

1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

マハーラーシュトラ州は、インド西部に位置し、アラビア海に面している。州面積は約 30.8 万 km²（全国土の 9.4%に相当）、2011 年時点の州人口は 1.1 億人（全人口の 9.3%に相当）である。

州内には南北にデカン高原があり、標高差を利用した避暑地も存在する。南にゴア州とカルナタカ州、東南にテランガナ州、北にグジャラート州とマディヤ・プラデシュ州、東にチャッティスガル州がある。

同州には、国内最大級の金融・商業都市である州都ムンバイや、自動車・IT 産業が集積するプネがあり、古くから経済活動の中心州として栄えてきた。同州はインド全体の工業生産高の約 16%、GDP の 25%を占めており、2019 年度（2019 年 3 月）から 2021 年度（2022 年 3 月）までの FDI 受入額は約 392 億ドルであり、同国の中で最大規模（全体の 2 割～3 割、2021 年度はインド全体の 26.26%）であった。なお、2024 年 4 月から 2025 年 3 月までの FDI は 196 億ドルで、インド全体の 31%を占めている。

2019 年の連邦下院選挙では、マハーラーシュトラ州内 48 選挙区（48 議席）で、国民民主連合が 41 議席（BJP：23 議席、シヴ・セナー：18 議席）を獲得、統一進歩連合が 5 議席（INC：1 議席、国民会議党：4 議席）、その他が 2 議席を獲得する結果となった。2024 年 11 月の州議会選挙では、BJP、シヴ・セナー（シンデ州首相派）、国民会議党（アジット・パワール派）で構成される州政権の与党連合マハーユティが 230 議席を獲得し、大勝した。

なお、州議会の多数派は BJP と地域政党のシヴ・セナー（シンデ州首相派）である。州首相は BJP で 1970 年生まれのデベンドラ・ファドナビス（Devendra Fadnavis）氏である。

州都はムンバイである。国連世界人口推計によると、2025 年時点のムンバイ都市圏の人口は推定約 2,209 万人で、インドではデリー都市圏（推定約 3,467 万人）に次いで人口が多い⁵¹。インド最大手の民間財閥であるタタ・グループ、リライアンス・グループの中核企業リライアンス・インダストリーズの本社などが置かれ、物流面ではチャトラパティ・シヴァージー国際空港やジャワハルラール・ネルー（ナバシェバ）港による物流ハブが形成されている。また、インド準備銀行（RBI）の本店やボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange：BSE）をはじめとした、内外の大手金融機関が集積しているアジア有数の金融拠点でもある。更に、「ボリウッド」（Bollywood）と呼ばれる映画産業が栄えており、世界最大規模の同国の映画産業を支えている。このようにムンバイはインドの商業、金融、文化の中心地として機能している。日本企業の進出としては、物流、商社、メーカーの販売拠点などが置かれることが多い。

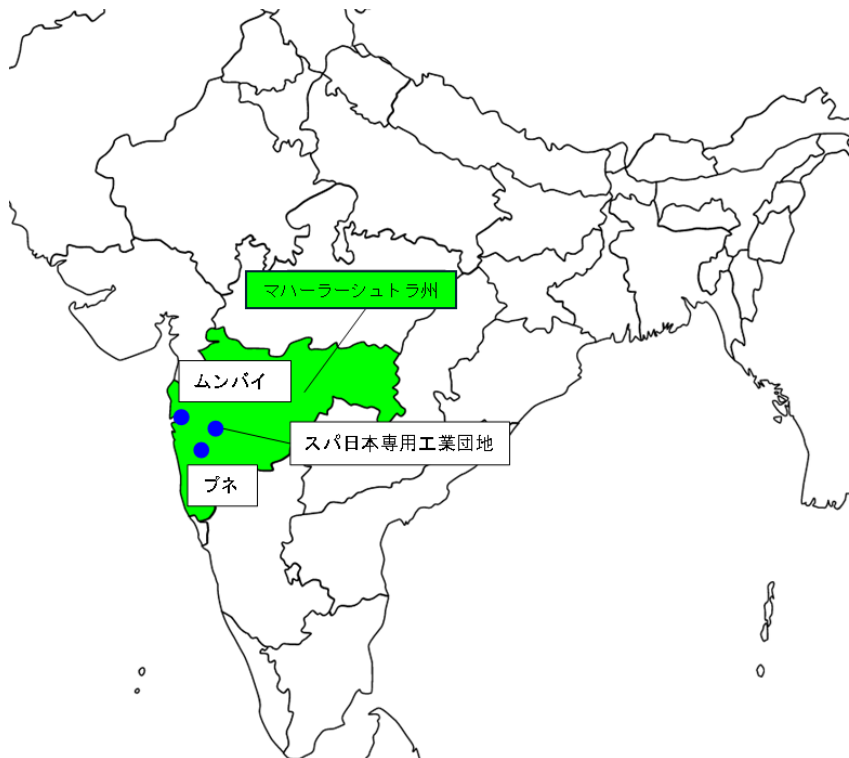
同州第 2 の都市プネは、ムンバイから約 170 km 南東（車で 3 時間程度）に位置している。英国

⁵¹ ここでの「都市圏」は「Demographia World Urban Areas」の定義による。該当都市圏の都市部（山岳部などを除く）を表すもので、市町村の範囲とは一致しない。

植民地時代から「インドのオックスフォード」と呼ばれてきた。また最近では IT・自動車産業の集積が目覚ましく、ベンガルールとともに「インドのシリコンバレー」と呼ばれることも多い。

タタ・モーターズやマヒンドラ&マヒンドラなどのインド地場の完成車メーカーは古くからプネを拠点に展開しており、現代自動車、フォルクスワーゲン（VW）、ゼネラル・エレクトリック（GE）、LG エレクトロニクス（LG）、ハイアール、3M など、欧米・中韓の大手メーカーの進出も相次ぎ、自動車部品のサプライヤーも集積しつつある。GE や VW は高度人材の集積を活用した R&D 拠点を置いている。ブリヂストン、日立アステモなど、日本企業がプネにテクニカルセンターを置く事例も見られるようになっている。

図表 26-1 インドにおけるマハーラーシュトラ州の位置



（出所）各種ウェブサイト情報を参考に作成

②工業団地・日本企業進出動向

マハーラーシュトラ州は、2013 年 4 月から 2018 年 3 月までの産業政策（Industrial Policy of Maharashtra, 2013）（2013 年 1 月公表）に続いて、2019 年 4 月 1 日から 5 年間有効な「Maharashtra Industrial Policy 2019」を公表している。現行政策期間中に 1 兆ルピーの FDI を受け入れ、400 万人の雇用を創出し、製造業を年間 12～13%成長させて 2023 年度までに 2023-24 年までに州内総生産（GSDP）のシェアを 25%にする（2018 年度：20.5%）ことを目標としている。

大規模投資、巨大投資（Mega Industrial Unit）、超巨大投資（Ultra Mega Industrial Unit）について、州を経済開発の進展などに応じて 7 地域に分けた上で、地域別にインセンティブの対象となるク

ライテリアを設定している。経済開発の遅れている地域への投資に手厚いインセンティブを付与している。

また、ハイテク分野、新規分野での発展を促し、雇用を創出することを目的に、重点セクターが設定され、該当するセクターの投資には、土地の割り当てやインセンティブの提供を優先的に行うとされている。なお、上記大規模投資、巨大投資、超巨大投資を対象としたインセンティブに加え、中小規模投資を対象とするインセンティブ・パッケージも別途設定されている。2021年には電気自動車（EV）振興のための政策が州政府より発表された。2025年度末までに新規車両登録数のうち10%をEVとする、2022年4月以降に州政府が購入する公用車は全てEVとする、EV購入者向けの優遇税制などの政策が示された。達成期限は2025年度末となっている⁵²。

日本との関係では、日印両政府が2006年に合意した地域開発プロジェクトとして、デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想のもと、インドの2大都市であるデリー・ムンバイ間に計画されている1,483 kmの貨物専用鉄道の間の両側150 kmの地域に、工業団地を始めとしたインフラを集中的に整備するという計画が進められている。この構想のもとで、オーランガバード産業都市（Aurangabad Industrial City : AURIC）というスマート産業団地の開発が進められており、この一部として、シェンドラ・ヒドキン工業団地が開発されている。

2013年4月にJETROとマハーラーシュトラ州産業開発公社（Maharashtra Industrial Development Corporation : MIDC）がマハーラーシュトラ州への投資促進に向けてMOUを締結し、MIDCがブネ近郊の「スパ日本企業専用工業団地」（詳細は後述）を整備することや、日本企業向けのワンストップサービスを提供する「ジャパン・デスク」を同社内に設置することを発表した。

更に、2015年9月、日本国経済産業省とマハーラーシュトラ州政府は、同州の産業協力に関する覚書に署名し、工業団地やナビ・ムンバイSEZにおけるスマートシティ開発を含むインフラの整備などについて協力を進めることで合意した⁵³。

なお、工業団地に入らない場合は、政府や地域との関係が重要となる、電気、ガス、水などのインフラを独自で手配をしなければならない、地元の権力者とのつながりを考慮して手配が必要になるなど、工場運営がしにくいところがあるとのことであった。

（2）進出日本企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

マハーラーシュトラ州における主要都市間の道路舗装率は90%を超えている。

特に、デリー・ムンバイ間、州内のムンバイ・ブネ間などの高速道路、ブネ地域の工業団地周

⁵² [https://maitri.mahaonline.gov.in/Home/Policies#:~:text=Policy%20Targets%3A,Lakhs%20Crore%20\(%E2%82%B9%205%20Trillion\)](https://maitri.mahaonline.gov.in/Home/Policies#:~:text=Policy%20Targets%3A,Lakhs%20Crore%20(%E2%82%B9%205%20Trillion))

⁵³ 経済産業省プレスリリース「インド・マハラシュトラ州との間で産業協力に関する覚書に署名しました」（2015年9月11日）

辺の道路は整備が行き届いており、快適な走行が可能である。他方、ムンバイ市内では交通渋滞が深刻で、車の増加にインフラの整備が追いつかない状況となっている。

渋滞緩和を目的としたムンバイ・メトロは工期延長の末、2014 年 6 月に 1 号線が開通し、2022 年 4 月には 2 号線と 7 号線の一部が開通している。現在 14 号線まで計画中となっている。なお、全線地下鉄として整備されるメトロ 3 号線は日本の円借款により建設されており、2024 年 10 月に一部開通した。日本外務省の発表によると、SEEPZ (Santacruz Electronics Export Processing Zone) 駅とカフ・パレード駅間を結ぶ 33.7 km の路線で、1 日あたりの乗降客 129 万人を見込み、車での所要時間 2 時間 10 分を 1 時間 10 分で運行する計画である。

また、ムンバイとアーメダバードを結ぶ高速鉄道 (Mumbai-Ahmedabad High Speed Rail : MAHSR) については、日本の新幹線方式の採用が決まり、2017 年 9 月に両国首脳が出席して着工式が行われた。2024 年 1 月には、建設に必要な用地の取得が完了したと発表されている。

【港湾・空港】

マハーラーシュトラ州には、ムンバイ中心部に位置するムンバイ港 (通称オールド・ポート) とナビ・ムンバイに位置するジャワハルラール・ネルー (通称ナバシェバ) 港がある。ムンバイ港は主に完成車を取り扱っている。一方、ナバシェバ港は、取扱量の伸びが停滞している。これまでに港湾労働者によるストライキが何度か発生している点に注意が必要である。

同州には、国際線用空港 3 港 (ムンバイ、プネ、ナグプール) がある。全日空が成田・ムンバイ間の直行便を週 3 日運航している (2025 年 8 月時点)。

なお、ムンバイの対岸地域で PPP 方式により開発が計画されていたナビ・ムンバイ (Navi Mumbai) 国際空港は、土地収用が進まないなどの問題などにより遅れが生じていた。2021 年には用地取得などが完了し、アダニグループが、当初のコンセッショネアであった GKV グループからムンバイ国際空港株式会社 (MIAL) を買収し、プロジェクトの資金調達のめどがついたことで、プロジェクト開始のめどが立った。

【電力】

Central Electricity Authority 「Annual Report 2023-24」によると、マハーラーシュトラ州は 2023 年度に、207,108 MU のエネルギー需要に対し供給が 206,931 MU で、需給ギャップが若干生じている。ピーク時需給については、31,178 MW の需要に対し 27,996 MW の供給となっており、10.2% の需給ギャップとなっている。

【通信】

マハーラーシュトラ州「都市地方自治体向け通信インフラガイドライン 2022」や「農村地方自治体向け通信インフラガイドライン 2024」に基づき、ムンバイやプネなど都市部でモバイルタワーや光ファイバー、5G 基地局の設置の許認可が簡素化し、農村地域でもこれら施設の設置許可の

一元管理が進むなどして、通信インフラの展開が加速化している。一方で、農村部や山間部などで通信環境の格差がある。

【不動産】

とりわけムンバイでは、南端のナリマン・ポイントを中心に借地料が非常に高いため、より安価な北部にオフィスを移転する動きが見られる。他方で主要工業団地には空きがあるところが多く、土地代もデリー首都圏に比べると廉価である。

②労働事情

【人材】

ムンバイでは金融、サービス系の人材が豊富である。ムンバイの日本企業拠点では、ローカルスタッフに権限を移譲するケースも見られる。またプネではエンジニア以外に、日本語学習者も非常に多く、日本語人材を確保しやすい。プネ大学に日本語学科があり、日本語スクールも多数存在しているためである。

【賃金】

賃金上昇率は高い傾向にある。インド日本商工会及びジェトロの調査では、ムンバイの昇給率（2024年実績）は、スタッフが12.3%であった（スタッフの全国平均は10.2%、ワーカーは10.1%）。プネではいずれも全国平均より昇給率が高く、スタッフで10.7%、ワーカーも12.0%であった。また、州政府はレイオフ許可基準の緩和など、労働法の柔軟化政策を進めており、企業にとって雇用管理がしやすい環境がある。

③生活環境⁵⁴

【気候】

ムンバイでは、気温は年間通じて19～34℃と安定しているが、モンスーン時期の6～10月は非常に多雨で、排水・下水網の未整備から道路の冠水、洪水が発生することもある。高温多湿で食品が傷みやすいので、食中毒や蚊の媒介する伝染病に注意が必要である。プネは内陸に立地していることもあり、摂氏11～38℃で推移し、ムンバイに比べると降雨量は少ないが、朝晩は涼しく寒暖差がある気候である。

【教育】

ムンバイには小学部1年生から中学部3年生を対象とした日本人学校がある（2016年に現在の

⁵⁴ プネ、ムンバイの生活関連の詳細情報はプネ日本人会ウェブサイト (<http://www.pune-japan.com/>) やムンバイ日本人会「生活の手引き」 (<http://mumbai-japan.in/38.html>) を参照のこと。

ムンバイ北東部ポワイへ移転)。2023 年 4 月時点の生徒数は、計 35 名である。そのほかアメリカンスクール、ジャーマンスクール、フレンチスクールなどもある。プネには日本人学校がないが、Mercedes Benz International School、Symbiosis International School、Indus International School などのインターナショナルスクールがある（いずれも幼稚園から高校まで）。

【医療】

ムンバイの医療機関は充実しており、高度な医療を提供可能な総合病院以外にも、小児科や歯科など専門医も多い。ただし、日本人駐在員は、シンガポールやバンコクの病院で受診したり、日本への帰国時に受診したりするケースも多い。

外務省の「世界の医療事情」のインドのウェブサイトでは、ムンバイの病院として、Breach Candy Hospital や Jaslok Hospital & Research Centre など、計 7 病院が紹介されている。なお、日本企業へのヒアリングでは、リスクマネジメント会社と契約し、緊急対応や医師との間の通訳などのサービスを利用している会社が多いようであった。

※世界の医療事情（インド）：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/india.html>

【治安】

北部と比較すると治安が良いと言われ、夜に女性が一人で歩いても安全ということであった。過去には、2008 年 11 月にムンバイ同時多発テロによって多数の死傷者が出た。またプネでも 2010 年に爆破テロ事件が発生した。その後、2011 年にムンバイで、2012 年にプネで、それぞれ連続爆弾テロ事件が発生した。

【住居】

ムンバイは埋め立てた半島に人が密集して住んでおり、アジア地域でも家賃が高い都市として知られている。CirclePe（2025 年 2 月時点）によると、3 ベッドルームの家具なしアパートメントで見たムンバイの平均賃料は、南ムンバイ（コラバ、カフ・パレード）\$1,807～\$6,024、バンドラ・ウエスト\$1,446～\$4,819、アンデリー・ウエスト\$964～\$3,012、ポワイ\$843～\$2,410、ターネ\$482～\$1,807、ナビ・ムンバイ\$361～\$1,205 となっており、最近は北部のポワイ（Powai）など、新しく開発されているエリアに住む駐在員が増えているようである。同じ物件でも、複数業者に依頼する、補修が予定通りに進捗しているか何度も確認するなどの工夫が必要である。

【日本食】

ムンバイは日本食が充実している。生鮮食品は「Nature's Basket」や「Reliance Fresh」「Spencer's」などのスーパーマーケットで購入可能であり、日本食材も扱っている。

日本食レストランとしては、ムンバイではインド随一の高級ホテルであるタージ・マハル・パレス・ホテル内の「Wasabi by Morimoto」や「Saizen」、プネでは、「Miyuki」や日本食を含むアジア料理を提供するレストランがいくつか存在する。

【金融】

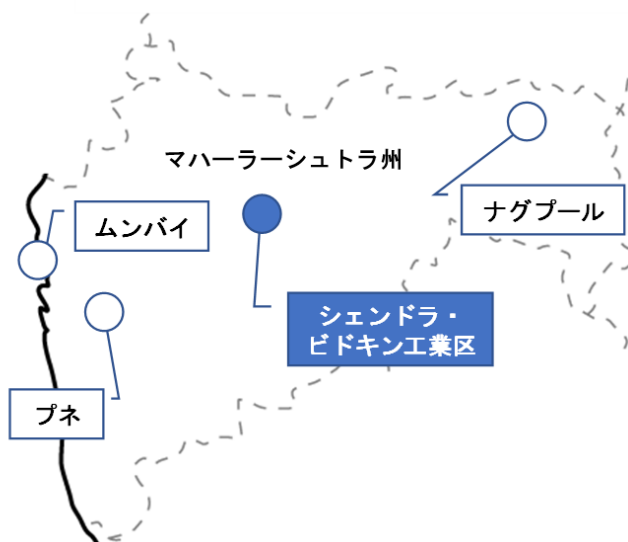
ムンバイは国内金融の中心地で多くの地場金融機関が本支店を置いている。邦銀では、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行の支店、三井住友銀行の出張所があり、預金、貸付、外為、保証などのフルバンキングサービスを提供している。日本人駐在員も派遣されていることから、インドへの進出や業務拡大について、日本語での相談が可能である。

2. 主要工業団地

(1) シェンドラ・ビドキン工業区の概要

デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道を敷設し、その周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備を行うデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想の一環として、同構想の推進主体である DMICDC（Delhi-Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited）は、マハーラーシュトラ州シェンドラからビドキンに至る地域にシェンドラ・ビドキン工業区の開発を行っている。同工業区は、総面積 84.17 km² で、パート 1 とパート 2 に分かれる。パート 1 はさらに Phase-I と Phase-II に分かれ、Phase-I では既存のシェンドラ工業団地に隣接する 8.39 km² であり、Phase-II は残りの 32.03 km² でビドキン市に位置する。シェンドラ・ビドキン工業区では、工業団地管理棟が完成し、50 社が入居予定となっていることが報道されている。その中には、コンクリート製品の製造・販売を行う日系企業 1 社が含まれている。

図表 26-2 シェンドラ・ビドキン工業区の位置



（出所）各種ウェブサイト情報を参考に作成

(2) スパ日本企業専用工業団地の概要

スパ日本企業専用工業団地（スパ工業団地）は、2013 年のジェトロと MIDC（Maharashtra Industrial Development Corporation）との覚書に基づいて開発が進められてきた工業団地で、日印両政府が推

進する「日本工業団地」12 候補地の一つでもある。同工業団地はプネから 85 km（車で片道 21 時間半）距離にあり、幹線道路（州道 27 号線）沿いに立地する。総面積 2,300 エーカーのうち、第 1 フェーズとして 430 エーカーを日本企業専用に開発・分譲する計画で、2015 年 9 月に申込受付が開始された。土地価格は、2025 年 3 月時点で 2,300 ルピー/m²である。

(3) 主要工業団地

図表 26-3 主要工業団地の概要（2025 年 3 月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/m ²)	現状の進出余地 (2023 年 11 月情報)	進出済主要日系企業
アディショナル スパ パル ネル (ADDITIONAL SUPA PARTNER)	プネ市中心部から 約 85km アヒリヤナガール 市から約 32km	MIDC※1	2,300	現状空きあり 全体：174 万 m ² 空き：158 万 m ²	DIC 三ツ星ベルト 井上製作所 ニッカリ
タレガオン (TALEGAON)	プネ市中心部から 約 42km	MIDC	Phase 1: 4,730 Phase 2: 5,730 Phase 3: N/A	Phase 1: 現状空き無し Phase 2: 現状空き無し Phase 3: 未開発・未販売	三菱電機
ランジャンガ オン (RANJANGAON)	プネ市中心部から 約 50 km	MIDC	Phase 1: 3,110 Phase 2: N/A Phase 3: 5,370	Phase 1: 現状空き無し Phase 2: 未開発/未販売 Phase 3: エレクトロニク ス業種限定 現状空きあり 全体：162 万 m ² 空き：121 万 m ²	GS ユアサ 矢崎総業 JFE 商事スチール ヤマザキマザック
ケースルディ カンダラ (KESURDI KHANDALA)	プネ市中心部から 約 68 km	MIDC	Phase 1: 2,300 Phase 2: 3,030	Phase 1: 現状空き無し Phase 2: 現状空き無し	ニプロ オリエンタル酵母 イシダ

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	現状の進出余地 (2023 年 11 月情 報)	進出済主要日系企業
チャカン (CHAKAN)	ブネ市中心部から 約 32 km	MIDC	Phase 1-4: 5,780 Phase 5: 9,730	Phase 1-4: 現状空き無し Phase 5: 製造業限定 現状空き無し	日立 Astemo フコク ブリヂストン 小池酸素工業 堀場製作所 ミツバ 大陽日酸 電業社機械製作所 ポーライト 川崎重工業（二輪） クボタ 川島工業 電溶工業
アディショナル パタルガン ガ (ADDITIONAL PATALGANGA)	ムンバイ市中心部 から約 61km	MIDC	4,840	現状空き無し 全体: 380 万 m ² 空き: 4 万 m ²	出光興産 コクヨ
シェンドラ (SHENDRA)	サンバジナガール 市中心部から約 15km	MIDC	2,730	現状空き無し	日本発条
オーリック・ シェンドラ (AURIC・ SHENDRA)	サンバジナガール 市中心部から約 18km	MIDC	3,520	現状空き無し 全体: 285 万 m ² 空き: 108 万 m ²	不二コンクリート
ブティボリ (BUTIBORI)	ナグプール市中心 部から約 21km ナグプール国際空 港から約 27km	MIDC	2,000	Phase 1: 現状空き無し Phase 2: 現状空きあり 全体: 144 万 m ² 空き: 121 万 m ²	堀場製作所

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	現状の進出余地 (2023 年 11 月情 報)	進出済主要日系企業
				ADDITIONAL: 現 状空きあり 全体 : 1,000 万 ㎡ 空き : 1,391 万 ㎡	

※1 MIDC マハーラーシュトラ州産業開発公社 (Maharashtra Industrial Development Corporation)
(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

ひとくちメモ 17: 英雄シヴァージー

チャトラパティ・シヴァージーは、17 世紀のインド西部に存在したマラーター王国の創設者である（チャトラパティは王位の意）。彼の興したマラーター王国は周辺諸王国とのマラーター同盟の中心となり、東インド会社と三度の戦争を戦うなど、英国による 18 世紀のインドの植民地化に激しく抵抗したことで知られる。

そのため、シヴァージーはインド独立のために戦った英雄として広く信仰されており、西部のみならず全国的にインド独立の象徴として人気が高い。現在でもシヴァージーの名前は、マハーラーシュトラ州ムンバイの国際空港「チャトラパティ・シヴァージー国際空港」、世界遺産にも登録されている「チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅」などに残されている。また、同州で強い存在感を持つ地域政党シヴ・セナーは「シヴァージーの軍団」を意味し、シヴァージーへの崇拝を軸として結束した政党である。ヒンドゥー至上主義と反共を掲げている同党は支持母体にヒンドゥー主義団体を持つインド人民党（BJP）とは親和性が高く、しばしば選挙協力を行っている。



チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅



上段左：タージマハルホテル、上段右：ムンバイの海、
下段左：ムンバイ市内のタクシー、下段右：ウーバーのカウンター

第27章 地域編③：グジャラート州

1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

グジャラート州はインド北西部に位置し、北西はパキスタン、南西から西にかけてアラビア海、北東はラジャスタン州、東はマディヤ・プラデシュ州に接している。州面積は 19.6 万 km²（国土の 6.0%に相当）、州人口は 2011 年時点で約 6,044 万人（全人口の 5.0%に相当）である。

同州は、現在の連邦首相であるモディ首相が 14 年にわたり州首相を務めていたことで知られ、同氏の所属政党である BJP が圧倒的な基盤を有している。モディ州首相時代のインフラ整備、外資誘致に向けたビジネス制度の整備により、グジャラート州は飛躍的に発展した。現在の州首相は BJP のブペンドラ・パテル（Bhupendra Patel）氏で、2021 年 9 月に前首相の辞任に伴い就任し、2022 年 12 月の州議会選挙で再任された。この選挙では、BJP が定数 182 のうち 156 議席を獲得し、前回 2017 年の選挙時の 99 議席から大きく議席数を伸ばした。BJP は過去 27 年にわたり同州第 1 党となっており、今回の選挙で 7 期連続の勝利となっている。

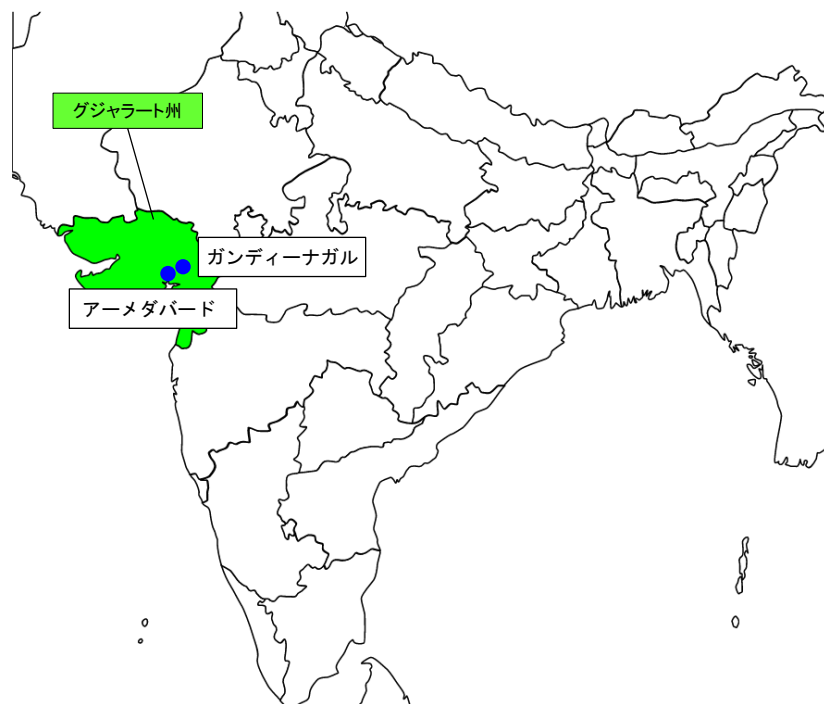
同州は綿花生産が盛んであったことから綿織物などの軽工業を発展させ、加えて海に囲まれた地の利を活かして東南アジアや中東との貿易に注力してきた。現在は石油化学を含む化学産業、製菓業、自動車や機械などの製造業が集積している。域内総生産に占める製造業の比率は 37%で、インド全体の 2 倍の比率を誇っている（2023 年）。内外の大手メーカーも数多く同州に進出しており、完成車メーカーでは、スズキ、ホンダやタタ・モーターズ、その他の製造業ではデュポン、シーメンスなどが進出している。また、エネルギー、インフラ事業を展開する新興財閥のアダニグループがグジャラート州アーメダバードを拠点としている。同グループは世界でも最大規模の再エネ事業を有し、グリーン水素事業の展開にも意欲を見せている。

また、地勢的にデリーとムンバイの間に位置しており、デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）の対象地域にも含まれていることから、インフラ関連の投資機会も多いと期待されている。

グジャラート州はインド独立運動の指導者マハトマ・ガンディーの生誕地としても有名で、州都は「ガンディーの町」という意味のガンディーナガル（Gandhinagar）、最大都市はガンディーナガルからほど近いアーメダバード（Ahmedabad、人口推定約 9,062 万人：2025 年）である。同市はイスラム教徒が住民の 2 割と比較的多く、市内にはイスラム教寺院（モスク）が数多く見られる。

同州は州法により飲酒を禁止している。外国人は購入許可証を取得することで酒類の購入は可能であるが、購入量に上限が設けられている飲食店では、アルコール類の提供は基本的に行われない。また地元住民の多くが厳格な菜食主義者であるため、肉の調達も困難である。高級ホテルやホテル内のレストランであれば国際的なノン・ベジタリアン用の食事ができるが、一般的なスーパーマーケットや飲食店ではベジタリアン用の食品や料理が中心である。

図表 27-1 インド西部におけるグジャラート州の位置



(出所) 各種ウェブサイト情報を参考に作成

②工業団地・日系企業進出動向

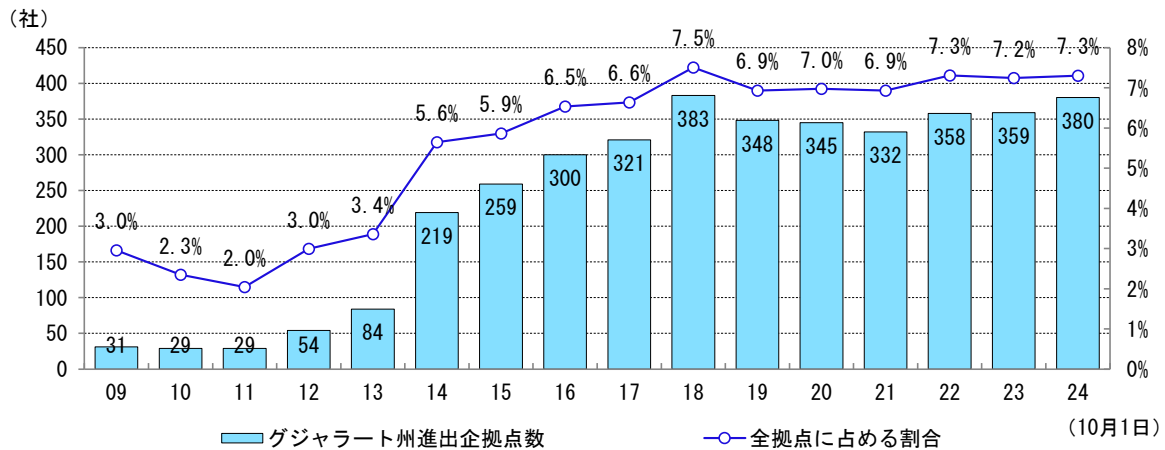
2024 年 10 月時点の日本企業の拠点数は 40 社 360 拠点を数えるが、既進出のメーカーの販売拠点多い。2018 年をピークに減少傾向にある。生産拠点としては、2016 年にホンダが二輪車の第 4 工場ですクーターの生産を開始した。2025 年 5 月には 4 本目の生産ラインを新設し、生産能力は年間 261 万台となり、ホンダの世界最大の二輪完成車組み立て工場となった。スズキも 2017 年 2 月に同州に 100%子会社のスズキ・モーター・グジャラート社 (SMG 社) を設立し、四輪車の商用生産を開始した。2023 年 12 月時点の全 3 ラインでの生産能力は 82 万台で、インド全体では 300 万台の生産能力を有する。2024 年 1 月には SMG 内に第 4 生産ラインの設置を発表 (100 万台規模、2026 年稼働開始見込み) し、グジャラート州内で 200 万台体制を目指す。グジャラート州進出企業数は 2014 年から急激に伸びているが、2019 年以降は COVID-19 や拠点統廃合による整理などの影響もあり、減少している (図表 27-2)。今後もこれらの日本の完成車メーカーの生産拡大に伴って、部品のサプライヤーやサービスビジネスの進出が更に進むと期待される。

モディ首相のお膝元ということもあり、グジャラート州は外資企業の誘致に非常に積極的な州として知られる。2003 年からモディ首相は「Vibrant Gujarat」と呼ばれる投資誘致サミットを隔年で開催している。COVID-19 の影響で延期されたが、2024 年 1 月に 5 年ぶりに開催された。日本からはスズキ社長が登壇し、JETRO がジャパンパビリオンを設置するなど、日印経済協力が強調された。次回開催は州議会選挙の影響で 2027 年に延期されており、その代替として 2025～2026 年に州内 4 地域で「Vibrant Gujarat Regional Conferences (VGRC)」の開催が予定されている。

また、投資制度の整備も進んでおり、州政府内局の産業促進局 (Industrial Extension Bureau : iNDEXTb) が外国企業の投資の単一窓口として機能している。同局は投資を検討している企業に

対し、政府内の各部署への紹介などを行う。

図表 27-2 グジャラート州への進出日系企業拠点数の推移



(出所) 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト(2025年6月)」より作成

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

同州はデリー・ムンバイ間幹線道路をはじめとする交通の要衝であったことから道路整備が進んでおり、幹線道路、郊外の生活道路ともに舗装が行き届いている。

DMICの貨物専用鉄道(デリー・ムンバイ間約1,500km)が2021年1月に開通した。グジャラート州もイクバルガーやバドーダラなどが接続される。双日や三井物産が軌道の敷設や電化工事を受注していた。

【空港・港湾】

アーメダバードには、「サルダール・ヴァッラブバーイー・パテル国際空港」というインド初代内務大臣の名を冠した国際空港があり、インド各地と、中東、シンガポールなどへの直行便が運行されている。

同州は海岸線が長く、40以上の大規模な港湾がある。代表的な港湾は、官営のメジャーポートであるディーンダヤル(カンドラ)、ムンドラ、LNGターミナルとして知られるダヘジなどである。ムンドラ港はアダニグループが整備・運営しているため、陸路との接続もスムーズで、待ち時間も少ない。

なお、アダニグループはムンドラ港付近にムンドラ特別経済区(SEZ)を開発しており、インフ

ラの水準が高く輸出志向型の企業向けと言われている。同 SEZ 内には三菱重工業と地場クレーンメーカーのアヌパム（Anupam）社との合弁企業が進出している。

グジャラート州は中東やアフリカ市場への輸出拠点としても注目されている。

【電力】

Central Electricity Authority「Annual Report」によると、2020 年度のピーク時需給は 0.2%の需給ギャップが生じていたが、2023 年度には 1.1%に増加している。グジャラート州政府は再生可能エネルギーによる発電容量を毎年 4,000～5,000MW 拡張させ、2030 年までに 5 万 2,300MW とする目標を打ち出しており、風力や太陽光発電設備の積極的な導入により他州をリードする意欲を示している。

インド政府の「Renewable Energy Statistics 2023-24」によると、2024 年 3 月時点でグジャラート州は再生可能エネルギーの累積導入容量で全国第 1 位となっている。これは発電量ベースで全体の約 14.8%を占め、その大半が太陽光と風力によるものである。原子力発電を含む全てのエネルギー源による発電容量は 54,066MW（2024 年時点）で、国内第 1 位となっている。

【通信】

他州と比較すると整備されており、アーメダバード市内はデータ通信の途絶はほとんど生じない。ただし、郊外は通信環境が不安定なことがある。

【不動産】

土地価格は上昇しているものの、依然として他州に比べると相対的に安価である。例えば同じ日本工業団地でも、ラジャスタン州のニムラナ工業団地が m²あたり 4,500 ルピー（2022 年 4 月時点）であるのに対して、同州のマンダル工業団地は 3,190 ルピーである（2022 年 5 月時点）。マンダル工業団地は現在、フェーズ 1 の空きはほとんどなく、フェーズ 2 において最大 4 万 m²まで分譲可能であり、2024 年度の土地価格は 1m²あたり 3,510 ルピーとなっている。

②労働事情

【人材】

グジャラート州出身者（グジャラーティとも称される）は性格が穏やかで、勤勉であると言われている。また、伝統的に東南アジアや中東と貿易を行ってきたことで商才に長け、国際感覚に優れているとも言われ、欧米で高度人材として活躍することも多いようである。

【賃金】

インド日本商工会と JETRO の「第 15 賃金実態調査概要」（2024 年 12 月）によると、グジャラート州の 2024 年の賃金昇給率は、スタッフで 9.81%とインド全体の 10.2%を若干下回っている

が、ワーカーでは 10.40%（全体では 10.1%）と上回っている。グジャラート州政府は、2023 年 3 月に 46 業種の最低賃金の約 25%引き上げを発表しており、生産現場で派遣労働者を多数抱える企業に影響があると見込まれている。

2016 年 11 月、日本国経済産業省とインド技能開発・起業省はインド政府が進める人材開発政策「スキル・インディア」への支援として、「ものづくり技能移転推進プログラム」に関する覚書に署名した。同プログラムでは 10 年間で 3 万人の日本水準のものづくり人材の育成を目標に、2017 年夏から日本式ものづくり学校を進出日本企業の協力を得て設立することが決定された。

グジャラート州でも、第一弾として 2017 年 6 月に、スズキの Maruti Suzuki JIM (Ganpat Vidyanagar, Mehsana) が日本経済産業省から日本式ものづくり学校 (Japan-India Institute for Manufacturing, JIM) の認定を受けた。次いで、2018 年 10 月に、豊田通商がマンダルに設立した Toyota Tsusho NTT Training Centre が JIM の認定を受けている。

③生活環境

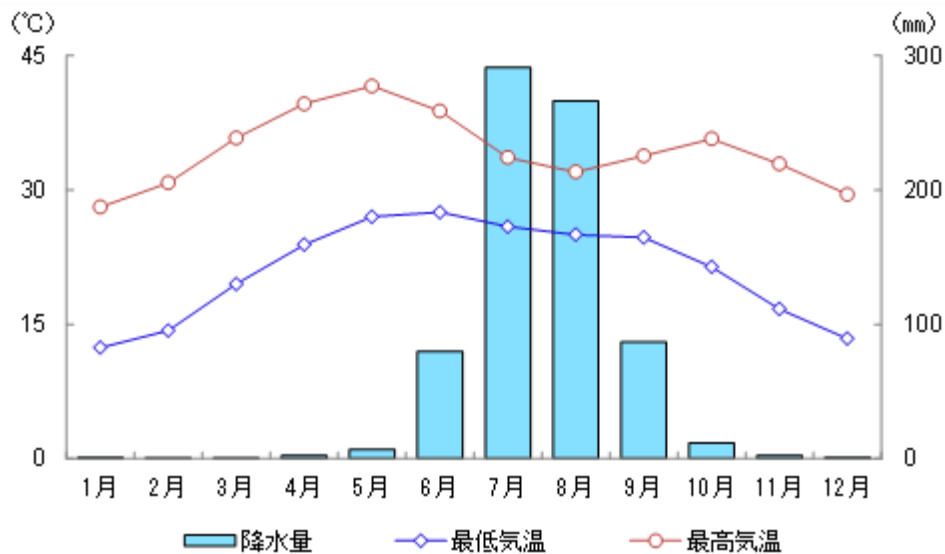
【気候】

グジャラート州は、冬は暖かく過ごしやすい。一方、夏は酷暑で、アーメダバードでは暑さのピークを迎える 5 月には最高気温が 50℃近くになることもある。またモンスーンの時期(6～9 月)に年間降水量のほとんどが降り、洪水が頻発する。2017 年 7 月には死者 270 人以上を出す大規模な洪水に見舞われた。



グジャラートの市街地

図表 27-3 アーメダバードの気温と降水量



(注) 1981～2010年の平均値

(出所) インド気象庁より作成

【教育】

欧米のメーカーの集積が比較的早かったこともあり、アーメダバードにいくつかのインターナショナルスクール（Ahmedabad International School など）がある。2025年8月時点で日本人学校はないが、2024年7月に JG インターナショナルスクール内に「日本型教育コース（インド・ジャパニーズスクール）」が開設されている。こうした事情から、日本人駐在員の多くはは単身赴任するか、家族はグルグラムに住み、駐在員は平日アーメダバードで、週末をグルグラムで過ごすのが一般的である。

【医療】

医療は比較的発達していると言われ、オペレーターを通じて英語でやり取りが可能な病院やジャパニーズヘルプデスクによる日本語対応が可能な医療機関もある。ただし、日本人駐在員はシンガポールやバンコクの病院に行ったり、日本に帰国した際に病院にかかったりする人が多い。

【治安】

飲酒が禁じられており、かつ性格が穏やかな住民が多いため、治安は全般的に良い。ただし、アーメダバードなどでは2015年に特定の社会階層に対する優遇施策をめぐる「パティダール」と呼ばれるグループによる暴動が発生し、一部地域に外出禁止令が発令され、死者数人を出す事態となった。インドでは、「その他後進階級」（Other Backward Classes : OBC）と呼ばれる特定の社会階層出身者に大学の入学枠や公務員のポストを優先的に割り当てる制度があるが、パティダールは自らのグループを OBC に加えるよう、大規模な抗議活動を行い、それに抗議する別グループとの軋轢を招いてきた。なお、パティダールは多くのメンバーが「パテル」姓を名乗っていること

から、前州首相アナンディベン・パテル（Anandiben Patel）氏の辞任につながったという見方もある。

また、2016 年 3 月には、国境を接するパキスタンのテロ組織が州内に潜伏しているとして、警報が発令されたこともある。2019 年 8 月、インド治安当局はグジャラート州に対し、パキスタンを拠点とするテロリストグループが攻撃を計画しているとしてムンドラ港、カンドラ港当局に通知している。

【住居】

日本企業が多く進出しているのがアーメダバード市周辺地域（市外）の「マンダルベチャラジ特別投資地域（SIR）」地域であることから、この地域に居住している日本人駐在員が多い。

参考：ジェトロ「アーメダバード地域の生活実態（1）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/184b72a22637776c.html>

【日本食】

アーメダバードでは日本食材は EC サイト「MAIN DISH」で購入できる。Magson という高級スーパーマーケットでは肉や魚も購入できる。また、日本食レストランもアーメダバードに数軒しか存在しない。市内の和食レストランでは和食弁当の配達も行っている。

参考：ジェトロ「アーメダバード地域の生活実態（2）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/aa06f4b8cf54d259.html>



マンダル工業地帯周辺の
サービスアパートメント兼レストラン



レストラン「帝」

【金融】

アーメダバード国際空港から約 12 km、州都のガンディガナルから約 8 km の位置にグジャラート国際金融テックシティー（Gujarat International Finance Tec-City、GIFT）の開発が進められている。同地区は 2007 年に当時グジャラート州首相であったモディ首相がインド初のスマートシ

ティとして提案したもので、2012 年から開発が進められている。

GIFT 内の経済特区では、入居企業は外貨での資金調達、資産運用が可能であり、2017 年 1 月に開設されたインド国際取引所 (India INX) では、株式や債券に加え、デリバティブやコモディティの取引を 1 日 22 時間行うことを可能としている。2022 年 7 月には三菱 UFJ 銀行、JP モルガン、ドイツ銀行が進出している。

邦銀では、みずほ銀行がムンバイ支店アーメダバード出張所を設けており、法人向けサービスを提供している。また、地場大手商業銀行の多くがアーメダバードに支店を置いているため、給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。

2. 主要工業団地

(1) ドレラ特別投資地域

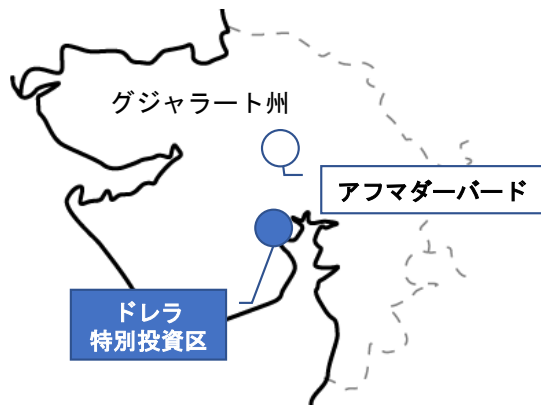
デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道を敷設し、その周辺に工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備を行うデリー・ムンバイ間産業大動脈(DMIC)構想の一環として開発されているドレラ特別投資地域(Dholera Special Investment Region : DSIR)はアーメダバードの南西 100 km に位置する。ドレラ特別投資区開発公社(Dholera Special Investment Region Development Authority : DSIRDA)が設計、開発を所管し、プロジェクトの実施は、中央政府と州政府により設立された特別目的会社であるドレラ産業都市開発会社(Dholera Industrial City Development Limited : DICDL)が担っている。

総面積は 920 km²であるが、沿岸部や農地などを除く 422km²が開発可能な地区となる。開発計画は 6 区分に分けられ、フェーズ 1 からフェーズ 3 の 3 段階に分けて 30 年間で開発を進めることとなっており、全体で 80 万人以上の雇用を創出する計画である。防衛、航空、電子・ハイテク、製薬・バイオ、重機、自動車・自動車部品、食品加工、金属・冶金製品などがドレラ特別投資区で特に有望なセクターとされている。フェーズ 1 では、153 km²の開発が進められている。

DSIR はアーメダバードと連結する自動車専用道路を 2 車線から 6 車線に拡幅する計画であり、現在は 4 車線に拡張されている。更に地下鉄(MRTS)でもアーメダバードと連結する予定である。デリー・ムンバイ産業大動脈の貨物専用の貨物専用鉄道とは 1.5 時間で接続している。バヴナガル国内空港とアーメダバード国際空港は車で 2 時間の距離であり、DSIR の北部に近接してドレラ国際空港が建設中である。港湾ではピパバヴ港が最も近く、約 200km の距離にある。その他、ムンドラ港やカンドラ港とも比較的近い。

2019 年 8 月には、政府系シンクタンクである NITI Aayog (インド政策委員会、会長はモディ首相)やインド工業連盟が、DSIR をインドでの電気自動車普及のハブとして位置付けることを発表している。

図表 27-4 ドレラ特別投資区の位置



（出所）各種ウェブサイト情報を参考に作成

（2）マンダル日系専用工業団地

マンダル日系専用工業団地（マンダル工業団地）はアーメダバードから北西に約 75 km、ムンドラ港まで約 350 km の地点に所在し（図表 27-5）、ホンダやスズキの工場からも近い。電力、水（ナルマダ川からの運河水）といった基礎インフラが充実しており、総面積は 1,235 エーカー（うちフェーズ 1 は 300 エーカー）である。

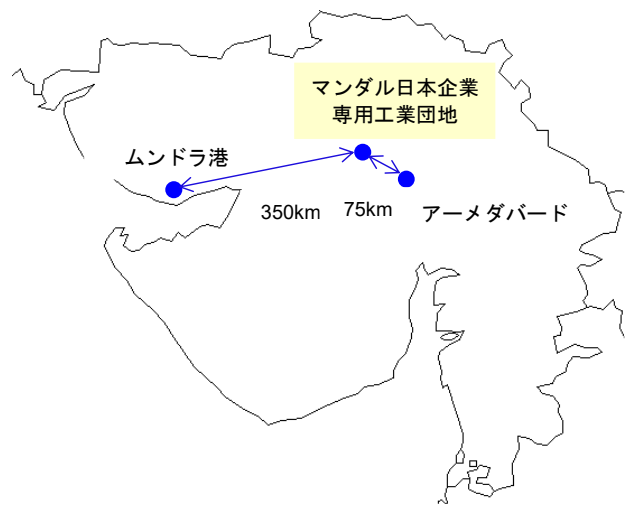
同工業団地は日本企業専用で、日本企業の資本比率 51%以上の企業が入居対象で、現在はフェーズ II のみ空きがある。2025 年 3 月時点では、近郊に生産拠点を構えるスズキやホンダへのサプライヤーを中心に 9 社の日本企業が入居している。

2021 年度の土地価格は m^2 あたり 3,510 ルピーで、州内の工業団地と比較すると中程度の価格帯であるが、価格は毎年改定される点に注意が必要である。

マンダル工業団地の特徴的な点は、豊田通商インドの子会社である「TechnoTrends AutoPark Private Limited」が提供する、貸工場や総務・バックオフィス支援サービスである。同社は工業団地内に 49 エーカーの土地を取得し、主に中堅・中小企業向けにレンタル工場サービスを展開する。レンタル工場は土地、建屋、基礎インフラが既に整備されている「プラグ・アンド・プレイ型」で、企業は入居後すぐに操業できるようになっている。このように既に区画分けされたレンタル工場を利用するのではなく、特別な仕様の工場が必要な場合には、オーダーメイドを選択することも可能である（図表 27-6）。

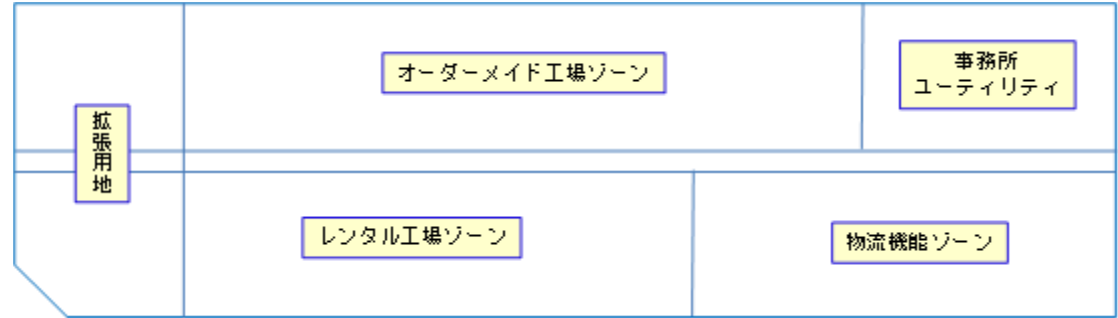
同社は、各種の総務・バックオフィスサービスとして経理、食堂運営、従業員通勤用の乗合バスの運行などのサービスを提供しており、利用企業はリードタイムの短縮、初期投資・ランニングコストの削減を図ることも期待できる。貸工場事業の開始に合わせ、2017 年 1 月に国際協力銀行（JBIC）は「TechnoTrends AutoPark Private Limited」に対して最大 8 億円の出資を決定した。

図表 27-5 マンダル工業団地の位置



(出所) JETRO より作成。白地図は「Craft Map」より取得、加工した。

図表 27-6 マンダル工業団地の貸工場スペースレイアウト



(出所) 豊田通商プレスリリース「インド・グジャラート州で日本企業の進出支援・貸工場を展開～インド初の官民連携による新たな形の工業団地事業～」(2015 年 2 月 9 日) より作成

ひとくちメモ 18： マンダルでの日本式ものづくり教育

2018 年 9 月 24 日、Toyota Tsusho India Pvt. Ltd. は、マンダル工業団地内の日本企業向け専用工業団地に Toyota Tsusho NTTF Training Center を設立し、日本企業の求める人材の育成を開始した。同センターは、同年 10 月 18 日に、経済産業省の「日本式ものづくり学校」に認定されている。

現地で操業する日本企業にとって、現場のリーダーや日本式ものづくりを理解した人材をいかに確保するか・育成するか、が大きな課題の一つとなっている。また、マンダル地方には所得水準の低い家庭も多く、優秀でありながら十分な教育が受けられない若者も多い。こうした若者達に教育の機会を提供し、日本式ものづくりの考え方や技術を教えることは、日本企業にとっては、「規律とチームワークを具えた信頼できる人材」「知識に加え、現場経験を積んだ人材」「日本企業の企業文化への深い理解を持つ人材」を採用することができ、現地の若者達にとっては、知識と技術を身に付けることで職を得るチャンスが広がるとともに将来設計が可能となり、双方にとって大きな意義を持つことになる。

2025 年現在もこのプログラムは継続しており、グジャラート州立工科大学との連携によるディプロマコースも開始された。2024 年には第 3 期生 7 人と、第 4 期生 14 人が卒業し、マンダル工業団地の入居企業を含む 8 社の日系企業に就職するなど、人材育成は順調に進んでいるようである。



スズキ自動車のグジャラート工場

(3) 主要工業団地

図表 27-7 主要工業団地の概要（2025 年 6 月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	現状の進出余地	進出済主要日系企業
サナンド 2 (SANAND II)	アーメダバード市中心部から約 35 km	GIDC※1	4,580 ルピー/㎡	※GIDC へ要問合せ	Hitachi Hi-Rel Power Electronics Mitsui Kinzoku Components India Unicharm India Hi-lex India MORESCO FCC Clutch India Takemoto Yohki India Lumax Industries TRAD Yazaki India IJL NIFCO Mitsubishi Electric Automotive Sysmex ミツバ 王子製紙 JTEK
ハロル フェーズ 2 (HALOL PHASE II)	バドーダラ市中心部から約 20 km	GIDC	2,680 ルピー/㎡	※GIDC へ要問合せ	TOTO (フェーズ 1)
ハジラ (HAJIRA)	スーラト市中心部から約 20 km	GIDC	4,900 ルピー/㎡	※GIDC へ要問合せ	L&T - MHPS Boilers AM/NS
ヴァピ (VAPI)	ヴァピ駅より約 5km	GIDC	6,340 ルピー/㎡	※GIDC へ要問合せ	Toray Kusumgar Advanced Textile

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	現状の進出余地	進出済主要日系企業
ダヘジ (DAHEJ)	バルーチ市より 約 40 km	GIDC	2,845 ルピー/㎡	※GIDC へ要問合せ	DIC Fine Chemicals Toyo Ink India Isgec Hitachi Zosen
サイカ (SAYAKHA)	バルーチ市より 約 14 km	GIDC	3,075 ルピー/㎡	※GIDC へ要問合せ	Nissan Bharat Rasayan Pvt.Ltd. Kansai Nerolac Paints Limited
マンダル フェーズ 2 (MANDAL PHASE II) ※日本企業専用工業団地	アーメダバード市中心部から 約 75 km。 メサナ市より 約 57 km	GIDC	3,510 ルピー/㎡	※GIDC へ要問合せ%	M A Extrusion India TS Tech (Mandal) Toyota Tsusho India Roki Minda Company Sanko Gosei Technology (India) Munjal Kiriu Industries Topre India Murakami Manufacturing India ASTI Inda
ジャガディア (JHAGADIA)	バルーチ市より 約 23 km	GIDC	1,910/㎡	※GIDC へ要問合せ	Asahi Modi Materials Vithal Castor Polyols
ESR ジャリサナ (ESR Jalisana)	アーメダバード市中心部から 約 90km	ESR Development Partners	<工場リース>18.75 ルピー/平方フィート・月+税 (GST18%)	空きあり（顧客の仕様に合わせて建屋を建ててリース (Built-to-Suit))	YAZAKI

(注) ※ 1 GIDC : グジャラート州産業開発公社 (Gujarat Industrial Development Corporation)
(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

ひとくちメモ 19： インドのワイナリー

インドではワインの生産も行われている。マハーラーシュトラ州の高地ではワイン製造が盛んであり、複数のワイナリーがワインをつくっている。特に有名なワイナリーとしては SULA Vineyards (<https://sulavineyards.com/>) が挙げられる。

マハーラーシュトラ州ナシクで 1999 年に設立された、世界的にも有名なワイナリーである。著名な国際的ワイン品評会 Decanter World Wine Awards では、2020 年に同ワイナリーの “Dindori Reserve Viogner Silver” と “Late Harvest Chenin Blanc” が銀賞を受賞している。また、同じく権威あるワイン評価誌「La Revue du vin de France」にもこのワイナリーのワインは何度か取り上げられているなど、2025 年現在もその評判は健在である。現に、2025 年現在同ワイナリーのワインは、インド国内のワイン市場の 50%以上を占め、首位の座にあるそうである。

SULA では、赤ワインの品種としてはカベルネ・ソーヴィニヨン、シラー（ズ）、テンプラニーリョ、ジンファンデル、白ワインの品種としてはソーヴィニヨン・ブラン、シャルドネ、ヴィオニエ、シュナン・ブラン、リースリングを栽培しているようである。宿泊施設やレストランが併設されており、ワイナリーツアーのほか、結婚式も執り行うことができる。

ナシクには Vallonné Vineyards や York Winery などほかにもいくつかワイナリーがあり、テイスティングなどを楽しむことができる。

マハーラーシュトラ州の冷涼な高地で、ワイナリーを巡って過ごすという休日もいいのではないだろうか。

第28章 地域編④：カルナタカ州

1. 地域概要

(1) 概要

①インドにおける経済的地位

カルナタカ州は、インド南西部に位置し、面積は 19.2 万 km²（全国土の 5.8%に相当）、州人口は 2011 年時点で約 6,110 万人（全人口の 5.0%に相当）である。同州は西ガーツ山脈、東ガーツ山脈が合流する台地に位置しており、北はマハーラーシュトラ州、西はゴア州とアラビア海、南はケララ州、タミル・ナドゥ州、東はアンドラ・プラデシュ州、テランガナ州と接している。雨雲が山脈に遮られ降水量は少ない。

2019 年の下院総選挙では、カルナタカ州の 28 の選挙区（28 議席）で、BJP が 25 議席を獲得。BJP と合わせて、カルナタカ州では 3 大政党であるインド国民会議派（INC）とジャナタ・ダル（世俗主義。以降、「JD（S）」とする）はそれぞれ 1 議席ずつの結果となった（その他が 1 議席）。一方、下院総選挙に先立って 2018 年に実施された州議会選挙では、BJP は 104 議席を獲得して党別では最多、INC は 80 議席、JD（S）は 37 議席であった。2013 年の州議会選挙の際には INC が 122 議席、JD（S）が 40 議席、BJP が 40 議席であったが、2018 年選挙では BJP が躍進し、その分 INC が議席を減らした結果となった。しかし、いずれの党も過半数には至らず、INC と JD（S）が連立政権を樹立していた。2019 年の下院総選挙での BJP 勝利を受け、それまでの連立与党の一部議員が辞任したことで、BJP が過半数を占めることとなり政権を獲得した。2023 年 5 月の州議会選挙では、最大野党の INC が 2018 年時から 56 議席増の 136 議席を獲得して単独過半数に達し、躍進した。一方、与党の BJP は 38 議席減の 66 議席に後退し、大敗を喫した。2025 年 8 月時点、州首相は INC のシッダラマイヤ（Siddaramaiah）氏である。

カルナタカ州には航空宇宙、自動車・自動車部品、建設・土木、工作機械、バイオテクノロジーなどの諸産業が集積している。2022 年 4 月～2023 年 3 月の同州の名目 GDP は全国 GDP の 8.3% を占めている。「Demographia World Urban Areas 19th Annual: 202308」によると、州都ベンガルールの人口は 2,526 万人（2023 年）で、デリーに次ぐ規模である。1991 年の経済自由化以降、ベンガルールには IT 企業の集積が進んでいる。その一因として、Y2K（いわゆる「2000 年問題」）への対応のため、欧米企業が IT エンジニアリング業務をアウトソースしたことが挙げられる。

ベンガルールには地場の世界的ソフトウェア企業のインフォシス（Infosys）やウィプロ（Wipro）、欧米企業では Google、アマゾン、マイクロソフト、HP、IBM、SAP などが本社や地域本社を置くようになり、現在では「インドのシリコンバレー」と呼ばれるほど IT、先端製造業の R&D の中心地となっている。2018 年 11 月、楽天は、新たなテクノロジーを創出するための研究機関として「楽天技術研究所」をベンガルールに設立している。また、カルナタカ州政府は、インドの州政府として初めて、エコシステムを促進するためのプラットフォームである「Start up Cell」⁵⁵を設立しており、シード資金なども提供している。ベンガルールは 2025 年スタートアップ・エコシステムランキングでインド 1 位、世界では 14 位と、前年の 21 位から大きく飛躍している（23 章参

⁵⁵ <https://www.missionstartupkarnataka.org/karnataka-startup-cell?karnataka-startup-cell>

照)。ベンガルールにおける 2014 年から 2023 年にかけての VC からの資金調達額は 66.3 億ドルにのぼる。

なお、2021 年 11 月には Karnataka Digital Economy Mission は州を超えてスタートアップを支援する「Beyond Bengaluru Startup Grid」を立ち上げ、市場や資金調達のアクセスなどの支援を行っている。

ベンガルールは海拔 920m に位置する高原都市で、温暖な気候で非常に過ごしやすことから、「インドの軽井沢」と呼ばれており、日本人駐在員からの人気も高い。

なお、2006 年にインド政府は植民地時代に付けられたバンガロール（Bangalore）という都市名を、現地のカンナダ語で「豆の街」を意味するベンガルール（Bengaluru）に改めた。その由来は、かつて同地の王が狩りの途中で道に迷って空腹に窮していたところ、女性が煮豆を供したという故事とされる⁵⁶。

図表 28-1 インドにおけるカルナタカ州の位置



（出所）各種ウェブサイト情報を参考に作成

②工業団地・日系企業進出動向

ベンガルール周辺で日本企業が進出している工業団地としては、ビダディ（Bidadi、主な進出企業：トヨタ、豊田通商）、エレクトロニクス・シティ（Electronics City、同：横河電機、ファナッ

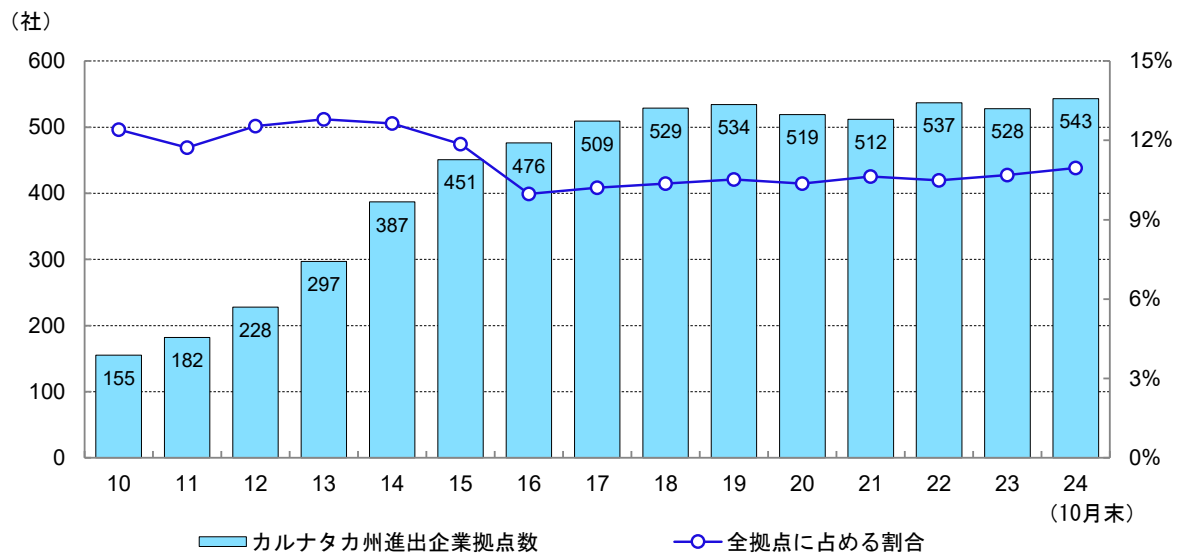
⁵⁶ 諸説あり。

ク、安川電機)、ナラサプラ (Narasapura、同：ホンダ) などがある。

また、日本工業団地⁵⁷として、ベンガルールから 86km 北西部にトゥムクウル (Tumkur) 地区の開発が進められている。

在インド日本国大使館によれば、2022 年 10 月時点でカルナタカ州に進出している日系企業の拠点数は 228 社、537 拠点である (図表 28-2)。拠点数は微増傾向にあり、の背景には、IT 関連や製造業での新規拠点設立目立つ一方、企業数は若干減少しており、拠点統廃合や事業再編によるものと考えられている。また、トヨタ・ルノー日産・ホンダなど完成車メーカーの進出に伴って、Tier1、Tier2 の部品サプライヤーも進出していることがある。

図表 28-2 カルナタカ州進出日系企業の拠点数推移



(出所) 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト (2025 年 6 月)」より作成

州政府は投資促進政策として、2020 年から 2025 年までの 5 ヶ年産業政策 (Karnataka Industrial Policy 2020-25) を推進している。Tier-2、Tier-3 都市を開発することや、5 億ルピー相当の投資を誘致し、200 万人の雇用を創出することを目指している。また、最近の労働法改正などとも整合をとっている。

⁵⁷ 2015 年 4 月の「日印投資促進とインド太平洋経済統合に向けたアクションアジェンダ」に盛り込まれた、日本からインドへの投資促進を目的に設定される工業団地。現在 12 か所が候補として設定されている。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

ベンガルール市内の渋滞はインドの大都市でも特に深刻で、2020年にオランダ企業が実施した世界の都市の渋滞の程度のランキングで世界6位となったが、同社の2024年のランキングでは3位に上昇している。

特に、通勤ラッシュの朝9～10時と夕方6～7時は渋滞がひどくなる傾向があり、最も渋滞がひどくなる日時は、金曜日の夜7～8時とのことである。

渋滞緩和を企図したベンガルール・メトロが日本の円借款（総額655億円）で建設されており、2022年4月時点、パープルライン（東西線、17駅18.1km区間）とグリーンライン（南北線、24駅24.2km）が運行している。ベンガルール・メトロ建設事業フェーズ2では、都心部の外郭環状道路沿いや環状道路から近郊の空港までをつなぐ空港道路沿いを含む3路線（約80km）を建設する予定となっており、2021年3月に円借款契約が調印されている（約520億円）。2025年8月時点では、このフェーズ2は2027年までずれ込む見通しとなっている。

【水】

大量の水を用いる企業の場合は、供給業者からタンクで定期的に購入することがあるとのことである。なお、タミル・ナドゥ州とは州境を流れる川の水利権を巡る農民同士の対立が常態化している。2016年9月、最高裁が上流側のカルナタカ州に対し、下流側のタミル・ナドゥ州へ水を供給するよう命じたことに対してカルナタカ州住民が反発し、タミル・ナドゥ州ナンバーの車や商店が放火され、警官隊とデモ隊の衝突で死者2名が出る事態となった。

この事件でベンガルール市の一部を含め州内に外出禁止令が出され、日本の完成車メーカー工場も操業を一時停止するなど、治安・経済に大きな影響が生じた。

【空港・港湾】

ケンペゴウダ国際空港がベンガルール市から北に約37km、ベンガルールとハイデラバードを結ぶ国道7号線沿線上に位置している。日本航空（JAL）が成田からベンガルールへの直行便を2020年に開設予定であったがCOVID-19の影響により延期となり、その後2022年から定期便の運航が開始されている。このほか、ベンガルールからは、シンガポール、香港、中東などやインド国内各都市に就航している。

カルナタカ州自体は西側がアラビア海に面し、マンガロール港などの官営港湾があるが、ベンガルールは州東側の内陸部にあり、西海岸の港との間では道路が整備されていない丘陵地帯を通る必要があるため、日本企業はタミル・ナドゥ州のチェンナイ港、カマラジャール港から原材料の輸入などを行うことが多いようである。

【電力】

Central Electricity Authority 「Annual Report 2023-24」によると、カルナタカ州では、2023 年度は 94,088 MU の需要に対し供給が 93,934 MU で、若干の需給ギャップがあったが、ピーク時需給については、17,212 MW の需要に対しギャップが生じていない。

【不動産】

企業集積に伴って土地・不動産価格は高騰しており、工業団地の土地価格・事務所賃料はデリーやムンバイと同程度となっている。

ベンガルール市内のチャンセリー・ホテル (Chancery Hotel) では、Toyota Enterprise India Pvt. Ltd. がビジネスコンビニ「NEXTEP」を開設し、ビジネスサポートや生活サポートなどを行っている。同社の親会社であるトヨタエンタプライズは、トヨタ自動車の完全子会社で、ビルメンテナンス、ホテル (指定管理)・保養所、レストラン・社員食堂などの事業を営んでいる。

②労働事情

【人材】

カルナタカ州の人は、比較的性格が穏やかで勤勉な人が多く、日本企業の企業文化と親和性が高いと言われている。特に IT 産業の集積したベンガルールではカースト意識も希薄で、労使関係のリスクも小さいとされる。人的資源開発省の「All India Survey on Higher Education 2021-2022」によると、カルナタカ州には 75 の総合大学、4,430 の単科大学があり、州別の大学数ではそれぞれ 4 位、3 位であった。高等教育における男子学生と女子学生の比率は 49%、51%と女子がやや高くなっている。ベンガルールには理数系・工学系の名門校が集中し、IT・スタートアップ企業と大学の連携が活発であり、STEM 教育においても女子学生の進出が進み、英語による高等教育が一般的であるなどの特徴がある。

トヨタ自動車の現地法人「トヨタ・キルロスカ・モーター」は、経済的理由から高校への進学が難しい中学卒業者を対象にモノづくりの技術を教育する「トヨタ工業技術学校 (TTTI)」を 2007 年に同社敷地内に設立した。日本の経済産業省は、インドの技能開発・企業家省との間で 2016 年 11 月に交わした「ものづくり技能移転推進プログラムに関する協力覚書 (MOC)」に基づき、2017 年 6 月に同校を「日本式ものづくり学校 (Japan-India Institute for Manufacturing : JIM)」として認定している。2025 年 5 月、TTTI は 2025~28 年期の新入生募集を開始し、経済的に困難な家庭の中学卒業者を対象として完全無償・全寮制の技能教育を提供するとしている。2023 年から定員を 600 名から 1,200 名に倍増し、女子学生の枠を 50%に拡大、インフラも強化され、女子寮や最新設備が整備されている。

また、2025 年 2 月の「Invest Karnataka 2025」では、日本企業 15 社が総額約 7,500 億ルピーの投資を表明しており、トヨタ・キルロスカやニデックほかの企業が参画している。

【賃金】

インド日本商工会と JETRO の「賃金実態調査概要」によると、カルナタカ州のスタッフとワーカーの 2023 年の実績は、スタッフが 8.9%、ワーカーが 10.8%であった。インド全体ではスタッフが 10.4%、ワーカーが 10.3%で、カルナタカ州では、スタッフの昇給率は全国を下回った。

③生活環境

【気候】

高原地域にあるため、南部でも気温や湿度が極端に高くはならず、比較的安定した穏やかな気候である。モンスーンの時期（9 月中旬頃）に雨が多く、洪水が起きる場合もあるが、チェンナイなどと比べると大規模災害は少ない。



ベンガルールの高所からの街並み

【教育】

日本人学校はないが、Canadian International School や Stonehill International School などのインターナショナルスクールがベンガルールに 10 校程度ある。また、日本人補習校（サタデースクール）があり、ベンガルール日本人会と PTA によって運営されている。2025 年 4 月時点の生徒数は 99 名である。

【医療】

日本人駐在員はバンコクやシンガポールの病院のほか、日本帰国時に病院にかかることも多いが、医療サービスは充実している。駐在員のリスクマネジメントサービスの利用も可能である。インドの病院の場合、診療、処置、薬の処方など窓口が細分化されているため、一連の医療サービスを受けるのに時間がかかる点に注意が必要である。

外務省のウェブサイト「世界の医療事情 インド」では、ベンガルールの医療機関として、Sakra World Hospital や Manipal Hospital Yeswanthpur, Yeshwanthpur Cloudnine Hospital Malleshwaram などの病院が紹介されている。

「世界の医療事情 インド」： <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/india.html>

ベンガルールの病院に関する情報は、在インド日本国大使館やベンガルール日本人会のウェブサイト⁵⁸でも紹介されている。

【治安】

ベンガルール市内の治安は良く、日本人が巻き込まれる凶悪犯罪は非常に少ない。ただし、中間層以上や若者を中心に飲酒に比較的寛容な風潮であるため、金曜や週末の深夜の外出は避けた方が良いとされている。

【住居】

ベンガルール市内で外国人駐在員に人気のエリアは、中心部の MG ロード (MG Road)、エンバシー・ハビタット (Embassy Habitat)、フェアモント (Fairmont)、郊外西部のホワイトフィールド (Whitefield) などである。

【日本食】

ベンガルール市内には日本食レストランが増えており、日本人シェフがいる店舗もある。日本食材は EC サイト「MAIN DISH」で購入できる。

【金融】

邦銀では、三菱 UFJ 銀行ベンガルール支店とみずほ銀行ベンガルール支店が法人向けのサービスを行っている。給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。

2. 主要工業団地

(1) トウムクウル地区：ヴァサンタ・ナラサプラ工業団地

ベンガルールから 80 km 余り北西にあるトウムクウル (Tumkur) 地区は、インド中央政府の「国家製造業政策」により製造業専用の工業地区 (National Investment & Manufacturing Zone : NIMZ) として指定された 12 か所の一つで、カルナタカ州の産業政策においても、優先的な開発が定められている。同産業政策のインセンティブも付与の対象となっている。

現在、同地区内のヴァサンタ・ナラサプラ (Vasanthanarasapura) 工業団地では入居企業の操業と並行して開発が進んでいる。工業団地の土地総面積は 8,484 エーカーであり、第 1～第 3 フェーズに分かれている。このうち、第 3 フェーズでは、520 エーカーを日本工業団地 (JIT)、約 500 エーカーを工作機械専用の工業団地 (Machine Tool Park : MTP) として開発中である。日系企業の

⁵⁸ 在インド日本国大使館：https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000572.html

ベンガルール日本人会：<https://www.bangalore-nihonjinkai.com/%E7%94%9F%E6%B4%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89-1/%E7%97%85%E9%99%A2/>

進出状況に関しては、東芝三菱電機産業システム（TMEIC）が進出済みであるほか、2024年2月時点でブラザー工業を含む4社の日系企業がJITに入居しており82.47エーカーが割り当てられている。また、同工業団地では食品産業の集積地である「メガ・フード・パーク」が稼働しており、多様な企業の進出が期待されている。

(2) 主要工業団地

図表 28-3 主要工業団地の概要（2021 年 3 月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ビダディ (Bidadi)	ベンガルー ル中心部よ り 28 km マイソール 行 き 州 道 (SH-17) 沿 い	KIADB※ ¹ 、 BVIPWA (民間) ※ ²	(1) KIADB 工業団地が 販売済み。 (2) 7,165 ルピー/㎡ (BVIP の 予定価格)	KIADB が開発した工業団地 (第 1 フェーズと第 2 フェー ズでは空きなし。 この他、トヨタ及びボッシュ などの部品サプライヤー企 業に作られた協会「ビダディ ベンダー工業団地福祉協会 (Bidadi Vendors Industrial Park Association ; BVIPWA)」は、 「ビダディベンダー工業団 地 (Bidadi Vendor Industrial Park)」という新 しい民間工業団地プロジェ クトを計画し、その第 1 フェ ーズでは 95 エーカーの工業 用地を収用済み。第 2 フェー ズで更に 300 エーカーを収用 予定。	トヨタ自動車、豊 田通商、豊田鉄 工、豊田合成、三 井物産、尾張精 機、三菱電機、ア イシン高丘など。
ハロハッリ 第 4 フェーズ及び 第 5 フェーズ (Harohalli P-IV &P-V)	ベンガルー ル中心部よ り 45km カナクプラ 行 き 国 道 209 号線沿 い	KIADB	(1) 6,177 ルピー/㎡ (第 4 フェ ーズの予定 価格) (2) 7,165 ルピー (第 5 フェーズ の 予 定 価 格)	申請受付中。第 1 フェーズ～ 第 3 フェーズでは空きなし。 第 3 フェーズでは、100 エー カーを女性企業家専用の工 業団地として開発する計画。 第 4 フェーズでは約 350 エー カーの工業用地が収用済み。 第 5 フェーズでは約 1,000 エ ーカーの用地が収用中。 電力：220/11 KVA の新たな変 電所を設置する予定。	東海ゴム(ハロハ ッリ第 2 フェー ズ)、川崎工業
エレクトロニク ス・シティ (Electronics City)	ベンガルー ル中心部よ り 22 km	KIADB	販売済み	空きなし	ファナック、横河 電機、安川電機

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ボマサンドラ・ ジガニ (Bommasandra- Jigani)	ベンガルー ル中心部よ り 26km	KIADB	販売済み	空きなし	豊田自動織機、矢 崎、Semitec、北 川など。
ホワイトフィール ド (Whitefield)	ベンガルー ル中心部よ り 18km	KIADB	販売済み	空きなし	牧野、NTT など。
エアロスペースパ ーク・エレクトロ ニクス ハードウ ェア パーク (Aerospace Park/SEZ) & (Electronic Hardware Park)	ベンガルー ル中心部よ り 35 km ハ イデラバー ド行き国道 (NH-7) 沿い	KIADB, CDC (民間) ^{※3}	(1) 6,918 ルピー/㎡ (KIADB エ 業団地の予 定価格) (2) 13,650 ルピー/㎡ (台湾工業 団地の予定 価格)	申請受付中。土地面積は約 500 エーカー。うち、60 エー カーの空き地。 同工業団地の近辺にある、電 子機器専用の工業団地 「Electronic Hardware Park」では台湾系民間デベロ ッパーである CDC 社が台湾工 業団地 (Taiwan Industrial Cluster) を開発中。土地面 積は約 160 エーカー。第 1 フ ェーズでは 70 エーカーが販 売中。	アマダ
ドッダバラプル オバデナハリ (Obadenahalli)	ベンガルー ル中心部よ り 36km	KIADB	4,941 ルピ ー/㎡ (予 定)	申請受付中。196 エーカーの 用地が収用済み。うち、約 75 エーカーの空き地。	武蔵精密、ケーヒ ン、サカタのタ ネ、タキイ種苗、 内外キャスティ ング、ホンダな ど。
マルール第 4 フェ ーズ (Malur P- IV)	ベンガルー ル中心部よ り 45 km 州 道 99 号線沿 い	KIADB	4,002 ルピ ー/㎡ (予 定)	申請受付中。総面積は約 450 エーカー。空き地は約 15 エ ーカー。基本インフラは整備 済み。 給水量：KIADB からの水供給 はなし。各企業が自分の井戸 水をアレンジする必要あり。	日本ピストンリ ング、ツジカワ、 油研工業など。

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ナラサプル (Narsapura) 第 2 フェーズ/ジャッ カサンドラ (Jakkasandra)	ベンガルー ル中心部よ り 55 km。チ ェンナイ行 き国道 4 号 線沿い	KIADB	2,174 ルピー/㎡ (水供給インフラ整備費用を除いた予定価格)	第 1 フェーズが販売済み。主に 92 のプロジェクトが承認されている。第 2 フェーズでは 628 エーカーが割り当て承認済みで、現時点では、空き地約 20 エーカー。	本田技研工業、バンドー化学、アイシン、エクセディなど。
ヴェームガル (Vemgal)	ベンガルー ル中心部よ り約 50 km。 国道 4 号線 沿い	KIADB	4,225 ルピー/㎡ (予定)	申請受付中。第 1 フェーズの総面積は約 620 エーカーで、空き地は約 5 エーカー。第 2 フェーズで更に約 500 エーカーの用地を収用予定。 給水量：現在、KIADB からの水供給はなし。各企業が自分の井戸水をアレンジする必要あり。なお、40MLD の処理済水をナラサプル、ヴェームガル、マール工業団地に供給するプロジェクトが計画されている。 電力：220/11 KVA の新たな変電所を設置する予定。	三菱エレベーター
ガウリビダヌール 第 2 フェーズ (Gowribidanur P-2)	ベンガルー ル中心部よ り約 70 km。 州道 7 号線 沿い	KIADB	1,939 ルピー/㎡ (予定)	申請受付中。第 2 フェーズの総面積は約 627 エーカー。空き地は約 30 エーカー 給水量：KIADB からの水供給はなし。各企業が自分の井戸水をアレンジする必要あり。地下水が豊富。 電力供給：各企業に 11 KVA を配電する。	なし
ピニア・ラジャジ ナガル (Peenya- Rajajinagar)	ベンガルー ル中心部よ り約 15 km。 ムンバイ行 き国道 4 号 線沿い	KIADB	販売済み	空きなし	日立工機、DOWA サーモテック、ミラプロ、サンライズ工業、DMG 森精機など。

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ドバスペット第 4 フェーズ (Dabaspeta P-IV)	ベンガルー ル中心部よ り約 50 km。 州道 4 号線 沿い	KIADB	3,706 ルピー/㎡ (予定)	申請受付中。総面積は約 890 エーカー。空き地は約 30 エーカー。 給水量: KIADB からの水供給はなし。各企業が自分の井戸水をアレンジする必要がある。 電力供給: 各企業に 11 KVA を配電する。	東海理化、東洋電機、日立・ターミナル・ソリューションズ
ヴァサンタ・ナラ サプ 第 2 フェーズ/第 3 フェーズ (Vasantha Narasapura P-II/P-III)	ベンガルー ル中心部よ り約 86km 国道 4 号線 沿い トゥムクル 市より 約 15 km	KIADB	(1) 1,730 ルピー/㎡ (P-II/P-III の予定価格) (2) 2,456 ルピー/㎡ (工作機械専用工業団地の予定価格) (3) 2,693 ルピー/㎡ (日本工業団地の予定価格)	申請受付中。第 2 フェーズは約 14 エーカー、第 3 フェーズでは約 1,100 エーカーの空き地。このうち、第 3 フェーズでは、529 エーカーを日本工業団地 (JIT)、約 500 エーカーを工作機械専用の工業団地 (Machine Tool Park、MTP) として開発中。 JIT では約 300 エーカーの空き地、MTP では約 250 エーカーの空き地。 第 4 フェーズで更に約 700 エーカーを収用予定。同工業団地が国家製造業政策 (National Manufacturing Policy、NMP) のもと、国 12 か所で開発する国家投資・工業地区 (National Investment & Manufacturing Zone: NIMZ) の一つとなる。 給水量: 現在、KIADB より 5MLD の処理済水施設を設置済み。 電力: JIT と MPT 用の 220/11KVA の新たな変電所を設置。	東芝三菱電機、ショーワなど。

工業団地名	アクセス	開発 主体	土地価格 (ルピー/㎡)	空き状況	進出済主要 日系企業
ホスール (Hosur)	ベンガルール中心部より約 40KM。 NH7 号線沿い。ベンガルール国際空港より 75 km。	SIPCOT※4	販売済み	P-I と P-II とともに販売済み。 総面積は約 2,000 エーカー。 P-III では 800 エーカーを収用予定。	朝日電装、ジャパンメタルビルディングシステムズ (JMBS)、India Nippon Electricals、関西ペイントなど。
GMR クリシュナギリ・インベストメント・リジョン (GMR Krishnagiri SEZ)	ベンガルール中心部より約 65 km。 NH7 号線沿い。ホスールより 20 km。	GMR (民間) ※5	3,706 ルピー/㎡ (P-2 の予定価格)	申込受付中。第 1 フェーズ (564 エーカー) が販売済み。 第 2 フェーズで 1,536 エーカーの工業用地が開発中。	トヨタ紡織

(注) ※1 KIADB : カルナタカ州工業団地開発局 (Karnataka Industrial Area Development Board)。オンラインで土地申請は可能 (URL: <http://164.100.133.168/kiadbportal/>)

※2 BVIPWA : ビダディベンダー工業団地福祉協会 (Bidadi Vendor Industrial Park Welfare Association)

※3 CDC : 台湾系の民間デベロッパー (Century Development Corporation.)
(URL: <http://www.centurydev.com.tw/>)

※4 SIPCOT : タミル・ナドゥ州産業振興公社 (State Industries Promotion Corporation of Tamilnadu Ltd.) (URL: <https://sipcot.tn.gov.in/>)

※5 GMR : 地場大手デベロッパー企業 (URL: <https://gksl.gmrgroup.in/>)

(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

第29章 地域編⑤：チェンナイ都市圏⁵⁹

1. 地域概要

(1) 概要

①タミル・ナドゥ州のインドにおける経済的地位

タミル・ナドゥ州は、インド南東部にある州であり、面積は 13.0 万 km²(全国土の 4.0%に相当)、2011 年時点の州人口は 7,215 万人(全人口の 6.0%に相当)である。同州はインド亜大陸の最南端に位置し、北にアンドラ・プラデシュ州、西にカルナタカ州とケララ州、南と東はそれぞれインド洋とベンガル湾に面している。インド洋を隔ててスリランカにも面している。

州内にはタミル人が多く、州名の由来にもなっている。文化的には北部のアーリア文化と異なるドラヴィダ文化の中心地で、インド独立以前は南部分離独立運動(ドラヴィダスターン)が起こった時期もあった。

同州の政治は、独立から 1967 年までは会議派が政権を担っていたが、1967 年以降はドラヴィダ進歩同盟(DMK)と全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟(AIADMK)の地域政党 2 党が圧倒的な議席を保有し、全国政党は少数派に甘んじている。2021 年 4 月の州議会選挙では、234 議席中 DMK が 133 議席(インド国民会議派(INC)などとの連立では 159 議席)を確保し、10 年ぶりに AIADMK に勝利し、政権交代が起きている。AIADMK は BJP やプロレタリア人民党(PMK)と協力を行ったが、その連立でも合計 75 議席の獲得に留まっている。

2021 年 5 月 7 日には、DMK の M.K.スターリン党首が州首相に就任している。スターリン州首相は、州副首相とチェンナイ市長の経験があり、州首相就任は初である。

2024 年の下院総選挙の結果は、タミル・ナドゥ州内の 39 選挙区(39 議席)で、DMK や INC を中心としたインド国家開発包括同盟(INDIA)が全議席を獲得した。獲得議席の内訳は DMK が 22 議席、INC が 9 議席、その他諸派が計 8 議席であった。なお、AIADMK は有していた 1 議席を失い、BJP は 1 隻も獲得できなかった。DMK は州政策運営の信任を得たとして、2030 年までに州経済を 1 兆ドルに成長させることを目標に、企業誘致などを継続していくと見られている。

同州は南インド経済の中心地で、2022 年度においてインド全体の GDP の 8.8%を占め、マハラシュトラ州に次いで第 2 位であった。また、2024 年 4 月から 2025 年 3 月までにかけて、タミル・ナドゥ州への FDI 流入は 36 億 8,000 万米ドルであった(インドで 5 位)。

古くから製造業が発展しており、州名目 GDP の 11.3%を占めている(2022 年度)。主要産業は自動車・自動車部品、医薬品、IT、エレクトロニクス、繊維、セメント、化学などである。ルノー、日産、フォード、現代自動車、ダイムラー、BMW など外資の完成車メーカーが集積し、自動車部品産業も地場・外資共に集積していることから、州都のチェンナイは「インドのデトロイト」とも称される。

⁵⁹ 本章ではチェンナイ都市圏として、タミル・ナドゥ州とアンドラ・プラデシュ州を指すものとする。

同州は再エネ導入にも積極的であり、2025 年 2 月末時点の容量ベースでは太陽光発電や風力発電など再エネ導入量の合計が 24.6GW であり、ラジャスタン州、グジャラート州に次いで 3 位である。

また、2022 年 5 月、インド再エネ大手 Acme Solar Holdings Ltd は、タミル・ナドゥ州に 7 ギガワット GW のグリーン・アンモニア（再エネ由来のアンモニア）生産施設開発に約 60 億米ドルの投資を行うと発表した。また、2024 年には双日と九州電力が、提携先であるシンガポールの複合企業であるセムコープ・インダストリーとともに、タミル・ナドゥ州南部のトゥートゥクディにグリーン・アンモニア製造プラントを建設することが明らかになっている。

また、ムンバイと並び映画産業が盛んで、中心地であるチェンナイ西部のコーダンバッカムは、ハリウッドになぞらえて「コリウッド」とも呼ばれる。なお、元州首相のジャヤラリタ氏や、AIADMK を結成したラーマチャンドラン（M. G. Ramachandran）氏は元俳優である。

タミル・ナドゥ州は 2012 年、「VISION2023」と呼ばれる中期経済計画を策定・公表した。この計画に沿う形で、「タミル・ナドゥ産業政策 2014」（Tamil Nadu Industrial Policy 2014）が策定され 2021 年に改訂が行われた。同政策では①州内製造業の年間成長率 15%の達成、②2025 年までに 10 兆ルピーの投資呼び込み、③2025 年までに 200 万人の雇用機会創出、④州の Gross State Value Added を 30%に引き上げ、といった目標が掲げられている。同政策では、投資誘致活動の強化、優遇措置の拡充などが行われている。

対象分野としては、従来の主要分野である自動車・自動車部品、化学、精密機器、重機、皮革製品、テキスタイル、金融サービス、ソフトウェアに加えて、「Sunrise Sectors」として宇宙航空・防衛、食品加工、再生可能エネルギー、エレクトロニクス、医療機器、電気自動車、バイオテクノロジー、医薬品などの分野も対象としている。2025 年 4 月には「タミル・ナドゥ宇宙産業政策」（Tamil Nadu Space Industrial Policy 2025）を承認し、①宇宙部門への 10,000 億ルピーの投資誘致、②1 万人の雇用創出、③将来を見据えた人材育成を 3 つの柱として掲げている。

また、研究開発（R&D）プロジェクト、工業団地開発、物流、海外直接投資にも焦点を当て、特に他国からの製造拠点の移管を呼び込むためのインセンティブも新たに設けられている。

図表 29-1 インド南部におけるチェンナイ都市圏の位置



(出所) 各種ウェブサイト情報を参考に作成

②アンドラ・プラデシュ州のインドにおける経済的地位

アンドラ・プラデシュ州（以下、AP 州）はインド亜大陸の東海岸（ベンガル湾側）に面した州で、北はオディシャ州、西はテランガナ州とカルナタカ州、南はタミル・ナドゥ州と接している。約 1,000 km の長大な海岸線を有し、ビシャーカパトナムなどの大規模な港湾 6 つを有する。2014 年 6 月に同州からテランガナ州が分離独立したが、分離前の面積は 27.5 万 km² で、ウッタル・プラデシュ州、マディヤ・プラデシュ州に次いで第 3 位の面積を有していた。IT の集積地として知られ、テランガナ州の州都も兼ねるハイデラバードが州都として機能している。

AP 州では、2024 年 5 月 13 日に州議会選挙と連邦下院総選挙が同日に実施され、州議会選挙（定数 175）では、テルグ・デーサム党（TDP）が圧勝し、135 議席を獲得した。ジャナ・セナ党（JSP）が 21 議席、インド人民党（BJP）が 8 議席を獲得し、国民民主連盟（NDA）が計 164 議席を占める結果となった。他方、前回 2019 年選挙で圧勝していた YSR コングレス党（YSRCP）は 11 議席に大幅減となった。この結果、TDP のナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ（Nara Chandrababu Naidu）氏が 2024 年 6 月に州首相に就任した。

連邦下院総選挙（AP 州の 25 議席）では、TDP が 16 議席を獲得し、NDA 内で BJP に次ぐ勢力となった。

なお、2019 年の前回州議会選挙後に州首相となった YSRCP のジャガンモハン・レッディ氏は、支持基盤であるブルーワーカーや農民寄りの立場を表明していた。同氏の方針により AP 州内の工場などで、従業員の 75%以上を州内居住者から雇用することを義務づける州法が公布されたが、この州法は現在も有効である。

また、新州都としてアマラーヴァティの開発と首都機能移転に向けた準備が進んでいたが、2019年の州議会選挙後の州政権交代により、当該計画は中止され、融資予定であった世界銀行やアジアインフラ投資銀行もプロジェクトから撤退した。しかしながら、2024年の州議会選挙でのTDPの政権奪還により、2025年5月にはアマラーヴァティを正式な州都として再指定する決定が州内閣で承認されている。州政府は中央政府に対し、2014年のAP州再編法を改正し、アマラーヴァティを同州の唯一の州都に指定するよう求めているが、議論は長引いている模様である。

AP州は2024年に「産業開発政策 2024-29 (Industrial Development Policy 2024-29)」を策定している。工業部門のGVA（産業部門別粗付加価値）を2024年度の3.4兆ルピーから2029年度までに7.3兆ルピーに伸ばすこと、2029年度までに30兆ルピー規模の投資及び100億米ドルのFDIを呼び込むこと、製造業で50万人の雇用を生み出すこと、175の工業団地を整備することなどが指標として盛り込まれている。

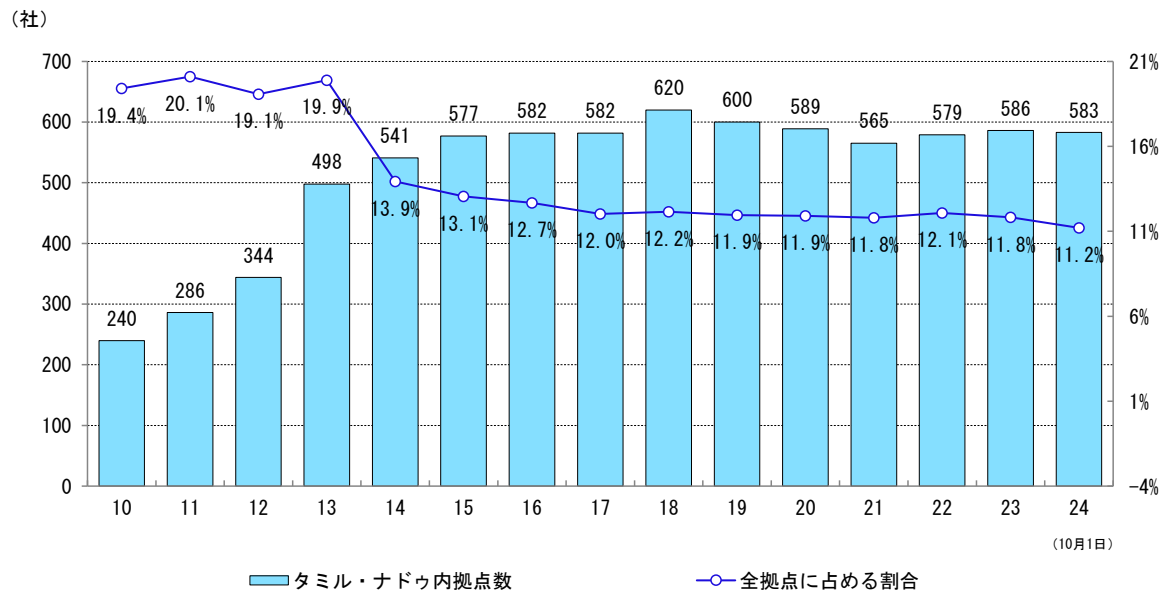
③工業団地・日系企業進出動向

チェンナイ都市圏には日本工業団地（詳細後述）が複数整備されており、日本のメーカーにとってはそれらの工業団地に入居すれば事業環境のトラブルは少ないと考えられる。

タミル・ナドゥ州の主要工業団地としてはワンハブ・チェンナイ（OneHub Chennai、進出日本企業：日立アステモ、味の素など）、オラガダム（Oragadam、同：日産、コマツなど）、ヴァラム・バダガル（Vallam Vadagal、同：ヤマハ発動機など）がある。

在インド日本国大使館とJETROのデータによると、2025年10月時点でタミル・ナドゥ州に進出している日系企業の拠点数は583で、2010年から2.4倍に増えている（図表 29-2）。拠点数増加の背景には、日本のニーズに合致した工業団地の整備が進んだこと、電力をはじめとしたインフラの整備が進んだことなどが考えられる。業種としては、輸送機器部門で日産、ヤマハ発動機などの完成車メーカーに部品を供給するサプライヤー、機械メーカー、食品加工などが多い。

図表 29-2 タミル・ナドゥ州進出日系企業の拠点数推移

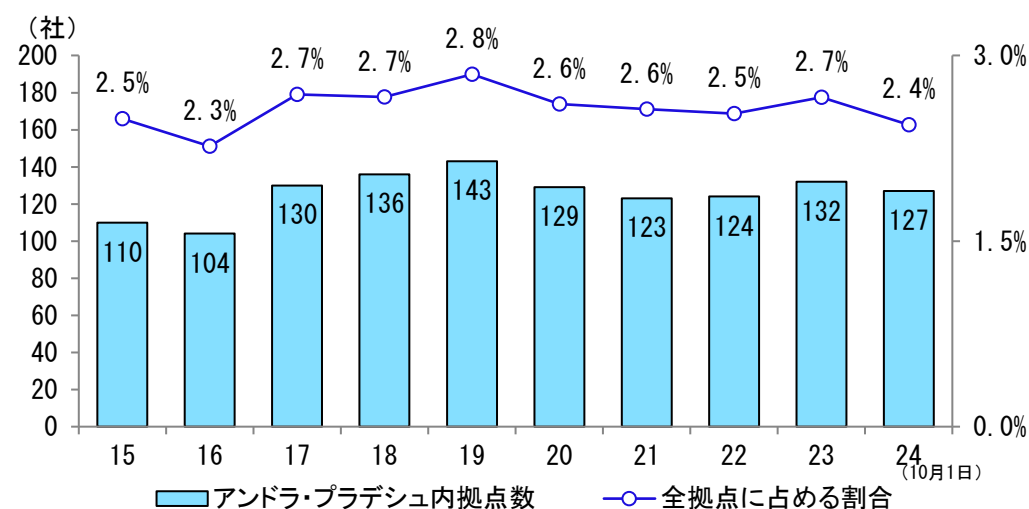


(出所) 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト (2025 年 6 月)」より作成

AP 州の工業団地としては、州南限地域に位置するスリ・シティ (Sri City) にいすゞ自動車、コベルコ建機、コベルコクレーン)、ユニ・チャームなど 10 社余りが入居している (詳細後述)。

同州進出企業の拠点数は 2024 年 10 月時点で 127 と、主要州に比べれば少ないが、タミル・ナドゥ州やカルナタカ州に比べて土地価格が低いことや、港湾や道路の輸送インフラの整備が進められている。スリ・シティ入居企業以外の進出企業としては、エーザイなどがある。

図表 29-3 アンドラ・プラデシュ州進出日系企業の拠点数推移



(注) テランガナ州独立後のアンドラ・プラデシュ州内拠点数

(出所) 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト (2025 年 6 月)」より作成

AP 州政府の主な投資関係機関として、大型投資案件の許認可などを行う州投資促進委員会（State Investment Promotion Board：SIPB）、投資家と州政府内の各機関をつなぐ窓口である経済開発委員庁（Economic Development Board：EDB）がある。

（2）進出日本企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

チェンナイ近郊では、市中心部、郊外の工業団地、チェンナイ・カマラジャール両港間それぞれの道路接続は概して良好である。ただし、他の主要都市と同様、時間帯によっては市中心部の渋滞が深刻である。この渋滞解消のため、日本の有償資金協力により、道路交通システムの高度化や周辺環状道路建設事業が行われている。

AP 州でも道路整備が進んでおり、チェンナイ市街地とスリ・シティ工業団地を結ぶ幹線道路の舗装状況は良好である。

【空港・港湾】

タミル・ナドゥ州のチェンナイ国際空港が南部のハブ空港として機能している。市内からの距離は 17 km と比較的近い。シンガポール、スリランカ、中東などと結ばれており、日本からはシンガポール経由でチェンナイに向かうことが多い模様である。2019 年 10 月 27 日より、全日空が成田～チェンナイ便の週 3 便（水、金、日）の運行を開始している。しかしながら、2024 年 10 月 27 日より 2025 年 10 月 25 日まで当便は運行休止が予定されている。

タミル・ナドゥ、AP 両州で合計約 2,000 km の海岸線を有するため港湾数も多い。主要な港としてチェンナイ、カマラジャール、カトゥパリ（タミル・ナドゥ州）、クリシュナパトナム、ビシャーカパトナム、カキナダ（AP 州）などがある。チェンナイ港は、重度の交通渋滞、不十分な設備と非効率なオペレーションなどの課題があることから、日本企業はカマラジャール港を用いることが多いとの声が過去のヒアリングでは聞かれている。カマラジャ港を使う日系企業は、主に完成車の輸出港として活用しており、インドに工場を構える日系・欧米系の自動車・トラック・建設機械メーカーが、同港から車両を輸出している。チェンナイ港は旧市街中心部に近く、港湾機能の拡大に限界がある一方、カマラジャ港は、埠頭の増設計画に加え、日本の円借款によるアクセス道路の完成が 2026 年に予定されるなど、利便性の向上が見込まれている。

【電力】

Central Electricity Authority 「Annual Report 2023-24」によると、タミル・ナドゥ州では、2023 年 4 月～2024 年 3 月は 126,163 MU の需要に対し供給が 126,151 MU で、若干の需給ギャップがあったが、ピーク時需給については、19,045MW の需要に対しギャップが生じていない。

また、同レポートによると、同期間の AP 州でも、80,209 MU のエネルギー需要に対し供給が 80,151 MU で、需給ギャップは 0 に近づいている。ピーク時需給については、13,237 MW の需要

に対しギャップが生じていない。

【通信】

通信環境は比較的整備されているが、郊外では不安定なことがある。AP 州政府は 2015～2016 年にかけて NEC や IoT（モノのインターネット）クラウド大手の kii などの複数の日本企業と、スマートシティに関連した通信や IoT について MOU を締結した。2017 年には Google の親会社であるアルファベットが人口密集地にインターネット接続サービスを提供することで州政府と合意している。また、チェンナイにおいて、NTT グループが手掛けたデータセンターが 2025 年時点で 3 拠点が増えている。さらに 1 拠点建設中であり、デジタルインフラへの積極投資を進めている。

【不動産】

タミル・ナドゥ州内の工業団地について、例えばスリ・シティ工業団地 Phase1 では 1m²あたり約 2,500 ルピー～（2025 年 3 月時点）である一方、バラム・バダガル工業団地では約 5,000 ルピーと、価格帯に幅がある。

②労働事情

【人材】

タミル・ナドゥ州には世界最大級の理工系大学であるアナ大学（Anna University）、インド最高水準の工業系国立大学であるインド工科大学マドラス校（Indian Institute of Technology, Madras）など高水準の教育機関があるため、優秀な理工系人材が豊富である。同州産業政策によれば、20 万人以上の大卒エンジニア、12 万人の技術教育機関（polytechnic institute）卒業生、3.5 万人のソフトウェアエンジニアが輩出されている。

また、温厚で勤勉なタミル人の気質は日本企業になじみやすいとされ、その点を決め手に進出してきた日本企業もあるとのことである。

AP 州進出日本企業の中には、スタッフをタミル・ナドゥ州から、ワーカーを AP 州で主に採用するため、従業員によって母語が異なる（タミル・ナドゥ州はタミル語、AP 州はテルグ語）結果となり、社内公用語を英語にしているケースも見られた。

【賃金】

チェンナイのワーカー、スタッフ賃金はムンバイ、ベンガルール、ニューデリーよりも低水準である。また、インド日本商工会の調査では、2024 年のタミル・ナドゥ州のスタッフ昇給率は 10.2%、ワーカー昇給率は 11.0%、AP 州のスタッフ昇給率は 7.7%、ワーカー昇給率は 8.1%である。AP 州は調査対象地域全体（スタッフ昇給率 10.2%、ワーカー 10.1%）を下回り、タミル・ナドゥ州は全体平均以上となっている。

③生活環境⁶⁰

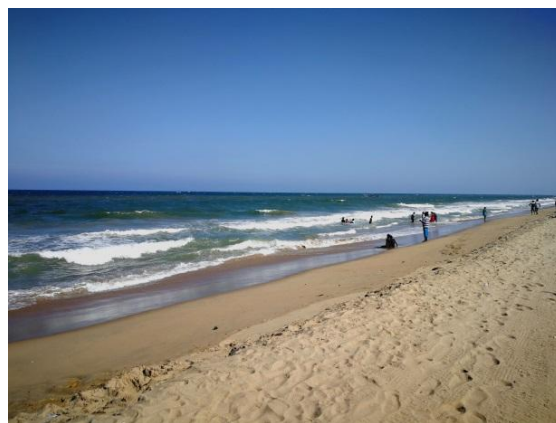
【気候】

タミル・ナドゥ州は山岳地帯、森林地帯、乾燥地帯、肥沃地帯、沿岸地帯と 5 つの地形区分を有する。年間を通じて高温多湿で、12 月を除き日中最高気温は 30℃を超える。

また、チェンナイ周辺は 10 月から 12 月にかけて季節風の影響で大量の降雨に見舞われ、洪水も少なくなく、サイクロンによって浸水や建物の倒壊が引き起こされることもある。過去には、2015 年 12 月に洪水の影響でチェンナイ国際空港が閉鎖され、2016 年 12 月のサイクロンでは 1 万 8,000 人が避難を余儀なくされた。2020 年に発生したサイクロンでも数十万人が避難し、2023 年のサイクロンでは 20 名の犠牲者が出ている。現地に進出する日本企業は、物損に備えて損害保険に加入しているとのことである。



チェンナイの高所からの街並み



チェンナイの海

【教育】

チェンナイに日本人学校はないが、「American International School」など複数のインターナショナルスクールがある。また、平日放課後に補習機会を提供する補習授業校がある。同校には 90 名の生徒が通っている（2025 年時点）。

⁶⁰ 教育機関、医療機関などの詳細はチェンナイ日本人会 <https://www.chennai-nihonjinkai.com/>、在インド日本大使館ウェブサイト http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Medical_New/chennaihospital.html を参照のこと。



チェンナイのショッピングモール



市内には高層マンションが立ち並ぶ



チェンナイ市内の「Fuji」レストラン
(出所) 現地調査にて撮影



市内のベーカリーショップ

【医療】

在インド日本国大使館のウェブサイトでは、「チェンナイ病院情報」のページで「Apollo Hospital Enterprises Limited」を救急医療が充実した近代的な病院として紹介している。日本人会ウェブサイトでも日本人がよく利用する病院がいくつか紹介されている。

ただし、他州と同様、日本人駐在員はシンガポールやバンコクの病院での受診や、日本に帰国した際に検診を受けることが多いようである。

【治安】

チェンナイの治安は比較的良好とされ、ムンバイやコルカタなど他の大都市よりも犯罪率は低い。ただし、観光地や公共交通機関におけるスリなどには注意が必要である。

【住居】

物件選びのポイントがチェンナイ日本人会のウェブサイト内の「暮らしの手引き」で紹介され

ている。可能であれば、複数の不動産業者に紹介を依頼し、多くの物件を見ること、セキュリティ、大型冷蔵庫の設置など現地の実情に沿ったアドバイスが掲載されている。

【日本食】

日本食材は EC サイト「MAIN DISH」で購入できる。チェンナイ市内には「くふ楽」や、「Nippon」、「Hokkaido」など日本食レストランが複数ある。また、Accord Metropolitan や Hyatt Regency などの高級ホテル内に日本食を提供するレストランが営業している。チェンナイ日本人会ウェブサイトにて日本食レストランを含むレストラン情報が紹介されている。

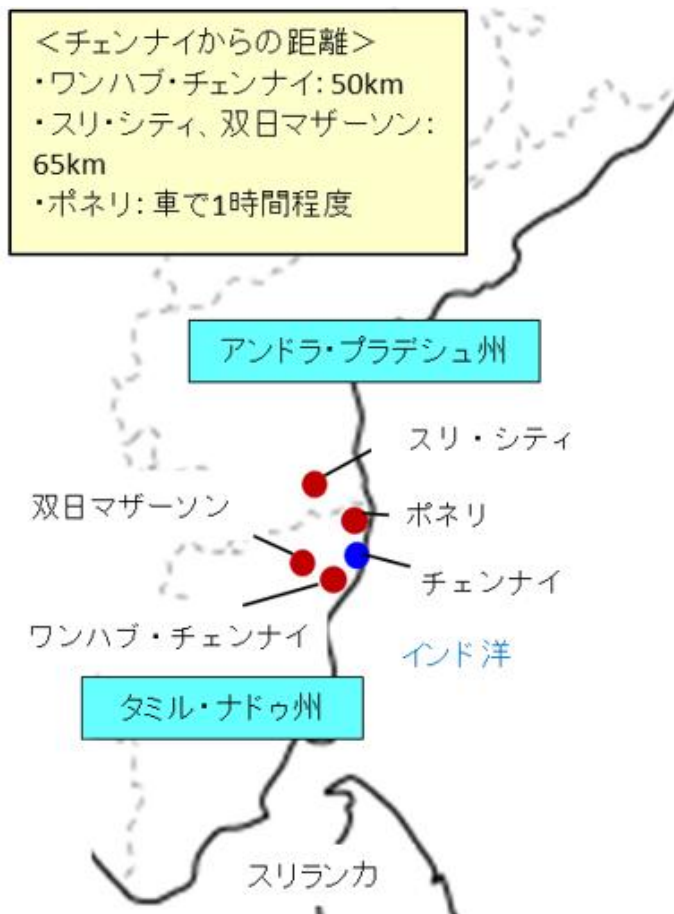
【金融】

チェンナイ市内では、三菱 UFJ 銀行とみずほ銀行が支店を開設し、法人向けサービスを行っている。給与振込、日常的に発生する決済や送金などについては、地場銀行に口座を作って行うことが一般的である。また、三井住友銀行も 2020 年 11 月よりニューデリー支店のチェンナイ出張所を開設している。AP 州には邦銀の展開はない（2025 年 8 月時点）。なお、スリ・シティ工業団地内に地場商業銀行最大手のインドステイト銀行（SBI）が支店を開設している。

2. 主要工業団地

チェンナイ都市圏には、日本工業団地 12 か所のうち 4 か所（ワンハブ・チェンナイ、双日マザーソン、オリジンズ・チェンナイ<以上タミル・ナドゥ州>、「アンドラ・プラデシュ州南限とクリシュナパトナム港の間の地域」<AP 州スリ・シティ>）が指定されており、として日本企業のニーズに対応可能な水準のインフラをはじめとした事業環境が提供されている。

図表 29-4 チェンナイ都市圏の日本工業団地の分布



(出所) 白地図は白地図専門店より取得、加工した

(1) ワンハブ・チェンナイ総合工業団地

ワンハブ・チェンナイ総合工業団地（OneHub Chennai）は、シンガポールの不動産開発大手アセンダス・シンブリッジ（Ascendas Singbridge）、地場不動産開発大手のアイレオ（IREO）、みずほ銀行、日揮が共同開発している工業団地である。工業区、オフィス、居住地区、商業施設、学校などを含めた「Integrated Industrial Township」の総合開発をコンセプトとしている。

ワンハブ・チェンナイはチェンナイ市内から南に約 50 km、幹線道路の OMR（Old Mahabalipuram Road）沿いに立地しており、チェンナイ港、カマラジャール港、オラガダムなど近隣の工業団地との接続にも優れている。居住、商業地区を含めた総面積は約 1,588 エーカーで、敷地内の幹線道路は 6 車線 46 m 幅、サブ道路は 24～36 m 幅で整備されている。電力インフラとしては 110 KV、230 KV のサブステーションを備え、188MVA の電力容量を有する。水インフラとしては日量 36 ML の供給能力を持ち、地上貯水タンクと共有の排水処理施設を備えている。

高砂香料工業、味の素、マルちゃん味の素（東洋水産・味の素の合弁）、日立アステモ、ダイセル、ヤマハの楽器・音響機器工場が稼動している。進出企業従業員のワーカー向け寮（300 人規模）も団地内に開発されている。土地価格は個別開示となっている。

図表 29-5 ワンハブ・チェンナイ工業団地内の様子



(注) 上段左：道路、上段右：看板、下段左：共有下水処理場、下段右：貯水タンク

(出所) 現地調査にて撮影

(2) スリ・シティ工業団地

スリ・シティ工業団地（Sri City）は AP 州南端部、タミル・ナドゥ州との州境近くの民間工業団地で、チェンナイ市から北へ 80 km（車で片道 1.5～2 時間程度）の国道 5 号線沿いに立地している。開発主体は Sri City Private Limited で、インフラ整備計画や都市のデザインはシンガポールや米国などのコンサルティングファームの協力で行われたため、先進国水準に近いと言われる。

団地内の道路は、サービスレーン付き 6 車線 68 m 幅の幹線道路の他、サービスレーン付き 4 車線 43 m 幅・31 m 幅道路、路肩付き 2 車線 24 m 幅・18 m 幅道路、2 車線 12 m 幅道路が整備されている。電力は 11 kV、33 kV が 24 時間供給され、8 MW の太陽光発電施設も設置されている。スリ・シティ工業団地ウェブサイト (<https://www.sricity.in/en/industrial-infrastructure/>) によると、10 億立方フィートの水供給を AP 州政府から割り当てられており、共有排水設備も備えている（2025 年 8 月 12 日最終閲覧）。

図表 29-6 スリ・シティ工業団地の様子



(注) 上段左：工業団地の案内板、上段右：団地内の道路の様子、下段左：団地内のサービスアパートメント敷地内の和食レストラン、下段右：隣接のサービスアパートメント
(出所) 現地調査にて撮影

工業用地の総面積は約 1 万エーカーで、土地価格は 1 エーカーあたり 1,000 万～1,500 万ルピー（インフラ利用料込）である。2024 年 8 月時点ではまだ空きがある。日本企業としてはいすゞ、コベルコ建機、ユニ・チャーム、東レ、パイオラックス（プラスチック部品製造）、IMOP（メタルワントと京葉ブランキング工業の合弁企業、建機用鉄鋼部品製造）など 2024 年 2 月時点で 28 社が操業している。その他、米国、台湾、中国などの外資企業、地場企業も入居している。

(3) オリジnz・チェンナイ

オリジnz・チェンナイ（ORIGINS Chennai）は、住友商事と、傘下に完成車メーカーのマヒンドラ・マヒンドラなどを持つ地場大手財閥のマヒンドラ・グループ子会社が共同開発する工業団地である。「日本工業団地」にも指定されている。2015 年 5 月に開発、販売、運営を行う合弁企業の設立に合意し、出資比率はマヒンドラ側 60%、住友商事 40%である。

チェンナイ市中心部から北西に 37 km の地点にあり、開発予定面積 264 ヘクタール（第一期）のうち 124 ヘクタールが開発済である。また、第二期では 300 ヘクタールの開発が予定されている。住友商事より日本人駐在員が 2 名常駐しているため、日本語での各種サポートが可能な点において大きな強みを持っていると言える。また、電力インフラに関しては、33kV または 11kV の受電を選択できる。マヒンドラ・グループはチェンナイ近郊でマヒンドラ・ワールド・シティ工業団地を開発・運営しており、住友商事も東南アジアで 5 つの工業団地の開発・運営を行った実績を有するため、現地事情や日本企業のニーズに即した入居企業へのサポートが期待される。なお、2024 年 8 月時点でヤンマー、三菱電機、オムロンヘルスケアなど 6 社の日本企業が進出済みまたは進出を決定しており、第一期分の土地の空きはわずかとなっている。

(4) 主要工業団地

図表 29-7 主要工業団地の概要（2024 年 8 月時点）

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/ エーカー)	現状の進出 余地 (注)	進出済主要日系企業
スリ・シティ (SRI CITY)	・ 国道 (NH) 16 号線沿い ・ チェンナイ 市内より北 約 80 km	Sri City (P) Limited	第一期_1000 万~1400 万ル ピー/エーカー 第二期_1200 万~1500 万ル ピー/エーカー	第一期_ほと んどなし 第二期_空き あり	いすゞ自動車、コベルコ建 機、神鋼商事、パイオラッ クス、メタルワン、ユニチ ャーム、愛三工業、日本通 運、菊和、日本発条、日鍛 バルブ、日本精機、東北特 殊鋼、東レ、THK、大紀ア ルミ、パナソニックライフ ソリューションズ、ミヤマ 電器、豊通サプライチェー ンソリューションズ、ダイ キン、王子製紙、ニムラナ スチールサービス
オリジンズ・チェンナイ (ORIGINS Chennai)	・ 国道 (NH) 16 号線沿い ・ チェンナイ 市内より北 約 37 km	マヒンドラ・グルー プ&住友商事	個別開示	第一期_15 エーカー 第二期_ ('25/4 以 降)	ヤンマー、日星電気、臼井 スシラ、トラックデザイ ン、三菱電機、オムロンヘ ルスケア
マヒンドラ・ワールド・シティ (MAHINDRA WORLD CITY)	・ 国道 (NH) 45 号線沿い	マヒンドラ・グルー プ&SIPCOT	3,500 万 ルピー/ エーカー	ほぼ空きな し ※最低申請	フジテック、SMC、坂崎彫 刻、NTN、武蔵塗料など

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/ エーカー)	現状の進出 余地 (注)	進出済主要日系企業
	・チェンナイ 市内より南 西約 55 km			単位は 2 エ ーカー	
ワンハブ・チェンナイ (OneHub Chennai)	・チェンナイ 市内より南 約 50 km	キャピタランド	個別開示	第一期_空き 若干数 第二期_ ('25/6 以 降)	味の素、マルちゃん味の 素、高砂香料工業、日立ア ステモ、ヤマハ楽器、ダイ セル
インドスペース (INDO SPACE)	・チェンナイ 市内より 南西約 55km	INDO SPACE DEVELOPMENT	<レンタル物件 > 26~30 ルピー /平方フィート /月 (規模/設 備による)	オラガダム 近郊 9 か所 に倉庫/工場 用レンタル) 物件有。計 33 エーカー。	豊田通商、椿本チエイン、 日通など
スリーカイラス (SREE KAILAS)	・チェンナイ 市内より南西 約 60Km	CELLASPACE	<レンタル物件 > 24~26 ルピー /平方フィート /月 (規模/設 備による)	3 エーカー (2024/6 建物完成予 定) 1.5 エーカー (2025 建物 完成予定)	豊田通商、日本通運、MOL Logistics
カサグラント (CASAGRANT)	・チェンナイ 市内より南西 約 55Km 圏内に 7 か所	CASAGRANT	<レンタル物件 > 40~45 ルピー /平方フィート /月 (規模/設 備による)	7 か所_計 200 エーカ ーあり	HITACHI ABB
グムミディポンディ (GUMMIDIPONDI)	・国道 (NH) 16 号線沿い ・チェンナイ 市内より北 約 40Km	—	1,100 万ルピ ー/エーカー	空きなし	ミツバ、Ionbond

工業団地名	アクセス	開発主体	土地価格 (ルピー/ エーカー)	現状の進出 余地 (注)	進出済主要日系企業
イルカトコッタ (IRUNGATTUKOTTAI)	・国道 (NH) 4 号線沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 35Km	—	1,700 万ルピー/ エーカー	空きなし	AGC、アロカトリビトロ ン、エアウォーター
ピライパッカ (PILLAIPAKKAM)	・国道 (NH) 4 号線沿い ・チェンナイ 市内より南 西約 50Km	—	1,530 万ルピー/ エーカー	空きなし	ヨロズ、ハイレックス、ス リーボンド
スリペルンブドゥール (SRIPERUMBUDUR)	・国道 (NH) 4 号線沿い ・チェンナイ 市内より南西 約 45Km	—	第四期_3,990 万ルピー/エー カー	空きあり 第四期_95 エーカー	ニチアス
オラガダム (ORAGADAM)	・州道 (SH) 48、57 号線沿 い ・チェンナイ 市内より南西 約 50Km	—	1,530 万ルピー/ エーカー	空きなし	ルノー日産、コマツ、日本 精工、ユニプレス、信越ポ リマー、カルソニックカン セイ
バラム・バダガル (VALLAM VADAGAL)	・州道 (SH) 48 号線沿い ・チェンナイ 市内より南西 約 50Km		1,700 万ルピー/ エーカー	空きなし	ヤマハ発動機、積水化学工 業、古山精機、協和カステ ック、王子製紙 など
チェイヤー (CHEYYAR)	・SH116 号線 沿い ・チェンナイ 市内より南西 約 95Km		800 万ルピー/ エーカー	空きあり 第二期_45 エーカー	ヴェルヴィンレンゴーコン テナーズ

(注) 空きなしとなっている工業団地でも、退去などの理由により若干の空きが発生する可能性あり。

(出所) JETRO「インドの工業団地情報」より作成

付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日本企業から、インドに進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介する。

■ 地場との競合激しく、黒字化の道のりは長い

インドは独立後から 1980 年代にかけて厳しい外資規制を採用していたため、「そこそこ」の技術水準の製造企業は数多く存在しています。これらの地場企業は「安く作ることに強みがあるため、消費財のように、価格競争に晒されやすい製品の場合は特に地場企業との競合が激しくなっています。

このため、日本で想定した単価が通用せず、収支計画（売上、利益）が未達となりがちです。結果として、単年度黒字になるまでに 5～7 年とか、初期投資を回収するまでに 10 年がかかってしまう日本企業も多いと聞いています。

インドへの進出に際しては、黒字化への道のりが長いことを想定し、運転資金などの手当てを十分見ておく必要があると感じています。

■ 東南アジアの事業モデルは通用しにくい。インド独自の戦略を

東南アジアや中国では、多くの日本企業がビジネスで成功し、利益を上げていると思いますが、このような成功体験はインドでは必ずしも通用しないと思います。よく言われることですが、「東南アジアや中国には、日本の製造企業が進出する前は、そもそも製造業が育っていなかった」ようです。このため、これらの地域では日本が得意とする生産方式や「カイゼン運動」などが浸透しやすかったのではないのでしょうか。

これに対し、インドには日本企業が進出する前に、一定程度の技術を持った製造企業が数多く存在しています。中には「トータルで安く作れるのであれば、設備も安くて構わない（機械の値段が半分であれば、耐用年数も半分で OK）」と考えるインド企業もいます。更に、顧客からの相見積もりの際に、減価償却費のコストを入れてこないインド企業もあるようです。

このように価格競争が厳しい状況にあることを想定し、如何に価格競争に巻き込まれないようにするかを検討した事業戦略が必要になるのではないのでしょうか。

■ インド人とのコミュニケーションには「二者択一」を多用

インド人の民族性を表すジョークに、「優秀な国際会議のコーディネーターは、インド人を黙らせ、日本人に話させる者だ」というフレーズがあるように、インド人の多くの方はとても話し好きです。こちらが聞いてもいないことを延々と話す人も珍しくありません（寧ろ、話さない人の方が珍しい）。

日本人の駐在員にとっては、現地のスタッフの話を真剣に聞くことは確かに重要な仕事の一つではありますが、これでは時間効率が悪くなってしまいます。

そこで、私（現地法人の責任者）は、インド人のスタッフに対して、まず「イエスかノーか」で答えられるような質問をするようにしています。回答が「イエス」でも「ノー」でも、このようにすれば確率半分（50%）で用が済みます。もしも、自分が想定していた回答でなかった方の答えがきたら、また二者択一の質問で尋ねます。

このように、会話のイニシアチブを自分が持てれば、話し好きのインド人とのコミュニケーションも効果的に行えると思っています。

■ インドの農産物活用も一考の価値あり

インドは世界の中でも有数の農業生産国です。コメ、小麦などの穀物や、バナナ、パイナップル、マンゴー類、ナス、ニンニク、たまねぎ、トマト、カシューナッツ、オクラなど、多くの品目の生産量が世界でも上位を占めています。

他方、残念ながら、まだ保存や輸送の技術が低いため、果実では総生産量のうち約3〜4割が廃棄されるとも言われているのが現状です。

しかし、見方次第では、インドの農産物を利用した食品加工分野には、多くの事業機会があるのではないのでしょうか。農産物の輸送分野でも、徐々にではありますが、日本企業の持つ技術力、例えば安価な常温保存技術の導入や低コストでの運営を可能とする保冷倉庫の試験運用などの動きもあるようです。

■ 省人化投資の動きは相当先

中国やASEAN諸国で人件費の上昇が進んでいるように、インドでも賃金上昇圧力は引き続き強いと感じています。例えば、2025年現在、ホワイトカラーの昇給率はおおよそ年10%、転職した場合は2〜30%増加する場合もあり、特に優秀層での人材獲得競争は激化しています。

このような中、インドと同じく人口大国の中国では、今後の若年労働力の減少もあり、生産ラインでは省人化投資が進んでいるとの話も耳にしますが、インドはまだそのような省人化投資のタイミングではないと思います。まだ賃金水準自体が低いこと、労働力

自体が依然として豊富であると感じられることが主な理由です。

■ 訴訟は現実的でないが、強気の姿勢も大事

インドでは、自社に似た製品（模倣品）が見つかるなど、知財面での問題が散見されます。私たちの会社の場合は、法務部にて協議し、相手方に差し止め請求をしました。「白黒つける」こと自体は実態にそぐわないものの、必要に応じて強硬策をとるという姿勢を相手側または市場に示すことが大事です。

建設工事の際に地場の業者と金額面で折り合いがつかず、その業者が不当に工事サイトを占拠するというトラブルに見舞われたことがありました。こちらが訴訟を辞さないという厳しい態度をとったところ、相手の態度が軟化し、双方が受け入れ可能な着地点で和解することができました。

■ 財務省 歳入情報局の査察に向けた準備を

最近、財務省 歳入情報局の査察が苛烈になっています。同局の担当者は令状なしで逮捕や貨物の通関差し止めができるほど大きな権限を持ち、さらに高圧的な態度で相手を威圧することも多々あるようです。プレッシャーに屈してデポジットの支払いを受け入れると、自発的な支払いとして扱われる可能性があるため、慎重な対応が求められます。同局の査察では会計士やコンサルタントなどの同席が認められないため、駐在員自身が明確に説明できるよう、文書化やマニュアル化、万一のためのリハーサルの実施などが重要です。詳しくは「23 章 最近のトピックス」をご参照ください。

■ 進出形態をどうするか

独資の場合は、意思決定や業務の方向性などについて合弁相手とタフな議論をする必要がない。合弁であれば相手側の商流が利用できて、トラブルの時もインド流の解決が可能。それぞれの形態のメリットについて、このような意見が多く聞かれました。進出形態では、取引先が特定の相手だけの場合は独資が、インドの市場で製品を販売するような場合で販路の伝手がないようなケースでは合弁が選ばれる傾向があるようです。また、合弁の場合も、マジョリティ出資かマイノリティ出資かにより、どれだけ意思決定に関与できるかは異なるため、慎重に見定める必要があります。

■ インドをどう活用するか

① 研究開発、Proof Of Concept などの拠点とする

インドでは豊富な IT・エンジニア・英語人材を有しており、スタートアップ・エコシステムも存在します。これらを活用して研究開発、Proof Of Concept の拠点とすることが考えられます。外資企業の実例も参考になるのではないのでしょうか。

② 内需の獲得を狙った製造拠点とする

14 億人に迫る人口、豊富な若年層、高い経済成長率など、巨大な内需市場を抱えるインドを市場として取り込むことが考えられます。インド企業との提携・合併や、インド企業への出資が選択肢としてはメインとなります。インドは、世界第二位の人口を擁すると同時に、一人あたり所得はまだ低位ですので、インド市場で通用する価格水準は日本とは異なり、日本の製品をそのままインドに適用しようとしてもうまくいかないことが多いようです。トライアンドビルドで現地での製品デザインが重要とのことです。

③ インドを輸出拠点とする

ASEAN、中東、アフリカへの近接性といった地理的条件や、各地域の印僑の存在を考えると、インドを輸出拠点とすることが考えられます。この場合も、インド企業との提携・合併や、インド企業への出資が選択肢としてはメインとなります。

■ インドでの紛争忌避策

日系企業が現地パートナーと揉めるケースが多いです。パートナーシップを解消する場合、インドでは紛争が長くなる傾向にあります。事業計画がうまくいかなかったときの責任の所在など、パートナーシップ解消に関する内容も、当初から定めておいた方がいいようです。

また、民事裁判は時間がかかりすぎるため、外国企業にとって有用な紛争解決策ではないと言えます。例えば、債権の回収については、力がある企業は取引条件を現金払いとして、リスクを避けるなどの対策を講じています。ただし、このようなパワーを持たない企業にとっては、自社に有利な取引条件とすることが困難である可能性も高いです。

■工業団地

工業団地に入らず、自ら土地を購入する場合、地域、政府との関係構築、電気、ガス、水などのインフラは独自で対応しなければなりません。地元の権力者とのつながりを考慮して手配が必要になるなど、事業運営もしにくくなります。工業団地に入居するのであれば、上記のような交渉が不要となります。また、安定したインフラを得られるという利点もありますし、行政への対応（担当者によっていうことが違うといったケースで苦労する）なども比較的楽に済むのではないのでしょうか。

なお、工業団地のデベロッパーが土地を買い上げて工業団地を開発するケースで、土地買い上げの価格が安すぎると、地権者との紛争が継続することがあります。インドは、土地の権利関係が複雑であるため、しっかりと土地のデューデリジェンスを行う（過去30年間の権利関係の確認、裁判記録の確認など）ことをアドバイスします。公的な工業団地は、民間と比べて上記のリスクは少ないと言われますが、それでも問題が発生することはあります。

■ トップと合意できても部下が遵守しない。証跡残しが重要

インドの地場企業を訪問し、同社のトップと業務提携の合意を取り付けることに成功しました。しかし、実際に業務提携の下準備を進めようとしても、なかなか前に進まなくて困った経験があります。

同社に限らず、インド企業の場合、会社のトップ同士で話を付けたとしても、現場責任者（事業部長クラス）が「俺は話を聞いていないから」と言って、こちらの言うことを聞いてくれないことも少なくないようです。

このため、相手企業のトップと合意した証跡（議事録など）を残すとか、相手企業のトップに現場責任者を呼んでもらって目の前で指示させる（これも証跡を残すことが必要）などの配慮が必要になります。

■ インド国内市場

国内市場を狙うなら、価格帯や製品に対するインド人の好みを考慮することが重要になります。また、地場企業と同等の価格水準を設定することも重要です。日本製であることで高価格が許容されるようなことはあまりないようです（思ったほど、日本プレミアムは付かない）。現地では販社のトップはインド人を配置し、販売部分は、インド人に任せの方が、結果が出るという声も聞かれました。

付録2 よくある質問（FAQ）

（1）インドへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

インドのニューデリーであれば、商工業省産業政策促進局（Ministry of Commerce & Industry, Department of Industrial Policy & Promotion : DIPP）のジャパンプラス（JAPAN PLUS）で、投資環境に関する情報が入手できます（<http://dipp.nic.in/japanplus/Default.aspx>）。

インド大使館

所在地：〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11

電話： 03-3262-2391、03-3262-2397

E-mail : ts@indembassy-tokyo.gov.in

（2）インド国民の多くがヒンドゥー教徒だと思いますが、労務面で気を付けるべきことにどのようなことがあるのでしょうか？ また、カースト制度は根強く残っているのでしょうか？

現地進出企業へのヒアリングによりますと、「ヒンドゥー教だから」という理由で労務面を気にしている企業は少なく感じられました。また、カーストについても、1950年に制定された憲法の第17条に、不可触賤民を意味する差別用語の禁止、カースト全体についてもカーストによる差別の禁止が明記されており、現在は原則として採用や昇進をカーストによって差別されることはありません。

ただし、現在も特定のカーストやコミュニティに対する優遇措置（大学入学者や公務員ポストに関する優遇的な割当など）が存在しており、それをめぐってカースト間の抗争が突発的に発生するおそれがあります。

また、カーストではありませんが、ジョブ・ディスクリプション（Job Description）など、業務の範囲に対する意識、潜在的な職に対する差別意識が強い傾向はあります。ある日本企業では、顧客企業から訪問客が来たのですが、このお客様が同社の受付対応者に「お茶をよろしく」と伝えたところ、「自分は『御茶汲み』ではない」と抗議したそうです。『御茶汲み』はその受付対応者から見たら、卑下するような業務だったのでしょう。この問題は同社のインド人のマネジメントの間でも挙げられ、当該顧客企業との取引を続けるかを真剣に議論したそうです。

労務面で気を付けている点としては、州によっては社会主義の傾向が強い州もあるので、そのような州出身の方の面接には注意を払うとか、採用者が特定の州出身者に偏らないよう配慮するといったことを心がけている企業も少なくありません。

(3) インドでは外資規制はよく変わると聞きますが、どの位の頻度で変わるのですか？

また、中央が認可しても、地方で認可されないこともあるのでしょうか？

2010年3月より、商工業省産業政策促進局（DIPP）は、外国企業のインド国内に対する海外直接投資（FDI）に関して、それまで180件近く出されていたFDI規則（Press Note）を一つにまとめた統合版FDI政策（Consolidated FDI Policy）を発表しました。この統合版FDI政策は、毎年1回、改訂されていましたが、2020年以降は年次ではなく、随時改定される形に移行しました。

インドは州の権限が強いため、危険物の利用や土地の取得などに関しては州の許認可が下りなかったり、時間がかかったりする可能性があります。予め、州の投資受入機関に確認することをお勧めします。

(4) インドでは、あまり投資インセンティブがないと聞いたのですが、本当でしょうか？

インドには、①特別経済区（Special Economic Zone：SEZ）への入居企業に対する優遇措置、②輸出型企業に対する優遇措置、③特定の地域（州）における優遇措置があります。ただし、SEZへの入居以外の優遇措置は、輸入原材料に係る関税やGSTの免除や電気料金などに対する補助金に限られ、外資誘致に積極的な東南アジアの一部の国と比べ、それほど大きな投資インセンティブとは言えないのではないのでしょうか。

SEZ入居企業への法人税の免税措置は、過去には最大10年間適用されていましたが、2025年時点では制度変更により適用範囲が縮小されています。

中央政府とは別に、投資インセンティブを設けている州もあります。代表的な措置としては、電力料金の補助や年の取得支援、様々な税制優遇用地取得・リースに対する印紙税の減免措置などが挙げられます。

また、インド政府は、2020年4月に国内生産を促す生産連動型優遇策（Product Linked Incentive：PLI）の導入を発表しています。PLIスキームは、インド国内で製造された製品の売上高の増加分を補助金として企業へ支払うという政策であり、同政策を通して外国企業によるインドでの拠点設立、既存拠点の拡大を促し、雇用機会を創出するほか、インドの海外輸入への依存を減らすことを目的とした政策です。対象分野は携帯電話や電子機器・電子部品のほか、国内外で需要拡大が見込まれる化学電池や太陽光発電モジュールといった分野、インド経済への貢献度が高い自動車や医薬品、繊維製品などの分野、農家の収入増加につながる食品といった分野が加えられています。詳しくは第6章「2.メイク・イン・インディア」をご参照ください。

(5) インドの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

インドでは事業者同士（B to B）の価格競争は厳しいと言われますが、小売企業間での価格競争は殆どありません。

飲料や加工食品などには「最大小売価格（Maximum Retail Price : MRP）」と呼ばれる価格が印字されており、実質的にはこの MRP が小売価格になっているケースが多く見られます。

ただし、メーカーと小売との間の発言力は、概してメーカーの方が強いと言われています。このため、インドでは小売店からメーカーへの返品はできるようですが、小売側が返品を控えるケースもある模様です。

決済サイトについては、日本企業間であれば日本国内と同等のサイトが付与されるケースが殆どですが、地場企業や取引歴の浅い企業に対しての決済のサイトは一般的に短くなります。メーカー側が前金を求めたり、出荷から 7～10 日前後に小切手で代金を回収したりするところが多いとの声もありました。

(6) インドの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、インドにはニューデリーとムンバイに日本人学校があります。日本人学校は小学 1 年生から中学 3 年生が対象です。ニューデリー校には幼稚部があります。在籍者数は、ムンバイ日本人学校 36 名（2025 年 6 月時点）となっています。またでは

（ウェブサイト）

ニューデリー日本人学校： <https://ndjs.org/>

ムンバイ日本人学校： <https://japanese-school-of-mumbai.jimdoweb.com/>

ベンガルール日本人補習授業校： <https://sites.google.com/site/bangalorehoshuko/>

チェンナイ補修授業校： <https://jschool2013.jimdo.com/>

医療面については、在インド日本大使館のウェブサイト上に、主要都市の医療機関の情報や医療・衛生情報が掲載されています（http://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Medical_new.html）。医療機関の情報は、デリー・グルグラム、ムンバイ、ベンガルール、ジャイプール、コルカタ、チェンナイが対象となっています。

現地の日本人駐在員へのヒアリングによると、歯痛や胃腸炎など、比較的軽い症状の場合には現地の医療機関を利用しても不安はなく、日本より安上がりな場合もあるそうです。ただし、家族連れで赴任している駐在員の方やそのご家族には、医療の質に不安を感じる方もいらっしゃいました。特に、手術を要するような病気の場合は、日本かシンガポールの病院を勧める意見がありました。

娯楽に関しては、インドということで地元の人々はクリケットに勤しんでいますが、日本人の駐在員の場合はゴルフが多いようです。

食事面では苦勞が多いようです。特にグジャラート州はお酒の制約が厳しいです。外国人（日

本人)はお酒を買うことはできますが、「職場の仲間と気軽に飲みに行く」といったことは難しい場合もあります。また、ヒンドゥー教徒が多く、牛肉の調達も困難でベジタリアンも多いため、肉や卵の購入場所の選択肢も概して少ないです。しかしながら、最近ではグルグラムの日本食も充実してきており、複数の日本食レストランがあります。また、日本食材は EC サイト「MAIN DISH」がデリー、ムンバイ、ベンガルール、プネ、アーメダバード、ハイデラバード、チェンナイなどで購入することもできるようです。

(7) インドの治安に関する情報はどこで入手できますか。

全国的な治安・災害・疾病などに関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_001.html#ad-image-0)、または在インド日本国大使館のホームページ (http://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) で入手可能です。また、渡航前に外務省のたびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に連絡先を登録しておく、緊急時に情報提供を受けることができます。その他、各都市の日本人会でより地域的な治安情報をホームページ上で紹介している場合もあります。

(8) インドの交通事情について教えてください。

インドは、世界でも有数の交通渋滞が深刻な国として知られています。日本人駐在員の移動手段は、基本的にはタクシー、メトロ、あるいはオートリキシャとなるでしょう。短距離移動の場合は、運転手の後ろに乗る形のバイクタクシーなどもあり、四輪車のタクシーと同じく Uber や Ola などの配車アプリで手配することができます。ただし、インフラの未整備や、公共交通機関の不足、さらには交通ルールが守られないという道路事情もあり、特に朝夕の通勤、退勤時間帯の渋滞は深刻です。渋滞していなければ 20 分程度で到着する目的地であっても、時間帯によってはその倍程度かかることもあります。中でも、南部ベンガルールは、ニューデリー以上に渋滞が深刻で、朝 8 時を過ぎたあたりから急激に交通量が増えます。取引先を訪問する場合は、十分すぎるほど余裕を持って行動することが大切です。

また、都市部であれば、路上の渋滞の影響を受けないメトロを利用するのも一手です。ニューデリーやベンガルール、チェンナイ、ムンバイなどの主要都市で整備されており、通勤に利用している日本人駐在員もいるようです。



日本企業が多く入居するグルگرامの DLF Cyber City 近くの交通状況。
車間距離が非常に近く、オートリキシャや車などが入り乱れる。

付録3 日本国内での相談窓口

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） https://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目 12-32 アーク森ビル (総合案内6階)	Tel: 03-3582-5511 (総合案内)
駐日インド大使館 Embassy of India Tokyo, Japan https://www.indembassy-tokyo.gov.in/	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11	Tel: 03-3262-2391～2397 Fax: 03-3234-4866 Email: hoc.tokyo@mea.gov.in
一般財団法人海外投融資情報財団（JOI） https://www.joi.or.jp/	〒102-0073 東京都千代田区九段北二丁目3-6 九段北二丁目ビル	Tel : 03-5210-3311 (代表)

付録4 インド国内の相談窓口

1. 外国投資主要行政機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
インド準備銀行外国為替管理局 Exchange Control Department, Reserve Bank of India https://www.rbi.org.in/	C/o CGM-in-Charge and Secretary Secretary's Department Reserve Bank of India 16th floor, Central Office Building Shahid Bhagat Singh Marg Mumbai – 400 001	-
インド商工省産業政策振興局 DEPARTMENT FOR PROMOTION OF INDUSTRY AND INTERNAL TRADE https://dpiit.gov.in/	Udyog Bhawan, New Delhi 110011	Tel: 91-11-23061222 Fax: 91-11-23062626
インド財務省 Ministry of Finance	New Delhi 110011	-

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
INVEST INDIA (商工省と FICCI との J/V) https://www.investindia.gov.in/	Vigyan Bhavan Annexe, Maulana Azad Road, New Delhi 110011	Tel: 91-11-23048155 Email: contact@investindia.org.in

2. 主要業界団体

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
インド商工会議所 FICCI Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry https://ficci.in	Federation House Tansen Marg, New Delhi 110001	Tel: 91-11-23738760-70 Fax: 91-11-23320714 23721504 Email: ficci@ficci.com
インド産業連盟 CII Confederation of Indian Industry https://www.cii.in	The Mantosh Sondhi Centre 23, Institutional Area, Lodi Road, New Delhi - 110 003	Tel: 91-11-45771000 Email: info@cii.in
インド自動車工業会 SIAM Society of Indian Automobile Manufacturers https://www.siam.in	Core 4-B, 5th Floor, India Habitat Centre Lodhi Road, New Delhi – 110003	Tel: 91-11-24647810-12 91-11-47103010 Fax: 91-11-24648222 Email: siam@siam.in
インド自動車部品工業会 ACMA Automotive Component Manufacturers Association of India https://www.acma.in	The Capital Court, 6th Floor, Olof Palme Marg, Munirka, New Delhi : 110 067	Tel: 91-11-43520361 Email: acma@acma.in
インドソフトウェア サービス業界協会 NASSCOM National Association of Software and Service Companies https://nasscom.in	Bangalore Office JSS Institutions Campus, First Floor, CA Site No.1, HAL 3rd Stage Behind Hotel Leela Palace, Bangalore 560 008	Tel: 91-8041151705 / 706 Fax: 91-80-4115 1707 Email: bangalore@nasscom.in
家電製造業者協会	723, 7th Floor, DLF Tower	Tel: 91-1-46076704

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
CEAMA Consumer Electronics and Appliances Manufacturers Association https://ceama.in	B, Jasola District, Centre New Delhi – 110 025)	Email: info@ceama.in
インド電子産業協会 ELCINA Electronic Industries Association of India https://elcina.com	ELCINA House, 422 Okhla Industrial Estate, Phase III. New Delhi, INDIA-110020	Tel: 91-11-41615985 91-11-41011291 Email: info@elcina.com
インド製薬業者協会 IDMA Indian Drug Manufacturers’ Association https://idma-assn.org	102, Poonam Chambers, ‘A’ Wing, 1st Floor Dr. A. B. Road Worli, Mumbai - 400 018.	Tel: • 91-22-24974308 • 91-22-66626901 • 91-22-49729227 Email: sapna@idmaindia.com melvin@idmaindia.com

3. 州産業開発公社など

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
デリー DSI IDC Delhi State Industrial & Infrastructure Development Corporation https://www.dsiidc.org	N-36, Bombay Life Building, Connaught Circus, New Delhi - 110001	Tel: 91-23314231-33
ハリヤナ DEPARTMENT OF INDUSTRIES & COMMERCE, HARYANA https://haryanaindustries.gov.in	Directorate of Industries 1st Floor, 30 Bays Building, Sector17, Chandigarh	(日本投資家向け) Tel: 0172-2701344 Email: help.hryindustries@gmail.com

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
ウッタル・ブラデシュ UPSIDA Uttar Pradesh State Industrial Development Authority https://onlineupsidc.com	UPSIDC Complex, A-1/4 Lakhapur Kanpur-208024	Tel: 91-0512-2582851, 2582852, 2582853 Email: ceo@upsida.co.in
ラジャスタン RIICO Rajasthan State Industrial Development & Investment Corporation Limited https://industries.rajasthan.gov.in/riico	Udyog Bhawan, Tilak Marg, Jaipur, Rajasthan 302005	Tel: 0141-4593201 Email: riico@riico.co.in
マハーラーシュトラ MIDC Maharashtra Industrial Development Corporation https://www.midcindia.org	“Udyog Sarathi”, Marol Indl. Area, Mahakali Caves Road, Andheri (East)), Mumbai – 400 093.	Tel: 022- 47488312/47484699/4748 4679
タミル・ナドゥ SIPCOT STATE INDUSTRIES PROMOTION CORPORATION OF TAMIL NADU LTD https://sipcot.tn.gov.in	19-A, RUKMANI LAKSHMIPATHY ROAD, EGMORE, CHENNAI - 600 008.	Tel: (代表) 91-044-45261777 (投資家、企業窓口) 98943-22233 Email: (代表) tapals@sipcot.in (投資家、企業窓口) bizbuddy@sipcot.in
グジャラート iNDEXTb Industrial Extension Bureau https://indextb.com	Block No. 18, 2nd Floor, Udyog Bhavan, Sector 11, Gandhinagar 382 010.	Tel: 91-79-2325 6009 2325 0492 / 93 Fax: 91-79-2325 0490
アンドラ・ブラデシュ APEDB Andhra Pradesh Economic Development Board	APIIC Towers, Plot No-1 (9th , 10th & 11th floors), IT Park, Mangalagiri, Guntur(Dist),	Email: ceo@apedb.co.in

https://apedb.gov.in	AP-522503	

4. 日本政府関連機関など

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
在インド日本大使館 Embassy of Japan in India https://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_en/index.html	Plot No.4&5, 50-G Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi 110021	Tel: 91-11-4610-4610 2687-6581 Fax: 91-11-2688-5587 Email: jpembjic@nd.mofa.go.jp
在ムンバイ日本国総領事館 Consulate-General of Japan in Mumbai https://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	No.1, M.L. Dahanukar Marg, Cumballa Hill, Mumbai-400 026, India	Tel: 91-22-2351-7101 Fax: (代表) 91-22-2351-7120 (ビザ・在留届専用) 91-22-2351-7122 Email: ryoji@by.mofa.go.jp
在チェンナイ日本国総領事館 Consulate-General of Japan in Chennai https://www.chennai.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	No. 12/1, Cenetoph Road 1st Street, Teynampet, Chennai 600018 India	Tel: 91-44-2432-3860~3 Email: ○領事業務関連 (邦人援護、在留届、旅 券、戸籍、証明など) consularcgj@ms.mofa.go.jp ○その他のお問い合わせ (新型コロナ、臨時便情 報含む) cgjpchen@ms.mofa.go.jp
JETRO ニューデリー事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_newdelhi/	4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi 110019, INDIA	Tel: 91-11-4000-6900 Email: IND- info@jetro.go.jp
JETRO ムンバイ事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_mumbai.html	201, 2nd Floor, Naman Corporate Link, Plot no C- 31 & C-32, G Block, Bandra Kurla Complex, Bandra East, Mumbai-400 051, INDIA	Tel: 91-22-4201-0900 Fax: 91-22-2659-7260 Email: INB@jetro.go.jp
JETRO ベンガルール事務所	10th Floor, Tower B, Millenia Towers,	Tel: 91-80-4113-8168 Fax: 91-80-4113-8169

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_bangalore.html	Ulsoor Lake, Bengaluru 560 008, INDIA	Email: INL@jetro.go.jp
JETRO チェンナイ事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_chennai.html	Seshachalam Centre 8F, 636/1 Anna Salai, Nandanam, CHENNAI - 600035 INDIA	Tel: 91-44-6623-0100 Fax: 91-44-6623-0190 Email: INC@jetro.go.jp
JETRO アーメダバード事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_ahmedabad.html	9th Floor, SHAPATH-V, Opp. Karnavati Club, S.G. Highway, Prahlad Nagar, Ahmedabad-380015, INDIA	Tel: 91-79-4019-2121 Fax: 91-79-4019-2128 Email: INA@jetro.go.jp
JETRO ビジネスサポートセンター アーメダバード(BSCA) https://www.jetro.go.jp/services/bsc/bsca.html	9th Floor, SHAPATH-V, Opp. Karnavati Club, S.G. Highway, Prahlad Nagar, Ahmedabad-380015, INDIA	Tel: 91-79-4019-2121 Fax: 91-79-4019-2128 ※JETRO アーメダバード 事務所内
JBIC ニューデリー駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/new-delhi.html	306, 3rd Floor, World Mark2, Asset No.8, Hospitality District, Aerocity, New Delhi- 110037, India	Tel: 91-11-4352-2900 Fax: 91-11-4352-2950
インド日本商工会 (JCCII) https://jccii.in/	R-7B, Third Floor, Green Park Main Market, New Delhi – 110 016, India	Tel: 91-11-4358-6321 Email: jccii@jccii.in
ベンガルール日本人会 https://www.bangalore-nihonjinkai.com/	-	Email: blrjapan@tep-i.co.in
チェンナイ日本人会 https://www.chennai-nihonjinkai.com/	-	Email: uketsuke@chennai-nihonjinkai.com
アーメダバード日本人会 https://amd-japan.com/	-	Email: office@amd-japan.com
コルカタ日本人会 http://www.japan-club-kolkata.com/	-	Email: info@japan-club-kolkata.com

5. 金融機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
三井住友銀行 ムンバイ支店ニューデリー出張所 https://www.smbc.co.jp/global/network.html	2nd Floor, Worldmark3, Hospitality District, Aerocity, New Delhi 110037	Tel: 91-11-4768-9111 Fax: 91-11-4768-9222
三井住友銀行 ムンバイ支店 チェンナイ出張所 https://www.smbc.co.jp/global/network.html	10th Floor, Chaitanya Imperial Tower, Plot No.610, 610A, 612, D. No.1/104-BB, Block A, Annasalai, Teynampet, Chennai, 600018, Tamil Nadu, India	Tel: 91-44-6144-9999 Fax: 91-44-6144-9900
三井住友銀行 ムンバイ支店 https://www.smbc.co.jp/global/network.html	Unit No. 601, 6th Floor, Platina Building, Plot No. C-59, G Block, Bandra Kurla Complex, Bandra (East), Mumbai 400051, Maharashtra, India	Tel: 91-22-6229-5000 Fax: 91-22-6229-5050
三井住友銀行 ギフトシティ支店 https://www.smbc.co.jp/global/network.html	201B, Brigade International, Financial Center, 2nd floor, Building No-14A, Block-14, Zone-1, Gandhinagar, Gujarat, India, 382355	Tel: 91-79-6926-8600 Fax: 91-79- 6926-8601
三菱 UFJ 銀行 ニューデリー支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/newdelhi.html	5th Floor, Worldmark 2, Asset 8, Aerocity, New Delhi 110037, India	Tel: 91-11-4100-3456
三菱 UFJ 銀行 ニューデリー支店 ニムラナ出張所 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/needmrana.html	Office No. 10, Ground Floor, Commercial Plot No. 9, Japanese Zone, NICM, Nee mrana, Alwar, Rajasthan 301 705, India	Tel: 91-14-9467-0800
三菱 UFJ 銀行 ムンバイ支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/mumbai.html	602 & 603, Level 6, Inspire BKC, 'G' Block, BKC Main Road, Bandra Kurla Complex, Bandra East, Mumbai – 400 051, India	Tel: 91-22-6669-3000

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
三菱 UFJ 銀行 チェナイ支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/chennai.html	Seshachalam Centre, 6th & 7th Floor, 636/1, Anna Salai, Nandanam, Chennai 600 035, India	Tel: 91-44-4560-5800 91-44-4560-5900
三菱 UFJ 銀行 ベンガルール支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/bangalore.html	N701, 7th Floor, World Trade Center Bengaluru, Brigade Gateway Campus, 26/1, Dr. Rajkumar Road, Malleshwaram West, Bengaluru 560055, Karnataka, India	Tel: 91-80-6758-0000
三菱 UFJ 銀行 ギフト支店 https://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/bangalore.html	N701, 7th Floor, World Trade Center Bengaluru, Brigade Gateway Campus, 26/1, Dr. Rajkumar Road, Malleshwaram West, Bengaluru 560055, Karnataka, India	Tel: 91-80-6758-0000
みずほ銀行 ムンバイ支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Level-17, Tower-A, Peninsula Business Park, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai, Maharashtra-400 013, India	Tel: 91-22-4911-2000
みずほ銀行 ニューデリー支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	5th floor, Oberoi Corporate Tower, Building No. 11, DLF Cyber City, Phase-II, Gurugram, Haryana-122 002, India	Tel: 91-124-4851900
みずほ銀行 ムンバイ支店 アーメダバード出張所 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Office-A402, 4th floor, Commerce House-5, Nr. Vodafone House, Corporate Road, Prahladnagar, Ahmedabad, Gujarat-380 051, India	Tel: 91-79-4014-4666
みずほ銀行 ベンガルール支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	#462/440/339, 2nd floor, Near Jain Temple, NH 7/4-207, B. B. Road, Vijayapura Cross, Devanahalli, Bangalore, Karnataka-562 110, India	Tel: 91-80-4968-2000

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
みずほ銀行 チェンナイ支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Unit-11B, 11th floor, Prestige Palladium Bayan, Nos. 129 to 140, Greams Road, Chennai, Tamil Nadu-600 006, India	Tel: 91-44-4928-6600

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



- 第1章 概観(国土、民族、社会、歴史等)
- 第2章 政治、外交
- 第3章 経済概況
- 第4章 直接投資受入動向
- 第5章 日本との経済関係
- 第6章 外資導入政策と管轄官庁
- 第7章 主要関連法規
- 第8章 投資形態
- 第9章 主要投資インセンティブ
- 第10章 外資規制業種
- 第11章 許認可・進出手続
- 第12章 税制
- 第13章 用地取得
- 第14章 知的財産権
- 第15章 環境規制 ほか

NEW	インドの投資環境	(2025. 10 月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2025. 10 月)
NEW	タイの投資環境	(2025. 10 月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2025. 10 月)
	フィリピンの投資環境	(2024. 2 月)
	メキシコの投資環境	(2024. 2 月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小企業担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧ください。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



[主な掲載情報]

プレスリリース

各種お知らせ

セミナーのご案内

海外投資環境情報

各種寄稿・レポート

環境への取り組み

各種パンフレット

年次報告書

投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144

東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号

TEL：03-5218-3100

FAX：03-5218-3955

東京メトロ東西線「竹橋駅」3b 出口

東京メトロ「大手町駅」より徒歩 5 分

（法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部、監査部、リスク管理部）

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 経団連会館 14 階

東京メトロ「大手町駅」C2b 出口）



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号

ハービス ENT オフィスタワー 23 階

TEL：06-6345-4100

FAX：06-6345-4102

JR「大阪駅」西口より 徒歩約 2 分

JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分

阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より 徒歩すぐ

Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ

Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分

Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分

阪急電鉄「大阪梅田駅」中央改札口より 徒歩約 12 分



インドの投資環境

発行日 2008 年 11 月 初版
2013 年 12 月 第 2 版
2017 年 8 月 第 3 版
2019 年 12 月 第 4 版
2023 年 2 月 第 5 版
2025 年 10 月 第 6 版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目 4 番地 1 号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料は、株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人（以下、これらを併せて「当行ら」といいます。）との協力の下、インドの投資環境に関し、網羅的ではない一般的な情報を皆様に無償ベースにて提供するものです。本資料は、当行らが信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行らはその正確性・确实性を保証するものではありませんし、本資料の記載内容について、利用者に対して如何なる法的責任も負うものでもありません。本資料中の記載事項は、全て本資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、本資料中のいかなる内容も将来の投資収益等を示唆あるいは保証するものではありません。ご自身のご判断・責任においてご利用ください。